平成 26 年 3 月

定　例　会　会　議　録

亀　山　市　議　会

質　疑　内　容　（通告要旨）

【３月１０日】

代表質疑

１　竹井道男（市民クラブ）	４１～５６ページ

議案第２０号　平成２６年度亀山市一般会計予算について

１　平成２６年度予算編成の基本的な考え方について

２　中期財政見通しとの整合について

（１）歳入、歳出の変化点について

３　歳入に見合った歳出について

（１）適正な財政規模について

（２）投資的経費について

（３）地方交付税について

（４）行財政改革の取り組みについて

議案第２７号　平成２６年度亀山市病院事業会計予算について

１　平成２６年度の経営計画について

２　地方公営企業会計基準見直しの影響について

３　経営健全化への取り組み強化について

代表質疑

２　西川憲行（ぽぷら）	５６～６９ページ

議案第２０号　平成２６年度亀山市一般会計予算について

１　行財政改革の進捗と予算への反映について

（１）歳入改革の推進の考え方について

（２）新たな財源確保の取り組み状況について

（３）市制１０周年や文化年など、多くの部にわたる事業の取り組みについて

２　予算編成の考え方について

（１）歳入に見合った歳出となっているのか

（２）まちの魅力や価値を高めるための各事業への予算配分の考え方について

（３）補助金の見直しについて

（４）受益者負担の見直しについて

３　基金繰入金について

（１）市民まちづくり基金繰入金について

（２）関宿にぎわいづくり基金繰入金について

3　服部孝規（日本共産党）　６９～７９ページ

議案第２０号　平成２６年度亀山市一般会計予算について

1　第７款商工費、産業振興奨励事業について

（1）奨励金を交付するのは、産業振興条例第７条の別表のどれに該当する企業なのか

2　第１３款諸支出金、リニア中央新幹線駅整備基金費について

（1）基金の積み立てのある、なしで中間駅をどこにするのかが決まる訳ではないと思うがどうか。また、中間駅を亀山市に誘致した場合、どんな効果があるのかをまず、示すべきではないのか

議案第１３号　平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について

1　第１２款諸支出金、庁舎建設基金費について

（1）基金の積み増しを続けるということは「庁舎建設の凍結」の方針を変更したのか

4　森　美和子（公明党）　７９～８７ページ

議案第１号　亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について

1　なぜ今この条例が必要なのか

2　第４条　市の責務について

3　第７条　地域活動団体の責務について

4　第１０条　広報啓発について

5　第１１条　防犯環境の整備について

議案第２０号　平成２６年度亀山市一般会計予算について

1　第３款民生費、第１項社会福祉費、第１目社会福祉総務費、臨時福祉給付金給付事業について

（1）対象者について

（2）給付額と期間について

（3）周知方法について

2　第３款民生費、第１項社会福祉費、第１目社会福祉総務費、子育て世帯臨時特例給付金給付事業について

（1）対象者について

（2）給付額と期間について

（3）周知方法について

代表質疑

5　前田　稔（緑風会）　８７～９８ページ

議案第２０号　平成２６年度亀山市一般会計予算について

1　歳入、歳出において平成２６年度の特徴は何か

2　後期基本計画第１次実施計画との整合について

３　行財政改革大綱との整合について
４　基金の活用について
５　中期財政見通しとの整合について
６　今後の財政運営について

代表質疑

6　大井捷夫（新和会）　９８～１１０ページ

議案第２０号　平成２６年度亀山市一般会計予算について

１　予算編成の考え方と特に力点を置いて実施する主要事業について
２　当初予算と中期財政見通しとの差異について
３　財政調整基金残高等との差異による中期財政見通しの見直しの考え方について
４　行財政改革の取り組みとして、予算に反映した内容について
５　合併特例債活用のための、新市まちづくり計画の変更と新たな事業展開について

議案第２３号　平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について

１　昨年度の当初予算より２億３，２００万円増額となっているが、この予算で供用開始できるのか
２　受益者分担金について
３　処理施設維持管理費の増額に対する対応と考え方について
４　接続率向上策について

議案第１号　亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について

１　今回、条例制定する理由及び市長の防犯問題に対する考え方と取り組みについて
２　県下各市の制定状況について
３　条例の特徴と亀山市まちづくり基本条例との整合について
４　生活安全及び交通安全を包含する考え方はなかったのか
５　パブリックコメントの反映について
６　市民への周知、啓発及び防犯推進会議等を設置する取り組みの考え方について

7　櫻井清蔵（ぽぷら）　１１０～１２０ページ

議案第２８号　調停の申立て等について

１　調停に至った経緯について

議案第２０号　平成２６年度亀山市一般会計予算について

１　第４款衛生費、第２項清掃費、第２目塵芥処理費、溶融処理施設管理費飛灰再資源化事業の５２，０００千円について、前年との比較を知りたい
２　第１０款教育費、第２項小学校費、川崎小学校改築事業の４４，９８７千円について
（１）設計者選定委員会について
（２）設計等委託料、地質調査委託料等の仕様書について

議案第５号　亀山市基金条例の一部改正について

１　「みえ森と緑の県民税市町交付金」について

（１）基金積立とした根拠について

（２）県からの交付金をすぐに活用する考えは無かったのか

（３）県の交付金の本来の趣旨を市長としてどのように認識しているのか

８　福沢美由紀（日本共産党）　１２０～１２６ページ

議案第２０号　平成２６年度亀山市一般会計予算について

１　第１０款教育費、第１項教育総務費、第２目事務局費、報償費及び普通旅費について

（１）新たに立ち上げる「給食検討委員会」について

ア　検討委員会の構成について

イ　期間、回数等について

ウ　検討内容について

議案第２１号　平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

１　歳入　第７款共同事業交付金について

２　歳出　第７款共同事業拠出金について

議案第２２号　平成２６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

１　後期高齢者医療保険料の引き上げについて

質　疑　内　容　（通告要旨）

【3月１１日】

１　豊田恵理（緑風会）　１２９～１３１ページ

議案第１号　亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について

１　なぜこの条例が必要なのか

２　この条例が制定されることで何が改善されるのか

３　この条例に罰則規定はあるのか

４　条例に「責務を明らかにする」とあるが、責務とは具体的にどういうことか

２　伊藤彦太郎（緑風会）　１３１～１４０ページ

議案第２０号　平成２６年度亀山市一般会計予算について

１　継続費の第４款衛生費、第２項清掃費、ごみ溶融処理施設ボイラー設備整備事業２億９，０００万円について

（１）理由について

（２）必要性について

２　第４款衛生費、第１項保健衛生費、第４目火葬施設費、システム修正委託料８５０万円及び備品購入費２２０万円について

（１）理由について

（２）必要性について

３　小坂直親（緑風会）　１４０～１５１ページ

議案第５号　亀山市基金条例の一部改正について

１　積立基金とした設置の目的と意義について

２　災害に強い森林づくりとは

３　森林を支える社会づくりとは

４　今後の基金運営と計画的な施策について

議案第１３号　平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について

１　減額補正が多くなった要因について

２　繰越明許費補正の追加補正の要因について

３　債務負担行為補正の取り扱いについて

４　財政調整の考え方について

５　公債費と諸支出金について

質　問　内　容　（通告要旨）

【3月１１日】

1　中﨑孝彦（新和会）　１５４～１６２ページ

中山間地域の農業について

1　本市における耕作放棄地の現状について

（1）過去５年間の耕作放棄地の推移について

（2）農地に占める耕作放棄地の割合について

（3）現在までに再生された耕作放棄地の面積について

2　米の生産調整（減反）の廃止に伴い、特に中山間地域での耕作放棄地が増えると思うが、市として農地の荒廃を防ぐため、どのような施策を考えているのか

3　日本型直接支払制度について

（1）この制度は具体的にどのようなものか

（2）この制度を活用するための取り組みと農家への周知について

4　米の生産調整（減反）の廃止に伴い、米作りを廃業する人や耕作放棄する人が増え、将来、集落として成り立たない地区が出ないのか、市長の認識と今後の対応について聞きたい

5　中山間地域の農業の方向性・あり方等を検討する有識者会議などを設けて、幅広く意見を聞く場を設けてはどうか

2　宮村和典（市民クラブ）　１６２～１７２ページ

亀山市一般職の職員の給与減額後の財源の検証について

1　昨年6月定例会において、職員の給与総額で８４，９５０千円の減額を決定したが、財源はどのように活用されたのかを問う

平成２６年度施政及び予算編成方針について

1　行政経営の重点方針で３つの方針を掲げ、「創意の年」と位置付けしたが、その理由を具体的に問う

2　歳入で財源確保に向けた事業は何かを問う

3　歳出で経費削減に向けた事業は何かを問う

4　喫緊の課題である公共施設の現状分析に伴う調査費が計上されていないが、その理由を問う

5　昼生地区の農業集落排水事業は、平成２６年度末に供用開始ができるのか確認する

3　西川憲行（ぽぷら）　１７２～１８４ページ

リニア中央新幹線駅整備基金について

1　積立目標額２０億円の根拠について

２　使用制限について

３　１月３日付けの中日新聞記事を受けての市長の考え方について

観光政策について

１　三重テラス活用の方向性について

２　観光協会補助金について

３　団体支援事業補助金について

障がい者の自立支援について

１　就業機会の拡充に努めるため、市の施設利用を推進するとあるが、具体的な計画について

屋根のない博物館事業について

１　現在の取り組みと進捗状況について

4　服部孝規（日本共産党）　１８４～１９７ページ

高齢者を取り巻くいくつかの問題について

１　現在の高齢者を取り巻く生活実態の認識について

２　孤立死などを防ぐ見守りについて

３　国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの負担軽減について

４　買い物支援について

市長、副市長、教育長の高額な退職金について

１　市民目線での「高額な退職金」という批判に対する認識について

２　見直しをする考えがあるのか、ないのかについて

３　高額な退職金は、市行財政改革の対象となるのか、ならないのかについて

県下でもトップクラスの教育長の高額な給料について

１　一体、いつになったら見直しをするのかについて

5　新　秀隆（公明党）　１９７～２０７ページ

福祉行政について

１　要援護者について

（１）要援護者の把握状況について

（２）要援護者に対する市の取り組みについて

２　高齢者世帯について

（１）高齢者世帯に対するサポート体制について

（２）高齢者世帯に対する市の取り組みについて

教育行政について

１　保育園、幼稚園の安全管理について

（１）園内における安全管理について

（２）園内における避難誘導の取り組みについて

２　修学施設について

（１）幼稚園、小・中学校の災害時における安全管理について

質　問　内　容　（通告要旨）

【3月１２日】

１　髙島　真（緑風会）　２１０～２２３ページ

通学路の整備について

１　通学路の整備に向けた県及び関係機関に対する要望状況と対応について

２　今後の危険箇所の対応、対策について

鳥獣被害について

１　有害鳥獣の捕獲後の対応について

２　今後の被害防止対策について

環境問題について

１　ＰＭ２．５の注意喚起発令時における市の対応について

ＬＥＤ化推進について

１　これまでの防犯灯、通学灯等のＬＥＤ化の現状について

２　中村嘉孝（新和会）　２２３～２３６ページ

地方分権（地方分権一括法関連）について

１　これまでの地方分権改革に対する市長の見解について

２　必置規制の廃止・緩和について

３　権限移譲の現状について

４　第３次一括法の成立について

５　今後の亀山市としての地方分権に対する考え方について

林業総合センターについて

１　林業総合センターの火災について

学童保育（放課後児童健全育成事業）について

１　待機児童について

２　今後の方向性について

３　片岡武男（市民クラブ）　２３７～２４８ページ

リニア基金について

１　これからのリニア基金の方策と試乗会の再開について

（１）積み立ての経緯について

（２）積み立て目標額について

（３）試乗会再開に向けての確保について

消火力の向上について

1　住民による消防・消火力向上のための施策について

（1）消火栓・消防器具設置基準について

（2）消防器具設置負担額の軽減について

文化財保護の推進と税負担について

1　個人財産の史跡・遺跡整備と文化財保護及び指定されている土地の固定資産税負担について

（1）峯城跡の整備状況について

（2）能褒野の畑地の整備について

4　櫻井清蔵（ぽぷら）　２４８～２６０ページ

関ロッジの現況について

1　市長のマニフェスト「関ロッジ再生」のもと、色々な庁内協議、各種審議会及び議会の提言を踏まえ、昨年７月１日より指定管理になったが、現在の運営状況について知りたい

2　施政及び予算編成方針において、関ロッジは市民及び旅行者に愛される交流施設として、健全な運営に努めるとあるが、どのように取り組んでいくのか知りたい

林業センターの火災について

1　２月１７日午前１１時ごろ、空調設備の点検の際にこの火災が発生したが、当時の状況を知りたい

2　当施設は、加太地域のコミュニティ活動の拠点であるが、今後の対応について知りたい

古（いにしえ）からの地域の伝統的行事の継承について

1　旧関町においては２０年に一度の行事として「お木曳き」が行われてきた。文献によると関参町絵図（１８００年・寛政１２年）に初めて鳥居が描かれ、その後も明治２年以降式年遷宮に伴い、この行事が地域の行事として営営と継承されてきた。前回より早や２０年を迎えるが市長の思いを知りたい

北東分署について

1　昨年の総務委員会で提出された資料では、延床面積は１，０００㎡とし、機能の充実、緊急時の対応などに配慮された構想が提示されたが、今定例会の総務委員会資料によると、延床面積が８３３㎡と縮小されていた。今後、この施設は、亀山市において市民の４割以上が生活する地域の火災、救急、特に大規模災害の折の重要な拠点施設になり得るのに、なぜ縮小を「選択」したのか、市長の判断を知りたい

通学路の整備について

1　３月２日付けの伊勢新聞に、川崎小学校の通学路の歩道の完成を祝う記事が掲載され、歩道整備に際しては、市が歩道用地の無償借地を所有者の東洋電装に提案し承諾されたとあったが、子どもたちの通学路の安全対策は行政としては当然のことであり、恒久的に維持、管理していく中、用地を適正な価格で購入するのが行政としての本来の役割であると思うが、今後も、通学路の整備はこのような手法によるのか知りたい

5　福沢美由紀（日本共産党）　２６０～２７２ページ

防災行政無線について

1　研究の経過、内容について

2　今後の計画について

義務教育に係る保護者負担について

1　現状について

2　公費で負担すべきものが含まれていないか

3　保護者負担を軽減する工夫について

母子家庭に対する支援について

1　生活実態に対する認識について

2　住まいについて

3　学童保育、保育料の軽減について

6　森　美和子（公明党）　２７３～２８２ページ

生きがいを持てる福祉の展開について

1　障がい者の就労支援について

（1）現在行われている就労支援について

（2）社会的事業所について

（3）障害者優先調達推進法施行後の当市の現状について

2　代読代筆支援の充実について

（1）現状について

（2）支援員の養成について

（3）窓口職員の研修について

3　ヘルプカードの導入について

（1）導入の考え方について

質　問　内　容　（通告要旨）

【3月１３日】

１　尾崎邦洋（緑風会）　２８４～２９７ページ

消防力の充実・強化について

１　火災について

２　救急について

３　救急ワークステーションについて

４　消防救急室について

５　地域防災力の強化について

企業活動の促進・雇用の創出について

１　企業活動の促進の内容について

２　雇用の創出の内容について

新庁舎建設について

１　現在の庁舎について

２　新庁舎建設について

２　竹井道男（市民クラブ）　２９７～３１２ページ

組織の検証について

１　２層管理体制について

２　人事配置と人材育成について

３　子ども総合センターの運営について

健康都市の取り組みについて

１　健康都市とはどのようなまちを目指すのかについて

２　市民の健康づくりについて

３　地域医療再構築プラン（第２次）について

（１）健康都市と地域医療再構築プランとの関連について

（２）第１次プランの検証と第２次プランの取り組みについて

（３）医療センターの経営健全化について

（４）進行管理について

３　豊田恵理（緑風会）　３１２～３２１ページ

ふるさと納税について

１　今までの質問に対してどのような改良をしたか

２　他市の情勢を把握しているか

３　亀山市の自己ＰＲ力をどう評価しているか

４　現在のふるさと納税の受納状況はどうか

５　なぜ抜本的な改革をしないのか

4　伊藤彦太郎（緑風会）　３２１～３２８ページ

ごみ溶融処理について

１　飛灰の再溶融について

２　廃熱利用も含めた今後の考え方について

国民宿舎関ロッジについて

１　指定管理の状況について

２　ブルートレイン宿舎の扱いについて

5　前田　稔（緑風会）　３２８～３３９ページ

関中学校特別棟について

１　特別棟の屋根の色が本館と調和していないが、どのように感じているのか

２　東側壁面がひび割れし、雨水が噴出した痕跡があるが大丈夫なのか

３　２階、３階にトイレがないのはなぜか

４　音楽室にはエアコンがあるが、他の教室にないのはなぜか

自治会からの要望について

１　どのように対応しているのか

図書館の管理運営について

１　現状と課題について

２　指定管理について

蒸気機関車について

１　亀山駅・柘植駅間を走らせる思いはないか

6　小坂直親（緑風会）　３３９～３５２ページ

市制１０周年事業について

１　記念事業の概要について

２　合併１０年の総括と検証について

３　合併特例債の運用と今後の施策について

関宿重伝建３０周年事業について

１　記念事業の概要について

２　選定３０年の総括と検証について

３　今後の施策と将来像について

主要幹線道路の整備について

1　国・県道の整備について

2　都市計画道路の整備について

平成２６年２月２７日

亀山市議会定例会会議録（第１号）

●議事日程（第１号）

平成２６年２月２７日（木）午前１０時　開会及び開議

第　　１　会議録署名議員の指名

第　　２　会期の決定

第　　３　諸報告

第　　４　平成２６年度施政及び予算編成方針の説明

第　　５　平成２６年度教育行政一般方針の説明

第　　６　議案第　１号　亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について

第　　７　議案第　２号　亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

第　　８　議案第　３号　亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第　　９　議案第　４号　亀山市手数料条例の一部改正について

第　１０　議案第　５号　亀山市基金条例の一部改正について

第　１１　議案第　６号　亀山市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

第　１２　議案第　７号　亀山市社会教育委員条例の一部改正について

第　１３　議案第　８号　亀山市青少年問題協議会条例の一部改正について

第　１４　議案第　９号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

第　１５　議案第１０号　亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

第　１６　議案第１１号　亀山市営住宅条例の一部改正について

第　１７　議案第１２号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第　１８　議案第１３号　平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について

第　１９　議案第１４号　平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

第　２０　議案第１５号　平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

第　２１　議案第１６号　平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について

第　２２　議案第１７号　平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

第　２３　議案第１８号　平成２５年度亀山市水道事業会計補正予算（第３号）について

第　２４　議案第１９号　平成２５年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第１号）について

第　２５　議案第２０号　平成２６年度亀山市一般会計予算について

第　２６　議案第２１号　平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

第　２７　議案第２２号　平成２６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

第　２８　議案第２３号　平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について

第　２９　議案第２４号　平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について

第　３０　議案第２５号　平成２６年度亀山市水道事業会計予算について

第　３１　議案第２６号　平成２６年度亀山市工業用水道事業会計予算について
第　３２　議案第２７号　平成２６年度亀山市病院事業会計予算について
第　３３　議案第２８号　調停の申立て等について
第　３４　報告第　１号　専決処分の報告について
第　３５　報告第　２号　専決処分の報告について
第　３６　報告第　３号　寄附受納について
第　３７　亀山市農業委員会委員の推薦について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２１名）

１番	西川憲行君	２番	髙島　真君
３番	新　秀隆君	４番	尾崎邦洋君
５番	中﨑孝彦君	６番	豊田恵理君
７番	福沢美由紀君	８番	森　美和子君
９番	鈴木達夫君	１１番	伊藤彦太郎君
１２番	前田耕一君	１３番	中村嘉孝君
１４番	宮崎勝郎君	１５番	片岡武男君
１６番	宮村和典君	１７番	前田　稔君
１８番	服部孝規君	１９番	小坂直親君
２０番	竹井道男君	２１番	大井捷夫君
２２番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（１名）

１０番	岡本公秀君

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田　正君
企画総務部長	広森　繁君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	梅本公宏君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	稲垣勝也君
建設部長	三谷久夫君	医療センター事務局長	松井元郎君
危機管理局長	西口昌利君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合センター長	若林喜美代君

上下水道局長	高士和也君	会計管理者（兼）出納室長	西口美由紀君
消防長	渥美正行君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	石井敏行君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会事務局長	井上友市君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邉靖文
書記	髙野利人		

●会議の次第

（午前１０時０２分　開会）

○議長（宮崎勝郎君）

おはようございます。

ただいまから平成２６年３月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしてあります議事日程第１号により取り進めます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８４条の規定により、議長におきまして、

１番　西川憲行　議員

１３番　中村嘉孝　議員

のご両名を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から３月２７日までの２９日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から３月２７日までの２９日間と決定いたしました。

次に日程第３、諸報告をいたします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第１２１条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、閉会中の議会運営委員の辞任及び選任についてご報告をいたします。

平成２６年２月２０日に岡本公秀委員から辞任願が提出されましたので、亀山市議会委員会条例

第１４条の規定に基づき、議長においてこれを許可いたしました。後任には、伊藤彦太郎議員を、亀山市議会委員会条例第８条第１項の規定に基づき、議長の指名により選任いたしましたので、ご報告をいたします。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書４件及び平成２５年度における行政監査結果報告書、指定管理者監査結果報告書、財政援助団体等監査結果報告書が、また亀山市土地開発公社、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会、公益財団法人亀山市地域社会振興会、公益社団法人亀山市シルバー人材センターから、平成２６年度事業計画書及び収支予算書がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおき願いたいと存じます。

次に日程第４、平成２６年度施政及び予算編成方針の説明を行います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成２６年亀山市議会３月定例会の開会に当たり、施政及び予算編成方針につきまして私の所信を申し述べ、議員各位を初め、市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

現在、我が国の経済は、長引くデフレからの早期脱却と経済再生が求められる中、国における経済対策により、実質ＧＤＰのプラス成長、有効求人倍率の回復など、日本経済は変化の兆しが見られてきました。

一方で、国においては、本年４月に実施される消費税率引き上げに際しては、好循環実現のための経済対策を着実に実行していく姿勢が示されるとともに、昨年１２月、社会保障制度改革の道筋を示した、通称「社会保障改革プログラム法」が成立し、制度の全体像や、少子化対策、医療、介護、年金の４分野について、改革の方向性が明らかにされました。これらは、市民生活及び本市の行財政運営にも少なからず影響を及ぼすことから、引き続き迅速な情報収集と的確な対応を図ってまいります。

このような中、本市は平成２７年１月１１日に市制施行１０周年の記念すべき節目を迎えることから、記念式典の開催を初め、さまざまな記念事業を進めてまいります。

また、これまで本市が培ってきた文化を見詰め、将来へつなげ輝かせる視点から、文化芸術分野に関する取り組みを包括的、継続的に展開する「かめやま文化年２０１４」に取り組むことで、新年度をアクション・イヤーとして位置づけ、市民の愛着と誇りと幸福実感につなげてまいります。

一方で、新年度は、総合計画後期基本計画第１次実施計画及び行財政改革大綱後期実施計画の最終年度となりますことから、この２つの計画を着実に進めることで、限りある経営資源を生かした自治体経営を進め、希望と信頼の市政を前進させてまいります。

これらを踏まえ、昨年秋に平成２６年度行政経営の重点方針を定め、戦略プロジェクトの推進力と地域医療再生への取り組みの強化、行財政改革推進本部を核とした行財政改革の実行、コミュニケーション・スピード・透明性の質的充実と考動の定着の３つの方針を掲げるとともに、新年度を「創意の年」と位置づけました。この具現化に向け、職員一人一人が深く考え、英知を結集し、取り組んでまいります。

さて、今後の中期財政見通しでは、後期基本計画第２次実施計画期間となる平成２７年度以降において、歳入では普通交付税の合併算定がえ分の段階的な減額及び市税の減収基調など、歳出では高齢化の進展に伴う扶助費や定年退職者の増による人件費の増加などが見込まれ、現在の事業規模

を維持することは困難な見通しとなっております。

このような状況を踏まえ、新年度の予算編成においては、第１次総合計画後期基本計画の着実な推進、行財政改革大綱の強力かつ着実な実践、中期財政見通しとの整合、基金の有効活用による財源確保の４点を重点的事項として掲げ、限られた財源の有効かつ適切な活用を図るとともに、歳入に見合った歳出の実現に向け、経常経費の削減目標額の設定や一室一事務改善、また消費税引き上げによる予算規模の拡大を最小限にとめるべく精査を重ねた予算編成を行いました。

一方で、全庁挙げた行財政改革については、本年度設置の行財政改革推進本部を中心に、徹底した取り組みを進めてまいります。中でも、さきに定めた受益者負担の適正化に関する基準に基づき、白鳥の湯入浴料、動物火葬炉使用料、事業系一般廃棄物処理手数料等について受益者負担の見直しを進めるとともに、新たな手法による事業仕分けの実施などにより、引き続き持続可能な自治体経営を目指した実効性ある取り組みを進めてまいります。

こうした中、財源としての重要性を増す合併特例債につきましては、活用期限を延長し、有効に活用するため、新市まちづくり計画の変更を進めてまいります。

なお、新年度の各会計別の予算額でありますが、一般会計予算額は、対前年比１．５％減の２０６億３，９８０万円といたしております。また、国民健康保険事業特別会計は４７億３，６６０万円、後期高齢者医療事業特別会計は８億６，０９０万円、農業集落排水事業特別会計は８億５，３３０万円、公共下水道事業特別会計は１６億７，１６０万円、水道事業会計は１８億３，３８０万円、工業用水道事業会計は１億２，４８４万円、病院事業会計は２０億１，１２０万円で、一般会計、特別会計、企業会計を合わせまして、対前年比０．４％増の３２７億３，２０４万円の当初予算額といたしております。

それでは、市政の各部門にわたり、第１次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿って、新年度の取り組み及び事業計画をご説明申し上げます。

初めに、「快適な都市空間の創造」についてご説明申し上げます。

企業活動の促進・雇用の創出につきましては、景気の緩やかな回復等を背景に企業の設備投資も持ち直しつつある中で、本市の立地特性や産業基盤、産業振興奨励制度等を生かしながら、亀山・関テクノヒルズ等への企業立地を積極的に進め、亀山地域産業活性化基本計画の推進を図ってまいります。また、市内での創業や、ものづくりなど中小企業者等の意欲ある取り組みを支援するため、亀山商工会議所など関係機関と連携を図るとともに、実践的な経営支援セミナーの開催や経営関連融資の円滑化などの取り組みを行ってまいります。

次に、にぎわいの場の創造・商店街の活性化につきましては、市内商業者の販売促進力の強化や市内商業の魅力づくりなどにつなげていくため、中小商業レベルアップ推進事業の継続的な実施や市内商業団体等の取り組みを支援してまいります。また、商店街等における活性化策の実現に向け、関係団体等との連携を深めてまいります。

次いで、農林業の振興のうち農業につきましては、地域の農業を担う認定農業者、営農組織、新規就農者及び農業者団体などへ支援を引き続き行うとともに、国の新たな日本型直接支払制度を活用し、農業経営の安定化や農地保全に努めてまいります。

また、農家にとって深刻な問題となっております獣害対策につきましては、新たに有害鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の活用により、有害獣捕獲のさらなる強化に努めてまいります。

一方、林業につきましては、引き続き林業事業体等による施業の集約化や路網整備など、持続的な林業経営の基盤づくりを支援するとともに、公共建築物等における地域材の利用促進を図り、林業経営の安定化につなげてまいります。

次に、都市づくりの推進につきましては、市内都市計画道路の見直し候補路線の抽出を行うとともに、ＪＲ亀山駅周辺のにぎわい再生を図るため、市街地総合再生基本計画を策定し、事業化のための諸条件の整理を進めてまいります。

次いで、上下水道の整備のうち、流域関連公共下水道につきましては、引き続き能褒野町、栄町、川合町、羽若町、亀田町、関町会下、関町鷲山等で管渠布設工事及び舗装復旧工事を進めてまいります。また、新たに事業認可を受けました能褒野町、鈴鹿川右岸地区の天神１丁目、２丁目及び阿野田町の一部区域、住山町、関町木崎等で、詳細設計に着手いたしてまいります。

さらに、下水道事業の経営健全化や計画性・透明性の向上を図るため、平成２７年度からの公共下水道事業の地方公営企業法の適用に向け、条例改正等の移行事務を進めてまいります。

一方、昼生地区の農業集落排水事業につきましては、平成２６年度末の供用に向け、残る管渠布設工事、舗装復旧工事及び処理施設整備工事を進めてまいります。

次に、新たな国土軸の形成のうち、鈴鹿亀山道路につきましては、県におきまして、早期の都市計画決定に向け、有識者委員会や１００人協議会などが開催されております。本市におきましても、高速道路網の利便性向上と地域の活性化の観点から、重要な道路であると考えられますことから、引き続き国や県、また鈴鹿市など関係機関と連携し、検討を進めてまいります。

一方、リニア中央新幹線の実現に向けた取り組みにつきましては、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会における県内一丸となった取り組み強化に向けた動きに呼応し、引き続きリニア中央新幹線・ＪＲ複線電化推進亀山市民会議の取り組みを通じ、早期着工と全線同時開業を関係機関に働きかけてまいります。

次いで、道路網の整備のうち、市道和賀白川線につきましては、平成１７年度から進めてまいりました県道鈴鹿関線から忍山神社までの整備事業も順調に進捗し、来月３０日に供用開始の運びとなります。今後は、市内循環道路の全線結節に向け、国道１号亀山バイパスから市道亀田小川線までの区間について概略設計を進めてまいります。

一方、市道野村布気線につきましては、用地取得が難航しておりますことから事業計画を見直すとともに、早期の用地取得に向け、鋭意進めてまいります。

また、橋梁の長寿命化につきましては、長寿命化修繕計画に基づき、引き続き金瀬橋及び神辺大橋ほか２橋の補修工事を進めるとともに、忍山橋ほか４橋の補修工事に伴う設計を行い、効率的、効果的な維持管理を進めてまいります。

さらに、橋梁耐震補強事業につきましては、本年度耐震調査を実施いたしました光於堂橋の橋梁耐震補強工事を進めてまいります。

次に、公共交通機関の整備につきましては、亀山市地域公共交通計画に基づき、バス等の効率的で効果的な運行形態を実現していくため、関係地区の意向を踏まえるとともに、亀山市地域公共交通会議での協議を経ながら、現在取り組みを進めております昼生地区方面などの路線再編を進めてまいります。

続きまして、「市民参画・協働と地域づくりの推進」についてご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化のうち、地域コミュニティのしくみづくり支援事業につきましては、既にまちづくり協議会を立ち上げて取り組みを進めている川崎地区、昼生地区に続き、野村地区、城北地区、関南部地区において設立準備委員会が設置され、新たなまちづくり協議会の設立に向けて議論が進められております。こうした地域での取り組みのさらなる促進を図るため、地域活性化支援事業補助金を創設し、財政面からも地域まちづくり協議会への支援を行ってまいります。

また、地区コミュニティセンター充実事業のうち、神辺地区コミュニティセンターの整備につきましては、市内産木材の利用を図りつつ、１０月の完成に向けた工事を進めてまいります。

さらに、関南部地区コミュニティセンターの整備につきましては、新たに施設を建設するための用地確保に向けた諸手続を進めるとともに、設計業務に着手いたしてまいります。

次に、市民参画・協働と交流の場の創造のうち、市民活動応援事業につきましては、市民活動応援券を既に約１万枚を発行し、各地域における活用が始まったところであります。新年度におきましては、この制度をよりよい制度としていくために、亀山市市民活動応援制度審査検証委員会において制度の検証を行うとともに、さらなる周知に努めてまいります。

また、日本武尊・白鳥伝説三市交流事業につきましては、大阪府羽曳野市及び奈良県御所市との３市により、市民主体の交流事業を隔年で実施しております。新年度には、第１３回目となる交流事業を本市において開催し、共通する歴史文化遺産をきっかけに、３市のまちの活性化につなげられるよう、市民交流を図ってまいります。

一方、本年１１月には、第３２回地域づくり団体全国研修交流会三重大会が開催され、全体会と県内１９市町による分科会が予定されております。本市におきましても、東海道三宿の歴史文化を生かした地域づくりをテーマとした分科会が実行委員会により開催されます。こうした全国規模での交流が、市内の地域活動団体にとっても、今後の地域づくりを考える機会となるとともに、これまでの活動の成果を県内外へ発信できる場となることから、分科会実行委員会を中心とした取り組みへの支援を行ってまいります。

次に、人権の尊重につきましては、本年度施行いたしました一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例に基づき、人権意識の高揚、周知を図るとともに、亀山市人権施策審議会において、引き続き人権施策の基本となる方針の策定に向け、検討を重ねてまいります。

次いで、男女共同参画の推進につきましては、市の審議会等における女性の登用率の向上に取り組むとともに、県内の市町と連携し、男女の共同参画意識の高揚を図るため、映画祭を開催してまいります。また、亀山市の家族の時間づくり週間につきましては、新年度も幼稚園、小・中学校を対象に５月２日を休業日とすることで大型連休を拡大し、家族のきずなやワーク・ライフ・バランスについて見詰め直す機会を創出してまいります。

次に、多文化共生の推進につきましては、外国人住民に対する日本語教室を引き続き開催するとともに、ポケットメールの配信や、かめやまニュース等による情報提供をさらに充実することにより、外国人住民の生活利便性の向上に努めてまいります。

続きまして、「健康で自然の恵み豊かな環境の創造」についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進につきましては、健康都市連合の加盟市として、健康都市・かめやまの実現に向けて、市民の健康寿命を延ばすための取り組みを進めているところであります。こうしたことから、引き続き地域における健康づくり活動のキーパーソンを養成するため、健康づくり応援

隊養成講座を展開することで、地域での健康づくり体制の充実につなげてまいります。

また、亀山地域医療学講座につきましては、医療センターでの診療等を通じ、地域医療や市民の健康に関する研究を進めていただいているところでありますが、本年５月に現在の協定期間が満了いたしますことから、再度設置協定を締結し、引き続き医療センターでの診療を通じた地域医療や健康につながる生活習慣などの研究を進めていただき、市民の健康を守り、健康寿命を延ばす取り組みに生かしてまいります。

次に、地域医療の充実のうち、地域医療再構築プランの第２次計画につきましては、本年度中の策定に向け取り組んでおり、新年度からは、本プランに基づき、市民の暮らしの安心・安全を守る地域医療を目指し、保健・医療・福祉のネットワーク強化、医療センターの経営健全化などに取り組んでまいります。

また、医療センターの診療体制の充実につきましては、現在、三重大学亀山地域医療学講座など三重大学との連携・協力により、総合診療科及び整形外科等による外来診療や当直支援をいただいているところであります。今後もこれらを継続し、常勤医師の診療体制の充実を図るとともに、修学資金貸与制度の活用や働きやすい職場環境づくりにより、看護師の確保に努めてまいります。

さらに、本市と亀山医師会において、地域医療発展のための相互協力や、医療センターの必要に応じた診療科拡充などについての協定を新たに締結いたしましたので、今後さらなる医療の確保と地域における医療水準の向上に取り組んでまいります。

次いで、循環型社会の形成・エコシティの実現のうち、亀山市環境基本計画の見直し及び亀山市地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）の策定につきましては、本年度中の見直し及び策定に取り組んでおります。新年度からは、これらの実行計画となるシーゼンプランに基づき、市全体で総合的、計画的な環境施策を推進してまいります。

一方で、太陽光発電システム設置補助事業につきましては、事業を取り巻く環境の改善や当初の目的である普及支援による市民の地球温暖化防止意識の向上に対し、一定の役割を果たしたものとして廃止をいたします。そして、次なる展開として、市民の日常生活における取り組みが省エネ・創エネ行動につながるよう、施策の重点を移してまいります。

また、ごみ溶融処理施設につきましては、長寿命化計画に基づく基幹的設備改良工事の最終年度として、引き続き整備を進めてまいります。

一方、ごみ溶融処理施設のボイラー設備につきましては、本年度の定期点検の際に、過熱器管等の腐食減肉の進行が確認されたところであります。このことから、主な要因と考えられます溶融飛灰の再溶融処理を停止するとともに、２カ年の継続事業としてボイラー設備の改修工事を実施し、市民生活に支障を及ぼすことなく安定したごみ処理の継続に努めてまいります。

次に、自然との共生につきましては、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、引き続き森林環境創造事業を実施し、間伐等により環境林の針広混交林への誘導を図るなど、健全な森林整備を推進してまいります。

一方、三重県では、災害に強い森づくりと県民全体で森林を支える社会づくりを進める財源として、本年４月１日から「みえ森と緑の県民税」が導入され、この税収の一部が市町に交付されます。この交付金の活用に当たっては、森林や木材に関する体験機会を通じた啓発に取り組むとともに、災害に強い森林づくりや市民全体で森林を支える社会づくりの推進のための財源として設置する新

たな基金への積み立てを行ってまいります。

次いで、防災力の強化のうち、亀山市地域防災計画の見直しにつきましては、災害対策基本法の改正及び南海トラフ地震を想定した国・県の詳細な被害想定を踏まえ、三重県地域防災計画との整合を図りつつ、大規模災害に対する防災・減災対策をより充実するための計画として見直しを行ってまいります。

一方、災害時要援護者支援の強化につきましては、地域と連携した要援護者の支援体制の構築に向けた事業に取り組むとともに、市内社会福祉法人との福祉避難所設置に関する協定の締結に向けた働きかけを行ってまいります。

さらに、新型インフルエンザ等の対策につきましては、昨年４月の新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行を受け、６月に政府行動計画が、１１月に県行動計画が策定されたことから、市におきましても、これら計画を受けた行動計画の策定に向け、作業を進めてまいります。

次に、消防力の充実・強化のうち、北東分署建設事業につきましては、平成２７年４月の開署に向けた建設工事に着手してまいります。

また、消防救急無線のデジタル化整備事業につきましては、近く完了いたします消防指令センターの更新工事に引き続き、新年度には活動波の整備を進めてまいります。

一方、防火対策の推進につきましては、消防団の協力により、住宅用火災警報器設置済シールを交付することで住宅用火災警報器の設置促進に努めるとともに、住宅火災死傷者ゼロを目指してまいります。

また、救急体制の強化につきましては、昨年の救急出動件数が２，０００件を超え、救急需要は年々増加傾向にあります。こうした状況に的確に対応するため、救急隊員の資質向上と医療機関との連携強化を目的に、試行中の救急ワークステーションの本格運用に向けた準備を進めるとともに、引き続き救急車の適正利用の啓発などを展開してまいります。

さらに、救急業務に関する指揮命令系統を確立するため、新年度より消防救急室を設置し、災害対応、及び救急に関する体制の強化を図ってまいります。

また、昨年１２月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されましたことから、地域防災力の中核となる消防団について、引き続き団員の確保に努めるとともに、消防団の充実強化に取り組んでまいります。

次に、地域安全の充実につきましては、本市におきましても、振り込め詐欺や登下校中の児童を狙った声かけ事案等の発生が確認され、市民の暮らしに不安をもたらしております。これら日常生活に潜む犯罪を未然に防止するためには、住民同士が注意を喚起し合い、互いに連携し、協力していく必要があります。そのため、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、市や市民等の責務を明らかにし、犯罪の発生を未然に防止する環境を整備するために必要な事項を定めた、亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（案）を本議会へ提案させていただいております。

続きまして、「生きがいを持てる福祉の展開」についてご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上のうち、亀山市社会福祉センターにつきましては、昭和５１年の建設であり、老朽化が進んでおり、施設の防水機能の低下が見られますことから、亀山市社会福祉協議会により外壁改修工事が予定されております。この施設は、社会福祉関係者を初め、市民の交流の拠

点でもあり、公共性の高い施設でありますことから、助成金を交付し、施設の長寿命化を図ってまいります。

次に、高齢者の多様な生活スタイルの支援につきましては、在宅医療連携会議における検討結果を踏まえた在宅医療に関する具体的な推進体制の構築を図ることで、地域包括ケアの推進につなげてまいります。

また、認知症高齢者対策につきましては、認知症に関する講座を通じた認知症サポーターの養成や、地域住民の気づきにつながる啓発活動に取り組み、市民の意識高揚につなげてまいります。

次いで、障がい者の社会参加の促進のうち、自立支援対策につきましては、市内で就労を希望する障がい者への就労の場を提供する事業者が社会的事業所を開設するための支援を行うとともに、本年度に引き続き、市の施設を就労に向けた実習の場として提供いたし、障がい者の就業機会の拡充に努めてまいります。

次に、社会保障の充実につきましては、本年４月からの消費税率の引き上げに伴う暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金を給付いたしますことから、市民への給付を円滑に行うため、亀山市臨時福祉給付金支給プロジェクトチームを設置いたしたところであります。今後は、支給対象の的確な把握に努めるとともに、広報紙やホームページ等を活用し、制度の周知を図り、速やかに給付できるよう努めてまいります。

また、生活保護制度につきましては、昨年８月に生活扶助費等の大幅な基準改定がありましたことから、新年度において生活保護システムの更新を行い、制度改正に対して的確な対応を図ってまいります。

一方、昨年１２月の生活困窮者自立支援法の施行により、福祉事務所設置自治体においては、平成２７年度より自立支援相談事業などを実施することから、新年度におきましては、事業開始に向けた諸準備を進めるとともに、生活困窮者対策に取り組む体制整備を進めてまいります。

続いて、スポーツの推進のうち、総合型地域スポーツクラブ育成事業につきましては、今月、「Ｌｅｔ’ｓスポーツわくわくらぶ」に続く、市内２つ目のクラブとなる「ＥＮＪＯＹスポーツかめ亀クラブ」が設立されました。今後も、これらクラブによる市民の身近なところでスポーツに取り組みやすい場を創出する活動に対して、支援を行ってまいります。

また、西野公園野球場につきましては、平成２７年度に予定される軟式野球の天皇賜杯開催に向け、電光掲示板や本部席等の改修を行ってまいります。

続きまして、「次世代を担う人づくりと歴史文化の振興」についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援につきましては、消費税率引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、国の子育て世帯臨時特例給付金が給付されることとなりましたことから、臨時福祉給付措置の事務作業と連携しながら、速やかな給付に努めてまいります。

また、子ども総合センターにつきましては、子育て家庭が地域で健やかに成長していけるよう、引き続き関係機関の連携を強化し、子供に対する途切れのない支援体制の充実を図るとともに、児童福祉法改正を踏まえ、総合相談事業や療育相談事業等を充実することにより、発達につまずきのある子供への適切な支援に努めてまいります。

一方、学童保育所整備事業につきましては、関係者のご尽力により、新年度から亀山南小学校区

において新たな学童保育所が開設されますことから、施設改修に助成を行うなどの支援を行ってまいります。

さらに、国の子ども・子育て支援新制度の動向にあわせ、本市における子ども・子育て支援の基盤整備の基礎となる子ども・子育て支援事業計画の策定を進めてまいります。

次に、文化芸術の振興のうち、かめやま文化年事業につきましては、「みつめる」をキーワードに、暮らしの中の文化を再発見、再認識することで、市民が自分たちの文化や地域に愛着と誇りを持つ契機となるよう、取り組んでまいります。

また、関宿重伝建選定３０周年記念事業につきましては、「かめやま文化年２０１４」の３つのリーディング事業の一つとして、シンポジウムの開催や記念誌の発行などの各種事業を行い、伝統的建造物群の保存意識の高揚につなげてまいります。

次いで、歴史文化の継承のうち、屋根のない博物館の創出事業につきましては、引き続き学校との連携を図り、地域学習の利用プログラムの策定や子供たちが利用できるインターネットを活用した資料集の作成を進めてまいります。

また、本年１０月に歴史博物館が開館２０周年を迎えますことから、これを記念した企画展のシリーズ開催を通じて市にゆかりのある人々の業績を紹介することで、より多くの方々へ市の歴史文化の発信を図ってまいります。

次に、歴史的町並みの保存整備のうち、亀山城周辺保存整備事業につきましては、京口門周辺建造物修理のための調査設計業務を行い、東海道沿道の歴史的風致の維持・向上に取り組んでまいります。

次いで、まちづくり観光の推進につきましては、新年度からの一般社団法人化を目指す亀山市観光協会の運営を引き続き支援してまいります。また、地域資源を生かしたまちづくりにつなげていくためのモデルツアーを、市民団体、まちづくり観光推進アドバイザーとともに企画実行することで、地域経済の活性化、亀山ファンの増加、新たな定住者の確保といった観光交流による好循環なまちづくりの実現を目指してまいります。

一方、亀山市の魅力を発信するシティプロモーション事業として、三重県の首都圏営業拠点施設「三重テラス」を活用し、本市の持つ歴史文化、食といったテーマでのイベントを開催し、本市の魅力を深く紹介することで、亀山ファンの創出を目指してまいります。

また、国民宿舎関ロッジにつきましては、市民並びに旅行者に愛される交流施設として、健全な運営の継続に努めてまいります。

続きまして、行政経営についてご説明申し上げます。

まず、自立した行政経営の推進のうち、地方分権の推進につきましては、昨年６月１４日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、社会教育委員の委嘱の基準が条例委任される等の義務づけ・枠づけの見直しの規定が本年４月１日から施行されることに伴い、関係条例の改正を本議会へ提案させていただいております。

また、県の建築行政に係る権限移譲により、建築基準法に基づく限定特定行政庁の事務を市において実施することといたしましたことから、現在の建築住宅室を廃止し、新たに建築開発室と営繕住宅室を設置することで、行政手続の集約化、迅速化による市民サービスの向上に努めてまいりま

す。

一方、年金などの社会保障と納税を一つの個人番号で管理する共通番号制度につきましては、平成２８年１月からの利用に向け、庁内にプロジェクトチームを設置し、情報ネットワークシステムの改修や関連する条例整備などの諸準備を進めてまいります。

さらに、滞納市税の収納対策につきましては、税収確保と職員のスキルアップを図ることを目的に、新年度から県の個人住民税特別滞納整理班へ職員１名を派遣し、県と連携した滞納整理を行ってまいります。

また、行政マネジメントの強化につきましては、本年度作成いたしました公共施設白書を基礎資料として、将来における公共施設の適正配置と効果的、効率的な施設管理について、全庁的に検討してまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、昨年１１月１６日から本年２月１５日までの一般会計及び各特別会計に係る３，０００万円以上１億５，０００万円未満の工事請負契約の状況は、別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、施政及び予算編成方針についてご報告申し上げました。

私は、議員各位並びに市民の皆様のご鞭撻を得つつ、市政に全力を尽くす覚悟でございますので、皆様の深いご理解と、一層のご支援を心よりお願い申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

市長の施政及び予算編成方針の説明は終わりました。

次に日程第５、平成２６年度教育行政一般方針の説明を行います。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成２６年亀山市議会３月定例会の開会に当たり、教育行政の方針についてご説明申し上げ、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、国の情勢でありますが、政府の教育再生実行会議が発足して１年余りがたち、戦後教育の大転換につながるような提言が矢継ぎ早に打ち出されています。

中でも、教育委員会制度の見直しにつきましては、今国会に改正法案提出が予定されており、道徳の教科化につきましても、平成２７年度の実現という見通しが示されているところです。

また、英語教育の早期化につきましては、文部科学省が昨年末に発表した英語教育改革実施計画におきまして、東京オリンピックに向けた社会のグローバル化のため、平成３２年度を目標に、小学校で英語を教科化することが明記されています。このような動きから、小・中学校の学校指導要領の改訂が平成２８年度に行われる可能性が高まっているところでございます。

次に、県の動きでありますが、教育改革推進会議におきまして、重要課題に対する具体的方策が継続的に審議されているところです。土曜授業につきましても話題とされ、現在のところ、県教育委員会と関係機関との調整が進められているところでございます。

また、昨年９月のいじめ防止対策推進法の施行を受け、先月、三重県いじめ防止基本方針が策定

され、いじめ防止等のための対策を総合的、効果的に推進していく取り組みが明らかにされました。

さらに、国の英語教育の早期化の動きを捉え、県教育委員会は、小学生英語の独自教材の作成・配付を新年度当初予算案に組み入れているところでございます。

こうした国や県の動向、施策を見きわめながら、教育委員会といたしましては、各種計画を着実に進めるとともに、必要に応じて計画や取り組みの見直しも検討してまいりたいと考えているところでございます。

それでは、教育行政の各部門にわたり、新年度の取り組み及び事業計画をご説明申し上げます。

初めに、学校教育についてご説明申し上げます。

まず、少人数教育の推進につきましては、国や県の教職員の増員が進まない状況下で、本市独自の少人数教育推進事業を効果的に進め、きめ細かな指導ができるよう努めてまいります。

また、昨年度から導入しております若年講師指導員を増員し、経験豊富な退職教員が若年講師等を指導する機会をふやしながら、市内小・中学校の教育水準の向上に努めます。

加えて、個の学びの保障や特別支援教育の充実に向けて、学習相談員の重点配置、介助員の適正配置に努めます。そして、県教育委員会への働きかけを強化させながら、市内４校目となる通級指導教室開設の実現に努めてまいります。

次に、児童・生徒の安心・安全な環境整備につきましては、想定外の災害や事故の発生にも留意しながら、防災教育や防災訓練の充実に努めるとともに、保存食や水などの備蓄品も各学校に継続的に配備してまいります。また、防犯、防災、交通安全等の対策につきましても、保護者や地域住民の皆様方のお力添えをいただきながら、関係機関と連携を深め、適切な対応を図ってまいります。

次に、学校給食につきましては、新年度から２年間の予定で中学校等の給食のあり方を検討するため、新たに給食検討委員会を立ち上げます。また、食育につきましては、新年度も教育課程に明確に位置づけながら、計画的かつ組織的に推進してまいります。

続きまして、教育研究につきましてご説明申し上げます。

まず、学力向上につきましては、学力向上のため、市の指導主事を初め外部講師を各小・中学校の要請に応じて派遣し、活用力の育成を目指した各校の授業改善、校内研修の充実に向けた支援をいたします。また、各校や市の取り組み状況につきましては、保護者・地域の方々に対してわかりやすく丁寧に説明してまいりたいと考えています。

体力向上につきましては、本年度に引き続き、市内幼稚園・保育所、小学校に外部講師を派遣し、模擬授業の実施や指導方法についての助言を行うなど、保・幼、小学校教職員の授業力や指導技術の向上、幼児期の運動習慣づくり等の取り組みを進めてまいります。

次に、いじめ問題につきましては、学校において重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要であります。そのため、いじめ防止対策推進法の規定に基づき亀山市いじめ防止基本方針を策定するとともに、市内１４校において、年度内に学校いじめ防止基本方針を策定します。この方針のもと、いじめのない学校づくりを目指し、未然防止に向けた学級づくり、道徳教育や人権教育を基盤とした授業づくり、教職員研修の充実に取り組むとともに、より一層関係機関等との連携を深めてまいります。

次に、幼児教育につきましては、保幼小中等連携協議会の場で検討してまいりました「保幼小接続カリキュラム」の試行版をもとに、各モデル園、モデル校による実践・検証の結果を踏まえて交

流し、市内全保・幼、小での取り組みを開始します。幼児期の教育が子供たちの心身の健やかな成長を促す上で重要な役割を担っていることから、今後も、幼稚園、保育所、小・中学校の職員研修をより一層充実させてまいります。

また、幼稚園に就園する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、公立幼稚園保育料の減免及び私立幼稚園就園奨励事業のさらなる制度の充実に取り組んでまいります。

次に、コミュニティスクールにつきましては、新年度、加太小学校に続き、川崎小学校を指定します。指定校に対しては、家庭・地域と一体となる学校づくりの一層の充実に向けて、コーディネーターの役割を兼ねた事務職員を配置してまいります。

次に、情報教育の推進につきましては、新年度、今後の情報教育のあり方について多面的に検討する委員会を、外部の専門家や有識者等の参加を得て立ち上げます。

続きまして、学校施設等の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、亀山東小学校整備事業につきましては、校舎増築に続き、新年度はグラウンドの排水不良を解消するための整備工事に着手いたします。また、中部中学校のクラブハウス建設事業につきましては、老朽化の著しいクラブハウスの建てかえに向け、設計業務等に取り組んでまいります。

次に、川崎小学校改築事業につきましては、本年度の校舎改築基本計画の策定に続きまして、新年度は、平成２８年度の改築工事に向け、その設計業務等に取り組んでまいります。

次に、白川小学校耐震改修事業につきましては、本年度に校舎南棟を完了し、新年度は北棟に着手してまいります。この事業の完了により、市内全ての小・中学校の耐震性を確保することとなります。これらの取り組みにより、児童・生徒の学習環境の整備を進めてまいります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、公民館講座につきましては、中央公民館を中心に、誰もが参加できる機会づくりや学習成果を生かした地域づくりの推進に向けて、各種講座を企画し、新年度の準備を進めているところです。若者や男性向けの講座の新設や拡大、託児つき講座の拡大、ボランティア養成講座の新設等を進めてまいります。

次に、家庭教育の支援につきましては、講座の内容に改善を加えながら、幼児の保護者を対象に、市内幼稚園・保育所等への出前講座を実施してまいりますとともに、幼児がいる家庭向けリーフレットの作成や地域向けの講座の実施等により、家庭の教育力向上に向けた支援を進めてまいります。

続いて、青少年健全育成関係ですが、子供たちの安心で安全な環境づくりの一翼を担っております青少年総合支援センターのパトロール業務は、学校や関係機関との連携を一層密にしながら、子供たちの下校時間帯に重点を置いて取り組んでまいります。また、ニート、引きこもり等の相談業務につきましては、個々に応じた細やかな対応に努めながら、就労も視野に入れた自立支援に取り組んでまいります。

一方、放課後子ども教室につきましては、本年度、市内全ての小学校区において開催の運びとなりました。今後は、各学校区のコーディネーターの意見交換会の場も活用しながら、教室間の情報交換を進め、活動内容の充実に努めてまいります。

続きまして、図書館についてご説明申し上げます。

本年度、学習室や読み聞かせコーナー等、リニューアルいたしました館内機能を生かして、子供から大人まで本に親しむ環境を整え、利活用の推進を図ってまいります。

以上、平成２６年度教育行政の方針についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

教育委員会委員長の教育行政一般方針の説明は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１１時０４分　休憩）

（午前１１時１５分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第６、議案第１号から日程第３６、報告第３号までの３１件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第１号亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定についてでございますが、近年、振り込め詐欺や登下校中の児童を狙った声かけ事案等の発生が確認され、市民の暮らしに不安をもたらしています。これら日常生活に潜む犯罪を未然に防止するためには、地域の住民同士が注意を喚起し合い、互いに連携し、協力していく必要があります。また、亀山市まちづくり基本条例では、まちづくりの基本原則の一つとして、安全で安心なまちの構築を掲げています。

これらのことから、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、基本理念などを定めるとともに、犯罪の発生を未然に防止する環境を整備するために必要な事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりを推進するため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず条例の目的と条例における用語の意義について定め、次に安全で安心なまちづくりは、市、市民、関係行政機関等が、それぞれの責務を認識した上で、相互に連携し、及び協力して推進されなければならないことを基本理念として定めます。

続いて、市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、必要な施策を総合的に実施するなど、市、市民、関係行政機関等の責務について定めます。

次に、その他、推進体制の整備など、安全で安心なまちづくりを推進することに関し、必要な事項を定めます。

なお、施行日は平成２６年４月１日といたします。

続きまして、議案第２号亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてでございますが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正規定の一部が平成２６年４月１日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律第５条第１２項が第１１項に繰り上げられることに伴い、条項の整理を行うものでございます。

なお、施行日は平成２６年４月１日といたします。

次に、議案第３号亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、市が設置する保育所には、入所する児童の健康診断等を行うため、嘱託医及び嘱託歯科医を置き、年額で定めた報酬を支給しています。

保育所の健康診断は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第１２条第１項の規定により学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っています。このことから、学校と保育所における嘱託医及び嘱託歯科医の報酬の額の均衡を図るため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、保育所の嘱託医及び嘱託歯科医の報酬の額について、人数割額を設けるとともに、嘱託歯科医の基本額を改正いたします。

なお、施行日は平成２６年４月１日といたします。

続きまして、議案第４号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令において、危険物の製造所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

また、平成２６年４月１日から建築基準法第９７条の２の規定による限定特定行政庁に移行することに伴い、新たに行う事務について徴収する手数料の額を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず危険物関係手数料のうち、ガソリン、灯油等の危険物の危険度に応じて定められている指定数量の倍数が２００を超える製造所及び一般取扱所、並びに特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請に対する審査等の事務の手数料の額について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定める額に改めます。

次に、市が限定特定行政庁として行う建築基準法による確認申請に対する審査等の事務、長期優良住宅の普及の促進に関する法律による長期優良住宅建築等計画の認定の審査の事務、都市の低炭素化の促進に関する法律による低炭素建築物新築等計画の認定の審査の事務等について、徴収する手数料を追加いたします。

なお、施行日は平成２６年４月１日といたします。

次に、議案第５号亀山市基金条例の一部改正についてでございますが、三重県では、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを進めるための財源として、平成２６年４月１日からみえ森と緑の県民税を導入し、この税を活用した施策を県と市町で分担して展開するため、税収の一部が交付金として市町に交付されます。

この交付金につきまして、災害に強い森林づくり及び市民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策を今後計画的に進めるための資金として積み立てるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、災害に強い森林づくり及び市民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する資金に充てるため、みえ森と緑の県民税市町交付金基金を積立基金として設置いたします。

なお、施行日は平成２６年４月１日といたします。

次に、議案第６号亀山市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正についてでございますが、市では、

幼稚園の園児の保護者の経済的負担を軽減するため、国の幼稚園就園奨励費補助事業を基準に、所得の状況に応じて保育料を減額し、または免除しています。

平成２６年度の国の補助事業において多子世帯に対する補助が拡大され、同時に就園する場合及び小学校１年生から３年生までの兄または姉がいる場合の第２子以降の園児について、保護者の所得制限が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、市立幼稚園の保育料を減額し、または免除することができる世帯に、２人以上が同時に幼稚園などに就園している世帯と、園児に小学校１年生から３年生までの兄や姉がいる世帯を新たに加えます。

なお、施行日は平成２６年４月１日といたします。

次に、議案第７号亀山市社会教育委員条例の一部改正についてでございますが、平成２５年６月１４日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の改正規定が平成２６年４月１日から施行され、社会教育委員の委嘱の基準について、社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令で定める基準を参酌して、条例で定めることとされるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、亀山市社会教育委員の委嘱の基準について、省令で定める基準を参酌し、省令で定める基準と同様の基準を定めることといたします。

なお、施行日は平成２６年４月１日とし、現在の委員について、施行日以降も引き続き委員とみなすこととする経過措置を定めます。

次に、議案第８号亀山市青少年問題協議会条例の一部改正についてでございますが、平成２５年６月１４日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方青少年問題協議会法の改正規定が平成２６年４月１日から施行され、これまで同法で定められていた地方青少年問題協議会の会長及び委員の要件が廃止されることから、条例でこれらの要件を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、亀山市青少年問題協議会の委員は、青少年関係の団体または機関の代表者、関係行政機関の職員、学識経験のある者、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、または任命することといたします。

次に、亀山市青少年問題協議会の会長は、委員の互選により定めることといたします。

なお、施行日は平成２６年４月１日とし、現在の委員のうち改正後の条例に定める委員の要件を満たす者について、施行日以後も引き続き委員とみなすこととする経過措置を定めます。

次に、議案第９号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、市の国民健康保険税の最初の納期に係る金額は、地方税法の規定により各納期の１，０００円未満の端数金額を合算するため、他の納期の金額と比べて高額となる場合があり、納期ごとの納付金額の平準化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、地方税法第２０条の４の２第６項ただし書きの規定により、国民健康保険税の納期ごとの分割金額に１００円未満の端数がある場合、または分割金額自体が１００円未満である場合は、端数金額または分割金額を、全て最初の納期に係る分割金額に合算することを条例で定めます。

なお、施行日は平成２６年４月１日とし、平成２６年度以後の年度分の国民健康保険税について

適用することといたします。

続きまして、議案第１０号亀山市道路占用料徴収条例の一部改正についてでございますが、平成２５年４月から国有林野事業が国営企業でなくなったことに伴い、道路法及び道路法施行令において関係規定の整備が行われたため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、市の管理に属する道路の占用料を徴収する国の事業がなくなったことにより、占用料の額、減免及び徴収の規定について、国から徴収する占用料に係る部分を削るとともに、これに伴う規定の整理を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第１１号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が平成２５年１２月１３日に公布され、平成２６年１０月１日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名が改正されることから、条例で引用する法律名を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めます。

なお、施行日は平成２６年１０月１日といたします。

次に、議案第１２号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございますが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正規定の一部が平成２６年４月１日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１２項が第１１項に繰り上げられることに伴い、条項の整理を行うものです。

なお、施行日は平成２６年４月１日といたします。

続きまして、議案第１３号平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について、その大要をご説明申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ８億８，９０７万８，０００円を減額し、補正後の予算総額を２０５億８，０８３万９，０００円といたしております。

今回の補正につきましては、最終補正のため、各費目にわたり決算見込み額を調整の上、計上しましたことから、減額補正が多くなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最初に、繰越明許費補正につきましては、自治会振興事業のほか、年度内に完成が見込めない計８事業について、やむを得ず繰り越しの追加をいたすとともに、道野１２号線整備事業など計３事業については、変更をいたすものであります。

次に、債務負担行為補正につきましては、消費税率引き上げにより債務負担行為限度額が不足する１７事業について追加をいたしております。また、事業費の確定などに伴う１６事業の変更及び１事業の廃止をいたしております。

次に、地方債補正につきましては、事業費などの確定に伴い変更をいたしております。

続いて、歳入の主な補正内容からご説明申し上げます。

市税につきましては、市民税の法人税割を調定見込みにより増額いたしております。

次に、国庫支出金では、地域の元気臨時交付金を計上するほか、事業費の確定などに伴う補正をいたしております。

次に、県支出金では、神辺地区コミュニティセンター改築に係る森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金を増額するほか、事業費の確定などに伴う補正をいたしております。

次に、寄附金につきましては、ふるさと納税などをいただきましたので、計上いたしております。

次に、繰入金では、今回の補正に係る財源調整として、財政調整基金繰入金の全額を減額いたしております。

次に、諸収入では、資源物売却代金などを増額計上いたし、市債では野村布気線や和賀白川線など、事業費にあわせて減額いたしております。

また、財源調整として、臨時財政対策債を減額いたしております。

次に、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、庁舎設備等改修事業のほか、各費目、各事業において執行見込みによる減額をいたしております。

次に、民生費につきましては、障がい者自立支援事業、福祉医療費助成事業、民間保育所児童保護費など、事業の執行見込みによる減額が主なものです。

次に、衛生費につきましては、がん検診推進事業の増額のほか、溶融処理施設管理費などの減額、労働費では融資対策事業の減額をいたしております。

次に、農林水産業費につきましては、林業生産活動支援事業の増額のほか、市単土地改良事業、林業施設維持管理事業の減額などを計上いたしております。

次に、土木費につきましては、天神２６号線整備事業の市単道路整備事業からの組み替えのほか、和賀白川線整備事業、野村布気線整備事業、橋梁耐震化補強事業、また公共下水道事業繰出金など、事業費の確定などによる減額を計上いたしております。

次に、消防費につきましては、北東分署建設事業や消防救急無線デジタル化整備事業など事業費の確定により減額いたし、教育費につきましては、川崎小学校改築事業や亀山東小学校教室増設等事業など、事業費の確定などによりそれぞれ減額をいたしております。

次に、公債費では、市債の借入額の確定などにより利子償還金を減額いたし、諸支出金につきましては、庁舎建設基金への積立金を計上いたしております。

次に、災害復旧費では、農業用施設等災害復旧事業、林業施設災害復旧事業、河川災害復旧事業などにおきまして、災害査定や事業進捗による減額補正をいたしております。

次に、議案第１４号平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてですが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ３５６万８，０００円を減額し、補正後の予算総額を４８億３，８１６万円といたしております。

主な補正内容は、歳入において、国庫支出金の療養給付費等国庫負担金及び財政調整交付金を減額するとともに、療養給付費等交付金の増額をいたし、不足する財源を国民健康保険給付費等支払準備基金繰入金として計上いたしております。

次に、議案第１５号平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）についてですが、今回の補正額は歳入歳出それぞれ１０９万４，０００円を追加し、補正後の予算総額を８億８９４万４，０００円といたしております。

主な補正内容は、歳入において、療養給付費負担金の返還金を計上するほか、歳出において後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものです。

次に、議案第１６号平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）についてですが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ５，９０３万２，０００円を減額し、補正後の予算総額を７億３，２２１万８，０００円といたしております。

主な補正内容は、昼生地区整備事業費及び農業集落排水事業債償還基金積立金を減額するとともに、繰越明許費を計上いたしております。

次に、議案第１７号平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてですが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ８，１８６万４，０００円を減額し、補正後の予算総額を１４億２，１９８万７，０００円といたしております。

主な補正内容は、流域下水道維持管理費負担金及び施設整備事業の確定などにより減額するとともに、繰越明許費、債務負担行為補正を計上いたしております。

次に、議案第１８号平成２５年度亀山市水道事業会計補正予算（第３号）についてですが、主な補正内容としては、資本的支出において、建設改良事業における事業費の確定などにより８，９４０万円を減額し、補正後の予定額を４億８，７８４万円といたしております。また、債務負担行為を計上いたしております。

次に、議案第１９号平成２５年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第１号）についてですが、資本的支出において、建設改良事業における事業費の確定により４５２万９，０００円を減額し、補正後の予定額を５，５６７万１，０００円といたしております。

以上が今回提案いたしました一般会計及び各特別会計、並びに各企業会計補正予算の主な内容でございます。なお、詳細につきましては、副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

続きまして、議案第２０号平成２６年度亀山市一般会計予算について、その大要をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は２０６億３，９８０万円で、平成２５年度当初予算額に比べて３億５３０万円、率にして１．５％の減といたしております。

減額となりました主な要因は、ごみ溶融処理施設長寿命化改修事業の事業費減、和賀白川線及び野村布気線など道路整備事業費の減、また総合環境センター建設事業などの地方債元利償還額の減などによるものであります。

初めに、歳入でございますが、市税につきましては、市民税は個人、法人ともに増収になるものの、固定資産税のうち償却資産の落ち込みにより、平成２５年度当初予算より２億１，５２０万円、率にして２．０％減となる１０６億５，２６０万円を計上いたしております。

次に、地方消費税交付金でございますが、平成２６年４月からの消費税率の引き上げにより前年比１億２，９００万円増の６億４，０００万円を計上いたしております。

次に、地方交付税でございますが、市税の減収などにより前年比２億８，６００万円増の１３億１，６００万円を計上いたしております。

次に、国庫支出金でございますが、臨時福祉給付金事業費補助金及び子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金などにより前年比２億６，６９７万６，０００円増の２１億８，７７８万２，０００円を

計上いたしております。

次に、繰入金につきましては、財政調整基金から７億９，５１０万円を、減債基金から１億５，０００万円、土地開発基金から２，７００万円など、各基金からの繰り入れを行い財源といたしております。

市債につきましては、地方交付税から振りかえられた臨時財政対策債のほか、野村布気線整備事業、北東分署整備事業、白川小学校耐震化事業に係る合併特例債、消防救急無線デジタル化整備事業に係る緊急防災事業債など２３億９，４５０万円を計上いたしております。

続きまして、歳出につきまして、平成２６年度の主な事業をご説明申し上げます。

初めに、まちの防災力を強化するため、地震対策・木造住宅補強事業に取り組むほか、白川小学校耐震化事業、消防救急無線デジタル化整備事業、北東分署建設事業などを実施いたします。

次に、まちの魅力や価値を高めるため、かめやま文化年事業に取り組むほか、市制施行１０周年記念事業、関宿重伝建選定３０周年記念事業、屋根のない博物館創出事業、まちづくり観光推進事業などを実施いたします。

次いで、地域コミュニティ活動を広げるため、地域コミュニティのしくみづくり支援事業や市民活動応援事業を実施するほか、関南部地区コミュニティセンター建設事業に取りかかります。

次に、市民の健康を支えるため、がん検診事業や予防接種費用助成事業を推進してまいります。また、市民の医療に対する安心確保のため、引き続き三重大学地域医療学講座支援事業を実施し、地域医療の体制強化と医師の安定確保に努めます。

次いで、子供たちの学びと育ちを支えるため、子育て支援として、引き続き中学生医療費無料化事業を実施いたします。また、少人数教育推進事業や個の学び支援事業などを実施するほか、教育環境の整備として、川崎小学校改築事業、亀山東小学校教室増設等事業を実施いたします。

次いで、都市機能の充実のため、野村布気線、道野１２号線、天神２６号線などの道路整備事業を推進するほか、ごみ溶融処理施設の長寿命化事業及びボイラー設備改修事業などを実施いたします。

そのほか、消費税引き上げに際し、低所得者に対する臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯に対する子育て世帯臨時特例給付金事業を実施します。

以上が一般会計の概要です。

続きまして、議案第２１号平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は４７億３，６６０万円で、平成２５年度当初予算に比べて２．２％の増といたしております。これは、共同事業拠出金等が増額となったことによるものであります。

次に、議案第２２号平成２６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算の総額は８億６，０９０万円で、平成２５年度当初予算に比べて７．３％の増といたしております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金が増額となったことによるものであります。

次に、議案第２３号平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算の総額は８億５，３３０万円で、平成２５年度当初予算に比べて３７．３％の増といたしております。昼生地区の平成２６年度末の供用開始に向け、管渠布設工事、舗装復旧工事などを進めてまいります。

次に、議案第２４号平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算の総額は１６億７，１６０万円で、平成２５年度当初予算に比べて８．４％の増といたしております。

引き続き、能褒野町、川合町、亀田町、関町会下などにおける管渠布設工事及び舗装復旧工事を進めてまいります。

次に、議案第２５号平成２６年度亀山市水道事業会計予算についてですが、収益的支出及び資本的支出の合計額は１８億３，３８０万円で、平成２５年度当初予算と比べて７．０％の増といたしております。

主な事業といたしまして、資本的支出において、関町関ヶ丘地内ほか配水管改良工事や下水道整備に伴う配水管移設工事などを実施いたします。

次に、議案第２６号平成２６年度亀山市工業用水道事業会計予算についてですが、収益的支出及び資本的支出の合計額は１億２，４８４万円で、平成２５年度当初予算と比べて２．１％の増といたしております。

最後に、議案第２７号平成２６年度亀山市病院事業会計予算についてですが、収益的支出及び資本的支出の合計額は２０億１，１２０万円で、平成２５年度当初予算と比べて５．１％の減といたしております。

主な事業といたしまして、資本的支出において、給湯給水配管改修工事、防災アンプ更新工事などを実施いたします。

なお、収益的収支の不足する額を補填する一般会計補助金は、１億５，４７２万６，０００円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、一般会計及び各特別会計並びに各企業会計の平成２６年度当初予算の説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

続きまして、議案第２８号調停の申し立て等についてでございますが、亀山市関町新所地内の亀山市国民宿舎「関ロッジ」一休庵につきまして、建物明け渡し等請求の調停を申し立てるため、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第１号専決処分の報告についてでございますが、亀山市関町木崎地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、平成２６年２月６日に地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告するもので、その賠償金額は２万３，３１０円でございます。

次に、報告第２号専決処分の報告についてでございますが、亀山市東町１丁目地内において発生した市駐車場施設管理瑕疵による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、平成２６年２月１０日に地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告するもので、その賠償金額は３万９７５円でございます。

最後に、報告第３号寄附受納についてでございますが、長野県上水内郡飯綱町豊野にお住まいの上田秀洋様から文化振興のため絵画の寄附の申し出があり、ありがたく受納いたしましたので報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何と

ぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

説明の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時５３分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、石井教育次長は、都合により午後から欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承をお願いします。

次に、副市長に平成２５年度各会計補正予算及び平成２６年度各会計予算の補足説明を求めます。

安田副市長。

○副市長（安田　正君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました平成２５年度各会計補正予算の主な項目からご説明をさせていただきます。

初めに、一般会計補正予算（第５号）につきましてご説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の５ページをお開き願います。

第２表　繰越明許費補正でございますが、自治会振興事業や川崎小学校改築事業など、年度内に完成が見込めない計８事業につきまして、やむを得ず翌年度へ繰り越しを行うものでございます。また、道野１２号線整備事業及び災害復旧事業の計３事業につきましては、事業進捗や災害査定などによりまして、翌年度に繰り越しを行う事業費の変更を行うものでございます。

次に、第３表　債務負担行為補正につきましては、消費税率の引き上げなどにより、既に定めた債務負担行為の限度額が不足することになる会議録検索システム管理委託料など、１７事業の追加をしております。

次に、６ページをお願いいたします。

野村布気線整備事業など１６事業につきましては、契約額などにあわせ債務負担行為の変更を行い、また、かめやま文化年記録作成委託料につきましては、事業期間の変更により廃止を行うものでございます。

次に、７ページの第４表　地方債補正につきましては、各事業費にあわせまして限度額の変更を行うものでございます。

次に、予算に関する説明書から歳入歳出につきましてご説明を申し上げますが、最終補正でございますので、事業費の確定や決算見込みによります減額補正が多くなっておりますので、ご了承を賜ります。

それでは、まず歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

１２ページ、１３ページをお願いいたします。

市税につきましては、市民税の法人税割を、調定見込みによりまして７，９１０万円を増額しております。

次の、分担金につきましては、事業費の確定などに伴い４０６万6，０００円を減額いたしました。

下段の使用料につきましては、借上公営住宅使用料の減などにより７２７万9，０００円を減額いたしました。

次に、１５ページの上段の国庫負担金では、障がい者自立支援給付費負担金、民間保育所運営費負担金、現年発生補助災害復旧事業費負担金など、補助対象事業費の確定によりまして3，７２９万1，０００円を減額いたしました。

下段の国庫補助金では、平成２４年度の国の補正予算に計上された公共事業の各地方公共団体の負担額に応じて交付限度額が算定され、特別の措置として配分をされました地域の元気臨時交付金２億3，６６５万7，０００円を計上いたしました。

また、生活保護業務データシステム等整備事業補助金につきましては、事業実施を平成２６年度に延期しましたことから1，８４０万円を減額しております。その他につきましては、補助対象事業費などの確定等から補正を行うものでございます。

次に、１７ページの下段の県負担金では、児童保護措置費等負担金などの確定により1，７９９万4，０００円を減額しております。

次に、１９ページの県補助金では、上段の第１目総務費県補助金の森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金2，４００万円は、神辺地区コミュニティセンターの改築に対し、県の地域の元気臨時交付金分として追加交付されるものでございまして、その他につきましては、それぞれ補助対象事業費の確定等により補正を行うものでございます。

次に、２１ページの下段の土地売払収入につきましては、普通財産の売払収入として６１１万6，０００円を計上いたしました。

次に、２３ページの中段の財政調整基金繰入金４億8，６５５万3，０００円の減額につきましては、今回の補正予算の財源調整として、全額、減額するものでございます。また、土地開発基金繰入金1，７３６万2，０００円の減額は、歳出における川崎小学校用地購入費の確定に伴い、減額するものでございます。

次に、２５ページ中段の労働者融資資金貸付金元利収入2，３２７万円の減額は、歳出における預託金の減額に伴う返還金の減額でございます。

次に、下段の雑入では、総合環境センターにおける資源物売却代金1，６００万円を増額しております。

次に、２７ページの市債につきましては、今回の補正予算の財源調整として、臨時財政対策債を２億６０万円減額いたしました。その他につきましては、それぞれ事業費の確定に伴い、減額したものでございます。

次に、歳出につきまして、主なものについて説明をさせていただきます。

まず３３ページをお願いいたします。

総務費でございますが、中段の庁舎設備等改修事業につきましては、本庁舎の空調設備の改修に係る工事請負費など3，６１８万5，０００円を減額するものでございます。

次に、３７ページをお願いいたします。

中段の住民情報系システム事業1，９７６万円の減額は、生活保護システムの導入を平成２６年

度に延期したことにより、備品購入費などを減額いたしました。

次に、４７ページをお願いいたします。

民生費でございますが、下段の臨時福祉給付金給付事業につきましては、平成２６年度に給付する臨時福祉給付金に係る事務費といたしまして９０万円を計上いたしております。

次に、４９ページ上段の自立支援事業につきましては、障がい福祉サービスの介護給付費などの実績見込みにより２，０００万円を減額いたしました。

下段の福祉医療費助成事業につきましては、心身障がい者医療費の実績見込みにより５５０万円を増額いたしております。

次に、５３ページをお願いいたします。

中段の福祉医療費助成事業２，１００万円の減額、次の中学生医療費無料化事業７５０万円の減額につきましては、子ども医療費などの実績見込みによる減額でございます。

次に、５５ページの中段の民間保育所児童保護費につきましては、年間の入所延べ人数の見込みから５，４８２万８，０００円を減額いたしました。

次に、５７ページの中段一般管理費の過年度国庫支出金返還金２，５４０万円につきましては、国庫負担金の精算による返還金を計上いたしております。

次に、５９ページをお願いいたします。

衛生費でございますが、中段のがん検診推進事業９００万５，０００円につきましては、胃がん検診など受診者の増による増額でございます。

次に、６３ページをお願いいたします。

中段の施設管理費１，２６４万１，０００円の減額につきましては、溶融炉の消耗品のコークスなどの使用量削減による消耗品費の減額などを計上いたしたものでございます。

次に、６７ページをお願いいたします。

労働費でございますが、上段の融資対策事業につきましては、預託実績により２，３２７万円を減額しております。

次に、７１ページをお願いいたします。

農林水産業費でございますが、上段の市単土地改良事業１，４１０万円の減額につきましては、地元要望などによる不用額の減額でございます。

下段の林業施設維持管理事業１，２２０万円の減額につきましては、林道橋耐震補強事業計画見直しによる工事請負費などの減額でございます。

次に、７５ページをお願いいたします。

土木費でございますが、上段の急傾斜地崩壊対策事業８０万円につきましては、県の急傾斜地崩壊対策事業が事業決定されたため、市負担分を計上いたしました。

下段の市単道路整備事業３，７５０万円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金事業への予算の組み替えなどによる減額でございます。

次に、７７ページの上段の和賀白川線整備事業につきましては、事業精査などにより、工事請負費など６，１５０万円を減額し、次の野村布気線整備事業につきましては、工事施工について地権者の承諾が得られず、工事請負費など２億３，２２０万６，０００円を減額いたしております。

次の、天神２６号線整備事業につきましては、市単道路整備事業から、社会資本整備総合交付金

の補助対象事業として実施するため、用地購入費など２，６５８万円を計上いたしました。

次に、７９ページの上段の耐震化補強事業３，０５１万円につきましては、補強工法の変更による減額でございます。

次に、８３ページでございます。

上段の民間活用市営住宅事業につきましては、新規借り上げがなかったことから住宅借上料１，２６０万円を減額しております。

次に、８５ページに移ります。

消防費でございますが、上段の北東分署建設事業３，２６８万円の減額及び消防救急無線デジタル化整備事業１，３４７万７，０００円につきましては、事業費の確定により委託料などを減額しております。

次に、８９ページに移ります。

教育費でございますが、上段の川崎小学校改築事業につきましては、事業費の確定による用地購入費の減などにより１，５５４万８，０００円を減額いたしております。

次の、亀山東小学校教室増設等事業につきましては、事業費の確定により工事請負費など１，３３０万６，０００円を減額いたしました。

次に、１０７ページに移ります。

公債費でございますが、中段の利子償還金につきましては、市債借入額及び借入利率の決定により３，９２６万６，０００円を減額するものでございます。

次に、１０９ページの諸支出金でございますが、下段の庁舎建設基金積立事業につきましては、今回の補正予算における財源により４，８２２万２，０００円を増額し、本年度の積立金を５，０００万円といたしました。

次の、１１１ページ上段の関宿にぎわいづくり基金積立金２１万円につきましては、ふるさと納税をいただきましたので、ご意向に沿って積み立てを行うものでございます。

次に、中段の災害復旧費でございますが、補助災害復旧事業では国の災害査定及び実施設計など事業費確定によりまして、また単独災害復旧事業では事業の進捗や地元要望に伴う事業費の精査などによりまして、事業費の減額を行っております。

続きまして、各特別会計の主な補正内容についてご説明を申し上げます。

最初に、国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明をさせていただきます。

歳入の１２３ページをお開きください。

国庫支出金の療養給付費等負担金４，７１５万３，０００円の減額、財政調整交付金３，８７２万３，０００円の減額及び療養給付金等交付金２，７７５万円につきましては、いずれも交付決定などにより計上をするものでございます。

下段の繰入金につきましては、一般管理費の減額に伴いまして、職員給与費等繰入金２２２万６，０００円を減額いたしております。また、財源調整といたしまして、国民健康保険給付費等支払準備基金からの繰入金５，６７６万円を計上いたしました。

続きまして歳出でございますが、１２７ページをお開き願います。

上段の一般管理費２２２万６，０００円の減額につきましては、医療費適正化業務が平成２６年度に県下一斉開始になりましたことから、減額を行うものでございます。

次に、１２９ページ下段の特定健康診査等事業費１２２万円の減額につきましては、特定健康診査等の決算見込みによる一般会計への繰出金の減額などでございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明を申し上げます。

歳入の１３７ページをお願いいたします。

上段の後期高齢者医療保険料でございますが、特別徴収対象者の増などにより特別徴収保険料を増額いたし、普通徴収保険料については、資格喪失者の増加により減額をいたしております。

次の繰入金では、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金について、繰入額の決算見込みにより、それぞれ減額をいたしております。

下段の諸収入の雑入につきましては、過年度の療養給付費負担金の精算などにより増額をいたしました。

次の、歳出の１３９ページをお願いいたします。

上段の後期高齢者医療広域連合納付金は、負担金額の変更により増額をいたしております。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明を申し上げます。

１４３ページをお開き願います。

第２表　繰越明許費でございますが、昼生地区整備事業について、年度内での完成が見込めず、やむを得ず５，５００万円を翌年度へ繰り越しするものでございます。

次に、第３表　地方債補正でございますが、起債対象事業費の減額に伴い限度額の変更をしていたしております。

次に、歳入の１４９ページをお願いいたします。

上段の農業集落排水事業受益者分担金３５６万１，０００円の減額につきましては、昼生地区整備事業に係る地元分担金などを計上いたしたものでございます。

次の、農業集落排水事業補助金２，３１６万６，０００円の減額は、農業集落排水支援事業補助金が翌年度交付となったため減額をいたしました。

下段の一般会計繰入金７３万９，０００円の減額は、事業費の確定などによる財源調整でございます。

次に、１５１ページの下段、農業集落排水事業債は、昼生地区整備に係ります起債対象事業費の減に伴いまして３，２４０万円を減額いたしたものでございます。

次に、歳出の１５３ページをお願いいたします。

下段の施設整備事業につきましては、昼生地区整備において、工事区域変更による事業費の減額により、工事請負費、水道管移設補償費につきまして３，５２０万円の減額をいたしております。

次に、１５５ページの農業集落排水事業債償還基金積立金２，３１３万２，０００円の減額は、県補助金の決定に伴いまして減額するものでございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明を申し上げます。

１５９ページをお願いいたします。

第２表　繰越明許費補正でございますが、施設整備事業１億７，１５０万円及び流域下水道整備事業負担金３，４３０万６，０００円につきましては、年度内での完成が見込めないことから、やむを得ず翌年度へ繰り越しをするものでございます。

次に、第３表　債務負担行為補正でございますが、契約額にあわせ限度額の変更を行うものでご

ざいます。

次に、第４表　地方債補正でございますが、公共下水道事業につきまして、起債対象事業費の減額により限度額を変更するものでございます。

次に、歳入の１６５ページをお願いいたします。

上段の受益者負担金につきましては、決算見込みによりまして７５０万円の減額をいたし、中段の公共下水道整備事業費補助金は、補助対象事業費の減によりまして３９５万９，０００円を減額いたしております。

下段の一般会計繰入金４，１１７万６，０００円の減額及び下水道事業基金繰入金３，８６９万１，０００円の減額につきましては、公共下水道事業費の変更に伴う財源調整により減額をいたしております。

次に、１６７ページ上段の流域下水道維持管理費負担金還付金２，３８６万２，０００円は、過年度の決算剰余金の還付金を計上いたし、下段の公共下水道事業債は、起債対象事業費の減により９３０万円を減額いたしました。

次に、歳出の１６９ページをお願いいたします。

上段の施設維持管理費につきましては、事業費の確定などによりまして１，８３１万円を減額いたし、下段の流域下水道維持管理費負担金３，４４５万３，０００円の減額は、流域下水道への汚水流入量が計画水量を下回ることに伴うものでございます。

次に、１７１ページ上段の施設整備事業１，９０１万８，０００円の減額でございますが、国補助金追加分は、経済対策として委託料から工事請負費に組み替えを行うとともに、決算見込みにより水道管移設補償費を減額いたしたものでございます。

次に、水道事業会計補正予算（第３号）についてご説明を申し上げます。

１８０ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、資本的収入におきまして、公共下水道事業に伴う配水管移設工事負担金の減などによる４，９１３万２，０００円の減額。資本的支出におきましては、入札差金などにより施設費の工事請負費など８，９４０万円を減額しております。

次に、工業用水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明を申し上げます。

１９１ページをお願いいたします。

資本的支出におきまして、入札差金による施設費の工事請負費４５２万９，０００円を減額いたしました。

以上をもちまして、一般会計補正予算及び各特別会計補正予算、並びに各企業会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

先ほどちょっと読み間違ったようでございます。

補正予算書の６ページを再度確認いただきたいと思います。

６ページの債務負担行為の補正の変更におきまして、野村布気線整備事業など１６事業と申し上げましたが、議会映像等インターネット配信業務委託料など１６事業でございましたので、訂正をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、続きまして、平成２６年度亀山市予算書によりまして、新規事業や前年と比較いたしまして大きく変わったものについてご説明を申し上げます。

最初に、一般会計でございますが、予算書６ページをお開き願います。

第２表　継続費につきましては、ごみ溶融処理施設ボイラー設備整備事業につきまして、平成２６年度、平成２７年度の継続費２億９，０００万円を計上し、年割額はそれぞれ１億４，５００万円といたしております。

次に、第３表　債務負担行為につきましては、議会映像インターネットライブ配信等業務委託料や戸籍システム管理事業など１２件を計上いたしました。

次に、第４表　地方債につきましては、臨時財政対策債のほか、一般廃棄物処理施設整備事業、道路整備事業、緊急防災事業、消防施設整備事業、学校施設整備事業について、２３億９，４５０万円を計上いたしました。

次に、歳入につきまして、予算に関する説明書の説明欄をごらんいただきながらご説明をいたします。

１１ページをお願いいたします。

市税のうち市民税の個人につきましては、復興財源確保法により均等割が年額５００円引き上げられること、所得割は個人所得の伸びが見込まれますことから、個人市民税につきましては、前年度当初予算額と比較をいたしまして、１億８，８４０万円の増となる２５億２，０００万円を計上いたしました。

次に、法人につきましては、事業所の決算見込み額調査から、前年度比１億６３０万円増の７億７，９６０万円を計上しております。

次に、下段の固定資産税につきましては、償却資産において現有資産の減価償却が大きく進むことから、次ページ上段のとおり、前年度比４億９，７５０万円の減となる６１億１，７６０万円を計上いたしました。

次に、１９ページをお願いいたします。

中段の地方消費税交付金につきましては、消費税率引き上げによる交付金の増額を見込みまして、前年度比１億２，９００万円増の６億４，０００万円を計上いたしております。

次に、２１ページをお願いいたします。

中段の地方交付税につきましては、前年度比２億８，６００万円増の１３億１，６００万円を計上いたしました。その内訳といたしまして、普通交付税を１１億１，６００万円、特別交付税を２億円と見込んでおります。

次に、２９ページをお願いいたします。

下段の国庫補助金につきましては、臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業による民生費国庫補助金の増などにより、次ページ上段のとおり、前年度比３億１，２２７万円の増となる７億９，７２７万５，０００円を計上いたしました。

次に、３５ページをお願いいたします。

県補助金につきましては、上段の安心こども基金子育て支援事業費補助金や、中段の、みえ森と緑の県民税市町交付金は増になるものの、市町村合併支援交付金の終了や震災対策農業水利施設整備事業補助金の減などによりまして、前年度比３，２５７万７，０００円減の３億４，６９０万９，０００円を計上いたしました。

次に、３９ページをお願いいたします。

下段の財政調整基金繰入金につきましては、平成２６年度予算の不足する財源を補うため、前年度比３億９，１２０万円の減となる７億９，５１０万円を計上いたしました。

また、減債基金繰入金は、起債償還に充てる財源といたしまして、前年度比１億８，０００万円減の１億５，０００万円を計上いたしております。

次に、４１ページをお願いいたします。

上段の土地開発基金繰入金は、関南部地区コミュニティセンターの用地購入費の財源といたしまして２，７００万円を計上いたしました。

次に、４９ページをお願いいたします。

市債につきましては、臨時財政対策債９億６，７２０万円は地方交付税からの振りかえ分で、ごみ溶融処理施設長寿命化事業及びごみ溶融処理施設ボイラー設備整備事業において一般廃棄物処理施設整備事業債３億１，４８０万円を計上するほか、和賀白川線及び野村布気線整備事業について合併特例債１億２，７６０万円を計上いたしております。

また、消防救急無線デジタル化整備事業などに緊急防災事業債３億６，２３０万円、北東分署整備事業に合併特例債５億７，１５０万円を計上するほか、白川小学校耐震化事業に合併特例債５，１１０万円を計上いたしております。

以上が、歳入の主なものの説明とさせていただきます。

次に、歳出につきまして、ご説明をいたします。

総務費の６５ページをお願いいたします。

上段、市民活動応援事業３３４万５，０００円につきましては、市民活動応援券を通じて市民活動団体への支援を行うため、審査検証委員会の開催や制度用冊子印刷費などを計上しております。

次の、記念式典事業８３８万５，０００円につきましては、市制施行１０周年記念式典及び市勢要覧作成のための委託料などを計上いたしました。

次に、８３ページ上段の地区コミュニティセンター充実事業２，９７９万円につきましては、関南部地区コミュニティセンター用地購入費や神辺地区コミュニティセンター改築に伴う備品購入費などを計上しております。

次の地域コミュニティのしくみづくり支援事業４６３万２，０００円につきましては、地域自治に関する有識者会議の設置や地域自治組織設立を促進するための補助金などを計上いたしました。

次に、８５ページ中段の災害対策事業２，３７９万２，０００円の中では、災害時優先特設公衆電話の代表避難所への設置やアマチュア無線基地開局に伴う市庁舎屋上の工事などを計上しております。

次に、８７ページ上段の木造住宅補強事業５，９９７万２，０００円につきましては、木造住宅の耐震化を促進するため、補助金を計上したものでございます。

次に、９１ページをお願いいたします。

９１ページ下段の一般管理費５５５万６，０００円でございますが、市制施行１０周年の節目といたしまして、原動機付自転車のご当地ナンバー作成に係る委託料８０万円などを計上したものでございます。

次に、９３ページ下段の地価調査・地番図整備事業２，１０２万６，０００円につきましては、平成２７年度の評価がえに向けた地番図異動修正や航空写真撮影などの業務委託料を計上したもので

ございます。

次に、民生費の１１３ページをお願いいたします。

中段の社会福祉センター外壁改修工事助成事業２，１００万円につきましては、社会福祉協議会が行います社会福祉センターの外壁改修に対しまして、事業費の２分の１を助成するものでございます。

次の国民健康保険事業、繰出金２億３，５８８万４，０００円は、繰り出し基準に基づきまして計上をいたしております。

下段の臨時福祉給付金給付事業２億１，４６０万８，０００円につきましては、消費税率の引き上げに際し低所得者に対する配慮を行うため、臨時的な措置といたしまして、給付対象者１人につき１万円、老齢基礎年金受給者等については１人につき５，０００円を加算して給付を行うものでございます。

次に、１１５ページの上段、子育て世帯臨時特例給付金給付事業６，８５５万円につきましては、消費税率の引き上げに際し子育て世帯への影響を緩和するとともに消費の下支えを図る観点から、臨時的な措置として、児童手当の支給対象児童１人につきまして１万円を給付するものでございます。

次に、１２５ページをお願いいたします。

総合保健福祉センターの施設管理費１億５０４万６，０００円につきましては、公共下水道接続に係る工事請負費や下水道料金を計上いたしましたほか、電話回線改修工事の計上が主な増額要素になっております。

次に、１２９ページをお願いいたします。

中段の学童保育所費７，９８７万円につきましては、南小学校区学童保育所及びなのはな学童保育所の２カ所の民間学童保育所が開設されますことから、民間施設活動事業費補助金を増額しております。また、南小学校区学童保育所開設に伴います施設改修等に対しまして、放課後児童健全育成事業補助金を計上いたしました。

次に、衛生費の１５３ページをお願いいたします。

中段の三重大学亀山地域医療学講座支援事業３，１２０万円につきましては、引き続き三重大学の地域医療研究の講座設置に対する支援を行い、医師の安定確保につなげてまいります。

次に、１５５ページの中段、病院事業につきましては、一般会計から病院事業会計への繰出金３億１，９７８万１，０００円を計上いたし、このうち繰り出し基準外の補助金は１億５，４７２万６，０００円を計上いたしております。

下段の予防衛生事業１億５，１７１万６，０００円につきましては、予防接種法に基づく定期接種に係る委託料などを計上いたしました。

次に、１５７ページ上段の予防接種費用助成事業１，１３６万９，０００円につきましては、インフルエンザのほかロタウイルスワクチンなど任意予防接種に係る費用助成を行うものでございます。

次に、１５９ページ上段の地球温暖化防止対策推進事業３４６万７，０００円につきましては、省エネ・創エネに向けた環境活動モニターの報償費などを計上しております。

次に、１６９ページをお願いいたします。

中段の飛灰再資源化事業５，２００万円につきましては、溶融処理に伴い発生する飛灰の再溶融

を停止しますことから、再資源化処理に係る委託料を増額したものでございます。

次の施設長寿命化事業３億３，７００万８，０００円につきましては、継続事業である、ごみ溶融処理施設長寿命化事業の３年目の事業費を計上したものでございます。

次のボイラー設備整備事業１億４，５００万円につきましては、溶融施設ボイラー設備の損傷の激しい部位の更新・改修工事を２カ年の継続事業として実施するもので、その初年度の事業費を計上しております。

次に、農林水産業費の１８３ページをお開き願います。

中段の地域農業支援事業、青年就農給付金３００万円につきましては、就農５年目までの新規就農者２名への支援を予定しております。

次に、１８５ページ上段の農地維持・資源向上支払事業３３７万４，０００円につきましては、国において昨年までの農地・水保全管理支払い事業が変更をされたものでございます。

次に、１８７ページ中段の国補土地改良事業１，３５０万円につきましては、小川町地内におきまして地域が主体となって行う土地改良事業に対しまして支援を行う補助金を計上いたしました。

次に、１８９ページ上段の林業生産活動支援事業１，２１９万７，０００円は、生産林適正管理のための間伐、作業道開設及び木材搬出に対しまして支援を行う補助金を計上いたしております。

次に、１９３ページをお願いいたします。

上段の森林環境創造事業１，７００万円につきましては、森林所有者から委託を受けた認定林業事業体による間伐など、環境林整備に要する経費を計上いたしました。

中段のみえ森と緑の県民税市町交付金事業４０万円につきましては、みえ森と緑の県民税の市町交付金を活用し、森の大切さを学ぶ森の講座や木工教室の開催経費などを計上いたしております。

次に、商工費の２０１ページをお願いいたします。

上段のまちづくり観光推進事業２，１９８万６，０００円につきましては、まちづくり観光のコーディネート機能を担う亀山市観光協会への運営支援を行うほか、モデルツアーや三重テラスでのシティプロモーション経費などを計上いたしました。

次に、２０３ページ中段の産業振興奨励事業７，０１０万円につきましては、４社に対して産業振興奨励金の交付を予定しております。

次に、土木費の２１３ページをお願いいたします。

中段の和賀白川線整備事業５００万円につきましては、国道１号亀山バイパス以北部分の整備を進めるため、概略設計を合併特例事業として進めるものでございます。

次の野村布気線整備事業１億２，９４４万円につきましては、産業の発展と市民生活の基幹を担う重要な道路ネットワークを構築するための幹線道路といたしまして、合併特例債事業を推進するものでございます。

また、次からの社会資本整備総合交付金事業といたしましては、道野１２号線整備事業、名越７号線整備事業、２１５ページに移りまして、天神２６号線整備事業を継続整備するほか、新たに布気小野線整備事業、山下８号線整備事業、久我福徳線整備事業を計上いたしました。

次に、２１７ページをお願いいたします。

中段の橋梁維持修繕費９，５００万円につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づく設計等委託及び修繕工事を計上し、次の耐震化補強事業２，２００万円につきましては、光於堂橋の耐震補

強工事を、いずれも社会資本整備総合交付金事業として実施をいたします。

次に、２２１ページをお願いいたします。

中段の亀山駅周辺再生整備計画策定事業１，１００万円につきましては、亀山駅周辺地区市街地再開発基本計画の策定などを行うものでございます。

下段の建築指導費２６１万８，０００円につきましては、限定特定行政庁として建築確認事務等に要する経費を計上いたしました。

次に、２２９ページをお願いいたします。

中段の民間活用市営住宅事業２，６２３万３，０００円につきましては、民間賃貸住宅を住戸単位で借り上げ、公営住宅として活用するものでございます。

次に、消防費の２３７ページに移ります。

下段の車両整備費の備品購入費３，５９０万円につきましては、高規格救急車の更新を図るものでございます。

次に、２３９ページ中段の北東分署建設事業６億５，１７９万８，０００円につきましては、工事請負費及び用地購入費などを計上したものでございます。

次の消防救急無線デジタル化整備事業３億４，９３７万８，０００円につきましては、消防救急無線のデジタル化に向け、機器類の整備を行うものでございます。

次の車両整備費の備品購入費２，０３０万円につきましては、消防団車両の更新等を図るものでございます。

次に、教育費の２４３ページをお願いいたします。

上段の私立学校等助成事業３，４６０万円につきましては、補助基準の変更に伴い、私立幼稚園就園奨励費補助金を前年度に比較して増額をいたしております。

次に、２４９ページ上段の川崎小学校改築事業４，４９８万７，０００円につきましては、設計業務委託料などを計上いたしました。

次の亀山東小学校教室増設等事業３，８８８万円につきましては、グラウンド改修及び排水工事を計上しております。

次の白川小学校耐震化事業１億７６０万円につきましては、白川小学校校舎の耐震補強を国庫補助金及び合併特例債を財源として実施するもので、工事請負費などを計上いたしました。

次に、下段から２５１ページの情報教育推進事業３，１６９万１，０００円の中では、実証校において、指導用タブレット端末の導入に係る備品購入費などを計上しております。

次に、２５７ページをお願いいたします。

上段の中部中学校クラブハウス建設事業２，１５０万７，０００円につきましては、老朽化が激しいクラブハウスを建てかえるため、設計業務及び地質調査委託料を計上いたしました。

次に、２７１ページをお願いいたします。

下段の亀山城周辺保存整備事業２００万円につきましては、京口門周辺建造物に係る調査設計委託料を計上しております。

次に、２８１ページをお願いいたします。

上段の屋根のない博物館創出事業１，１７６万２，０００円につきましては、亀山こども歴史館ホームページの制作費を計上いたしております。

次に、２８３ページ中段のかめやま文化年事業２，１８０万２，０００円につきましては、アート亀山トリエンナーレや市民ミュージカル劇団公演に係る補助金のほか、実行委員会運営、文化大使の報償費など、かめやま文化年２０１４開催に要する経費を計上いたしております。

次に、２８７ページ下段の関宿重伝建選定３０周年記念事業４００万円につきましては、平成２６年度を国重要伝統的建造物群保存地区選定３０周年の記念年度といたしまして、シンポジウムの開催や記念誌の作成の経費を計上いたしました。

次に、２９１ページ上段の施設管理費７，０５９万１，０００円につきましては、西野公園野球場の本部席などの改修工事を２，５００万円計上いたしております。

次に、諸支出金、３０９ページでございます。

中段のリニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業につきましては、５，０００万円の積立金を計上いたしました。

次に、３１１ページ中段のみえ森と緑の県民税市町交付金基金積立金６００万円につきましては、県からの交付金を財源に基金積み立てを行うものでございます。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

続きまして、各特別会計について主なものをご説明させていただきます。

まず、国民健康保険事業特別会計予算でございますが、３３０、３３１ページの歳入欄をお開きください。

国民健康保険税につきましては、調定額及び収納率の見込みから、一般被保険者国民健康保険税につきましては、前年と比較して２，１２０万円増の９億２，２３０万円とする一方で、退職被保険者等国民健康保険税につきましては、１，０３０万円減額となる９，１０２万円といたしております。

次に、３３２ページ中段の国庫負担金６億６，２１６万９，０００円、下段の国庫補助金１億７，９０２万２，０００円につきましては、一般被保険者の医療費の状況から計上いたし、次の３３４ページ中段の県負担金２，５６４万４，０００円及び県補助金１億９，９７７円３，０００円につきましても同様に、一般被保険者の医療費の状況から計上いたしております。

次の療養給付費等交付金３億２，０１０万円、次の３３６ページ上段の前期高齢者交付金１３億５，９３３万８，０００円は、退職被保険者の医療費の状況から、それぞれ計上をしたものでございます。

次に、中段の共同事業交付金７億２，７５４万円につきましては、県下市町の共同事業の対象範囲引き下げにより、前年度比２億６，４４８万７，０００円増の７億２，７５４万円を計上いたしました。

次に、下段の繰入金につきましては、前年度比１億５５７万７，０００円の減となる２億３，５８８万４，０００円を計上しております。

次に、歳出の３４４、３４５ページをお願いいたします。

保険給付費の療養諸費につきましては、次ページの合計欄のとおり、前年度と比較して１億６，０５８万円減の２７億４７５万円、下段の高額療養費につきましては、次ページの合計欄のとおり、前年度比３，７７０万円減の３億１，５１０万円をそれぞれ平成２５年度の給付実績見込み額をもとに医療費を見込んで計上いたしました。

次に、３５２ページをお願いいたします。

下段の後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者医療費に対する保険者支援金医療費の伸びを見込んで、前年度比２，３６３万１，０００円増の５億６，１４２万円を計上しております。

次に、３５６ページに移ります。

上段の介護納付金につきましては、確定額などから算出し、前年度比１，６８０万円増の２億４，１００万円を計上しております。

下段の共同事業拠出金につきましては、共同事業の対象範囲引き下げにより、次ページの保険財政共同安定化事業拠出金の増により、前年度比２億６，２５１万９，０００円増の７億６，７４０万６，０００円を計上いたしております。

以上、国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、３７４、３７５ページの歳入欄をお開きください。

後期高齢者医療保険料につきましては、保険料率の引き上げに伴い、前年度比４，５１０万円増の３億５，９６０万円を計上いたしております。また、下段の繰入金につきましては、前年度比１，３１６万４，０００円増の５億１６万３，０００円を計上いたしております。

次に、３８０ページ、３８１ページの歳出をお開きください。

中段の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合への納付金といたしまして、前年度比５，７７６万１，０００円増の８億４，６１７万５，０００円を計上いたしました。

以上、後期高齢者医療事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、農業集落排水事業特別会計でございますが、３９４ページ、３９５ページの歳入欄をお願いいたします。

歳入では、受益者分担金は昼生地区整備に係る３，８４４万７，０００円を計上いたし、農業集落排水施設使用料９，２３８万５，０００円を計上いたしております。

また、県補助金につきましては、昼生地区整備促進及び整備支援事業補助金といたしまして、前年度比５，０９３万３，０００円増の１億４，１３８万４，０００円を計上いたしました。

次に、３９６ページ上段の繰入金でございます。

歳入調整といたしまして、一般会計繰入金を２億８，１９６万５，０００円、市債の償還に充てるための農業集落排水事業債償還基金から繰入金３，１８５万９，０００円を計上いたしております。

下段の市債につきましては、前年度比１億４，２３０万円増となる２億２，９７０万円を計上いたしております。

次に、３９８、３９９ページの歳出欄をお開きください。

事業費のうち業務費におきまして、人件費や処理施設の維持管理経費など、次ページの合計欄のとおり、２億１，１５２万２，０００円を計上いたしております。

次に、４０２ページの建設改良費では、昼生地区の平成２６年度末の供用に向けた管路施設整備など、前年度比２億２，４４５万３，０００円増となる４億２，８９６万５，０００円を計上いたしました。

次に、４０４ページ下段の諸支出金では、農業集落排水事業債償還基金費への積立金といたしまして、２，１４４万４，０００円を計上しております。

以上、農業集落排水事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、公共下水道事業等別会計でございますが、４１８ページ、４１９ページへお移りください。

公共下水道負担金につきましては、５，２４０万円を計上いたしまして、公共下水道使用料は３億６，４３０万円を計上いたしております。

下段の建設改良事業、国庫補助金は、前年度より４，５００万円増となる３億３，３００万円を計上いたし、次ページの上段の県補助金は１，８７８万４，０００円を計上しております。

次の繰入金は、歳入調整として一般会計繰入金４億２，０９１万６，０００円及び下水道事業基金からの繰入金５，７１４万円を計上し、下段の市債は、前年度比８，４００万円の増となります４億１，４８０万円を計上いたしました。

次に、４２２ページ、４２３ページの歳出欄をお開きください。

事業費の業務費は、施設維持管理費のほか、４２６ページ上段の流域下水道維持管理費負担金など３億４，８９０万円を計上しております。

次に、下段の建設改良費では、次ページ上段の井田川能褒野処理分区、亀山東部処理分区などの施設整備事業７億１４０万８，０００円を計上するほか、北勢沿岸流域下水道事業費負担金９，００６万７，０００円を計上するなど、合わせて前年度比１億２，５２０万３，０００円増となります８億４，５６２万２，０００円を計上いたしました。

以上、公共下水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、各企業会計について主なものをご説明させていただきます。

まず、水道事業会計でございますが、４３９ページをお開き願いたいと思います。

収益的収入では、給水収益の水道料金を給水実績など踏まえ８億１，８００万円、また北中勢水道用水供給事業に係ります給水収益３億２，９００万円などを計上し、水道事業収益を１３億２，８２０万円といたしております。

次に、４４１ページ以降の収益的支出でございますが、北中勢水道用水供給事業に係る受水費３億１，９８７円５，０００円のほか、人件費、減価償却費などを計上いたし、水道事業費用を１２億６，４２０万円といたしております。

次に、４４５ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、工事負担金５，３４３万９，０００円は、公共下水道事業に伴います配水管移設工事負担金などを計上いたしまして、６，０８０万９，０００円としております。

次の４４６ページの資本的支出では、年次計画的に実施をしております配水管改良工事など工事請負費３億６，００２万円や企業債償還金１億７，７９２万円などを計上いたし、５億６，９６０万円としております。

以上、水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

次に、工業用水道事業会計をご説明いたします。

４６３ページをお願いいたします。

収益的収入では、給水収益７，２９３万９，０００円などを計上いたし、８，０２０万円としております。

下段の支出につきましては、事業管理費や減価償却費などを計上いたし、７，０５０万円としております。

また、４６５ページの資本的支出では、企業債償還金を計上いたしまして、５，４３４万円としております。

以上、工業用水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

次に、病院事業会計についてご説明をいたします。

４７９ページをお願いいたします。

収益的収入でございますが、医業収益は、入院収益、外来収益ともに、前年度に比較して増額を見込み１５億９，６９０万円を計上いたしております。

また、医業外収益は、支出に対しまして収入が不足する額を補う一般会計補助金として１億５，４７２万６，０００円を計上するなど２億９，１１０万円とし、合わせて１８億８，８００万円としております。

次に、４８０ページ以降の収益的支出につきましては、給与費のほか薬品費などの材料費、そのほか病院管理運営に係る経費など１８億８，８００万円を計上いたしました。

次に、４８３ページ上段の資本的収入は、一般会計出資金を計上し、３，７１４万８，０００円としております。

下段の資本的支出では、給湯給水配管改修工事などを実施するほか、医療機器等器械備品費、企業債償還金などを計上いたし、１億２，３２０万円としております。

以上をもちまして、新年度予算の補足説明とさせていただきます。長時間どうもありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

副市長の補足説明は終わりました。

次に日程第３７、亀山市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本委員につきましては、農業委員会等に関する法律第１２条第２号の規定による議会推薦の農業委員会委員として、宮坂美智子氏と木﨑律子氏のご両名を推薦いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、亀山市農業委員会委員に、宮坂美智子氏と木﨑律子氏のご両名を推薦することに決しました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

明２８日から３月９日までの１０日間は、議案精査のため休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明２８日から３月９日までの１０日間は休会することに決しました。

次の会議は３月１０日午前１０時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さんでした。

（午後　２時１０分　散会）

平成２６年３月１０日

亀山市議会定例会会議録（第２号）

●議事日程（第２号）

平成２６年３月１０日（月）午前１０時　開議

第　　１　諸報告

第　　２　上程各案に対する質疑

議案第　１号　亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について

議案第　２号　亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議案第　３号　亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第　４号　亀山市手数料条例の一部改正について

議案第　５号　亀山市基金条例の一部改正について

議案第　６号　亀山市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

議案第　７号　亀山市社会教育委員条例の一部改正について

議案第　８号　亀山市青少年問題協議会条例の一部改正について

議案第　９号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第１０号　亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第１１号　亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第１２号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第１３号　平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について

議案第１４号　平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第１５号　平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第１６号　平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について

議案第１７号　平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

議案第１８号　平成２５年度亀山市水道事業会計補正予算（第３号）について

議案第１９号　平成２５年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第２０号　平成２６年度亀山市一般会計予算について

議案第２１号　平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第２２号　平成２６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第２３号　平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第２４号　平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について

議案第２５号　平成２６年度亀山市水道事業会計予算について

議案第２６号　平成２６年度亀山市工業用水道事業会計予算について

議案第２７号　平成２６年度亀山市病院事業会計予算について

議案第２８号　調停の申立て等について

報告第　１号　専決処分の報告について
報告第　２号　専決処分の報告について
報告第　３号　寄附受納について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２１名）

１番	西川憲行君	２番	髙島　真君
３番	新　秀隆君	４番	尾崎邦洋君
５番	中﨑孝彦君	６番	豊田恵理君
７番	福沢美由紀君	８番	森　美和子君
９番	鈴木達夫君	１１番	伊藤彦太郎君
１２番	前田耕一君	１３番	中村嘉孝君
１４番	宮崎勝郎君	１５番	片岡武男君
１６番	宮村和典君	１７番	前田　稔君
１８番	服部孝規君	１９番	小坂直親君
２０番	竹井道男君	２１番	大井捷夫君
２２番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（１名）

１０番	岡本公秀君

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田　正君
企画総務部長	広森　繁君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	梅本公宏君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	稲垣勝也君
建設部長	三谷久夫君	医療センター事務局長	松井元郎君
危機管理局長	西口昌利君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者（兼）出納室長	西口美由紀君
消防長	渥美正行君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君

監査委員	渡部　満君	監査委員事務局長	栗田恵吾君
選挙管理委員会事務局長	井上友市君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邉靖文
書記	山川美香	書記	髙野利人

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（宮崎勝郎君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第２号により取り進めます。

日程第１、諸報告をいたします。

まず、今期定例会の議事説明員の出席について、お手元の配付文書のとおり、教育委員会から変更通知がございましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書２件が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、日程第２、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。質疑にあっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようにご注意をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

２０番　竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

おはようございます。

それでは、通告に従いまして、早速ですが市民クラブを代表して議案質疑をさせていただきます。答弁についても、よろしくお願いいたします。

まず最初に、議案第２０号平成２６年度亀山市一般会計予算について、大きく３点質疑をさせていただきます。

第１点目に、平成２６年度の予算編成の基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

１２月定例会でも、この２６年度の予算編成方針については確認をさせていただきました。基本的な考え方の重点事項では４点ほど記載がされておりまして、後期基本計画、これは前期の最終年度でありますし、それから２５年度から始まりました行財政改革大綱、この辺の着実な実践、それから、これもこの後、確認をさせていただきますが、中期的な見通しとの整合、それから最後には基金の活用ということで、この辺を重点事項として予算編成をするというふうにされております。

一般会計の予算総額は２０６億３，９８０万ということで、２５年度当初予算比では約３億円の減となったところでございます。新聞の発表、市長の口頭での記事が載っておりまして、堅実な予

算というふうな表現をされておられました。以前にも、積極的予算という表現をされるわけです。消極的予算というのはほとんどないですが、積極的予算ということを言われると。

私は、前年度の額との比較が多ければ積極で、少なければ消極ではなくて、内容で判断すべきではないか。そういう意味からいけば、ことしの予算は昨年度から減ったので、堅実予算というふうに表現をされたのかどうか。堅実予算というのはどのようなことを言うのか、まず確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

２０番　竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

竹井議員のご質問にお答えをいたします。

平成２６年度の予算は、議員ただいまご紹介いただきました第１次総合計画後期基本計画の着実な推進、行財政改革大綱の強力かつ着実な実践、中期財政見通しとの整合、基金の有効活用による財源確保を重点的事項として、第１次総合計画の実現に向けて、後期基本計画を着実に進める予算といたしたところであります。

一般会計予算は、予算規模こそ前年度より減額しておりますが、第１次実施計画に位置づける事業を確実に計上した上で、歳入に見合った歳出の実現に向け、財政調整基金の取り崩しを前年度に比べ圧縮した予算といたしたところであります。

今後見込まれる市税収入や普通交付税の減少傾向に対応しつつ、後期基本計画を着実に推進する、派手さはありませんが、堅実な予算と考えておるところでございます。

この表現自体は、２月２１日の定例会見の記者とのやりとりの中で、その前後があるわけでございますが、ちょうど各市の新年度予算案が出ておりましたので、非常に予算額を伸ばされたり、非常に大きな事業が展開されるという各市の状況と比べてというタイミングでもございましたので、少し適切かどうかわかりませんが、記者とのやりとりの過程で、派手さはないが堅実な予算と、こういうニュアンスを持って語ったところでございます。その点はご理解を頂戴したいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

記者会見のところで、他市との比較だということでございましたけれども、さっきも言いましたように、去年と比較し始めると、それこそ不交付団体のときの予算規模からいったり、相当いろんな投資をした時期に比べれば、めちゃくちゃ消極予算になるわけです。この後質問させていただきますが、５万のまちにどれぐらいの予算規模が必要なのか、そこに投資的経費とその他の経費で、この後質問させていただきますけれども、その辺のバランスによってどうしても動きが出ると。あえて私は昨年の比較よりも、ことしの予算の中身が３年計画の中の最終年度ですので、この政策予算というのは組まれているわけですので、それがたまたま一段落すれば当然落ちてきますし、例えば来年、２７年からまた２カ年が始まります。それで例えばふえるかもしれませんね。余りそういう表現は、昔の表現というか、もっと今の時代に合って、中身を整理しながら、何も大きければ積

極なのか、それによって借金がふえて、後でえらい思いをするぐらいであれば、それこそ歳入なら歳入に見合った歳出になりますけど、できるだけこういう表現については今後慎重な表現というか、余り比較をしない表現で、これはお願いすると一般質問になりますけれども、２６年度の予算編成については、最終年度ということで確認をさせていただこうと思います。

それから２点目に入らせていただきます。消費税の関係です。

これも１２月の定例会でちょっと確認をさせていただきました。消費税が８％になることによって、歳入歳出それぞれにどんな影響が出るのだろうかということを確認させていただきました。

２６年度の予算では、消費税交付金が１億２，９００万増になり、６億４，０００万になるわけですが、ただ税制改正もあって、自動車取得税の軽減措置ということで、自動車取得税交付金が４，３００万減って３，０００万になったと。ですから、差し引きで８，６００万の税収増になると。

歳出では、これも１２月定例会のときにも使用料の改定で質問したときに、総額で２億円ぐらい経費増になるんだと。例えば使用料改定では、約１００万の収入増に対して２，２００万ぐらいの歳出増になると、消費税アップに関連して。そういうことからいくと、８，６００万の増に対して２億円の、こちらも増になりますので、差し引くと１億円ぐらい歳出増になってしまうような計算になるわけですが、実質２６年度の予算で消費税が８％になった場合、歳出増になってしまっているのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

消費税増税による歳出増の影響はということですので、私のほうでお答えをさせていただきますけれども、１２月議会におきまして、議員おっしゃられたように、２億円程度の歳出予算の増加を想定しているとご答弁を申し上げましたが、平成２６年度当初予算の歳出における消費税対象経費の増加額は約１億７，０００万円となっているところでございます。したがいまして、先ほど議員が申されました歳入における消費税増税に伴う影響額として、地方消費税交付金１億２，９００万円の増額及び自動車取得税交付金４，３００万円の減額による８，６００万円の増加を単純に差し引きますと、約８，４００万円の歳出増となったものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

消費税が上がって、歳入もふえたけれども、逆に歳出増になったということで、これは８，４００万円の増になったということで確認をさせていただきます。

次に大きな２点目に中期財政見通しとの整合について、これも歳入歳出の変化と、今のと若干関連はしますけれども、どのような変化があったのかについて確認させていただきます。

これも施政方針で、市長も今お答えになりましたが、重点項目になっております。昨年も確認させていただきました。

ことしの２６年の中期財政見通しと予算額の変化点ということで見れば、歳入全体では１３億円の増になっております。歳出全体では４億５，０００万円の増と。特に歳入を見ますと、市税が４

億６，０００万、それから国・県支出金が４億９，０００万、これも中期財政見通しよりも多くなっております。歳出だけ見れば、その他の経費というところで４億７，０００万ほどふえているということで、約５億円ぐらいの数字が３カ所ほど動いているということでございますが、歳入歳出の中期財政見通しと予算額との差について、内容を確認させていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２６年度予算と中期財政見通しとの大きく変わった点でございますが、歳出につきましては補助費等が臨時福祉給付金給付事業、これが１億８，８００万円、子育て世帯臨時特例給付金給付事業６，４００万円、産業振興奨励事業７，０００万円などにより、３億７，９００万円の増となり、投資的経費では溶融処理施設のボイラー設備整備事業１億４，５００万円などにより１億５，６００万円の増となっております。また、扶助費につきましても、生活保護費、障害者自立支援事業などにより１億５００万円の増となっており、歳出全体では、議員おっしゃられたとおり４億４，７００万円の増となっております。

次に、歳入におきましては、固定資産税４億４，０００万円の増などにより、市税が４億５，９００万円の増、普通交付税３，８００万円増及び臨時財政対策債５，６００万円増により地方交付税が９，４００万円の増、また消費税率改定に伴う地方消費税交付金の増、これが１億５，３００万円などにより、一般財源では６億７，５００万円の増となっております。

また、先ほど申し上げました臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業は、その全額が国の補助２億８，２００万円となることなどから、国・県支出金が４億８，９００万円の増となっており、歳出全体では１２億９，５００万円の増となっております。

その結果、歳入歳出差引額となる財源不足額は、中期財政見通しの１６億４，３００万円に対して、財政調整基金繰入額が８億４，８００万円の減となる７億９，５００万円となったところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

物件費、扶助費がふえているということであります。補助費のうちの消費税増税に伴う国庫補助金ですね。臨時的な給付措置としての２億８，０００万、これは入りで一緒ですので引くと、どちらかというと、補助費の関係が少しふえているということで確認させていただきます。

それで、今の答弁にありました財政調整基金の繰り入れが１６億が約８億に終わったということで、少しそれについて３回目に確認をさせていただきます。

中期財政見通しで、財政調整基金の残高が約２３億円ぐらいの残高に見ておりました。ところが、この予算資料では、２６年末残高は４４億３，０００万にしておりますので、２１億円ぐらい、実際はふえてきたと。これの中期財政見通しがつくられたときには、もう２８年度では枯渇するんだということで騒動になったというか、２８年以降どうするんだろうかというふうな議論になっておりました。これは結果的に、４４億まで積み上がってきたということになると、さまざまこれまでご説明は聞いておりますけれども、改めて２７年度ぐらいではゼロになるだろうというところから

一気にふえてきたという背景について確認をさせてほしいと思います。

確かに純増というか、実質的には各年度の予算比較の中でプラス・マイナスがありますので、純粋に計算すると１８億円ぐらい、中期財政見通しよりもふえてきたような感じがするんですが、実際これが、なぜそういうふうになってきたのか。それは節減なのか、収入増でこうなったのか、少し来年以降関係するところでありますので、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

済みません。先ほど歳出全体で１２億９，５００万円と私、歳入全体での間違いでしたので、お許しいただきたいと思います。

財政調整基金の見通しの増となった要因でございますが、平成２５年度の中期財政見通しと最終予算額との差異といたしまして、歳入では市民税の収入見込み額の増による市税収入の増、地域の元気臨時交付金が交付されたことによる国・県支出金の増などにより、歳入全体で３億６，８００万円の増となっております。

一方、歳出では野村布気線整備事業などの減額により、投資的経費が１４億２，７００万円の減となり、歳出全体では約１１億６，４００万円の減となったことから、財政調整基金からの繰り入れを行わないこととしております。また、平成２６年度では、先ほど説明いたしましたとおり、財政調整基金繰入額が中期財政見通しより８億４，８００万円の減となっております。これらのことから、平成２６年度末の財政調整基金残高は、中期財政見通しの２２億８，８００万円から２１億４，１００万円の増となる４４億２，９００万円を見込んでいるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

簡単に言うと、野村布気線がとまっているということが一番大きな要因みたいな確認を、これはまた予算決算委員会もありますので、とりあえずは２６年も動かなければ、それぐらいのお金が、だから実際、執行すべきものがとまってしまったというふうな確認をさせていただきます。

次に３点目に、歳入に見合った歳出について４点お尋ねをいたします。

まず１点目に、適正な財政規模ということでお尋ねをいたします。

これも、ずうっと適正規模とはどれだけかということは、過去もいろいろ確認をさせていただきました。特に歳入に見合った歳出ということですので、少しこの辺について確認をさせていただきます。

先日、会派で研修会に参加して、そのときの講師のお話ですと、これまでは歳出を決めておいて、歳入を当て込んでいった、要するにお金を当て込んでいった。ところが、今のこの厳しい財政状況下の中で、歳出をカットしてそのバランスをとるという時代に入ってきた。まさしく、歳入に合った歳出に変わってきたと。そういうことからいくと、５万人規模の予算規模を以前も確認して、１８０から１９０億円ぐらいの判断をいただいております。

確かに予算合計から投資的経費を引きますと、大体１７０から１８０億の範囲に今入っておりまして、ただこれも年々ふえております。２３年度が１７１億から２６年は１７７億と、６億円ぐら

いふえておりますけど、まあまあその範囲には入っていると。

ただ、歳入が今後どんどん減っていくんだという話になれば、この水準すら保っていけるんだろうかという疑問もあって、特に堅実な予算と言われながらも２００億円超えているという中で、どれぐらいの規模を今の歳入に見合った規模というふうにお考えなのか。まだ、私は２００億では高過ぎるとずうっと言っておりますけれども、一度２６年度予算を見ながら、どのようなお考えなのか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

本市における予算規模の考え方につきましては、過去、いわゆる身の丈に合った予算規模の目安として、歳入に見込まれる約１７０億円とご答弁申し上げてまいったところでございます。

その中で、本議会に提案いたしております平成２５年度補正予算におきましては、財政調整基金からの繰り入れがゼロとなり、歳入に見合った歳出となったものと理解しているところでございます。

議員ご質問の適正な予算規模の考え方でございますが、やはり歳入に見合った歳出となる、いわゆる身の丈に合った予算が理想と考えておりまして、年度間での変動が大きい、主に投資的経費を除く適正な予算規模は、約１７０億円程度ではないかと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

従来から１８０、１９０からちょっと落ちて１７０億円ぐらいかなというふうなことでございました。今の答弁でも、２５年度の最終補正で投資的経費が減ったのでそうなったということでした。そうなりますと、一番ひっかかってくるのが投資的経費をどうしていくのかということだと思うんです。

２点目に投資的経費についてお尋ねをいたします。

これも、２３、２４、２５、２６とずうっと見ておりますと、大体２４年度は３７億ありましたが、当初予算規模ですね。大体３０億円ぐらいの範囲で投資的経費も推移しているということでございます。

この３０億円という一つの水準は、今後も、来年もまた後期の第２次の実施計画もつくっていかれますけれども、あらかたこれは一つの水準として見ておられるのかどうか。３０億円規模というところについての見解をお尋ねいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２６年度当初予算におきます投資的経費につきましては、後期基本計画第１次実施計画の最終年となる主要施策に位置づけられた事業を推進するための予算が主なものでございます。今後の投資的経費の予算規模につきましては、平成２６年度に作成します第２次実施計画に基づき、そのフレームが決定されるものと考えていますが、市内の公共施設やインフラなどを継続的に維持する

ために一定規模の投資的経費を確保する必要があるのではないかと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

一定規模の投資的経費、それは全くゼロということはいけませんので、一定的な規模と。

そして、次の質問に入らせていただきます。

これも、最近、財政の研修に行くと、ここ五、六年、もっと前からですかね。要するに老朽化していく施設をどう再整備していくんだと。これが今後最大の課題になるだろうというふうなことをいつも聞かされております。そういうこともあって、公共施設白書ということをお話しして、今回提出がされました。全ての施設を再整備すると、総額で６００億、これはことしつくったやつも含めてですのでね。ただ、今後１５年近くのところの数字をずうっとピックアップしますと、それでも３００億円ぐらいのお金が要ってくると。それは建てかえた場合だと思いますけれども。

それと、これは施設だけの白書ですので、道路、橋梁も当然いろいろ絡んでくると。これは新規じゃありませんのでね、既存のものですので。それから、公共下水道もあと数十年はかかる。これも相当のお金をつぎ込んでおります。そうすると、一定規模と言われながらも、新規にプラス老朽化に対する再投資みたいなものも入ってくると。そうなると相当これ、３０億円という規模でも、普通に考えればもっと余分に出てくるようになってくると。とはいうものの、再整備もやらざるを得ないということになると、いよいよこの白書ができた段階から、再整備も含めて今後の投資というのはどういうふうに考えていかれるのか。これはまだできたばっかですので、具体的にはまだないのかもしれませんが、再整備という問題と新規という問題をどのように整理をされていかれるのか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

公共施設白書においては、平成４２年度までの間における更新費用は、約３０９億円と試算いたしております。この更新費用は、法定耐用年数経過後に、現在と同じ延べ床面積の建築物を更新すると仮定し、その延べ床面積に更新単価を乗じて機械的に試算したものであります。

これは、現存する公共施設のうち、行政財産の建物に係る更新費用のみでございまして、そのほかにも道路や橋梁などの更新費用も必要となってまいります。

今後においては、厳しい財政状況が予想されている中で、人口減少社会の到来により公共施設の利用、需要が変化していくことが予想されております。そのために、公共施設全体の利用状況や対象地域の人口推計を把握し、長期的な視点に立って、施設の長寿命化や施設の更新、統廃合などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減化、平準化に努めていくことが必要であると考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

２６年度から始まるもので、２６年度は提出されましたので、今後どういうふうに行かれるのか、

またちょっと考え方だけ確認させていただきました。

それで、歳入に一番かかわる地方交付税の問題について、次に入らせていただきます。

普通交付税で見ますと、２６年度が１１億円、２５年度が約８億円、補正がありまして、実際３月補正では１１億円まで、ほぼ同規模になりました。ただ、当初予算比では３億円の増で今回組まれております。

ただ、これはずうっと言われておりますけれども、算定がえの特例がいよいよ１０年を超して、段階的に減っていくと。ここら辺が相当多くの市で厳しくなってくるんではないかというような新聞報道もなされておりました。それを受けて、２３年８月の全員協議会で１度、一本算定と旧市町算定という資料が出されたことがあります。ちょうど不交付から交付に変わるときで、全員協議会で少しそういう資料の提出がありました。当然、これは旧市町の財政力の違いがそれぞれの市の交付税になりますので、足し算をすると、一本算定よりちょっと多く入ってくる。そのうまみによってこの１０年は生きてきた。これが今後一本になりますので、厳しくなるというのが考え方だと思います。

そういう意味もあって、２６年度の普通交付税約１１億円ですが、これは旧市町で当然算定した合算になりますので、どんな内訳になっているのか、確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２６年度の普通交付税の試算において、一本算定としての新亀山市の基準財政収入額は８５億７，１００万円、基準財政需要額は８８億６，７００万円となり、差し引き２億９，６００万円が新市での普通交付税の交付額となっております。

一方で、旧亀山市と旧関町が存在すると仮定した場合の基準財政収入額は、新市と同額の８５億７，１００万円、基準財政需要額が９６億８，７００万円となり、差し引きの１１億１，６００万円が交付額となっております。したがいまして、新市一本での算定額との差額８億２，０００万円が合併算定がえによる上乗せ分となり、その内訳は旧亀山市が１億９，１００万円、旧関町が９億２，５００万円となっております。

なお、普通交付税の算定は７月になりますので、試算による見込みということでご理解をお願いいたしたいというふうに思います。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

この旧市町の差というのは、財政力指数の差ですので、やはり亀山のほうが少し財政力指数がいいのでこういうふうになったと。ただ、一本算定になると、一気にこれが８億円も減ると。

今回お尋ねしたかったのは、こういう資料が２３年度に出たきり、算定がえということがよく、こちらもどう変化していくのかというのがわかってこない。そういう意味からいって、これから５年間でゼロに下がっていく。これは今回、資料でも２７年度の１億円から３１年度８億円減る、これは試算ですけど、そうやって交付税も減っていくだろうと。単純にいえば３億円になってしまうわけですので、そういう意味からいきますと、当初予算の資料として、新市一本という今のご答弁

にあったような資料、今は答弁していただきましたけれども、きちっと提出して、私たちのほうにもわかりやすいようにしていただきたいと考えるところですけれども、資料提出についてのお考えについて確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

合併算定がえ終了による普通交付税の減収見通しは、今議会に資料提出をいたしましたが、平成３２年度からは新市一本の算定となり、普通交付税の大幅な減額が予想されますことから、普通交付税に関する詳細な資料の提出については、少し検討させていただきたいというふうに考えています。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

今回、粗い感じですけど資料が出ましたので、ちょっと確認をさせていただくと、どういう財政構造によって普通交付税の計算がされているのか、これが非常に重要な視点ですので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

次に４点目に、行財政改革の取り組みについてお尋ねをします。

この２５年度から、市長が本部長となって推進本部を設置して取り組んでこられております。職員の創意工夫と意識改革によりコスト意識を高める。そういう意味では、徹底した効率的な執行により削減を図って、経常収支比率の抑制に努めるというふうにされております。そういう意味からいくと、もう１年、これは経過した段階で、当初予算資料でも強力かつ着実な行財政改革の実践によって財源不足を圧縮するというふうにも書かれてございます。

この１年間、本部長となって、ある意味、本気で取り組まれた１年と思いますが、そのような成果が今回の予算に反映されたものがあるのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

行財政改革推進本部につきましては、行政改革に係る方針及び実施計画に基づく取り組みの推進を図るため、本年度は本部会議を合計８回開催し、本部委員間での情報の共有を図るとともに、補助金の適正化及び受益者負担の適正化について、重点的な議論を重ねてまいりました。

特に受益者負担の適正化につきましては、平成２５年１２月定例会総務委員会、平成２６年１月２４日開催の総務委員会協議会に素案を提出し、委員の皆様からご意見をいただいたところでもございます。その後、意見も含め整理を行い、平成２６年２月に受益者負担の適正化に関する基準を作成いたしたところでございます。

本部設置１年目での成果というご質問でございますが、補助金につきましては、平成２６年度予算編成において、補助金、負担金の適正化に関する基準を踏まえ、１０年以上継続かつ見直しがされていない補助金や、交付額より繰越金の多い団体への補助金について、優先的に見直しを行うことといたしました。

予算要求に当たりましては、各部による判断といたしたところではございますが、各団体にご理解をいただきながら、例えば老人クラブ補助金や東町商店街振興組合補助金、地区衛生組織連合会補助金などを減額させていただいたところでございます。

また、受益者負担の適正化につきましては、受益者負担の適正化に関する基準に基づき、今後進めてまいりますことから、平成２６年度予算には反映ができてないところでございます。

なお、平成２２年度の予算編成からは、各部・室単位で目標額を設定し、目標達成に向けて取り組むことにより、経常経費の削減に努めており、亀山市行財政改革大綱後期実施計画の実施期間である平成２４年度予算編成以降におきましては、毎年約２億円の経常経費の削減を行い、３年間で約６億円の削減を行ってきたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

今見直しがされているのは、ある意味カットカット、それから使用料、利用料のアップアップみたいなもので、確かに２億円という数字は出ておりますけれども、大胆な意識改革というところからいけば、私はそういうものじゃないんじゃないかなと。見えてこないわけですよね。やっぱりもっと大なたを振るうというか、民間でこれもう潰れるみたいになったときには、もっと厳しくなってくると。そういう意味からいくと、まだまだ少し余裕みたいなものも感じられるので、本当にお金がなくなって経営できなくなるんだという危機感が見えるような、これは一般論になりますので、ちょっとそういうものが見えなかったので、確認をさせていただき、またこれは予算決算委員会もありますので、これについて確認をしたいと思います。

次に２点目に、特に経常収支比率が２５年度の決算で９１％になって、２６年度の当初予算でも９１％と、これは目標８５％というふうにしておりますけれども、６％ほど上回っている。この辺の差異についてはどのようにお考えなのか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

経常収支比率につきましては、議員ご指摘のとおり、年々財政硬直化の傾向を示してございますが、お示ししております平成２５年度９１．５％、平成２６年度９１％につきましても、あくまで予測ではございますが、回復傾向にあると判断をいたしております。

決算時には、数値に差異が生じるものと考えてございますが、行財政改革大綱にお示ししております経常収支比率８５％を目標に、徹底した効率的な執行に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

回復傾向というふうなことでありましたが、扶助費と物件費というのが大きなウエートを占めていて、特に物件費の場合は溶融炉とかあるんでというふうな書き方がいつもされている。

ちょっと物件費は、私のほうで細かく分析ができないものですから、扶助費を全体で見させてい

ただきました。経常収支比率の場合は、国・県のお金は入れないんですけど、それも資料が私ではわからないので、全体でちょっと見せていただきました。

民生費全体で見ると、２６年度の予算額が６０億円、２５年度が５８億円、２億円の増。多分これは消費税増に絡むお金が来ているからだろうと思いますが、２億円の増になっていると。６０億円のうち、市単で５０％、３０億円を見ているという状況です。特に社会福祉費では６０％、社会福祉総務費では７０％が市単分になってくると。社会福祉総務費では、広域連合運営費、国保、後期高齢者の繰出金、これはほとんど市単ですけど、１２億円支出をしていると。さらに、老人福祉だけではなくて、今は子育て支援のほうにも手厚く予算が盛ってありますので、児童福祉費全体でも２７億円、市単でも４０％も占める割合になってきたと。

そうなりますと、どんどん高齢化が進む中では、広域連合、それから後期高齢者の繰出金は多分減ることはないと。それから児童福祉費に関しても、やはりこれからの子育て支援ということであれば、これもそう減る要素はない。そうなると、扶助費の増加は避けられないような感じもあるんですが、この辺の扶助費の動きというのはどのように見ておられるのか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

扶助費につきましては、議員ご所見のとおり、生活保護費や障害者自立支援事業費など年々増加傾向にあり、経常収支比率の増加の要因となっているところでもございます。

社会保障制度は、平成２６年４月１日からの消費税増加分を財源として、今後ますます充実されるものと考えられますことから、それに伴い、扶助費も増加していくものと予想をいたしているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

どんどん国からお金が来ても１００％ではありませんので、そういう部分からいくと、市単分もかかわってくると。なかなかこの辺の捻出も今後厳しくなるんじゃないかということで、確認をさせていただきました。

次に、大きな２点目として、議案第２７号平成２６年度亀山市病院事業会計予算について、３点質疑をさせていただきます。

１点目に、平成２６年度の経営計画についてお尋ねをいたします。これも毎年確認をさせていただいております。

今回の予算は、病院事業収益の全体では２５年度に比較して１億４，０００万の増になっております。入院患者数、外来患者数ともに増という、ある意味、大きな増収計画になっております。

昨年の質疑では、看護師確保がうまくできないため、２病棟から１病棟に変更して、入院のほうは対応しておりましたが、今回はまた２病棟に戻した計画となっております。２５年度に比較して、大幅に医業収益が増額となることの背景について、まず確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

おはようございます。

病院事業会計予算についてご答弁申し上げます。

平成２５年度予算執行につきましては、前年度におきまして看護職員の確保定着化に苦慮したことにより、入院病棟を１病棟で運営することとし、現在に至っております。

こうした中、本年度は現在までのところ、看護職員９名の採用に対し退職者は３名で、総数は５３名となっております。徐々にではありますが、人材確保ができ、安定した看護体制が図られつつあります。また、医師につきましても、三重大学亀山地域医療学講座など、三重大学との連携協力による配置によりまして、診療体制が充実しつつあります。このため、平成２６年度予算におきましては、本来の２病棟での運営体制を基本として、入院収益を約９，５００万円の増額といたしております。

また、外来におきましては、透析患者数は減少を見込んではおりますものの、一般外来患者数は徐々に増加していることに加え、第２次地域医療再構築プランに掲げております在宅医療推進に伴う収益を含めまして、約４，８００万円の増額としております。

一方、支出におきましては、さきに申しました医師、看護職員による診療体制を維持するための給与費、それから消費税、それと今年度から適用いたします地方公営企業会計基準の見直しによる経費等の増加を計上しております。平成２６年度におきましても、引き続き経営健全化に取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

看護師の確保も若干進んできたということで、２病棟へ戻したということでありました。入院・外来とも、ある意味確かに大きく増収を見込んだ計画であるということは、確認をさせていただきました。

ただ、２６年度の予算がこれだけふえるというふうな、ある意味、私は強気な経営計画かなというふうに思いますが、そういう背景で、２５年度はじゃあどうだったんだと。徐々によくなってきているというふうな今ご答弁でしたが、２５年度の実績がきちっと予算どおりいって、初めて２６年度もその延長線にあるというふうに考えれば、２４年度は残念ながら１億５，０００万円近い純損失を発生させたことになるわけですが、２５年度の今の段階における決算予測、ほとんど順調にいっているのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

平成２５年度決算の見込みについてでございますが、入院につきましては、１病棟での運営体制としながらも、積極的な受け入れを行っており、病床利用率は本年１月末現在で５３．６％となっており、昨年同期の５１．０％より２．６ポイント増加をしております。

また、外来につきましては、１月末現在の延べ患者数は約３万５，０００人で、昨年同期より約

１，０００人の増加となっておりますが、このうち収益に大きな割合を占めます透析患者数は約７，２００人で、約６００人の減少となっております。このような状況から、本年度の医業収益としましては、昨年度と同程度になるものと見込んでいるところでございますが、収益的収支は非常に厳しいものと予測いたしております。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

徐々に回復ではあるものの、収益としては厳しいと。要は、その延長線上に２６年度の予算額は入ってきますので、確認をさせていただきました。また、２５年度については決算がありますので、少し２６年度の確認ということで、次の質問に入らせていただきます。

次に２点目に、地方公営企業会計基準見直しの影響についてお尋ねをします。これは、２６年度には相当影響を及ぼす改正というふうに考えます。

増収を１億４，０００万ぐらい計画を立てられておりますけれども、支出では、今回新設をされました引当金、退職給与引当金、賞与引当金、貸倒引当金の計上がございます。これに関連する、またこれと関連して、特別損失も同様に賞与引当金、それから貸倒引当金の計上がございますので、合計して１億円近くの支出増というふうになっております。

勘ぐりではないですが、この支出増へ対応するとすれば、一般会計補助金ではできませんので、どうしても増収計画をつくらなければ収支が合わないというふうに、つい勘ぐってしまいたくなるわけですが、この地方公営企業会計基準の見直しによる経営計画への影響について、まず確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

少し詳細な答弁になりますが、今回の地方公営企業会計の見直しにつきましては、国において現行の民間企業会計原則の考え方や、地方公営企業の採算性と公共性の確保などを適切に勘案することを基本的な考え方として見直されており、平成２６年度の予算・決算から適用することとしております。

平成２６年度病院事業会計予算への適用としましては、借入資本金の表示区分の変更、補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更、退職給与引当金、賞与引当金、貸倒引当金の計上、繰延勘定の廃止、キャッシュフロー計算書の作成がございます。これらの見直しのうち、平成２６年度予算に影響を及ぼすものとして、収益的支出の賞与引当金と貸倒引当金の計上がございます。

賞与引当金につきましては、平成２７年度６月支給分の職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、新たに賞与引当金繰入額として計上しております。なお、平成２６年度６月支給分のうち、平成２５年度の負担に属する額を特別損失に手当として計上しておりますが、この額につきましては、従来から給与費の手当に計上されており、計上科目が変わったものでございます。

次に、貸倒引当金につきましては、平成２７年度の未収金、債権の不納欠損による損失に備えるため、新たに貸倒引当金繰入額として計上しております。

なお、平成２６年度における不納欠損損失につきましては、計上科目名を過年度損益修正損から

貸倒損失に変更しております。この結果、今回の見直しにより収益的支出におきまして、賞与引当金繰入額４，９５０万円及び貸倒引当金繰入額１１２万８，０００円の、合計５，０６２万８，０００円の増額となっております。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

今のご答弁ですと、２６年度分の処理も特別損失に科目違いで入っているということなので、２７年度への影響は約５，０００万ということを確認させていただきました。

２６年度、そういう意味では約５，０００万が支出増というふうになるわけですが、２７年度についてはどんなふうになっていくのか。２６年度は５，０００万出ましたけど、２７年度も毎年５，０００万ずつ出ていくような処理になっていくのかどうか。ちょっとこれは来年の話ですけれども、関連がありますので、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

平成２６年度につきましては、翌年度の支出に備える賞与引当金と貸倒引当金の計上に伴いまして、増額支出となっております。平成２７年度以降につきましては、前年度の負担に属する分の費用については、引当金を取り崩し支出するため、特別損失に予算計上する必要がなくなりますことから、議員申されますように、平成２６年度に限り支出増となるものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

２７年度からは、２６年度の引当金を繰り入れてくるので、必要がなくなるということで、確認をさせていただきました。

あと貸倒引当金について、ちょっとこれまた予算決算委員会で確認させていただこうと思います。

最後に、退職給付引当金というのが予算書の最後のほうに記載がありました。これは１，６５７万円を計上し、２６年度に取り崩すというふうな一文が入っております。予算書を見ても、どこにも退職給付引当金という科目もありませんが、これはどのような経費処理になっているか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

退職給付引当金につきましては、今回の制度改正により、将来支給される退職給与のうち、当期の負担に属する額を費用として引当金に繰り入れるよう義務化されました。引当金額の算定方法としましては、平成２５年度末に定年退職者を除く全職員が自己都合により退職した場合の退職金の総額を１５年で分割した額１，６５７万２，０００円を引き当てております。ただし、平成２６年度におきましては、退職給与金の必要額を定年退職者１名分１，５２６万１，０００円と、自己都合退職者予定分５００万円の合計２，０２６万１，０００円と見込んでおりまして、当該引当金１，６５

７万２，０００円を全額取り崩し、支出するものであります。なお、引当金を取り崩しても不足する額３６８万９，０００円を予算計上し、併せて２，０２６万１，０００円を計上したものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

退職給付引当金の計算によって出たものを、そのまま１つは使い、さらに不足する分を新たに５００万入れたという答弁でしたので、それについて確認をさせていただきました。

退職給付引当金についてはわかりましたので、次に入らせていただきます。

次に、最後の３点目です。経営健全化への取り組み強化についてお尋ねをいたします。

行政経営の重点方針でも、地域医療再生への取り組みの強化を掲げております。予算編成要領では、企業会計は独立採算制の原則を念頭に、一般会計からの繰り入れに依存することなく、経営的視点に立って収入の確保と事業の見直しによる支出の縮減に努め、事業運営の効率化を徹底することとしております。ただ、そうは言うものの、この４年間、ずうっと純損失を計上していると。そうなりますと、先ほど２５年度決算の答弁でも、少し厳しいかなというふうなこともございましたが、経営健全化への取り組みとして、２６年度はどのような点を重要視して取り組みを進めようとされているのか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

経営健全化への取り組みといたしましては、現在策定中の第２次地域医療再構築プランにおいてその取り組み内容を掲げておりますが、特に日々の診療等、病院運営に直接影響のあります医療職員の安定確保が重要であると認識をしております。

まず三重大学亀山地域医療学講座など、三重大学との連携・協力によります医師の常勤配置や外来・当直支援等、今後もこれらを継続することで、診療体制の維持・充実を図ってまいります。

次に、入院におきまして、本来の２病棟体制による病棟運営を実施するため、看護学校との連携や看護師修学資金貸付制度の活用等により、看護職員の人材確保・定着化に努めてまいります。外来におきましては、人工透析充実のため、引き続き三重大学に対し、専門医配置の働きかけを行ってまいります。これらの取り組みによりまして、医療職員の人材確保を図り、地域医療再構築プランに掲げております在宅医療に積極的に取り組むなど、医療サービスの充実を図り、経営改善につなげてまいりたいと存じます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

従来からの答弁だと思うんです。特に看護師の確保は非常に厳しいというところから、さらに透析のお医者さんがいなくなって、さらに経営に対して非常に苦しい状況をつくっているところでは、これは早急に対応していただきたいと思います。

それと、今おっしゃいました第２次医療再構築プラン、これも関係があるんですが、これは一般

質問で通告してありますので、改めてそちらのほうでもう一度確認をさせていただこうと思います。

これで質疑を終わらせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

２０番　竹井道男議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時５７分　休憩）

（午前１１時０６分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１番　西川憲行議員。

○１番（西川憲行君登壇）

おはようございます。ポプラの西川でございます。

代表質疑ということで、ポプラを代表しまして、２６年度の予算について質問していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最初に議案第２０号亀山市一般会計予算についてということで、この中で行財政改革の進捗と予算への反映についてということで質問させていただきます。

これは去年、２５年度、新たに行財政改革本部を立ち上げられ、この方針の中でどのような予算編成がなされ、行財政改革はどのように進んでいるのかを確認させていただきたいと思っています。

２６年度予算は、率にして１．５％圧縮があったという説明でございましたので、この１．５％の圧縮について、どのような方針、改革が行われたのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほど市長が申し上げましたけれども、平成２６年度予算は第１次総合計画後期基本計画の着実な実践、行財政改革大綱の強力かつ着実な実践、中期財政見通しとの整合、基金の有効活用による財源確保を重点項目に掲げ、後期実施計画の実現に向けて着実に後期基本計画を進める予算といたしたところでございます。

一般会計予算は、予算規模こそ、先ほど議員が申されましたとおり１．５％減となっておりますけれども、その中に着実に事業を位置づけるとともに、歳入に見合った歳出の実現に向け、財政調整基金の取り崩しを前年度に比べ圧縮をし、予算編成をいたしたところでございます。そういう意味で、着実な予算編成となったように理解をいたしております。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

事業を中心に考えて着実に、そして先ほどもありましたように、歳入に見合った歳出という、その中で先ほど竹井議員のところで市長が言われました身の丈に合った予算、そして堅実な予算編成

であるというふうに言われています。

そんな中で、行財政改革の推進というところでは、２項めに私の質問で書いたのが、新たな財源確保の取り組みや状況についてということでございます。

行財政改革大綱にはいろいろ目標がある中で、これを取り入れたのは、推進をしていく中で、今回２６年度予算においては企業立地政策の中では、産業振興奨励金が２５年度７６６万円でありましたところが、２６年度は7，０１０万円に増額されています。これは、やはり新たな企業立地政策が成功した一例であるのかと考えております。そういった中で、今現在進められている新たな財源確保の取り組みについて、ほかにどのようなことがあるのか、また本予算に反映されたものをご説明いただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

財源確保対策といたしまして、平成２２年度から市庁舎や総合保健福祉センターにおける飲料水等の自動販売機の貸し付けを公募で決定いたしております。これにより、平成２２年度から平成２５年度において、合計で約3，３００万円の財源を確保することができたものでございます。平成２６年度からは、市営住宅3カ所におきましても、この手法を水平展開することにより、新たな財源確保をすることといたしております。

また、行財政改革大綱に基づき、利活用が見込めない普通財産の売却を行うとともに、平成２５年度からは新たに市ホームページにおいて有料広告掲載を導入するなど、財源の確保を図っているところでございます。

また、歳入面でも、税収の確保を行うために、県のほうへ２６年度から１名派遣をして、三重県総務部税収確保課と一緒になって、個人住民税の滞納整理を行っていく予定といたしているところでもございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今ご説明にありましたが、２２年度から自動販売機、それからまた２６年度では市営住宅やホームページの広告など、新たな財源確保の目標、そして税の未収入における税収対策と、新たなことが本予算に反映され、行財政改革が着実に推進されているというご説明でありました。

その中で、今後は合併特例債や基金の運用も本年度予算の編成方針の中でご説明されています。合併特例債については、新市まちづくり計画の変更も踏まえて、財源としての重要性を言われております。２６年度で合併特例債の使い方、あるいは反映、方向性、金額などはお決まりなのでしょうか、ご説明をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

合併特例債の活用につきましては、２６年度におきましてまちづくり計画の変更といったことを考えてございまして、どういった事業に活用するのかということも、その中で検討させていただき

たいというふうに考えてございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今検討をさせてもらうということでしたので、あれなんですけど、もう少し具体的な話があるのかなと思いましたけれども、これから取り組んでいくというご説明でしたので、今後の使い方についてはまた議会のほうでもいろいろと議論をして、その使い方の妥当性を見ていくんだろうと考えております。

それでは次の質問ですけれども、２６年度は市制１０周年、またかめやま文化年など、いろいろな新たな事業が組み込まれております。そんな中で、この文化年や市制１０周年事業というのは、やっぱり亀山市全体で取り組んでいく大きな事業であろうかと思います。

行財政改革大綱の中には、市の全体としてのコミュニケーションとか、調整を行っていくのが市の仕事、役割であるというようなことが書いてあります。かめやま文化年事業には、どんな事業をするかと書いてあるのが、お茶の文化に関する事業、あかりの文化に関する事業など、また誰でも気軽にできる運動に関する事業というようなことが実施計画にはのっておりますので、そういうのは文化年事業、多岐にわたる部署で行われるのかなあというふうに想像しますと、今亀山市の行政が考えておりますこれらをトータルしてやっていく、そういうような計画だと思うんですけれども、こういう多岐にわたる部署がかかわる事業については、どのように計画をしていって、実行されていくのか。その辺についてのご説明をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

市制施行１０周年記念事業やかめやま文化年事業につきましては、第１次総合計画後期基本計画において、戦略の視点から重点的かつ政策横断的に取り組む戦略プロジェクトの一つの、まち磨きプロジェクトを具体化した事業でございます。そのことから、総合的な事業調整を行った後に、第１次実施計画に主要事業として位置づけを行い、さらに主担当室を中心に、関係室や関係団体が連携し、効率的な事業展開ができるよう工夫や精査を行い、実施計画事業費の範囲内で各室から予算要求がなされたものを予算調整をして計上させていただいたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今ご説明いただきましたように、まち磨きプロジェクトの一環としてやっていくんだと。そして、各部・室、それから関係団体の連携の中で調整をしてやっていくということでございました。

その中で、各室からの予算要求にあわせて予算を組んでということでございましたけれども、こういう事業をするときに私が不思議に思うのは、予算要求をしてから事業が決まるのか、事業主体の予算として、これだけのお金を使ってこの事業をやっていくんだと。その中で、先ほど言いましたようにお茶に関する事業であるとか、運動に関する事業はこれぐらいの予算を使っていくんだというような割り当てで予算を決めていかれるのではないのかというのが１点疑問に思ったんですが、

その辺についていかがでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず主要事業として、枠配分がございまして、大まかどれぐらいの事業費でやっていくかと。それを各担当部・室においていろんな施策を考えて、それを調整して、その全体事業費の中でどう組み立てていくのか、お互いに協力してやる部分で少し削減もできるところもあると思いますけれども、そういう大枠の中で決めておいて、それを個々のところから上げてきて調整をやって、予算編成をいたしていくという形で進めさせていただいておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今ので理解させていただきました。大枠を決めた上で、各事業に配分していく。そして、その事業配分にあわせて、各室が予算を計上していくんだという考え方だというふうに確認させていただきました。それらの事業をやっていく上では、総合的な判断のもと、経費の削減、効率的な運用も当然考えられているというふうに理解させていただきます。

それでは、次の大きな２番、予算編成の考え方についてでございますが、先ほど竹井議員のところでも、歳入に見合った歳出となっているのかという話は出てまいりました。その中で、市長の予算編成の重点項目がありましたけれども、そんな中で、経費削減の目標額を今回設定されて、１室１事務改善に努めるということが報告されまして、やっておられます。これを見ていると、平均的に各室が、また１つずつ事業を減額する、あるいは見直すということで減額されていく中で、本当に重点配分や、またスクラップ・アンド・ビルドというのも行財政改革大綱に書いてありますけれども、そういう考え方に基づく積極的な歳出改善が具体的に大きくされた事業、大きくされた経常経費の削減というのはどのようなものがあるのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

行財政改革に基づく取り組みといたしまして、先ほど議員が申されましたとおり、標準的経費について、平成２２年度より目標額を設定し、圧縮をしてきたところでございます。この目標額の達成の段階で、各担当部局において継続的に実施するもの、廃止をするもの、また新たに実施するものなど、詳細に精査し、工夫を行い、市民ニーズに対応するよう検討をいたしてきたところでございます。

なお、平成２６年度におきましては、新たな事業仕分けなどの手法を用い、事業の見直しなどに取り組む計画でもございます。

また、歳入に見合った歳出になっているのかということでございますが、従来から財政調整基金の取り崩しを一つの指標として申し上げてきたところでございますが、平成２６年度当初予算では、前年度当初予算から約３億９，０００万円抑制した約７億９，５００万円としており、歳入に見合った歳出の実現に近づいたものだと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

いろいろやっていただいているというご説明でございましたけれども、それにプラス、２６年度では具体的にこの事業は廃止しましたよ、この事業は大きく減額、見直ししましたよというのがあるのかないのか。あるのであれば、どのような事業なのか、ご説明をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず１つは、太陽光発電の補助を来年度からやめたということも一つだろうと思いますし、また補助金でも、先ほど竹井議員のところでも申し上げましたとおり、幾つかの団体への補助金をカットさせていただいた。また、経常経費ですね。１億９，０００万円削減目標を掲げて、それに見合ったような削減に努力をしてきたと。これが、２６年度においては一番大きなことなんだろうというふうに考えております。その中には一つ一つございまして、中には今まで外部委託にしておったものを自分らでするようにしたとか、また来年度予算でも、今まで計画をつくるのに全て外部の委託業者に頼んでおったものを、アンケート調査だけ外注をして、あとについては自分らでするというような計画物の作成にも取り組みました。

そんなようにたくさんのことが、全て申し上げられませんけれども、各部署において一つ一つ検討されて、創意工夫をされた予算要求になったというふうに私は考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

多くの事業、多くの一般経費の削減見直しがあるので、説明し切れないということでしたけれども、せっかくの機会でしたので、これだけの努力を亀山市はやって経費削減、それから２６年度の予算編成に当たってはこれだけの努力と工夫をやってきたんだというのがわかるような説明をしていただけたらなあと思ったんですが、余りに多いのでできないということです。

そんな中で、１つあったのが太陽光発電なんですけれども、太陽光発電の、例えばですけれども、目標値を達成できたから廃止にしたとか、太陽光発電が必要ないから廃止にしたとか、そういうような考え方があってされたんだと思うんですけれども、そんな中で、今現在でも、あす東北の震災から３年がたとうとしている中でですけれども、亀山市の考え方として、廃止にしていく、あるいは減額していく。補助金は次の質問に入ってくるので、今説明された中では、具体的にあったのが太陽光発電なので、ちょっと例として聞かせていただきますけれども、そういうのはどのような考え方のもと、廃止にされたのかというのがちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

太陽光発電の補助金の廃止ということで、私のほうからご説明させていただきます。

この件につきましては、当初の導入目的であった環境に優しくというふうな目的を、ある一定の

役割を果たしたということで、次の展開へ変えていく中で廃止とさせていただいた状況でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今の説明は、何かすっと終わってしまったんですけれども、次の展開と言われると納得できない部分があると思うんですけれども、今の説明ですと、再生可能エネルギーの役割が大体終わってきたよという、行政の後押しが終わってきたのかなという感覚がするんですけれども、その行政の後押しがある一定の役割を終えたという判断材料というか、判断基準というのか、そういうのが何なのか。数値的なものなのか、民間が動いているから行政は必要ないんだよという考え方なのかという説明と、それから先ほども言われましたように、次の展開ということは、今の太陽光発電でいえば太陽光じゃなくて、原子力発電のほうに移行していけばいいじゃないかという考え方なのかという基本的な部分があっての展開だと思うんですけど、余り言うと一般質問化してしまうのであれなんですけれども、考え方の基本となっているものは、数値的に達成できたとか、達成できないとかがあるのかどうか。だから、次はこうしていくんだというのがあるのかないのか。あるのであれば、説明をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

ことしの３月でございますが、環境基本計画の見直しもさせていただいて、その中で太陽光発電についての目標値は上回っておるということと、民間事業者と当初設定期間との中で、相当の改善が、民間事業のほうからもなされてきたということで、ある一定の役目というところでお答えをさせていただいたものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

太陽光発電だけにかかわっているとちょっとあれなので、今の説明で数値を上回った、民間事業者もやってきたということなので、廃止になったということだというふうに理解をさせていただきます。

ただ、その中で、今環境のほうから説明があったんですけれども、この補助金を出すことによって、当然市内業者も利益を上げることができて、それが税収にはね返ってくることもあったかと思うんですね。そういうことでいえば、先ほどもありましたけれども、各部・室の連携ということであれば、環境が推し進める当然の事業ですけれども、それによって違う部署も影響が出ていた。そういう意味で、影響についてはどのように考えられているのかなというのもお聞きしたいのですが、お願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

太陽光発電の設備が税収にもつながっているんじゃないかと。個々の家庭のやつには、固定資産の家屋の評価で余り細かいものはわかっていませんけれども、大きな意味で申し上げますと、メガソーラーが亀山に昨年ぐらいから３カ所ぐらい、大きなのができたというふうに思っていますけれども、その固定資産税が、メガソーラー全体で２６年度から予算に反映してくるというふうに思っておりますが、それが約２，５００万円ほどのメガソーラーの償却資産として、収入として見込めるんだろうというふうに今試算をいたしておりますけれども、耐用年数が１７年ということで試算をいたしております。そんなふうに、今議員おっしゃられるように、一つを捉えて見るとそうでございますが、亀山全体の中でいろんなことでお金が回って、設備投資をされていく。それが市全体の収入につながるんだろうというふうに考えています。

市税収入のことを見ると、償却資産については減収をするものの、法人市民税や個人市民税については、昨年と比べますと少し回復基調にあるというふうに我々も認識をいたしておりまして、そういう全体の中で考えていかなければいけないんだろうと。１点だけを捉えて議論しますと、それだけになってしまいますけれども、全体の税収議論の中で補助をどうしていくのか、全体をどう考えていくのかがとても大事なんだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今の上田財務部長の説明、よくわかりまして、私が言いたかったのも、太陽光発電にかかわるというのではなくて、１つの事業を廃止していく中で、ほかの関連部署とも調整しながら、話をしながら、全体を見てそういう決定をなされたのかどうかということだったんです。

今言われるように、全体を見た中で、そういう事業の廃止決定がなされたということは、やむを得ない部分もあるんだろうなあと。ただ、個々の事業についての議論になればまた話は別なんだろうけれども、そういうところは理解をさせていただきました。

その中で、次の質問に行かせていただきます。

今まちの魅力や価値を高めるための事業というものが、市長の施政方針の中でありました。その中で、特にかめやま文化年事業、市制１０周年事業、関宿重伝建選定３０周年事業、これらは２６年度単発の事業だと思います。それから、そのほかに屋根のない博物館創出事業、まちづくり観光推進事業、これは今までも継続され、また今後も継続されていく事業だと思っています。

そんな中で、かめやま文化年事業については、当然のごとく、去年までとは違って予算も上がっています。ただ、市制１０周年事業については、当初の計画予算よりは下がっているものの、約８４０万円の予算をつけられています。関宿については４００万円ぐらいのお金がついていると。

そんな中、これらの事業への予算配分については、やはり記念すべき事業なので、他の事業予算の減額、減額という中よりは、当然上がってくる、あるいは重点的に配分されたと思うんですけれども、その配分の経緯であったりとか、配分の目的といいますか、そういう中でこういうことを亀山市としては考えて、重点事業なんだよというような説明をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

答弁を求めます。

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほども触れさせていただきましたが、第１次総合計画後期基本計画の戦略プロジェクトの一つに、本市特有の豊かな自然や歴史文化などの地域資源を磨き上げるとともに、まちの魅力を幅広く発信し、交流促進につなげるなど、まちの魅力や価値を高めるまち磨きプロジェクトを掲げております。かめやま文化年事業などの事業につきましては、まち磨きプロジェクトの推進施策に係る事業であり、第１次実施計画の主要事業として、政策予算により予算計上されておりますので、重点的に予算配分を行った事業でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

重点的に予算配分をされたということで、２６年度の目玉の事業、予算の中でも、また亀山市の市政の中でも重点的な事業だというふうに理解させていただきます。

それでは次の、補助金の見直しについてという質問に移らせていただきます。

予算説明の中で、全ての補助金について評価を行い、一部については見直しをしたというふうに説明がありました。この一部という補助金なんですけれども、どのような補助金が対象となったのか。それから、減額された補助金というのは、先ほど説明がありましたように、１０年間見直しがされてないとか、そのままの補助金だったという説明がありましたけれども、この中で増額の対象になった補助金等があるのかどうか、ご説明をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２５年度に交付している１２７の補助金について、補助金の概要や補助金・負担金の適正化に関する基準との適合、また成果と課題などの評価などを調査するシートを作成し、それに基づき行財政改革推進本部における議論を深め、整理をいたしたところでございます。

その中で、特に１０年以上続いており、かつ見直しがされてない補助金と、平成２４年度繰越額が平成２５年度予算額以上の補助金については、平成２６年度予算編成要領において優先的に見直しを行うこととといたし、各部において予算要求に当たり、見直しを行ったところでございます。

予算要求に当たりましては、各部による判断といたしたところでございますが、各団体にご理解をいただきながら、一部の補助金について減額させていただいたところでございます。

特に増額となった補助金でございますが、民間の地域子育て支援センターや学童保育所に交付する民間施設活動事業費補助金につきましては、国や県の基準の改正により増額となるものでございます。

また、文化財補助事業費補助金や伝建地区保存修理修景事業補助金につきましても増額となっております。これにつきましては、前年度と比較して要望が多かったために増額したもので、基準を大きく変えたものではございません。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今、補助金の説明をいただきました。国や県の基準が変わって増額となったもの、それから要望が多くて増額となったものがあるということでございます。補助金というのは、基本的に要望がなければ補助を出す必要もないと思いますので、あれだと思うんですけれども、今後も見直しが引き続きされていくということだと思うんですけれども、この補助金というのは、今言われていると、どうしても金銭的な部分になってくると思うんですけれども、この重要性、この事業は重要だから補助金を出さなきゃいけないというのが当然あると思うんですけれども、その辺の評価基準というのが、先ほどもたびたび出てまいりますけど、各部・室の予算要求によりという形で出てきますので、亀山市全体として、こういう事業は減らしていく方向性をつけていこうとか、あるいはこういう事業はふやしていこうというような方向性、根本となる骨格の部分としてどういうような評価基準があるのかというのを伺いたいですね。

先ほどの話で例えれば、太陽光発電ということで補助金をなくしていくんだとなれば、太陽光発電そのものをしないという市の方向性なのか、あるいは民間としてメガソーラーが来たから、もう市としての補助は要らないよという方向性のもと、補助金が廃止されたという話がありましたので、そういう意味でいえば、亀山市全体として補助金がいろいろ多岐にわたる中ですけれども、その中で補助金の方向性として、亀山市の文化財を守る補助金は大事にしていこうとか、逆に言えば文化財を守る補助金はちょっとずつ減額していって、国や県の補助に任せていこうよとかいう考え方があるのかないのか。また、あるのであれば、どういうのが優先順位として高いんだというのが、考え方としてあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず補助金につきましては、補助金及び負担金に関する基準というのがございまして、原則補助金は２分の１ですよという基準がございます。しかし、市に成りかわってやってもらう意味合いの補助金とか、団体への助成の補助金とか、議員おっしゃられたとおり、どの分野を優先するのかじゃなくて、総合計画に掲げましたこういう亀山市をつくっていきます、それに関する中で補助金が必要であれば、その分野で補助金を出すんだろうというふうに思っています。

その意味合いで、文化なんかですと補助金を出していますが、文化会館、地域社会振興会のほうへ出しておりますけれども、市に成りかわってやっていただく補助金、これは委託に近いような補助金だろうと思いますけれども、その性質、目的に応じて判断をしていくんだろうと。どの分野でというわけじゃなくて、全体の中でそれを総合計画や各計画の目標に沿ってやっていくべきなんだろうというふうに考えていますので、どの分野だけを削るとか、そんな考えは持っていないところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今の説明の中でありましたように、亀山市の全体像で、計画にのっとった中で亀山市をこれからつくっていくのに必要だという補助金が大事なんだと。市に成りかわってやってもらう事業、委託に近い事業にどうしても補助金は出していかなきゃいけないということであると思います。

私も意見はそうなんですけれども、ただ事業主体を見直していく中で、先ほどありましたように、繰越額が多い団体については見直していくということでありましたので、その事業の中身と金銭的な部分との関連づけですよね。やっぱり亀山市のためにやっていくんだという中で、繰越金が上がっていくというのは、要は金額がこんなに要らんのじゃないかという考え方と、長期的な展望で、何年か後にはこれを大きく使うような事業をするという展望がある団体とか、いろいろあると思いますので、その細かな見直しはこれからも引き続きやっていただいて、それから補助金が適正に、また亀山市のために使われるように見ていっていただくことをお願いして、この質問は終わらせていただいて、次の受益者負担のほうに移らせていただきます。

受益者負担も、先ほど言われたように、今年度適正化に関する基準というのを出されて、見直しを進めていくということです。新たな手法による事業仕分けの実施、それらによって持続可能な自治体経営を目指すというようなことを市長は言われております。

ただ、これで感じるところは、受益者負担をふやすということは、当然市民が負担を受けるわけですね。そうすると、市民の負担増加で自治体経営を持続可能な健全なものにしていくということになるのかというのがまず１つの疑問であります。

また、料金をふやすということは、利用者が減少する可能性もあると思いますので、先ほども言われたように、亀山市をつくるために必要なものと、それから受益者負担といっても、例えば体育館の使用なんかは、政策として、体を動かす運動をやりやすいようにという目的があっての体育館の設置であって、それに対して使う人と使わない人がいるから受益者の負担をどうするという話になってくる。そうなると、本質としては、市民全体が使うことで体育館の必要性というか、政策の目的が達せられると思うんですね。そうすると、利用者がいるにもかかわらず利用する人の負担をふやすということは、その人らが利用する回数が減るかもしれない。そうなると、行政の本質的な部分、本当に市民の体育のために体育館を使ってくださいという部分が欠落してくるのではないかと、そんなふうに考えますが、自治体経営ということでいえば行政側の目線であって、そういう受益者負担の見直しというのがあの基準には載っていると思います。そういう意味では、もっと本質的な部分では受益者負担の見直しをどのように考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

受益者負担をどんなふうに考えているのかというご質問でございますが、受益者負担の適正化は歳入確保という側面で捉えるだけでなく、要するに値上げをするという側面で捉えるのではなく、市民間の公平性の確保と行政サービスの質の向上に取り組み、より効果的で持続可能な行政サービスを提供することを目的に、受益者負担を捉えていきたいというふうに考えておるところでございます。強いて言えば、行政としてもかかっておる費用が高ければ、やはり行財政改革の視点から経費の削減にも取り組むと、これも一つの方法だろうと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

言われたように、やっぱり公平性の確保というのも必要になってきます。そういう意味でいえば、

料金を負担してもらう人に高くして、赤字分を補填していくというやり方ではなくて、広く市民の人が公平に使っていただくことで、その料金を全体の人が負担することで安く使えて、また市民のために設置した市の目的が達成されるようにしていくことが大事なんだろうなと、そんなふうに感じるところです。

受益者負担の見直しによって、今後負担金がふえることで増加も見込まれ、またそこの削減もあって、亀山市の予算にいずれ反映してくるんだろうと思いますけれども、その予算を見て、これがよかったのか悪かったのかではなく、その前に本質的な部分で議論をされて、それぞれの受益者の負担を見直したときに適正な金額を出していただきたいなとお願いするところであります。

最後に大きな３番目で、基金繰入金についての質問をさせていただきます。

この中に２つ、市民まちづくり基金繰入金と関宿にぎわいづくり基金繰入金について質問を上げさせていただきましたが、基本的に基金をどのように使っていくのかということを、聞いていくのに当たり、まずこの２つを例として出させていただきました。

今回も、この基金からの繰り入れは有効な財源であるということで、この財源を使って市がやろうとしている事業を進めていくということでございます。そこで確認をさせていただいて、本当に有効な利用なのか、これが必要なお金なのかということも確認できたらなあと思っています。

１つ目の市民まちづくり基金繰入金についてですが、今まで、２５年度までは利息運用でやっていたのが、２６年度は取り崩して事業を推進するというふうに、新たな予算ではなっております。これについては、どのような事業に使うのかという説明をお願いしたいのと、また今後も取り崩しを推し進めることでどんどん事業を進めていくんだということであれば、その使用計画とか使用限界とか、長期的な見通しというんですか、そういうのがあれば、ご説明していただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

市民まちづくり基金につきましてご質問をいただきました。２６年度基金を取り崩してというようなお話もございました。

市民まちづくり基金は、その運用益を財源に、旧市町の地域振興や地域住民の一体感の醸成のため、ソフト事業を実施するため、平成２１年度に合併特例債により造成された基金でございます。市民まちづくり基金の設置目的が、市民参画・協働及び地域づくりに寄与する活動の支援に要する資金に充てることとなっておりますことから、これまでその目的に合った活動の支援のため、市民まちづくり基金の運用益を財源とした事業を展開しているところでございます。

２６年度につきましては、まちづくり基金の運用益の減少や市民活動応援事業や地域コミュニティのしくみづくり支援事業の進捗によりまして、償還済みの元金相当額の一部を取り崩して事業を推進していくことといたしたところでございます。

基金の運用につきましては、庁内組織であります地区コミュニティ研究会でその活用方法など基金の目的に合致いたします事業に対する検討や評価などを行っているところでございます。

２６年度の使い道ということで、先ほどもご答弁をさせていただいたんですけれども、地区コミュニティのしくみづくり支援事業に４６０万円、市民活動応援事業に３３０万円、計７９０万円を

一般会計に繰り入れる計画でございます。

それと、今後取り崩していくが、どのような展開をしていくのかということでございます。

引き続き基金条例の設置目的に合った事業として、先ほどもご説明をいたしております地区コミュニティのしくみづくり支援事業や、市民活動応援事業に活用していく考え方ではございますが、今後、新たな事業展開への活用も庁内組織であります地区コミュニティ研究会で検討していく予定といたしているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

２６年度の使用計画ですね。４６０万円と３３０万円、計７９０万円の使用を行っていくと。そんな中で、しくみづくり支援事業、市民活動応援事業に使っていくんだということでございます。しくみづくり支援事業であれば、仕組みができ上がれば支援が終わってしまうので、多分その段階でこの予算計上はなくなるのかなと今感じました。仕組みづくりが終わった段階が、どの時期に仕組みづくりを終わらせて、また新たな事業を始めるのかなというのが一つの疑問なんですけれども、まだ今後、その事業についてはコミュニティの話し合いをしていくということでしたので、一旦ここは終わらせていただいて、次に関宿にぎわいづくり基金繰入金についてご質問します。

こちらのほうも、２５年度が１０万円の予算であったんですけれども、２６年度１７０万に増額されております。この１７０万円、一気に１７倍という大きな金額になりましたので、この具体的な内容と、こちらのほうも今後の使用計画についてご説明をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

関宿にぎわいづくり基金のほうでございますけれども、こちらも合併特例債を財源として、関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりに寄与する活動を支援するための財源に充てることを目的に設置されたものでございまして、この基金の活用方法といたしましては、これまで基金の運用益、あるいはふるさと納税の寄附金を財源といたしまして、多様な主体による関宿及びその周辺地域のにぎわいづくり創出に寄与するソフト事業実施に対する支援に充ててまいりました。

具体的には、平成２１年度に関宿にぎわいづくり補助金制度というのも創設いたしまして、平成１９年に策定しました関宿周辺地域にぎわいづくり基本方針の考え方に沿った関宿のにぎわいづくりを推進するための事業、例えば関宿のスケッチコンクールの開催であるとか、山車の祭りばやしの奏者の育成事業、こういったことを実施する団体に補助金を交付してきたところでございます。

２６年度につきましては、引き続きまして関宿のにぎわいづくりの補助金ということで、そういったにぎわいづくりに寄与する事業を行う団体の事業支援に充ててまいります。特に平成２６年度は、関宿の伝建３０周年ということでございますので、この記念事業の一環として、関宿のスケッチコンクールの記念事業が開催されますので、こちらのほうの事業の支援にも充ててまいりたいと思っています。

ただ、基金の運用益のほうが今年度非常に不足するということでございまして、基金の運用益、予測としましては２５万１，０００円でございますが、そこに今回１７０万円、原資を取り崩しま

して、財源として充てることとしたところでございます。

今後につきましても、引き続き関宿のにぎわいづくり補助金ということで充当していきたいと思っていまして、この財源として、基金を取り崩して充てていくということになりますが、そのほか、関宿のにぎわいづくりを効果的に推進すると思われるような事業に対しまして、この基金を充当してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

関宿にぎわいづくり基金についてのご説明をいただきました。

こちらのほうも運用益が不足してきているので、やっていくんだというご答弁がございました。

この中で２点、ちょっと今新たに疑問が湧いたのが、２６年度は伝建３０周年があるので、特別にスケッチコンクールを開くんだという話がありました。となると、先ほど言いましたように、伝建３０周年の記念事業のときには、他の部署との連携等はどうなっているんだという話を先ほど聞かせていただきましたけれども、結局伝建３０周年事業に係る予算がここで２カ所あるということが判明したわけですね。伝建３０周年事業として一つの予算を組んでいるのに、それとは別にこの関宿にぎわいづくり基金からも伝建選定３０周年事業として予算が組まれていると。この辺が、私の言う庁内での調整はどうなっているのかということだと思うんです。これを、ぱっと予算書を見ると伝建３０周年事業に関する予算というのは最初にのっていた事業費だけだと思うところが、実はこっちにもあるんだよと。これがやっぱり僕らが予算書を見ていて、行政のわかりづらいところで、そういうところも含めて、伝建の事業に関してはこれだけの予算があるんだよと最初にお示しをしていただくほうが、市民にとってもわかりやすいのではないかというふうに思います。

それと、もう１個、運用益が不足していくので、取り崩して使っていくという言葉がありましたけれども、それは市民まちづくり基金についても、ソフト事業のために使っていくのに、今後も運用益だけでは不足していくので、取り崩していくという話でありました。この基金の基本的な部分で、運用益の取り崩しも確かにうたわれていますけれども、この予算編成の当初のところで出てきた話ですと、歳入に見合った歳出を組んでいくんだという話であれば、運用益で運用していくというふうに考えるのが基本であるならば、運用益の中でできる事業を考えていくのが本筋なのかなと。あるいは取り崩すのであれば、取り崩す主体と運用益で使っていくソフト事業との別物というのがあって本当なのかなと、そのように感じましたが、基金を使っていく上で、歳出、今も話の中でありましたけれども、関宿にぎわいづくりに応じた団体、もしくは事業に対しては今後も使っていくと。ということは、計画があって使うんではなくて、その計画の目的に沿っていればどんどん使っていきますよと。これは歳入に見合った歳出予算の組み立てに相反するのではないかというふうに感じましたが、この２点について、市長、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

西川議員のご質問にお答えいたします。

少し前段触れていただいた関宿の伝建３０周年とスケッチコンクールとの関係でございますが、

これは総合的な記念事業として調整をされて、その中で一部財源を基金から活用させていただいておるという予算編成をさせていただいておりまして、それは少し誤解があるのではないかというふうに感じさせていただきました。

いずれにいたしましても、限られた財源の中で助成事業といいますか、さまざま政策的に展開をしていくべき、やるべきことが幾つかあるわけでございまして、その中で本当に的確に政策課題を解決し、そして限られた財源を効果的にそこへ組み込んで回していくということは、行政経営として大変重要なところでございます。

これは議案質疑でございますので、またの機会にそこらを改めて議論の機会もあろうかと思いますけれども、的確に財源と政策課題の運用をしっかり今後も考えていかなくてはならんというふうに認識をさせていただいております。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今の市長の答弁で、私のほうに誤解があったということもありましてあれなんですけれども、やっぱりわかりにくい、それから基金を使って何がしたいんだというのが見えてこない。はっきりとした核があって、そこにこのお金を使う、それから来年度の重点事業に対しても、こういう基金からも幾つかの基金の中で使っていくんだということがちょっとわかりづらいのかなという気がいたします。

それで、長期的な計画の中で、この基金を取り崩して、どういう事業をどんどんやっていくんだということがはっきりとわかるようなものにしていっていただきたいなと。我々でわからないのですから、市民の方々にもわかりづらいんだろうなということが想像できますので、今市長が言われたように、行政課題の解決のためにはいろいろな手段、それからいろいろなお金を使っていくというのは当然必要であろうと思いますので、２６年度予算を含めまして、今後もしっかりと行財政改革の推進をしていただきながら、予算の執行に関してもやっていっていただきたいというふうにお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

１番　西川憲行議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午後　０時０１分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１８番　服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質疑をいたします。

まず、議案第２０号平成２６年度亀山市一般会計予算についてであります。

今回、限られた時間の中でありますので、産業振興奨励事業とリニア中央新幹線駅整備基金につ

いてお尋ねをいたします。

まず産業振興奨励事業ですが、２６年度は奨励金交付対象事業が４件、７，０１０万円という予算が計上されております。この奨励金は、産業振興条例第７条の別表にある３つのランクにより交付されるということであります。そこで、まずこの４件は、この別表の１から３のどれに該当するのかをお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

１８番　服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

条例別表中のどの区分に該当するかというご質問でございます。

新年度の産業振興奨励事業に係る奨励金の交付につきましては、本年度に引き続き交付を予定しています事業者、先ほど議員がおっしゃってみえる４者を見込んでおります。

これらは、いずれも亀山市産業振興条例の別表中、区分１に該当するものであり、主に投下固定資産総額が５億円以上で、かつ新規雇用などの数が１５人以上の事業所の新設、または増設を予定しているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

別表１ということであります。この別表は、１が１億円を上限にして３年間、３億円ですね。それから２が２億円を上限にして５年間、計１０億円、３が９億円を上限として５年間、計４５億円という３つに分かれておるわけであります。そこで、１に該当するということでありましたので、７，０００万ぐらいで４で割りますと平均して１，０００万ちょっとということですね。

もう１つお聞きしたいのは、別表３というのが、いわゆるシャープに４５億円を交付したところですけれども、これが、この条例ができて以降、交付されたのが何件あるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

産業振興条例の別表中、区分３に相当する規模の企業立地に対しましては、奨励金措置がつきました平成２０年度、奨励金の額に係る条例改正の変更前も含めまして、既に奨励金の交付を完了している１事業者のみでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

シャープ１社ということですね。

もともとこの制度自体が、この４５億円というのがシャープ誘致ということに合わせてつくられたということですので、当然であろうかと思います。

先日、中日新聞が、３日連続で「シャープ亀山工場稼働１０年」というような連載記事を載せま

した。その中で、「多額の補助金　誤算」というような題をつけて、３日目でしたか、この補助金の問題を書いておりました。その中にも出ていましたけれども、数年で撤退をする、それからまた生産が縮小するということで、全国でも誘致した企業に対して補助金の返還をさせたということで、大阪府と兵庫県、それから三重県の例が挙がっておりました。残念ながら、亀山はこの４５億も出しながら、補助金の返還すら求めないというような情けない、企業の言いなりというような姿勢ではないかと私は思っております。

三重県の９０億と、それから亀山市の４５億というのは、こういう多額の補助金で企業を誘致するということの先陣を切って、その後ずうっと自治体間でどんどん補助金が高くなっていって、自治体間で競争するというようなことをやって、結果、こういう新聞の記事でいけば誤算に導いたという、非常に責任のある立場にあるんだろうと思います。

三重県は、この記事の中で、昨年の３月、ちょうど１年前ですけれども、補助金制度をもう見直しています。９０億はもうやめております。今、上限５億というような補助金の制度に変えております。亀山だけですよ、４５億ってね。

そこで、この４５億というような多額な補助金の制度をいつまで続けられるのか、見直すつもりはないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

産業振興条例に基づく奨励金制度も、市町の合併前の制度創設以来１１年を経過しております。その取り巻く状況も変化してきております。こうした中で、その時代の変化や企業ニーズに応じて総合的な企業支援策を目指す中で、企業立地動向の分析、本制度の効果、運用の問題点などの検証をさらに行い、また事業者等の意向把握にも努めながら、本制度の見直しに向けた検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

非常に抽象的でわかりにくいので、１点、市長、ちょっとお聞きしたい。

私が言うのは、４５億という多額の補助金、ここの部分をまず見直しすべきではないか、この点について１点だけです。市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

１点だけということなんですが、今の私どもの振興条例の事業全体の体系というのがございますので、もちろん従来から申し上げておりますが、多額の、いわゆる区分３の４５億だけを捉えてというよりも、むしろ今少し触れていただきました、県が本年度からマイレージ制度の導入などの新たな制度をスタートさせたと。投下固定資産総額が１００億単位以上の大規模立地に限った補助メニューは見直しをかけておると。これは県以外も含めて、そういう兆候の中にあろうかというふう

に思っております。

亀山市としましては、企業立地に対する奨励制度は維持させつつも、県などの動向や財政的側面も考慮した中で、より区分１、２、３の中身も含めて検討をさせていただきたいというふうに現時点で考えておるものであります。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

この４５億も含めて検討するという趣旨だと思いますので、ぜひこれは県がやってから１年たっていますし、早くこれはやるべきだろうということを求めて、次に移りたいと思います。

次はリニア基金であります。毎回質問させてもらっていますが、財政が厳しいということを盛んに言われるわけでありますけれども、このリニアの駅の整備ということに関しては、２０年先、３０年先の事業であります。それに、今何としても５，０００万を積み増ししなきゃならないのか。この結果、１５億円というお金が基金残高としてつくれるわけですよね。今本当に１５億円もあれば、どんなことができるのかといろいろ考えてみますと、学校の全ての教室にエアコンが設置できます。老朽化した保育園も、２カ所や３カ所の建てかえができますし、それをやってもまだおつりが来るという、こういう規模のお金なんですよね。こういう規模のお金を、財政が厳しい、財政が厳しいと言われる亀山市が、使えないまま縛っておく、２０年、３０年。こんなことは、到底、私は市民の理解が得られないだろうと思います。

この計画自体は、東京・名古屋間の中間駅が決まってきましたし、ＪＲ東海としては何か秋にも着工したいというような意向らしいですけれども、沿線各地の公聴会なんかを見ていますと、どうもそう簡単にはいかないように思います。中間駅となった中津川、飯田ですね。こういうところにはリニアの基金はありません。以前聞いたときも、全国を見ても、リニア基金を積んでいるのは亀山だけだというふうなお答えもいただきました。

それで質問ですけれども、駅を誘致するとしても、基金の積み立てがあるかないかで中間駅が決まるわけではないということは明らかだと思うんですよね。基金のないところに中間駅が決まっているんですから。その点について、どんなふうにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

少しリニアの現状も含めてご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

リニア中央新幹線整備につきましては、昨年、環境影響評価準備書が公表されまして、東京・名古屋間の詳細な走行ルートや中間駅位置が明らかになったところでございますが、この機能が完全に発揮されるには、東京・大阪間の全線整備といったものが必要でありますことから、三重・奈良ルートによります東京・大阪間の全線同時開業、名古屋以西への駅設置ルートの早期確定へ向け、行政及び経済団体が一丸となって、関係機関に対し働きかけを行っているところでございます。

こうした中で、本市のリニア中央新幹線亀山駅整備基金につきましては、旧亀山市におきまして、平成７年にリニア亀山駅設置による波及効果等を検討いたしましたリニア新幹線駅誘致による影響調査を踏まえまして、平成８年に基金条例を制定し、目標額の２０億円に向けまして、財政状況に

応じた、現在まで積み立てを行ってきているところでございます。

一方、ご質問の中間駅の位置の決定につきましては、長年にわたり市民の皆さんにも参画をいただきまして、リニア中央新幹線の建設促進や駅誘致活動を推進してきておりまして、このリニア中央新幹線亀山駅整備基金を保持することにつきましては、リニア市内停車駅誘致に向けた本市の熱意を内外にＰＲする上において、非常に大きなインパクトを持つものというふうに考えてございます。

また、継続的な積み立てを行っていくことにつきましては、リニア市内停車駅誘致後の駅を中心としたまちづくりをスピーディーに実施するための財源確保につながるものというふうに考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

相変わらずの答弁です。

ＪＲ東海は、この中間駅について、本音のところを言うと、沿線各地で協力を得るために、本当は直線で結びたいと。だけど、中間駅をつくらないことには協力を得られないんで、県に１つぐらいはつくらざるを得ないというようなことでやっているだけであって、別にそこに駅をつくることによって、リニアの乗客をふやそうなんていう考えは全くないんですね。だから、名古屋を出て直線ルート上である程度走ったところに駅をつくればいいというような、そんな程度の考え方なんですね。だから、新聞でも出ていますけれども、切符売り場がありません。それから、待合室もありません。こういう駅ですよね。これは、単に駅をつくるということだけであって、そこで乗ってもらうというようなことは余り考えてない。いわばローカル線の無人駅のような駅なんですよね。

それからもう１つは、電磁波の影響とか、騒音の影響で、甲府でもありましたけれども、地上部分を走るところでも土管の中を走っている、いわゆる覆いをつけるというんですね。だから、リニアが見えないというような問題もあるわけですね。

私は、いつもこういう問題を取り上げるときに、亀山に駅ができたときに、どんな効果があるのかということをお聞きするんですけれども、どうも抽象的で夢物語のような答弁しか返ってきませんけれども、改めて再度聞きたいと思います。効果はどういうことがありますか。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

市内停車駅誘致がもたらす地域への効果といたしまして、亀山市が首都圏及び近畿圏へのターミナル機能と三重のゲートウエーとしての位置づけを持つことによりまして、リニア駅の利用を通じて県内外の人・物・情報の流れが大きく変化をいたしまして、市民の移動性はもとより、市の拠点性や求心力、アナウンスメント効果による知名度の向上など、いろんな分野でのプラス効果が生まれるものというふうに期待をするところでもございます。

一方、昨年、三重・奈良県の経済団体におきまして、東京・大阪間同時開業による経済効果について調査が行われまして、大阪まで全線同時開業した場合の経済波及効果につきましては年間１．５兆円ということで、名古屋までの部分開業と比較して１．７倍の経済効果があるというふうに報

告されております。このようなことからも、引き続きリニア中央新幹線・ＪＲ複線電化推進亀山市民会議の取り組みを基軸とし、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会とも連携を図りながら、早期着工と全線同時開業を関係機関に働きかけていくとともに、基金につきましても、目標額の達成に向け、財政状況を考慮した中で、引き続き積み立てを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

しかしながら、社会経済情勢も大きく変化する中、今後、リニア駅誘致に伴う経済効果等の検討を進めていく必要があることは十分認識をしておりまして、先行開業をするリニア中央新幹線の東京・名古屋間の沿線自治体の取り組み状況や、名古屋・大阪間の手続状況などを十分に見きわめる中で、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

長々と答弁されましたけど、これからということですね、要はね。

１つ、ぜひ調査していただきたいのは、現実に東海道新幹線、こういうルートの中で、新たに駅をつくったところがあるわけですよね。特に亀山のような人口の少ない地方都市でつくった。よく例に挙がるのが岐阜の羽島、ここがよく挙がりますよね。「駅前閑散」というふうに新聞には書かれていましたけれども、それから米原、ここもそうですよね。こういうところ、実際、本当に駅を誘致したことによって、その地域にどんな効果がもたらされたのか、もたらされなかったのか、このあたりを、これから来る中津川や飯田よりも、むしろこちらのほうが現実的によくわかると思うんですよ。だから、ぜひこういうところの調査をやっていただきたい。どうですか、その点。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

リニア駅誘致によります影響調査等につきましては、平成７年と平成８年から１０年で行っておりまして、その効果などの検討を行っておりますけれども、現在、東京・名古屋間の中間駅も決まりまして、着工も秒読みといったことを迎えるなど、当時とはその実現性に大きな変化があらわれてきておりますので、今後、リニア誘致によるこういった影響調査の必要性も私ども認識をいたしておりますので、影響、効果についても考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

要は、こういう５万ぐらいの地方都市で、新しく駅をつくって果たしてどんな効果が出るのかということを、実際にその新幹線の駅を誘致したところで調べてきてくださいよ。ほとんどのところ、効果が上がっていませんよ。ぜひこれはきちっと調べて、それも含めて考えていただきたい。

私は、この基金だけではなくて、リニアの計画自体に大きな問題があるというふうに思っております。私がというより、日本共産党は思っています。

理由の１つは、まず人口がずうっと減少傾向に入ってくる。そんな中で、今現在東海道新幹線も横ばいの利用者しかない。ここへもしリニアを走らせるとなると、新幹線の利用者が移るだけであ

る、リニアにね。そうすると、東海道新幹線の採算もどうなってくるかなというふうなことになりますし、これは昨年の秋ですけれども、ＪＲ東海の山田社長が記者会見でこう言われたんですよ。リニアだけでは絶対にペイしないと。つまり、リニア単独では採算が合わないんだということをはっきり言われています。こういうことなんですよね。だから、今やるべきことは、２つつくることではなしに、東海道新幹線、どうしたってだんだん年数がたってきたら、手を入れなきゃならない。ましてや地震であるとか津波とか、海に近いところを走っていますから、そういう対策はどうしてもとらなきゃならない。こういうことをやる必要があるのに、新たに９兆円もかけてリニアに投資をすれば、そういうところに回るお金がなくなるわけですよね。だから、私はまずやるべきことは、こういう東海道新幹線の地震、津波対策をまず優先してやるべきではないかということですね。

それから２つ目は、エネルギーが物すごくかかるということですね。新幹線の３倍から５倍のエネルギーを消費する。だから、原発がもう１基要るんじゃないか、２基要るんじゃないかと、こういう議論になってくるわけですよね。こういう問題になってくると、省エネに逆行するんじゃないかということです。

それから３つ目は、先ほど言いました中間駅を設置しても、地域が活性するのかどうかという点では、大いに疑問だということですね。

やっぱりＪＲの考えているのは、旅客輸送で中間駅をつくりたいということが狙いではなくて、緊急用の避難場所としてつくるとか、そういうようなことを中間駅は考えているんですね。

だから、そういう意味でいくと、在来線にもちろん乗り入れることはありませんし、それからどこにできるかというのは、結局直線のルート上にしか駅はできないわけですから、そういう意味でいくと、亀山市にもしつくられたとしても、亀山市のどこにつくられるかはＪＲが決めることであって、亀山市のまちづくりと全く関係のないところにつくられるということもあり得るわけですね。だから、こういうことを考えていくと、やっぱり大きな問題があるのではないかというふうに思っています。

それからもう１つ言えば、８割がトンネルですよ。それは、全部地下４０メートルのところを走るという、今までに経験したことのないような運行をするわけですけれども、これがもし事故だとか災害が起こったときに、乗客を無事に誘導避難させられるのかどうかという問題ですね。これが本当に大変だろうと思いますよ。アルプスの下なんか走っておるときに、もし地震とか何か起こって停車した。どうやって出るんでしょうね。出た先が山の頂上で、雪が積もっておる、雪が降っておるようなところに乗客を避難させられますか。そういう問題も含めて、やっぱり考える必要があることがたくさんあるんですよ。

もちろん南アルプスにトンネルを通すということは自然破壊にもなりますし、今静岡で出ているのは、水がかれるという問題が出ています。要するに地下水が切られるわけですね、トンネルをつくることで。そのことによって水がかれてしまうという。水道水の重要な水源ということらしいです。そういうような問題もあります。

だから、こういう意味では、リニア基金の積み立てだけではなくて、私はこの計画自体を見直すということ、思い切ってやる必要があるんではないかということだけ申し上げておきたいと思います。

これ以上行くと一般質問になりますので、意見だけ申し上げておきます。

次に、２５年度の一般会計補正予算の問題であります。

この補正予算の中に、庁舎建設基金として４，８００万円が積み増しをされております。当初予算と合わせますと５，０００万円の積み増しになると。この結果、２５年度末の基金残高が９億円ということですね。これも多額の基金ですよね。これは特定目的基金ということで、庁舎を建設するという事業にしか使えないという、これもリニアと一緒ですけれども、特定目的基金なんですよね。

市長は、就任間もないころに、庁舎建設より優先すべきものがあるということで、建設の凍結ということを打ち出されました。今回、こういう形で建設のための費用を積み立てているということは、建設の凍結をやめたとしか私はとれないんですが、建設の凍結をもうやめたのか、市長、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この庁舎の建設につきましては、以前にも私自身の考え方をお示しさせていただいてまいりましたが、従来の方針を堅持しておりまして、その従来の方針を変更いたしておりません。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

そうなると、全く理解できない補正予算なんですね。

要するに特定目的基金っていうのは、私が知る限り、事業することが決まっている。それに向けて、その年度だけでお金が賄えないから、長い年月の間に少しずつ積み立てて事業をする。だから、目標年度であるとか、目標額が決まっておってやるわけですね。だから、前提には事業をやるということがまず前提ですよ。その事業をやるということが決まってないのに積み立てるということは、あり得ないですよ。もう一度お聞きしたい。事業が決まってないのに積み立てをやるということはあり得るのかあり得ないのか、どうですか。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これはもう釈迦に説法であろうかというふうに思いますけれども、庁舎の建設時期は、現時点で確かに未定でございます。本来ならば、当初計画であれば２５年度と２６年度で建設をして、来年度に新たな庁舎が完成しておるという計画であったと思いますけれども、総合的な判断から、私はこれを凍結させていただいて、なお現時点でもその方針を堅持させていただいております。

確かに、将来的にはこの庁舎をいかにするのか、いずれ建築が必要となるわけでございますけれども、この建設資金の確保の意味から、これは将来に備えるために、またこれは補助金もございませんことから、いかに今自主財源を積み上げておくか、このことが建設時点での起債額を抑制して、その後の後年度負担を軽減させるということにつながるという方針のもとに、従来からこの基金へ積ませていただいてきたということでございます。従来の方針のとおりでございます。

これらの方針のもとに、今般、３月補正におきまして、財政状況を考慮させていただいた上で、

総額として５，０００万円の積み立てを、また２６年度の当初予算におきましては、運用益のみの積み立てをするという予算を計上させていただいたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

そんな理屈、成り立ちませんよ。いずれ建設するといえば、今建っている公共施設皆そうですよ。じゃあ、あなたは文化会館建設基金をつくるんですか。それから、総合保健福祉センター建設基金、これも要りますわね、いずれ建設するんだから。斎場建設基金、これも要りますよ。そういうものを皆つくるんですか。そういうことですよ。事業が決まっているから積み立てをするということが認められる。ところが、事業をするかどうかも決まっていないのに積み立てるんですよ。

どうも市長の言い方はおかしいんですよ。積み立てのことを聞くと事業をするような言い方をするんですよ。ところが、凍結だと一方では言う。おかしいでしょう、これは。まず事業をやるということを、それならはっきり言いなさいよ。凍結ではないですよ、こうなったら。事業をはっきりやるということを言うということは、凍結じゃないですよ、これは。そういうことが曖昧にされている、はぐらかされている。これでは納得しませんよ。

もう市長に見解を求めると長いので、４，８００万というお金ですね。この金額についても考えてみたいと思います。

今小・中学校でエアコンが未設置の普通教室というのは、小学校で８７あります。それから、中学校で２３あるんですね。１教室にエアコンを設置する費用がおおよそ１５０万というふうに、過去の実績から出ております。４，８００万を１５０万で割ると、３２の教室にエアコンが設置できます。これは、今中学校で未設置のところが全て解消する。そして、プラスアルファ、残りが出る、こういう金額なんですよ。

この年度の予算でそれはできませんけれども、もしこの４，８００万円を庁舎ではなしに財政調整基金に積んで、来年度の予算でエアコン設置をすることはできるんですよ。それからもう１つ、先ほどから言っておりますリニアの５，０００万ですね。これも合わせて９，８００万円の財源があれば、例えば１年間リニアの積み立てと庁舎の積み立てをやめる、こういうことですね。９，８００万円の財源で、どれだけのエアコンが設置できるかというと、もう７割に当たる教室にエアコンが設置できます。こういう金額なんですよ。たった１年、庁舎とリニアの基金を積むのをやめるだけで、これだけのことができるんですよ。

市長にこれはお聞きしたいと思いますけれども、あなたが就任のときに庁舎建設より優先すべきものがあるということで言われました。私は、まさに優先すべきものというのは、こういうエアコンの設置ではないかというふうに思いますけれども、市長にとって優先すべきものというのは、エアコンの設置ではなく、庁舎建設基金なのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

少し議員のご質問の趣旨が正確に理解できておりませんが、ご案内のように、亀山市総合計画で１５の基本施策と３０８の施策事業が展開いたしております。当時の状況の中では、やはり今何を

政策的に優先すべきかという判断の中で、特に暮らしの質にかかわるさまざまな施策に重点的に資源を投入してきたということでございます。さらに、今回、後期基本計画を策定いたしました。特に４つの重点分野については四十数億を３年間で重点的に投入するという中で、今エアコンのことだけ触れられましたが、さまざまな課題に対してどれが最適なのかの判断を私どももさせていただき、また議会のご議論の中で、この施策事業が展開しておるというふうに理解をいたしております。

議員のご所見につきましては尊重させていただくわけでございますけれども、今回の５，０００万を積む庁舎の基金が大事か、あるいはエアコンの設置に回せるのではないか、このことだけをお触れいただきましたが、全体的な最適な状況をいかにつくっていくかという中で、市の行政として最善の判断をさせていただいてきたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

来年度の予算でエアコンの設置がされてないから言っているんですよ。だから、来年度の予算ではエアコンの設置はされない。一方で、リニアの基金は積み増しをします。それから今年度の最終補正で、庁舎は積み増しをします。こういう事実があるから、どう考えたって、これ３つ並べたらどうですか。優先順位がどうなるんですかということを私は問うているわけですよ。一方でやってないですよ、エアコンの設置は。だから、問題にしているわけですよ。だから、こちらのほうが優先という判断をしたのではないかということですよ。そうしかとれないじゃないですか。もしそちらが優先だという判断をしたんなら、予算をそういうふうにつくってますよ。どうですか。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

エアコンの設置につきましては、本年度までの間に、これは政策公約でもございましたので、小学校の特別支援教室、それから夏季のサマースクール、この教室にエアコンの設置を計画的に３カ年かけて整備をいたしてまいったところでございます。

議員のおっしゃっておられるのは、普通教室へのエアコンの設置のご指摘であろうかと思っておりますが、全体に普通教室にエアコン設置するという方向性は、亀山市の今の方針としては、この議会でも過去に議論はございましたが、正式に計画の中に組み込んでおるという段階ではございませんでして、多大の費用とエネルギーが想定されますので、それよりもむしろ今優先すべきものに対して、少し教育施設の充実につきましては優先をしていくという考え方で対応したいというふうに思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

はっきりしましたけど、結局２０年先のリニア、それから何年先かわかりませんけれども、庁舎建設のほうが、この夏の暑い時期に、大変な思いをして授業を受けている子供たちの教育環境を整備することよりも優先だという市長の考えがよくわかりましたので、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

１８番　服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、８番　森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

８番　森　美和子です。

それでは、通告に従い、質疑をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず議案第１号亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について、お伺いをしたいと思います。

市長の施政方針で、振り込め詐欺や登下校中の児童を狙った声かけ事案等の発生が当市でも見られるということで、そういった思いの中で今回条例制定をされるということでありますが、常日ごろから子供たちの見守りなど、地域の皆さんの自発的な活動がなされております。条例を制定されていてもいなくても、地域の皆さんのご努力で広がりができていると思いますが、なぜ今条例を制定しなければならないのか、市長に思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

８番　森　美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

森議員のご質問にお答えをいたします。

平成１６年度に県におきまして、犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例が制定されたことによりまして、県下でそれぞれの市町が策定を行ってきたところでございます。

亀山市におきましては、これまで犯罪の発生が少なくて、平成２３年３月に行いました市民アンケート調査結果でも６６．６％の人が本市を「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」とご回答をいただいておるところであります。また、８１．８％の人が、犯罪を防ぐ対策が「整っている」「やや整っている」と感じているとご回答いただいております。それは少し議員触れていただいたような地域のつながりの中で、そういうものが担保されてきたんではないかというふうにも想定できるものであります。

しかし、近年、登下校時の児童への声かけ事案や、女性を狙った犯罪が確認されております。また、主に高齢者を狙ったはがきやメール、電話を使って架空に請求を行う架空請求詐欺や、健康食品やサプリメントを送りつけ、代金を支払わせる送りつけ商法等の特殊詐欺も市内において発生をいたしておりまして、私たちの日常生活を脅かすような事案が増加いたしておるところであります。今日のこのような多様化した犯罪を防止していくためには、個々の団体や市の取り組みだけでなく、それぞれの団体や市が連携・協力して、防犯活動を行っていかなければならないと考えているところでございます。

亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例を制定することで、市、市民、事業者、地域活動団体、関係行政機関の意識を一体化し、今までは個々に行ってきた取り組みを連携させ、協力して地域の安全に向けた活動を強化・充実させていきたいと思っておるところでございます。

また、市におきましては、市民力で地域力を高めるまちづくりに取り組んでおるところでありますが、防犯力につきましても、市民の皆様がみずからの安全はみずからが守るという意識を高めて

いただくことで、地域の防犯への抑止力の向上へとつながり、一層亀山市が安全で安心なまちとして暮らすことができる地域社会の実現に寄与するというふうに考えておるものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

市長の思いを聞かせていただきました。

亀山市では、２２年の４月にまちづくり基本条例が施行されておりますし、総合計画の中でも地域の安全の充実がうたわれておりまして、そういった中で、先ほど市長がお触れになった２３年３月のアンケートの中でも、やっぱり住みやすいまちということが亀山市の中に随分浸透して、そういう状況であったのかなと思います。それでも間に合わないぐらい、多様化した犯罪がふえているという形の中で、今回この条例をつくられたということは理解をさせていただきたいと思います。

次に移らせていただきます。条例の第４条の市の責務についてお伺いをしたいと思います。

現在でも、さまざまに取り組みが進んでいっていると思うんですが、この条例ができたことによって、今後考えられる展開があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

第４条の市の責務についてお尋ねでございます。

市の責務といたしましては、第９条で明示しております、犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けて、市、市民、事業者、地域活動団体、関係行政機関が防犯に関して連携・協力していくための体制の整備を進めてまいります。

また、第１０条では、広報啓発について、犯罪の発生状況や防犯についての情報提供を行うためのかめやま安心メールへの登録を呼びかけてまいります。

さらに、第１１条、防犯環境の整備については、第２号で相談件数の充実といたしまして、相談内容に応じて適切な案内を行うための連絡体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

要は市が核となってやっていくということで理解をしてよろしいですか。

続けて行かせていただきます。

第７条に、地域活動団体の責務についてうたわれております。条例にうたわれている団体、これはどんな団体を指すのか、また現在どれぐらいの団体があるのか、伺いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

先ほどの質問の中で、市の責務ということで、そういった大きくそれだけかかわったことを実施するという意味でご答弁をさせていただきました。

地域活動団体の責務についてということで、第２条の定義におきましては、市民活動団体を防犯

に関する活動を行う団体と限定をしているわけではございません。第７条の地域活動団体の責務といたしましては、市民活動団体において、その活動の範囲内で防犯に視点を置いた活動が行える場合や、ふだんの活動の中で防犯の意識を取り入れることができる場合は、防犯の取り組みを推進するよう努めていただきたいと考えております。

また、防犯にかかわる活動を行っている地域活動団体として、亀山市防犯委員会が防犯懇談会の開催やイベントへのパトロールを行っていただいております。また、地区コミュニティにおいて夜間親子パトロールを実施している地区もございます。市民活動団体といたしましては、青少年育成市民会議の愛の運動協力団体として、野登の子どもを育む会など４３団体や、南部地区児童防犯パトロール隊などの３団体が日々見守り、地域のパトロールを行っていただいております。

今後、これらの団体はもとより、それ以外で自主的に防犯活動を行っていただいている市民活動ともさまざまな場面で連携・協力をしていただきたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

部長、私、今の質問の中で、どんな団体なのかということと、どれぐらいの団体があるのかということをお聞きしたので、どんな団体があって、どれぐらいの団体があるということのご答弁だけでよかったんですけど、えらい長いこと言っていただいたんですけど。私は、この条例を読ませていただいた中で、先ほど部長が答弁されたような安心・安全という形の文言は何一つ、この定義の中にはなくて、市民活動団体だけが記載をされておりますので、市民活動団体であれば、いろんな活動をされている団体がありますので、そんなところまで安心・安全のことを訴えていくのかなと思ったので、私は地域活動団体の責務について聞かせていただきました。

さまざま４３団体という形の数も教えていただきましたし、さまざまに展開をされていくということは理解させていただきましたけど、やっぱり市民活動団体とだけ書かれていたのであれば、例えば料理クラブとか、そういうこともされているところもありますし、スポーツだけをされているところもありますし、そういう形で受けとめる側としては、そうじゃないかなと受けとめてしまう。じゃあ私たちの団体は安全・安心のことを何もしてないけど、今後していくのかなと、そういう疑問さえ浮かぶんじゃないかと思ったので、私はここで質疑をさせていただきました。

具体的な記述というのを、今お言葉では言われましたけど、こういう何か条例の中に具体的な記述というのは必要ではないかと思うんですけど、そこら辺の答弁をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

条例の中身の具体性ということでございます。

この条例につきましては、理念条例という形をとってございまして、その責務とか、そういうようなものは努めるようにするとか、努めていただくというような形で、意識を持っていただくと。その意識というのは、犯罪においてお互いが連携・協力して、情報も共有してというような中身の条例といたしておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

そうではなくて、この市民活動団体というのを条例の中では、第２条の定義に自治会、コミュニティ組織、市民活動団体と書いてあるので、この市民活動団体ということは、防犯に関する市民活動団体という記述があったほうがわかりやすいんじゃないかということをお聞きしたんですけど、全然違う答弁だったので、もう一度お願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

最初にご答弁させていただいたんですけれども、地域活動団体の責務の中に、市民活動団体、議員が言われるような、いろんな団体があるわけです。それには、議員が言われるお花の団体もあるし、踊りの団体もあろうかと思うんですけれども、その活動の範囲の中で、防犯に視点を置いた活動が行える場合や、ふだんの活動の中で防犯の意識を取り入れることができる場合は、防犯の取り組みを推進するよう努めていただきたいと。例えば夜遅く、そういう活動が終わって、今までは１人で帰るところ、防犯の視点を持って２人で帰りましょうとか、迎えに来ていただきましょうとか、そういったことの意識という意味でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

そうであるならば、先ほどの４３団体ではなくて、もっと広がりがある団体があるということ、そこら辺がちょっと、部長の答弁と数が違うのかと思いますので、部長はそうおっしゃったので、今後はそうやってやっていくということで、もう時間がありませんので、理解をさせていただきました。

第１０条の広報啓発について伺いたいと思います。

今までと何か違う啓発があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

広報啓発についてでございます。

防犯に関する日々の広報啓発は、かめやま安心メールやフェイスブックを活用し、市民の皆様に防犯情報や防犯活動についてのお知らせをしてまいります。現在、かめやま安心メールにご登録をいただいている件数は、約３，６００件であるため、さらなる登録者数の増加に向けて、チラシを配布したり、各種会議に出向き、加入促進の取り組みを強化してまいりたいと思います。

さらに、亀山警察署や鈴鹿亀山消費生活センターとの連携・強化を図り、市のホームページやかめやま安心メールを活用し、防犯に関する情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、さらに現在も行っております、防犯協会からセーフティコミュニティー・ヒューマンネットワークを活用し、防犯に関する情報をファクスにて発信しており、このネットワークのさらなる

充実に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今回制定いたします条例に関しましては、市のホームページや広報「かめやま」を活用して、広く周知をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

幅広くやっていただくということは理解をさせていただきました。

ただ、安心メール、今３，６００件の登録をいただいているとおっしゃっていましたけど、本当にこの安心メール、先日のＰＭ２．５の注意喚起とか、それから声かけ事例、行方不明、イベント紹介、さまざまに発信していただいているので、すごくわかりやすいし、いいツールだと思うんですけど、もっと具体的に登録を、じゃあ亀山市に来ていただいたら登録をしてあげましょうとか、そういう形で、なかなか自分でホームページを見て、広報を見て登録ができるかといったら、できないからここら辺までしか伸びがとまっているというようなこともあるんじゃないかと思いますので、もう少し工夫をした今後の対応もお願いしたいと思います。

それから第１１条ですが、防犯環境の整備について、第１項第２号に、先ほど防犯に関する相談体制の充実とおっしゃいましたけど、新たな窓口を設置していくのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

防犯環境の整備といたしまして、防犯委員会や青少年育成市民会議といった地域活動団体や市民・事業者が行う防犯活動に対して、支援も行ってまいりたいと思います。

それから、議員お尋ねの、市民の皆様からの防犯に関する相談を受け付けた際には、相談内容に応じた窓口へ迅速につなげられるよう、取り組みを進めてまいります。具体的には、契約トラブルなど消費生活に関する相談は鈴鹿亀山消費生活センターへ、犯罪にかかわる内容であれば亀山警察署へ案内を行ってまいります。

また、議員が言われる、もっと幅広いという意味合いの中で、相談窓口の充実を図るため、各種相談機関の情報の把握にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

この第２号に書かれている相談体制の充実というのは、新たな窓口をつくるということではなくて、今部長が答弁されたのは、今までもしっかりと取り組みはされてきておりますよね。そこを今後さらに充実させていくということで理解をさせていただいてよろしいですか。

女性を取り巻く犯罪も今ふえているような形で、ストーカーとかそんなのもありますので、相談窓口といっても、いきなり警察へ行けと言われても、公の機関というのはなかなかハードルが高くて行きにくいというのがあります。市役所のほうにそういう窓口があったとしても、なかなか市役所に行くというところまでいかない。そういうことを、啓発の面においてもっと優しく、うちに来

てくれたらいろんな相談をさせていただきますというような広報にも、今後しっかりと取り組みをお願いしたいと思います。

条例があるから、何かが変わるのではなくて、一人一人の意識の変革をどうとっていくのかということが大事だと思いますので、今後、この条例が意識改革につながるように期待をしたいと思います。

時間がなくなってしまいましたが、議案第２０号平成２６年度一般会計予算についてお伺いをしたいと思います。

第３款の民生費、臨時福祉給付金給付事業と子育て世帯臨時特例給付金給付事業についてお伺いをしたいと思います。

これは、午前中の質疑の中でも少し出てきておりましたが、４月の消費税が５％から８％になるということで、消費税には所得の少ない人ほど負担が重くなるという逆進性の問題があることから、簡素な給付措置として実施されるということですけど、市内でも対象者がおられるということで、これは１０分の１０、国からお金がおりてくるということですけど、対象者がおられるということで質疑をさせていただきたいと思います。

まず、臨時福祉給付金給付事業についてお伺いします。

対象者について、所得が少ない方というのはどういう方を言うのかと、対象人数。それからＤＶ被害者というのは問題になってこようかと思いますが、ＤＶ被害者に対する対応と、外国人にも給付されるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

まず１点目の対象となる方ということでございますが、対象となる方につきましては、基準日となります平成２６年１月１日において、亀山市の住民基本台帳に記録された住民であり、平成２６年度の市民税の均等割が課税されていない方でございます。なお、市民税の均等割が課税されている方の扶養親族の方は該当いたしません。また、生活保護の受給者の方は生活保護制度内で対応することとなっておりまして、保護基準の改定によって調整されますので、この方も該当いたしません。

それから、対象とする人数でございますが、予算計上の際に試算いたしまして、約１万５，０００人を見込んでおるところでございます。

３点目としまして、配偶者からの暴力を理由に避難している方、いわゆるＤＶ被害者の方ということでございますが、この方は事情により平成２６年１月１日の基準日時点で住民登録を移していない、要するに事情によって移すことができない場合もございますので、そういう場合であっても、実際にお住まいの市区町村に申し出ることにより、臨時給付金を受けられる措置もございます。当市では、現在のところ、給付金の申請につながる対象の方はないというふうに思っておりますが、今後におきましても、県の担当部署と連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

４点目としまして、外国人の方ということでございますが、外国人の方はもちろん給付資格の有無につきましては、国内で生活しておみえになる方は、同様に消費税率の引き上げの影響を受けるため、基準日時点で住民基本台帳に記録されている方は給付対象に含まれます。ただし、住民基本

台帳に記録されない短期滞在などの在留資格の外国人の方は、給付対象ではございません。以上でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

対象者について、今述べていただきましたけど、ＤＶ被害者に関しては対象者が亀山市ではないということでお聞きをさせていただきました。

もう１点、非課税の方に給付されるということなんですけど、２月４日の読売新聞に、市町村の税務担当部局が福祉担当部局に税情報を提供すれば、地方税法の守秘義務規定に抵触するおそれがあるとあったんですが、この点についてはどうなんでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

税情報につきましては、公務員の持つ守秘義務以上に、税法でさらに守秘義務が課せられておりまして、そのまま他部署で税情報を扱うということはできません。ただ、税務部門と連携することによって、税のほうの対応として、これらのことに対応する方法もございますので、現在、税務担当と調整しておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

税部門と連携するということ、福祉部門だけでやらないということですけど、それでも抵触するということにはならないんですか。税のところがやるということですか。もう一回答弁をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

現在取り組んでおります給付金の業務でございますが、プロジェクトを設置しまして、税務担当の者もプロジェクトに入っております。ただ、直接的に税情報を他の部署で取り扱うということはできませんので、税の業務の中で税務担当職員がこういうようなことに配慮した、例えば通知をするなどの方法がございます。そこらも含めて現在調整しておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

わかりました。

それから次に、給付額と期間についてお伺いしたいと思います。

給付金額は幾らなのか、何回いただけるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

議員も冒頭に申されましたが、消費税率の引き上げに伴いまして、影響が低所得者に大きいとしまして、現在予定されておりますのは、平成２７年１０月から再度消費税が引き上げられることというような国のほうの考えもございまして、その期間であります１年半分の食料費を考慮しまして計算されておりまして、１回でございますが、１万円ということでございます。

あわせて、期間というふうに言われましたので、期間につきましては、給付開始、申し込みの時期から開始する時期から３カ月というふうに期間は決められております。

○議長（宮崎勝郎君）

森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

ありがとうございます。

今部長がおっしゃったように、申請が必要だということですよね。申し込みをしていただくという形になると思うんですけど、この申込期間について、いつからいつまでが申込期間になるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

当市におきましては、課税・非課税が確定する６月中旬ぐらいからを予定しておりまして、それから３カ月ということで準備しております。

○議長（宮崎勝郎君）

森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

６月中旬から３カ月間ということでありますが、周知方法について、この中で触れたいと思うんですけど、低所得者の方たちには高齢者の方もいらっしゃると思うんです。だから、呼びかけ、３カ月間しか期間がないということで、本当に漏れのないような対応をお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。

次に、子育て世帯臨時特例給付金給付事業についてお伺いをしたいと思います。

これも子育て世帯という形で、食費や養育費などさまざまな出費がかさむ子育て世帯を対象に、消費税率引き上げの影響を緩和するための支援策がこの給付金だと聞いておりますが、今質問をさせていただいた対象者、給付額と期間について、周知方法について、あわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

まず対象者でございます。対象となる方は、基準日となります平成２６年１月１日より亀山市の住民基本台帳に記録されており、本年１月分の児童手当及び特別給付の支給対象となる方で、平成２５年の所得が児童手当の所得制限額に満たない世帯の児童とし、さらに基準日、２６年１月１日に住民基本台帳に記録されております公務員の児童も対象といたしております。

給付額については、対象児童お１人につき１万円を保護者の方に支給をさせていただきます。給付時期につきましては、本年９月ごろから支給できるよう準備を進めております。

申請期間につきましては、本年６月から、支給対象予定者に対して市から申請書等を送付し、基本的には申請期間が３カ月となっておりますので、９月ごろまでとする予定でございます。この間に申請がなかった方に対して、再度、９月ごろ申請のご案内を送付するなど、国の方針である最長６カ月、１１月までには対象者全ての方が手続できるよう、十分周知をしてまいります。そのほか、市のホームページや広報等により制度のご案内をさせていただく予定といたしております。

○議長（宮崎勝郎君）

森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

子育て世帯の給付金については、児童手当の部分ですので、わかりやすいかと思うんですけど、臨時福祉給付金というのはなかなか、周知にもかなり難しい部分があろうかと思いますし、給付対象者をきちっと把握するということも、いろいろと問題が出てくるような気がしますので、本当にスムーズな周知と、申請がきちっと行われるように、それから給付が行われるようにお願いしたいのと、最長６カ月と今部長おっしゃったんですけど、福祉給付金のほうもそうなるのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

最長６カ月ということでございますが、原則３カ月で対応しなさいと。本当にやむを得ない事情があった場合は、それを６カ月の範囲で延ばすこともできるということでございますので、当市としては３カ月ということで取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

８番　森　美和子議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時０８分　休憩）

（午後　２時１９分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１７番　前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

それでは、通告に従い、質疑をさせていただきます。緑風会の前田でございます。

まず議案第２０号平成２６年度亀山市一般会計予算についてというところから順次質問させていただきます。

今回の亀山市当初予算資料には、平成２６年度の当初予算のポイントということでちょっと書かれてあります。本市の市税収入は、平成２６年度当初予算では約１０６億円を見込んでおり、過去最高であった平成２０年度の約１４６億円から４０億円減少しています。平成２７年度以降は、さ

らに市税の減収及び普通交付税の段階的な減額が見込まれ、現在の事業やサービスの規模を維持することは困難な見通しになっています。このような中、平成２６年度当初予算は、第１次総合計画後期基本計画の着実な推進、行財政改革大綱の強力かつ着実な実践、中期財政見通しとの整合、基金の有効活用による財源確保の４点を重点的事項として掲げ、第１次総合計画の実現に向け、後期基本計画を着実に推進する予算としていますというふうに書いてあります。これに倣って、順次その平成２６年度亀山市一般会計予算について検証していきたいと思います。

それから、１２月に私が質問をさせていただきました。行財政についてということ、この中から関連して、それについても検証をしていきたいと思いますので、よろしく答弁をいただきたいと思います。

まず１番目といたしまして、歳入歳出において平成２６年度の特徴は何か、これをお答えいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２６年度予算の特徴でございますが、議員がおっしゃられたとおり、第１次総合計画後期基本計画の着実な推進、行財政改革大綱の強力かつ着実な実践、中期財政見通しとの整合、基金の有効活用による財源確保、この４点を重点的事項と掲げて、予算編成を行ったところでございます。

そのような中で、新年度予算の特徴はとのご質問でございますが、第１次実施計画の最終年度として後期基本計画を着実に進めるとともに、歳入に見合った歳出の実現に向け、歳入の確保及び歳出の削減にオール市役所、職員一人一人の新しい発想や工夫で取り組んだ予算だと考えております。

また、平成２６年４月の消費税引き上げにより、歳入では地方消費税交付金の増額及び自動車取得税交付金の減額、歳入歳出とも臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係る予算の増が新年度予算の特徴として上げられます。

なお、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係る予算約２億８，３００万円を新年度予算総額約２０６億４，０００万円から控除しますと、約２０３億５，７００万円となり、中期財政見通しの２０１億９，３００万円に対して１億６，４００万円の増におさまっております。

また、財政調整基金の取り崩しは、前年度当初予算から約３億９，１２０万円抑制した約７億９，５００万円としており、歳入に見合った歳出の実現に近づいたところでございます。

以上が、新年度予算の特徴的な事項と考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

午前中から質疑がございまして、同じような質問でありますので、大体答弁も同じような内容であったかというふうに思います。

今回、消費税に伴う増額、その中で歳出としては臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業、これが今年度の新しい事業になるということでございました。

先ほども森議員からの質問で、この件は詳しくしていただいておりますので、１２月にもここで行財政改革について私が質問しました。物件費が前年度より２．５％増加していますよね。それか

ら補助費もふえていますね。これについてのなぜかということをお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

物件費の増は、先ほど申しましたとおり、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金が、この額がふえておると。ほかでも、補助費についても、生活保護とか障がい者のお金がふえまして、そういう意味から物件費、扶助費がふえたというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

そうしますと、今回、臨時福祉給付事業と子育て世帯臨時特例、これがなければ前年度よりも少なくなっていたのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず物件費で申し上げますと、平成２５年度の当初予算で物件費が約３９億４，７００万円、平成２６年度予算で約４０億４，８００万円になりますので、物件費については新たな環境のボイラーなんかの設備のお金がふえてまいりました。そこら辺で物件費がふえたと。しかし、先ほどからずうっと申し上げていますように、需用費なんかで約１億９，０００万の削減目標を掲げて取り組んできています。その分で削減しておりますが、新規のものが出てきたおかげで物件費がふえました。

扶助費については、先ほど言ったような臨時福祉給付金がふえたおかげでふえたというふうに思っています。

それと、生活保護費なんかは昨年より若干減ってきていますので、そこら辺で見ると、扶助費に対する影響ですね。しかし、個々の高齢者や障がい者の施策の扶助費は、年々ふえていっておると。それと後期高齢者医療の繰出金なんかもふえておりますので、土台となる分では年々ふえていっているというふうに理解をいたしております。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

全体的にふえているので、それがなくてもふえているということですね。

ほかの項目については、ダブりますので、次の質問に移っていきたいと思います。

それでは２番目に、後期基本計画第１次実施計画との整合についてお聞きをしたいと思います。

まず初めに、計画との整合性について、この事業おのおのが廃止・変更、先送りになった主な事業はどのような事業があるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

後期基本計画の第１次実施計画につきましては、平成２４年度から２６年度の３カ年で実施する主要事業を７９事業、計画総額でございますけど１７０億6，９８０万円と位置づけまして、後期基本計画の具現化に向け、着実に推進してまいりました。一方、この２年間に社会情勢の変化などに対応した見直しを行いまして、現在でございますけれども、８５事業、計画総額で１６６億9，１８０万円といたしております。事業数では6事業ふえてございまして、計画総額では3億7，８００万円ほど減額になっておるという状況でございます。

主な見直しの内容のうちでございますけれども、新たに追加した事業といたしましては、東日本大震災を踏まえて防災力の強化に取り組む全国瞬時警報システム事業だとか、震災対策のため池の調査事業もふえてございます。このほかに、合併後１０年の節目を迎えるに当たって、記念事業ということで、市制施行１０周年記念事業や、総合環境センターの溶融炉の加熱器管等の腐食、減肉に早急に対応いたしますごみ溶融処理施設ボイラー設備整備事業などがございます。

また、これまでから取り組んでまいりました野村布気線整備事業や、鈴鹿関跡範囲確認調査事業につきましては、用地交渉の難航や発掘調査の結果などから、それぞれ事業期間を延長することといたしておりますが、計画全体といたしましてはおおむね順調に事業が進捗しているものというふうに考えてございます。

なお、この間、唯一の廃止事業となります関の山車会館整備事業につきましては、事業の進捗状況から第１次実施計画期間の平成２６年度までに着手できる見込みがないということから、計画の整理上、今回廃止といたしたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

ありがとうございました。

２４年度から２６年度の計画で８５事業、１６６億9，０００万ですか。新たな事業というのが６事業ぐらいありました。

先ほど野村布気線ですね。これについては、今年度、これは変更で上がっておるんですけれども、どういった内容になっておるのかだけ確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

野村布気線につきましては、用地の関係も難航しておるという中で、今回、用地補償費の実行できる部分について計上させていただいて、工事費等は２６年度のほうには計上させていただかないという感じでさせていただいております。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

もう１つ、関の山車会館のことが、この第１次実施計画個別事業シートの変更の中にあるんですけれども、１つだけ廃止となっているんですね、関の山車会館整備事業。廃止ということは、やらんということなのか、今後どうするのか。ここに廃止と書いてある。それで、３ページ目には、追

加、変更、廃止で、廃止は本計画上の主要事業の廃止としか書いてないですね。これちょっと意味だけ確認をさせていただきたいんですが。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

先ほどもちょっとご答弁をさせていただきましたけれども、第１次の実施計画期間の２６年度までに着手できる見込みがないということで、この計画上、廃止という形にさせていただいたものでございます。

この山車会館の整備事業につきましては、用地選定や地元協議に時間を要していますことから、改めて検証を行った上で、第２次実施計画期間、これは２７年度から２８年度でございますけれども、こちらのほうの位置づけについて再度検討するということにさせていただいてございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

廃止と書いてあると、今後やらないというふうに思うんですよね。だから、今、私１回聞きましたように、廃止とか変更とか先送りと聞きましたよ。こういう先送りとかいうふうに書いていただければわかるんですけど、廃止と書いてあると、もう本当にないのかなと思ってしまうので、ちょっと確認をさせていただきました。

それでは、次に行財政改革大綱との整合についてお聞きをしたいと思います。

平成２６年度予算において、行財政改革によりどのくらい圧縮できたのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず先ほどの答弁で、私、臨時福祉給付金とか子育て世帯臨時特例給付金が扶助費と言うたということでしたので、これは補助費に入ることで、補助費が増になって、扶助費は２．４％の減でございまして、補助費がこのおかげで３０％ぐらい増になっているということで、何かちょっと言い間違えたみたいですので、ご訂正をお願いいたします。

次に、行革大綱でどんなことが具体的に反映できたのかということでございますが、午前中もご答弁してまいりましたが、行財政改革に係る方針及び実施計画に基づき本部会議を８回開催し、補助金の適正化及び受益者負担の適正化について議論を重ねてまいったところでございます。

補助金については、平成２６年度予算編成におきましては、各部の判断として、各団体にご理解をいただき、一部の補助金でございますが、額的には数百万ぐらいでございますが、削減ができませんでしたが、減額をさせていただいたところでございます。

受益者負担の適正化につきましては、平成２６年度予算には反映できてないところでございまして、まことに申しわけなく思っておるところでございます。

それ以外に、やはり各部・室で目標額を定めて、経常経費の削減に取り組んできたことが行財政改革大綱の中では一番の反映だろうというふうに思っていますが、それが毎年約２億円の経常経費

の削減を行ってきて、平成２６年度予算を含めますと約６億円の、経費の削減を図ることができたと。これが行財政改革の中では一番大きな要素だろうというふうに思っておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

それは竹井議員や西川議員からの質疑でもあった、経常経費の毎年２億円の削減、それから補助金は数百万円ということでございました。

この行財政改革大綱については、いろんな改革を掲げておるんですよね。歳入改革の推進だとか、歳出構造の刷新という形で行われておりました。

その中で、委託料に関しては今回ちょっと出てきませんでしたけれども、委託料の複数年度の見直しとかありましたね。それについては、今年度は実施となっているはずなんですけれども、実施はされなかったのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるような委託料について、長期契約ですね。これについては運用が図られないところでございます。２６年度に反映ができてないというふうに考えています。今のところ、長期契約については債務負担行為を中心に取り組みを行っておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

歳出構造の刷新の中で、委託業務経費の削減ということで、市が発注する施設管理委託業務について、複数年契約を検討し、経費の削減と事務の効率化に努めます。また、計画策定に係る業務委託の範囲についても検討しますということで、２６年度は複数年度契約対象事業の精査実施となっているんですね。これはできてないということですね。わかりました。

それでは、もう１つ、１２月に質問させていただきました職員数の話なんですけれども、今回の行財政改革の中では、２２年からは職員については減らさないということで確認をさせていただきました。私は、２３年度と２４年度の決算カードで職員数ふえているじゃないかというふうに質問させていただきました。ところが、部長の答弁は、ふえてないという答弁だったんですね。私は、納得がいかないから、後でその内容を報告してくださいということを言わせていただきました。それで、質問が終わった後、室長が見えて、実は特別会計との絡みの中で、トータルすると１人ふえてましたということなんです。議事録には、たしか部長はふえてないと言われたんですね。だから、そのまま議事録に載っているんですよね。質問が終わってから、質問の内容と答弁が違っていましたと、１人ふえてましたということだったんですね。

だから、やはり本会議でそういう答弁をされたんなら、本会議できちっと訂正もしていただきたいなと思います。

それから、２６年度なんですけれども、経年変化ですね。２３年度、２４年度は１人ふえている。２５年度、２６年度について、どういうふうに経年変化しているのか、その職員の数、特別会計を

含めてで結構ですから、説明をいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

昨年１２月議会の定例会におきまして、前田議員のほうから、平成２３年度と２４年度の決算カードによりまして、職員の増減についてご質問をいただいたところでございます。

その際に、決算カード上では６人の増員というふうになってございましたが、これにつきましては一般会計、特別会計及び企業会計上の人の入り繰りというようなことで、実際には職員数に増減はないということで、私ご答弁を申し上げました。

しかしながら、平成２４年度に非常勤職員でありました主任ケアマネジャーを正規に採用をいたしましたことを、私がカウントをしておらず、実際には平成２３年度から２４年度におきまして、正規職員が１名増員となってございました。間違った答弁を申し上げましたことを訂正させていただきまして、おわびを申し上げます。

なお、平成２６年４月１日現在の職員数につきましては、平成２４年度、２５年度と比較をいたしまして、１名減員となる予定でございますので、平成２３年度から２６年度当初の職員数に増減はないというふうに考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

ご丁寧に訂正をありがとうございました。

ただ、今回２６年度で１人減ということですね。なぜ減になるのか、確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

減になりました理由でございますけれども、職員の内定はいたしたものですけれども、本人から辞退の旨の届け出があったところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

それでは、次に４番目の基金の活用について質問をしたいと思います。

今回、ポイントの中でも基金の活用をしっかりやっていくという、ポイントとして重要な課題として上げていただいておりますが、この２６年度において、基金それぞれどのように使われておるのか、お答えをいただきたいと思います。活用をされているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２６年度予算編成の基本的な考え方の中に、基金の有効活用による財源確保として、基金活

用指針に沿って、多様化する市民ニーズに対応し、行政サービスの水準を維持するため、基金の活用により財源を生み出すことといたしております。これに基づきまして、基金繰入額は財政調整基金から７億９，５１０万円、減債基金から１億５，０００万円、土地開発基金から２，７００万円、市民まちづくり基金から７９０万円、関宿にぎわいづくり基金から１７０万円など、それぞれ基金の設置目的に沿った事業に充当させるため、合わせて９基金から９億８，７４０万円の繰り入れを計上いたしておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

基金の有効活用については、歳入改革の推進という中で、各種基金の設置目的、効果等について検証、評価を行い、基金活用指針を策定し、効果的な活用に努めますと書いてありますね。

今回、財政調整基金、減債基金というのは通年やっている、特別なことはありません。今回、市民まちづくり基金と関宿にぎわいづくり基金、これに関しては、ソフト事業なのかハード事業なのか、お答えください。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の２つの基金の取り崩しは、利息が減ってきたために、その足らない部分を含めてソフト事業に充てるという目的で、取り崩しを行っているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

ソフトかハードかはっきり答えられなかったですけれども、ソフト事業なんでしょうね。基金の条例にはソフト事業に充てると書いてあるので、間違いなくソフトなんだと思いますけれども、これについては、私も１２月の最後のときに、償還分についてはハード事業に使えるのではないかと質問いたしました。しかしながら、かたくなにソフトしか使えないんだと、ハード事業には使えないんだということで答弁をいただきました。それから最終的に、市の見解はそれでいいけれども、国の見解はどうなんだということを質問させていただきました。この３カ月間、何の報告もなく、説明もなく、今まで来たんですけれども、その結果どうなったか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

合併特例債により造成した基金の取り扱いについては、平成１８年１２月２５日付の総務省からの通知におきまして、基金の取り崩しは、当該取り崩しを実施する年度の前年度末までに償還が終わった額の範囲内にすること、取り崩した基金の使途は、基金設置条例に定められており、かつ市町村建設計画に位置づけられた事業の財源とする場合に限られること、基金を取り崩す場合は、基金設置条例の定めるところにより取り崩すこと。この３点を留意事項として、基金の取り崩し及び

取り崩した資金の活用を定めることとされておりました。

１２月、議員からもご質問いただきましたので、私も県に、１８年以降、新たな文書が届いてないのか、再度確認をせよということを県に確認しましたら、新たな文書は出ていませんという回答でございました。

この基金の通知があったのが平成１８年で、それ以降にうちは平成２０年度に基金をつくっておりました。そのことも踏まえて基金をつくったんだというふうに私も理解しておりましたが、再度、よそでは議員からもハードに使っておるじゃないかというご指摘をいただきましたので、そんなこと、三重県では使っておるのかなということもあって、他の自治体へも聞いたら、他の自治体も現在はソフト事業に使っておられます。その中で、それなら、他の県でそんなハード事業に使うことは許されておるのか、再度確認してくれと。確認をいたしました。そうしましたら、ハード事業への充当など、平成１８年以降に新たな取り扱いの通知はないが、ハード事業に充当される例があるとのことでしたと。その中で、１８年の取扱通知の留意事項に合致していれば、ソフト事業に限定されず、ハード事業への充当も可能と解釈できるとの回答でございました。

そういう意味も踏まえまして、今後は、議員おっしゃられるように、他の県ではハード事業にも使っておると。先ほどの１８年の通知の３つの原則を守れば、ハード事業にも使ってもいいということでありました。

１つ考えますに、うちも平成２０年につくりまして、基金の償還が１０年間なんですね。１０億のやつと３億７，０００万のが。１０年間かかっていくということですので、当初は他市も償還額が少なかったので、なかなかハードに使えなかったんだろうと。うちも、５年ばかりたってきて、半分ぐらいお返しをしたということですので、そういう運用が出てきたのかなあと推測をしておるだけで、これは確認はとれませんでした。現在においては、ハード事業へも、償還額については使うことが可能であると。しかし、基金条例を変えること、建設計画に位置づけること、この２つが重要なことだろうというふうに思いますが、そんな解釈に変わったと理解をいたしておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

結論だけ言っていただくとありがたかったんですけど、ほかの部分については、今後の財政計画の中で質問しようかなと思っておったんですけど。もう一回確認しますけれども、償還分についてはハード事業に使えるということで確認させていただいてよろしいですね。そのいろんな条件はありますね。条例の変更とか、建設計画の変更、そういったものも変えなければできないということですね。

もう１つ確認をしたいんですけれども、この償還が終わる時期はいつなのかということを確認させていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成３１年の３月末というふうに決まっております。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

ちょっと私はどうしても、こういう大事なことを３カ月間放っておいた、これは私はちょっと責任があるんじゃないかと思うんですね。あのとき、私がここで質問したときに、ハード事業にも使えるやないかと、後ろからやじを飛ばしてくれたのは櫻井議員だけでした。

やっぱり、これまちづくり１０億でしょう、関宿のにぎわい３億８，０００万円、４億近くあるわけでしょう。１４億の金をソフトだけに使う、ハードも使えるようになったとなったら、これは今後の財政運営も大きく変わってくるんじゃないかと思います。非常に大事な基金だというふうに私は思うんですね。この大事なことを、部長はなぜ、市長、副市長もそうですよ。一番前で聞いておったんですよ、この件。にもかかわらず、確認をされてない。再度通告をして、やっと確認をしてくれた。この３カ月は非常に無駄だったかなと思うんですね。３カ月前だったら、今度２６年度の当初予算のハード事業にも使えたんじゃないかと私は思うんですけれども。それともう１つ、これやっぱり後々、全然最後まで知らなかって、使えるか使えないかが。この１４億という金を、ソフトだけにしか使えなかったと、済みませんでしたでは済まないと思うんですね。

やっぱりこれ、市長や副市長も確認をすべきだったんじゃないですか。責任を問われると思うんですけど、何で３カ月放っておいたのか、お答えください。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前田議員のご質問にお答えをいたします。

平成１８年の総務省の当時の通達事項、そこから約８年が経過いたしておりまして、今、財務部長が申し上げたように、その扱いの解釈につきまして、若干の変化が生じておるところでございます。その点につきましては、議員、３カ月前にご指摘をいただき、その分が本日こういう形でご報告させていただくということについては、大変おわびを申し上げたいと思いますけれども、そういう状況の中で、今後どのように、この基金を有効に捉えて活用していくのかということについては、今後の課題とさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

当然、今、報告させていただいたような条例で縛っておりますので、そういうことでありますとか、新市まちづくり計画の変更等も、既に申し上げておりますが、議会並びに市民の皆さんに一定の時期でお示しをさせていただきたいという検討とあわせて、この基金の活用については今後の課題ということで、対応させていただきたいと考えておるものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

最後に、今後の財政運営についてということで聞くつもりでしたが、それはそれでまた後ほど聞きますけれども、やっぱり情報不足、それから過信、思い込み、こういうのがこういう結果を招くんじゃないかなと私は思います。まだ間に合うんですからね、今こういうことがわかって、今後の財政運営に間に合うんですから、有効に活用していただきたいというふうに思います。

それでは、中期財政見通しについてということなんですが、これの整合性について、これも午前中から質問が幾つかありまして、財政調整基金、それから減債基金とか、中期財政見通しよりはかなりふえてきましたよね。だから、この中期財政見通し、余裕が少し出てきたのかなというふうに思うんですけれども、その辺の見解をお示しください。

それから、基金をハードにも使えるというような形になったことについて、変化があらわれると思いますので、その辺も含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

中期財政見通しとの、どんな要因で差が出てきたかということでございますが、予算規模で、歳入で１２億９，５００万円、歳出で４億４，７００万円の差異が生じております。

その主な要因でございますが、歳入におきましては、固定資産税４億４，０００万円の増により、市税が４億５，９００万円の増、普通交付税が３，８００万円の増及び臨時財政対策債が５，６００万円の増により、地方交付税が９，４００万円の増。また、消費税改定に伴う消費税交付金が１億５，３００万円の増、この一般財源では６億７，５００万円の増となったところでございます。

また、先ほどから言わせていただいておりますように、臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業に対する国の補助２億８，２００万円などにより、国・県の支出金が４億８，９００万円の増となっておりまして、全体で１２億９，５００万円の増となっております。

歳出につきましては、補助費等が臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金給付事業、産業振興奨励事業などにより３億７，９００万円の増となり、投資的経費では溶融処理施設のボイラー設備整備事業等により１億５，６００万円の増となっております。また、扶助費につきましても、生活保護費、障害者自立支援事業等により１億５００万円の増となっており、全体では４億４，７００万円の増となっております。

基金につきましては、まちづくり計画を見直す段階で、その２つの基金の使い道についても考えたいというふうに思っているところでございまして、また明らかになりましたら提案させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

最後の今後の財政運営ということで、先ほどから市民まちづくり基金、関宿にぎわいづくり基金がハード事業に使えるということで、これはかなり活用範囲が広くなってきたものというふうに思います。ですので、今後の第２次の総合計画ですかね。それすぐには多分変えられないんだと思いますけれども、大きく第２次総合計画、それから中期財政見通し、またその条例の変更もあると思いますが、そういったものを含めて、どのような財政運営に発展していくのか、それをお答え願いたいというふうに思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２６年度末における財政調整基金の残高は、資料でお示しをさせていただいたとおり４４億２，９００万円と見込んでおりまして、中期財政見通しより約２１億円程度増加したと予定をいたしているところでございます。この数字を見ますと、一旦は危機的な状況を脱したような感がございますが、固定資産税や地方交付税の大幅な落ち込みはもう目の前に迫ってきている状況でございます。したがいまして、これらの減収を想定しながら、全庁挙げた行財政改革を強力かつ着実に実行し、引き続き持続可能な健全財政の確立に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、今後の財政運営を見通すための指標でもあります中期財政見通しにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、当初予算ベースで大きく乖離が生じているところがございますことから、平成２６年度に行う第２次実施計画の策定及び新市まちづくり計画の変更にあわせまして、新たに平成２７年度から平成３１年度までの５カ年の見通しを作成いたしたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

時間を残しましたけれども、これで終わらせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

１７番　前田　稔議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　３時０３分　休憩）

（午後　３時１４分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２１番　大井捷夫議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

本日、６番バッターとして質問させていただきます。

大分早朝から同僚議員のたくさんの質問、少しお疲れのことと思いますけれども、いましばらくおつき合いをいただきたいというふうに思います。

発言の機会をいただきまして、新和会を代表して、代表質問という形で、私は今回３点大きく質問させていただきます。

一般会計予算と農業集落排水特別会計、それから亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定についての３点、質問をさせていただきます。

まず、第１点目でございます。

議案第２０号平成２６年度亀山市一般会計予算についてでございます。

国におけます平成２６年度の地方財政への対応においては、経済再生にあわせて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切りかえを進めていく必要があるために、歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど、歳入面と歳出面における改革を進めていくこととされてお

ります。

また、国の歳出の取り組みと基調を合わせつつ、交付団体を初め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源については、平成２５年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することとして策定された地方財政計画の規模は、対前年度比で１．８％増の８３兆３，００７億円とされております。

このような中で、今定例会に提出されました平成２６年度一般会計予算の総額は２０６億３，９８０万円、２５年度に比較しますと約３億５００万円、１．５％減の予算となっております。２年連続マイナス予算と、後期基本計画第１次実施計画等の仕上げの年としては少し寂しい感がする予算ではないのかなと感じているところであります。ただ、一方で、財源不足を補うために財政調整基金など各基金を１０億円取り崩すなど、依然として厳しい予算編成を余儀なくされているのが現在の状況であると理解するものであります。

そこで、第１点目でございますけれども、平成２６年度は後期基本計画の中間年度であるとともに、第１次実施計画の仕上げの年であり、厳しい財政状況の中で重要な予算ではないかと考えております。

市長は、就任時より毎年行政経営の重点方針を掲げられ、行政運営に努められてきたところであります。平成２２年度では、始動の年、助走の年、離陸の年として力強く踏み切られて、２５年度は考動の年、２６年度は創意の年と位置づけられて４つの戦略プロジェクトを推進するとされていますが、この創意の年と位置づけられた意味合いは何か、まずお尋ねをしたいと思います。創意とは、新しい思いつき、新しい工夫ということなのか、確認をさせてください。市長、よろしくお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

２１番　大井捷夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

大井議員のご質問にお答えをいたします。

まずは、この平成２６年度行政経営の重点方針としまして、１つ、戦略プロジェクトの推進力を高める取り組みと地域医療再生の取り組みの強化、２つ、行財政改革推進本部を核とした全庁を挙げた行財政改革の実行、３つ、市役所改革、コミュニケーション、スピード、透明性の質的充実と考動の定着、以上３点を重点方針と定めたところでございます。

これらの達成のため、新たな事業に手を出すと、新たな事業を動かすということではなくて、確かに総合計画後期基本計画の第１次実施計画の最終年度でございますので、これまで取り組んできたことの中身と成果を深く見詰め、考えた上で、知恵と工夫を生み出して、厳しい局面を切り開こうという思いから、平成２６年度の行政経営のスローガンとして「創意の年」と位置づけたところでございます。

また、この創意とは、新しい発想や工夫を意味する言葉でございまして、ご案内のとおりでございますが、ぜひ全庁を挙げて、今日の今の状況の危機意識を持ちまして、惰性や慣習から脱却をして、一つ一つは小さなアイデアでありましても、その小さな改善が積み重なって、市役所全体としての仕事のやり方や仕組みが進化して、大きな成果につなげたいという思いから、「創意」という

言葉を使わせていただいたところでございます。これをスローガンに２６年度、全庁を挙げてしっかりと展開してまいりたいと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

これまでの取り組みの中身と成果を見詰めて、深く考えた上で、知恵と工夫によって新しい局面を切り開こうという市長の創意の思いを確認させていただきました。

それでは次に、創意の年における２６年度の予算編成の考え方、特に力点を置いて実施する戦略プロジェクトの主要事業は何かをお尋ねしたいと思います。朝からの各同僚議員の質問とかぶるところもありますけれども、極力重複を避けてお願いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成２６年度の主要な事業は何だという問いかけでございます。

まず２６年度の予算編成の考え方は、４つの考え方を午前中にお示しさせていただいたところでございますが、第１次総合計画の実現に向けて、後期計画を着実に進める予算として編成をいたしたものでございます。

また、限られた財源を有効かつ適切に活用し、歳入に見合った歳出の実現に向け、歳入歳出両面から行財政改革等を取り組んだ予算といたしました。

このような中で、平成２６年度一般会計予算には、第１次実施計画事業として６９事業、３３億９,６７５万3,０００円を計上いたしております。これら６９事業の実施が後期基本計画の具現化につながるものと認識をいたしておりまして、確実な推進を図ってまいりたいと存じます。その中でも特に力点を置いて実施する主要事業でございますが、まちの魅力や価値を高めるため、かめやま文化年事業として「かめやま文化年２０１４」に取り組むとともに、まちの防災力を強化するため、市域の消防力の適正な配置を進める消防署北東分署建設事業を進めてまいります。

また、市民の健康を支えるため、引き続き三重大学地域医療学講座支援事業を実施し、住みなれた地域で、将来にわたって安心に暮らせるよう、地域医療体制の整備を進める地域医療再構築プランの第２次計画の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、新年度に特に力を入れて実施をしていく事業と考えておりますが、同時に午前中からもございました行財政改革推進本部を核とした行財政改革に全庁を挙げてしっかりと取り組んでまいりたいと考えるものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

ここで、私ども会派で市長のほうへ４つの提言というのを昨年の５月にさせていただきました。ここでは、飛躍の年に向かって、前向き、外向きの行財政改革の推進というテーマでございます。

この件につきましては、櫻井市長も、自分を本部長とする行財政改革推進本部を新設しての取り

組みという強い決意を示していただきました。その成果を大いに期待しております。

我々の新和会の提言する財政の落ち込みに合わせた下向き、内向きの改革ではなくて、２０年、３０年先を見据えた選択と集中の行財政改革を外向きに発信することである。それを目標とするのは、もとどおりの亀山の復活ではなく、現在住んでいる人がいつまでも住んでいたい、市外の人がぜひ亀山へ行って住んでみたいと希望する夢のある新しい亀山の姿だと考えます。それは、市民力の結集に外部の新しい知恵と力の連携が加わってこそ、実現できるものだというふうに思っております。そういうコメントを、この我々の提言に対しては重要課題と位置づけられるという答弁もいただいております。どうかひとつ積極的な取り組みで、いい、我々へのお示しを願いたいというふうに思っております。

次に２点目、３点目でございますけれども、平成２６年度予算編成の基本的な考え方の中で、重点的事項として、中期財政見通しとの整合を方針に掲げられております。歳入では、２６年度予算額で１９８億、中期財政見通しでは１８５億、１３億円の増と大きな差が生じております。歳出では、２６年度予算額が２０６億円、見通しが２０２億円ということで、４億円の増となっております。また、財政調整基金残高においては、中期見通しの２３億円に対して、倍増の４４億円と、合併後最高額の見込み残高になると見込まれております。それぞれの増加の要因、それから中期財政見通しの見直しが必要と考えます。見直しをされるのか。この質問に対しましては、朝からの竹井議員、今の前田議員に対する答弁をいただきました。私なりに、その数字等もメモりましたので、その額を確認させていただきたいというふうに思っております。

その主な要因でありますけれども、歳入については、固定資産税４億４，０００万円の増等による市税が４億５，９００万円の増、普通交付税が３，８００万円増及び臨時財政対策債が５，６００万円増によって、地方交付税が９，４００万円の増と。また、消費税率改定に伴う地方消費税交付金の増が１億５，３００万円ということで、一般財源では６億７，５００万円の増になっているということでお聞きをいたしました。

そこで質問をさせていただきますけれども、この中期財政見通しの見直しの考え方につきましてです。これも、やはり同じような竹井議員、前田議員への答弁でもございましたけれども、具体的な見直しの計画、先ほどもちょっと触れられましたけれども、もう一度ここでご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられますように、現在の中期財政見通しと歳入歳出の面において違いが生じてきておりますので、この中間年でございます平成２６年度中に見直しを行いたいというふうに考えております。

１つは、新市まちづくり計画の見直し、２７年、２８年の後期基本計画の実施計画が策定されてまいりますので、それにあわせて２７年から３１年までの５カ年の中期財政見通しを作成してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

財政調整基金残高の乖離は増額での乖離で、歳入に見合った歳出に近づいているという。しかし、油断はいけません。やはり、今５カ年の計画は出されると言いましたけれども、先２０年、３０年後を見据えた行政運営を期待していきたいというふうに思います。

次に、４点目でございます。

行財政改革に係る２６年度予算への反映について伺います。

今年度当初に、市長を本部長とする行財政改革推進本部を立ち上げられました。また、行財政改革大綱後期基本実施計画の最終年度となりますが、２６年度予算を見る限り、大きな行革に対する取り組みが見られないと私は感じております。２６年度予算に反映されたものがあるのか、具体的に、これもかぶりますけれども、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今までもご答弁させていただきましたとおり、行財政改革に係る方針及び実施計画に基づく取り組みの推進を図るため、本部会議を平成２５年度は８回開催いたしまして、補助金の適正化、受益者負担の適正化について重点的に議論を重ねてまいったところでございます。

補助金につきましては、平成２６年度予算編成におきまして、各部による判断といたしたところでございますが、各団体にご理解をいただきながら、一部の補助金について減額をさせていただいたところでございます。

また、受益者負担の適正化につきましては、受益者負担の適正化に関する基準に基づき今後進めてまいりますことから、平成２６年度予算には反映できていないところでございます。

なお、予算編成における各部・室単位で、目標額の設定は平成２２年度から行い、経常経費の削減に努めてまいりました。行財政改革大綱後期実施計画の実施期間でございます平成２４年度予算編成以降におきましては、これにより毎年約２億円の経費の削減を図っているところでございます。

そのほかにも、行財政改革に基づき、平成２５年度からは新たに市ホームページにおいて有料広告掲載を導入し、財源の確保を図っているところでございます。

また、行財政改革大綱に位置づけている取り組みではございませんが、平成２２年度から市庁舎や総合保健福祉センター等における飲料水等の自動販売機の貸し付けを公募で決定しており、平成２２年度から平成２５年度において、合計で約３，３００万円の財源確保を図ってまいったところでございます。

申し上げましたような取り組みをこれからも継続的に行い、歳入確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

大井捷夫議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

補助金の見直しをされ、朝からの議員に対する答弁の中で、特に老人クラブへの減額ということ

が発表されました。

私、ことし老人クラブの世話役をさせていただいて、来年度から補助金を減額したいということ。これをよく見てみますと、実質、会員の多い団体は減額なんだけれども、少ないところは増額になるという、そういう算定根拠なんですね。その辺のところは、西川議員のほうからもありました、細かな見直しということで、その辺のところ、活動の実態をよく見ていただいて、見直しはかけるものはかけてもらいたいということを希望しておきたいと思いますけれども、補助金の適正化は、まだことしの予算には反映されていないけれども、受益者負担適正化についての２件につきましては、２７年度、その成果、実態を再度十分議論していただいて、２７年度に反映できるものはしてもらいたいと、そういうふうに希望しておきたいと思います。

最後に、この項目の５点目でございます。合併特例債活用のための新市まちづくり計画の変更と新たな事業展開についてでございます。

３点申し上げますので、一気に申し上げます。

まず合併特例債、どれぐらいのお金が残っているのか。活用実績、それから発行可能額の現状について教えていただきたい。

２つ目は、新たな事業というのはどのような事業なのか。見直しを予定されております新市まちづくり計画においては明らかにされておると思いますけれども、現時点での考えられる事業についてもお知らせを願いたい。

それから３点目は、庁舎建設に合併特例債を活用するのとしない場合とどれぐらいの差が出るのかについて、以上３点、一遍に答弁を願いたいというふうに思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

これまでの合併特例債の活用実績につきましては、平成１７年度の斎場建設事業、和賀白川線整備事業への活用から始まりまして、野村布気線整備事業、関中学校改築事業、白川小学校耐震改修事業、北東分署建設事業の６つの事業に活用をいたしておりまして、平成２６年度末で６８億４，１６０万円となる見込みでございます。こうした通常事業への活用のほかに、市民まちづくり基金及び関宿にぎわいづくり基金の造成のために１２億９，０６０万円を発行いたしておりまして、総額では８１億３，２２０万円となってございます。

また、通常事業への合併特例債の発行可能額につきましては、全体で９６億１，９７０万円でありまして、２６年度末までの発行予定の額を除きました２７億７，８１０万円が２７年度以降の発行可能額となってございます。

次に、新市まちづくり計画へ位置づける新たな事業ということでございますけれども、新市まちづくり計画の変更をお認めいただきまして、活用期間が５年間延長されたとしての前提でございますけれども、２７年度以降の合併特例債の発行可能額のうち、既に野村布気線は活用をいたしておりますので、この整備に約６億円の発行を見込んでございますので、新規事業への活用といたしましては、実質的には約２１億円の発行額が残っているものというふうに考えてございます。

こうしたことから、今後の新たな活用事業につきましては、見直しを予定いたしております新市まちづくり計画において明らかにしてまいりますが、旧市町の一体感の醸成を図ることができる事

業で、合併特例債の発行期限となる平成３１年度までに完了を見込める事業を中心に検討をしてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、庁舎建設に合併特例債を活用するのとしない場合の差ということでご質問いただきましたけれども、今後の合併特例債の発行可能額は約２１億円でございます。仮にこの２１億円を庁舎建設の財源として活用いたしました場合、後年度に７０％、１４億７，０００万円が交付税に算入をされますことから、活用しない場合とでは１４億７，０００万、これは財源に差が生じることとなってまいります。

○議長（宮崎勝郎君）

大井捷夫議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

庁舎建設に際しましては、１４億７，０００万円というのが合併特例債として使えるという額ということだとお聞きしました。

市長にお尋ねをいたします。

さきの服部議員のほうからも、庁舎の凍結については今も変わらないのかという質問ございましたけれども、市長に再度確認をしたいと思います。この有利な特例債を庁舎に使うことによって、２６年度が最終の決断の年ではないのかなと。３１年まで延長されたということは、ことしから決断して着工しないと、この特例債を使うことができないようになるんではないのかという気もしておりますけれども、この辺のところを再度市長のご答弁を願いたい。

あくまで、今言われた新たな事業への展開ということで、その事業は起債をとって、国からの補助金を使えば５５％の補助金がとれるんじゃないのかなというふうに思っております。その辺のところは、やはりやりくりをして、東京へも日参をしていただいてしっかり取り組んでいただければ、何とかことしじゅうに決断してもらえば間に合うんじゃないかと、そんな思いでございますので、市長も再度答弁を願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

大井議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど企画総務部長が答弁させていただきました合併特例債の、今後、新規事業へ発行額として残っておるのが約２１億と。これを庁舎建設に活用してはいかがかというご提案であろうかというふうに思います。

基本的には、今後、先ほども前田議員のまちづくり基金の、あるいは関宿のにぎわいづくりの基金の扱い、それから新市まちづくり計画の扱い、今後、第２次総合計画の整理、こういうことをやっぱり整理する中で、活用を限定、どの事業に活用していくのか、どういう運用の仕方をしていくのかというのは全体の整理をする必要があると思っております。そこのところは、全て庁舎へ投入してはいかがかという考え方であろうかと思いますが、全体をどのように考えるかということが大変肝要であるというふうに考えております。

なお、庁舎の建設につきましては、服部議員にもお答えをさせていただきました従来の方針を堅

持させていただいておると、変更いたすという状況にないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

大井捷夫議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

これ以上市長に迫ってもあれですけれども、やっぱり夢といいますか、亀山駅の再開発、再生という点、それに庁舎もかみ合わせるとか、いろんな工夫があるんではないのかと、そんな思いもしています。

きのう、おとといですか、市内の人と話をしますと、ＰＦＩを利用しての取り組みはできないのかなと、そんな話もされました。その辺のところ、いろいろ研究していただくということが大事ではないのかということで、この項は質問を終わりにします。

次に２点目、議案第２３号平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について、４点伺います。

まず、農業集落排水事業の平成２６年度予算は、歳入歳出それぞれ８億５，３３０万円とされております。昨年度の当初予算では６億２，１３０万円ということで、２億３，２００万円の増額予算となっておりますけれども、この２６年度末の供用を予定している昼生地区の事業費が主なものと伺っておりますが、まず１点目として、この予算で供用が図れるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

高士上下水道局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

農業集落排水事業の昼生地区につきましては、当初から計画しておりました平成２６年度末の供用に向け、順調に進捗しております。残ります工事としましては、処理場の外構工事、管路施設工事、延長約１．８キロ残っておりますが、それと舗装復旧工事、中継ポンプ場ポンプ設置工事１３基などを見込んでおります。平成２６年度予算の工事請負費３億９，９２０万円で供用が図れるものと考えております。

なお、平成２６年度管路施設工事の舗装復旧工事については、一部翌年度に回ることも考えております。

また、国の予算確保につきましては、県に平成２６年度供用が図れるよう要望してまいりましたことから、予算配分につきましても、市の意向を十分に酌み取っていただけるものと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

大井捷夫議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

私は、この農業集落排水事業は、私どもの田村が一番最初に取りかかった事業でありますので、そういう思い入れがありますので今回取り上げさせていただきました。平成２年に着手して、その後昼生地区が供用するまで、２４年間をかけまして農村地域の生活環境の改善に多額の経費と長期間にわたり努力をされてきたものと思っております。また、事業を支えていただいた推進協議会の会長を初め、地域の方々の支えがあったことから整備ができたものと考えております。

農業集落排水事業は、事業費の１割を受益者分担金として納めております。田村地区では４３万円納めたと私は記憶をしております。高い地区では、井尻地区で７３万円と記憶しておりますが、昼生地区、まだ事業は完了しておりませんが、どのぐらいの分担金となるのか、２点目としてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

昼生地区の地元分担金につきましては、当初計画におきましては全体事業費が２３億円と考えておりました。平成２５年度末までに１６億７，３００万、それに平成２６年度を加えますと２０億７，１００万円となる予定でございます。当初予定しておりました地元分担金につきましても、当初より約１１％安く済むものと考えておりまして、１戸当たり約５０万円程度となる見込みでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

大井捷夫議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

一方で、処理施設維持管理費というのは、接続者の数にかかわらず費用が発生してまいります。平成２７年度は、ますます一般会計からの繰り入れがふえてくるというふうに理解をしております。今後どのように改善をされていかれるのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

処理施設の維持管理費は、ご指摘のとおり１億９，２００万円余り、平成２５年度当初と比べまして１，７３０万円増加しております。処理施設維持管理費のうち主なものとしては、汚泥引き抜き手数料や処理施設管理等委託料が多く占めております。これらについては、汚泥量の増加とともに年々増加しておるのが現状でございます。一般会計からの繰入金を少しでも抑えられるよう、現在、亀山市下水道使用料等検討委員会において、使用料の徴収を人数割から水道使用量に応じた徴収方法に変更できないかご意見を伺っております。徴収方法が変更となれば、人件費の削減につながるものと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

大井捷夫議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

最後に、私ども２０年近くなるんですけれども、まだ接続されていないという家庭もあります。そういう点では、接続率の向上策について、これからの取り組みをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

接続率向上の取り組みとしましては、これまで排水設備の未設置者に対しましてアンケート調査や接続の依頼文書を送付したり、各戸訪問により少しでも早く接続いただけるよう努めてまいったところでございます。アンケートの調査結果では、接続に至っていない理由としまして、現在空き家である、今後建てかえを予定している、あるいは資金的に困難であるとさまざまな回答をいただいております。このように各ご家庭の諸事情はございますが、農業集落排水事業は公共下水道事業と違いまして、その地域の同意があって始めた事業でございます。このことから、未接続者への点につきましても、こういった点も含めまして丁寧に説明し、理解を求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

大井捷夫議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

よろしくお願いしたいと思います。

この設備、私どもも供用開始してから、平成８年だったと思うんですけれども、やがて四半世紀を経過いたします。非常に設備が老朽化しております。きょうもちょっと話を聞きますと、中枢、人間で言うと心臓部の機械が故障すると全域だめになるということがあるということもお聞きしています。やはり予防保全、しっかり修繕、先手を打って、機械の機能を十分支えられるようにご努力を願いたいということを希望して、私のこの項は質問を終わらせていただきます。

最後に、時間の配分がちょっとあれですけれども、安心・安全の関係で、議案第１号亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定についてでございます。

この条例は、一昨年、私、３月議会でも安全と安心の基礎となる条例の整備ということで、まちづくり基本条例第１６条にもありますように、まちづくりに当たっては、安心で安全なまちの構築に努めなければならないと。この構築のためには何をしていくのか、今後どうしていくのかを提言させていただきました。２年を経過する中で、少し遅きに失しているんではないのかという感はありますが、今回提案されました後期基本計画に定めました戦略プロジェクト、まち守りプロジェクトとまち磨きプロジェクトの中で位置づけをすると市長も、昨年もこの３月議会で前田耕一議員のほうからも質問をされまして、今申し上げたような答弁をされております。

そこで、第１点目でございます。

今回、条例制定に当たっての背景、市長の防犯に対する思い、取り組みについては、朝からの森議員の質問に対しての答弁で理解できました。

そこで、２点目でございますけれども、他市の制定状況であります。どのようなものかをお聞かせくださいということでお願いをしておりますけれども、私のほうで全国の状況を過去に調べたことがございます。約１０年前のデータでありますけれども、その目的として、犯罪防止などの生活安全に限定した条例として安全条例、あるいは安全なまちづくり条例などを制定している自治体は全国で１，０６３自治体であったというふうに思います。現在の状況がわかれば教えていただきたい、あわせて県下の制定状況もお知らせを願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

全国の制定状況と県下の制定状況ということでお尋ねがありました。

全国における条例制定の状況につきましては、平成２４年４月現在、１，７４２市区町村のうち１，５１８市区町村、全体の約８７％が制定済みとなっており、４７都道府県のうち２３道府県において、全ての市町村が制定を終えているところでございます。

なお、県下の状況といたしましては、平成２６年２月現在、２９市町のうち２７市町が制定済みであり、亀山市とあと１市のみが未制定という状況でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

大井捷夫議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

全国で８７％ということでございます。ありがとうございました。

次に３点目でございますけれども、亀山市まちづくり基本条例との整合性について、並びに亀山市としての特徴についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

まちづくり基本条例との整合性ということでお尋ね、それと条例の特徴ということで２点をご質問いただきました。

亀山市まちづくり基本条例第１６条では、安全で安心なまちづくりの構築に努めることを基本としておりますので、亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の第１条の目的において、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを明記いたしております。

また、まちづくり基本条例の第１０条の協働の原理において、まちづくりは市民、執行機関が相互に尊重し、協働して進めるものとあります。本条例では、第３条の基本理念においては、市、市民、事業者、地域活動団体及び関係行政機関が互いに連携及び協力することを定めており、まちづくり基本条例と整合を図っております。

それと、本条例の特徴といたしましては、亀山市では総合計画において、まちづくりの基本的な考え方として、市民力で地域力を高める取り組みを進めております。こうした地域の取り組みを踏まえ、地域活動団体の力をおかりし、市民や事業者を地域の活動に巻き込む形で防犯力を高めていくことを意識した条例といたしております。

また、警察を含む関係行政機関については、責務を設け、市と関係行政機関が横並びの関係で取り組みを進めていくと定めている点が亀山市の特徴となります。

○議長（宮崎勝郎君）

大井捷夫議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

次に４点目でございますけれども、生活安全と交通安全を包含させたものにならなかったのかという点であります。

先行事例として、いろいろ他市の状況を調べてみましたけれども、地域における犯罪及び事故を未然に防止するための生活安全と交通安全をも網羅したものであるということであるというふうに、

これを両方制定されているところもあります。

私は、この条例目的の達成のために、大きく重要なポイントとして２つ提示をしたいと思います。

１つは、本条例の理念を実施するための具体的な市民の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした安全な計画を策定しているということと、それから行政、市民及び事業者の責務を条例の中でうたう、役割分担を明確にして、それぞれの責任ある活動を促して、それぞれがより連携を深めて一体となった活動を展開していくこと。

２つは、縦割り行政の弊害を破り、安全をテーマに、庁内の横の連携を深めて風通しをよくすることであるということであります。

以上、交通安全についての取り組みについて、今回包含させなかった理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

本市の条例におきましては、第３条、基本理念において、市や市民等の役割として責務を明らかにし、相互に連携・協力して推進することといたしております。

それと、交通安全につきましては、亀山市交通安全計画を策定し、各関係機関による交通安全に向けた取り組みが進められているところでございます。

この条例の目的といたしましては、市民や事業者、地域活動団体同士が連携・協力していくことにより、地域の安全を守っていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、庁内の連携ということで、これについては常にいろいろな部分で行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

大井捷夫議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

この取り組みは、もともとは組織的には４月の組織改革前は危機管理で担当されていたというので、組織を見直されてこの関係は市民文化部ということになったわけですけれども、やはりこの辺の横断的な連携という点では、組織の検証という点で、これが本当に機能していくのかとかいうこともあわせてこれから検証していかないかんなあというふうな感じはしております。

最後に５点目です。この制定をされるためのパブリックコメントを実施されたというふうに思います。その結果をお聞かせください。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

パブリックコメントについてのご質問でございます。

平成２５年１２月２７日から平成２６年１月２５日の３０日間で、パブリックコメントを実施いたしました。ご意見のほうはございませんでした。

パブリックコメントにあわせ、自治会連合会、コミュニティ連絡協議会、亀山地区防犯協会、亀

山市防犯委員会へ条例案についてご説明をし、ご意見をいただいたところです。

防犯協会からは、条例が制定されることによって活動の根拠ができ、ありがたいことであるというご意見をいただいております。

また、防犯委員会との話し合いにおきましては、他団体との協議の場がこれまでなかったため、この条例制定により他団体との連携が行える体制となれば、よりよい活動が行えるといったご意見もいただいたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

大井捷夫議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

この条例を、今、防犯協会の強化ということを積極的に進めていきたいというご答弁をいただきました。この条例は理念条例ということでありますが、行政、地域活動団体等の防犯に対するこれまでの取り組みの裏づけとなるだけではなくて、お互いが連携・協力していく根拠となる。

今後、より効果的な防犯活動を展開していくためにも、行政がイニシアチブをとって、関係機関や各団体のコーディネートを行っていく必要があると考えます。どうか画餅にならないように、せっかくこの条例をつくる以上、理念で終わらせることのないようにしていただきたいことをお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

２１番　大井捷夫議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　４時０８分　休憩）

（午後　４時１７分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２２番　櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

思い起こせば３年前のあした３月１１日、この議場が揺れまして、東北で大震災があったと。一時議会も中断して、はや３年たったんですけれども、まだまだ被災地では困窮の生活を送られておる国民が見えると、本当に大変だと思っています。精いっぱいきょう一日を大事に生活していただきたいと思いまして、質問をさせていただきたいと思います。

ちなみに、きょうの伊勢新聞にこんな私の運勢が出ていますので、「量より質を求め、継続するものに絞り込んでやっていけ」というようなことが書いてあります。絞り込んでやりますので、この案件については市長にかなりお伺いしたいと思いますので、市長の答弁をお願いしたいと思います。

通告順序があっちへ行ったりこっちへ行ったりしますけれども、その点はご容赦いただきたいと思います。

まず第１に、議案第２８号調停の申立て等について、まず調停に至った経緯についてをお教え願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

国民宿舎関ロッジ一休庵建物の明け渡しに関する調停申し立て等の議案を提出するに至りました経緯について、ご説明申し上げます。

一休庵建物につきましては、昭和５３年に関ロッジの附属建物として建築し、平成１１年７月からは、現在の使用者に対し、飲食店として賃貸してきたところでございます。

しかし、昨年７月から関ロッジを企業会計としては廃止し、指定管理者制度で運営することといたしたことに際し、一休庵建物は老朽化が進み、耐震基準を満たしていない既存不適格建築物と思われることから、利用者の安全確保のため賃貸借を継続しない方針とさせていただいたところでございます。

そして、一昨年１０月に、賃借人に対し、賃貸借の継続が難しいことを伝え、さらに昨年２月には、賃借人に対し、６カ月後の賃貸借契約の解約と建物の明け渡しを求める通知を行い、その後、明け渡しに向けた協議を進めてまいったところでございます。しかしながら、合意に至らず、明け渡し期限であった昨年８月５日以降も賃借人は営業を継続している状態となりました。

賃借人は、本意としては現在の賃貸借の継続を望んでおりますが、利用者の安全確保のため、一休庵建物を明け渡しするとなると新店舗への移設を行うため、その移設改装に要する費用の支払いを市に求めており、市としても支払うことができる立ち退き補償料を提示し、交渉を行ってまいりました。しかし、合意には至らず、そこで民事調停を申し立てることにより解決することで相手方とも合意し、このたび地方自治法の規定に基づき、本議会に調停申し立て等の議案を提出させていただいたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

８月５日までに立ち退いてくれということで、市当局と借家人との協議がなされたけれども、合意に至らなんだもんで今回に至ったと。

立ち退き補償の問題なんですけれども、市側の提示額、大体どのくらいをやっておるのか教えてください。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

立ち退き補償料と申しますのは、その賃貸借のいろんな事情によって決まってくるもので、一概に幾らと決定することは難しいところでございますが、市としましては、最終的には公共事業による補助基準を準用いたしまして積算をした額を提示させていただきまして、額としましては８４万円でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、交渉に際して、市が提示した８４万円に対して、今の使用者の言い分というのは大体どんなぐらいですやろう。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

相手方の要求されている額につきましては、相手様の言われていることでありますので、ここの場では言うのを控えさせていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

ということは、相手方が、市が提示した８４万円よりも上回った要求をしておると。そこで、９６条の第１２項の調停及び仲裁に関することで議会の議決を得なければならないという条項で、今回の議案が提出されたと。

その判断は、当然市長さんがなされたんですな。その判断をされたことをここでもう一遍、その判断は市長判断によって行われたということを市長から申し上げていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

民事調停の議案を議会に提出をさせていただくということは、当然市長の判断でさせていただいたということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

民事調停となりますと、当然弁護士等に依頼せんならんと。弁護士費用は大体どんなくらい要るか、お聞かせ願いたい。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

本件に関します弁護士費用としましては、着手金としまして１０万５，０００円、それから成功報酬として１０万５，０００円でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、これを足し算しますと、公共事業等で積算すると８４万、調停をせず、弁護士費用の２１万を足すと１０５万までの余裕があるということですかな。そういうふうに理解してもよろしいかな。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

補償料を支払うといたしましては、やはり市として一定の基準が必要と思いまして、弁護士費用というのをそこで単純に足していいものではないと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、当然２５年８月５日までに立ち退きを申し出て、それ以降も使用されておると。当然、私が知るところによりますと、使用料が月額４万２，０００円やと思うんです。当然それの支払いは応じておるのかどうか、立ち退きを申しておるので、それを拒否しておるのか、それを一遍確認したいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

明け渡しの期限となっておりますのは昨年８月５日でございまして、８月６日以降の賃料につきましては、賃貸借という形ではなく、弁護士と相談をいたしまして、賃料相当損害金という形で収受しているところでございます。額につきましては、２月分までで２８万７，２２６円でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

これは調停いかんによっては、この２８万７，２２６円はどのような扱いをされるのか、一遍お聞かせ願いたい。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

今回の調停の申し立てにおきましても、相手方に対しましては８月６日以降に１カ月４万２，０００円を支払うようにというような調停内容になっておりまして、最終的には市のほうの収受したお金になるということであります。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

それで、市長にお伺いしたい。この賃料相当損害金の２８万７，２２６円が発生しておると。これを黙々と収入しておると、それを市長として十分認識しておったのかどうか、そこら辺をちょっとお尋ねしたい。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今日に至る状況は認識をさせていただいております。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

だから、立ち退きを要請しておると。そうしたら、なぜ賃料を取ったのか。取らんと、勝手に使うておるというような形にしたらどうやったんですか。使うておるから賃料だけは粛々と取ったと、それで立ち退きは応じやんと。それで、補償金の８４万については妥協はできやんだと。この辺は矛盾が私はあると思うんやわな。今、関支所長から、相手方の提示額は明示できやんと。

そうすると、ざっと計算しても、ここで弁護士費用は加算できやんと。賃料は２８万やと。これを足したら何ぼになりますかな、１３０万ぐらいになると思うんですよ。そうすると、８４万払うところ２８万を市の財産として繰り入れとったら、基本的にこの補償金が５６万ぐらいということになりますわな。そういうような計算、わしが間違っていたら正してください、市長。

だから、私が申し上げるのは、先ほど関支所長から言われましたけれども、平成１１年７月から今日まで、今の一休庵を経営された方が関ロッジの特別会計のほうに、月額４万２，０００円として１７５カ月、７３５万の賃料を支払っています。それで、当然この期間を借り主として、私も余り一休庵には行きませんだけれども、改修工事を二、三回やっているんだと。当然、これには自費で三、四百万の投資をしてみえると。そうすると、賃料及び借り主の改修費用で１，０００万円以上の金をこの施設に投入したと。

というのは、関ロッジ開設の折に、市長はそこまでご存じがわからんけれども、基本的に関ロッジがあそこに４５年前に設立されたと。その中には、関ロッジの中にはスナックがあったと。そこでは、他の宿泊者にはご迷惑がかかるので一休庵というものをつくり上げたと。そのときの一休庵は、飲食を伴わない、喫茶コーナーぐらいの程度であったと。それから、上のスナック的なところが騒がしいから、一休庵にそういうようなスナック的な、関ロッジに宿泊された方が手短なところで二次会ができるような施設として、あの一休庵が今の状況になっていったと。

そういうようなことで、関ロッジの運営に多大な貢献を民間の方が、これは経営者が２人かわっておりますが、多大な貢献をしていただいたと。その方を、老朽化のもとで立ち退き要求をしたときに、ある程度今までの功績を見据えた中で、なぜこんな民事調停までして、交渉ができなかったのか。

市長は、直接今の事業主にお会いして、一度でも話されたことがありますかな、一遍確認したいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

過去からの経緯については、今議員触れられたとおりでございますし、平成２４年の秋に関ロッジを企業会計から、直営から民間へ指定管理者制度へ移行する、その過程で附帯設備である一休庵についても、安心・安全と、耐震の問題とか老朽化しておるという、公の施設の附属施設でございますので、その折にきっちりと、過去からの経緯はもちろん尊重させていただくわけでございます

けれども、今後のあり方について、一定の方針のもとに先方様と協議を重ねてきたということでございます。

今、先方様と市長は直接交渉したのかということでございますが、直接この件について私は先方とはお会いをしておりませんが、市といたしましても、その協議の過程では、丁寧な、さまざまなプロセスを組織的に積み上げさせていただいてきたということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

ほかの例も挙げるけど、野村布気線もそうですけれども、やっぱり首長としていろんな問題をかけられたときに、直接やっぱり膝を詰めて、そして、わしはこう思うんやと、あんたもこう思うけれども、ここら辺でというのが、あなたが出張って解決せな、わざわざ弁護士まぜて、弁護士の着手金などいろんな金で２１万も使って民事調停をやると。この民事調停が不調に終わった場合、どういうふうな措置をされるのか、そこを確認したい。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の民事調停でございますけれども、その経過については先ほど申し上げたとおりでございますけれども、合意に至っていないという状況でございます。

これも釈迦に説法でありますが、例えば民対民であれば、市長が直接お会いして、今までの交渉の過程で何とかならなかっただろうか、そういうようなお話であろうかと思いますが、私どもの場合は、公の市として、議会の皆さんに予案を提案して、立ち退き補償料として公金を支出するということでございますので、その根拠につきましてはやっぱり丁寧に、そして先方とも丁寧な交渉を重ねてきたということでご理解いただきたいと思っております。そこで、民事調停という法的な制度を活用して、ここは解決いたしたいというのが今回の提案でございます。

今回、これが調停で合意できなかったらどうするのやというご指摘でございますが、今回、先方様におきましても、この民事調停という制度によりまして解決をするということに合意をいただいておるところでございまして、この民事調停によって、結果、どういう内容になるかわかりませんが、合意に至るものと考えているところでございます。

しかし、どうしても合意ができなかった場合には、建物の老朽化が進んでまいりますので、利用者の安全性の確保のため、いつまでもこの状態で置いておくということは許されないというふうに考えております。その場合には、これは民事訴訟という手続に入ることになるのではないかというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

民事調停がうまくいかなかったら、結局訴訟まで行くと。とことん闘うということで、またそこに弁護士の費用が要って、物事というのはお互いに納得し合ってここら辺で折り合おうやないかと。そして手をつないで「こんにちは、ご苦労さんでございました」というのがあれです。裁判で争っ

て、決して私はいい結果は出やんと。市長が民事調停でうまくいかなかったら本訴まで行くという考えでしたら、そういうふうにやっていただいたら結構です。また、それは私がいつまでここにおりますかわかりませんけれども、この問題については再度状況を見守って、質問もさせていただきたいと思います。

できましたら、いろんな今日までの貢献度も踏まえて、やはり関ロッジの会計、指定管理になってどんな評判か知りませんけど、また一般質問でやりますけれども、一休庵としては、近隣の高齢者の憩いの場所として位置づけして、市内・市外から利用者がたくさんあって、わしは借り主から聞いたんですけれども、余りもうからへんけれども、皆さんの憩いの場としてあれをやっておると。トイレも直したしのうという話を聞いておりますけれども、その経緯を見守っていきたいと思いますので、その程度でとどめておきたいと思います。

次に、議案第５号亀山市基金条例の一部改正について。

基金として積み立てた根拠について、もうこれは時間がないもんで市長に聞きたいんですけれども、前知事の野呂知事が、森林税という形でまず最初にうたわれました。それで、野呂知事が退任されるときに、唯一私は心残りがあると。というのは、森林税の創設ができなかったと、そういうような言葉を残して知事を退任されたと。

それで、今日は鈴木知事がこのみえ森と緑の県民税市町村交付金という形で基金をつくられて、各市町にこの目的についていろいろやられましたけれども、もう３番目に行きますわね、ちょっと順番が上がってくるんですけれども。

本来の趣旨、市長はどのように理解してみえるか。一遍それをお聞かせ願いたい。

野呂知事のときに、市長は多分県会議員でござったと思うけどな、野呂さんのときに。野呂知事が提案されたときの内容もよくご存じやし、森林税のあり方というのもよくご存じやと思う、県議会で議論されたで。それで、今回鈴木知事のときにこの基金が、交付金が創設されたと。本来の趣旨を市長はどのように思っているのか、一遍聞かせてください。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、三重県がみえ森と緑の県民税の創設を２６年度でいただくということになりました。これにつきまして、市長としてどのように認識しておるのかということでございますけれども、今回の県と市町村の役割分担でございますけれども、基本的な考えをまず申し上げたいと思います。

亀山市におきましては、市域の約６割を森林が占めておりますので、森林の公益的機能から、平成２２年７月には鈴鹿山系における鉱区禁止指定を受けるなど、森林は市民にとって命と暮らしを支える重要なものでございます。そのことから、森林環境保全及び改善を目指し、現在取り組んでまいりました種々の森林の適切な管理につながるような取り組みにつきましては、ひいては災害に強い森づくりにつながっていくということでございますけれども、今回のみえ森と緑の県民税の市町交付金では、その活用について県と市町の役割を明確にし、既存事業の上乗せをすることなく、それぞれの役割の中で実施していくこととなっておるものでございます。

今、少し触れていただきました平成１７年、１８年で、当時の野呂三重県知事が平成１９年が改選でございましたが、その改選の前年に二元代表制の立場から、当時県議会として超党派の森林環

境税の検討委員会というのをつくり、その中で２年にわたり検討させていただき、知事に提言をさせていただいたものがございます。最終的に、それを平成１９年以降、具現化することはできませんでしたけれども、しかし、当時の県議会、県政の中で議論しておった仕組みと、今回、鈴木知事がご英断をいただいて導入をされたこの県と市町の役割分担のフレームにつきましては、先般、市議会の研修会で知事が少し触れられましたように、ハード事業を県が、それから市町村の地域の中の森を育む人づくりとか、暮らしに身近な里山の再生とか、こういうものについて、ソフト事業を中心に市町村で活用するような事業として、今回仕組みがつくられたというふうに理解をいたしております。したがいまして、この制度自体は非常に有効に、長い経過がございますし、今後も有効に活用していくということで、市としても的確に対応してまいりたいと考えておるものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

そんなんやったら必要ないでしょう。

ここに県議会の資料がありますよ。みえ森と緑の県民税基金条例をここに公布します。設置、第１条、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりをし、推進する施策に要する経費の財源に充てると。それで、ちょっとパネルを出させてもらいます。

このパネルの中に、結局、流木になるものを除去する、それから治山ダム、その土砂を排除する事業、それから各市町については今言うたのはソフト事業。市長、子供たちが森林に触れ合う事業、ここの予算にも４０万ばかのせてありますけれども、ほかに学校の机や椅子を県産材でやりなはれと、各市町で。もう１つは、公園とかそういうようなものを緑地に使いなさいと、こういう事業をする。もっとこれからの取り組みで、公共建造物の木造化など、森林や木材、緑と県民の関係を深める対策を進める、こういうようなことが書いてあるんです。

これは平成２５年３月２９日ですよ。１年間ですよ。当然、交付決定額、県全体で７億９，７００万、県の事業費として５億２，８００万、ことしですよ。市町村の事業費が２億６，９００万。それで、均等配分として１市町村当たり２００万、人口割として２５年で亀山市が５万１７３人で１９３万４，７５７円。森林面積、亀山市で１万１，７４８ヘクタール、２３８万６，６１４円、トータル６３２万１，３７１円というような額が決まっているんです。

もう１つ紹介させてもらいます。

平成２５年３月４日の県議会、松阪市選出の議員さんで、中西さんって見えるのかな。その人がいろいろ質問したと、どないやと。最後に、鈴木英敬知事がいろいろうんちくを言うて、最後に、さらに市長会、町村会から災害に強い森林づくりの推進とその財源確保のための早期の森林づくり税の創設について要望をいただいておりますという答弁をしておるわけです、２５年３月４日の県議会の答弁で。

というのは、市長会からの強い要望があって、このみえ森と緑の県民税基金条例をつくったわけです。市長さんも、この市長会のメンバーやと思うんです。この要望に基づいてこの基金ができて、亀山市は今紹介させてもらった６３２万１，３７１円の交付がされたと。それをあなたは、４０万ぐらいのソフト事業だけやって、あと残りの６００万だけは基金に積んでおくと。この１年間、担

当に何の指示も出さんだんかな、市長。

わしは、例えば南小学校のグラウンドの芝生化をやりましたやろう。そのときもけんけんがくがくやった。こんなメニューにこの６００万を、まだ市費を財政難か何かどうか知らんけれども、まだこのソフト事業には３２万１，０００円の中に７万９，０００円の上乗せをしてソフト事業をやっていますやんか。この６００万は、ハード事業でも何ぼでも使える。１年間の考える時間があった。市長としてその指示を出さなかったのか。ただ積んでおけばいいんやと。

亀山市には、１７の基金があります。各自この基金に目的があります。特に、きょういろいろ問題になっているリニアの問題とか、リニア中央新幹線の基金とか、これは２０億円を限度に目標とするとか、庁舎建設基金は１５億を目標としておるとか、それから土地開発基金は一定額の基本残額を５億円にするというようなことがここに書いてあるんです。基金活用指針の中に。財調とか減債基金とか、伝統的建造物群保存基金とか、そんなんはあれですけれども、新しく創設するこの基金、当然この６００万を原資で、初年度は６００万ですけれども、２７年度は１，０００万来ると。そうすると、何も考えずここへどんどこどんどこ積んでいくつもりですかな。それも、２５年３月定例会でこれが大体了解をしておるわけですよ。この２６年度から交付されるというのが決まっておる６００万の金を、なぜ有効利用するような指示をあなたは出さなかったのか、何で基金に積んだか、その意図をお教え願いたい。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回のこの税の交付金をなぜ基金に積み立てたのかということでございますが、新年度、三重県においてこの制度が導入されるわけでございます。そこで上がってくる県税としての税金、県民税について各市町に配分がなされます。亀山市の場合は、今６３２万円の交付金を想定しておるところでございますが、これに加えて６４０万を予算計上させていただいて、そのうち４０万円を森と市民のかかわりを深める対策に活用させていただきたいと考えております。

残る６００万について、多様な活用方法がございますので、平成２６年度にどの段階で交付金が市町へ配分されるかというのはまだ定かではございませんけれども、基金へ積んだ中で、しっかりと検討させていただいて、実効性のある施策を展開してまいりたいというふうに考えて基金の設置をいたし、積み立てをさせていただいたということでございます。

それから、多分ここで言う１番目の、まさに災害に強い森づくりのハード事業については、それは我々本当に今回の新たな仕組みを県がご英断の中で創設をされたということについては、市長会を初め、町村会、大変私どもは力強く感じておるところでございます。

その中で、県と市町それぞれが役割分担をしながら、まさにこれが目指すもの、それぞれの地域の特性に応じてつくり上げていくことが大変重要であろうと思っておりまして、その意味から、今後、この基金へ積んだものをしっかりと実効性を高めて活用していきたいと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

２５年１１月２８日、長田隆尚君、地元の県会議員が、これもどんな配分、どんな税収が来るん

だと、どういうふうに配分するんだという質問をしておるんですよ。そのとき、各市町と担当の橋爪彰男農林水産部長が答弁しておるんですよ。配分については、こういうふうにすると、各市町の担当者に連絡しますと。この６３２万１，０００円の配分額は決まっておったんですよ、もう。だから、あなたは指示を出していないんですな。ちょっとわけがわからんで、積んどけばいいがなというだけのことかな。何に使うかと、そのような指示を出していないということやな、そうすると。

基金をつくって、基金だけを積んでおけばいいやないかという指示しか出さなかったと。そうすると、あなたは、山の荒廃とか、そういうことに何の関心もないのかな。わしやったら、ここにまだ市費４００万を乗せて１，０００万の事業を考える。そういうふうに指示する、担当者へ。何とかこの金を使えと。

そして、亀山市がこうやって使ったら、亀山市はこの基金内容を十分理解してもらったで、県の事業を持っていこうじゃないかという考えを県知事がするかわからん。そういうようなことで、何でも市への補助金、交付金プラス県の事業を持ってくるための努力をあなたとして、よそのふんどしで亀山市をよくしようという考えはなかったのかな。それを聞きたいんや、わしは。そのような指示を出したか出さんか。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の県の制度の中で、既存の事業の巻きかえはできない、あるいは既存の事業の上乗せはできないということでございますので、私どもが亀山市としてさまざまな環境にかかわる事業展開、今までも力を入れて展開をしてまいりましたし、現在も本当にさまざまな事業展開がなされておると思っております。今後、有効にこれを使うためにしっかり考えるという意味も踏まえて、基金を設置させていただいて、そこへ積み立てをさせていただくということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

のらりくらりと答弁してもらって、時間が過ぎるのを待ってもらっては困るんや、ほんま。のらりくらりやって時間が過ぎて肝心なことが……。

これは３月６日やと思うけど、伊勢新聞に出した広告、伊勢新聞ですからどこまで出ておるかわからんけれども、要するに国民は東北の復興税１，０００円上乗せ、三重県民はプラス１，０００円、これは６，０００円均等割でふえるわけ。これの滞納がないように県はこういうような広告を出してＰＲしとるの。こうやってしておけば、災害に強いまちをつくるので、皆さん、均等割１，０００円を出してくださいという呼びかけのチラシですよ、これは。ここに、こういうようなメニューがありますから、こういうようなメニューに使ってくださいといってやってきておるんですよ。

あなたの答弁では、今から考えるて、そんなことしておったら日が暮れる。やっぱり来た金を有効に使って、やっぱりそれに誘導して県のお金も引っ張ってくるという考えを持ってこういうような基金というのは使っていただきたいと思う。

ことし１年はあれですけど、あなたも県議会も役やっておるのやで、しっかりやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（宮崎勝郎君）

２２番　櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、７番　福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

きょうは議案質疑、２６年度の会計予算より３点、通告に従い質疑させていただきます。

まず第１点目、議案第２０号平成２６年度亀山市一般会計予算から、第１０款の教育費、第１項教育総務費、第２目事務局費のうち報償費及び普通旅費、この中に新たに２６年度立ち上げる給食検討委員会の費用が含まれているとのことです。

○議長（宮崎勝郎君）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○７番（福沢美由紀君登壇）

１点目の質問ですけれども、この新たに立ち上げる給食検討委員会、この目的と、あと検討委員会の構成メンバーについてお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

まず、新たに立ち上げます給食検討委員会の目的ということでございますが、平成１９年に給食検討委員会が開催されております。そして、そのときにいただきました意見書の中に、長期展望といたしまして、中学校給食に限らず、幼稚園、小学校も含めた学校給食のあり方について、今後の財政状況も勘案しつつ、効率的な運営方法について検討する必要がある、こういった答申をいただいております。

デリバリー方式を導入いたしましてから５年が経過しようとする来年度がこの検討すべき時期と考え、立ち上げるということを計画しておりまして、検討委員会で検討していただく中身といたしましては、給食の提供方法のほかに、昨今、非常に話題になっておりますアレルギーに対する対応、それから消費税増税等に伴う給食費の検討など、現在給食を取り巻く課題となっている内容について検討してまいりたいと思っております。

それから、給食検討委員会の構成メンバーということでございますけれども、２６年度から有識者を交えた給食検討委員会の立ち上げを考えておりまして、今回の予算に委員の報償費及び旅費を計上しております。

そして、来年度早々に学校給食検討委員会要綱を制定させていただきまして、委員２０名以内で組織し、学識経験者の方、学校長、幼稚園、学校の代表及びＰＴＡの代表等をその委員会のメンバーとして考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

私も、きょうフェイスブックでこういう質疑をしますよというお知らせをしましたところ、どう

いうことを市が給食について検討しようとしているんですかという反応がたちまちあったんです。やはり市民は非常に関心がありますし、この市民の声を広く聞くために、この委員会の委員に公募枠というのを設けるということが非常に私は有効だと思うんですけれども、そういうものを設けるお考えはありますか。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

公募委員につきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

前回のときとはまた違った関心が今広がっていますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

先ほど、この委員会の検討内容についてもお答えいただきましたが、期間と検討の回数についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

検討委員会の期間でございますけれども、まず要綱を定めまして、２６年の夏ぐらいから開催をし、約２年間でその期間を考えております。そして、平成２７年度中に答申をいただけるように進めてまいりたいと考えております。２６年度につきましては、４回予定をしてございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

子ども・子育ての委員会ですとか、バスの検討委員会ですとか、期限を決めずにそのときそのときの問題をずうっと検討していくようなことだったんですけれども、この給食検討委員会については２年と定めている中で、先ほどの内容を伺いますと、提供の方法やアレルギーや、この消費税についてということになりますと、２年に限らずずうっと検討していかなくちゃいけないことも多々今後出てくるのではないかと。また、中学校に限らずというおっしゃり方をされましたので、この合併によって差があるのは中学校だけではありませんので、いろんな給食も検討していかれる、年４回ぐらいのということになりますと非常に盛りだくさんなことになると思うんですけれども、この期間についてはもう決定で、また再度開くというようなことを想定されているんでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

予算の関係で、４回という形で今回計上させていただいております。

その回数で、非常に時間的にはハードかと思いますが、現在のところはやっていきたいと考えておりますが、その答申の内容によって、また今後の検討になるかと思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。

前回の給食検討委員会のときには、議会に対しての報告をお願いしたり、また傍聴をお願いしたり、傍聴者に対する資料をお願いしたりするところから始まってとても大変だったので、ぜひとも開かれた委員会を運営していただきたいなと願っております。

次の議案質疑に移ります。

議案第２１号平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、これは１と２とありますけれども、同じ事業ですのであわせてお聞きしていきたいと思います。

この第７款共同事業交付金について、また歳出でも共同事業の拠出金についてということなんですけれども、この事業について非常に増額の幅が大きく、今回の国保の会計予算の大きい特徴なんだと思います。

この事業の内容と、これがこれだけ大きい幅の増額になってきたことの根拠は、そこの算出の根拠が変わってきたことなんだと思いますので、そこも含めてご説明願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

２６年度国民健康保険事業特別会計で、共同事業に係る交付金及び拠出金が前年度より２億６，６００万円程度増加しており、その要因である保険財政共同安定化事業についてご説明をさせていただきます。

本保険財政共同安定化事業は、国保財政の安定化を図ることを目的として、保険者の予測を上回る医療費の増加に対して、県単位で各市町の医療費、人口、所得の割合に応じて拠出金を算出し、各市町の医療費の実績に応じて交付金を再配分する共同事業でございます。

この事業は、平成２４年度まではレセプト１件当たり３０万円を超える医療費が対象であったものが、平成２５年度は対象が２０万円を超える医療費、平成２６年度は２万円を超える医療費、平成２７年度からは１円以上の医療費が対象となります。

それと、算出方法ということで、拠出金の算出方法につきましては、平成２２年度から平成２４年度の医療費累計と平成２４年度の人口累計及び総所得額を用いて算出を行います。

なお、交付金につきましては、医療費実績から算出し交付されるため、予算では拠出金と同額といたしております。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

以前にやった３０万円以上のレセプトについてとか、２０万円以上のレセプトについて、急に、例えば小さな保険者の中でたくさんの方が入院した、手術したということが一遍にありますと大変なので、それを共同で助け合うということは私は理解ができるんですけれども、先ほどご答弁にありました、それから２０万円になり、この２６年度は２万円になり、２７年度１円といいますと、

もう全ての医療について、この事業にかかってきて拠出金が出てきて、また交付金も出てくるということになるわけですよね。

これは、小さな市町を助けるということを逸脱しているように思うわけなんですけれども、例えば、亀山市にとって、この事業、こうやって進んでいくことは、どのような影響があるんでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

国保事業に対して、この共同事業で受ける影響というようなことでご答弁をさせていただきます。

拠出金の超過した場合、この場合が考えられるわけですけれども、平成２６年度からは交付金の１％を差し引いた額が県の調整交付金から補填をされるということですので、亀山市にとっても支障はないものと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

支障はないということなんですけれども、県が一括して市民の医療費について掌握していくということは、この国保についても広域化という議論はありますけれども、まだこの亀山市の中で、広域化の議論が丁寧になされたようなことはありません。これが広域化ということを見越して、関連をした措置なのかどうなのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

国保の広域化ということでお尋ねでございます。

広域化については、国のほうでも議論をされ、各都道府県、市町村においても、そういったことは議論されておるわけでございます。この共同事業についても、今は、先ほどもご答弁申し上げたように、思わぬそういった医療費にかかって事業圧迫をすると、そういうことを想定しておりまして、行く行くは共同化事業を見据えた中で、県の一本化というようなことも視野に入れたことも考えられると思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

その思わぬ出費に対する共同事業ということでは非常に理解をするし、悪い事業だとは思っていないんですけれども、このように、例えば広域についての議論をすることなしに、予算の面でじわじわとわからんように広域化を進められていくということが、私は問題ではないのかなというふうに思います。

これについては、亀山市が国保広域化に参加しますということは、私もご報告を聞いたこともまだありませんし、わかりやすい議論が市議会の中でされていくべきだと思っております。

次の議案質疑に移りたいと思います。

議案第２２号平成２６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてお伺いします。

後期高齢者医療保険料、これは3回目の改定がなされることが決まったところです。今回２６年度、２７年度の保険料の引き上げについて決定したと思いますので、その率と額についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

引き上げの内容と増加額ということで、ご答弁を申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律により、都道府県を単位とする広域連合で運営し、保険料につきましても広域連合の条例に定めることとされており、２年間を財政期間としているため、平成２６、２７年度は保険料率が見直されております。

平成２６、２７年度の保険料率の算出方法は、平成２２年度から平成２５年度前半までの医療費実績から、１人当たりの医療費の伸びを１．１８％、被保険者数の伸びを２．６５％と見込み、平成２６年度からの２カ年の事業費を算出し、また保険料抑制のための平成２４、２５年度の余剰金４，１００万円と県からの財政安定化基金１２億円を活用した上で、保険料率を算定いたしております。

平成２６、２７年度の保険料率は、均等割４万３，０５０円、所得割８．３％となったところでございます。その結果、軽減後の１人当たりの年間保険料は、全国平均より４，２０９円少ない５万６，４９７円となり、全国で２６位という状況でございます。

また、亀山市の場合は、当初予算で申しますと、被保険者数や収納率の影響もありますが、保険料引き上げにより、平成２５年度当初予算より４，５１０万円の歳入増となり、歳出におきましては事業費増による市からの拠出金が増加となっております。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

この後期高齢者医療事業、議員として副市長が出ておられますので、これから副市長にお聞きしていきたいんですけれども、先ほど財政安定化基金の活用もされて、努力をされての値上げの額であるということもお聞きはしたんですけれども、こうやって広域で議会がされるようになって、こちらで議論をすることもないので、議会に出てみえる副市長にお聞きしたいんですけれども、こうやって３回続けての改定、議会での議論がどうであったのかというのをまずお聞きしたいんですね。

この制度自体が、今、活性化基金も使ったということですので、この２６年度、２７年度は全国平均よりも低いですよということはおっしゃいましたけれども、では次どうなっていくのかということ、またその制度自体はどうなっていくのかという議論はどうであったのか。また、年金が削減される、消費税が増税される、高齢者の生活が大変になる、あるいは必要な医療が受けられないことにならないかという、そういう議論があったのかどうか。議会での状況をお聞きしたいのと、副市長自身のお考えをお聞きしたいと。市民を代表して行ってもらっていますので、ぜひお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

安田副市長。

○副市長（安田　正君登壇）

ご質問された全てに答えらえるとは思いませんけど、先月の２月２６日に開催をされました三重県後期高齢者医療広域連合議会に私は議員として出席をいたしました。その報告になりますけど、今回の保険料の改正につきましては、高齢化による被保険者の増加、これが対前年度比、平成２３年度で２．８％、平成２４年で２．４％、平成２５年度では２．０％と。それと医療費の増加、これが前年度比、平成２３年度で１．０％、２４年度で１．６％、２５年度で１．５％ということで、被保険者の数も１人当たりの医療費も伸びておるということでございます。

そういうことで、後期高齢者医療特別会計の総額が平成２６年度で約１，９３７億ということで、２，０００億に迫る額になっておりまして、これは昨年度よりも６６億円、１年間に伸びておるということでございます。ちなみに、２５年度は８１億伸びておりまして、そういう状況になっております。

この事業費の９８％を占めます医療給付費に対しまして、費用負担といたしまして公費が５０％、ご存じだと思いますけど、国が３分の２、県・市町が各６分の１持つということと、現役世代からの支援金が４０％、それと今回の保険料相当に当たる部分が１０％ということが法律で決められておりまして、これに従って１０％相当分について見直しを行ったということでございます。

この保険料の引き上げの抑制策につきましては、先ほど梅本部長からご答弁いたしましたように、２５年度の余剰金４，１００万円と、県に設置しております安定化基金が１２億全てを活用する改正にしておりまして、歳入は全て使えるものは使ったということでございます。また、あわせまして消費税の引き上げに伴います財源により、低所得者対策として５割、２割軽減対象者の拡充も実施をいたしましたので、この制度は社会保障制度改革に沿った一応の内容となっておりまして、後期高齢者医療制度の安定と継続性を確保するために必要な改正であるということで、私も賛成をさせていただきました。

資料につきましては、議会のほうに送付しておりますので、またごらんいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

副市長のお考えとしては、余りはっきりとわかりませんでしたけど、賛成をしたという最後のお言葉で全てを言いたかったのか、泣く泣く賛成をされたのか、やっぱり大変だなと思っていらっしゃるのか、そこら辺がよくわかりませんでしたが、後期高齢者というのは突然高齢者が降ってくるわけじゃありませんし、非常にわかりやすくちゃんとふえてきているわけですし、医療費の伸びと言いますが、国保の医療費の伸びに比べて高齢者は、それはオギャーと生まれてだんだん体は古くなってくるんですから、若い人より少し医療費がかかるのは想定内のことだと思うんです。

そういう中で、こういう状況の保険料の引き上げになっていくということについて、またこの２６年度、２７年度以降について、今回は使えるものはみんな使ったということですので、じゃあ次の改定はどうなるのかということが非常に不安だなということを今思ったんですけれども、そういうことに対して、やはりこの広域連合でしか物が言えないわけですから、ぜひとも広域連合から国へ声を上げていくことも大事だと思いますし、ただただ賛成をしていくだけではなく、ぜひとも市

民を代表しての発言をお願いしたいなということを申し上げたいんですけれども、お考えはどうでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

安田副市長。

○副市長（安田　正君登壇）

先ほども申しましたように、今のスキームだとだんだん行き詰まってくるというのは事実でございまして、今回、社会保障と税の一体改革の中で、一部が軽減対策に使われておるということでございますけど、これぐらいの公費の投入では、だんだん厳しくなってくるのは事実でございます。

そういうことで、広域連合長としましても、国に対してやはりそういう制度の安定性、継続性を担保するような要望活動はおやりになるということでございますし、現に歳入の徴収税率を上げるとか、ジェネリックを使っていただくとか、余り高齢者ですもんで重複診療はされていないと思いますけど、重複診療を控えていただくとか、医療費の抑制対策でできることはお願いをしていくと、そういうことをあわせて制度の安定のためにやっていこうというふうな方針で、この案は示されたということでございます。以上でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

７番　福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定いたしておりました通告による議員の質疑は終了いたしました。

続いてお諮りいたします。質疑はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

あす１１日は午前１０時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑と、午後から市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでした。

（午後　５時２８分　散会）

平成２６年３月１１日

亀山市議会定例会会議録（第３号）

●議事日程（第３号）

平成２６年３月１１日（火）午前１０時　開議

第　　１　諸報告

第　　２　上程各案に対する質疑

議案第　１号　亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について

議案第　２号　亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議案第　３号　亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第　４号　亀山市手数料条例の一部改正について

議案第　５号　亀山市基金条例の一部改正について

議案第　６号　亀山市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

議案第　７号　亀山市社会教育委員条例の一部改正について

議案第　８号　亀山市青少年問題協議会条例の一部改正について

議案第　９号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第１０号　亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第１１号　亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第１２号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第１３号　平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について

議案第１４号　平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第１５号　平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第１６号　平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について

議案第１７号　平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

議案第１８号　平成２５年度亀山市水道事業会計補正予算（第３号）について

議案第１９号　平成２５年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第２０号　平成２６年度亀山市一般会計予算について

議案第２１号　平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第２２号　平成２６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第２３号　平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第２４号　平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について

議案第２５号　平成２６年度亀山市水道事業会計予算について

議案第２６号　平成２６年度亀山市工業用水道事業会計予算について

議案第２７号　平成２６年度亀山市病院事業会計予算について

議案第２８号　調停の申立て等について

報告第　１号　専決処分の報告について
報告第　２号　専決処分の報告について
報告第　３号　寄附受納について
第　３　請願第　１号　安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める請願書
第　４　請願第　２号　「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別養護老人ホームへの入居を要介護３以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書」採択を求める請願書
第　５　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

●出席議員（２１名）

１番	西川憲行君	２番	髙島　真君
３番	新　秀隆君	４番	尾崎邦洋君
５番	中﨑孝彦君	６番	豊田恵理君
７番	福沢美由紀君	８番	森　美和子君
９番	鈴木達夫君	１１番	伊藤彦太郎君
１２番	前田耕一君	１３番	中村嘉孝君
１４番	宮崎勝郎君	１５番	片岡武男君
１６番	宮村和典君	１７番	前田　稔君
１８番	服部孝規君	１９番	小坂直親君
２０番	竹井道男君	２１番	大井捷夫君
２２番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（１名）
１０番　岡本公秀君

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田　正君
企画総務部長	広森　繁君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	梅本公宏君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	稲垣勝也君
建設部長	三谷久夫君	医療センター事務局長	松井元郎君
危機管理局長	西口昌利君	文化振興局長	広森洋子君

関支所長	坂口一郎君	子ども総合センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者（兼）出納室長	西口美由紀君
消防長	渥美正行君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	栗田恵吾君
選挙管理委員会事務局長	井上友市君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邉靖文
書記	山川美香	書記	髙野利人

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（宮崎勝郎君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議に先立ち、皆さんにお願い申し上げます。

皆さんご存じのように、本日、３月１１日は東日本大震災の発生から３年を迎えました。この大震災により犠牲になられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表すため、会議中、議事の進行を問わず、午後２時４６分になりましたら黙祷をささげたいと思いますので、ご承知おきください。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第３号により取り進めます。

日程第１、諸報告をいたします。

監査委員から、平成２５年度における工事監査結果報告書が提出されておりますので、ごらんおき願いたいと存じます。

次に、日程第２、上程各議案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

６番　豊田恵理議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

おはようございます。

通告に従い、質疑をいたします。

まず議案第１号亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について。

４点ほど項目を上げさせていただきましたが、きのうの質疑内容とほとんどかぶっておりますので、違った視点で、または重複を省きながら質問をさせていただきたいと思います。

まず１番、なぜこの条例が必要なのかということですが、きのうの森議員の質疑では、常日ごろから防犯については地域の努力があり、亀山市では安全・安心は地域ぐるみで守ろうという気風が

広がりを見せているが、なぜ今必要かという内容の質疑でありました。答弁では、平成１６年に県がこの条例を制定した後、他市でも次々に条例を制定していき、現在、この条例を制定していないのは亀山市を含む２自治体のみだということでしたが、それではなぜ亀山市が当時は制定をせずに、今ごろになって制定するのかという視点で伺いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

６番　豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

おはようございます。

これまで、なぜ制定をしなかったのかというようなご質問でございます。

これまでは、それぞれが行ってきていただきました防犯活動の効果もございまして、大きな犯罪は亀山市では発生していないというような状況でございました。しかし、高齢化が進み、犯罪の特殊化等によって、社会情勢が変化していく中、これまでの体制でそれぞれが活動を行うだけではなく、連携・協力し、総合的に施策を進めることで、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていく必要があると考え、今回、条例を制定することといたした次第でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

以前は犯罪が今ほどはなくということで、時代の流れ的にというのもあったのだと思いますけれども、きのうの答弁の中にもございましたが、亀山市には地域でさまざまな団体さんが市内の安心・安全を守る活動を今でも行われており、多様化する犯罪に個々で取り組むのではなく、先ほども答弁にございましたが、さまざまな団体が連携して取り組む体制をつくるというような答弁がありました。

ここで質問なんですが、では個々の団体の取り組みは、現在は連携がとれていないという意味で条例が必要という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

個々の各活動団体が防犯に関して活動を行っていただいております。連携がないというわけではないんですけれども、より連携を深めていただくという意味合いでのこういった条例の基本となる部分について、理念によって定めておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

連携を深めるためということで、条例をつくったということです。

この条例なんですけれども、きのうの答弁の中にも理念条例だというふうに部長のご答弁の中にございました。

この条例、３番のところに移りたいんですけれども、罰則規定はあるのかということで質問させ

ていただきました。条例の内容に罰則規定のようなものは見当たらないのですが、理念的な条例はつくっただけで、周知や活動が余りなされない場合が多いと思います。条例をつくるときに、罰則規定を設けるという考えはなかったのか、あったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

今回の条例に罰則規定を設けてないがというようなご質問でございます。

この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた、議員が申されるように理念条例であり、市民等に義務を課すものではないため、罰則の規定はございません。市及び関係行政機関については、取り組みを進めていく中で、市民等へ働きかけを行っていく内容であり、市民、事業者、地域活動団体については、それぞれの責務に努める内容となっております。

また、防犯意識の向上や連携協力といったことは、罰則を設けることで高めていくものではなく、みずからの意思を持って防犯意識を高めていただきたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

みずからの意思ということで、確かにおっしゃることはよく理解できました。しかしながら、やはり理念条例というのは、どうしてもつくったまま放置されがちになるんですけれども、これをどのように活用していくおつもりなのかを、再度お聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

条例の中で、市の責務というようなことで設けてございます。これについては、昨日もご答弁申し上げましたように、推進の体制の整備とか、それから広報啓発、それから防犯環境の整備について、総合的に実施することで、この条例を犯罪をなくすための条例といたしたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

この条例、亀山市の犯罪のない安全で安心なまちづくり条例ということで、これから活用していっていただきたいんですけれども、この条例をつくるということで、せっかくですから犯罪が絶対起こらない、安全で安心なまちにしていただくよう、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

４番につきましては、責務について、きのうかなり詳しい答弁をいただいておりますので、省かせていただいて、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

６番　豊田恵理議員の質疑は終わりました。

次に、１１番　伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。

通告どおり、議案第２０号平成２６年度亀山市一般会計予算について、質疑をさせていただきます。

少し通告書のほうと順番を変えますけれども、まず火葬施設費のシステム修正委託料８５０万円と、それに絡むということで備品購入費２２０万円についてお聞きいたします。

まず、今回これらの費用が発生した理由について、まずその点を確認させていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

１１番　伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

おはようございます。

この至った理由ということでございますけれども、斎場の施設運営につきましては、インターネット回線と接続した予約システムと、火葬炉制御システムなどの各システムが一連のシステムとして稼働しており、現在４台のパソコンと１０台のサーバーを使用しております。

今回、この一連のシステムの使用におきまして、パソコンのＯＳであるウィンドウズＸＰのサポート期間が平成２６年４月９日をもって終了することとなりました。また、従来のサポートのＯＳにつきましても、ウィンドウズサーバー２００３を現在使用しておりますが、そのサポート期間も平成２７年７月に終了ということから、主にセキュリティーに対応したシステム更新をするものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

ＸＰを初めとするウィンドウズのサポート終了によるものだということです。

今回のシステムサポートの終了ということは、亀山市だけでなくて、全国的に問題というか、話題になっている話であるんですけれども、一つ大きな誤解がありまして、亀山市が誤解しているということではないんですけれども、このウィンドウズ自体が使えなくなるという話がよくある。ただ、これはあくまでもサポートの終了であって、それ以上、このＸＰで何らかの問題が出てきても、それに対して提供元であるマイクロソフト社は関与しないということですので、話によると、別のマイクロソフトと違うところではそういうふうなサポートをするところが出てくるんではないかとか、そんな話もありますけど、それはそれでＸＰがサポート終了になる。これは確かに、先ほどちらっと言われたセキュリティーの問題というのはあると思います。

ただ、確かにこのＸＰのサポート終了に関して、特にセキュリティーの問題があるということで、これはかえるべきだろうという話はあるんですけれども、あくまでもセキュリティーの問題が一番大きいんですよね。

セキュリティーということは、やはり外部からのアクセスによって、要はクラッカーとか言いますけれども、ウイルスとか、そういうので、外部から不正なことをされる可能性がある。だから、特に予約システムなんかはその危険性があるというのはよくわかるんです。

もう１つ火葬システムなんですね。火葬システムというものは、多分外部にはつながっていないはずです、本来は。一応一連のシステムとは言われましたけれども、基本的に火葬システムというのはそれそのもので動くべきもの、動くはずのものなんですからね。

そういう意味では、一連のシステムとは言われましたけれども、ここだけ切り離して、従来どおりＸＰのソフト上で問題なく動いていたわけですからね、これで。特に年が経過することによって、ソフトの構造自体がおかしくなるということはあり得ませんから、そのＸＰのシステム上で火葬炉のシステムだけ独立させて動かせばいいのではないかというふうに思うんですけれども、その点はどうなんでしょうか。これだけ動かすということはできないのでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

ただいま予約システムと火葬のシステムを分離してというようなご質問でございますけれども、一連のものとして、現在火葬と予約をやっております。というのは、事務的な手間というか、時間、やはり予約と同時に火葬の場内の管理、また例えば１炉、２炉、３炉と現在ありますけれども、それの配置の問題等、全てを一連の作業で現在やっております。そういうふうなことで、事務の合理化というか、効率化というふうなものも含めて現在やらせていただいております。

それと、分離するということになれば、サーバーも含めて新しく分離するためのシステムをまたつくらなければいけないことも考えられますし、その回線をつなぐ必要というものに対しての問題で、予約システムの新しくなった場合と古くなった場合というふうなところもあわせますと、互換性の問題も含めて、分離するよりも、やはり一連のシステムで稼働させていただくということを選択させていただいたものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほど言っていただいたように、一連のシステムだから分離は難しいだろうということですけれども、ただ思うんですが、そもそも一連にしておく必要があるのかということですよね。予約システムと火葬の場内管理だと言われましたけれども、あくまでも火葬炉の場内のあれはあると思うんですけれども、分離も何も、そこまでシステムをもう一度再構築するほどの話があるのかというふうに思うんですね。例えば場内管理にしても、その場内管理を外部と遮断しておけばいいわけですよね。予約システムは予約システムとして、予約をした上で、場内管理とそこまで密接にする必要があるのかというふうに思うんですけどね。一体、一連のシステムにしておくことによって、具体的に予約システムと場内の管理システム、火葬炉も含めてですけれども、どこまでのメリットがあるのか。具体的にどういうふうに連動しているのか、そこら辺について確認させていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

一連にシステムをすることによるメリットということで、今も申しましたとおり、事務の合理化、

また例えば予約で誰々というふうな名前がそのまま火葬炉のほうへ行って、その配置計画、並びに運転計画とか、全てが一連のものとなるというふうなこと。それと、逆の誤作動もなくなり、事業的にもスムーズにいくということで、斎場建設当時のことでございますけれども、一定のレベル以上の火葬が簡単にできるということと、またそのシステムによって排気ガスの基準を満たす細やかな燃料システムができるとか、そういうふうな本システムの導入を図って火葬炉の運用を図ってきたというようなことでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと言われたんですけれども、一番わからないのが、とにかく火葬炉を切り離すことがそんなに大変なことなんですかということなんですよ。説明では、先ほど場内管理とか言われましたけれども、あくまでも予約システムと火葬炉整備などのシステムサポートの期限ということだったので、火葬炉自体は、それこそ切り離すのにそんなに手間がかかるんだろうかということなんですよね。

いろいろなシステムの更新とかされるとは思いますけれども、今回の予約システムとかの制御、一連の制御なんだと思います。その中で、火葬炉の制御だけを外すというのが、その切り離す作業というのは、これこそソフト的にできるはずだと思うんですよ。

ただ、それ自体をする手間と、今回、火葬炉の部分だけを総入れかえする更新の費用と比べたら、どちらが高いんでしょうかという話なんですよ。それをちゃんと検証されたんだろうかということなんです。それが結局、もうほとんど値段的には変わりませんというんだったら、このときに更新してしまえばいいんじゃないかという話になると思うんですけれども、何か知らんけど一連のシステムであるというふうな理由。でも、一連のシステムである必要が本当にあるんだろうかと。火葬炉を動かすだけですから。その辺がどうも見えてこないというのがありますので、ちょっとその辺のことを確認したかったわけです。

もう一回、その辺確認したいんですけれども、費用的にどうなのか。今回、火葬炉を切り離すということ、そのまま動かすということと、それを全部更新する、どちらのほうが高いとか、その辺の確認はされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

ただいまのご質問に関しましては、今、一連のシステムとしての積算をさせていただいておる、これを予算計上させていただいております。

それを分離したものについてということについては、分離したとしても、今の火葬システムの機器自体は老朽化というか、それは時間とともにやっていくというようなところで、それに際してのものについても、やはり機器がある以上は免れないものであるということで、それを頭に、今としては念頭に入れておりますのは、現システムでの積算根拠を予算として上げさせていただいている部分でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

多分、そのうちまた機械自体も古くなるから、そのことを思えばというようなことだと思うんですけれども、今回、この辺の指摘をさせてもらったというのは、ＸＰということに振り回され過ぎているんじゃないかなというふうに思ったからなんですね。

今回、多分これ契約ですよね。随意契約なのか、入札されるのか、その点だけ確認させていただきたいと思います。契約方法をどうされるのか。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

本契約につきましては、今のシステムを含めて熟知しておる、今の事業者というふうなところで、基本的には随意契約的なものになるというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

随意契約的と言われましたけれども、随意契約と違うこともあるのかなとちらっと思いますけれども、ただこのメーカー、たしか新設するときも随意契約だったと思います。

先ほどＸＰ云々の話を出しましたけれども、最初に随意契約で来ておる。その後の更新があるときにも随意契約という話になると、この額というか、本当に必要なのかどうかということが、やはり勘ぐってしまうわけですよね、一般的に言うと。ＸＰというのをいい理由にしてということも勘ぐってしまう部分がある。

本来、そこまで言う必要はないんじゃないのかという部分かもしれませんけれども、現在、亀山市としては行財政改革ということも言われて、市長もたしか昨年度の予算のときかな、一人一工夫とかいう言葉で言われていました。今回、ＸＰのサポートが終了するということでありますけれども、ＸＰというシステム自体の更新を行わない自治体もようけあるというふうに聞いております。いろいろお話を聞いていると、確かにセキュリティーの問題はあるんですけど、その採用しないというのもよくわかるんですよね。ウィンドウズの都合、マイクロソフト社の都合に振り回されるのはどうなのかと、そういう姿勢が感じられる。市長として、一人一工夫という言葉を使われる、行財政改革ということで、今までと同じことをしていてはいけないという、その姿勢がある。そんな中で、このＸＰが終了するからといって、ほかの補助金を削りまくっているときに、このシステムについては、はいどうぞという形で随意契約で出してしまうと。こういうふうな姿はどうなのかなというふうに思うんですね。

こういうふうな点について、行財政部門として何らかの考えはなかったのかということについて、その部門の判断を聞かせていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回のシステム変更については、予算要求の段階でお聞かせいただいておるところでございまし

て、２年にまたがって、相手がそこしかシステムの変更できる能力がない、太陽築炉しかないということでしたので、２つ見積もりをとっていただきまして、一緒にするのと、別々に２年にまたがって、翌年の２７年にも発注するということも見て、その中で財務的には一括で発注したほうが安価にできるということも判断をさせていただいて、そのほうが安価にできるということで、そんな判断をさせていただいたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

その点については、そういうふうな判断をされたということで、ただ基本的にはＸＰというものに対して振り回される、これだけはやめていただきたいというような思いもありまして、ちょっとその辺言わせていただいたというのはあります。

続きまして、継続費、ごみ溶融処理施設ボイラー設備整備事業２億９，０００万円につきましてお聞きしたいと思います。

この整備が必要となった理由について、もう一度確認させていただきたいと思います。まず理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

ボイラー整備事業のご質問でございます。

燃焼ガス冷却整備内のボイラー３次過熱器管において、平成２５年５月から８月に実施しました溶融施設定期整備の際に、電気事業法で定められる最小肉厚に限りなく近い管が確認されましたことから、応急的な補修を施し、ごみ処理を継続しているところでございます。また、ボイラー設備入り口付近での１パス部水冷壁管においても、最小肉厚付近の管が多数確認されております。このままの状況を放置しますと、いずれは最小肉厚を下回り、電気事業法規制対象であるボイラー設備の使用を停止しなければならないことになってまいります。燃焼ガス冷却の役割を持つボイラー設備の停止は、処理工程の一部のプロセスを失うこととなり、排ガス処理を行うこともできず、ごみ処理の運転停止を余儀なくされるに至る可能性が極めて高くなってまいりました。

このことから、このような事態を回避し、安定したごみ処理を継続するため、損傷の著しい３次過熱器管の更新及び１パス部分水冷壁管の補修を行うものでございます。

なお、この整備につきましては、平成２３年３月に策定いたしました長寿命化計画においては、平成３０年から３２年度に更新予定でありましたが、予測より腐食減肉の進行が著しいことから、計画を前倒しして今回実施することとしたものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

先ほどの話、先般行われました産業建設委員会の協議会、そちらでも言われた話だったと思いますけれども、その辺まず確認させていただきましたけれども、もう１つ、今回２億９，０００万円

という額ですね。この額の理由についてもお聞かせ願いたいと思います。どういうふうに算出されたのか。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

２億９，０００万円の根拠というようなことでございます。

ボイラー設備整備事業は、平成２４年度から性能発注方式により施行しております基幹的設備改良工事とは異なり、設備機器の老朽更新及び補修工事でございます。市のボイラーの技術者とともに調整をして、その工事箇所、工事内容を明確にしているところでございます。

そのことから、予算計上の際に、業者から徴収した参考見積もりをもとに、材料費については使用材料が建設物価等計算のない場合は、一般的な流通していない特殊材料を使用していますことから、積算が困難であり、業者見積もりを参考にいたしております。

しかしながら、労務単価、または工種、工数など、その内容の見積もりを業者から詳細に聞き取り、設計積算の基準となる設計単価表を用いて、市職員を含めて概算事業費として精査をし、今回の予算計上とさせていただいたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

業者からの見積もりということで、今、その業者さん、溶融処理システムというのは、今回に限らず、いつも随意契約というような話ではあるんですけれども、今回の補修についても随意契約なのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

この工事自体も、運転、運用しながらの工事をどうしても余儀なくされるというところでございます。やはり一日でもごみをとめるということもできませんということを踏まえた中で、現在の管理運営の業者である者との随意契約を基本に考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

随意契約を基本ということで、多分随意契約になっていくんだろうなとは思うんですけれども、一応市職員による精査という言葉が出ました。

前回というか、長寿命化という話がありましたけれども、この長寿命化というのもかなり多額の費用がかかる、これも随意契約だと。同じ業者さんなんですけれども、ということで、やはり高額な随意契約というのはどうなんだろうかということで、その際、それが妥当な額かということで、たしか外部団体か何かにその評価を委託していたような気がしますけれども、今回はその辺の妥当性をどういうような形で保証されるのか、その辺のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

今の外部委託についてということでございますけれども、先ほども私どものほうから申し上げさせていただいたとおり、単価算出に関しましては、特殊な材料は業者見積もりとして、あと職員をもって積算のチェックも入れておるというところから、現在、外部委託のチェックというようなところについては考えてございません。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

外部委託は考えていないというか、外部の評価は考えていない。あくまでも市職員による精査で済ますということであるんですけれども、またちょっと財務部門というか、ほかの部署の意見も聞きたいんですけれども、契約調達部門としては、先ほどは市職員による精査と言われましたけれども、この客観性や妥当性について、どういうふうに認識しておられるのか。これで客観性、妥当性が随意契約においても確保できるというふうに考えておられるのか、その点を契約調達部門に聞きたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

随意契約の今回の件については、歩がかりを見て精査をいただいておるという形の中で理解をしておりますが、毎年随契をしなければならないような大きな物件については、他市がやっておるようなメンテナンスや、それも含めて当初発注をかけるときに、そのようなことも含めて考えることも必要なんだろうと。そうしないと、一旦その業者に決めてしまいますと、特許がございますので、そこしか修理ができないとか、そんなことが起こってまいりますので、今後はそういうことも検討していく必要があるのかというふうに考えていますが、今回の２億９，０００万円のボイラーの改修については、きちっと精査をされて予算要求がされたというふうに理解をいたしておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

それでいくというようなことだと結局は思うんですけれども、今回というか、溶融処理施設についてはかなり特殊なシステムということで、日本でもそんなに採用されているところは、そこまで多くないということであります。ただ、ちょっと以前視察に行かせてもらった島田市においては、同じメーカーの同じシステムが導入されておるんだけれども、保守点検なり、運転委託なり、こういうふうな工事においても、市がまず予定価格を設定して、たとえ１者であれ、そこに入札をさせるということはさせる、こういうこともされているということでした。

先ほど外部団体の評価というふうにお聞きしましたけれども、私は決してこの外部団体に聞いたからといっていいとは思ってないんですね。下手にそういうふうな、もともとは幾らか、外にお金

をかけるぐらいだったら、それなりに市職員が専門性を持って、本当にこれが妥当なのかどうかということを市職員の判断で、随意契約が妥当なのかどうかというのを決めろというようなスタンスで言っておりました。そういう意味では、今回、部を挙げて精査されたというのは、かなりそういう方向に進んでいらっしゃるんだろうかという部分もあったので、逆にいえば評価できる部分もあるんじゃないかなと私は思っております。

今回、その辺、おととしですか、産業建設委員会のほうでこれからのごみ処理についてということでテーマを決めて、そのときに別の溶融処理施設を見に行ったときに、その職員の方が言われた、やはり職員が専門性を持たなければ、業者の言いなりになってしまう可能性があるという話を聞いて、当時の産業建設委員の何人かの方も、そのとおりだというふうに、亀山市もそうすべきだなということを言われたと思いますけれども、もしこれが一つの市職員の成長のあらわれであると言われるんだったら、それはそれで非常に好ましいことだと思います。その辺の状況がどうだということも含めまして、この辺のことを指摘させていただきました。

もう１つ、次に必要性についてということで通告しておりますけれども、先ほどちょっと理由の中で言われていました電気事業法という言葉がありました。

電気事業法、これは溶融処理システム、廃棄物処理システムなんですね。その電気事業法の縛りをそこまで受けなければならないというふうに思うところがあるんですけれども、このボイラーイコール発電という、何かそういう話ばかり出てまして、先ほど冷却の役目もあるということでありました。その冷却システムとしても、このボイラーというところで行っている。これはあくまでも発電の視点からするとボイラーではあるんだけれども、ごみの溶融処理からすると冷却なんですよね。そういう意味で、このボイラーというか、発電のほうに余りこだわり過ぎる必要があるのかというふうに個人的には思ったわけなんですけれども、発電上じゃなくて、溶融処理上において、今回の改修というのはどうなのか。もっと安く、冷却というものに特化して考えることはできないのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

ごみ処理施設の運転においては、廃棄物処理法の一般廃棄物処理の維持管理の技術上の基準に、排気ガス中のダイオキシン類を分解するための燃焼中のガスの温度を８００度以上に保たなければならないという規定がございます。

本溶融施設では、溶融炉から出る排気ガスを燃焼室で８５０度以上に燃焼させ、その燃焼ガスはダイオキシン類の再合成を防ぐため、燃焼ガス冷却設備で急冷した後、排気ガス処理施設で無害化処理を行い、基準値を十分下回る排気ガスを大気に放出しているところでございます。

ボイラー設備の役割として、ただいま申し上げました燃焼ガスの温度を下げる。それと議員ご指摘の発電というふうな２つの効果というか、機能を持たせております。そういう点から、このボイラーの部分を除いて、新たにということではなしに、今のボイラーを活用するということが、それでよい。

ただ、違う部分で、冷却部分をつくるということになれば、それなりのプロセスも要りますし、プログラムの組み直し、またそれに膨大な時間、それとその工事の期間中のごみ処理の問題、多々

あるということで、現状の設備の中で判断をさせていただいておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

もっと費用と手間がかかるということであります。そういうことなんだろうと思うんですけれども、今回、部長のほうからは冷却という言葉が初めて出てきたかと思うんですけれども、当初の説明では、ボイラーとか発電の話ばかりでしたので、本来、これは何なのかという、ごみ処理システムなんだという観点がちょっと、忘れていたわけではないんでしょうけれども、どうしても発電のほうに目が行っていたのかなというふうに思いましたので、その辺の説明は一つ要るなというのもありましたので、ちょっとこの辺を指摘させていただいたわけです。

今回、もう１つ山元還元に出す量がふえる、再溶融ができないという話がありましたので、その再溶融というのが本当にどうなんだろうかという部分もありましたので、その辺もあったんですけれども、この辺は一般質問で通告もさせていただいておりますので、そちらに絡む話でありますので、その辺でもう一度させていただきたいと思いますので、質疑としてはこれで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

１１番　伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時４６分　休憩）

（午前１０時５８分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１９番　小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

緑風会の小坂でございます。

通告に従いまして、議案質疑をさせていただきたいと思います。

２点、議案第５号と議案第１３号について質問させていただきますので、端的な、明快なご回答をお願いしたいと思います。

まず最初に、亀山市基金条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、昨日も質問がありましたけれども、みえ森と緑の県民税市町交付金についてでありますが、なぜ基金積立金としたのか、設置の目的とその意義について、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

１９番　小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

平成２６年４月１日から三重県で導入されます、みえ森と緑の県民税は、災害に強い森林づくり

と県民全体で森林を支える社会づくりを進めるために導入されたものでございます。この税収を生かして、三重県では主として土砂や流木を出さない森林づくりに取り組み、市町では主な事業として荒廃した里山や竹林を再生するなど、暮らしに身近な森づくり、森林環境教育、森林と触れ合う機会の創出など、森を育む人づくり、公共建築物の木造・木質化などの木の香る空間づくり、公園、校庭などの緑化を進める地域の身近な水や緑の環境づくりに取り組むこととしております。

このように、みえ森と緑の県民税市町交付金は、多様な活用方法がありますことから、平成２６年度からより実効性のある施策を検討することとし、みえ森と緑の県民税市町交付金基金へ積み立てることといたしました。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

私はそんなこと聞いておらへんですわ、そんな税の仕組みを、税の意義を聞いとる。なぜ積立基金にしたかということを聞いておるんです。ただ、地方自治法２４１条の第１項に、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるのは第１項と、それから特定の目的のために定額の資金を運用するために設置するという、この第２項によって基金というのは成り立つんです。だから、この交付金をなぜ積立金にしたかということを聞いておるんです。この２項にはまるんですか。

だから、財産の維持をする、特定の目的のために資金を定額にすると。定額目的の基金なのか、財産維持をするための基金なのかという、地方自治法で定められておる基金にこれは該当するのかせんのかをちょっと聞きたい。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

地方自治法のことに関して、積立金として基金に該当するというような考えでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

基金に該当するといって、今の地方自治法にいう積み立てた基金の財産として維持する目的なのか、定額資金として積み立てるのかと。どちらかが該当するのが地方自治法で定めておる基金なんです。今回のは使い道がわからん、当面置いておこかということで、この自治法でいう積立金の規定にははまらん。とりあえず置いておいて、今から使い道を考えようかということで、定額にするのかも財産を維持するためのものでもないと思う。だから、今回の積立金は地方自治法でいう積立金としての目的に反するじゃないかということを問うているんです。その辺についての考え方を聞きます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えをいたします。

今回、県が創設いたしましたみえ森と緑の県民税、これはご案内のように法定外の目的税でござ

います。三重県としては、産廃税に続く２つ目の法定外目的税として創設をいただいたところでございます。

広く県民の皆さんに税金を納めていただくと、事業者も含めて対象となる皆さんに税金を納めていただくという税の創設でございますので、県とされては、その使い道につきまして明らかにする。そして、それを管理して適切に公表していくということについて、細心の注意を払われたというふうに理解をいたしております。したがいまして、県としても、納めていただいた税金に対して基金を設置していく。なおかつ、市町村については交付金を有効に活用するための、その出入りも含めて、基金の設置を県のほうからも要請というか、協力を求められておったという背景があることをご理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、法定外目的税として多くの県民の皆さんのこの使途について明らかにしていくという意味合いから、この基金が県、並びに市町に設置をされていくものであるというふうに理解をいたしておりますし、今後、現時点では県は５年間、その基金を有効に活用していただくという、５年間のフレームをお示しいただいておりますので、その中でそれぞれの市町に応じた的確な事業に活用できるように、私どもも考えていきたいというふうに思っておるところであります。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

県は、県はと言いますけど、県は、要するに災害に強い、これは紀伊半島の災害が一つのきっかけとなって、いかに早く災害を復旧し、災害が起こらないためにこれはつくられた。確かに山の県会議員と海の県会議員とではかなり意見の対立はあったんですが、あくまでも宮川、紀伊半島の災害のために早急にやらなければならない。

県は、なぜ基金にするかというと、砂防堰堤とか、大きなものにするためには、単年度でできない。だから、基金として計画性を持って砂防堰堤とか、ハード事業です、ほとんどが。だから、単年度では計画が今すぐにできないから、その地域によって、砂防堰堤するにしても数年かかる。だから、基金としての運用があるだろうと思うんです。

市はそうではないです。県がそうだから市がそれって、ということは、亀山にそれだけの施策能力がないということですよ。たかだか６００万じゃありませんか。やらなければならんことは幾らでもあると思うんです。

今回も、６００万を積み立てて、あとの４０万は消耗品に１０万、事務委託に３０万、あとは積み立てますよと。本年度使う気があるのかないのか、施策がないのか。これはきのうも櫻井清蔵議員が言われたように、去年からおおよそのプログラムはできておったわけですよ。森林組合にも提案して、森林組合もこういう、あらゆる制度上以外の政策については、こういうものもあるという相談を受けて、出しておるはずです。しかし、何ら一つも採択もされんと基金へ積んでしまうと。ということは、今の現状、余りにも認識がなさ過ぎる。亀山における災害に対する認識が余りにもなさ過ぎる。

ほんなら、本年度６００万使う予定はあるのかないのか。今から考えるというのでなくて、何を考えるのか。積み立てるだけで一向に使わんのだったら、県民税１人１，０００円積み立てたほう

のが、これはいろんな思いがあって、やむを得ず１，０００円を積み立てなければならんと。いかにして早く事業化して災害に強いまちをつくろうという思いがある。それを積み立てておいたんでは、納税者の意に反することになる。少なくともよその市町村は、それぞれの市町村の独自の計画、制度外の法定外で積み立てたとはいえ、初めて執行してこそ、初めてこの税が生きてくるという観点からして、６００万積み立てただけで終わってしまうのでは何の意味もない。本年度、そうしたらこれを取り崩して全額使う意思があるのかないのか、それをお聞きします。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

現在、計画させていただいております６００万円の基金への積み立てということでございますけれども、今後、市町の事業として取り組むことに使うことでございますけれども、市町では荒廃した里山や竹林の再整備など、暮らしに身近な森づくり、先ほども言いましたとおり、森を育む人づくりとか、さまざまな事業メニューがございます。

いずれにいたしましても、地域の皆様、また市民の皆さんと一定の協力をいただいて実施することになってこようと思います。やはりそういうところも含めて、時間を要するということで、今回は６００万円を積み立てさせていただいておるということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

結局使わんということ、積立金にしました、使わんと。それでは、何のための基金なのか。基金条例にも違反するし、今の法定外積み立てとはいえ、市民、県民の税金を納めた方に何ら回答になっていない。それで、この条例に災害に強い森林づくりと、それから森林を支える社会づくりと、これが目的だと。災害に強い森林づくりというのは、いかなる事業を指しているのか。森林を支える社会づくりとは、いかなる事業を指しているのか。これをするために、この６００万円をいかようにどうやってして使おうとするのか。今までにしてきたことが、何をやってきたのかということについて、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

現在、災害というふうなものについては、非常に荒廃した森林が増加している中で、一方、近年ではゲリラ豪雨など、異常気象が起こっております。自然災害の発生率は高くなっております。

そういうところにつきましては、特に手入れが行き届かない森林で流木、または土砂の流出というものが起こっておるというところで、非常に危惧されておるというものでございます。

現在、みえ森と緑の県民税の使途の中で、主に議員先ほども申された、県のほうでは砂防堰堤との治山の関係で土砂の排除、私ども市町としての役割として、身近な森、または人づくりというところでこの活用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

何も質問に答えておらんやないですか。ただ通り一遍のことを言っただけで、具体的な事業を私は問うているんですよ。だから、今までの制度分の亀山市の取り組む、環境創造事業だとか、保安林整備事業とか、そんなのは取り組んではおると。しかし、それも年々、合併以前よりだんだん予算はスリム化して、悪くしておる。予算を減らしたがために起こっている災害もようけあります。

だけど、去年の災害でも、山林災害、林道、ほとんど大きな、鈴鹿南線にしても、広範囲な、その辺について、今の災害、要するに林道、それから林地、農地も含めて、どういう原因でこの林業、農地災害が起こったのか、究明したことがあるのか。なぜこういう災害が起こっているかということについて究明したことがあるのか。

だから、今まで環境創造事業だとか保安林整備といって、要するに切り捨て間伐、搬出間伐をしておる。しかし、それでもなおかつ予算がおくれておる。だから、下層林地ができないから山地崩壊が起こっておるという繰り返しなんです。だけど、市の予算は今まで、それに対して全然目を向けてない、通り一遍のルール分だけしかできてない。だから、非常に事業化がおくれておる。そのために、流域河川が氾濫しておるということが、今既に起こっておるわけです。直ちにそれに向かってやらんならんことは、亀山市として亀山の災害の状態、林業災害についての原因究明するのであれば、事業化は必ずできるはずですよ。市独自で、亀山市としての事業化をすべきなんですよ。やることはいっぱいあるけど、今の考えではないと。とりあえず積み立ててから今から考えますよと。

社会づくりにしたかて、山はよくならないですよ。いかに山に取り組む、山に関係する人がどうするかということを考えなければ、原因究明をしなければ、災害防止はできないと思う。

そういう面において、今回の災害復旧にしても継続でやっていますけど、この災害がどういう原因で、なぜ起こったのかという原因究明してあるのかないのか、それをお聞かせ願います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

災害の原因究明ということでございます。

先ほども議員申されたとおり、手入れの行き届かない森林というふうなところが第１のものでございます。それにつきましては、従来、市として国の事業も含めながら着実に進めているところでございますが、面積的にも市域の６割を森林が占めるという非常に多面的なところもございます。そういうところで、原因究明という点におきましては、やはり手入れ不足、担い手不足、それによる荒廃というものが原因の一つというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

それだけ原因がわかっておったら、やらなければならない事業は出てくるはずですよ。口先だけで予算がついてないから事業が進んでおらんと。例えば環境創造事業についても、平成１４年度からこれは国と県の政策で取り組んでおって、旧関町の場合は３，０００万から４，０００万投入しておった。本市は今年は１，７００万ですよ。これ共同間伐をやるということなんですけど、予算は

どんどん削っていく。だから、あなたの言われる事業は、やらなきゃならんことは何もできない。

であるならば、この６００万をいかに有効活用してするということは、早急な課題だと思うんです。だから、この６００万は速やかに取り崩して、事業化を進めていただくということをお願いいたしておきます。

それでは、次に議案第１３号平成２５年度亀山市一般会計補正予算についてでございますが、見ますと減額補正が大変多くなっておる要因。今回、補正の総額は、一般会計は８億８，９０７万ばかりです。かなり大きい。それと、特別会計、企業会計を含めますと１１億２，７００万円の減と。今までにない減額をしておるわけでございますが、最終予算補正のため、各費目にわたる決算見込み額を調整したと。それをした結果、減額補正が多くなったという説明でございましたが、その辺についての詳細。

それから、今回減額補正した後の決算見込み額、歳計剰余金がどの程度あるのかということをあわせてお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

一般会計補正予算につきましては、議員おっしゃられたとおり８億８，９０７万８，０００円の減額となっておるところでございます。

減額の主な要因といたしましては、野村布気線整備事業、これは年度内に用地取得が見込めないために２億３，２２０万円の減額、和賀白川線整備事業、これは工事完了に伴う入札差金の精算でございますが、６，１５０万円がございまして、入札差金や事業精算により不用額を減額するものでございます。

先ほど幾らぐらい歳計剰余金が出るのかということでございますが、中期財政見通しでは毎年８億ぐらいの歳計剰余金が出るというふうに見込んでおります。昨年度の歳計剰余金は９億９，７７１万円でございました。経常経費を毎年削減しておることもございまして、私どもとしては昨年よりは少なくなるだろうというふうに思っておりますけれども、中期財政見通しぐらいは出てくるんじゃないかというふうに予想をいたしておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

減額の要因について、それは確かに入札差金の主なものを言われたんですけど、今回の補正を見ますと、歳出で１，０００万円以上の減額。個々に見ますと２２件、それを総額にすると７億８，６００万ですよ、２２件の事業で１，０００万円以上ですよ。これが今回、その２２件が７億８，６００万ということは、約９０％はこれにかかっておるだけで、あとは経常経費だと思うんですよ、１億円ぐらいが。

この２２件の事業費、入札残を含めても７億８，０００万減額をするということは、いかに予算の、今までの補正予算も１２月議会があっても、なぜ減額補正がなされなかったのか、なぜここまで、３月議会まで持ってくるのかと。

今回でも、ざっと調べますと、２２件の事業。この２２件の事業を精査することは、これは義務

経費の軽減もありますけど、２２件だけで７億８，０００万ですよ。これが今までずうっと１年間放置されておって、最終で２２件の１，０００万円以上の減額をやるということは、１，０００万から、もっと大きなのは２，０００万、３，０００万という減額があるんですわ。

もう少し、我々議会で補正予算として審査するのには、余りにも予算を取り過ぎ、余り過ぎ。今回８億８，０００万しても、今の中期財政見通しでいったら、まだ歳計剰余金が８億あるということは、この予算を作成したときには１６億円ぐらいあるということですよ。歳入がふえたということもあっての歳出なんですけど、だから、余りにも事業が減額するについての財政運営が非常に不透明で曖昧だと。もう少し、３月議会だから、決算を見込んでするとはいえ、２２事業で７億８，０００万の減額をすることについて、もう少し精密な精査をして、補正予算なり当初予算を組んでもらわなければこういう結果になると。毎年同じことやと思います。それでもまだ８億円も出てくるということは、非常に予算編成が甘い、不十分だと。

その中に、今回も減額する中に、市単独事業がかなり含まれております。市単事業は、市民のそれぞれコミュニティにしろ自治会にしろ、あらゆる団体の要望を積み上げた上、市単事業が出されておるが、それが１，０００万単位で減額されておると。

例えば加太地区の運動広場のネット２０万、これを要望したけど、予算がないからできなかったと。２０万ですよ。それが３月末までにできなかったと、予算がないからということで、原課から断られたと。そして８億８，０００万の剰余金を出して、まだ８億８，０００万減額すると。そういうことであれば、市単事業は市民の切実な願い、要望であるならば、やはり要望において満額年度内にできるだけ努力して支出するというのが本来だろうと思うんです。

その辺についてのお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

特に市単独事業は減額せずに、事業の前倒しなど既決予算を活用して事業進捗を図るべきではないかとのご指摘と理解をいたしますが、予算を計画的に執行する中で、緊急性や優先度を見ながら対応すべきは対応し、不用となるものは速やかに減額するものとしているところでございます。

いずれにいたしましても、今後も予算の効果的な執行に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

いずれにしましても、歳計剰余金にしても今回の補正額についても、余りにも予算編成が曖昧で、市民の切実な願いが反映されない。財政運営をもてあそんでいるとしか思えないので、もう少し正確な財政運営をしていただきたいというふうに思います。

次に、繰越明許費補正の追加補正の要因について。なぜ今回、それだけの繰越明許がふえたのか。

地方自治法第２１３条では、その性質上、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものと、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものとあるが、どちらの要因でこの繰越明許費を毎年毎年続けておるのかということについてお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の繰越明許費補正につきまして、追加が８件、変更が３件上げさせていただいています。その中で、議員おっしゃられたとおり、会計年度独立の原則のこれについては例外と考えておりますけれども、急傾斜地崩壊対策事業が予算編成後の事由により、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものと、いずれかというふうにおっしゃいましたけれども、これ以外は、その性質上、年度内に予算執行ができない。この急傾斜地については県が３月補正でお認めをいただいたということですので、これ以外とこれは、両方があるという形の中で、この違いがあるというふうに理解をいたしております。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

会計年度の独立の原則の例外ということであるんですけど、今回も２５年度は総額にしますと１４件、３億６，２００万ぐらいあるんです。これは、新年度予算の２０６億に対して、もう既に決算は３億６，０００万を上回っておるわけであります。２５年度は、今一律予算の中は決算としては３億６，０００万減額されるという操作があるわけです。だから、予算単年度の独立の原則から、いかに尊重して、そういうことが一般の者にはなかなかわからないわけですよ。だから、２６年度には２０６億円の予算が出ておることは、既に３億６，０００万は加算された予算になっておると、繰越明許しておるので。だから、２５年度はその分はもう既決予算から減るという決算になるということから、余りにも会計年度独立の原則からいっても、できるだけそうすべきじゃなかろうかというのと、川崎小学校改築については、繰越明許するよりは、全体事業がもっと把握できるように、これは逓次繰り越し、継続費、ここらで処理するほうが、もう少し明確にして、事業の中身がわかるということから、川崎小学校については明許繰り越しじゃなしに、やっぱりこれは継続費、逓次繰り越し分として扱うのがいいのではないかということを提言しておきます。

時間がないので、次に移ります。

次に、債務負担行為の補正の取り扱いなんですけど、消費税引き上げにより限度額予定の１７事業、事業確定に伴うもの１６事業の変更ということで、追加限度額が３７０万、それから変更が５，２６２万３，０００円、廃止が７５万と。今回の追加補正で２，０００円とか７，０００円とか８，０００円というのが補正されておるんですけど、これは多分消費税絡みだと思うんですけど、これは消費税は４月１日に上がることによって原因が発生するのであれば、決算なり、２６年度事業で追加補正するなり、決算処理できるぐらいの事業であろうかと思うんです。それをあえて２，０００円だとか８，０００円を債務負担行為にするというのについては、いかがなものかということが１点と、来年度当初予算の債務負担行為額が１２件、２億９，８００万が計上されておりまして、２６年度以降、債務負担が約３０億あるわけです。これは、会計上の一つの手段といえども、この債務負担行為は通常、闇起債と言われる物件でありまして、これはあくまでも義務的経費。だけど、新年度予算の中には義務的経費が人件費と扶助費と公債費ということで義務的経費が上がっておりますけど、この債務負担行為は闇公債費と言われるように、これはあくまでも義務的経費なんです。

今、公債費の残高が１８０億ですよ。そこへこの債務負担行為が３０億あるわけですよ。そうすると２１０億ということになるんです。

市から提案されたのは、起債額は１８０億ですよと。しかし、債務負担行為がだあっと、約７９件、８０件ぐらいありますよ、今。これが後年度以降に３０億という、これが加算されてない。これがあくまでも予算上は義務的経費として加算されるべきなんです。だから、この闇起債とか、起債に準ずる債務負担はできるだけ控えるべきだというふうなことだと思うんですけれども、どうしてもやむを得ない事情はあろうかと思うんです。継続費にも組めない、明許繰り越しもできないということで、債務負担を起こされると思うんですけど、ただ１８０億という起債残高に加えて、約３０億という債務負担があるということについての財政の運営上の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず債務負担行為につきましては、消費税増税に伴う契約額を増額変更するものと、平成２５年度において契約額が確定したために、限度額を確定するものでございます。

債務負担行為が将来の財政を圧迫するとの考えはどうかということでございますが、議員ご指摘のとおり、債務負担行為につきましては市債の借り入れと同様に、後年度に負担を強いることとなりますが、一方で長期契約により単年度契約に比べて市にとって有利な契約ができるといった利点もございます。したがいまして、債務負担行為につきましては、これらを総合的に勘案して予算計上をいたしているところでございます。

なお、今年度、指定管理者の５カ年の当初でもありまして、特段多くなったところでもございます。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

確かに今の債務負担行為は、契約によっては有利だと思うんです。ただ、ことしは特に多くなったとはいえ、ことしが大きくなったら翌年度も同じことなんですよ。だから、３０億という債務負担行為が本当に必要なのか、必要でないのかと。財政分析した中には、あくまでもこれは義務的経費で、どうしても払わなければならん、財政が硬直しておる要因なんですよ。だから、安易な債務負担行為は、これはあくまでも隠れ起債とも、闇起債とも言われておって、財政上よく使う財源なんですけど、決して適当ではない。単年度独立の予算としては、非常にその問題がある行為だというふうに思うんです。その辺について、これを合わせて１１０億という地方債残高があるんだということ、それと、あくまでも一般会計だけですもんで、特別会計も含めてすると膨大な経営になってくると。あくまでも財政の硬直化を招く大きな一つの要因であるということから、もう少し財政の中の必要最小限の限度があるとはいうものの、もう少し今後考えていただいて取り扱っていただきたいということを認識していただきたいと思います。

それから財政調整の考え方についてなんですけど、これは歳入に見合った歳出予算を本年度もつくったと。ことしも財政調整基金を全額返したから、歳入に見合った歳出になったんだということ

なんですけど、来年度予算を見ますと、財政調整基金を入れた歳入に見合った歳出なのか、歳入はあくまでも自主財源を含めて、依存財源も含めて入れて、歳入に見合った歳出だと私は理解するんだけど、今回、財政調整基金を全部返したから歳入に見合った歳出予算で補正予算ができたと。来年度は７億、８億入れて、歳入に見合った歳出というのは、財政運営の表現としては確かにそのような表現。実際の中身は、財政調整基金をもてあそんでおるような予算編成だと。財政調整基金がことしはゼロになったから、歳入に見合った歳出で決算が見込めると。来年度は財政調整基金を入れて、それで歳入に見合った歳出ということは、財政調整基金は通常の歳入の予定する額は毎年あるということなのか、財政調整基金の考え方をお伺いします。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

財政調整基金繰入金につきましては、今議会に提出いたしますとおり、４億８，６５５万３，０００円を減額し、平成２５年度は繰り入れをなしといたしたところでございます。

その主な要因でございますが、歳入では市税が２億８，２１０万円、地方交付税が２億１，６６６万円、国庫支出金が地域の元気臨時交付金として２億３，６６５万円が当初見込みより増額となった一方で、歳出では入札差金や事業費の精算により、特に投資的経費で約２億４，０００万の減となり、結果的に財政調整基金の繰り入れが皆減となったものでございます。

これらは、いずれも年度途中に変更が生じてまいったものでございまして、財政調整基金での調整を行ったところでございます。

このように、平成２６年度も当初は財政調整基金の繰り入れを行わないと、予算編成ができないという形で予算を組ませていただいたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

私が言うのは、歳入に見合った歳出という、歳入に財政調整基金は１０億だろうが５億だろうが、それは見込んだ上での話なのかということです。だから、財政調整基金の扱いが余りにも安易な、財布に金が入っておるから何とでもできるんだという安易な考え方の財政調整基金の運用じゃないのかということを指摘しておきたいと思います。

あと時間がないんですけれども、もう１点、公債費の長期市債利子償還金３，８００万の減額をされております。これは野村布気線等の借り入れの償還が昨年の３月までにできなかったということなんですけど、これらについても、事業計画の甘さ。本来、この公債費で長期市債の利子償還金が年度末で減額されるということは、普通、会計上あり得んわけですよ。来年度予算が続く場合において。要するに年度末で借入額はほとんど確定しておったら、利子分とすればほとんど、一時借入金以外、普通は利子償還金はないと思うんですけれども、その要因が３，８７８万３，０００円もあったというのは、その減額になった要因。

それからもう１点、庁舎建設基金についてなんですけど、これはきのうもいろいろ話があったんですけど、市長はかたくなに凍結と言われておりますけど、それは市長の考え方だと思うんですけど、しかし、これだけ老朽化した庁舎、市外の方が見えたら迷路のようで、入札に来ても、相談に

来ても、全然わからんと。どこに何があるかわからんというような、機能的に非常に不十分。それから職員の健康の管理からいっても不十分。市長が積み立てておりますけど、万が一、災害が起きて、防災上拠点施設、中心施設として機能を果たせなかったと。今のを存続することによって、建てかえないことになったことに対して、市長はそれに対する責任をとる意思はあるのかないのか、その辺を問うておきます。

一応凍結というのも結構ですよ。だけど、まだ耐震にしても不十分だと思うんですよ。だけど何ら、積み立てはするけど、建てる意思はないという非常に矛盾した答弁に対して、いつ災害が起こるともわからん。しかし、万が一、この状態で、電気、水道、インフラを整備して、災害においてこの庁舎が支障を来して機能を果たすことができなかったことに対しては、やはり早急に建てるべきだ。合併特例債の２６年までに建てるべきだということに対する、市長の凍結に対して、万が一災害、人災が起こった場合に、市長はそれに対する責任はとれるのか、それだけをお聞きしておきます。

○議長（宮崎勝郎君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

庁舎の基本的な考え方につきましては、きのうも申し上げたとおりでございます。従来の方針を堅持させていただきたいと思います。

また、今、少し触れていただきました防災の対策、万が一、どういう状況が起こるのか想定できませんが、従来の防災の耐震の基準に沿った耐震補強等々、今日まで対応をいたしてまいったところでございます。あわせて、今の機能面ということになりますと、確かに年次もたっておりますので、十分ではないということも認識をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、防災対策も含め、この２次的、３次的の拠点機能の喪失がないように、そしてハードももちろんでありますが、さまざまな個人データを情報として市役所は管理をいたしておりますので、そういうことも最善の事前策も含めて万全を図っていきたいと、現時点で捉えておるものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員ご指摘のとおり、通常、予算計上したとおりに借り入れを行った場合は、その時点で償還利子が決定するため、変更は発生いたしません。しかしながら、平成２５年度当初予算の利子償還金は、その時点での借入予定額をもとに算出をいたしましたが、その後の平成２５年３月補正での減額や、野村布気線整備事業など、事業進捗により、結果的に大幅に借入額が変更となった事業もございますことから、当初の段階で見込んでいた３，８００万円程度が不用となったものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

いずれにしましても、いろいろ申し上げましたけど、最終的には全ての責任は市長にあるという責任感を十分持って取り組んでいただきたい、財政においても同じことでございます。よろしくお願いします。終わります。

○議長（宮崎勝郎君）

１９番　小坂直親議員の質疑は終わりました。

以上で、予定をしておりました通告による質疑を終了し、日程第２に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第１号から議案第２８号までの２８件については、お手元に配付いたしてあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

なお、報告第１号及び報告第２号の２件については関係法令の規定に基づく報告、また報告第３号は寄附受納した報告でありますので、ご了承願います。

付　託　議　案　一　覧　表

総務委員会

議案第　２号　亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
議案第１２号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

教育民生委員会

議案第　１号　亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について
議案第　３号　亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第　６号　亀山市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について
議案第　７号　亀山市社会教育委員条例の一部改正について
議案第　８号　亀山市青少年問題協議会条例の一部改正について
議案第　９号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第２８号　調停の申立て等について

産業建設委員会

議案第　４号　亀山市手数料条例の一部改正について
議案第　５号　亀山市基金条例の一部改正について
議案第１０号　亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について
議案第１１号　亀山市営住宅条例の一部改正について

予算決算委員会

議案第１３号　平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について
議案第１４号　平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について
議案第１５号　平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について
議案第１６号　平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について
議案第１７号　平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について
議案第１８号　平成２５年度亀山市水道事業会計補正予算（第３号）について
議案第１９号　平成２５年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第１号）について
議案第２０号　平成２６年度亀山市一般会計予算について
議案第２１号　平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
議案第２２号　平成２６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
議案第２３号　平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
議案第２４号　平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
議案第２５号　平成２６年度亀山市水道事業会計予算について
議案第２６号　平成２６年度亀山市工業用水道事業会計予算について
議案第２７号　平成２６年度亀山市病院事業会計予算について

○議長（宮崎勝郎君）

次に、日程第３、請願第１号及び日程第４、請願第２号を一括議題といたします。

請願第１号安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める請願書、請願第２号「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別養護老人ホームへの入居を要介護３以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書」採択を求める請願書の審査については、お手元に配付いたしております請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

請願文書表

受　理　番　号	請　　１
受　理　年　月　日	平成２６年３月４日
件　　名	安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市和田町１４４８－１１５ 連合三重亀山地域協議会 議長　沢田禎浩

要　　旨	安定的な雇用と均等・均衡な処遇の下で、安心して働き続けることができる雇用・労働環境を整備するための法改正等が行われるよう国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	竹井道男、大井捷夫
付託委員会	産業建設委員会

受理番号	請　　２
受理年月日	平成２６年３月１０日
件　　名	「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別養護老人ホームへの入居を要介護３以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書」採択を求める請願書
請願者の住所・氏名	津市柳山津興１５３５－２３ 三重県社会保障推進協議会 会長　林　友信
要　　旨	介護保険制度については、国の責任で制度の持続可能性と公平性を確保すべきであり、要支援者への介護予防給付や特別養護老人ホームへの入居を要件は従来通りとし、利用者負担を増やさないこと等について決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	片岡武男、大井捷夫、西川憲行、服部孝規
付託委員会	教育民生委員会

○議長（宮崎勝郎君）

会議の途中ですが、予算決算委員会の開催のため、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時４２分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第５、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

５番　中﨑孝彦議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

新和会の中﨑でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

日本の農業は、大きな転換期の中にあります。特に中山間地域の農業は、存亡の危機にあると言っても過言ではないというふうに思っております。きょうは、中山間地域の農業についてお聞きをしたいというふうに思います。

戦後の私たちの食生活というのは、劇的に西洋化し、そして多様化をしてきました。１９５５年から５０年の間に、肉類の消費というのは8．9倍、牛乳・乳製品は7．6倍にもふえましたということでございます。一方で、米離れというものが始まったわけでございますが、１人当たりの米の年間消費量というのは、１９６２年、昭和３７年でございますけれども、１１８キロを境に、今現在ほぼ半減をしておるというような状況であります。そこで、米をつくり過ぎて価格が下がらないようにするため、１９７０年から政府が生産目標を決めて、都道府県に割り当てる米の生産調整、減反政策が始まり、現在に至っているわけでございますけれども、その生産調整、減反政策を２０１８年に廃止するという政府の方針が示されております。そしてまた、今現在、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉の行方が不透明な中、政府は米農家に競争力をつけるため、一律の補助金を廃止して、農地を集約して、大規模農家の育成に力を入れるというようなことでございます。

しかし、平野部以外の中山間地域に広がる農地は、国内の耕地面積の４割を占めているわけでございます。現在、農業従事者の６割が６５歳以上と高齢化は深刻であり、機械の更新さえできずに耕作をやめる農家が多いわけでございます。また、全国の耕作放棄地につきましても、滋賀県とほぼ同じ面積、約４０万ヘクタール、そのうち中山間地域に占める割合というのは５４％、２１万5，０００ヘクタールに達しているというようなことでございます。減反政策の廃止で、米の生産がふえて価格下落に拍車がかかれば、耕作放棄地がふえかねないということでございますが、そうなれば、今まで以上に病虫害や獣害の発生にもつながり、増加すれば地域が荒廃するきっかけになるのは明らかでございます。また、景観形成や保水機能による防災効果など、多面的な役割を果たしている水田の機能もどんどんと失われていくわけでございます。

こういうことを踏まえて、質問に入りたいというふうに思います。

まず１番目でございますが、本市における耕作放棄地の現状についてお聞きをいたします。

まず、過去５年間の本市の耕作放棄地の推移についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

５番　中﨑孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

耕作放棄地の過去５年間の面積ということでお答えをさせていただきます。

耕作放棄地の面積につきましては、耕作放棄地全体調査により、市全体で田畑を含め、平成２０年度、２１年度につきましては７４ヘクタール、２２年度には約７５ヘクタール、２３年度につき

ましては７６ヘクタール、２４年度につきましては耕作放棄地の解消状況調査の内容が少し変わりまして、これまでは１０年間耕作放棄していた土地に限り耕作放棄地と認めていたものを、そうでなく、作物が即栽培できないという判断で、竹とか葛等が繁茂しているという状態までを耕作放棄地と認めて見直しをしたという結果で、その部分でいきますと、２４年度、数字としては約３３０ヘクタールという基準が変わったことによる面積の増も加わっている状況でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中﨑孝彦議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

条件の見直し等もあり、非常に大きくその５年間で耕作放棄地がふえているという状況があるということがわかりました。

そして、この全国の農地に占める耕作放棄地の割合というのは、ちょっと調べましたら、１９９０年には全国で４．７％だった。それが、２０１０年には１０．６％というふうに、やはり全国的にも２倍以上になっておるということで、これは非常に大きな問題だというふうに思うわけでございますが、今お聞きした本市の耕作放棄地ですが、本市の農地に占める耕作放棄地の割合はどのぐらいになっているかということをお聞きします。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

耕作面積に対する耕作放棄地の割合でございますが、農林水産統計年報による耕作面積をもとに算出しましたところ、平成２４年度で全体面積が亀山市として２，０００ヘクタール、そのうち、ただいま申し上げました３３０ということで、１６．５％でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中﨑孝彦議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今、１６．５％、非常に大きな数字だというふうに思うわけでございますけれども、この１６．５％を占める耕作放棄地でございますけれども、２００９年から政府が耕作放棄地を解消しようと基金を設けて、荒れた田畑の再生を支援する取り組みが始まっております。亀山市でもそういう取り組みをしておるわけでございますけれども、毎年全国で約１，０００ヘクタールが再生されておるということを聞いておるわけでございますけれども、本市において耕作放棄地は１６．５％あるわけでございますけれども、その中で現在までに再生された耕作放棄地というのは、どのくらいあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

国及び市の補助金を活用して耕作放棄地解消面積は、平成２１年度から２５年度までの間に、解消予定面積を含めますと、亀山市では約３．７ヘクタールの解消面積となっております。

○議長（宮崎勝郎君）

中﨑孝彦議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

この解消面積も非常に小さいわけでございますけれども、農家の方が耕作放棄地を解消すると、そういう補助とかいろんなあれがあるということも、なかなか周知をされてないという面もあるんですけれども、前段でも触れたように、農家の高齢化ということも相まって、そういうような耕作放棄地を解消するというのは、なかなか難しいというふうな認識もあるわけでございますけれども、次の質問に入ります。

次に、米の生産調整の減反政策の廃止に伴って、中山間地域の耕作放棄地が当然ふえると思うんですけれども、市として農地の荒廃を防ぐために、どのような施策を考えておられるのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

中山間地域の農業施策として、現在、中山間地域等直接支払制度により、地域ぐるみで農地の保全管理を行う取り組みを進めているところでございますが、他にもおのおの中山間地域における新規就農者への支援、農産物のブランド化や特産品発掘への支援、また任意組織による地域活性化の取り組みに対する支援などを行っているところでございます。

国においては、米政策の見直しの中で、麦や大豆、飼料用米の生産の推移、５年間、今議員がおっしゃってみえる平成３０年度を目指して、米の生産数量目標を廃止して、生産者みずからが経営判断、販売戦略に基づき、どれだけ生産・販売するかを決められるようにすることで、農業経営の安定化を目指すこととしております。また、担い手農家への農地の利用集積や集約化を進めるための農地中間管理機構を設立し、認定農業者や集落営農組織などの担い手農家の育成確保により、強化をするような政策転換をしています。

しかし、条件不利な中山間地域は、期待される農地の集約や担い手の確保が進む要素が乏しく、今後も厳しい状況が続くと推測されます。しかし、中山間地域については、本市といたしましても現状の取り組みを継続するとともに、条件的に個人の農業経営には限界があることから、地域で支える継続して営農ができる集落営農組織を重視した農業政策の転換は必要と考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中﨑孝彦議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今いろいろな施策を講じておるというようなことでございますけれども、この施策をずうっと継続していく、これはもちろん大事なことですけれども、この施策というのは全国的なもので、標準化されたものでございますけれども、この亀山市の中山間地域の農業ということで、中山間地域でも立地条件とかいろいろなものがあるわけでございますので、私がどういうことを求めておるかというのは、市独自の、例えば中山間地域支払事業とか、いろんな今までも継続してやっていただいておるわけですから、そういう事業を継続してやっていただいているにもかかわらず、耕作放棄地がどんどんふえていくということでございますので、現状維持にもなっていないというふうに私は認識しておるわけでございます。ですから、市の独自といいますか、亀山市はこういうことをやっ

ているんだという施策を、今ここでこういうことをやるんだということは、もちろん質問してすぐできるわけではないですけど、そういうことの検討といいますか、そういうことも十分考えてやっていただきたいというふうに思うんです。

そして、今部長からブランド化の支援とか、いろんなものが出ましたが、一つ例をとって話をさせていただくと、実は坂本で坂本棚田米ということで、坂本棚田米のコシヒカリということで、袋もできまして、レッテルもできまして、これを大々的に坂本棚田米として、コシヒカリとして売り出していこうというような機運も高まって、私も棚田米のレッテルも、いろんなものを見せてもらったわけですけれども、そういうものにどんどん行政としても後押しをしていく、農協ともタイアップする、そういう農協との結びつきですね。そういうものを行政としてしっかりと後援をしていく、そういうことが大事じゃないかということです。そうすることによって坂本も、行政も一生懸命後押ししてくれるわいというようなことで、ますますこういうことが亀山市にも広がっていくということでございますので、例えば関のジネンジョとか、非常に有名になってきましたけれども、そういうふうにしていかないといけないと。

そしてもう１つ、私、地元のことばかり言って申しわけないんですけれども、池山の中老の方といろいろしゃべっておったときに、どうだ、孝彦さん。池山の田んぼをみんなでつくって、石水渓米としてブランド化して売り出していったらどうだろうとかいうような話も出ておりまして、そういうこともどんどん地域で起こして、それを行政がバックアップしていくというようなことが今後最も必要なことじゃないかというふうに思っておりますので、またそういうことがありましたら、後押しをよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、３番目の質問でございますが、日本型の直接支払制度についてちょっとお聞きしたいと思います。

政府は、２０１４年度にこの制度を新設するということでございますけれども、この日本型直接支払制度、私も初めて耳にする言葉でございますけれども、これは具体的にどのような制度なのか、教えていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

日本型直接支払いは、農業・農村の持つ多面的な機能の維持・発揮のための地域活動に対して支援を行う国の制度であり、農地維持支払いと資源向上支払い、中山間地域等直接支払い及び環境保全型農業直接支援の４つの制度で構成されております。

このうち、中山間地域等直接支払いと環境保全型農業直接支援は現行制度と同様の内容で継続されております。

農地維持支払いは、平成２６年度において創設される事業で、５年間継続して農地、のり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充など、農業用施設の基本的保全活動を支援するものであり、農業者のみで構成される組織でも支援の対象となります。

一方、資源向上支払いは、現状制度である農地・水保全管理支払事業の組み替えによる事業で、５年間継続して、水路、農道、ため池の軽微な補修や植栽などによる景観形成、施設の長寿命化のための活動を支援するものであります。地域住民を含む活動組織が支援の対象となります。

なお、支援に当たっては、交付単価が新たな活動組織における上限単価は、田んぼで農地維持支払取り組みの場合、１０アール当たり３，０００円、農地維持支払いと資源向上支払いの両方を取り組む場合は１０アール当たり５，４００円となります。なお、畑の場合は別途単価が設定されておるということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中﨑孝彦議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

日本型直接支払制度が具体的にどのような制度かということで、今お聞きしたわけでございますけれども、今までこの直接支払制度というのは、農道の補修とか草刈りとか、いろんなものがありましたけれども、農道の補修とかいうことを地元が施工した場合、日本型直接支払制度というには地元負担金は発生しないのですか、どうなんですか。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

農地維持支払いについては、通常の草刈りとか水路の泥上げ、また砂利の補充、そういうふうな軽微なところの作業についての補助ということでございまして、それ以上の、例えば恒久的なものというのは含まれておりません。日常の草刈り等の通常の作業について、対象としております。

○議長（宮崎勝郎君）

中﨑孝彦議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

そうすると、これは地元負担はないということですね。

ということは、私が聞いておる範囲では、例えば農道の補修ということで、農道が陥没したとか、いろんなことがあると、これは直接支払制度には該当しないということでいいですかね。例えば水田ののり面が崩落したとか、今までそういうのは直接支払制度には対象にならないということですか。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

議員おっしゃる、例えばのり面が崩れた場合というふうなことは、当然災害復旧とか、そういう面での事業はございます。通常、地域の皆さんで自力復旧というところにこれを充てるということはございません。

○議長（宮崎勝郎君）

中﨑孝彦議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

私が今聞いたのはなぜかといいますと、従来から市単で土地改良事業ということで、材料支給とか、工事を伴うものもいろいろ補助を受けてやっておるわけですが、この場合は地元負担が２割あるわけです。そうすると、直接支払制度でやった場合は地元負担がないということになると、非常に農家としては不公平感が出てきて、市単でやらんでも日本の直接支払制度でやれば負担金がない

でええじゃないかということになるわけで、それを非常に懸念したわけで、今質問したんですけれども、そうするともう一度繰り返しますけれども、この日本型直接支払制度というのは、従来、市単の土地改良事業で２割負担でしていた補修とか復旧とか、そういうものは、この日本型直接支払制度の対象にはならないということで、もう一度確認ですけれども、地元で非常に混乱が起こると思うんですわ。何だと、こんな制度ができたのに、地元負担はないほうがいいじゃないかと。そうしたら、地元負担がない日本型直接支払制度でお願いしますというようなことが起きた場合に、その辺の区割りを農家の人にきちっと周知をしておかないと、これは後々混乱が起こると思うんですわ。

この日本型直接支払制度というのは、２０１４年度から始まるわけですから、今までにはない制度ですから、そういうことを十分頭に置いて、この周知をしていただきたい。

この間の広報と一緒に回っておったやつも、あれもそうだよというようなことでしたけれども、なかなかわかりづらい。地元の人が、あれ本当に農家の人が読んでおってどうかと思うんですね。その辺の対象になるもの、ならないものというのをきちっと農家の人に周知をしていただきたいというふうに思います。後々混乱が起きると困るというふうに思うわけでございます。

そして、直接支払制度の２つ目ですが、私が聞いておるところによりますと、この制度は集落というようなところでまとまって計画が必要であると。そして、リーダー的な存在って、リーダーってそう大げさなものではないんですが、まとめ役ですね。そういうリーダー的存在がいないと、この日本型直接支払制度というのは機能しないことが起こり得る可能性があるというようなことを聞いておるんですけど、せっかくできたこの日本型直接支払制度を最大限活用するために、今も言いましたけれども、行政としての取り組みですね。そして、農家への周知、今の対象になるかならんかという。そういうふうなところをどういうふうにやっていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

農家への周知とリーダーという２点でございますけれども、その前に、今、市単独の土地改良事業とのなかなか区分けがというふうなことでございますけれども、これにつきましては、今の農地維持支払いの部分では、現状の本当に軽微なものを対象とした事業でございます。

一方、市単独事業につきましては、恒久的に、例えば土水路をU字溝を入れるとか、コンクリートで舗装するとか、そういうふうなものを対象としてやらせていただくということで、すみ分けをさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、周知ということでございますけれども、日本型直接支払いに係る各制度については、随時制度内容の周知を行っているところでございますが、特に今回、新たな制度として実施される農地維持支払い、資源向上支払いについては、制度概略が明らかになったのが本年１月以降でございまして、制度の周知に努めているところでございますが、まだまだ少しおくれているということで、先般、広報の回覧ということで皆さんのほうにお知らせをしたということでございますけれども、具体的には、例えば農業委員会とか農業再生協議会などで制度の説明を行うとともに、農政推進委員さんのほうにも説明を行い、地域での本制度の周知を依頼したところでもございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中﨑孝彦議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

とにかく周知と、くどいようですけれども、日本型直接支払制度と、そして今までの市単の土地改良事業というようなすみ分けを明確に地元の農家に伝えていただきたいというふうにお願いをしておきます。

次に、市長にお聞きをしたいというふうに思います。

米の生産調整、減反政策の廃止に伴って、米づくりを廃業したり、耕作放棄したりする人が今よりもふえる可能性がある。そうした場合、将来、集落として成り立たない地区が出ないか、心配になるわけです。というのは、農家が６５歳以上の人が大半で農業をしておると。また、核家族化が進んで、若い人はみんな外へ出ていく。そして、お年寄りだけの世帯も多い。そういうような状況の中で、集落として成り立たないと、本当にそういう地区が出ないか、本当に心配するわけでございますけれども、市長として、今の現状認識と、そして市長として、市としてはこんなことをやったらどうだというようなことは、今後の対応ですね。それについて市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中﨑議員のご質問にお答えをいたします。

いろいろご指摘もいただいておりますけれども、中山間地域の農業は、ある意味、作業条件は非常に不利な農地が多いということでございまして、高齢化、担い手不足、獣害被害などから農家の大規模化や農地の集約化が進んでいないという状況でございます。

一方で、中山間地域の農地につきましては、申し上げるまでもありませんが、自然環境の保護や防災上の視点からも大きく寄与するものでございまして、亀山市にとりましても大変大切な地域資源であるという認識をしておりまして、この農地を保全していくことは政策的にも大変重要な課題であるという認識をいたしております。

現在、中山間地域において、集落の存続や荒廃する農村景観への危機感から、営農組織の設立でありますとか、農商連携、ブランド化への取り組みなど、地域農業の再生に向け、積極的に取り組む活動が見受けられるようになってまいりました。

つい先日も、白川地区におきまして、組織の設立がめでたくいただいたところでございますけれども、そういう動きが徐々に出てきておりましたり、例えば地域のブランド化につきましても、議員もご案内のように、先ほど坂本の棚田のブランド米でありましたり、加太のジネンジョとか、原尾のニンニクとか、あるいは池山、神辺での幻の和紅茶「べにほまれ」の復活でありますとか、こういう動きにつきましても、新たな取り組みが若干散見できる状況になってまいりました。

私ども市といたしましても、その観点から、国の政策転換の影響を見きわめる必要もございますけれども、こういった地域の皆さんの意欲や力を原動力といたしまして、新規就農者や後継者への支援、また集落営農組織の組織化の支援など、これは中山間地域だけではないんですが、とりわけ条件不利地域であります中山間エリアにおけます白川地区の組織の設立なんかはいい契機だろうと

思っておりますが、地域全体として農業を支える仕組みづくりや、組織づくり、これを市としてもしっかり応援させていただいて、地域農業の確立による集落の活性化を図ってまいりたいと、このように考えております。これは、課題はあろうかと思いますが、現時点では集落営農として活性化を図るというのは最善の道ではないのかというふうにも認識をいたしておるところであります。

○議長（宮崎勝郎君）

中﨑孝彦議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今も市長の答弁をいただいたわけでございますけれども、とにかく中山間地域の農業については、今までもいろんな事業を展開していただいておるわけでございますけれども、本当に行政がバックアップしていく、また前に出ていく、いろんな場面で行政の力というのも非常に大きいわけでございますから、今後の取り組みをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

そして、最後になるわけでございますけれども、私の一つの提案みたいなものになると思うんですけど、私も今までずうっと質問させていただいて、中山間地域の農業というのは本当に存亡の危機にあると申し上げたわけでございますけれども、市長に提案ですが、中山間地域の農業の方向性、今後のあり方ですね。今までもいろんな展開をやってもらっておるんですが、そういうことも含めて有識者の人たちの会議、有識者でもいろんな方が見えるわけでございますけれども、地元の人とか消費者の人とか、いろんな人を入れた会議などを設けて、全体的に幅広い意見を聞いて、その意見の中から行政に反映していくとか、そういうことをしたらどうかというふうに思っておるんですが、そういう考えは、市長、どうですか。今後として。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご提案いただきました有識者などから幅広く意見を聞くような会議の創設についてどうだということですが、中山間地域に限定した組織ではございませんけれども、例えば昨年度から取り組んできております人・農地プランの作成のため設置をいたしました亀山市人・農地作成検討委員会におきましては、これは農業委員、集落営農の組織の代表者、農村女性アドバイザー、認定農業者、ＪＡ鈴鹿、農業改良普及センター、これは三重県の組織でありますが、各関係機関の有識者で構成をいたしておりまして、プランの作成に伴いまして、中山間地域も含む当市の農業のあり方についてご検討いただいておるという状況でございます。

また、市内の担い手の農業者で組織される亀山の農業を考える会というのがございますが、ついせんだっても開催をされました。私自身も参画をさせていただいて、これも県なり、ＪＡも参画いただいていますが、定期的に当市の農業の現状や課題、それから今後の施策のあり方について、もうざっくばらんに意見交換をするという機会を今日まで設けてきておるところでございまして、幾つかの過程で本市の農業施策にも反映がなされてきておるというふうに考えておるものでございます。

議員は、新たにもう１つ専門家組織を設定してはいかがかということでございましたが、今後もこういった機会を通じまして、幅広く関係者や有識者の意見の集約に努めてまいりたいと思っておりますし、きょうも新たに今後３年間の農業委員会の委員さんがご就任いただいて、３年間、また

頑張っていただくことになりました。再生協議会の組織もしっかりと機能させていかなくてはならんと思っておりますけれども、議員のご提案も含め、しっかりと幅広く意見を受けとめて、施策に反映してまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

中﨑孝彦議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

本当にこれは大きな課題、問題だと思うものですから、今後も幅広い意見を聞き入れていただいて、行政にも反映をさせていただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わるわけでございますけれども、２０１４年は「かめやま文化年２０１４」が開催されるわけでございますけれども、この棚田を初め、日本の文化でもある美しい田園風景がこれ以上消えてしまわないように、より有効な施策を講じていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

中﨑孝彦議員の質問は終わりました。

次に、１６番　宮村和典議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

それでは、４５分間の持ち時間で一般質問をさせていただきます。

まず最初に、亀山市の一般職の職員さんの給与減額後、歳入となった財源はどこへ行っておるのかなと。市民にはわかりやすい表現をしますので。

なぜ質問するかということは、昨年の６月定例会でこの減額の議案が上程されたときに、私、反対した立場でもありますので、まず検証したいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

宮村和典議員の質問に対する答弁を求めます。

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

昨年６月の職員の給与減額の財源の措置というご質問でございますけれども、職員給与を減額したことによりまして生じました財源につきましては、平成２５年度当初予算編成時におきましては、地方交付税の削減分をあらかじめ見込んでおりまして、財政調整基金により予算編成をいたしておりますことから、この２５年度におきましては去る１２月議会定例会におきまして予算補正を行いまして、財政調整基金に当面繰り戻しをいたしたといった状況でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

宮村和典議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

今現在は事業化せずに、財政調整基金と。貯金していますよということですね。

ちょっと読ませていただきますけれども、昨年の２５年１月２８日、総務大臣　新藤義孝さん、全国の市議会議長宛てにこういう文書が来ているんですね。政府は閣議決定しましたと、政府において。それで要請をしますよと、要請ですね。今回の要請は、単に地方公務員の給与が高いから、あるいは単に国の財政状況が厳しいから行うものではないが、ここでちょっと飛ばしますけれども、

最大の使命である日本の再生に向けてと、これは国ですからそういう表現をしますが、地方も一丸となってと。ここからですね、問題は。きょう、くしくも３月１１日なんですが、東日本大震災の記憶も新しい防災・減災事業に積極的に取り組んでくださいと。長引く景気の低迷を受けて、地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっていると、昨年の１月ですね。それと、今後、ことしの４月のことなんですが、負担増をお願いすることとなる消費税について、国民の理解を得ていくためには、まず公務員が先頭に立って、隗より始めよの精神で、さらなる行財政改革に取り組む姿勢を示すことが重要と政府は考えておると、こういうことですね。そういった形で、協力をしてくれと。

そこで、どうなんですかね、これ。やはり一般職員の皆さんに限って質問しておるわけなんですが、当時はまだ減額に賛成してない地方自治体、市があったわけですね。そのときも申し上げましたけど、そんなに先んじて減額の意思表示、上程しなくてもいいんじゃないかと。私、委員会でもたしか、総務委員会だったんですが、申し上げたような記憶もあります。

そこで、国の財政不足を、地方はちょっと辛抱してくれと。亀山市を初め、ちょっと辛抱してくれと。ちょっと地方交付税を減額しますよと。ある部分、高飛車的な、国が各地方自治体に対しての、私は個人的には圧力と、そのように感じておるわけなんですが、そんな背景があって、もう１つ市長は私、質問させていただいたんですが、昨年。６月定例会で、交渉団体である職員組合は、苦渋の判断、推譲の判断をしたと認識していますよと、こう答弁されていますね。苦渋の判断、推譲の判断、市長認識していると。財調に入っているって、現在、これ財政調整基金の残高は４４億円と。それで亀山市は中期的な財政の予測やわね、見通しという表現ですけど、２３億円の見通しと。どうなんですか。４４億円、見通しが２３億円。

私は、財調は上限はありません。幾らためてもらってもいいんです。いいんですが、膨れ上がっていますわね。だから、こういういい方向に、いつ何でも使える財政調整基金に置いておくのは、行政当局としては安心というか、楽というんか、ちょっと楽というのは失礼な言い方ですけれども、余裕を持った事業展開が私はできると思うんですね。

そういった中で、なぜ事業に使わないのか。いつの時期に、いつのタイミングでもって、一般職員さんの血税、税金たるものは広く薄く、全市民から理解のもと、課せるのが私は基本だと思うんですわ。それを一部の対象にご負担をかけた、亀山市の一般職員の皆さんに、そんな思いがしてならない。

だから、市長にお尋ねしますが、いつのタイミングで、いつの時期に事業化しようと思っているのか。あるいはもう基金のままでしばらくは、２６年度ですね。新年度は事業化に向けて、この基金は考えてないと、使うということ、投資することを考えてないと言われるのか、ちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮村議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど部長が答弁させていただきましたが、今回の給与減額分につきましては、ご指摘のように一旦は基金へ繰り戻しをさせていただいたところでありますけれども、これも本当に今議員触れて

いただきましたが、この財源につきましては、あの局面で、それこそ分度推譲の精神に、全職員がそういう気持ちの中で理解をしてくれて、協力のもとに生じた財源であったというふうに私も認識をさせていただいておるところであります。

したがいまして、これは一旦基金へ繰り入れをいたしましたが、当然防災、あるいは地域の減災、こういうものに対する財源として、今後もさまざまなところで生きていくというふうに考えておりますし、また今後、その一部につきましては、まさに職場環境の整備でありますとか、職員のスキルアップのための研修費でありますとか、福利厚生費等につきまして、本当に協力をいただいた職員のために活用できるような使い道につきましても検討いたしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。新年度以降ということになろうかと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

宮村和典議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

市長からご答弁いただいたんですが、特にこの貴重な税金を、本当の防災・減災、あるいは地域経済の活力に向かってというご答弁じゃなかったと思うんですね。職員の福利厚生面でのお話しだったと思うんですが、３回目として、市長にちょっと提言をさせていただきたいと思うんですが、一旦税金で預かった以上は、これは減額してもらってもいいというのも、やっぱりほどがあると思うんですね、期間の。速やかに目に見えるところ、こういうところに使ってもらっているんだなと。基金ですから、金に色目がないから、何に使ってもろたか、事業展開しないことには、私ははっきりしないと思うんですね。

そこで、払い損と思われないためにも、２６年度から着々と財調から取り崩して使っていきますよというお話なんですが、プールしていただけでは、あるいは職員の福利厚生といったって８，５００万ですね。８，５００万の原資というか、税金の収入で、福利厚生費だけで８，５００万も、どんな計算をされておるかわかりませんけれども、早く事業展開しないと、職員のモチベーションの低下に私はつながるんじゃないかと、ちょっとおそれを持っておりますので、これは提言です。速やかに事業展開を進めていただきたいと思います。

次に、２６年度の市長の施政方針と予算編成に沿って、１つ目に２６年度４月からなんですが、創意の年と位置づけられたわけなんですが、２５年度、今現在３月までの話なんですが、考動の年と。私、考動の年ってどういう意味ですかと昨年も尋ねたんですが、まず考動の年、３月までまだ数日間あるんですが、これはもう達成できるのかと。今、まさに卒業式のシーズンなんですが、考動の年は職員全員が一丸、オール市役所、考動の年は十分認識して、一人一人の職員が考動、認識を十分持って日夜業務に当たっていると、そう思われるのか。

それと、２６年度行政経営の重点方針の中で、行財政改革大綱後期実施計画の最後の年になると思うんですね。その中で、限りある経営資源を生かして自治体経営を進めると。希望と信頼の市政を前進させる。そのためには、２６年度を創意の年と位置づけしたが、こういうことなんですが、この創意の年、具体的にちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど昨日、大井議員の質問にもお答えをさせていただいたところでございますが、平成２６年度の行政経営の重点方針を達成するために、この創意の年という意味合いでございますけれども、新たな事業に手を出すということではなくて、これまで取り組んできたことの中身と成果を見詰めて、深く考えた上で、知恵と工夫を組み込んで、厳しい局面を切り開いていこうという意味合いから、平成２６年度を創意の年と位置づけたということでございます。

具体的にどういうことなんだろうかということですが、全庁挙げて危機意識を持っていくということ、それからどうしても惰性とか慣習になじみやすい、そういう風土もあろうかと思いますので、そういうところから脱却をして、常に一つ一つ小さなアイデアでも、小さな改善が積み重なって、全体として仕事のやり方や仕組みが進化して、大きな成果につなげたいと、そのようなことをイメージしておるところでございます。

考動の年につきましても、同じように単に動くということだけではなくて、よくよく考えて、それを行動に生かしていくべきだということで、これも今後の庁内の行動規範として、充実をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

宮村和典議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

創意の年というのは、今までの仕事の中で、惰性とか慣習があったら、そういうものはいい意味だけ残して、悪いものは取り払う。新しいものを見つけていくんだと、そういう意味だと思うんですが、考動の年を卒業したんですかというのは、言葉をかえれば達成感なんですね、市長として。それがあったのかどうか、ちょっとご答弁がなかったんですが、このことに関してどうなんですかね。考動と創意、両方とも見比べてみると、素人的にですよ、シンプルに。創意は新しいもの、要は発想ですわね。考動は考えて動く、これ逆になってないですかね。

よくよく施政方針の中からかいま見ますと、考動は２６年度も引き続いて続けていくんだと。だから、まさか順序は逆とかそんな小さなことは言いませんが、やはり相まって、共同体のものだと思うんですね。それと、大体市長の予算編成時は、一般会計の歳入歳出の総額の金額をもじってこんな年ですよというのが、私の認識しているところなんですが、これは首長によってみんな違っていいわけですので、市長はそういう数字の語呂合わせで、ことしはこんな年だという表現じゃなくて、考動の年とか、あるいは創意の年とか、こう言っておられますが、それはそれで市長の考え方としていいんですが、ちょっと副市長にお尋ねしたいんですけど、副市長は市長の女房役ですし、ナンバー２の立場でもあります。職員が一人一人深く考え、各部局の英知を結集して実践できる職場環境づくりに力を発揮する意気込みですね。これは施政方針でも述べておられますが、副市長として、発揮できる意気込みをこの１年間、ちょっとお尋ねしたいと思います。簡単で結構です。

○議長（宮崎勝郎君）

安田副市長。

○副市長（安田　正君登壇）

急なご質問ですので、まとまったお答えができるかどうかわかりませんけど、施策の立て方については、かなり職員にはいろいろとアドバイスをさせていただいております。

それともう１点は、自分の所管分野だけを本当に真面目に真っすぐ取り組んでいただいておりま

すけど、その分野はほかの施策や事業に非常に重なっております。そういうことをもう少し考えてやっていただくと、仕事の幅とか効率とか、影響力も大きくなるというふうな、そういう仕事の仕方ですね。そういうのは私のおる立場から見て、いろいろアドバイスをさせていただいております。

そういうことが、職場環境、仕事を進めていく上での新たなやり方というか、一つ方向性を見つけていただいたら、人は伸びていくと思っておりますので、そういうことは努力をさせていただいたという、今思いつくままに申し上げましたけど、まだ整理できておりませんので、非常に申しわけございません。

○議長（宮崎勝郎君）

宮村和典議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

突発的は突発的なんですが、たまたま私の住んでいる近所に名古屋市の副市長が見えますので、たまに会ったりするんですが、気苦労たるものや大変ということを私もかねがね伺っておりますので、優秀な副市長ですので、今おっしゃってみえたことを、この１年間、やはりどうも表に見えない部分が副市長としてはたくさんあるんでしょうけれども、場合によっては、場面場面で表に出ていただくことも必要じゃないかなと、それもお願いします。

次に、予算編成に絡んで、歳入と歳出とあわせてお尋ねしたいと思うんですが、市長、歳入があっての歳出だと。まさにそのとおりなんですが、私も同感なんですが、歳入というのは、当然ながら自主財源、誰にも遠慮なしに自由に自主財源ですね。他人依存ではありませんよと。この自主財源の増加、あるいは獲得に力を注いだのかと。具体的にいえば、大企業が誘致できればいいんですけど、企業誘致で法人税等の収入が今回の予算編成で見込まれているのかどうか、まず１点お尋ねします。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

企業立地ということでございましたけれども、県や産業団地の開発事業者と連携をして、現在、情報収集等、産業振興奨励金制度などの紹介を交えた中で、立地に向けた働きを行っているとともに、企業との交流会の機会や市ホームページ、企業立地パンフレットを通じて情報発信などの取り組みを行ってまいりました。また、さまざまな機会を通じて、企業との信頼関係の構築も図ってまいったところでございます。

こういう取り組みもありまして、新年度につきましては産業振興条例に基づく奨励金の交付を４社見込んでおります。こうした事業の新規立地や、企業規模の拡大を初め、メガソーラーの市内立地等、税収の確保につながっているものと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

宮村和典議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

２６年度の予算編成上、法人税の歳入として、昨日も答弁がありましたが、４社で７，１００万ほど見込んでいると。それで、ちょっと私の目指す企業誘致とは全く合致しない。この４社は、シャープさんの例をとれば、例えば市外、県外から大手企業を誘致できる、そんな数字でもないわね。

既存企業さんはもちろん大事。そこが工場を新たに第２工場をつくったりする、そういう範囲のものかなと思っているんですが、部長にちょっと尋ねるんですが、亀山地域産業活性化基本計画、これは２４年から２８年、５カ年の計画を示されておるわけだけれども、２４、２５と経過して、来年度は５年の真ん中に当たる２６年度と。

それで目標数字、ちょっとはしょって言いますが、企業立地件数と新規事業件数は５年間で５件ですよと。それから、この５件の進出に伴う製品出荷額、または売上高の増加額を１５０億円、それからこれに伴う新規雇用の創出２３０人、間違いないですね。それで、ちょっと先に申し上げますが、現在までの実績は、５件に対して現在３件だと。雇用に至っては２３０人に対して５１人と。製品の出荷額や売上高はちょっと数字が出せないということなんですが、法人税収を、高望みはしませんが、やはり大企業誘致というのが前提であって、私は５件に対して３件じゃないと思う、そういう意味では、対象をね。雇用なんか２３０人で、これどうなの。４０％、経過しておるんやけど、この目標、残りできるかどうか、ちょっと確認させてもらう。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

ただいま活性化基本計画の数字をもとにお示しをいただきました。確かに立地につきましては５件、製品出荷額としては１５０億、雇用として２３０という数字を目標に上げさせていただいております。

今の低迷する景気から、ある程度景気も緩やかに回復しているというようなことも期待して、この目標に万全を期していきたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

宮村和典議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

答弁では万全を期してと。日本語はなかなか難しいんですけど、やっぱり数字で答えてもらえればと。はっきりとできると、そこまではきょうは申し上げません。だけど、質問の意味合いを部長としてよく脳裏に入れておいていただきたい。

そこでちょっと市長にお尋ねしたいんですが、市長、私、過去においてトップセールス、トップビジネス、本会議場でほとんどの方が聞いてみえると思うんですが、そこでトップセールスはどうなんですかとか、いろいろ申し上げました。直近で、昨年の産業建設常任委員会だと思うんですが、委員長の提言で、市長に対して、行政当局に対して提言をいたしましたね。その提言を踏まえて、企業誘致の推進を、トップセールスで積極的な企業誘致を展開していきますと言い切ってみえるわけです。

それで、先ほど稲垣部長の答弁では、もうひとつ大企業の企業誘致等のお示しがなかったんですが、市長としてどうなんですか。ここまで言い切られた背景には、これは難しいでしょうから答えられる範囲で結構なんですが、さまざまな企業誘致合戦の中で、表に出せない部分もあるかもわかりませんが、情報として何社ぐらいが見込みがあるのか、そういう話が出てきているのか。それと、市長、どうなんですかね。豊田織機が白川だったですか、小学校の奥手ですな。あの事業計画はどうなっているのか、もしわかっておればですね。だから、情報源だけでも、こういう問い合わせが

あるということだけでも、金額的なことは当然ご答弁できないでしょうけれども、可能な限り、ちょっと教えてください。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

企業立地につきましては、少し議員イメージしていただいておるかつての液晶産業集積のような、なかなか大規模な大企業を大きく誘致するということ自体、亀山に限らず、県下、あるいは全県下的に非常に難しいという中で、少し小規模なもの、あるいは現在立地をいただいておる事業所の事業の新たな新展開とか、設備投資とか、こういうものを大事にしていくというところで、本市さまざまな努力を重ねてまいったところでございます。当然トップセールスとして、今日までいろんな情報に対して、非常にレスポンスを高めて動こうと。これはトップであれ、あるいは部長レベルであれ、担当職員レベルであれ、組織としてのこの３層が、それぞれ３層が情報に対して的確に動くという方針のもとに、今日まで努力をいたしてまいりました。

さまざまなレベルの、また例えば住友商事さんとの関係、あるいは各金融機関さんとの関係、三重県さんとの関係、そういうようないろんなチャンネルからの情報との連携の中で、企業立地活動を展開いたしてまいりました。

なかなか具体的な数字をここで申し上げられませんけれども、昨年立地をいただいたものもそういう中の一つであろうというふうに思っておりますし、震災なんかの影響で公表はされておりませんが、企業と亀山市との信頼関係の中で、新たに事業が展開されておるケースも生じておるところでございますので、議員のご指摘の部分は今後もしっかりと展開していけよということでございます。トップセールスを初め、組織的にしっかり対応していきたいと思いますし、なかなか時代的に一本釣りでぽんと大きいのが誘致できる時代ではございませんので、丁寧に立地企業も含めて最善の努力をいたしてまいりたいと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

宮村和典議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

市長、最善の努力をするということですので、それを信じてやみません。

ただ一つ言えることは、企業誘致の場合、いろんな亀山市の地形的な環境とか、交通のアクセス、こんなのは私が申し上げる筋合いでもないですが、今一番ホットな、一番タイミングとしては、南海トラフと大震災がいつ起こるかわからないということで、特に他市、鈴鹿市とか亀山市は今年度の予算、大変だと思うんですね、防災・減災の。これは３０年の後とか言われていますが、そこで市長、幸いにして亀山市は高台にありますので、津波の心配は恐らくないと思います。だから、そういった海抜、津市なんかはゼロメートルがあるんですが、結構な、規模は小さくても企業の数はたくさんある。私が知っている限りで、友達が鈴鹿の若松に住居を構えておったんですが、家も新しいんですが、サーキットのほうへ移転するとか、個人的にもそんな心配事で。

だから、ひとつ亀山市にとっては地理的優位性というのがありますので、その辺だけちょっと含んでおいていただければと思います。

次に、歳出のほうでちょっと質問しますが、歳出削減、何か知恵を絞ったかということなんです

ね。焦点を絞って一言申し上げますが、地域生活交通再編事業の中で、運行バスとタクシー券、議員の立場として、あくまで市民を応援する立場ではあるんですが、行財政改革の大所高所に立って、２６年度、運行バス１億１，０００と、タクシー券の交付２，９００万と、これ合わせて１億４，０００ですかな。全く同額やわね。それと、部長、どうなんですかね。バスね、私も毎日見かけます。効果、効率の面で、１台に１人か２人しか乗ってない運行バスがあるでしょう。それからタクシー券の交付、ここ二、三年さかのぼって、交付したわ、活用したわ。タクシー券を受けて、それを１年間の間に使いましたよという人が６５％なんですよ。こんな現状を踏まえて、市長も以前から、この１億５，０００万というのは、１年間の予算、投資額、やはり何らかの形でということで、交通の再編成で、特に昼生も来ていただいて、デマンド方式の説明をしていただいて、どういうわけかいつの場合も昼生はモデル、モデルと言われて、一番目に手がけてもらっておるというのか、入り込んでもらっておるというのか、そんな思いがして、いいことなんですよ、評価しているんですよ。

だから、先ほど言いました両面で、なぜ同額の金額を予算上、上げてきたのか、その辺、どう判断されたのか、ちょっと答弁してください。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

地域公共交通の関係でご質問をいただきました。

地域生活交通再編事業につきましては、バス運行委託料について、基本的に現行のバス運行を維持しながら、計画的に亀山市地域公共交通計画に基づく市内バス路線の再編を進め、財政負担の軽減につなげていく考えでございます。

こうした中で、現在、南部ルートエリアの再編に着手し、現在、関係する昼生地区へ運行計画について協議を行っております。

当初予算におきましては、路線再編による経費縮減は図れておりませんが、消費税率の引き上げや軽油価格の上昇といった運行委託料の増加要因が存在する中で、利用実績に応じた事前予約制施設送迎サービスの委託料を見直すなど、可能な範囲の中で経費の縮減に努めているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

タクシー料金助成につきましては、高齢者福祉事業の一つの施策として行っておりますが、予算につきまして、昨年同額といたしましたのは、例えば２４年度決算が２，６５０万というふうなことからいきまして、利用率等を見込んで同額としたところでございます。じゃあ２，７００万ぐらいでいいじゃないとか、いろんな議論はあったんですが、高齢化が進んでおる中で、利用促進も図るということを考えまして、２，８７０万という予算を計上させていただいたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

宮村和典議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

タクシー券のほうは、高齢化は当然ながら進んでおりますから、そういう検討もされたと、中でね。人口はふえていくからと。そういう検討がなされた結果、予算計上であれば私も理解はします。ただ、タクシーじゃなしに運行バス、経費縮減と、そこまであえて言うぐらいだったら、デマンド方式の方向性に向いていると思うんですが、行政当局はいつの時期から、各地区、交通再編に理解を求めながら、説明をしながら、いつごろから方向転換というか、運行方式の変更はいつかを簡単に一言だけ、時間の関係上、お答えください。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

バス路線の再編ということでございますけれども、現行の南部ルートエリアの再編につきましては、昼生地区まちづくり協議会に具体的な運行案の協議を進めているところでございます。協議に当たりましては、当まちづくり協議会様が独自にまとめられた運行計画と、現在、市が説明に参っております市計画との相違点があり、ある程度時間を要すると考えているところでございます。

しかしながら、できるだけ早く運行実施に向けた取り組みを進めていくよう、当地区との協議を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

宮村和典議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

ちょっと勘違いしてもらったら困るんだけど、何も昼生地区だけのことを申し上げているんじゃない。２６年度の予算編成の歳出の中で、なぜ削減にメスを入れなかったのかと大所で質問しているんだから、何も昼生地区、言葉に出してもらってもいいんですが、亀山全体でどうするのかということだから、時間の関係上、また質問させてもらいますので、その辺はしっかりと認識してもらって、亀山全体で、いつから効率の悪い運行形態を直すのか、やはり方向性を示していただきたい。

次に、喫緊の課題である公共施設ですね。現状分析に伴って、立派な亀山市の公共施設白書ができ上がったわけなんですね。どうも話を聞きますと、自前でやったと。これは一応評価に値するんですが、なぜ２６年度に一歩進んで調査費が組み入れられなかったのかと。時間の関係上、こちらから先に申し上げますけれども、大体公共施設の大半が、亀山市の場合、建物が３５年経過しておると。大規模な改修とか建てかえが大体同時期に集中すると。将来的に財政負担の面から見て、今から中期的に維持管理と更新の方向性を示すことが大事だということであります。

このことは、我が会派で神奈川県の秦野市へ、昨年の７月ですか、行政視察に行ってまいりました。大概のことはわかっております。

そこで、白書をつくるだけじゃなくて、つくったら次のステップに進む必要があると。今ここに来ておるわけなんですね、次のステップね。できたんですからね、立派なのが。

それで、やはり市民を巻き込んだ、全てをオープンにして、だから、基本方針とか優先順位とか数値目標。どうも白書の資料からいくと、公共施設の数は１７１、更新費用６２３億円。だから、予算に組み入れなかった理由と、ただし、こういう方向で進んでいくということを、ちょっと簡単に答弁だけお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

亀山市公共施設白書は、市民共有の財産である公共施設について、現状を分析し、将来における適正な配置と効果的、効率的な施設管理を検討するための基礎資料でありまして、今回作成したのは第１段階のものであると認識をいたしております。

今後においては、この白書を基礎資料として、亀山市の総人口の推移やコミュニティー単位の人口の推移、また各公共施設の利用状況などを調査・分析する必要があり、これらの作業につきましても業務委託することなく、職員の手でまずは進めたいと考えているところであります。

その後、一定の資料が整い次第、庁内にワーキンググループを設置し、公共施設のあり方の基本方針の策定に向けて、全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

宮村和典議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

認識を持ってもらうという意味で、庁内でできるだけ金をかけずに、つくれるものはつくっていくと。

一言部長に申し上げておきますが、次なるステップとして、職員を除く専門家で組織する検討委員会、どうも秦野市は１０名まで、８名と聞いたんですがね。この検討委員会の立ち上げだけ要望しておきます。

次に最後になりますが、地元も期待している農業集落排水事業、ここに教育委員長も見えますが、同じ昼生地区という同胞でもありますが、この事業は２１年から２７年の６年間かけて、受益者分担金５０万円というような形で、もう２７年の３月だから２６年度末ですね。供用開始に向けて着々と進めていただいているわけなんですが、どうも私、今までの工事を見た限り、幹線というんですか、一番太い道路が一部変更になったような、変更は変更でいいんですが、そんなんで、ちょっとおくれが生じないかなと思いながら心配しておったんですが、部長答弁で結構ですので、国の予算の内示は恐らく５月、その辺だと思うんですが、その辺の予算の絡みで、それから本当に２６年度末に供用開始ができるかと。それとその後、我々ど素人は化粧直しというんですが、管路布設から復旧工事が終わった後、道路の上をきれいに舗装してもらわないといけないから、これは２７年度になるのか、この２点だけちょっとご答弁を願います。地元の人は関心を持っていますので、よろしくお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

高士上下水道局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

まず１点目の予算の確保でございますが、国からは通常、５月末ごろに内示といったものが来ます。今回、国のほうには２億４，０００万ほど要求はさせていただいておりますが、供用に向けましては１億２，０００万程度が必要かというふうに考えております。ですから、約半分あれば供用はできますので、その確保は何とか要望してまいりたいというふうに考えております。

また、２点目の工事の関係でございますが、一部本管工事を本年度、整備する地区を変えまして、中ノ川の左岸工事を実施しました。これによりまして、来年度、また同じく左岸の工事をしますけ

れども、それはあくまでも供用に向けて順序を変えたといったところでございます。そして、２７年度には一部舗装工事は残るものというふうには考えておるところでございますが、地元の方には大変、工事の関係でご迷惑をおかけしておりますので、もう１年ご辛抱いただきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

１６番　宮村和典議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時２９分　休憩）

（午後　２時４０分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１番　西川憲行議員。

○１番（西川憲行君登壇）

ぽぷらの西川でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますが、まず昨日、うちの子供が学校から持って帰ってきたプリントがありまして、平成２６年度は２学期以降に土曜日の半日授業が始まりますという教育委員会から送ってきたのがあるんですけれども、今回の教育行政一般方針には、この土曜日授業について書かれているんですが、２行書かれているんですよね。それで、土曜日授業についても話題とされ、現在のところ、県教育委員会と関係機関との調整が進められているところでございますと、２行書かれています。

非常に残念で、私１２月議会でこの土曜日授業についての質問をさせていただいたときは、現在調整が進められているというような教育長からの答弁をいただいています。３カ月たって、これが進められて決定されたというのは、非常にはっきりしていることなんだとは思うんですけれども、ただ、議会が始まる時期に合わせてこういう資料が配付されて、これどうなっているのと市民の方から聞かれたときに答えようがなかったというのは非常に残念です。

１２月議会でも、設置者という書き方について、教育委員会に対して要望を言わせていただいたんですけれども、やっぱりこういうことはスピード感を持ってと市長も言われるように、これから開かれた議会というのであれば、やっぱり議論の対象になるようにしていただければ、今回通告の中にこういうことを入れて、土曜日授業についてどうなんですかという質問もできたのかなあと、そんなふうに感じているところでございますので、やっぱり議会に対しての資料提示、先ほどほかの議員も言われていましたけれども、議会に対する資料の提示とか開示、それから早目の情報提供というのはこれかもお願いしたいなあということをまず要望させていただきまして、通告に従い順次質問をさせていただきたいと思います。

本日はリニア中央新幹線の整備基金、それから観光政策、障がい者の自立支援、屋根のない博物館事業についてそれぞれ質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員の質問の途中ですが、４６分に黙祷をささげますので、２分ほど皆様方にご猶予をいた

だきたいと思います。

本日３月１１日は、東日本大震災の発生から３年を迎えました。ここで震災により犠牲になられた多くの方々に哀悼の意をあらわし、黙祷をささげたいと思います。

（黙　祷）

○議長（宮崎勝郎君）

どうもありがとうございました。

それでは西川議員、質問を続けていただきますようにお願いします。

○１番（西川憲行君登壇）

それでは、再度続けさせていただきます。

先ほど言いましたように、いろいろな意味合いで我々も一般質問を考えてくる中で、どれをしようというのは考えていますので、やっぱりああいう教育行政のことも、質問の機会を奪われたという感じがしますので、非常に残念です。そういう意味では、今から質問していく中では、理事者側の真摯な答弁をよろしくお願いします。

それでは、まずはリニア中央新幹線駅整備基金についてご質問します。

まず、積み立て目標額が２０億円と出ております。これについては、ことしの１月３日に中日新聞に、亀山にリニアの駅ができるという記事が載りまして、多くの方が注目している中であると私も思っていますので、聞かせていただきたいと思っていますが、まずこの２０億円の根拠について、それから、この金額を何年度までに積み上げていかなければいけないのかという思いがあるのかをお聞かせください。

○議長（宮崎勝郎君）

１番　西川憲行議員の質問に対する答弁を求めます。

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

リニア中央新幹線、亀山駅整備基金につきましては、リニア中央新幹線の市内における停車駅を整備する資金に充てるため、平成８年度に基金条例を制定し、目標額を２０億円とした中で、現在まで継続して積み立てを行っているところでございます。

この目標額２０億円の根拠につきましては、基金設置以前の平成７年に実施をいたしましたリニア中央新幹線駅誘致による影響調査において、駅設置に伴う影響、効果について、事例としまして当時の北陸新幹線の佐久駅の駅舎及び都市施設の整備に要した佐久市の費用負担金を参考といたしまして、２０億円としているところでございます。

次に、目標、何年度までに積み立てるのかといったご質問がございました。

積み立てる目標年度といたしましては、当初は毎年２億円といたしまして、１０年を目標に積み立てを行ってきたところでございますけれども、平成１０年度以降につきましては、リニア中央新幹線の進捗状況や本市の財政状況を勘案した中で、積立額を決定いたしておりまして、平成２２年度からは５，０００万円を積み立てておりまして、本年度２５年度末には約１４億５，０００万円となるところでございます。

今後につきましても、当面は２０億円を目標といたしまして、リニア中央新幹線の進捗状況や本市の財政状況を考慮した中で、引き続き積み立てを行ってまいりたいというふうに考えてございま

す。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○１番（西川憲行君登壇）

積み立て年度はないんだけれども、財政状況を見ながら年間５，０００万円ずつ積み立てていくと。先ほども駅周辺整備、駅整備に使うというふうな目的があるという話で、北陸新幹線佐久駅の費用負担金という話が出てまいりました。

今現在のところにおける使用制限で、駅の整備となっていますが、その整備の範囲、もの、現実のどのようなものを具体的に考えてみえて、また費用負担金が実際に今のリニア駅をつくるときに必要となるのかどうかについて、その構想の中で２０億円という金額が妥当なのかどうかという感じなのですが、お答えいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

リニア中央新幹線の基金につきましては、基金の目的でございます市内における停車駅を整備する資金に充てると設置をしてございます。具体的には駅舎整備と駅周辺整備をスムーズに効率よく推進する上での財源として活用が考えられます。

一方で、駅舎整備につきましては、ＪＲが全額負担する方針が決定をいたしておりまして、昨年示された中間駅のイメージでは、駅舎については地元負担により複合施設としての駅とすることも可能であることから、そういったところへの財源としての活用も考えられるところでございます。

目標の２０億円が適正な額かということにつきましては、平成７年当時の駅の負担金の額でございますので、さらに駅の整備計画が出てまいりましたら、そのときに再度目標額については検討が必要かなという思いでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今の話の中で、駅舎そのものについてはＪＲが負担するんだと。そして、駅の複合施設として整備をしていく中で、亀山市が拠出するべき部分があるだろうというお話でした。２０億円が妥当かどうかというのは、それが具体的になってきてからやっとわかるだろうと、そんな話でありますので、そのままでありますので、リニア駅ができたときに、本当に必要な駅舎、それから複合施設によって亀山市がどのように潤うのか、あるいは発展していくのかという話について、この問題については１月３日付の中日新聞という話を先ほどしましたけれども、それについて、市長の思い、それから市長の将来設計に、このリニア亀山駅がどのように組み込まれているのか、少し市長の思いを聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

西川議員のご質問にお答えをいたします。

本年１月３日に非常にインパクトのある新聞記事が掲載されました。多くの反響もいただいているところでございますし、議員初め議会の皆様方からは、ある意味非常に関心の高いテーマであろうというふうに考えております。

今回の新聞記事でございますが、まずは正式な発表ではないということでございまして、亀山市がリニア停車駅の有力候補として取り上げられたということにつきましては、長年にわたりまして市民の皆様、議会の皆様、経済界、市民会議としてご参画をいただき、ＪＲの複線電化とあわせてこのリニア中央新幹線の建設促進や駅の誘致活動を推進してきたこと。また、平成８年度からは、お触れいただきましたリニア中央新幹線駅整備基金を積み立ててきたことも、ある意味その背景にあるというふうに考えるところでございます。

しかし、依然として現時点におきまして、名古屋・大阪間につきましては、概略ルート等については明らかになってございません。今回の報道は大変背中を押してくれておるというふうに感じておるところでありますが、さらにリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会等の各団体と連携を図るとともに、リニア中央新幹線・ＪＲ複線電化推進亀山市民会議の活動を通じて、早期着工と全線同時開業、また駅誘致に向けて関係機関等へ働きかけを強化してまいりたいと考えておるものでございます。現時点での考え方ということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

前向きな市長のご答弁をいただきまして、私もリニアの駅ができれば、夢が広がるなあというふうに感じています。ただ、先ほど言われましたように、新聞に載ったから安心できるものではないし、それから基金を積み上げているからというものではないと思うんです。東京は品川、神奈川は相模原に、それから山梨に至っては予定が小井川駅の付近ということで、中央市だったんですけれども、今回発表では甲府市にかわっていますので、やはりまだまだ県に一つと言われても、県内でどこに移設されるかというのははっきりしないしわからないと、まだまだ油断はできないという思いは私も一緒でございます。

そんな中で、リニアの駅ができればどんな夢が広がるのかと考えると、やっぱり今東京一極集中が言われている中、東京まで１時間で行ける亀山というのは、ベッドタウンとしても魅力的なまちに変わっていくのかなあと。

それから、我々の子供たちが大学に通うと、今やったら東京へ行こうと思えば、当然アパート住まいになるんですけれども、１時間圏内というと通勤圏、通学圏になるのかなあと。金銭的な話は別としても、そういうような意味でいえば、亀山定住が進むのかなあと、そういう夢が広がっていけばいいなあという思いがしますので、またぜひ市長としても、市として、今言われたように、三重県の中でもほかの市とタイアップをしながら、三重県全体としてリニアの誘致、それからリニアの駅を亀山にという思いを推し進めていただいて、全体的な環境を整えて、早く正式発表をしていただけるように努力をお願いしたいと思って、この質問は終わらせていただきます。

次に、観光政策についての質問に移らせていただきます。

この観光政策については、施政方針の中で、三重テラスの活用の方向性というものが書かれておりますので、まずその三重テラスの活用を事業として上げている思いですね。そして、その中で、

多分観光にとって非常に有効で、亀山ファンの創設やとか、亀山に来ていただくということも書いてございましたので、まず三重テラスがオープンしてから県内各市が利用しておりますので、その利用状況と、利用における影響について、わかる範囲で結構ですので、少しご説明をいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

三重テラスの県下の市町村の利用の状況と、その効果というところでございますが、三重テラスは、三重県の首都圏営業拠点施設として昨年９月に東京の日本橋にオープンいたしました。１階は三重県の物産を扱うアンテナショップと、三重県の食材を使ったレストランとなっており、２階は多目的ホールとなっておりまして、申し込みにより無料で利用することができ、県や市町、商工会議所等の関係団体が活用しているところでございます。

三重県下の市町村のこれまでの利用事例でございますが、活用の形態としては大きく３つに分類できます。

１つ目は、三重を深く知ってもらうための講座やセミナーの開催でございます。熊野市主催の熊野学セミナーは、定員３０名程度で参加者を募集し、熊野の食と祭りをテーマに地元講師による講座が開催されました。

２つ目は、不特定多数の方々に三重の魅力をＰＲする展示会の開催でございます。津市は市の東京事務所を持っていることから、毎月市のさまざまな魅力を情報発信する「つデイ」というものを開催しております。

３つ目は、事業者を対象とした商談会等の開催でございます。尾鷲商工会議所主催の尾鷲のさかな商談会では、マグロやブリなどの魚介類を首都圏の飲食店に紹介する商談会が開催されたところでございます。

その効果でございますけれども、三重テラスを活用したイベントを開催することにより期待される効果として、三重県によりますと、三重にぜひとも行ってみたくなる、新たな販路拡大や商品拡大につながる、新たなネットワークの拡大や情報流通が販路拡大や誘客に寄与するといったことを上げております。

イベントを実施した市町に話を伺いますと、イベントを実施して、多くの来場者に市町のことを知ってもらったり、感じてもらうことができたので、これを契機として、これを継続して、まずは知名度を上げ、それが他方面へ波及していけばよいと考えておりまして、来訪者の増加とか、特産品の売り上げが伸びるといった数値的な成果というのはすぐには求めていないようでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

非常に細かく説明していただきまして、ありがとうございます。

亀山市が今後活用していく中で、今の１、２、３、セミナーなのか、魅力発信なのか、それから商談会方式なのか。今後の計画の中でどのような利用を考えてみえるのか。それから、その利用によって亀山市にどのような波及効果を期待して事業を進めていくのかについて、少しご説明をお願

いします。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

亀山市の活用方針でございますが、首都圏で情報発信するということは、全国に情報発信することと同等の効果が期待できますが、物や情報があふれる首都圏では、三重県ですら知名度を上げることに苦労しているというのが現状でありまして、亀山市に注目を集めることは容易ではないと考えているところでございます。

一方、首都圏には多種多様な趣味趣向を持った人がたくさんおられることから、特定の人に向けた深みのあるイベントを開催し、確実に亀山市のファンをつくり、コアなファンのネットワークを通して知名度を上げていくということが効果的であると考えているところでございます。

また、日本橋は東海道の起点であり、亀山市の特徴である東海道及び関宿とかかわりが深いこと、老舗が多く、中高年の富裕層が集まるまちであることも考慮いたしまして、キーワードとして、希少価値が高い、オンリーワン、亀山市のイメージを高めるものといったことを掲げ、庁内関係部署と協議し、現在のところ、平成２６年度におきまして、東海道と関宿、それから亀山市の鉄道遺産、亀山和紅茶と、この３つをテーマとした３回のイベントを計画しているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

魅力発信ということで、イベントを開催ということでしたので、先ほど最初に説明されたセミナー、展示会、商談会の中でいえば、魅力発信は情報発信に当たるということで理解させていただいていいんでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

まず東海道と関宿のテーマにつきましては、やはりこちらのほうからそういった学芸員も行きまして、専門的な話もさせていただくので、セミナーという部分にも当たるかと思っています。

それから、和紅茶のほうにつきましては、そういったお茶の業者さんも行っていただくので、一部商談会とまではいきませんが、そういう産業振興の部分も入ってくるのかと感じております。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

観光政策の中では、今回三重テラスの活用についてというのが初めて出てきた事業であって、今言われたように情報発信、それから和紅茶については商談も含む亀山の魅力発信であると。そして、その大もとにあるのは亀山の知名度アップ、三重県の知名度アップとあわせて亀山にコアなファンをつくると、非常に三重テラスの活用については夢があって、亀山に対する全国からの興味が湧くようなイベントにしていただけたらなあと感じています。

そのことで亀山にいい影響が出るような努力をしていただいて、また関係部署との連携をとって

やっていただけることを意見として出させていただいて、次の質問に移ります。

次は、観光協会の補助金についてというふうに質問させていただきます。

現在、観光協会は一般社団法人化に向けて準備をしております。そして、その中で、この観光協会への支援というものは今後も続けていくんだというふうに書かれておりました。亀山市の現在の観光政策の中で、亀山市観光協会はどのような位置づけを持っているか。あるいは、亀山市はどのような位置づけでもって観光協会に支援あるいは補助を出されているのかをお聞かせください。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

亀山市観光協会は、関町観光協会を母体に平成１８年４月に設立されました。以来、亀山市の観光振興を進めていく上での市にとって最も重要なパートナーとしてさまざまな事業に取り組んでいただいております。具体的には、関駅内及び亀山駅前での観光案内所の運営、パンフレット、ポスターの作成やホームページ運営などの情報発信、亀山市桜まつりや関宿祇園夏まつり、関宿納涼花火大会などのイベント開催、また地域資源を活用した観光モデルツアーの開催など、幅広い事業を行っていただいております。

観光事業の場合、行政では対応しにくい分野もございまして、より柔軟な形で市の観光振興事業に取り組んでいただいているというところでございまして、市と観光協会というのは本当に一心同体のような形で、市ができない部分を補っていただいているというような形で捉えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

亀山市観光協会については、市の重要なパートナーであると、一心同体とまで言われました。そんな中で、観光協会の支援をどのように行っているのかということをお聞きしたいと思いますので、現在、亀山市が観光協会に行っている支援をお聞かせいただくとともに、今回、観光協会の補助金については予算額も若干下がっておりましたので、大事なパートナーの予算も下がっているという中で、ちょっとご説明をいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

観光協会への現在の支援でございますけれども、重要なパートナーということで、大きくはその運営に対しまして補助金を交付して支援を行っているところでございます。

その補助金としましては、大きくは２つに分かれておりまして、１つは観光協会の運営を補助する経費でございまして、観光協会事務局の人件費、それから関駅、あるいは亀山駅前の観光案内所の施設の維持管理経費、それからパンフレット作成等の一般的な事業経費、これらを運営補助として補助しております。

それからまた、観光協会のほうで亀山市の桜まつりとか、納涼花火大会とかを開催していただいていますので、そのイベントの開催費を補助しているところでございます。

また、観光協会のいろんな活動に当たりましては、市の職員もスタッフとして協力をさせていただいているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今、観光協会に対する支援の中身を聞かせていただきました。運営補助、施設管理補助、それからパンフレットなど消耗品の補助、それから事業、イベントの補助、それは金銭的なものですが、それプラス、スタッフとして市職員がお手伝いもしているというふうに聞かせていただきました。

非常に重要なパートナーとして大切に扱っている、あるいは十分なように見えますけれども、やはり今現在観光協会が抱えている問題の中では、人的な数が少ないとか、さまざまなイベントにおいてはいろいろな問題が出てきておる。

例えば、昨年ありました納涼花火大会、滋賀県でありましたように、火災事故が起こって人がお亡くなりになるような事故があってから厳しくなったとか、そういう意味では警備の話とかいろいろ聞かせていただきますと、やはりもっと支援が欲しいということですので、今言われたように、観光協会が果たす役割は、亀山市の観光にとって非常に大切で重要だというふうに今認識を深くさせていただきましたので、もっと予算を増額するなり、もっと観光協会に支援を追加するなりという考えがあるのかないのか、これはちょっと市長にお聞かせいただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

観光協会との関係は、まさに先ほど支所長が申し上げたような、非常にパートナーとしてしっかりと我々もスクラムを組んで展開をしてきたという経過がございます。この間におきましても、観光協会自体が課題としておるさまざまな問題を抱えております。少しご指摘いただいたようなことも踏まえて、しっかり私どもが観光協会の事務局とも協議を、情報の共有をさせていただきながら、しかるべき対応をしてまいりましたし、今後もそのつもりをいたしておるところでございます。

現在、観光協会といたしましても、一般社団法人への移行を検討して進めてきていただいておりまして、その意味でまた観光協会が新たなステージへ新年度以降、組織としての自立でありますとか、活動の活性化でありますとか、こういう展開が進められていくんだろうというふうに期待をいたしておるところでございます。

それから、補助金との絡みで少し触れていただきましたが、現在、確かに平成２５年度と２６年度で、協議の上でございましたが、若干新年度予算額は減額となっておるところでございますが、例えば合併の時点で年間１，６００万の観光協会への補助金でございましたが、平成２６年度で２，７００万という予算規模の推移をいたしてきておるところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げました、今後も亀山市の観光につきまして、行政の限界がある中で、まさに一般社団法人化を図られるというのが、また大きな一つの契機であろうと思っておりますので、より自立的な観光協会の発展を目指して、自主財源の確保等も含めたさまざまな取り組みをいただくだろうと期待をいたしておりますが、市といたしましても、パートナーとし

てしっかりと連携を図って観光に期していきたいと、このように考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

市長、一応前向きな発言と聞かせていただきましたので、今後もよきパートナーとして、お互いに助け合いながらといいますか、協力し合いながら亀山市の発展ということでお願いしたいと思います。

それでは次に、団体支援事業補助金についてというところでございますけれども、こちらのほうで補助金要綱を見せていただきましたけれども、納涼事業については、５分の４以内の額を補助するとなっています。それ以外のところは、数字的には出ていないんですけれども、補助金の額は、補助対象となる事業に要した費用の額を限度として、毎年度予算の範囲内において市長が定めるというような要綱が交付基準、交付要綱というところに大体書いてあります。これについて、団体支援事業って４つ出ているんですけれども、この件について、ちょっと具体的に説明をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

補助金の要綱等でございますが、納涼大会については対象経費の５分の４ということで、ほかの団体支援で出ています街道まつりであるとか、観光協会とかというところについては、予算の限度額ということで、この場合は対象経費の１００％ということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今言われましたように１００％ということで、補助金については結構出ているんですね。その中で、例えば亀山の公園でやる納涼大会、あれについては９４０万円の予算が使われています。それから、先ほど出ました観光協会の補助金については、８００万円ぐらいですね、今現在。観光協会の中の補助事業の中には、先ほど話にも出ました納涼花火大会、それから桜まつり、街道まつりは違いますか、幾つかあったと思います。そういう意味でいえば、補助金割合が１事業に対するお金と、それから多くの事業をだかえている団体に対しての金額と、ちょっとアンバランスな気もしますので、その辺で事業の多寡、大きさもあると思いますけれども、この部分についてはどのようにお考えなのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

納涼大会の補助金と、観光協会の４つの事業の補助金と比較して、ちょっと補助金の額がバランスを欠いているんではないかということでございますが、それぞれの事業には、それぞれの事業目的や、これまでの事業が実施されてきた歴史がございまして、それぞれの事業内容や実績に基づいて補助金の額を決めているところでございまして、特にバランスを欠いているということは考えていないところでございます。

また、納涼大会につきましては、数年前までは２日間の開催でありましたが、現在１日の開催となりまして、事業費のほうもかなり減額されてきているところでございまして、現在の納涼大会の補助金というのが高過ぎると、そういったことは考えていないところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

それぞれの事業の大きさがありますので、補助金の額がいろいろあるというのはわかります。減額もされていると。そんな中で、事業によっては亀山市を代表する事業もありますので、減額ではなくて、増額も含めて今後補助金の見直しを進めていっていただきたいということをお願いします。

それと１点、これは市長にお伺いしたいんですけれども、職務分掌というんですか、観光振興室が持っている亀山市納涼事業補助金ですけれども、こちらのほうについては、交付要綱の中に、市民相互の連帯感を育み、市政の一層の進展を図るため、市民の夏のレクリエーションとして開催される納涼事業に対して補助金を交付することにより、当該納涼事業を支援することを目的とするというふうになっています。いわゆる観光ということは一つも書いていないということなんですけれども、そういう意味では、こういうのは市民部とか、違う部署に該当するのかなあというふうにふと考えたんですけれども、やっぱり職務分掌というのは、今、行財政改革を言われている中で、はっきりとしておいて、この事業はこういう目的だから、この分掌は持つべきだよというのがあると思うんですけれども、これについて市長、いかがでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山市納涼大会は、明治末期に亀山町の商工会が中心になって、そもそもお客さんへの慰安ということと、商店の繁栄を願って始まったというふうに伺っております。１００年以上の歴史を持ってきたということでございますが、以降、いろいろ時代の変遷を経て、現在は亀山市納涼大会実行委員会主催によって、８月に亀山公園を会場として、市民相互の連帯感を育み、市勢の一層の進展を図るための市民の夏のレクリエーションとして、さまざまなイベントの内容で開催をされておるところでございます。

主に市民を対象としたイベントでございますが、亀山市における夏の風物詩として広く親しまれておるものでございまして、大きな意味では観光振興に寄与しているものというふうに考えておるところでございます。したがいまして、職務分掌との関係を少しお触れいただきましたが、本当に広い意味で観光という考え方に組み込まれるものというふうに理解をいたしております。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

先ほど納涼大会の歴史にも踏み込んでいただいて、ご答弁いただきました。そんな中では、商工会が始めたという意味合いからすれば、逆に商店発展のためとか、そういうふうな考え方もありますし、これは考え方ですので、観光にも寄与していると言われればそのとおりかもしれませんので、それ以上深く追求するつもりはございません。ただ、市長の考えとしてそういう考えなんだなあと

いうのを確認させていただきました。

次の質問に行かせていただきます。大きな３番として、障がい者の自立支援についてということでございます。

今まさに、オリンピックほど大きな紙面はとられていませんけれども、ソチパラリンピックにおいて日本人の活躍が言われていて、メダルも大変多くとられているというニュースが伝わってまいりますので、そんな中で、今現在障がい者の自立支援についても、市長の施政方針の中で、就業機会の拡充に努めるため、市の施設利用を推進するとあります。具体的にどのような利用をされて、どれぐらいの人が利用されているのかということについて、ご説明をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほど言われましたのが、障がい者職場実習事業というふうな名称で取り組んでおりまして、この事業につきましては、障がい者の就業の促進を図るため、市の施設、市役所等を活用しまして障がい者の就労訓練を行う事業でございまして、平成２７年度からの本格的な事業実施を目指しておるところでございます。

具体的には、市の施設において実習事業を実施することにつきましては、障がいのある方が地元の地域において実習を行うため、通勤面で利便性が高い、あるいは地域で働くことで安心して働いていただけるという側面もございます。

また、市職員におきましても、ともに働くことによって障がい者に対する理解が深まると考えております。

今年度、平成２５年度でございますが、この事業をモデル的にまず実施しておりまして、知的障がいのある方１名ではございますが、高齢障がい支援室及び人事情報室での実習を４週間行ったところでございます。その結果としまして、ご本人も自信がついたと、就労に対する意欲も高まったと聞いております。来年度につきましても、今年度同様のモデル事業を継続し、平成２７年度の本格実施に向けたいと思っておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

障がい者の自立支援の中で、職場を実習していくということで、どうしても障がいのある方は家に引きこもりがちになることが多いと聞いておりますので、やっぱり外に出ていくこと、それから健常者の方が一緒になることで、障がい者の方の苦労を理解していただくことが大切なことだと思いますので、現在モデルでやっているのをどんどん拡充していただいて、よりよい事業にしていただけたらなあというふうに思っております。

また、今後、利用される方もふえていくのか、あるいはこれぐらいまでは目標としてやっていきたいなというのがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほど申し上げました事業以外にもさまざまな事業がございまして、就労継続支援Ａ型、Ｂ型と、余り聞きなれない用語なんですが、福祉的な就労の場であったり、雇用契約は結ぶものの、保険適用まで至らないような就業のための準備をするような事業所もございます。そういうところの支援も得ながら、実際の就労につなげていきたいということで、どこまで目指すんやということですが、基本的には就労を希望する方が、可能な限り全員働くことができるような社会、そのようなものをつくれるということを目指しておりますが、まずは新年度予算の中でも社会的事業所創業支援事業というのも位置づけておりまして、予算も計上いたしておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

まさに障がい者の方で働きたい方が全員働ける社会を目指すという、この目標は非常に高い効果であると私は思います。なかなか働く場所がない、また働いても不便を感じるというのがありますので、できればこれに加えて、事業所等で働く方のために、事業所の改築費用の補助とか、またいろんな制度を考えていただいて、より拡充していただくことをお願いして、この質問は終わらせていただきます。

最後に大きな４番目、屋根のない博物館事業についてということでございますが、この事業について、余り知名度がないといいますか、余り僕もわからなかったので、改めて質問というか、確認をさせていただきたいと思います。

現在の取り組み、それから進捗状況というんですか、またこの屋根のない博物館事業が目指すものについて、ちょっとご説明をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

屋根のない博物館でございますが、市域に数多く存在するあらゆる歴史・文化をまちづくりに生かしていく仕組みの考え方でございます。この仕組み自体をあたかも市域全体が大きな博物館であると見立てて、屋根のない博物館という名称としております。この取り組みの中から、地域の皆さんが本市の歴史・文化に誇りを持ち、歴史・文化を守り伝えるとともに、郷土愛が醸成されることを目的としております。とりわけ次世代を担う人づくりを重視し、学校との連携を最重点課題として最初に取り組むこととしました。この具現化のために、地域学習支援事業、地域資料保存活用事業、地域連携事業の３つの事業に分けて取り組んでおります。平成２４年度から始めました本事業でございますが、まず地域学習支援事業として、学校への出前授業、歴史博物館への来館学習などにより、これまで延べ３，０００人を超える児童・生徒の皆さんがさまざまな体験を重ねております。

また、加太小学校や昼生小学校におけますスクールミュージアムを通じて、地域や本市の歴史・文化にじかに接する機会をつくってまいりました。さらに、児童・生徒の家庭での地域学習支援を行うため、インターネットを利用しましたウエブ資料集、亀山こども歴史館の公開に向けて、亀山市史などと一体化するページ構築を行うとともに、歴史博物館資料の学校への貸し出しユニットの作成を行ったところでございます。

一方、地域資料保存活用事業としましては、歴史博物館蔵の衣笠貞之助、服部四郎両氏関連資料のデータベース化、また地域連携事業としましては、心形刀流保存赤心会との協働事業を開催したところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

非常に丁寧に説明していただきました。歴史・文化をまちづくりに生かして、亀山市全体を博物館と見立てるような事業だということでございますので、こういった事業は、ウエブ資料、インターネットなどで見られる、また子供たちが３，０００人以上も学習に使っているというのは大きな成果ではないかなと感じております。

先ほども三重テラスのところでも、文化の歴史紹介というのがありましたので、やっぱり各事業、部署が連携していただいて、やっていくのが大事かなあと。学校のほうでも、特に連携を深めているということでございましたので、これからもやっていただきたいと思います。

ただ、先ほども最初に触れましたけれども、土曜日授業の中で、こういうこともっと活用していく、総合学習の時間で活用していっていただいて、まさに今、歴史・文化というのはいろんな解釈があって、国会や他の国でも取り沙汰されている部分もありますので、しっかりとした教育観、それから地元の郷土の文化や歴史を学ぶことによって、自分のステータスというか、ルーツというか、そういうものをしっかりと自覚して、自信を持って亀山の子ということが言えるような子供たちを育てたり、また市民がそういう認識を持てるように事業を進めていっていただくことをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

１番　西川憲行議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　３時２９分　休憩）

（午後　３時３９分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１８番　服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

通告に従い質問に入ります。

まず、高齢者を取り巻く幾つかの問題についてであります。

高齢者とは、６５歳以上の人ということでありますが、私も３年もすると高齢者の仲間入りとなります。自分自身の問題でもあるわけです。

年末から、随分深刻な生活相談や痛ましい出来事というのを聞く機会がありまして、高齢者を取り巻く状況は本当に厳しいものがあるなというふうに感じております。

収入の面ですけれども、年金が昨年から３年間で２．５％引き下げられたということですね。それから、国民年金なんかは、特に厚生労働省の年金局の資料によると、受給者の平均月額は約５万

５，０００円だというふうに言われています。もちろんこれよりも低い人もいるわけですけれども、まあこれでは暮らせませんよね。

こういう状態が、果たして憲法第２５条で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するというもの実現したということになるんでしょうか。私はとてもそういうふうにはなっていないというふうに思います。

一方で、収入が減らされる中で、負担の増と給付の引き下げという問題が今随分いろいろと起こってきています。４月からは、ご存じのように消費税が増税をされます。それから、年金が減る中での増税になりますので、大変なことになるんではないかなというふうに思っております。

さらに、７０歳から７４歳のいわゆる医療費の負担が、現在１割ですけれども、これが４月から段階的に２割へ引き上げられてくるという問題があります。それから住民税についても、６月から復興増税として１０年間１，０００円上乗せをされるというような問題もありますし、それからきのうも出ましたけれども、後期高齢者の医療保険料、これも約３，０００円、２６、２７年度と２年にわたって値上げをされるということです。さらに、介護保険の問題ですね。これは今、国会で審議中ですけれども、これが改悪されますと、要支援の高齢者が介護保険から外されるという問題、それから、今特別養護老人ホームへの入居の要件を、要介護３以上でないとだめだと、こういうふうなものに限定しようというような内容になっていますし、それから利用者の負担増ということもこの中には含まれている。非常に問題のある改正だろうというふうに私は思っています。

介護保険料も、来年見直しの時期に来ます。多分、今の状況でいきますと値上げになるんではなかろうかなというふうに思っています。

こうなってきますと、本当に上がるものがどんどんふえて、年金という一番の収入源が減っていくという、こういう状況の中では、本当に暮らしていくことが大変な人が今まで以上にふえるんではないかなというふうに思っています。

それで、まず市長にお聞きしたいんですけれども、こういう高齢者を取り巻く生活実態について、市長自身どんな認識を持ってみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

１８番　服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

高齢者の生活実態の認識を市長はどうだということでございましたけれども、この話をさせていただくには、日々大変ご活躍をいただいております民生委員さん、あるいは福祉委員さん、この皆さんのご尽力に心から敬意を表したいと思うところでございます。

さて、平成２６年３月１日現在の当市の６５歳以上の高齢者数は１万２，０３２人で、高齢化率は２４．０％でございます。当市の高齢化率は、三重県全体の平均よりは、これは２６．１％でございますので若干低いものの、高齢化は速い速度で進んでおるという特徴がございます。

また、昨年の１０月１日現在で調査を行いました市内在住のひとり暮らしの高齢者につきましては１，２６９名、高齢者のみの世帯は１，４１９世帯でございます。

このような状況の中で、今議員触れられましたさまざまな高齢者を取り巻く環境の変化とか、課

題とか、このところは共通の認識をさせていただいておるわけでございますが、一方で、地域でお暮らしの高齢者の皆様の中には、大変元気でご活躍をいただいている方もたくさんおいでございまして、特に当市の特徴なんですが、老人クラブへの参加率が全国的に見て非常に高いとか、あるいは高齢者の皆さんが社会参加とか、いろいろボランティアの活動でこれまた支え合ったりという活動が非常に活発で、生きがいづくりや健康づくりの場として活躍しておみえになるという実態も、すごく心強く感じております。しかしながら、中にはおひとり暮らしの高齢者で、全く身寄りがないという方がお見えになったりとか、体調を崩されて入院が必要になったときに、入院時の手続を行っていただく人もおられないと。あるいは２人暮らしの高齢者世帯で、重い認知症を患っておられる高齢者を介護しておられた方が亡くなって、ひとり暮らしになったと、さまざまな厳しい状況に直面するケースもございます。

いずれにいたしましても、先ほど少し触れていただいた国の社会保障制度改革による今後の行方というのはしっかり注視をしていかなければなりませんけれども、今後も高齢者の皆様に対しまして、亀山市としても高齢者の総合的な相談窓口であります地域包括支援センターでご相談をしっかりとお受けをさせていただいたり、地域の相談窓口として在宅介護支援センターを３カ所に設置をしておりますけれども、やはり冒頭に申し上げた、行政と地域のさまざまな趣味の方や地域の皆さんや、まさに地域福祉という概念でございますけれども、地域福祉をしっかり機能させて、例えば民生委員さん、福祉委員さん、あるいはコミュニティ、自治会、ボランティア、さまざまな皆さんとの連携の強化の中でしっかりと高齢者の生活を支えていく必要があるんだろうと、このような認識をいたしておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

私と違うところというのは、まず高齢者の生活が成り立つことが大前提だろうというふうに思うんですね。その点で、高齢者全部ではないんですけれども、本当に生活自体が成り立たないような方が少なからず見えるんだということを前提に考えていく必要があるんかなというふうに思っています。

もちろん、元気で頑張ってみえる高齢者の方も見えますし、それから地域の中で民生委員さんやら福祉委員さんで、非常に地域で支え合うというのか、そういう面でいろんな尽力をいただいておるということも聞いておりますし、そのことは本当に大いに頑張っていただきたいなというふうに思います。ただ、そういうものと、市がどういう取り組みをするかということを考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

これは、孤立死の問題は後でまた取り上げますけれども、平成２２年度の高齢社会白書というのが国のほうで出ていますけれども、この中に、社会的孤立に陥りやすい高齢者の特徴というのが出ていまして、単身世帯の人、それから暮らし向きが苦しい人、それから健康状態がよくない人というのを上げております。高齢者で、今、年金からいろんなものが天引きをされるということがあります。月額１万５，０００円以上というのが一つの基準になっていますよね。だから、月額１万５，０００円以上の年金の人は天引きしてよろしいよということですね。だから、この中で、介護保険料であるとか国民健康保険税であるとか後期高齢者医療保険料、住民税が天引きをされるというの

が今の実態なわけです。そうすると、わずかな年金をもらっても、そこから天引きをされた残りで生活をすると、こういう形にならざるを得ないという実態があるんです。

先日もある人にお聞きしたんですけれども、わずかな国民年金で生活してみえる方なんですけれども、この方は、例えば食料品を買うのは夕方５時以降にあの店に行くとか、夕方８時になると値段ががんと下がるんで、８時にそこの店へ買いにいくという形で食料品は買われるとか、それから灯油が高くなると、負担が大変なんで、そうすると、もう夕方にならないと寒くてもストーブはつけないというふうな、そんな暮らしぶりをされているという話を聞いて、本当に身につまされる思いがしました。

本当にそういう方が見えるわけで、そういうことを考えていきますと、確かに地域での支え合い、見守り、それから民生委員さんの尽力というのは大きな力ですけれども、それだけで解決できないような問題が、今の高齢者を取り巻く問題としてあるんやないかなあというふうに思います。これは政治の問題でもあるし、経済の問題でも、社会の問題でも私はあるんだろうというふうに思います。

そこで、まず１つ取り上げたいのは、負担の軽減ができないかという問題であります。

先ほど言いましたように、高齢者の負担増とか給付の引き下げというのが軒並みやられてくる。これは今の安倍内閣の、新聞の１面トップにも載りましたけど、大企業には優遇しながら家計には厳しいというような、そういう政治の中で生まれている問題であるというふうに思います、基本的には。だからといって、地方自治体においては何もできないのかというと、地方自治体で独自の軽減措置をつくってやっていくところもあります。そういうふうなものを、特に例えば国民健康保険税、これは前も私言いましたけれども、所得の１０％などというのは、非常に負担の重いものだろうというふうに思います。他の医療保険が大体５％ということですので、それから比べても本当に重い負担になるということですね。

それから、後期高齢者の問題も、３，０００円の値上げがされるという問題もありますし、こういう後期高齢者の医療保険とか、介護保険とか、国民健康保険税をもっと所得の低い人を対象に軽減措置を拡充できないのか。そのための市独自の措置がとれないのかということをお聞きしたいと思います。今現在あるんであれば、その軽減策を紹介いただきたいし、その軽減策でどれぐらいの人が軽減されているのか、そういう実態についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

市独自の軽減策の取り組みということでお尋ねがあります。

国民健康保険税について申し上げますと、規則において、医療機関での一部負担金の減免制度がございます。しかし、現在のところ該当する方はお見えにならんということでございます。それとあと、介護保険とか後期については、広域連合によって軽減措置とかそういうのがなされているということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

一部負担金の制度はつくっていただいて、このことは評価したいんですけれども、結局該当がないと。つまり、対象になかなかなりにくいという問題がやっぱりあるんだろうと思います。だから、その辺の問題も、やっぱり該当ができるような、広げるというんですか、拡充するというようなことも必要ですし、それからこういう制度があるということ自体もご存じない方が多いんではないかなと。つまり、該当する方が見えても、こういう制度があるということを窓口で払う一部負担金の減免制度がありますよということも、なかなか周知が私はされていないと思うんですね。だから、そういう問題もやっぱり今後やっていただきたいんですけれども、その周知をしていただきたいということと、それからそういう対象の該当が出るような、対象の拡大ということについて、この２点についてお聞きしたいんですけれども。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

先ほどご答弁申し上げました内容については、こういったチラシをもって、窓口とかそういうところで啓発、それからご案内をしているところでございます。

それと、対象者についてでございますけれども、あくまでもこの規則の中身については、災害や失業時により生活が困窮しというのが条件の中にあって、生活保護基準の基準生活費に対してどれだけ以下であるというようなことを対象者と今現在しておるところであって、今後、国からのそういう指示とかがあれば、その辺も見直していきたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

まさにそこなんですよ。国がそういうものを示さなくても、市独自で本当に大変な、困ってみえるということがあるんであれば、それは対象にできるようなそういう内容にぜひ直していただきたいと思います。

いろいろ取り上げていますので、次に移りたいと思います。次は孤立死という問題であります。

先ほど市長のほうから高齢化の実態、ひとり暮らしの高齢者の数なんか答弁をされました。全国的な数字は総務省が出しています。平成２３年の時点で、ひとり暮らしと呼ばれる高齢者世帯が４７０万世帯ある。それから、高齢者のみの夫婦の世帯も４６０万というふうに出ております。これは今後も増加する見込みであるというふうに言われております。

こういう中で、ひとり暮らしや高齢者だけの夫婦世帯がふえる中で、死後かなり経過をして発見されるという、これが孤立死と言われるものですけれども、これが全国的に起きているということは皆さんご存じのとおりだと。

亀山も実際あるんですね。私も本当につい最近お聞きしたんですけれども、自宅に生活反応センサーという、いわゆる人が動けば反応する、人が動かなければ反応しないという、そういうセンサーを取りつけてあるお宅がありまして、それが一定時間反応しなかったということで、これは異常があるんだなということで、早速市から民生委員さんのほうに連絡が行って、民生委員さんが見に行っていただいたところ、亡くなられてみえたということが、本当に痛ましい事件がありました。

国の高齢社会白書でも、こういうふうに書いてあります。死後長期間放置されるような悲惨な孤

立死は、人間の尊厳を損なうものであり、また死者の親族、近隣住民や家主などに心理的な衝撃や経済的な負担を与えることから、孤立死を生存中の孤立状態が死によって表面化したものとして捉え、生きている間への孤立状態への対応を迫る問題として受けとめることが必要だと、こういうふうに書いてある。つまり、生きている間の高齢者を孤立させないということ、このことが大事だというふうに国のほうで指摘をしているわけです。

そこで、この孤立死という問題に対して、亀山市としてどんな取り組みをされているのか、現状をお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

当市の現状といたしましては、高齢者の見守りといたしまして、日々地域の民生委員の皆さん、あるいは福祉委員の皆さんを初めとする、地域の皆さんがひとり暮らしの高齢者のみの世帯を訪問していただいたり、地域の見守り活動を行っていただいておるところでございます。

他市の例ではございますが、いろんな業種の事業者の方と高齢者の見守りなどの協定を結んでいる例がございます。当市におきましても、このような事業者と協定を結ぶことにより、高齢者によりよい環境とするための方策について研究を行ってまいっておりましたが、先般、株式会社第三銀行様から、高齢者に優しい取り組みを行いたいとの申し出がございまして、来る４月７日に市役所におきまして、第三銀行様との間で協定書の調印式をとり行う運びとなっておるところでございます。

この協定では、孤立死対策ということだけではございませんが、高齢者に優しいさまざまな取り組みを行っていただくこととなっております。例えば、第三銀行の亀山支店の店舗の一部を改築して、高齢者に休んでいただくスペースをつくっていただける等のようなことを実施していただけるようでございます。このような取り組みをしていただけることに非常に期待をしておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

今話に出ました第三銀行の取り組みというのは、本当にありがたい話だというふうに思います。ぜひこういう事業所がふえていただいたらというふうに思います。

私は、民生委員さんや福祉委員さんが、本当にひとり暮らしのところとか、高齢者だけの世帯を訪問していただいているということには随分感謝はしていますし、続けていただきたいなという思いを持っています。ところが、国のあれを見ますと、例えば厚生労働省が平成２４年５月１１日に通知を出しています。これは孤立死にかかわっての通知なんですけれども、どういう内容かというと、３０代、４０代の家族が同居しているにもかかわらず、家族全員が死に至っている事案があり、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に限らず発生していると、こんな事態が今もう起こってきているんだということを指摘をしています。特にライフライン関係の事業者、水道、ガス、電気というような、こういうところの協力が必要だというふうに言っております。

その際に問題になるのは、いわゆる個人情報の問題なんですよ。厚生労働省は、個人情報保護法

についてこんなふうに言っています。人の命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときに該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用、個人データの提供は可能とされると、こういう見解を持っている。このことをライフライン関係の事業を所管してみえる省庁にも確認をとっているということなんですね。だから、ぜひ私が提案したいのは、こういう通知を生かして、電気、ガス、水道などのライフライン関係の事業者、もう１つは毎日その家庭を訪問される仕事ですね。例えば新聞配達だとか、郵便であるとか、それから牛乳、ヤクルトとか、こういう業種がありますので、こういう事業者の方は毎日その家を訪問されるという、こういうことがありますので、その中で、例えば異常を感じられる、それからここはちょっと支援が必要ではないかというようなことを感じられたということについて、そういう情報をどこか１カ所に集中する、そのことで判断をしていくと。そうなった場合、やっぱり市ではないかなというふうに思うんですよ、一元的に情報をつかめるところというのは。それは、さっき言った個人情報の保護の問題もクリアしますので、ぜひ市で一元的にそういう情報把握をして、必要な支援を講じるという、こんな体制はとれないのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

守秘義務の問題もございますけれども、緊急避難的な措置としてそういうこともとれるというのは存じ上げておるところでございますが、どの段階でその情報を提供するかというふうなことも検討する必要があると考えております。

ただ、議員申されたとおり、今後の取り組みとしまして、第三銀行以外の金融機関であったり、日本郵便、あるいは宅配業者、新聞販売業者などとの協定を締結してまいりたいと考えております。

さらには、こちらから情報を提供するということだけではなしに、何かあった場合にこちらへ連絡いただきたいと、連絡先を一本化するというふうな方法も含めて、現在内部で検討しておるところでございます。

もう１点、別の取り組みといたしまして、水道事業を市のほうでやっておりますが、滞納等で水道を給水停止するというような場合におきまして、高齢者や生活保護世帯等がそういうことになる場合がございますので、そういう場合について連携して対応できるようなことは現在もやっておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

ぜひ地域の民生委員さんとか、そういうところだけに頼るんじゃなくして、本当に社会全体でもってこれをやっていけるような、そういう仕組みをつくっていただきたいと思います。こういう仕組みをつくっても、孤立死を１００％防ぐというのは、私は無理ではないかなというふうに思っています。ただ、本当に死後２週間たってとか、１カ月たって発見されるというような事態は、やっぱり私は人間の最期のときをそんな形でというのは、人間の尊厳という問題でいうと、これだけは何とか、一日も早く、１時間も早くというのか、そんな思いがありますので、そういう仕組みをつくっていただいて、不幸にも亡くなられても、早くそれが発見できるというようなことをやっぱり

やっていただきたいなということを求めておきたいと思います。

次に、もう一つあるんですけど、買い物弱者という言葉が言われます。これは、私たちも子供のときには、近所に必ずいわゆる雑貨屋というんですか、生活必需品というのか、そういうものを売っている店がどこの地域にもあったんですけれども、やっぱり資本の大きなところがどんどん大きな店舗を出してくるとか、最近でいうとコンビニですね。コンビニが物すごくふえておりますので、本当に地域からそういう商店がなくなってきているという、そんな状況があります。

今地域を見ますと、本当に商店がなくなってしまって、近くへ買い物に行けないという方が出ております。こういうのを経済産業省は買い物弱者という呼び方をしておりますので、私もこの呼び方でさせてもらいますけれども、亀山市の現状ですね。この買い物弱者対策というのか、これはどういうことを今やってみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

議員申されるとおり、一部の地域ではご近所の販売店の閉店などによりまして、高齢者の皆さんが買い物にご不便な状況におありになることはお聞きしているところでございます。既に大手のスーパーなどでは、食品の宅配サービスを行っていたり、電話で商品を注文できたりするサービスもございます。また、一部の商店街では、商店街に加盟する商店が協力し合い、そのような地域に出向いて出張販売を行っていただき、地域のニーズに応えるサービスとして事業展開されている例があることも認識しておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

今答弁にありました商店街の取り組みというのを、私も東町商店街のおかみさんのグループだということでお聞きをしております。月に１回、商店のないところへ、２カ所ということですけれども、商店街で協力していただけるお店の商品であるとか、それから向こうへ行ったときに必要な品物を積んで移動販売に行かれるというんですね。この活動をやられてみえるのは、やっぱり買い物になかなか町なかへ出てこられないような方が、生活上必要なものを確保できるというようなこととか、それからなかなか家に閉じこもりがちになるという部分を、たとえ月に一度でも、そういう場に出てくることによって、商店の人と話をする、それから同じように出てきた人たちと交流をするというようなことで、非常に意義のある活動ではないかなというふうに思います。

もちろん商売人がやっていますので、商売という面もありますけれども、実際にはほとんどもうけはないということです。そんな中でやっている、やっぱりどちらかというと福祉的な面が私は大きいのかなということで、そういう点がすばらしいのかなというふうに私は感じています。

こういう買い物弱者と呼ばれる人が、全国で６００万いるというふうに経産省は言っています。こういうのは今後またふえてくるだろうというようなことも言われていますので、経産省として出しているのは、一つは身近な場所に店をつくること。これは簡単じゃないですわね。それから２つ目は、家まで商品を届けること。それから３つ目は、家から出やすくすることが必要だと、こんなことを経産省は出しています。

そこで私は、亀山市として、今後行政としてどんな取り組みができるのかということを、そういう点についてのお考えをお聞きしたいと思うんですけれども。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

亀山市としての取り組みでございますが、福祉的な意味合いということも先ほど議員申されましたが、事業として継続的にそれが将来にわたって続くということも大切なことであると考えておりまして、このように事業展開として地域に出張販売に行っていただている商店、あるいは買い物で不自由さを感じておられる地域等にどんなニーズがあるか、高齢者の方がたくさんお見えになる地域とか、不自由さを感じておられる地域、そういう情報は当方で持っておりますので、そういう情報を提供したり、その事業が継続的になるような仕組みですね。これはさまざまな地域でいろんな先進事例があると思いますので、そういうのを研究してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

行政として、私も考えてみましたけれども、まずできることは実態把握だろうと。どの地域にどういう買い物弱者が見えるのか。公共交通会議なんかで、いわゆる移動困難者というようなことで言われましたけれども、それと同じように、買い物弱者がどの地域にどのぐらい見えるのかということの把握、それをまた事業者の方に提供するということですね、１つは。それからもう１つは、事業を始めるときの初期投資のごく一部でもいいんで、助成できないか。例えば、移動販売を行うための車を持つのに補助を出すというようなこととか、それから移動販売をされるときに、場所とか、それから雨が降ったときは建物の中というようなこともありますので、そういう場所とか建物の相談に乗るとか、場合によっては公共のものであいているところもあるんではないかなと、そんなところも含めて市としてかかわれるんではないかなというふうに思いますので、これはぜひそういうことも含めて検討いただきたいなというふうに思います。

私は今回、高齢者を取り巻く問題ということで、幾つか上げてみました。やっぱり大事なのは、生活実態を把握して成り立つようにする。そのための手だてとして何ができるのかということをぜひ考えていただきたいというのが一つです。

それからもう１つは、高齢者を社会的に孤立させないという問題であります。そのためには、市長言われたように、地域の中で頑張ってみえる民生委員さんとか福祉委員さんというのは、大事な活動をされていますけれども、それだけにとどまらず、やっぱりもっと広い範囲でのいろんな事業者とかの協力も得ながら、地域全体でどうしたら高齢者を孤立させないということができるのか。そういうものを仕組みとして市が責任を持ってつくっていくというのが、私は行政の責任であると。単にお金を出すだけが行政の仕事じゃないので、やっぱり行政が核になってそういう仕組みづくりをつくっていく。情報を集めてくる、収集する、それをまた提供する、こういうことは十分可能だと思うんで、そういうことをぜひ取り組んでいただくことを求めて次に移りたいと思います。

次は、市長、副市長、教育長の高額な退職金という問題であります。

今言いました高齢者の厳しい生活実態と対照的なのが、市長、副市長、教育長の余りにも高い退職金の問題であると。まず、このパネルを見ていただきたいと思います。

これは、市長、副市長、教育長の退職金の計算がどのようにされているかという表であります。給料月額、例えば市長の場合だと９９万５，０００円。それに在職年数を掛けます。例えば、４年間であれば４ですね。それに、さらに４．５というわからない数字が掛けられるんですけれども、このことによって９９万５，０００円の市長の退職金は１，７９１万円となるんですね。同じように、副市長も給料月額に在職年数を掛けて２．８倍するんですね。そうすると、８３４万４，０００円になる。教育長の場合も、給料月額に在職年数を掛けて、それをさらに２倍すると５５２万円になるんですね。

参考までに、市職員の場合どんな計算になるかというと、例えば４年で退職する場合は、給料掛ける在職年数で４倍、給料の４カ月分というのが職員の場合の退職金。

私は、この表をつくるに当たって、実はこれ特例措置で減額をしています。だから、給料についても、それから退職金についても減額をしています。あえて、これは減額をしていない本則という、いわゆる条例に上がっている数字を上げさせてもらいました。というのは、私いつも言いますけれども、減額するなら正々堂々と条例を変えて減額すべきだと。特例措置というようなことをやるべきではないというような思いがありますので、あえて今回もこういう表をつくらせてもらいました。

実際には、４年たって退職される場合、２割減額されますので、これだけの金額を市長も副市長も教育長ももらうことはありません。これの８割の額になるということですね。そういうことはあるんですけれども、私はそういう思いでこれを資料として出させてもらいました。

ついこの間ですけれども、市職員、それから教職員も４００万円の退職金の削減というのがされております。これは特例措置でも何でもありません。もうもとへ戻らない形でやられています。それなのに、トップに立つ人たちが、自分たちは任期の期間だけ特例措置として減額をするということで、果たしてこれで公平なんだろうかと思う。減らすんなら、堂々と本則を変えるべきだろうというふうに私は思います。

まず最初に市長に聞きたいのは、こういう市民の目線からいけば、本当に高額な退職金だという批判が多くあると思うんですよ。そのことについての認識をお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問でございますが、過去にもこの問題でご指摘もいただき、私自身の考え方も公の議会の場で表明をさせていただいて、既に実践をいたしてまいりました。

市長の退職手当の額につきましては、給料月額に支給率を乗じて得た額となっております。したがいまして、退職手当の額につきましては、給料月額と支給率により大きく異なってくるものというふうに認識をしております。

それから、給料月額の決定でございますが、これにつきましても、これだけ見ると確かに高い低いというご指摘もあろうかと思いますが、今日に至る、亀山市に限らずでございますけれども、過去からの時代背景とか、官民の比較でありますとか、市の財政状況とか、そういうものにつきまして慎重な審議や議会の議決を経て、長年にわたってこれが決定をされて今日に至ったという経過が

ございますので、これにつきましては尊重すべきものであるという基本的な考え方を持たせていただいております。

それから支給率の１８カ月分なんですが、県内におきましては、これは最低の水準でございまして、退職手当の額について他市と著しく均衡を欠いているという認識はございません。しかしながら、これまでより、この議会におきましても何度も申し上げておりますとおり、私自身の施策的な政治理念でもございますし、選挙公約でもございますが、私自身の給与及び退職手当につきましては、聖域という考え方は全く持ち合わせておりませんので、さまざまな状況を勘案の上、必要が生じました折に速やかに改定を今日まで行ってまいりました。給料月額につきましても２０％の減額をいたしておるところでございまして、県下の最大の減額率であるというふうに認識をいたしております。

なお、副市長や教育長につきましても、この給与、退職手当につきましても全く同様の考え方を私自身持たせていただいておるものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

いろいろるる言われましたけど、確かに私何遍もこれを取り上げていますね。やっぱり根本にあるのは、亀山市だけが高いとかいうことじゃないんです。全国横並びなんですよ、どこの自治体でも。市長言われるように、特に亀山市だけが高いんではないんですよ。私はそのこと自身が問われる時代に来ているんではないかと。つまり、よその自治体と比べて決して高くないから構わないんだということではなくして、果たして４年で１，８００万ももらうような退職金が本当に市民から見て妥当な額と言えるのかということなんですよ。市民の理解が得られるのかということなんですよ、私が言いたいのは。そういう点で、決して亀山市だけが高いから下げよという論調ではありません。

実際、３０年、４０年働いて退職金を受け取る方、たくさん見えますけれども、本当に金額は１，０００万あるかないかというような方も見えますし、退職金すらないという方も見えるんですよね。そういう方から見れば、本当にうらやましい限り、特権的な額だろうというふうに思います。

市長が就任された直後の平成２１年３月議会で、市政に臨む基本理念ということで言われた言葉があります。政策の優先度を転換するというふうに言われて、その中に、全国一律や横並びの政策では、市民も地域も輝きませんというようなことを言われた。私は、まさにこれは横並びだと思うんですよ。こういう退職金というのは、市長の言う全国一律や横並びということには当てはまらないのか。それとも、そういう就任のときの考えは今はもう持っていないのか、市長にお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今日まで私自身の政治的な理念、先ほど触れていただいたこともそうですし、それに基づいてこの５年間的確な判断をさせていただいてまいったところでございます。

今その表、１，７９０万の退職金をお示しいただいておりますが、昨年の３月議会、そもそもは

１０％の減額を平成２３年度に議会でお認めをいただいて、前回そういう対応をさせていただきましたが、昨年３月議会定例会におきまして、市長、副市長及び教育長の退職手当につきまして、一般職員の退職手当調整率引き下げに合わせまして２０％の減額措置を実施いたしました。今お示しいただいておる額、それぞれ副市長も教育長も２０％減額した額が現在の実態でございます。

この支給水準、減額措置の２０％というのもそうなんですが、その結果の支給水準は３者ともに県内１４市中で１３番目ということでございまして、県内最低レベルの支給額となっておるということでございます。

先ほど全国一律、あるいは県内他市と比べてどうこうということではないという中で、私どもは結果として、現状的には県下で１３番目ということでございますけれども、私どもとしましては、まさに私どもの考え方に基づいて適切に対応してきたという流れの中にございますし、今後も同様の考え方で対応していきたいというふうに思っておるところでございます。

議員ご指摘の部分につきましては、過去も幾つか議論させていただいておりますが、基本的には当時の思いとか考え方について変わっておるものではございませんでして、今後もその思いで対応していきたいというふうに思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

結局、退職金が何で高額になるかというと、ここのいわゆる４．５を掛ける、２．８を掛ける、２を掛けるという、この割り増しなんですよね。ここがあるから高くなる。例えば、これが職員と同じように給料月額掛ける在職年数なら、そんなに大きくはならないですよね。この割り増しを改めるということが私は必要ではないかなというふうに思います。

やっぱりこういう問題について、今後行財政改革の中でいろいろ市民に負担を願うということが言われております。今、いわゆる受益者負担の問題で、使用料とか手数料の見直し、見直しと言いますけど値上げですわね。こういうものも言われている中で、果たしてこういうままで市民の皆さんに負担いただきたいということが言えるかどうかなんですよね。

そこで、私はこの行革という視点でお聞きしたいんですけれども、この退職金の問題というのは行革の対象になっているのか、なっていないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

市が行財政改革を進める中で、総人件費の抑制につきましては当然取り組まなければならない最重要項目の一つでございまして、この総人件費には当然市長、副市長、教育長の退職手当も含まれますことから、検討の対象にはなるものというふうな考え方でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

行革の対象としてこれも検討するというふうに受けとめてよろしいですね。どうですか。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、総人件費をどのように考えていくのかと。この退職金の問題だけではございませんで、そのことは総合的に判断をしていかなくてはならんというふうに考えております。

また、この問題につきましても、私自身もマニフェストで申し上げて、５年前もそうですし、１年前も新たな公約の中で実践をいたしてまいりました。そういう市民とのお約束等も含めて、今日まで実践をしてきたということ、この思いは今後も変わるものではございません。

○議長（宮崎勝郎君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

ぜひ積極的にやっていただきたいというふうに思います。

最後に、先ほど市長はこの退職金の支給率は県下でも低いということを強調されました。ところが、県下で２番目に高いというのは教育長の給料なんですよね。これはどう説明されるのかということなんですけれども、私、伊藤教育長が就任されたちょうどそのときに、５％の減額という問題が出ましたのでお聞きをしました。このときに、津市の教育長に次いで２番目に高い金額だということですね。この問題を特別職の報酬等審議会がいわゆる答申を出されています。教育長の給料について、５％の減額はしたけれども、それではだめだと。さらに検討を要するんだという答申を出されました。

当時、この審議会の意見に対して市の答弁は、十分に尊重いたし、今後さらなる検討を行うと答弁されています。３年前ですよ、これ。ところが、３年たってもいまだに何のものも示されていません。審議会の意見を十分に尊重すると、こう言われた。これはもう聞きおくだけということなのか。それから、３年もかかっても結論が出ないほど本当に難しい問題なのか、この辺のところ、一体いつになったらこの問題を見直すのか、この点について最後にお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

教育長の給料につきましては、県下１４市の自治体でそれぞれに、これまでから決定に至ります経過があるものというふうに認識をいたしてございます。したがいまして、本則で県内２番目ということでございます。減額後でいきますと６番目という、現在の状況のみで判断をされるべきものではなく、これまでからの経緯経過、市の財政状況等総合的に勘案をいたしまして、現在の給料月額が定められているということと認識をいたしてございます。

教育長の給料につきましては、本市におけますこれまでの経緯経過等を先ほどのように尊重すべきものというふうに考えておりまして、その上で現状、臨時特例ということでございますけれども、２５年４月１日から５％、７月１日からは１０％と、その給料減額を行っているところでございまして、直ちにこの給料を現在のところ見直すといった考えは持ち合わせてございません。しかしながら、現在、国におきましては、教育委員長と実務を統括する教育長を統合して市長に任免権を与えるといった教育委員会改革といったことも議論をされているところでございますので、こういった改革の状況も見きわめた上で、各市の状況も踏まえながら見直しの必要性についてということで

検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

もう信じられやん答弁ですね、これ。市長、さっき盛んに言われたのは、支給率が県下でも最低やと言われたんですよ。教育長の給料が２番目でいいんですか。これは変えないというんですよ。こんな筋の通らん話ないでしょう。もう時間がありませんので私質問できませんけれども、これは皆さん怒ってみえると思いますよ。

もう１つ言いますと、報酬審議会の答申は一体何やったんですか。それに対する答弁は一体何やったんですか。怒っていますよ、審議会も多分。そのことを申し上げて質問を終わります。

○議長（宮崎勝郎君）

１８番　服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　４時２９分　休憩）

（午後　４時３９分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

次に、３番　新　秀隆議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

それでは、通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

今回は大きく福祉行政と教育行政のことについてでございますが、先ほども黙祷がございましたが、東日本大震災の大変貴重な記録を引用させていただきまして、この中で高齢者、そして小さい子供、保育園、幼稚園の子のどちらかというと安全管理についてのような形になりますが、そういう形で質問に入らせていただきます。

今回、いろんな情報が、この３・１１の日をまたぎまして、前後で数値的なものが出てきております。実際に今回では死者、行方不明が１万８，０００人を超えるという中でございます。その中で、やはり亡くなられた方の内訳といたしまして、年齢で申しますとゼロ歳から９歳が２．９％、１０歳から１９歳が２．６％と、２０歳を挟んで、２０代、３０代というのは大体３％から７％と来ております。やはりどうしても多いのが６０歳を超えていく年齢の方が非常に高い数値を占めております。詳細を申しますと、６０代が約１９％、そして７０代が２４％、そして８０歳以上が２１％超えという形になってきております。その中におきましても、亡くなられた要因といたしましては、この辺では津波というのはほぼ考えられないというのも、先ほど宮村議員のほうからも申されておりましたが、その言葉をかりて言うならば、水死というのは非常に少ないと。今回は９０．６４％ほどの方が水死という形でございました。

そして、少しさかのぼりますが、平成７年の阪神・淡路大震災では、やはり亡くなられた方が６，０００人超えをしておりますが、水死というのが非常に少ない。この辺がやっぱり海と山でもない

んですけど、その違いだと思います。亀山市におきましては、やはり山間部にあります。そこで、何かというと昭和５６年ですか、古い家屋による圧死というのが懸念されてきます。そういう中で、やはりそれをどのように回避していくかということで、今は自助・共助が尊重される時代に来ております。そういう中におきまして、今住民の中、先ほど服部議員のほうからも、高齢者のことについてということで、若干重なる部分も出てきますが、そこの面につきまして確認していきたいと思います。

まず１つ目の福祉行政の１番のところの要援護者についてでございますが、やはりなかなか体が自由に動かないという方も見えます。この辺を地域の方が迅速に救助していくために、地域の方が知っているか、知っていないかによって大分変わってきます。常に、地域や学校区といいますか、そういった単位で生活現場を基本に防災対策を組み立てていくというのも大切なことだと思います。

その主体は、やはり自治体の自治会長とか、そして先ほど出てきております民生委員とか福祉委員の方がいかに地域のことを熟知されているかということでございますが、そこで行政側として、要援護者の把握状態をどのように捉えておるかということについてお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

３番　新　秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

要援護者の把握ということでございますが、当市におきましては、６５歳以上のひとり暮らしの高齢者、あるいは全てが６５歳以上である高齢世帯の人、また身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方のうち、本人が登録に同意をした人を要援護者として災害時要援護者台帳に登録しておるところでございます。

直近の状況としましては、ひとり暮らしの高齢者数１，１２６人、高齢世帯の人数２，７６０人、障害者手帳所持者１，３６３人でございます。要援護者の把握につきましては、平成２２年１２月に当時市が把握している対象者の方全てに登録申請書を送付し、申請いただいた方を登録いたしまして、その翌年からは新たに６５歳に到達した方や転入の人、新たに障害者手帳を取得された方に要援護者の対象であることを通知し、登録拒否の申し出のない限り、全て台帳に登録させていただいております。

○議長（宮崎勝郎君）

新　秀隆議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

ありがとうございました。

数値的なところは、若干先ほど服部議員の中でもありましたんですけど、市長がお答えいただきました、やはり１，０００人を超えると、また２，０００世帯近くなってくるというような状況の中でございます。そういう中で、やはり行政側としてしっかり捉えていただいた数も大切なことでいいんですけど、地域の方が災害時の有事に備えて、いかにお隣さんといいますか、一つの組、自治会、これがいかに捉えているかということが大切だと思います。

先ほど来から言っておるように、個人情報の問題もありまして、安易に公表というわけにはいかないと思いますけど、昨今におきまして私どもが住んでおります団地内におきまして、その辺をし

っかり見きわめていこうということで、自治会長の音頭取りで副会長、そして役員の方の協力によって、地域の実態を調べようと。それから、この方の住所、連絡先といいますかね。何かあったときの親戚とか兄弟とか、そういうのもしっかりと調べようというのが自治会の中から起こりました。そういうことにつきまして、まだ行政側としては、強制的な形で皆さんに出してくださいという、方向にはなかなか難しいところもあります。それで、ここでは要援護者、そういう方々をしっかり守っていくためにも、今回の状況で健康福祉部として、今先ほど捉えていただいておったというのもあると思うんですけど、危機管理局の要援護者の把握とか、そして今後、私どもの住んでおる団地のような形で進めていかれる推進運動、また啓発活動、ここら辺につきまして、今回皆さんの施策的なものがありましたらお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

西口危機管理局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

今議員おっしゃいましたように、災害時の要援護者の支援につきましては、やはり地域の共助というのは一番大事だというふうに思います。特に、災害時の要援護者に対する安否確認、あるいは避難支援につきましては、共助の中で特に自主防災組織、自治会等の自主防災組織の共助によるものが重要というふうに考えておりまして、そのためにはさらに、平常時からの要援護者の把握、それから要援護者も含めた防災訓練等の実施も必要だというふうに考えております。

約１年ほど前の調査ですが、現在、市内の１５１自主防のうち２３、１５％の自主防でそのような取り組みを進めていただいておるというふうに伺っております。そのような中、今年度、戦略プロジェクト推進会議中のまち守りプロジェクトの中で、災害時要援護者支援の強化についてさらに検討を行わせていただきました。

新年度からその検討結果をもとに、健康福祉部と連携をいたしまして、要援護者を地域で支え合うさらなる体制づくりを推し進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

今、西口局長のほうから、まち守りプロジェクトを通して、現在１５％ぐらいの活動をもっと上げていくという方向性を示していただきました。今まで危機管理局へ行って、そういうのはどうなっておるんだと言っても、なかなかわからないと、実際のところ、個人情報のことがあって、難しい面があるということだったんですけど、西口局長が新たになっていただいてからは、このような活動を進めていただいておるということで、さらなる取り組みに頑張っていただきたいということをお願いいたします。

さて、災害が起こったときの避難所のことでございますけど、この施設につきまして、やはり要援護者について、体の自由がなかなかきかない方については、通常のような避難所ではちょっと厳しいところがあると思われます。そういう中で、いろいろ取り組みもあると思うんですけど、まず公的な施設のものをどう考えてみえるか、現状と今後。そして、同じく民間施設の受け入れも進んできてはおるということでございますが、この辺の実態についてお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

災害時の避難所についてでございますが、介護が必要で市の代表避難所等で集団生活を行うことが困難な高齢者、障がい者の受け入れ施設といたしまして、福祉避難所の整備を検討しております。具体的には、特別養護老人ホームや老人保健施設、養護老人ホームや高齢者や障がい者のグループホームなど、市内１７カ所の施設との協定に向けて説明会を実施し、具体的な内容について現在協議しているところでございます。

さらに、災害時となりますと、福祉避難所として想定していた施設が、施設そのものが被災したり、被災は免れたとしても、施設の職員が出勤できないなどの事態が生じることが想定されます。そこで、将来的には、市内の福祉施設に限らず、近隣市町等の福祉施設とも災害時についての協定を結ぶ方向で考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

積極的に民間施設との契約といいますか、協定を進めていっていただいて、最後に伊藤部長もおっしゃられました、やはり市内だけでおさまらないこともありますので、早期に近隣の市町村と協定をしっかり結んでおいていただいて、余りいいことでないが、いつ来てもというか、そういうふうな体制をとっていただきたいと思います。

そして、次の大きく２番のところの高齢者世帯についてでございますが、こちらのところでは、要介護の申請をどのようにすればいいんだろうかと。以前、４番窓口に行けばいいんだよというふうなこともございましたが、ただ行くだけでは、やっぱり何をどうしたらいいか、かなりインターネットのホームページとか、それから日ごろの広報とかにも載せていただいておるんですけど、やはりなかなかご自身がここで、高齢者世帯と書いてあるんですけど、ひとり住まいというのを書きたかったんですけど、高齢者も２人で住んではるというのも見えますもんで、今回は２つの方を対象という感覚で思っていただいたら結構だと思いますので、やはり自分１人で、高齢者の方って遠慮がちな方がおりまして、そんなに難しくはないんだよ。申請がないがゆえに、例えば救急車で運ばれて、大変な状態が続いていても、なかなか申請に時間がかかって、次の段階に進めないという方がおります。

そういうところを含めて、介護の申請になるまでのフロー、もちろん先ほど来出ております、民生委員と福祉委員の方のご助言も大切なことだと思いますが、こちらにつきまして、フローを一度確認させていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

介護認定の手続についてでございます。手続につきましては、まず本人、また家族から介護保険を利用するための申請をあいあいのほうへ提出いただきます。４番窓口は健在でございますので。

次に、体や心の状況を把握するために、介護保険の保険者である鈴鹿亀山地区広域連合の調査員が自宅等へ訪問調査に伺います。入院中であれば、入院先へお伺いすることになると思います。訪

問調査と並行しまして、かかりつけ医師より意見書を提出していただきます。かかりつけ医師への依頼は、鈴鹿亀山地区広域連合が行いますので、介護保険の申請書を提出していただく際に、まずかかりつけ医師の名前や住所等の連絡先を書いていただくこととなっております。

続きまして、調査内容を記した認定調査票と医師の意見書の内容について、医師や看護師等の専門家で構成されます認定審査会で介護の手間や必要度について審査し、介護度が決定されます。その認定結果が自宅のほうへ郵送されることとなっております。

その次に、ケアマネジャーをこの段階で決めていただきます。ケアマネジャーとは、体の状態に応じて、どのようなサービスをどのくらい利用するかのケアプランを作成し、そのプランに基づいて介護保険のサービスが適切に利用できるよう、各機関とサービス利用の調整を行ったり、本人、家族からの相談を受ける人のことを言います。

この介護認定の結果によりまして、要介護１から５の認定であれば、民間の事業者である居宅介護支援事業所のケアマネジャーが担当することになりまして、要支援１、２の軽度の認定の人は、当市が直営で運営しております亀山地域包括支援センターのケアマネジャーが担当することとなっております。時々ケアマネジャーをどのように決めたらよいかとか、そういう相談も受けることがございますが、そういう場合には、気軽にあいあいにあります地域包括支援センターへご連絡いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

やはり４番窓口に行けばいいというのは変わってないようでございます。

さて、そこで認定が認められましたという状態になったその後でございますが、その段階によって、やっぱり病状なり加減がよろしくないというのが進んでいく状態があると思います。この辺をどのように把握されて、ケアのサポートをされていくか、その体制についてお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほども少し申し上げましたんですが、基本的には担当するケアマネジャーを通じて、いろんなサービスの提供であったり、いろんな状況に対応させていただきたいと思っておりますが、直接、先ほど申し上げました市の窓口であったり、やっぱり一番相談していただくのはケアマネジャーを通じるということが手短な方法かなというふうには考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

いかにケアマネジャーとの連携が大切かなということだと思います。なかなか奥ゆかしい方が我慢してはるというのもありまして、私の知ってる方でございますが、何もちょっとよう言わんと、本当に食事ももう、ベッドから立つのも大変だと。玄関まで出ていくのも大変だと。そういう状態だったんですけど、単なる要介護が低い点数だったと。慌てて連絡をとってサポートをいただくと。

先ほど服部議員のほうもありましたが、お買い物弱者というのもあったんですけど、本当に御飯

を炊くこと自体も大変な状態と。ただ、意識はしっかりして、物もしゃべれるというふうな、そういう方。そして買い物もなかなかいけないというところではございましたが、でもやはり下半身がなかなか難しい方も、そういう中でも、やっぱりサポートとしては、ケアマネジャーの方といかに連携をとっていくか、また市としてもケアマネジャーへ指導的なこともあるとは思うんですけど、先ほど重複する点では、人が暮らしている中で、ある日突然動けなくなったらセンサーにて感知するのは、亀山市の緊急通報システム事業というものだとは思うんですけど、このような形で市としてもサポートのできるところで、鳥羽市においてはモバイルを配ったりとか、そういう形としてできるようなモバイル、タブレット、ＩＣＴを利用したそういう方向性としては、ちょっと予算の中ではそういうのは見受けられませんが、今後の考えとして、市の考えとして、その辺についてお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

議員が申されております緊急通報システム、これについてちょっと紹介させていただきます。

おおむね６５歳以上のひとり暮らしの方で、身体上、環境上等の理由により緊急時に連絡をとることが困難な人、市で身体等の状況を調査し、審査の上、緊急通報装置を家庭に設置させていただいております。機器の設置は、利用者と市が委託している事業者で設置の日程を決めさせていただきまして、事業者が自宅のほうをお伺いしまして、緊急通報装置本体、人感センサーを居室とかそういうところへつけさせていただきます。装置を設置すると、自宅で体のぐあいが悪くなったときなどに、通報装置につながっているボタンを押していただくと相談センターにつながって、相談センターから近所にお住まいの協力者やご家族など、あらかじめ決められた方に連絡が行くというふうなシステムでございます。さらには、４時間以上全然動きがないという場合についても通報ができるような、自動的に通報されるというシステムになっております。さらには、必要に応じて救急車の要請を行うことなどもしておるところでございます。

現在の主な利用者でございますが、８０歳以上の方であったり、重篤な脳血管疾患とかお持ちの方で約２４０世帯に設置させていただいておるところでございます。タブレットということがございましたが、もちろんいろんなシステム、制度については研究させていただいておりますが、現在はこの緊急通報システムをご活用いただきたい、そのように考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

ちょっとテレビの画面の向こうの方は思っている、それ高いんやろうかというのがあると思うんですけど、個人負担はないと思っておりますので、その辺だけ申し添えてよろしいですね。

それでは、この大きな１番の最後でございますが、高齢者世帯に対する市の今後の取り組みということで、２６年度に入ってくるわけではございますが、今回国のほうといたしまして、厚生労働省のほうから出ております案内に移りますが、その中で地域包括ケアシステムについての打ち出しがかなり出てきております。医療制度の第４条につきましては、医療従事者とか医療施設等のことについて、そして介護保険制度につきましては、第５条の中では、介護保険の保険料金にかかわる

負担の制度についてと。そして、今回ちょっとお伺いしたいのが、介護保険法の第５条の第３項にございます国及び地方公共団体の責務という、こちらの第５条でございますが、短いので少し読ませていただきますが、国及び地方公共団体は、被保険者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付についてかかわる保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止のための施策、並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ、包括的に推進するよう努めなくてはならないというふうにお国の方向から出てきております。

現状、在宅介護の問題とかいろいろ難しいところも来ておりますが、今回、２６年度の予算案ではございますが、実際２兆７，１８４億という金額が出て、新たな事業といたしましても、また一部刷新されているところにつきましてもかなりの金額が来ております。このように厚生労働省のほうから出てきておりますが、今回の我々亀山市は、鈴鹿亀山地区広域連合という中に所属しておりまして、第５期の介護保険事業計画というのが今その最中でございます。これは平成２４年度から平成２６年度までの期間でございます。２７年度には第６期というものにかかってきますが、その中におきましても、既に地域包括ケアシステムを構築するというふうなこともうたわれてきております。

この中におきましては、１次予防、確かに介護につきましてかからないように予防というのが大切なことになってきております。こちらにつきまして、亀山市の予算で今回は高齢者保健福祉計画等、地域の包括支援の件とか、こちらにありますが、今回予算の説明の中で健康福祉部長のほうからもございましたが、介護事業では２次防止教室等の、これは亀山市のほうで進めていくところもあるんですけど、昨年より８７万７，０００円の減額とか、そしてこれは教室とかやると人数がちょっと少なかったのかもわかりませんけど、昨年よりの傾向を見ながらということになって、今回ここでは減額になってきております。地域包括の中で研修会とか開催費用などで、ここは前年よりも４４万の増額と、また地域包括支援のうちの生活支援の委託事業につきましても２８０万円の増額と、このように来ております。

さて、亀山市といたしまして、今後新しい包括ケアシステムの中におきまして、今現在亀山市としての方向性、２６年度に向けてのことでございますけれども、その辺の考えがございましたらお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

議員が申されますとおり、新たな制度がまた始まるということで、亀山市としましても、新しい介護予防、あるいは日常生活支援総合事業というのが新たに始まるということで、それに対しましての準備としまして、平成２６年度におきましては、高齢者保健福祉計画、それから広域連合の計画の第６期、広域連合介護保険事業計画策定年度ということでございます。その計画策定の中で、おっしゃられるようなことを十分検討して織り込んでまいりたいと考えているところでございます。

予算のこともお触れになりましたが、減額したもの、あるいは増額したものの予算がございますが、実態を見ながらサービスを落とさず、適切にさせていただくように調整したところでございま

す。

○議長（宮崎勝郎君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

ありがとうございました。

新しい事業がいろいろ入ってきて大変だと思いますが、市民の方の生活向上、また安心・安全のまちづくりという形で取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後のもう１つのほうでございますが、幼稚園・保育園の安全管理についてでございますが、最近におきましては、学校の中へ入り込んで何かやらかしたというようなものは余り聞こえないんですけど、やはりまだまだ安心メールでも出てきておりますが、季節的なものもあるかもわかりませんが、危険な方がちょっと出没するというのが現状でございます。そういう中におきまして、今回は通学路というよりは、保育園・幼稚園の小さいお子様の園児の通われている施設の状態のことについて確認させていただきたいところがあります。

園児の安全は、やはり大人が、また行政、我々がしっかりと守っていかなくてはいけない立場だと思います。ここにつきましては、天災・人災、いろんな原因がかかわったということも鑑みて、今回は保育園・幼稚園の園庭に居合わせて、どうしても外に出なくてはいけないという状況になったときのフェンスで囲まれている運動場、園庭と申しますか、そういうところから外へ脱出するためのということで、私も先週もう１回、幼稚園全部ではございませんが、６園ぐらい回らせていただきまして、園長さんにも断り言うて、中に入らなくてはいけないところもありましたので、ちょっと見せてもらってきたわけなんですけど、やはり門扉はあるんだけど、しっかりひもがかかっているとか、経路につきまして、中心と反対があるけれども、全く反対には出るところがないと。

そういうもんで、通園のときにぐるっと回ったりというのも、また問題も出てきております。かえって、道を歩かすことに危険が生じないのかと。これ通学路という形になるかもわかりませんが、そういう中で、今回はお母さん方、ＰＴＡの方からの疑問といいますか、不安なことがありましたので、そういう中で、今回は関のアスレのところの東部分につきまして、どうしても出入りができないから、ぐるっと回ると。車を置く場所にも、たまにというか、しょっちゅうですけど、小学校の学校の車か何かわかりませんが、ずうっととまったままとか、かなり配慮いただきましてなくなって、そこに車を置くことによって、園内に早く入れるというような状況もつくってはいただいたようですが、各亀山市内の園を見ますと、しっかりひもで縛って、これで何かあったときに出られるのかなというふうな疑念もちょっと抱きましたんですけど、この辺の安全管理について、まずは園庭から出れる、そこのところだけお伺いします。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

園内での避難経路が確立されているかといったご質問かと思いますが、まず保育園におきましては、園舎内での避難経路につきまして、災害発生時の児童の居場所によって異なっております。先ほど議員おっしゃられました園庭にいる場合でございますが、災害が発生した場合には、それぞれの園には通常２方向以上の出入り口が設けてございますので、安全な方向へ避難することとしてお

ります。

一部の園につきましては、配置上、園庭からの出口が１カ所しか設置できないところもございますが、その場合、園舎北側にある複数の出入り口を利用できるということや、正門のほうが開放口を大きく設けてございますので、一度に大勢が避難することができますので、問題はないものと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

問題はないということでございますが、大きな門があるところ、そういうところはマイクロバスが、極端な話ですけど突っ込んできて、そこからは動けないという、そういうときのために門を１つ、２つつくるべきではないかということを私は申し上げたかったんですけど、ちょっとお時間も迫ってきておりますので、その点と、あと園内における小さいお子さんにどのように避難誘導を日ごろからされておるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

保育所での避難訓練は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第６条の規定に基づき、月１回ないし２回実施しております。その内容につきましては、公立保育園で作成をしております危機管理マニュアルや避難訓練計画表に基づいて行っております。保育中に給食室で火災が発生した場合や、お昼寝の時間に地震が発生した場合など、火災、地震、不審者侵入に関して、毎回具体的な危険事例を想定し、対処する内容となっております。

定期的な訓練として実施することは、子供が避難に関する基本動作を身につけるとともに、自分の命は自分で守る子供の育成を目指して、発達段階に応じた指導を行っているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

余りにも小さい子になかなか難しいところもあると思うんですけど、その辺は日ごろからのまた教職員の方のご指導も重視されてくることだと思いますので、その点はよろしくお願いしたいと思います。

ただ、フェンスの部分につきましては、財政的なものなのか、規格的なものなのか、ちょっとその辺が私自身納得できないところもございます。あとこの辺は追ってまた議論させていただきたいと思います。

最終のところで、修学施設のところに移りますが、今回いろんな施設のところにつきましては、学校自体はもう耐震は、白川小学校においてもほとんどもう終わっているということでございます。非構造物、亀山市におきましてはつり天井とかはございませんが、やはりぶら下がっている水銀灯とか蛍光灯、そういうようなものもまだ安全性に心配を感じるところもあります。また、ロッカー、いつぞや森議員と一緒に庁舎などを回っても、やはり地震があったら倒れてきそうなロッカーもございました。私の会派室も許可を得てしっかりととめるような形をとりましたし、そういう点につ

きまして、災害時における幼稚園・小学校・中学校の安全管理について、今現在どのように手を打たれているのか、お伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

市内小・中学校及び幼稚園の校舎、園舎に係る構造体の耐震につきましては、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、来年度に完成いたします白川小学校の耐震工事をもって全て完了する予定でございます。

この建物構造体の耐震化に続きまして、現在、非構造部材の耐震化対策を進めているところでございます。昨年度は、各施設において目視による簡易点検を実施いたしました。本年度におきましては、業務委託により、小・中学校校舎の詳細な点検を実施しているところでございます。現在でございますが、書庫とか棚とか、地震発生時に転倒の可能性があるものにつきましては、転倒防止金具の設置を現在進めておりまして、その工事を随時進行中というところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

今現在、いろいろ目視の結果、進めておるというところでございますが、実際３・１１からきょうで３年たっております。３年の間はどうされておったのかとちょっと思うんですけど、やはり迅速な対応を願い、また子供たちの安全を守っていただきたいと思います。

そして最後に１つなんですけど、３年前の１２月の初めての議会のところで、ガラスの飛散防止フィルムということがありまして、本年、昨年におきまして、幼稚園・保育園から小学校・中学校まで一連にわたって飛散防止フィルムが施工されたというふうに伺っております。実際、予算的なところを言うと２，２００万という金額の中で入札等を見ますと、かなり金額が、幾らとは申しませんけど安価におさまっていると。それで、当初のお伝えいただいておった部分は改善されておるのかというのが１つと、そして非構造部材という形の中で、今、文部科学省のほうからも出てきておりますが、この中で、非構造部材におきましても３分の１が補助という形にも出てきております。こういうことは、言わずと皆さん承知されていることとは思いますが、その点について体育館、よく言っております避難所にもなる場所でございます。こちらの進捗状況、もう１回戻りますけど、今までやってきた場所のが１個と、そして体育館の飛散防止フィルムの施工について、この２点について、現状の方向性をお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

飛散防止フィルムの設置状況ということでございますけれども、窓ガラスの飛散防止フィルムにつきましては、平成２４年度におきまして、各幼稚園の保育室及び遊戯室において設置をさせていただきました。また、本年度におきましては、小・中学校の校舎に設置をいたしております。ただ、予算等の関係もございますので、原則といたしましては、小学校は１年生から３年生までの普通教室、中学校は１階教室、それと特別支援教室、保健室などに設置をさせていただいておりますけれ

ども、これは各学校によって若干それぞれ差異があるということと、先ほどもおっしゃっていただきましたように、現在、その差額といいますか、そういったこともございまして、追加の工事をやっているところでございます。

それから、体育館、屋内運動場でございますが、この件につきましては、代表避難所の指定も受けておりますことから、各学校の屋内運動場におきましても、やはり設置することが望ましいというふうに考えております。

一方、災害発生時におきましては、それが学校の運営時でありますと、まずは在校する児童・生徒の安全確保が最も重要ということもございますので、まずは教室からということでやっているところでございます。

来年度におきまして、屋内運動場の非構造部材の詳細な点検の実施を予定しておりますので、その点検結果も踏まえまして、学校施設全体でどのようにやっていくかということを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

方向性としては明るい回答をいただいたと私は思っております。やはり未来のある子供たちのためにしっかりと安全をキープしていくためには、大人の我々がしっかりと見守っていかなくてはいけないと思います。今回は、代表避難所の東、西の体育館とかＢ＆Ｇの件はここではお話しさせてもらえませんが、また追っていろいろお伺いいたします。

最後に１つだけ、やはり子供の幼稚園・保育園の避難につきましては、金額的なものでいうと、やはりまだまだ予算的にも、私も前から言っております草刈りとか、その辺もやはり高額な金額も出てきておりまして、１回の施工によりまして、そういうところで予算を浮かせていくことによって、安全のための備品なり、施工ができるような形に持っていけることを考えていただきたいということを最後に申し添えて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

３番　新　秀隆議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたします。

次に、お諮りいたします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

あす１２日は午前１０時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでした。

（午後　５時２８分　散会）

平成２６年３月１２日

亀山市議会定例会会議録（第４号）

●議事日程（第４号）

平成２６年３月１２日（水）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２１名）

１番	西　川　憲　行　君	２番	髙　島　　真　君
３番	新　　秀　隆　君	４番	尾　崎　邦　洋　君
５番	中　﨑　孝　彦　君	６番	豊　田　恵　理　君
７番	福　沢　美由紀　君	８番	森　　美和子　君
９番	鈴　木　達　夫　君	１１番	伊　藤　彦太郎　君
１２番	前　田　耕　一　君	１３番	中　村　嘉　孝　君
１４番	宮　崎　勝　郎　君	１５番	片　岡　武　男　君
１６番	宮　村　和　典　君	１７番	前　田　　稔　君
１８番	服　部　孝　規　君	１９番	小　坂　直　親　君
２０番	竹　井　道　男　君	２１番	大　井　捷　夫　君
２２番	櫻　井　清　蔵　君		

●欠席議員（１名）

１０番	岡　本　公　秀　君

●会議に出席した説明員職氏名

市　　長	櫻　井　義　之　君	副　市　長	安　田　　正　君
企画総務部長	広　森　　繁　君	財　務　部　長	上　田　寿　男　君
財務部参事	神　山　光　弘　君	市民文化部長	梅　本　公　宏　君
健康福祉部長	伊　藤　誠　一　君	環境産業部長	稲　垣　勝　也　君
建　設　部　長	三　谷　久　夫　君	医療センター事務局長	松　井　元　郎　君
危機管理局長	西　口　昌　利　君	文化振興局長	広　森　洋　子　君
関　支　所　長	坂　口　一　郎　君	子ども総合センター長	若　林　喜美代　君
上下水道局長	高　士　和　也　君	会計管理者（兼）出納室長	西　口　美由紀　君
消　　防　　長	渥　美　正　行　君	消　防　次　長	服　部　和　也　君
教育委員会委員長	肥　田　岩　男　君	教　　育　　長	伊　藤　ふじ子　君

監　査　委　員	渡　部　　満　君	監査委員事務局長	栗　田　恵　吾　君
選挙管理委員会事　務　局　長	井　上　友　市　君		

●事務局職員

事　務　局　長	浦　野　光　雄	書　　記	渡　邉　靖　文
書　　記	山　川　美　香	書　　記	髙　野　利　人

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（宮崎勝郎君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第４号により取り進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

２番　髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

おはようございます。

きのうで大震災から３年がたち、この中で私はちらっと思ったんですけれども、前の西小学校は朝からずっと半旗が上がっておりました。学校長初め先生、児童の弔意やと思っています。それに比べてというか、亀山市の庁舎の前はずうっとてっぺんまで上がっていまして、ああこれが亀山市の弔意やったのかなあと。それで、昼に議長がちょっとあれやなあということで電話されてから、半旗にされたと。それが私はいささか疑問で、三重県は半旗がずうっと朝から上がっておりましたけれども、亀山市の弔意ってそんなものなのかなあと、ちょっと疑問に思った節があります。

それはさておき、通告に従いまして一般質問をさせてもらいます。

今回も、通学路の整備について、そして鳥獣被害について、環境問題について、そしてＬＥＤ化の推進について、以上４項目からさせてもらいますので、よろしくお願いいたします。

１点目、通学路の整備につきましては、私は毎回ここで言わせてもらっております。よく、おまえはくどいやつやと言われますけれども、これができるまで私は言い続けようと思っておりますので、よろしくお願いします。

通学路、毎年、ＰＴＡの方とか保護者の方、いろんな地域の方から、ここがちょっとおかしいんと違うかなあと。通学路に関して、ここをちょっと直してほしいなあという要望があるかと、毎年上がってきておるかと思いますけれども、今年度の要望件数、内容について、１点目、教えていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

２番　髙島　真議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

おはようございます。

通学路の整備に向けた今年度の要望件数と内容ということでございますが、今年度のＰＴＡからの通学路の整備に向けました要望については、県に対する要望は、歩道、ガードレールの設置、歩道橋の改修、減速を促す標識の設置等２９件、警察に対する要望は、信号機、一時停止、横断歩道の設置等３０件でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

この亀山市、２９件、３０件、合計５９件の要望があると。要望に対して改善をしようかなあと、いろんな部局で検討なり何なりされて、前向いてやろうかなあという会議はあったと思いますけれども、それについての、どこがどう改善されて、どうなったのかというのを教えてもらいたいんですけれども。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

要望に対します改善の状況でございますが、実際に改善が進んでいるものが、県で１０件、３４％です。警察関係で９件、３０％です。その内容といたしましては、カーブミラー、通学安全灯の設置、樹木の剪定による視野確保、外側線、区画線、横断歩道、一時停止線等の新設や塗りかえなどでございます。継続要望として上がっておりました信号機の設置が本年度実現した、こういった例もございます。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

約３割が改善されてきたと。基本的に、住民の方は、満足するのは３割なのか、３割で満足されているのか、３割すれば安全がある程度の確保がとれたのかといささか疑問ではございますが、１００％に向けて努力はされておると私は思っております。

信号機については、３０６号の太田のところの信号だと思いますけれども、基本的に、順位をつけながらやりやすいところからというのはわかります。

それと、危険箇所もたくさん上がってきておると思うんですけれども、危険箇所の要望と、その進捗状況も教えていただきたい。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

危険箇所はいろいろ上げられておりますけれども、先ほど申し上げたような対策の希望がすぐにかなうケース、そうでないケースございますが、対策がすぐにハードの面で講じられなかったという場合におきましては、暫定期間といたしまして、当該学校に対し、児童・生徒への安全指導の徹底、教職員等による登下校の指導を指示しているところでございます。

また、警察にもお願いいたしまして協力をいただいたり、青少年総合支援センターがやっております青パトと呼ばれる青色回転灯搭載車による巡回、それから市及び県の道路管理者との改善に向けた協議を重ねているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

議員ご質問の、危険箇所点検の要望と進捗状況でございますけれども、平成２５年７月３０日から８月２日にかけて、学校の関係者の方と合同危険箇所点検を実施いたしました。

建設部所管の平成２５年度の要望箇所は２８カ所いただいておりまして、今年度、危険箇所の緊急性の高い箇所、９カ所のほうの対応を行わせていただいたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

確かに進んでおるといえば進んでおるんですけれども、そしたら教育長、私、お伺いしたいんですけれども、やった３割というのは十分なのか十分でないのか、一遍教育長の考えを、もっともっとするべきだろうと私は思っているんですけれども、教育長として、その約３割、目標値で、要望が上がった１０割のうちの３割が達成できた。あと７割はどうしていくのかという１点と、その３割で満足されているのかというところをお聞かせ願いたいんですけれども。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

継続すべきところは当然のことながら継続ということで、さまざまな関係部署に働きかけを続けさせていただいておりますということと、先ほどもご答弁申し上げましたように、現実的に、きょう言ってあすにできるというのはなかなか難しいかと思いますので、ソフトの面でそれぞれ学校等関係者にお願いしまして、児童・生徒の通学の安全に向けまして、ご協力を願っているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

現実的にと言われますけれども、私いつも言うんです。またこれかと言われるんですけれども、県道辺法寺加佐登線の学校の通学路の舗装の問題に関してでも、私はずっとここでご質問をさせていただいております。

そこの中で、２５年１２月に、肥田教育委員長に私は質問をさせていただきました。この議事録を読んでおりますと、役所のシステムがございまして難しい部分も確かにあるんですけれども、粘り強く要望していきたいと思いますという答弁をいただいております。その後１２月、１、２、３月ですけれども、どのように粘り強くやったのか、一度お聞かせください。その過程というのか、今どういう粘り強く、１回言った、これお願いします、だめですよ、おっしゃるとおりですねと帰ってきたのか、そこを何とかと押し通しているのか、お聞かせください。

○議長（宮崎勝郎君）

答弁を求めます。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

１２月の質問に回答させていただきましたが、今年度、県から回答がございました。自歩道の設置については、平成２２年度に切通橋前後の区間を整備したところであり、通行者数から判断しますと、自歩道を整備するには至らないことから、現段階では事業化が困難です。交通量が増加するなど状況が変化した段階で検討したいと、こういう回答であります。

現在は、歩道未設置区間を通行する危険を回避するために、堤防道路を通学路としておりますが、交通量等、状況の変化に注視しながら、引き続き、歩道設置の要望についても、一定の手順に沿って関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

通行量と子供の数とか言われましたけれども、おかしいですよね、そんなこと。子供が１人通って、車が１台来て、考えたくもないんですけれども、事故が起きる。車何十台にはねられるわけではないです、１台にはねられるんですよ。１台走って、子供が１人おれば事故の危険性があって、そこの中で、そしたら野登地区の子供、中部中学校へ行くのに、そこの子供が少ないでせんというお考えなんですかね。それか車が少ないでせんって、どちらのお考えで、そこを聞いてこられたと思うんですけれども、それはどういうことなのか。野登地区の通学生徒数が少ないで、それはせんというお答えなんでしょうかね。一度教えていただきたい。

○議長（宮崎勝郎君）

肥田委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

繰り返しになりますが、交通量の関係であると考えます。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

交通量の関係と言いますけれども、一体、そしたらおたくらはそこでどんだけ朝に自動車が来て、あそこという道は上のほうにゴルフ場もありまして、朝、他府県ナンバーもようけ走ります。交通量と言われますけれども、交通量を知って言われておるんですかね。その辺のところを、一度教えてください。

○議長（宮崎勝郎君）

肥田委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

その基準は、県土木サイドでございますので、私のほうではわからないです。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

わからないのに、多い、少ないって、回答をもろうてきたと言うたと、それは余りにも誠実じゃないと思う。教育委員会があって、教育委員会の中で互選をされて教育長が出られて、市長に教育長として任命された立場の者の言う言葉じゃないと思う。そしたら、自分らがそうやって言われたら、こんだけ出ましたと。こんだけ人数、車の台数がありますから、それをもうちょっと検討してくれというのが教育長、教育委員長のお立場じゃないのかなあと私は思いますけれども、そこをまだ粘り強く言うつもりはないのか。お願いをしていくのか、これで言われたであかんなあという立場なのか、どちらに軸足を置いておるのか、一遍教えてください。

○議長（宮崎勝郎君）

肥田委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

それは決してそのまま引き下がるものではございません。繰り返し申し上げますけれども、いろいろなことを考えながら、粘り強く、解決にするに向かって積極的に働きかけたいと思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

もうその言葉をいただいたので、今回はこれで終わります。教育委員会としての見解は聞かせていただきました。粘り強くやってください。もうそれしか言いようがありません。

そうすると、私はそこで市長に１点お伺いしたい。

そのとき私、市長に聞きました。そのとき市長に答弁いただきましたのが、県に対して引き続き粘り強くやっていくと、しっかり要請、粘り腰でやっていくと。引き続きご理解、ご支援のほどをよろしくお願いしますというご答弁をいただきました。私は、そこの中で、ご理解もご支援もしようと、この答弁を見て思いました。

そこで、市長がまだその考えが変わっていないのか、県が言われたからああそうですかと帰ってくるんじゃなくて、そこを何とか頼みますわと言うのか。きのうから市長がよく言われていました、釈迦に説法やと。僕は、釈迦に説法でも鉄砲でもええと思っておるんです、やりでも何でも持っていくという姿勢で僕はおるんです。今回、この件に関しては思っておるんですよ。

だから、その辺の市長のスタンスはまだ変わっていないのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

髙島議員のご質問でございますが、従来の考え方は全く変わっておりませんので、県の立場、県の事情というのは、今報告があったような状況であろうかと思いますが、やっぱりそれに対して改善を求めていくという意味では、今後も、私どもも市長部局も、しっかりと引き続いて申し上げて

まいりたいと思いますので、引き続きましてのご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

私がここまで言わせてもらうのは、いつも思うんです。川崎小学校に関しては、ある事業者が土地を提供してくれて、そこを通学路にするというきれいな構想を立てられておると。片や市長の地元は、カラー舗装の上を通学していくと。野登だけがこんながたがた道を通ってて、子供のうちぐらいは平等に扱うべきやと僕は思っておる。そうでなければいけないと、自分の中で、せめて子供のうちだけは平等・公平でおるべきやと私は思っております。

市長の、引き続きやるんやと、県のほうもあるとかありますけれども、引き続きやってもらえるということで、私はこの質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、鳥獣被害について。

この三重県は、先般も新聞に出ておりましたが、１位になったと。何の１位かなあと思っていましたら、猿被害、全国ワーストワン、山口県を次いで１位になったと。別に誇れることでもないんですけれども、３月８日の伊勢新聞のほうで出ておりました。今までは山口県がずっと被害で、誇れることではないんですけれども、１位やったと。それが、今回三重県が１位になってしまったと。そういう被害状況についてどういう認識を持たれているのかということと、１番、２番とちょっと前後しますけれども、そういう認識をどのような感じで受け取られているのかというのを、一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

被害状況ということでございますけれども、獣害被害に関しましては、農林業作物被害が軽減するために、有害や狩猟により捕獲を強化し、有害獣の個体数自体を減らすのが最良の方法と考えております。平成２４年度の有害及び狩猟による捕獲数は、亀山市では、猿が８８頭、イノシシが１６５頭、鹿が４７３頭。また、三重県全体では、猿が１，３７７頭、イノシシが１万１，９３０頭、鹿につきましては１万７，５０５頭の捕獲の実績がございます。市といたしましても、平成２６年度に、国の制度であります有害鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金の活用により、イノシシ、また雄鹿の捕獲単価をアップするなどして、捕獲数の増加に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

ありがとうございます。

その中で、新聞にも出ておったんですけれども、名張市は奈良県との県境を持っておられると。そこで共同でやろうということで実施をされたと。この亀山市においても、確かにこの亀山市内でイノシシを追うた、猿を追うたといっても、滋賀県に結局は帰っていくわけですもんね。僕は、基本的に鹿やイノシシは滋賀から来ておると思っておるんです。越境してきておると。それが向こう

に逃げ帰っておるだけの話やと、僕はこう思っております。

そこの中で、亀山市としてもまず対策を、県をまたがるところやったら両県と手を組みやっていく考えはあるのかどうかというのをお聞かせください。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

獣害対策の広域的な面ということでございますけれども、現在、伊賀市や甲賀市、鈴鹿市などの隣接する市においても共通の課題であるということから、県や市域を越えて、一斉捕獲などについて、実施地域の状況などを調査して、その可能性について探っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

きょう朝、同僚の西川議員からこの新聞をいただいたんですけれども、朝日新聞で、安倍内閣は鳥獣保護法の改正を閣議決定したと。夜間でもとれるようになりますよと。それと、わななどは、今まで２０歳だったのが１８歳に下げてやりますよと閣議決定がされて、後々そちらのほうに通達は来ると思うんですけれども、そういうことを駆使してやっていただければなあと、私は思います。

そして、まず被害をなくす、電柵を張ったりするという予防もありますけれども、先ほど部長が言われた、絶対数を減らさなければ解決にはならないと、そう思いますけれども、有害鳥獣の捕獲後の対応についてということを聞かせていただきたいと思います。

先般、この「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアルというのを私も見せてもらいました。これは大変ハードルは高い。わあ、すごいなあというのがたくさん書いてありました。しかしながら、それが高いでと諦めるということじゃなく、イノシシの肉や鹿の肉を利用した事業として、今後の公益的な観点からも含めて、さまざまな面から研究を行っていくということを以前の答弁でいただいておりますけれども、確かにハードルが高いというのは見せていただきましたけれども、研究は進んでいるんでしょうか。進捗状況を教えていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

議員のほうに１２月議会でしたか、そのような研究ということでお答えをさせていただいております。

その後のことでございますけれども、捕獲後の獣肉の利活用については、処理加工施設についていろいろな調査を行っているところでございます。

肉の処理、流通における安全性の確保から、時期によっては屠殺後６０分以内に解体処理施設に搬入しなければならないと。散弾により捕獲されたものは利用できない、処理施設については食品衛生法に基づく営業処理許可を受けなければならないなど、さまざまな制約がございます。その加工処理施設の運営につきましても、また主体をどこに持っていくのか、その辺についての研究もこれからやっていかなければならないなど、さまざまな課題があろうかと思われます。捕獲後の獣肉

利活用については、引き続き調査・研究を行ってまいりたいという考えでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

いろんな制約、１時間以内にせよとか、９０分以内にせよと。私、ずっとこれを読ませてもらいました。そこの中で、すごい制約があると、私も理解はさせてもらいました。

そこの中で、その法律って何やろうなあとひもといていきますと、食品衛生法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、それと動物の愛護及び管理に関する法律、と畜場法、食品安全基本法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法。条例とかいいますと、食品衛生の措置基準等に関する条例とか、三重県食品衛生規則とか、三重県食の安全・安心の確保に関する条例等、たくさんある。そこの中でやっていかなければならない。確かにハードルは高い。

しかしながら、古来より鹿やイノシシは、自然からの貴重な恵みとしてその肉や毛皮が重宝され、人の生活や文化に深くかかわってきた。しかしながら、我々が昭和・平成になり、食の文化、生活スタイルが変わったことで、それが離れていったというのも事実でございます。

屠殺に関しても、今この亀山市にはないというのが現実。それは、そこでつくってどうのこうのという話もあろうかと思いますけれども、上野のほうにあって、そこにお願いするとか、そこへ運び込むのにどうするかというたら、役所の引き取るところで保冷車を１台借りるとか、いろいろそういう検討をされればいいのかなあと思うんですけれども、今これだけの約束事があって、そこの中で運用しなければならないというのはわかりますけれども、ハードルを越えようとする気はあると思うんですけれども、もう１回それを越えて何とか事業として結びついて、そしたら絶対量は減るんですよ。

結局は、とっても、１匹幾らですよという感じでいただいておるよりも、それが流通に乗り、それが食され、これはええなあといえば、僕はブランドにせよとは一言も言うてない。その中で、そういう流通に乗せていくことによって、これはもっといいお金になるなあということがあれば、とるほうもある程度の益になりますし、亀山市もそれを売れば何かの益になると思います。基本的に、とって幾らですよじゃなくて、益になることを考えていこうということは、いま一度部長のほうから答弁をいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

議員おっしゃるように、個体数を減らすのが最善であると、その中での手法として、今の処理施設というふうなものがあろうかと思います。これにつきましては、やはり市単独での捕獲数、また費用の問題等さまざまな課題があります。そういうことから、広域的な面を含めて研究をというふうなことでご答弁させていただいておりますので、今、伊賀とか津とか、さまざまなところで取り組んでおられる実態とその地域性、また私ども亀山は北勢地域に入りますので、その地域の中での動きとか、そこの辺、総体的に今後取り組みを検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

そうですね。地域性を考えたらすぐにわかると思いますよ。山があって、イノシシがおって、通学路にもイノシシが出てきてごそごそしていますけれども、この間も夜、石水渓へ行きましたら、鹿が僕の車を抜いていくんですよね、ぴゅっと。後ろからぶつかったら大変やなあとか思いながら、本当に。猿に関しては畑にゴマ塩をまぶしたようにおるんですわ、むざむざむざと、びっくり。にらみ合いになっても、僕は２つの目しかない、相手はようけおるもんで、結局はこっちが尻尾を巻いて逃げて帰ってこなあかんようになる。そういう状況やということをよくご存じだと思いますけれども、わかっておってくださいということで、もっと早急にやってくださいということです。

次に移らせてもらいます。

ＰＭ２．５の注意喚起発令におきまして、市の対応についてということでございます。

ことしはいささか、私は花粉症歴１４年ぐらい持っていまして、結構キャリアは長いんですけれども、ことしは薬が合うたのか、何がええのか、いささかきょうも調子がええ。だから口も回る。調子がいいんです。薬が合うのかね。

それで、先月、亀山市、三重県のほうからＰＭ２．５に関して注意喚起が出されました。私は、そのときは一応ぐすぐすとして、目がしょぼしょぼとしたんですけれども、花粉症とはちょっと違うんです、症状が。やっぱりＰＭ２．５って、聞いたからやって人は言うんですけれども、ちょっと違う。

だから、いろいろ聞いておりますと、三重県が出してから亀山市が出すという、そのプロセスがあると思う。結局は、三重県が出すということは、熊野であかんなら出すやろうし、今回は、聞くところによれば、津と鈴鹿がばんと上がったもんで出たということでございます。

それにおきまして、僕は思うんです。三重県の注意喚起を受けてから出すんじゃなくて、これはちょっとまずいんじゃないかなあというのがあれば、最初に、前なんて安心メールでも出していただき、いろいろ出していただき、そしたらちょっと外出を控えようかなあとか、私は思いますので、ちょっと危ないなあと思ったら、部局判断でも、市長判断でもよろしいですので、今後出していくつもりはないのか。亀山市独自の判断として、ちょっと控えたほうがよろしいですよ、数値が上がってきていますよというのが、三重県がじゃなく、数値をつかんだ時点で出していくということは考えていないのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

注意喚起に関することの、市の立場で独自にできないかということでございますけれども、現在県内２２カ所、亀山市におきましては、天神のみなみ保育園に大気測定局が三重県により設置されております。１時間ごと、また２４時間体制でＰＭ２．５の測定を行っており、そのうち１カ所でも注意喚起の条件に達した場合、県より県内市町に迅速な情報提供とともに、県内地域で注意喚起が発令されることとなっております。

また、注意喚起の発表につきましては、ＰＭ２．５の濃度上昇が比較的広域的に発生したものを

対象としておりますことから、環境省が実施した専門家会合の中でも、都道府県において実施することが基本であるとの見解も示されております。

以上のことから、今後も三重県からの注意喚起を受けて対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

三重県から言われて広域的なって、上から言われたんじゃなくて、基本的には市長初めこの役所が亀山市の人の安全、健康を守るということで動いていかなければならないと思います。

この中国の大学が出された研究発表を、僕ずっと読んでおったんですけれども、ＰＭ２．５を吸い込んだら６日で肺が真っ黒になるという論文がございまして、ずうっと読んでいましたら、この中でＰＭ２．５というのは花粉じゃない。花粉というのは自然なもんですからあれなんですけれども、ＰＭ２．５には炭素や窒素酸化物、硫黄酸化物、金属たる主なものが入っていると。それで、吸い込めば何でも真っ黒になって、その黒いのが取れないということが、ここの中に書いてありました。

基本的に、三重県が言うたからじゃなくて、独自で、おかしいと思ったら安心メールなり何なり出すのが基本やと思いますけれども、そんな考えは毛頭ないということですか。

それと、もう１つ。もうこれが過ぎたら花粉も終わって、次、大陸のほうから黄砂も来ると。黄砂に関しては出すのか出さんのか、その辺も検討課題やと思いますけれども、黄砂だって車がどろどろになりますよね。自分らの車なんて、虫がとまってもつるっと滑って落ちていくぐらいワックスがかけてあっても、黄砂が一旦降るとばりばりになって、何だこれはというようなところがあるんです。目もかゆくなるし、黄砂が降ってくると。そういう面も含めて、いま一度検討するつもりはないのかということを教えていただきたいと思いますけれども。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

市からの独自的な判断でというふうなことでございますけれども、この大気測定局自体は三重県が管理をしていただいております。その数値等についても、三重県が責任を持った立場での対応をしていただいておるという観点から、なかなか市独自での判断というところが難しい点があろうかというふうに現状では考えております。

それと、黄砂につきましても、今の規定というか、そういうシステムが現在ございませんので、また県とも相談させていただきたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

三重県が責任も持ってと言われましたけれども、三重県が責任を持つというよりも、亀山市民のことは亀山市が責任を持って僕は当然やと思う。三重県に責任を持たせておいて、亀山市は言われたからああそうですよと言うなんて、僕はもってのほかだと思います。

基本的に、亀山市民の安全・安心は市長が守るべきやと私は思います。それに範囲が脱すれば三重県が守るでしょうし、それが脱すれば日本国が守る、そういうシステムになっておる。三重県がするから三重県が責任を持ってって、亀山市の安全は亀山市が持つのが僕は当然やと思います。

もうそれ以上言うても、その話で押し問答になるので、次に行きます。またこれもやります。

それでは、ＬＥＤ化の推進について、次に移らせていただきたいと思います。

私、議員にならせていただいた最初のころに、ＬＥＤを庁舎、通学路の防犯灯、いろいろＬＥＤ化にしてはどうだと。震災後、電気をちょっとでも少なくするために、ランニングコストをかけてでもやったらどうやということを言うておりました。津市に関しては４倍ですかね、ＬＥＤ、市長さんがするということで、人口比が違いますので、その辺のところを言うてもどうしようもないですけれども、防犯灯について聞いたところ、２１年度は４，１２４基ございました。そこの中でＬＥＤ化はゼロ。２２年度、私質問させてもろうたときに、４，１９０基あって、まあまあ２２基になったのかなあというところなんですけれども。それと２３年度、４，２６８基がありまして、そこの中で１１４基、すごいふえていっておる。５倍以上の勢いでふえていっておると。この２４年度、４，３１０基の中で３２４基がＬＥＤになったと。ことしはちょっとその絶対数が出ていないんですけれども、防犯灯に関しては４８４基やられたと。僕はこれは、管轄は市民部にいたしましても、すごい立派な数字やなあと、市長もＬＥＤ化を進めていくという観点において、すごくゼロから４８４基までふやしていって、まだふやしていくことだろうと思いますけれども、お聞きしたいのは、今後更新・新設に関して、防犯灯はＬＥＤを推奨していくのかということを１点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

防犯灯の、今後ＬＥＤ化の推進をしていくのかというようなご質問でございます。

議員もご紹介いただきましたように、ＬＥＤ化については、年々、自治会のご協力によりまして、ＬＥＤ化になっておると。２４年３月には、自治会が設置する防犯灯施設に対する施設費等補助金交付要綱の改正により、既存の防犯灯でも修理の際にＬＥＤ化への更新については補助対象とし、設置主体であります自治会の方のご協力を得ながら、さらに推進を図っているところでございます。

ちなみに、２６年１月現在でございますけれども、設置基数は４，３６１基のうちＬＥＤ防犯灯は、議員ご紹介のように４８４基でございます。今後においても、４，３００基もございますので、計画的にＬＥＤ化の推進を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

計画的にやられるのは、そのように着実に、例えて言うてもこの４８４基というのはすごいことやと僕は本当に思います、よくここまでふえたなあと。今後どんどんふえていくことをお願いしたいということと、もう１点、通学路街路灯については一体どういうことになっているのかなあということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

亀山市の道路照明灯、それから通学安全灯につきましては、平成２４年現在で１，４０４基を設置しておりまして、それを管理しておるんですけれども、その内容としまして、道路照明灯は主要な交差点などに水銀灯３００ワットから４００ワット、それからナトリウム灯が１１０ワットから２２０ワットと、この灯具を設置しております。それから通学安全灯は、集落と集落を結ぶ通学路に小・中学生の安全対策から、人の動きが確認できる程度の明るさの水銀灯８０ワットを設置いたしております。

ご質問の通学安全灯のＬＥＤ化につきましては、ＬＥＤ灯に転換をして運用１５年間でコスト比較を算出した場合、イニシャルコストとランニングコストを比較しますと、３００ワットでは１０年目、それから８０ワットでは１２年目にこのＬＥＤ灯のほうが経済効果があらわれる結果というふうになりました。したがいまして、通学安全灯につきましては、今後、支柱の損傷とか、器具自体の取りかえが必要となった場合には、ＬＥＤ灯の設置を考えていきたいというふうに考えております。

なお、高速道路の下のボックスの中に設置をしております蛍光灯、これはＬＥＤ球に取りかえているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

僕、ちょっとわからなかったんですけれども、そしたら通学安全灯、道路街路灯というのは、今現在亀山市には一基もないということなんでしょうかね、お答え願いたいと思いますけれども。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

道路照明灯、それから通学安全灯につきましては、今ＬＥＤ化されているものはございません。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

１個もないと。おかしいやんかと言いたいんですけど、１０年後から、また１０年後まで２０年たてばもとがとれるなんて、そんな話ではなくて、器具というのは設備投下をするときはばんとしておいてやっていくかなあと思っておったんですけれども、市長の中でＬＥＤ化を、通学路灯、街路灯も含めてやるということを、一応所信で言われたことがあると思うんですけれども、市長が言われたことに対して進捗は１個もないということは、市長は一体どう思われておるんですかね。防犯灯に関してはばんばん推し進めておって、街路灯や通学路灯に関しては１個もないって、市長があれだけ私は推し進めていきますと前でつらつらと言うたわけですよ。それに関して下が全然やっていないということは、どういうふうに感じておられておるのか、これからそれをやっていけというのか、一遍市長の所見をお伺いしたいんですけれども。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご質問の、通学安全灯ＬＥＤ化につきましては、当然今後もそういう方向へ行きたいというふうに考えております。ただし、いっときにどんと千数百のこういうものをということなんですが、防犯灯とは若干また違う観点から構造物等々、あるいは例えば支柱があるという構造も多かろうと思いますが、そういう例えば損傷が起こった、器具自体の取りかえが必要となった場合、ＬＥＤ灯の設置を考えていきたいというふうに現時点では思っております。

しかし、前段触れていただいた、防犯灯がこの４年間でここまでふえてきた。まずは、ここをしっかりと前へ進めていきたいと思いますし、今の道路照明、通学安全灯につきましても、今後の課題として、方向としては議員ご指摘のような方向へ展開していくということには変わりはございません。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

もう時間がありませんので、１点聞かせてください。

支柱があって、街灯があって、その支柱が腐ったらそれをかえるんやというんですけれども、支柱が腐らな電球ってかえられやんのですか、僕よくわからないんですけれども、支柱が生きておっても、電気だけかえればいいんでしょう。それ、何か今器具自体の問題があるのか、テクニカル的な問題があるのか、一体何が問題があるのか、ちょっと教えてください。よろしくお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

支柱が悪くなるというか、その本体自体が悪くなるとかえる。その更新の時期が来たときには、ＬＥＤ灯に全体としてかえさせていただくということになります。今、球だけをかえるというのは非常に難しい状態になっておるというふうに聞いておりますので、球だけをかえていくというのは、先ほど申し上げたボックスの中にある蛍光灯とか、その辺のものはかえられるんですけれども、水銀灯とかナトリウムランプもございます、そういうのは、それを切りかえることは非常に難しいし、また技術的にも難しいものがあるというふうに聞いております。

当然、さっきも私申し上げたナトリウム灯というのは、白い光でありますと、例えばいろんな影響、近隣の方が眠れないとか、稲作に影響があるとかいうのがございますので、ナトリウム灯にかえている。またナトリウム灯なんかはなかなかＬＥＤ化の形にするのは難しいというふうに聞いておりますので、当然更新の時期になったらこれをかえていくというふうな方針でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

もう終わります。

ちょっとその辺を私研究してきますので、次回もさせていただきます。亀山市も通学路もピカル

光る亀山でよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

２番　髙島　真議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時５４分　休憩）

（午前１１時０５分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１３番　中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

おはようございます。

新和会の中村でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、大きく３点お尋ねしたいと思います。

まず１点目でございますけど、今般、地方分権改革の関係で質問するということでございますが、分権改革も当初始まってから２０年ぐらい経過いたしまして、今回、特に第３次一括法が成立したと、そういうことで質問させていただくことになったわけでございます。

平成１２年４月に地方分権一括法が施行され、これまでの機関委任事務が廃止されまして、地方自治体が行う事務は自治事務と法定受託事務とに大別されたわけでございます。これまでの中央官僚主導型の通達行政から脱却し、住民本位で考え、みずからの裁量権で創造力を発揮する市政が期待されているところであったわけでございますが、しかしながら、こういった反面、地方分権は建前にすぎず、機関委任事務も法定受託事務に名を変えただけであったと。

それとまた、今の我が国の現況を見ますと、バブル経済崩壊以降、経験したことのない少子・高齢化社会到来、また地球規模の環境問題等々、国家財政の危機的な状況、まさにいろんな問題が現在山積している状況でございます。ご承知のとおりでございます。

我が国の発展を支えてきましたこの中央集権型の社会経済システムというのが、もはや有効に機能しなくなってきたのではと、そのように思っておるところでもございます。

これまで地方分権改革が第１次、第２次となされまして、２０年が経過いたしました。昨年の６月には、第２次分権改革で第３次一括法まで成立したところでございます。しかしながら、目指すべき姿とはほど遠く、改革の歩みは遅いと言わざるを得ないと、そのように考えます。

そこで、これまでの分権改革、正確には第２次一括法の成立までででございますが、このことにつきましてどのようなご見解をお持ちか、市長にお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

１３番　中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にお答えをいたします。

非常に大きなテーマでございますが、国と地方の仕組みは基本的に違うにもかかわらず、戦後、

右肩上がりの成長と豊かな社会を築くことに貢献をした中央集権型のシステム、上下・主従のこういうシステムでもございましたが、その中に地方自治体はある意味甘んじてきたのではないかという意識もございます。長きにわたりこの上下・主従の関係を続けてくる過程で、例えば三割自治と、私自身は中学生時代ぐらいに語られておりました、そういう時代があったわけでございますが、三割自治と称された時代から数十年経過いたしておりますけれども、基本的なその構造というのは大きく変わっていないという流れの中にあるのではないかということを感じまして、当時、この地方政治に取り組んできたということでございます。以来、平成１２年に地方分権一括法が成立をいたしました。それから平成２３年の地域主権一括法の制定を経まして、新しい自治の形をつくり上げる局面を迎えておるところでございまして、少し触れていただきました権限移譲とか、あるいはその義務づけ・枠づけの廃止とか、いろんなことがなされてきたのも確かでございますが、そこがどこまで実効性を持ったかという点につきましては、いまだ途上にあるというふうに認識をいたしております。

しかしながら、みずからの地域はみずからつくるということを志向します分権型社会への転換が求められておるということについては、そのとおりでございますし、私どもも長い運動でございますけれども、今後もしっかりと地方分権をかち取っていかなくてはならんというふうに考えておるところであります。

○議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

市長も、基本的な構造は余り変わっていないんじゃないかと、そのように感じるということで、私もそう思います。これから中央集権体制を抜本的に見直して、真の分権型社会に移行するということが、市長が言われたように求められておると、そのように考えます。

なお、これまでの分権改革によりまして、亀山市にとってどんなメリットがあったのか、お尋ねいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

これまでのメリットということでございます。

第１次分権改革におきましては、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルールの確立などによりまして、国と地方の関係を、上下・主従から対等・協力に変えるという改革の理念が確立をされました。また、第２次分権改革におきましては、地方分権改革推進委員会の勧告で示されました権限移譲、義務付け・枠付けの見直しについて、具体的な改革の進展があったところでございます。

地方分権改革は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにする、こういったための改革でございますが、分権社会への転換に向け、徐々にではありますが、環境が整ってきたことがメリットであるというふうに、現在のところ考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

義務付け・枠付けの見直しがあったと。それが目立ったことで、特別新しくメリットがあったようには感じないとは思っております。

次に、必置規制についてお尋ねいたします。

この必置規制の廃止及び緩和というのが行われまして、もう長い年月がたったわけでございます。そういった中で、現在この必置規制のその後の状況はどうであるのか、お伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

必置規制につきましては、国が地方公共団体に対しまして特別の資格を有する職員や附属機関を設置しなければならないと義務づけているものを指してございまして、その廃止と緩和につきましては、平成１２年４月に施行されました地方分権一括法における関係法律の整備によって行われました。

具体的には、それまで法律で設置が義務づけられていました農地主事や水防協議会などの附属機関について、置くことができるという規定に改められたものでございます。現在、こうした国による自治体への規制の緩和として進められている取り組みといたしましては、地域主権改革一括法において、附属機関の委員の委嘱基準や定数などについて、法律から条例に委任するなどの義務付け・枠付けの見直しにつながっているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

次に３つ目でございますけど、地方分権改革によりまして権限移譲がなされたわけでございますけど、当初から含め、特に昨年の４月でしたか、三重県から幾つかの権限移譲が行われたと思っております。具体的に例を挙げてご説明願いたいと思います。

それと、こういった権限移譲によります当市の対応状況についてお尋ねいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

従来、県が処理していた事務の権限を市に移譲する、いわゆる法定権限移譲につきましては、２３年の８月に公布されました第２次一括法によりまして、３２の法律に係る事務が市に移譲されたところでございます。

これらのうち、平成２５年４月１日から移譲されたものといたしましては、社会福祉法による社会福祉法人の定款の認可、障害者総合支援法による育成医療の支給認定、母子保健法による未熟児の訪問指導や養育医療の給付、水道法によります簡易専用水道の給水停止命令等がございます。これら県から移譲された事務につきましては、市の広報だとかホームページで市民の方に周知を行っておりまして、現在、所管の部署で適正に執行しているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

適正に事務を執行していると、そのように理解させていただきました。

次に４点目でございますが、第３次一括法の成立と、そういうことについてお尋ねします。

この法律の名称というのは、ご承知のとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律と長ったらしいものでございますが、昨年の６月に成立し、今回、当亀山市でも議案に２つほど上がっているわけであります。この第３次一括法の主な改正内容につきまして、具体的にご説明を願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

第３次一括法は、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しについて、関係する７４の法律を一括して改正するもので、自治体の条例整備など必要な事項については、一部経過措置があるものも含めまして、平成２６年、この４月１日から施行日といたしております。

具体的な内容につきましては、主に職員の資格や定数等について義務付け・枠付けの見直しを行うものでございまして、今定例会に議案を提出させていただいております社会教育委員の委嘱基準の条例委任だとか、地方青少年問題協議会の委員の資格要件の廃止、こういったものがございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

この第３次一括法の成立によりまして、本年４月１日の施行に向かって、亀山市は２点、先ほど言うたように議案が出ていますね。その２点はあれなんですけど、例えば介護保険の関係でございますけど、例えば地域包括支援センター、総合保健福祉センターのあいあいにあるわけでございますけど、そういった関係の条例の委任、あと体制整備等々、そういった関係は、鈴鹿亀山の広域連合で今後対応されると、そのように理解してよろしいのですか。お伺いいたしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

第３次一括法によります介護保険法の改正によりまして、地域包括支援センターの包括的支援事業に必要な事項に関する基準が条例委任をされますけれども、本市では、介護保険法に基づきます介護保険事業の実施に関する事務、これにつきましては、ご承知のように鈴鹿亀山地区広域連合が処理をいたしておりますので、平成２６年度中、次年度ですけれども、２６年度中に広域連合が条例を整備する予定でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

広域連合は２６年度中ということで、２６年４月１日施行じゃないんですな。施行は２７年の４月ごろと、そのように理解してよろしいですか。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

今回のこの改正につきましては、一部経過措置があるというようなものもございますので、その辺一度確認をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

経過措置というのがございますので、多分２７年だと思います。

この介護保険の関係の条例整備でございますけど、広域連合がやるということでございますけど、事業主体は亀山市の総合保健福祉センターの中にありますし、地域包括支援センターという大きな組織がございまして、その活動の拠点が亀山市にあるということでございますので、また新しくこの条例が整備された段階では、可能な限り、その書面といいますか、そういうのをいただきたいと、そのように要望しておきます。

次に、国が義務付け・枠付けの、先ほどご答弁があったんですが、この義務付け・枠付けの見直しというのは具体的にどういったことか、お伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

少し初めに、先ほどの介護保険法の施行日でございますけれども、平成２７年４月１日ということで確認をさせていただいております。

義務付け・枠付けの見直しというようなことでございます。

これにつきましては、国が自治体に対して仕事を義務づけ、仕事にやり方を枠づけすることでございまして、これを自治体の自由度が増す方向で改革することが、義務付け・枠付けの見直しでございます。

見直し事項といたしましては、職員の資格基準、定数だとか施設・公物設置管理の基準でございまして、これらについて国が法令で一律に基準を定めることをやめ、参酌すべき基準などを示した上で、自治体の条例に委ねることとしたものでございます。特に施設・公物設置管理の基準に関しましては、市では２４年度に亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例などを整備いたしておりまして、市が管理する施設・公物について、条例で基準を定めたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

国が地方自治体の自治事務について、事務の実施や方法を縛っている義務付け・枠付けが多くあるということで理解させてもらいました。

分権改革を進めるには、こういった見直しと、条例制定権、そういった拡大を進めなければならんと、そのようにも思っております。

この義務付け・枠付けの見直しの効果でございますけど、どんな効果があるのか、お尋ねいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

義務付け・枠付けの見直しの効果といたしましては、これまで国が法令で定めていた基準について、地域の実情を踏まえ自治体が条例で自己決定する余地が拡大をいたしまして、地域の自主性、自立性が高まるということがございます。また、地域の実情に応じた基準を定めるこの条例は議会の場でご審議いただくということでございますので、そういった中で政策議論が活性化することも効果の一つと言えるのではないかというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

そんなところだと思いますね。自治体が条例で自己決定する余地が拡大すると、また地域の自主性、自立性、そういったものが高まるということで理解させてもらいました。

ほかにも地域特有の問題の解決やら、きめ細やかな住民サービスの提供やら、効率的な予算執行ができると、そんなように私は思っているところでございます。

なお、今回分権改革があったわけでございますけど、特に私が残念だと思っておるところでございますけど、たしか平成２３年でしたか、地域主権戦略大綱によりまして、国から地方へのひもつき補助金が廃止されまして、基本的に地方が地方のことで自由に使える一括交付金ですね、正確に言えば地域戦略一括交付金でございますけど、そういう制度が創設されて、画期的なことだと、そのように思っておったわけでございますが、その後、平成２４年度、政権交代後、これが廃止となったわけでございます。こういったいい制度で、地方のためにはよかったかなあと、そのように考えておるわけでございますけど、今後も国が何らかの形でこういった制度を地方のために新しく拡充していただくことを希望するものでございます。

次、５点目でございますけど、これまでの２０年間の地方分権改革の中で最重要課題とされながら見るべき成果の少ないのが、特に思っておりますのは地方税財源の改革だと、そんな思いを持っております。普通、地方分権改革というと権限の拡大、そういったことを思い浮かべるわけでございますけど、ほとんど成果らしいものがなかったと、そのように考えております。分権改革が始まって２０年の、今ちょうど曲がり角に来ているんじゃないかと。改めてこの分権改革を考える時期に来ていると。昨年も地方６団体、当然全国市長会も入っております、全国議長会等々あるわけでございますけど、そういった全国６団体から国へ対して、この分権改革のことにつきまして、かなりの項目に関して要望を出しておるわけでございます。

そういった中、当亀山市といたしましても、今後の分権改革に対しての考え方について、どう思ってみえるのか、最後に市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の地方分権改革についての考え方をということでございました。

昨年、第３次の一括法が動き始めたという状況にございますけれども、今も少し議員に触れていただきました地方分権改革を進めるためには、地方税の充実確保と、このことが大変重要であると

いうふうに考えておるものでございます。

これは、全国市長会、それから市議会議長会初め、地方６団体が長年にわたって国へ要望しておりますが、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面税源移譲による国・地方の税源配分５対５、現在は６対４ぐらいの比率になっておると思うんですが、この５対５の税源配分の実現を図ることにつきまして、地方の財政自主権を拡充することを強く提言、要望いたしてまいっておるということでございます。

しかしながら、これまで国において進められてまいりました地方分権改革においては、権限移譲に見合った税源移譲が十分になされていないというのが現状でございます。今後、国と地方の協議の場におきまして、国と地方が真に対等・協力のもと、地方税財源の改革について実効ある協議がなされることを期待いたしてまいりたいと思いますし、引き続き、これは亀山市だけではいけませんので、まさに市議会、市長会、議長会、知事会、本当に地方６団体が連携をして、さらに地方の税源配分５対５の実現を強く要望していかなくてはならないのではないかと考えております。

さらに、地方分権改革の取り組みは、どうしても団体自治の拡充に重きが置かれる傾向がございますけれども、真の地方分権改革を実現するためには、住民自治の強化・確立が必要だというふうに考えております。このためには、本市がこれまで取り組んでまいりました市民参画や地域コミュニティづくりは大変重要でございまして、まちづくりの基本的な考え方であります市民力で地域力を高めるまちづくりを引き続き進めてまいることが、まさに本市の住民自治の仕組みを強化していくことにつながるんだろうと思います。

いずれにいたしましても、地方分権２０年の節目ということで、古くて新しいテーマだというふうに私自身も感じておりますが、市としましては、みずからの地域はみずからでつくることを志向する真の分権型社会の転換を目指して頑張っていかなくてはならんと、改めて認識をいたしておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

やはり市長も地方税財源、これの確保が大変必要なことだと、そのように理解させてもらいました。

とにかく、幾ら２０年、３０年たっても東京の一局集中というのは相変わらず変わらない、そういった状況で、やっぱり分権改革ももう少し地方から、小さい市町村が頑張ってもなかなか難しい面もございますけど、やはり亀山市も初めて、地方はそうでございますけど、合併特例法の関係で市町村合併もありました。そういった中で、行財政改革も熱心に取り組んでおる状況の中で、国を上回る実績も地方は積み上げてきたと、そのように考えておるところでもございます。そういった中で、これからはこういった地方都市が地方分権の担い手として声を上げて、なかなか難しい問題ですけど、改革の道をみずから切り開いていく必要があると思いますので、今後そういった市長会等々を通して一生懸命頑張っていただきたいと、そのように思っております。

それでは、次に行きます。

大きく２番目の、亀山の林業総合センターの火災についてということでございます。

まず１点目にお尋ねしたいんですが、先般、２月１７日の月曜日１１時ごろですが、ご承知のとおり亀山市林業総合センター、皆さん知ってみえると思うんですけど、名阪国道の板屋インターのおりてすぐ真下にある施設でございます。そこが火災に遭ったわけでございますけど、その火災の出火原因というのは現在きちっと解明されているのか、まず１点目お尋ねしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

出火原因ということでございます。

先ほども委員のほうから、２月１７日午前１１時ごろに亀山市林業総合センターにおいて火災が発生したということで、その出火原因につきましては、空調修理業者による図書展示室のエアコン温度センサーの交換作業中に配線をショートさせたことが起因となって、天井内で出火したものであります。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

お答えでは、その空調会社がそういった原因で起こったというようなご答弁があったんですけど、いろいろ調査されてみえるんですか、もう少し詳しい内容でわかれば、もう一度答弁願います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

先ほども、空調業者のエアコンの温度センサーの修理ということでございますけれども、そのところでショートをさせておりまして、出火の主なところにつきましては、和室、少し離れたところのエアコン、コンデンサーの部分で過電流によって発生したというふうなことで、それが主な原因ということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

過電流で、それが主な原因ということらしいですな。僕もこういう専門的なことはちょっとわからないんですが、今回の火災の責任の所在ですけど、一体どこにあるのか、それについてお尋ねします。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

今回の火災の責任ということでございますけれども、先ほども申させていただいたとおり、空調修理業者の作業中に誤って配線をショートさせたことが原因ということから、空調会社に責任を求めることとしております。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

空調会社が全責任ということらしいんですが、先ほども過電流が原因と言われましたんですけど、この林業総合センター内の電気系統の設備でございますけど、何かお話を聞いていると、不安材料といいますか、不安要素というのがあるような感じもするわけでございますけど、そういった不安要素というのは全然ないと判断していいのか、火災が再発する可能性もないのか、その辺についてお尋ねしたいと。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

現在、林業センターでは、加太出張所、それと森林組合さん、あと地域の皆さんに部分的な使用をということで考えさせていただいていますけれども、今仮復旧という段階でございますけれども、今回の被災した配線は完全に遮断しており、現在使用中の配線に関しましては電気保安協会により点検を行い、安全確保を講じたものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

不安材料というのはないと、そのように理解させていただいていいわけですな、今の時点で。

次に、このセンターでございますけど、全館使用可能になるのはいつかということをお尋ねしたいんですが、現在この林業センターの中で、さっき言われたように、加太出張所がございますし、森林組合、トイレ、大会議室、小会議室、そんだけはとりあえず現在使用可能となっておるわけでございますが、エアコンが全く使用できずに、今ストーブで対応しておるような状況でございます。

先般も、３回から４回、自治会関係の会議とかコミュニティの関係の会議があったわけでございまして、私も出席させていただいたところでございますが、とにかく中へ入った段階で、すごいにおいがするわけですね。要するに火災のときの煙が全体にしみついて、すすのにおいといいますか、炭焼き小屋に入ったような感じ、そこまできついことはないんですけど、例えればそんな感じです。そういった中で、大変違和感があると。入ったときはそういう感じがするんですけど、会議しておる間にはなれてしまって、気にならないような状況にはなるんですけど、あけて入るとすごいにおいがするんですわ。そういったことも早いところ改修をしていただきたいと思います。

あと、肝心のコミュニティの事務所やら、和室、中会議室、料理室等々でございますけど、これが今使用不能な状態になっております。この先３月以降に、総会もあれば、いろいろこのセンターを利用する機会というのはかなりふえていく状況でございまして、そういった中、一体いつまでに全館使用可能になるのか、お尋ねいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

全館の使用可能な見通しということでございます。

全館復旧の見通しは、現在被害状況を調査中であり、その結果に基づき復旧計画を作成し、今後の復旧工事はできるだけ早い時期に復旧できるよう努めてまいります。

なお、地域の皆様方には大変ご迷惑をおかけしていることとは存じますが、ご理解とご協力をいただきたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

ちょっと待ってくださいね。計画をしていろいろしておる、できるだけ早い時期にって、そんな曖昧な答弁では納得できない。それは期日を言うのは大変かもわかりませんが、ある程度は大体どれぐらい、半年ぐらいとか、１年以内とか、その辺のところを言うていただかないと、いつになってできるかわからないのでは、もう１回答弁願います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

先ほども申し上げたとおり、現在被害調査中で、被害の程度により復旧計画も大きく変わってまいります。その中で、早期復旧を目指してまいります。

現時点での明確なお答えはできかねない部分もございますけれども、少なくても年内を区切りに考えさせていただいておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

年内というのは１２月までだということだと思うんですが、そんなんでできるのかどうか。年内でも僕は遅いかなあと思うんですけど、その辺のところはこれからの調査ではっきりわかってくると思いますので、わかり次第、いつごろできるのか、はっきり知らせていただきたいと思います。

ちょっと専門的にはわからないんで、年内でも長いんじゃないかと思うんですけど、あれだけの災害ですのであれだと思いますが、ある程度見通しがついたら、その段階で教えていただきたい、そのように思います。

次にお尋ねしたいと思うんですけど、今回、市が工事を行うのか、空調会社が全面的にやるのか、その辺のところでございますけど、多分市がするんじゃないかとは思うんですが、それについてお尋ねいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

復旧に当たっては、市の施設でありますことから、市が復旧することを基本として進めてまいります。

（発言する者あり）

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

後ろで質問してもらいましたんですが、わしも同じ、金というたらおかしいですけど、市が工事

はするということで今聞いたんですけど、その負担ですな、１００％その空調会社が負担するのか、工事費ですけど、それについてはいかがですか。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

当然空調業者からの、復旧に当たっての応分の負担を求めていくものと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

応分の負担というのはどういう意味かな。要するに、全責任が空調会社にあるというのは確認したんですが、工事は市がやるとしても、全て工事費に係る負担は空調会社が持つんじゃないんですか。ちょっと応分の負担のをもう１回説明してください、どういう意味か。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

応分の負担ということでございますけれども、現在調査中で、その部分に係る費用としての負担を求めるという意味でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

ちょっとわかったようなわからんような、要するに全額空調会社が持つのか、その辺がちょっとわかりにくかったんですが、応分の負担というのは責任の度合いの負担分だけと、そのように理解させてもらいました。

次に、非常時の連絡体制、そういうことでございますけど、先般の火災のような非常時に、そういったときの責任者は誰なのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

緊急時の体制のことでございますけれども、現在、林業総合センターにつきましては森林林業室が担当させていただいております。そのことで、緊急連絡網等は毎年作成して、同センター管理人、加太出張所、鈴鹿森林組合、地域サービス室に配付しております。

今回の火災の当日、連絡網は電話が不通となったため混乱していた状態で、屋外から携帯による連絡をいただいたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

この火災の際に、責任者がはっきり誰だかわからずに、いろいろ指揮命令系統等々にもその辺がはっきりせんと混乱されたことがあったと、そのようなことも聞いておりますけど、さっき確固と

した連絡網もできていると、そのようなご答弁でしたので、それはそれでいいと思いますが、連絡網だけはきちっとつくっていただきたいと、そのように思っております。

この林業総合センターというのは、当然、複合施設といいますか、関係している室が、今言われた森林林業室と地域づくり支援室、それと地域サービス室と、この３つにまたがっている、そういうふうな現状でございます。いざというときの事前・事後の連絡体制を充実していただくべきだと、そのようにも考えております。いろいろ事後でも、あちこち電話をかけるのに、あっちへ回されたり、こっちに回されたりと、そういうこともちらっと聞いておりますので、そういったときにどこを窓口にするかとか、そういうことをきちっと、体制づくりをきちっとお願いしたいと。今後、混乱を避けるために、その辺のところをよろしくお願いしたいと思います。

次に、センターの中のコミュニティセンターの位置づけということでお尋ねしたいと思うんですが、この林業総合センターは複合的な施設でございまして、たしか平成１０年ごろ建設され、二千五、六百万、十五、六年たっておる施設だと思います。この林業総合センターは、加太出張所、森林組合、先ほども言いましたんですけど、コミュニティセンターの３つが混在しておると。そういった中で、コミュニティはこの施設をお借りして利用しておるわけでございますけど、現在、加太地区のコミュニティの看板もない状況でございまして、建物は大きいんですけど、非常に使い勝手が悪いと、それが現状でございます。

今回直す部分でございますけど、特にコミュニティで使うような事務所とか、いろいろ和室とかあるわけでありまして、直す部分が多いんですが、今回修復する際に、コミュニティが使い勝手がいいような形で改築ができないものか。それともいろんな補助金で建てられた施設ですので、いろんな制約等々、できない要素があるのかもわかりませんけど、その辺のところはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

コミュニティの件でございますけれども、この施設は林業構造改善事業の補助金を受けて建設した施設でございます。そのことから、復旧に当たっては、原形復旧を基本として進めてまいりたいとの考えでございます。なお、県より別途用途への転用はできないという旨の指導も受けております。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

県から指導を受けてみえるというんですけど、例えばそういう補助で建った建物ですので、補助金を返したらできるとか、そういった可能性もあるわけですか。ほかに使い勝手のいいほうに改築できるという可能性はないんかどうか。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

先ほどもご答弁させていただいたとおり、補助金を受けた建物ということで、基本、現形復旧を

現在考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

そういった制約があるということで、現形復旧というお答えでございました。現形復旧も結構なんですけど、とにかく早急に、できるだけ早く使えるように、それだけは市長にお願いしたいと思います。これからかなり使う回数が多いもんで、よろしくお願いします。

次に、最後の３つ目の質問に行きます。

学童保育、放課後児童健全育成事業のことでございますけど、今回は１点に絞ってといいますか、待機児童のことについてお尋ねしたいと思います。

現在、学童保育所に関しましては、市内でほとんどの小学校区におきまして立ち上がっておる状況でございます。一方、保育所では、先般、待機児童がふえたために、待機児童館ばんびが開設されたのはご承知のとおりでございまして、今回学童保育所、川崎小学校区のあおぞらくらぶでございますけど、初めて６ないし７人の待機児童が、亀山市では学童保育で待機児童が出たのはこれが最初だと、そのように聞いておるわけでございますけど、それで保護者の方々が大変困ってみえたと、そのように聞いております。そういった中で、この問題が解決したのかどうか、その状況についてお尋ねいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

川崎小学校区学童保育所の新年度の入所状況につきまして、運営委員会に確認をいたしましたところ、当初、平成２６年度の新１年生の申込者１８名のうち５名が、定員の関係で入所の抽せんにより漏れたと伺っております。しかし、その後、既に入所可能と決定をしている児童の中に１学期の途中で退所するという見込みの児童が数名いることが判明いたしましたことから、運営委員会では新１年生の受け入れ数について再検討をされました結果、当初申し込みの１８名全員を入所可能と判断したと聞いております。

なお、そのほかの９学童保育所におきましては、平成２６年度当初の入所について、待機児童は発生しなかったということを伺っているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

たまたま出ていかれる方が見えて、全員入られたということで、大変結構なことだと、よかったなあと思っております。しかしながら、ある程度無理して入れてみえるんじゃないかとも、そのようにも考えます。

以前、保育所で待機児童がふえて待機児童館ができたように、当然上へ上がってくるわけですから、学童保育所においても今後待機児童がふえるのは当然のことでございまして、今回はたまたまこれでよかったんですけど、来年からもどんどん、ほかのところでもふえる可能性は十分あると、そのように考えるところでございますが、この学童保育の充実に関しましては、平成２４年度でし

たか、教育民生委員会でも、とにかく学童保育の充実に関しては頑張っていただきたいということで、提言書も出しておるわけでございます。そういった中、今後その待機児童の対策に対しては力を傾注していただきたいと思うところでございます。

この学童保育事業というのは、そもそも放課後子どもプランといいまして、そういった大きな枠の中の、要するに厚生労働省と文科省ですね、それが共同して、一体的な共同事業ということになっておりまして、本来は文科省管轄の教育委員会が主導して、福祉部門と連絡をとってこういった事業をやっていくと、それはまあ建前になっていることでございます。

そういった中で、確かに教育委員会のほうでは、放課後子ども教室が全小学校区内でできたと、そのような報告も先般ございましたんですけど、やはりもう少し教育委員会部局が主導してこういった事業をやっていくと、そのようになっておりますので、亀山市はどうもそういうふうな状況じゃないような感じがします。その辺のところについて、もう少し、文科省の教育委員会が主導して、力を入れてやっていただきたいと、そのように考えるところでございますけど、教育長のご見解を一言お尋ねしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

亀山市では、市、健康福祉部局が所管しております、放課後児童クラブというふうに私たちは申し上げておりますけど、いわゆる学童保育と、教育委員会が所管いたします放課後子ども教室は、今議員がおっしゃっていただきましたように、放課後子どもプランという文科省と厚労省がかつて示されましたということで、放課後の子供のありようということから、その分野につきましては教育委員会で検討させていただいているところでございますけれども、亀山市の体制といたしましては、相互に連携を図る必要があるかというふうに考えております。

先ほども申し上げましたように、いわゆる学童保育所は健康福祉部局の担当でございますので、教育委員会といたしましては、十分に部局と協議・検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

中村議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

さっき言われましたように、この事業というのは、放課後子どもプランという国の大きな枠の中で文科省と厚労省が共同してやる事業と、今、教育長もそうやって理解してみえるんです。そういった中で、特にその教育委員会部局が主導してこの事業を進めていくというのは建前になっておりますので、校舎の中へ学童保育を建てるとか、いろいろそういったことも教育委員会が主導してやっていただきたいと、充実していただきたいと、そのように思うわけでございます。

今後、待機児童もますますふえてくると思いますので、その辺に関しまして対応を十分今後行っていただきたいと、そのように要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

１３番　中村嘉孝議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時５９分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１５番　片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

きょうは、大きく３点の通告をさせていただきました。

私の質問では、回答の望めないと判断する事案に対しては提案としますが、見解でも答弁を求める質問では、答弁をよろしくお願いいたします。反問権は、お手やわらかにお願いします。

通告１番目のリニアについてであります。議案質疑で服部議員、一般質問では西川議員も確認をされましたので、一部質問も削除いたします。

前回開催の東京オリンピックでは、現在の新幹線を５年半で開通させ、大盛況で開催に間に合わされました。今回は、平成３２年に東京オリンピックが開催されるまでには、リニア中央新幹線の東京－名古屋間も開通はできない計画となっています。

ことし、安倍総理がトルコで新幹線構想を言われたのは、明治時代に弾丸列車構想があり、昭和１４年の鉄道省の計画でも、東京、大阪、下関から海底トンネルで釜山、長春、北京、モスクワ、ローマ、ロンドンへと走る計画を引用して発言されたものと聞いております。現在の新幹線も、この弾丸列車計画の路線を検討はしたが、鈴鹿山脈の高低差１３キロの上り勾配のトンネルを掘る必要があり、東京オリンピック開催までの５年半では完成しないので、岐阜羽島、米原、京都経由の施工となりましたと聞いております。

現在の新名神のトンネル掘削工事技術は、１日に１．５メートル掘削が進むので、土地買収の高架橋より投資金額が削減できる技術と聞いています。この新名神のトンネル掘削技術で１日に１．５メートルの掘削説明は、ＮＥＸＣＯ中日本四日市工事事務所で、新名神北勢バイパス・中勢バイパス計画等勉強会で、我が会派の３名も昨年１０月に行って勉強をしてまいりました。そのときの資料がこれでございます。

今回質問のリニア中央新幹線については、東京－名古屋間が４０分で平成３９年に開業予定、名古屋－大阪は平成５７年に開業予定と言われておりますが、東京－大阪の同時開業を要望されております。平成５７年開業とはあと３１年もありますが、地上部の用地確保への交渉には地元自治体の協力が必要であると聞いており、そうなりますと、亀山駅周辺再生整備計画策定事業として、２６年度予算として１，１００万円が計上されていますが、駅の位置も決定しないのに先行して開発して、後でこの計画は失敗でしたというのでは、費用対効果に疑問が残るのではないでしょうかと私は思っております。

ことし正月の中日新聞で、名古屋から大阪へのリニア停車駅として、三重県には亀山駅、奈良県には、現在の奈良駅より北寄りで京都に近い学研都市と報道されました。

亀山市青少年育成会議が発刊している第２２号、平成３年１月２５日の作文、優秀作品発表のテーマは「私の家庭・家族」であります。これもここにあります。

その中に、簡単ではありますが、私の家族の会話として、「リニア鉄道計画が話題となります」と投稿されて表彰された記録でございます。その家族は私のおばであり、平成３年、今から２３年前に家族でリニア鉄道計画を話していたのか。そのおばも亡くなっておりますが、この記事を投稿され、私も読み、今回、中日新聞に停車駅が亀山駅との記事があり、一般質問すると決めたのであります。

通告１点目は、服部議員の質疑で確認できましたので、削除させていただきます。

リニア亀山駅誘致で考える必要があるのは、河村名古屋市長のストロー現象防止も必要ですが、駅だけでは発展しないと言われているのは承知されていますか。これは、服部議員も指摘されておりましたが、現在の新幹線駅周辺でもそれが顕著にあらわれていると聞いていますし、駅ができただけでは町は発展しないとも聞いており、私も危惧する問題であると思っております。

駅の位置が確定するまでに亀山市が検討する必要があるのは、１点目として、現状把握と現状分析を冷静に、有識者、一般市民の目、他の人から見る目が必要であります。

２点目として、リスク回避のためのリスクマネジメント、十分検討の必要性は大きく、開業後に影響のないようにするべきであり、今、亀山の鉄道ユーザーは、上、中、下のランクづけでは下と評価されていると聞いています。駅誘致で三重県の資金、亀山市の資金、土地買収の協力、政治力を発揮できるのか、十分検討する必要があると私は思っております。

３点目として、活性化アクションプランを作成するに当たっては、三重県だけではなく、鈴鹿市、津市とも十分協議して、理解を得て進める必要があると私は思っております。

４点目として、駅の位置が確定したら、亀山市は亀山市としてまちづくり整備をどこまでするのか、方向性を確立する必要があると思っています。ほかにいろいろ聞いていますが、今回はこの４点だけを提案・意見としておきます。開業予定まで３１年あるからとのんびりしていると、市道野村布気線のように用地交渉が進展せず、完成がおくれるというのでは、費用対効果はどのようになっているのかと私は思っております。

本来なら、ここで積み立て目標額の金額を質問する予定でございましたが、西川議員の質問で、目標額は２０億円と昨日答弁されましたので確認はしませんが、駅舎はＪＲの負担でも、複合施設と駅前開発をするなら、私は２０億円ではなく３０億円ぐらい積み立ててはどうかと思っております。東京、大阪の同時開業を視野に入れた亀山駅周辺整備計画の基金とするべきと、質問ではなく提案としておきますが、このためには、リニア基金の積み立て目標額を大きくしていただきたいのが私の意見であります。

変更後の１点目の確認として、このリニア基金を有効活用して、リニア駅誘致と活性化の資金として、これからの計画立案、組織設置への人材確保を提案しますが、いつごろから立ち上げるか、この私の見解に対する答弁を求めます。

○議長（宮崎勝郎君）

１５番　片岡武男議員の質問に対する答弁を求めます。

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

リニアの庁内における推進体制の時期につきましては、概略ルートや中間駅の概略位置が明らかでない状況下におきましては、定かな時期について申し上げることはできませんが、担当部署の設

置は業務の効率の向上だけでなく、市民のコンセンサスの高揚と亀山市の取り組みをアピールする上でも重要な意味を持つものというふうに認識をしております。

先行開業をいたします東京－名古屋間の沿線自治体であります岐阜県中津川市の例を見ますと、平成２３年６月にＪＲ東海より公表されましたリニア中央新幹線計画段階環境影響配慮書によりまして、概略ルートや中間駅の概略位置が中津川市西部と選定されたことを受けまして、リニア推進課、リニア中央新幹線庁内推進本部を設置するなど、庁内の体制整備を整えられております。

また、翌年の平成２４年６月には官民一体となり、リニア中央新幹線の取り組みを推進するため、市長を本部長とした経済界や関係団体などの代表者で構成したリニア中央新幹線のまちづくり推進本部を設置されるとともに、取り組みの指針となる計画を策定するために、リニアのまちづくりビジョン作成委員会が設置をされまして、昨年、２５年８月ですけれども、リニアまちづくりビジョンといったものが策定をされております。

このように、先行開業をする沿線自治体におきましては、環境影響評価の手続が具体化になり、概略ルートや中間駅の概略位置が明らかになるとともに、庁内の体制整備が整えられ、計画の策定に向けての検討が加速している状況が見られます。

本市におきましても、こうした先進地の取り組みを参考とするとともに、名古屋以西の進捗状況を踏まえた上で、推進体制の整備につきましてはおくれることなく、整えていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

ええ答弁をいただきましたんで、リニア計画で、私のいただいている資料では、川崎小学校の西側と亀山市役所、亀山駅をクロスして鈴鹿川を渡り、伊賀市と名張市の間のルートの計画の地図も、あくまでも計画、いただいております。私としてもこういうルートがあるのかと。要は、１県に１つずつの停車なら三重県は亀山市にとめてもらえるのかなあと思うてますんで、よろしくお願いしたいと思います。

それと、次は試乗会の問題ですけれども、長田県議の報告会の席上でも、リニアの試乗会をされるなら申し込み、乗ってみたいと多くの方から聞いております。私と家内もリニアの試乗をさせていただきましたが、飛行機のようなごとごともなく、スムーズに何の抵抗もなく加速して、時速５００キロに到達するので、リニアで移動したいと言いますと説明し、リニア試乗会が再開されたら応募してくださいと話しました。

来年度予算にはリニア試乗会は計上されていませんが、一日も早い試乗会の再開を要望するとともに、亀山駅に誘致できた場合を想定して、地域公共交通の市内運行の見直し、ＪＲでの四日市以西、伊賀方面へのアクセス向上を含めて亀山駅周辺再整備策定事業と、複合施設には、私としては市庁舎も考えられますが、計画を作成できる優秀な職員を育成して、亀山リニア駅設置と共同作業できる体制をつくっていただきたいのであります。

そこで最後の確認としますけれども、リニア試乗会を再開するための予算措置はいつからされるのか、最後にお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

リニア試乗会に関しましては、平成１３年度から１８年度まで、リニア中央新幹線・ＪＲ複線電化推進亀山市民会議の活動におきまして、一般試乗会と親子試乗会を開催いたしまして、これまでに１，１３６名の市民の方にリニアに試乗いただいております。平成１９年度からは、リニア山梨実験線の更新・延伸工事着手による試乗会が一時中断となっている状況でございますが、昨年の８月には、このリニア山梨の実験線に更新・延伸工事が完了したことに伴いまして走行試験が再開される中、体験乗車につきましても、平成２６年度内において再開されるとの発表がございました。

現在のところ、詳しい再開の時期は発表されておりませんが、当面は有料乗車となりまして、土曜日・日曜日に限っての再開になる見込みというふうに伺ってございます。

なお、再開に当たっての試乗会は、まずは先行区間の東京－名古屋間沿線の住民が優先されるといったことも予想されますが、今後、試乗会の再開に関しての情報には十分注視をしてまいりたいというふうに考えています。

一方で、リニアの一般試乗が再開された際には、これまでと同様にリニア中央新幹線、ＪＲ複線電化推進亀山市民会議の活動の一環として試乗会の開催を検討することとなりますことから、市民会議に対する活動支援を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

リニアについては、試乗会を再開されたらそのようにやっていくということですんで、またそのように、補正でできるもんならできるときもあるかわかりませんけれども、よろしくお願いしたいと思います。

次に、通告２番目の、住民による消防・消火力向上施策についての質問に移ります。

午前中も中村議員も言われていましたけれども、加太の林業総合センターにおける火災があり、消防の現場力強化の必要性は必要だと私は思っております。火災というのは、あすは我が身の火災とも思っております。

事例として申し上げますが、東京有楽町駅付近での新幹線も運転できない火災の消火作業映像では、消防隊員は多くいますが、水源と消火ホースの不足から長時間も燃えているのが映っていた映像でございました。消防隊員２人に消火ホース１本で消火できる水源確保と、その体制づくりが必要であると私は感じておりました。会社でも、消防ホースの筒先が固定であれば一人操作が可能で消火活動はできましたから提案しているのであります。

昨年１１月１０日の町内一斉清掃時に、朝一番として、隣組と合同で自主防災訓練が実施されました。消火栓はありましたが、平成２５年度に設置した消防ホース格納庫がある場所を集合場所として、地域担当役員、組長、下員が、元消防団員の指導で、消防ホースの接続・延長ではどこの家庭まで届くかの確認訓練を実施後、他の場所にはどこに消火栓と消防ホースが設置されているのか、参加者全員で現地確認を実施し、その後、各組担当地域の清掃実施をしました。

消防ホース延長訓練では、私にやってくださいと言われましたので、私は、実家では自警団、会社で消防隊もやりましたと説明し、消火用マンホールのあけ方、ホース延長と筒先接続もやりまし

た。そのときに役員に言いましたのは、今までの自主防災の役員がやっていたのは、消火ホース格納庫には延長ホースが４本格納できるので、４本格納して非常体制の確立に費用負担もしてきたのになぜ３本にしたんですかと聞きました。なぜ４本格納ができないのか。４本格納であればここらの方の家まで消火活動ができるではないか、４本格納にしてくださいとも言いました。自分の家なら、どこから消火活動すればできるのか十分理解して、お互いに協力して助け合うことをしましょうと話しました。

今から、過去のさまざまな経緯から、消火水源確保を含め個人要望、行政からの依頼で奔走したことを説明させていただきます。

井戸水から亀山市の水道を引くのに、５軒の家庭の給水で加入金と宅内工事は別としても、１戸当たり約６４万円の工事も、市の計画は５０ミリ管を７５ミリ管に変更して、約４００メーター延長時に消火栓２カ所、消火ホース格納庫１カ所設置しました。また、１５０ミリ管にサイズアップして、町内のループ化計画では、５０ミリ管の所有者がサイズアップを反対と言われるので約４００メーターが施工できず、頓挫した場所もございます。その解決策として、私と行政職員で鈴鹿の事務所まで伺いたいので会ってくださいとお願いしましたが、来なくてもいいと断られました。

その対案として、私は５０ミリ管の隣に１５０ミリ管布設提案をしましたが、弁護士が、同じ場所に２本設置するのは問題が発生するのでと放置されたままになっております。

また、飲食店が夏場、水道の温度が高く、魚の料理ができないと苦情があり、あなたのお店は自己負担で５０ミリ管を約２００メーター布設されており、水の流れが行きどまりであり、水温が高いと説明をし、あなたが持ってみえる水道管の権利を亀山市に移管していただけますか、現在、工事中のループ化工事でループ化をしたいと行政が言っていますと説明したら、権利は放棄するからループ化してほしいと言われ、行政からも説明に行ってくださいと私は言いました。その方から、付近で工事に入っているが、なぜ行政からの説明がないのかと私は怒られました。行政対応の悪さには幻滅しました。また、ある企業が使用量に対して、給水管のサイズ不足からサイズアップのときには配管延長もして消火栓を設置した場所もあります。

提出資料の説明でございますが、この資料は、能褒野町内防消火施設場所の位置図であります。これは、町内の市道・県道路線番号を把握するために平成１８年に作成して、改造し、議案書に掲載されている資料であります。この中の点々部分では、鈴鹿市分も点々部分で表示しておりますが、亀山市部分での点々部分の道路では１カ所だけ鈴鹿農協の所有があります。古河電工誘致のときに能褒野農協が亀山市に寄附もしておりますが、放置されたままが点々のところであります。

防消火の質問に戻りますが、消防ポンプ車庫の軽自動車には可搬ポンプ、消火ホース等が一式積載されております。この設備は能褒野地区だけでなく、名越地区と共用するべき設備であると思っております。防火水槽は、小学校のプールは除いて１１カ所に設置、消火栓は５９カ所設置ですが、消火用の消防ホース格納庫は１６カ所しか設置されておりません。残り４３カ所に設置されていないのは、住民も自主防災として不安であると、自主防災訓練のときに聞いております。

そこで１点目の質問として、消火活動の最優先は初期消火であります。先ほども説明いたしましたが、消火栓がありながら、消防ホースの格納庫は現在でも４３カ所も不足しているのです。消火ホース格納庫の設置基準はどのようになっているのか、まずお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

亀山市の自治会で設置する消火栓用ホース格納箱等を含めた消防用設備の設置基準につきましては、亀山市自治会が設置する消防用設備に対する設置補助金交付要綱により規定しております。

内容につきましては、各自治会に設置されております消火栓１基に対し、消防ホースや筒先など初期消火に必要な器具を収納した消火栓用ホース格納箱１基を基準としております。したがいまして、先ほど述べられました未設置の消火栓に対しましても、自治会で協議をいただき、要望いただければ、設置することは十分に可能なものであります。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

４３カ所分設置してもええという基準やということをお伺いしました。

２点目の確認として、消火栓の設置は、全て配管改良工事等において行政負担で行われております。消火栓用の消防ホース４本、筒先１本、ハンドルを格納庫に設置するのに地元負担はどれだけ必要となっているのか。この地元負担も、私としては４分の１とか５分の１として初期消火対策ができないのかをお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

自治会が設置します消防用設備の設置補助金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、交付要綱に基づき、設置費の３分の２を補助とするよう規定しております。したがいまして、消火栓用ホース、格納庫１基、一式でございますが、議員のほうからはホース４本というご質問でございますので、ホース４本とした場合の自治会の負担金につきましては約５万円となっております。

また、補助金の見直しをというご提案ではございますが、その点につきましては、近隣の市町を確認したところ、３分の１や２分の１であり、いずれも本市を下回っている補助率となっております。さらに、昨年９月には要綱の見直しを行い、交付申請期限の拡充を行ったところであり、現時点では見直しの必要性はないものと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

３分の２は知っとって聞いたんやけども、要はもっと補助してほしいということを言うたんですけれども、見直す必要はないというような答弁でございました。

消火栓設置負担金では、平成２６年度予算では７８４万円で、平成２５年度より１，１５２万円も減額となっております。消防用設備設置補助金、いわゆる消火用ホース等の器具庫でありますが、平成２６年度予算では２００万円となり、２５年度予算から１００万円減額がされております。先ほども言われましたけれども、ホース４本、大体僕が聞いておったのは、１４万円と言うとったんですけれども、１カ所５万円ずつと言われました。私は４万７，０００円で計算したんですけれども、地元の能褒野として４３カ所で４万７，０００円、１カ所にかかるとしたときには２０２万１，

０００円の地元負担となると。そやで、５万円となるともっと金額がふえますけれども、そうなる。そやで私はもっと何とかしてほしいなあと。もう今考えへんと言われるんで、またよろしくお願いだけしておきます。

私は、鈴木知事に、この２月の議員研修会で、県が作成した広域消防４ブロック・８ブロック化を、知事も３年経過したのでリーダーシップのもと早期に現場力向上のためと要望いたしました。どうするのかというと、要は４ブロック・８ブロックをどうするのかということです。また、昨年末には地域医療、一昨年末には鈴亀道路、過去にも知事にはいろいろとお願いをしておりますが、知事の発言に対してそれでよいのかと直接苦言を呈したこともございます。

私は、消防の広域化は警察同様に、県管理での住民負担で現場力向上しか方向はないのかと思っておりますが、これは私の意見とします。この質問はこれで終わります。

通告３番目の、史跡・埋蔵文化財包蔵地と指定された畑地の財産を行政はどこまで縛るための法律で、その必要があるのかの質問に移ります。

２６年度予算の文化財保護費では１，９４６万４，０００円で、２５年度と比較しますと５，４５４万３，０００円も少なくなっています。また、遺跡調査では、２５年度より４２７万１，０００円増額して３，０５６万１，０００円となっております。

まず１点目の確認として、川崎町にある峯城跡の史跡も開墾して耕作をして、国民の飢えを解消してきたのに、なぜ個人財産である土地まで文化財保護法で史跡として縛る必要があるのか、私は疑問に思っております。この史跡は、文化財保護法として何年に法律が施行され、その設置目的の法令についてお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

史跡でございますが、文化財保護法で定義される文化財分類の一つで、文化財保護法第２条で貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅、その他の遺跡で、我が国にとって歴史上、または学術上価値の高いものと定義されております。現在の文化財保護法は、昭和２５年に議員立法により制定されましたが、当時ありました国宝保存法、史跡名勝天然紀念物保存法、重要美術品等の保存に関する法律の３つの法律を統合してつくられたものでございます。史跡の保存制度につきましては、先ほど申し上げました史跡名勝天然紀念物保存法が成立しました大正８年からでございますが、その設置目的は、国土開発によって保存の危機に瀕した遺跡を保護するためのものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

今の答弁の中で、２５年とか大正７年とかはわかりますけれども、史跡とか遺跡、価値の高いものと言われました。僕が思うとるのは、峯城跡がそれほど価値が高いのか。それだけ今、これからまた考えてもらいますんで。

先日も、補助金申請審査の公開プレゼンを傍聴しておりましたが、三重県教育委員会が史跡として指定するなら、三重県が管理するべきであるのに、地元有志の方が峯城跡の整備には、マムシ、イノシシもおり、石垣の草刈り等でボランティアをしているがマムシにかまれたり、けがでもした

ら大変であり、補助金を利用して傷害保険に加入したいと説明されておりました。

その中で、ある選定委員の方は、川崎には亀山市としていち早くまちづくり協議会が発足しているが、まちづくり協議会の活動としてはとの意見もありました。私も、まちづくり協議会の活動提案には、なるほどと思って聞いておりました。

２点目の確認として、三重県教育委員会が個人財産の畑として耕作して栗お茶をつくられていた土地も現在は荒廃農地の史跡となっております。三重県として史跡と指定するなら駐車場もつくり、三重県が史跡公園とするべきではないのですか。亀山市として、史跡公園を三重県に申請をして整理・管理をする必要があると私は思っていますが、答弁を求めます。

○議長（宮崎勝郎君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

指定された史跡の管理等につきましては、文化財保護法第１１９条で、史跡名勝天然記念物の所有者は当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとするとあります。また、第１１３条では、所有者がないかもしくは判明しない場合、または所有者管理責任者による管理が著しく困難、もしくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧を行わせることができるとなっております。これは国の文化財に関する規定ではございますが、県・市町村指定でありましても同様の考え方がとられております。

指定文化財につきましては、所有者等が適切に管理することを基本としながら、所有者等を市などが必要に応じて支援することで文化財の適切な保護を図ってまいりたいと考えております。現在、史跡公園にするという形では検討されておりません。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

できやんと言いますんで、それなら３点目として、できないのなら史跡を文化財保護法から削除して、もう削除ですよ、私が言うのは。土地所有者が個人の自由意思を尊重して土地利用させる必要があると思いますが。今の答弁としてはできませんというの。もう一回お願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

指定されました文化財につきましては、現状変更行為に規制がございまして、何らかの新たな土地利用をしようとする場合には、現状変更許可申請など、あらかじめ所定の手続をとる必要がございます。しかし、全ての土地利用が制限されているものではございません。文化財保護法第４条第２項には、文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために保存するとともに、できるだけこれを公開する等、その文化的活用に努めなければならないとあり、一方、同条３項では、政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって、関係者の所有権、その他の財産権を尊重しなければならないとなっております。こうした法の精神にのっとり、所有者の方々と協力しながら、史跡の適切な保存とともに、その活用に努めていきた

いと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

史跡を文化財保護法として管理して、皆さんに来てもらえるようにしようということも言われますけれども、それならさっき言うたように駐車場をつくって、地元のボランティアだけではなくて、行政がせんことには、そこまで人が入っていけるような状態じゃないと。この前のプレゼンを聞いておっても、あそこまではなかなか一人では行けませんと委員が言うてみえました。それをしてほしいで僕は言うたの。またこれ、今後の検討課題。本当に僕はそれがためやったら、それで文化財保護法から削除してほしいという僕の気持ちもあるの。

最後に４点目として確認しますが、個人財産を文化財の史跡として指定されていても、固定資産税の課税はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

国の重要文化財、史跡等に指定されている文化財については、地方税法第３４８条第２項第８号の規定により、固定資産税を課することができないこととなっております。また、地方税法第６条では、公益上、その他の事由により課税を不適当とする場合には課税しないことができることとなっております。三重県史跡に指定されています峯城跡につきましても、所有者に管理・復旧に対する責任や公開活用の努力義務等が課せられていることから、市では課税を行っていないところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

税金をかけとらんかわりに自分とこで管理していけと。そんなんやったら、もう文化財をやめてほしい。それがために荒廃にあって、人が行けやんようになっておるんや。それをボランティアで今はやってもろうてますけれども、今回のプレゼンでどのように補助金を削ったんかどうなのか知らんけれども、僕はそれ言うたんです。

それで、幾ら税金がただやて、そんなんやったらちょっと金を取られてもええで、行政が管理してもろうたほうが私はよっぽどましやと思っています。

次に移ります。

次の、能褒野町内で戦後開拓整備で開墾された土地で、埋蔵文化財包蔵地と指定された畑地の土地利用について確認をします。

能褒野町内の一部分の畑には、埋蔵文化財包蔵地と指定されている場所でも、住宅が昭和５１年から平成８年までに４軒建築されております。去年１０月にもちょっと言いましたけれども、その埋蔵文化財包蔵地も過去には亀山市からの依頼で６０アールの場所に、前回は３本と言いましたけれども、本当は４本あると。大きく４本の穴を掘り、し尿を沈殿させていました。この大きく掘った畑と住宅があるのに、今も埋蔵文化財包蔵地とされているのは不思議でなりません。

まず１点目の確認として、亀山市がし尿廃棄用地として畑に穴を掘り、沈殿させたのはいつですか、確認します。答弁をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

戦後、間もなくのこととは聞いておりますが、その詳細につきましては不明でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

能褒野開拓史、開拓４０周年というやつ、これを何回も探してもそれは出てこんかった。そうやけども、現実に、今まで見える方が俺の兄貴がそこを掘ってさせておったというのは言われています。その一番初めに話を持ってみえたんが、栄町の方で、暴露させてもらうと伊藤さんと、そこまではわかっておりますけれども、よう探さんだ。いかに行政の書類不備かと私は思っております。

埋蔵文化財包蔵地の指定区域を削除できないのですかと、私はそれが言いたいんです。隣の土地では、本年になってようやく試掘されておりますが、このまま埋蔵文化財包蔵地とした場合には、土地所有者の権利をどのようにされるんですか。埋蔵文化財と指定したなら、土地所有者も同じで、泣かせて税金を取るんですか。

２点目の確認として、文化庁と鈴鹿市と共同で埋蔵文化財包蔵地を埋蔵文化財包蔵地公園にする計画はいつされるのか、お伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

埋蔵文化財包蔵地でございますが、文化財保護法第９３条で、貝塚、古墳、その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地のことを言います。亀山市におきましては、旧亀山市域では平成５年３月に、旧関町域では平成２１年３月に作成し、埋蔵文化財が包蔵されている土地を遺跡として登録するとともに、包蔵されている可能性がある範囲を地図に記入して、その周知を図っております。この遺跡地図に搭載した周知の埋蔵文化財包蔵地は、亀山市内に４５９カ所あり、開発行為等に当たっては、試掘調査を実施するなど、その保護を図っているところでございます。

議員お尋ねの地域は、埋蔵文化財包蔵地の長者屋敷遺跡に当たりますが、現段階では公園化するなどの整備の計画はございません。しかし、この遺跡に隣接しました鈴鹿市内には、国の史跡に指定されている伊勢国府跡がございまして、長者屋敷遺跡も伊勢国府に関連する遺跡と考えられておりますことから、今後、発掘調査等によりその価値が明らかとなった段階では、鈴鹿市などとも連携しながら、その保護を図ってまいりたいと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

今、答弁で、亀山保蔵文化財のあれを平成５年からと言われたわね。そうなると、この住宅４軒建っておるうちの一番新しいのは平成８年にありますけれども、そのときはどういう調査をしたと

いう記録はあるの、どうですか。ないと言うんやったら、首を振って。もう質問しやへんで、どうなんですか。

○議長（宮崎勝郎君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

平成８年ということでございます。この作成したのは平成５年でございますので、それ以降の建築ということでございましたら、その包蔵地内でございましたら調査はさせていただいているというふうに思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

調査されていると思っておりますという答弁だけ、わかりました。

また、３点目の確認として、文化財保護法で縛るのなら先ほどと一緒で、国が責任を持って国定公園並みに管理をさせてくださいと。そやけど、それは先ほどもちょっと言われました、鈴鹿市が国府なんやらとか、それとでうまくするんであれば可能性も出るのかなと。そやけど、そんな金がないのになかなかようしやへんやろうとは私は思っていますけれども、僕が言いたいのは、平成８年でも家が建っておると、それやったらいっそのこと埋蔵文化財包蔵地から外してほしいと思っておるのが本心です。

それと、峯城跡の史跡は無税と言われましたけれども、この能褒野の埋蔵文化財包蔵地は、固定資産税はどのようになっているのか、答弁してください。

○議長（宮崎勝郎君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

地方税法第３４８条の固定資産税を課することができない文化財には、埋蔵文化財包蔵地は含まれておりません。また、埋蔵文化財包蔵地に対しては、指定文化財のように所有者に管理・復旧に対する責任や公開活用の努力義務等が課せられておらず、地方税法第６条に定める公益上の事由ではなく、特段の措置を求めるものはないものと理解をいたしているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

先ほどの住宅の建設についてのことで答弁させていただます。

長者屋敷跡の北側の住宅のことだと思いますが、古いものは昭和５１年、また平成になってから建てられたものもあるということでございます。

埋蔵文化財に関する規制が文化財保護法に取り入れられましたのは昭和５０年の文化財保護法でございまして、その後、先ほども申し上げました遺跡地図の整備などにより、法に基づいた運用を図ってきたところでございます。埋蔵文化財包蔵地でありましても所定の手続がとられ、試掘調査の結果を踏まえて文化財の保護が図られていれば、住宅建設を行うことは可能でありまして、工法上の問題はないというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

埋蔵文化財包蔵地は何に使ってもええと。そのかわり税金をかけると言われましたんで、このことについては、能褒野の、今の農振地の見直しにどういうエリアになっていくのか知らんけれどもそういう可能性を秘めた答弁やったと。要は家を建ててもええと。平成８年にも家を建てとるぐらいやったら、僕はあの辺でそんな試掘しておったというような記憶はありません。ただ、ことしになってから試掘をしておるのがそれの隣です。家の建っている隣と、もう１つの西、道路西と。そやで、そういう試掘もしておったような記憶がないんで、それやったら、ましてやし尿を入れておったようなところやったら、これから農政としてうまく土地利用を考えてもらえるのか。

もうこれ以上言うと答弁を求められへんで終わりますけれども、それがあったために、今回はこの質問をさせていただきましたんで、また今後よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

１５番　片岡武男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　１時４９分　休憩）

（午後　２時００分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２２番　櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、一般質問を始めさせていただきたいと思います。

まず一言申し上げたいんですけれども、政治には表と裏があるのは、私も経験上ありますけれども、やはり市長がよく言われる開かれた行政という形で、この信念でもって亀山市政を執行されておると思います。そういう内容で、市民に正確な情報を伝えるということで、市民と行政が一体となって次世代の亀山市をつくるというのが本来の行政の姿であり、議会としてもその一翼を担っていると私は思っていますので、今からいろいろな形で５点ばかり質問させてもらいますけれども、真摯にお答えいただきたいと思います。特に関ロッジの問題、林業総合センターの問題では、明快なご回答をいただきたいと思います。

通告の順番は変えますけれども、１点目に旧関町、いにしえから地域の伝統行事として継承してまいっております２０年に１度のお木曳きですけれども、文献によりますと、関参町絵図（１８００年（寛政１２年））に初めてその絵図の中に鳥居が描かれておると。その後、明治２年以降、お伊勢さんの式年遷宮に伴い、この行事が地域の行事として営々と継承されてきました。前回よりはや２０年たちますけれども、関宿３０周年記念、市制１０周年記念、いろいろなことで行事を行うんですけれども、このお木曳き行事について市長はどのように取り組まれるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

旧関町におきましては、従来から公費をもってこのお木曳き行事をやっておりますけれども、どういうお考えになっておるのか、この件についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

２２番　櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

このお木曳きについて市長の認識は、思いはということでございました。

この関宿東の追分にあります鳥居は、江戸時代の後期から、関宿は東海道から参宮街道への分岐点であることを示すモニュメントとして建てられ、今日まで維持されてきたものでございまして、今少し触れていただきました当時の浮世絵や名所図会などに関宿の名所として描かれてまいっておるというふうに理解いたします。また、明治２年からは、伊勢神宮内宮宇治橋のたもとにある鳥居の旧材をもらい受け、建てかえが行われ、その折には住民総出で用材を運ぶお木曳きの行事が行われてまいりました。これまでの伝統に従いますと、平成２７年がかけかえの年に当たるところでございます。ちょうど私は県議会に初当選をさせていただいて直後、平成７年でございましたが、前回の遷宮の翌年、平成７年の当時のお木曳き行事に参加をさせていただいたわけでございますが、あれからもう１９年経過しておるのは、本当に早いなあというふうに感じでおるところでございます。

この関宿東の追分は、東の追分・西の追分として三重県の史跡に指定をされておりますし、本市の関宿にとりまして、これは歴史的景観には欠かすことのできない工作物であるというふうに思っております。この追分の鳥居をかけかえ、そしてこれに伴うお木曳きの行事は、関宿の歴史的景観を維持するとともに関宿の文化を継承していく、さらには関宿ににぎわいをつくり出すという観点で非常に重要なことと考えておるところでございます。

さて、平成２７年には関宿が国の重伝建に選定されて３０周年の節目の期間中ということでもありますことから、市としては３０周年の記念事業の一つに位置づけておるところでございます。

いずれにいたしましても、この鳥居のかけかえ、そしてお木曳きの行事を市民の皆様、地域を挙げてこれを盛り上げて地域ににぎわいをつくり出したい、また未来へ継承する一つの契機になればと願っておるものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございました。

直近のお木曳きは、私も何とか参加できる年やと思うんですけれども、２０年後はこの世におるかおらんかわかりませんもんで、２０年後になると８５になりますから、そういうような行事があってもとてもよう出ていかんと思いますので、だけど旧関町時代から営々と築かれた、関宿中心に町民挙げての行事でしたもんで、一つの地域の伝統的な行事として継承していっていただきたいと。市長もそういうようなお考えを持ってみえますし、また小坂議員からもいろんな形で質問があろうかと思いますもんで、そういうようなお考えを持っていただければ今後ともよろしくお願いしたい

と思います。ようわかりました、ありがとうございました。

次に、また飛びますけれども、学童通学路の整備についてですけれども、今日もたまたま髙島議員がずうっとこの通学路の整備について追いかけてみえます。これは、一つの問題を継続して市政を問いただすということはやっぱり議員としての責務ですから、本当に髙島議員も頑張っていただきたいと思います。

そこで１点、３月２日付の伊勢新聞に川崎小学校の通学路の歩道の完成を祝う記事が掲載されておりました。この子供たちの歩道整備については、結構なことやと思います。だけど１点、気がかりな点がありました。

ここで私が一番懸念するところは、その用地について、企業から無償借地でどうかという提案をして、承諾されたので歩道設置がされたと。だけど、歩道というのは、通う子供たちがたとえ一人であっても整備はせないかんと私はそうやと思っています。その歩道を恒久的に維持管理していくのは、行政の責務だと思っています。なぜ無償借地じゃなしに、用地を適正な価格で購入して、この事業を推進していかんならんと私は思ったの。今後も、そういうような用地提供があれば歩道整備できますよと、用地提供がなけな歩道整備はできないのかという疑問になってくる。そこら辺を一遍お聞かせ願いたい。

無償借地であったもんで、この歩道整備ができた。何か新聞にも、にこにこ笑って、子供たちが、三谷部長も笑って写真を撮ってありましたわ。聞くところによると、管理も何やら自治会がやっていくというような話を聞きますけれども、こういうようなことで子供たちの通学路の確保をやっておったら、もうめちゃな話になってくるんですよ。なぜ恒久的に維持管理していかんならん歩道用地を適正な価格で購入することができなかったのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほどの、能褒野７号線の歩道整備でございますけれども、これは川崎小学校のＰＴＡからの通学路整備要望に対しまして、東洋電装様から必要な用地を無償借地させていただいて、市が道路として位置づけをし、歩道整備工事を行いまして、完成後は地元である能褒野自治会が里親となって、道路環境美化ボランティアを行っていただくことについて合意を図ることができました。これに基づきまして、昨年４月に三者が覚書を交わし、１１月から工事に着手をいたしまして、２月末に整備を完了しております。

用地を買収させていただく場合ですと、事業の延長が２７１メーターと非常に長いということ。それで、亀山市としましては、用地費や整備後の維持費が多大になるということで、財政的な負担が大きくなるということ。それからまた、協力をお願いいたします企業におきましても、工場用地の売却についてはさまざまな社内外の手続が必要となり、時間と労力を要するということでございますので、すぐさま地域の要望にお応えするということは難しいと考えまして、東洋電装様及び能褒野自治会さんに協力をお願いしたところ、快くご了承をいただけたため、実施をしたものでございます。

用地を買収しないのかということでございますが、将来的には改めて用地の買収をお願いする場合もあると考えられますけれども、当面は亀山市として、さまざまな形で進めております協働の一

つの形として東洋電装様のご厚意にあずかりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、髙島君が質問した県道２９件、警察３０件の５９件と。そこの中の３０％ぐらいできておると。そうすると、厚意がなけな歩道の安全確保はできやんのかな。だから、僕はきちっと用地買収をやっていくという答弁をここで確約してほしい。覚書とかそんなのは、東洋電装さんが潰れるということはないと思うけれども、東洋電装さんが潰れた場合にはどうなるの、この土地の扱いは。そういうようなことも懸念されるわけ。東洋電装さんに失礼やけども、協力してもうて。だけど、そういうことが起こった場合にこの歩道は当然歩道でなくなるわけやな。

そういうようなことを防ぐためには、歩道整備は先行着手して、ちゃんときちっと予算を組んで、この用地を買収するという行為をしますという答弁はここへ出られませんかな。それともこれからたとえ一人の子供が通る道でも、費用対効果と言われたけれども、一人の子供を救えんのに１００人の子供を救えるわけないんや。だから、この用地買収を行うという予算組みをしていきたいという答弁はできませんかな。

市長にちょっと聞きたいけれども、そういうような指示は出せかな、市長。この用地買収に取り組む作業をやっていくと、覚書ではないと。管理は市がしていくと、管理の主体は市がやって、当該自治会にそこのお世話をしていただくというような形にならんかな。それが本来の行政のあり方だと思うけれども、そういうふうに思われませんかな、市長さん。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回は、さまざまな条件を勘案して借地という形を選択させていただきました。状況は、今、部長が申し上げたようなことでございます。しかし、現状として、用地買収を行って整備するのが一般的であるというふうに理解をいたしております。

平成２３年度から進めております亀山市生活道路整備指針におきましても、多様な整備手法について、これを活用していくということをお示しさせていただいておるところでございますが、今後の事業をどのような手法で進めていくかにつきましては、さまざまなケースがあろうかと思っておりまして、その都度判断して、最も適切な手法を選定をしてまいりたいと思っております。

今回の事業につきましては、これは東洋電装株式会社亀山工場の工場長さんともお話をさせていただきましたけれども、工場用地を歩道用地として借地に応ずることは、亀山市への地域貢献として、社会貢献の一環としてという強いご意志をお持ちでございました。この売却等々の社内外の手続に係る時間、またエネルギーとかいろんな背景があろうかと思いますが、地域社会に貢献をしたいという強いご意志の中での今回のご協力でございます。

さらには、能褒野の自治会さんのほうからは、歩道などの清掃や植栽の管理を通学児童の見守りと一緒に行っていきたいという思いでございまして、本市といたしましては、この両者のご厚意を具体的な形とするために道路整備工事を実施させていただいたものでございまして、ご協力いただいた東洋電装さん、それから能褒野自治会両者には本当に敬意を表し、心から感謝を申し上げる次

第でございます。

今後も、この三者が連携する道路事業という形は本市にとっては初めてのケースでございますが、協働事業の一つの形として、さらに普及していくことも期待をいたしておりますし、先ほど申し上げた亀山市生活道路整備指針をしっかり、また状況、状況の中で的確に前へ進めていくという方針で臨んでまいりたいというふうに思っています。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

要は、あくまでも売買の行為は行わないということですな。

私も、いろいろ道路関係の仕事というか、そういうのにちょっとぐらいお伝えしてきたんですけれども、そこは違うんですわ。私は、狭隘道路のことはずうっとこの議会でも言わせてもろうとるんですけれども、亀山市と一緒にならしてもうたときから言わせてもろとるんですけれども、狭隘道路をセットバックして、救急車が通るという道路をつくったときには、旧関町の場合は全て土地を買いましたよ、裏口でも。亀山市さんと一緒になってから、狭隘道路は用地を提供してもろうたら行政が広げますよという手法ですよ。狭隘道路を広げる場合には、寄附をしてもろたら広げますよと。これも東洋電装の工場長さんのご理解があったもんでこういう行為ができたんですけど、亀山市の方針では、狭隘道路を広げるときには地権者にみんな寄附してもろうてやってもらうので、この部分だけ地域の子供のために寄附したってもらえんやろかというような働きかけをしたら、分筆費用とかそんなんは当該亀山市が持つと。そうすると用地買収費は浮きますやんか、今の方針でいくとね。

市民もみんな言うてますやんか。私もいろんな亀山市内を回っていくと狭い道ありまっせ、救急車も通らん、みんな困ってますがな。それを広げてみよといったら、おまはんら、土地を寄附したら広げたるぞと。どっちがお上かどっちが家主がわからんというような行政をやっておるわけです、今の亀山市は。やっぱり道路は救急車がどこでも通っていくという道路というのが道路行政の一番の根本やと思う。

だからその中で、当然、東洋電装さんにも、この土地分だけは金は払わんけれども無償提供してくださいという話をしたんやったらわかるけどね。今の話では、私はちょっと市長とずれとるもんで、できたら測量して無償提供してくださいというような方向に一遍話を進めていってください。

時間が余りありませんので、これはまた追及していきますけれども、やはり狭隘道路は買収に基づいて、寄附やなしに、こういうような道路行政というのは、あくまでも事業化した場合には、その土地は公的な資産になるような手法をとるような行政をやっていただきたいという声が出てきました。

次に、関ロッジの現況についてお尋ねしたい。

市長のマニフェストに関ロッジの再生のこと、いろいろ庁内協議、各種審議会及び議会からも公営企業で、平成２４年６月に提言をさせていただいております。それで、昨年の７月１日より指定管理になりました、エムアンドエムという会社に。５年契約で、１年の管理料が２２５万、それを２年間支払う、３年以降は自社によって行うというのを選定基準として、エムアンドエムに指定管理者として認定されて、現在の経営状況はどんなものか、一遍お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

関ロッジの現在の経営状況でございますけれども、議員のおっしゃられるように、昨年の７月から指定管理者でありますエムアンドエムサービスによる運営となっているところでございます。

経営状況としまして、利用者の数といたしましては、関ロッジの運営状況ですが、１月末現在で昨年７月からの宿泊利用者数が５，３１２人、休憩利用者数が５，５０７人ということで、合わせて利用者が１万８１９人となっていまして、これは直営時と比べまして３１８人の増となっています。

それから収支状況につきましては、指定管理者の事業内容であり、今ここでは控えさせていただきますが、当初の計画よりはかなり厳しい状況にあるようでございます。

それから営業サービスに関しましては、指定管理者として食堂の模様がえであるとか、ランチバイキングとかを実施して利用者の増加に努めてきたわけでございますが、そんな中、地域の方々にも直営時と変わらぬような形でご利用いただいています。ただ、少しスタッフ不足とかいったところも感じられまして、利用者にご不便をかけるといったこともあったように聞いているところでございます。

これまでのところ、指定管理の開始当初に少し施設のトラブル等もございまして、指定管理者としての効果というのはなかなか十分にまだ発揮できているとは言えない状況にあるとは考えておりまして、市としましても、利用者に喜んでいただけるようなサービスが行えるように側面的に支援をしていきたいと、そう考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

今の関支所長の報告によると、３１８人の増と。経営的には、当初考えていたより厳しいと。

風評によりますと、どうも指定管理になってからサービスもちょっと何やら悪いし、出す料理も余り好ましゅうないと。ええのかいなという声があるんですわ。私らに、このままでええのかいなという話を聞くんですわ。私も、ちょっと内々には聞いておるんやけど余り言えんもんでなという話をしておるんですけれども、それなので選定基準にちょっと誤りがあったんと違うんですか。

それから、そういうような中で２つ目に上げさせてもうた２６年度の予算編成の施政方針の中に、関ロッジは市民及び旅行者に愛される交流施設とし、健全な経営に努めることとあるがというような白々しい文句が書いてあるわな、わしから見ますと。風評で、利用者から私の耳に入ってくることからいうと、サービスもちょっとおかしいし、飯もまずいと。そういうような中で、これでよかったんかなあ。何かほかに、開かれた議会の中で、もっと全市民に、関ロッジ４５年建設以来、関町時代に営々と直営をやってきて今日に至っておるんですけれども、この指定管理は、うざうざこれ、去年の７月１日からほぼ１０カ月弱になるんですけれども、市長さん、この指定管理はよかったと思ってみえるのか。

私も、ロッジを見させてもうたら、本館のトイレは洋式に改修してありました。新館のトイレへ行かせてもうて私びっくりしたの。風呂場は直したわな、新館のトイレは前のまま。どこに目がついとったんやな、市長さん。あそこは全面的にリニューアルする中で、せめて風呂とトイレは全部

かえると思うとった。そやけど、新館の男女の便所は前のままですよ。それ、なぜかえやんだかなあ。かえても二、三百万の話やと思うんですけれども、その中で利用者から、階段をおりて大広間へ行って、大広間で一杯飲んで、トイレに行ったらロビーのトイレと全然違うと。ええんですか、それで。

そういうようなことを含めてちょっと余り評判がよくないということを聞いて、今、支所長が、利用者はふえたけれどもというのは、恐らく利用者がふえたんは宣伝したんでしょうな、来ておくれと言うて。ところが経営が厳しいと。利用者が多うなったら経営は厳しくないはずなんですけど、何か原因があるんじゃないんですか。編成方針にこんなしらっとするような言葉が書いてある。このバランス、市長、それいいんですかな、そこもちょっと聞きたいんですわ。何かあらへんのかな。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

指定管理者制度の導入自体が、あるいはその選定がどうだったかというような答弁を含めてお問いかけでございますが、当時、直営から民間活力を導入するという方針のもとに、適正なプロセスを経て公募をかけ、選定をさせていただいたということでございます。

また、これにつきましては、本当に議会との情報共有、それから議会の特別委員会を設置いただいてさまざまな検討もいただく中、ご提案もいただいて、その中で最終的にこの決定をさせていただいたところでございます。昨年７月からその方式で、従来の公営企業としての運営を廃止して、民間活力による指定管理者制度でスタートをしたということでございます。

しかしながら、今の状況につきましては、先ほど坂口支所長のほうから報告をさせていただきましたけれども、ご案内のように指定管理開始の当初、直前も含めてでございますが、長年の施設のさまざまな老朽化もこれあり、トラブルなどが重なったところでございます。順調な運営とまでは至らなかったということで、そういう背景があったものというふうに考えております。

しかし、先日、平成２６年度につきましても、現在の基本協定に基づいて、それぞれが指定管理者として努力をする、市としても努力をする中で、サービス改善に向けた対応を図っていきたいというふうに考えておるものでございまして、しっかりここは民間、それから公、ともに協力し合って健全な運営を実現してまいりたいというふうに考えております。

なお、議員、少し触れていただきました、サービスの質が、あるいは料理等々が落ちたとか、確かに長年ご利用いただく古くからのお客様におかれましては、経営の母体がかわっておりますので若干の従来のサービス内容とは変わっておるということもあろうかと思いますが、相対的にその逆の評価も含め、さまざまなご意見や、そういうお声も頂戴をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、真摯にこの関ロッジが健全に運営されてまいりますよう、新年度におきましても我々も努力をいたしてまいりますし、どうぞ引き続きご愛顧賜りますよう心からお願いを申し上げたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

関ロッジの指定管理に移るについての議会の議決があったとき、私一人反対させてもろうたんや

けど、反対討論をさせてもろた。

今ちょっといろんなご愛顧賜りという市長のあれやけども、櫻井亀山市長として指定管理を、いろいろな意見がある中、選択をされたわけ。あなたが言う選択と集中の中で選択をされたわけ。そうすると、この指定管理では、５年間確約できるということですな、その確認をしたいです。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

エムアンドエムサービスとの指定管理でございますが、基本協定上は約５年間、平成３０年の３月までということで、現在の段階としてはそれに基づいて進めていくということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

私は、市長の確約をいただたかったもんで、きょう、関支所長が市長にかわって確約をしたというふうに理解してもよろしいな、市長さん。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

協定書でうたっておるその内容のとおりでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

私は、この１０月でどうなるかわからんもんで、関ロッジの動向はきちっと見させていただきたい。

俗に言うエムアンドエムの起案が、本来なら５年間の指定管理料を支払うというて市の一つの方針があったんを、２２５万でやったと。その後、エムアンドエムからいろんな指摘を受けて、予備費充当、それから１２月補正、それから２階の食堂の改修には１００万予算が出ていますな。あれもこれもというようなことのないように十分気をつけて、財政が苦しいんやでそんなところにあれもこれも言うてもうて、言うなりにならんように、きちっと指導監督をして協定書どおり進めていただきたい。また、いろんな事案があった場合は、速やかに市民に公表していただきたいというふうに思っております。

次に、林業センターの火災についてお伺いしたいと思います。

いみじくも２月１７日午前１１時ごろ、空調点検の際に火災が発生しました。このとき、小坂議員から私に携帯がありました。えらいことやぞと、林業センター燃えてんのやと、おまえどこにおるんやと。私、県外におるもんで、ちょっと行けんもんで、また明日帰りますで、一遍現場を見させてもらいますわということで電話を切りました。その後、いろいろ資料はあったんですけれども、議会に何とか資料を提出せよと、現場の状況。そのときに提出されたんが、林業センター火災による消防活動等ということで、議員各位にこんな図面が、絵が写真と配られましたな。議員も皆、見てもろうとると思うけども。

私は、この図面を見たときに、天井裏の写真を出してきたらどうやと。もっとこの火災現場が重要な事案であるというふうに認識できるはずやと。それで出せと言うたら出さんと言うもんで、私はその日に行って写真を撮ってきた。それがこの写真。これが現場の屋根裏の写真ですよ。この上、これが空調の火元と私は思う。その横ははりで、こっち側が焼けたところ。この一番下は調理室へ行く渡り廊下の天井をめくった場所ですよ。この写真を出せというのに、なぜ市長、出さんだ。それを一遍聞きたい。

２０日の全協のときも私は言うたけれども、小坂議員は発生時から現場に見えた。中村議員は、その後に見えたらしいけれども、私はその次の日に行きました。こんだけの事案があったのに、市長は１７日に行かんと、１８日の午前１２時、昼前後に現場を見られたと。あくまでもこれは旧関町時代の建物であっても、亀山市の公的な施設ですよ、自分の家が焼けたんと一緒のことです。何で当日に現場に行って、この惨状、この現場を自分で直視せんだか、そのわけを聞かせて、市長。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

さきの２月の全員協議会でも議員からお尋ねがございまして、そのときにもお答えをさせていただきましたが、２月１７日午前１１時２８分に火災の発生の一報を受けました。迅速な消火活動、並びに現場状況を把握するよう関係部長に現場確認に行かせるとともに、他の業務が早急に再開できるよう指示をいたしたところでございます。また、火災当日は、消防を含め担当部長２名及び担当室の職員を現地に向かわせまして詳細な報告を随時受けておりました。現場での対応が適切に行われていること等の報告によりまして、私自身、翌日、現場及び応急対策を講じた状況を、翌日のお昼でございましたが、確認をさせていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、安全面を考慮して仮設の壁の設置及び清掃を行うという指示もさせていただいたり、全体としては組織的な対応をさせていただいておるということで、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（宮崎勝郎君）

消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

午前中にも中村議員の質問もありましたし、これ極めて大事なことでありますので、私、消防長として明確に申し上げたいところがございます。

それは、原因調査についてでございます。皆さん方ご承知のとおり、火災には原因があります。今現在、消防本部として消防法に基づいて調査をし、警察署と合同で調査をした結果はまだ公表しておりません。したがって、断定していない。もちろん警察も、刑事責任の可否の中でまだ発表していない。そういう中で、公のこの本会議の場で原因調査、さもこうだと、前提に立っての議論というのはだめだと、あえて私の立場で申し上げたいと思います。

また、先ほど午前中の議論の中で、稲垣部長が申しておりました。あくまでも、これは工事に伴うショートの可能性と、我々消防本部として議会に提出をさせていただいた資料の中でも、ごらんいただいたらわかります。その可能性、それだけしか表現はしておりません。ですから、以後、いろんな課題があるわけでありますので、原因についてはそういうご認識をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

だから、僕は市長がこんだけのものを、私はこれを報告させてもうた、現場行って。何でこの消防活動記録にこの屋根裏の写真を載せやんだかと、これは僕は市長に聞いておる。これの状況を見たら、私は２０、３０ぐらい撮ってきた。その中の４枚を選んだ。ちなみに、わしも消防団活動を４０年以上やっておるけど、火災現場はたくさん見ていますよ。明らかにこれは天井裏でかなりの火が燃えておったんです。破ってみて、燃えて黒煙が出てきてこんな状況になっていると。だから、これは断熱材が燃えて黒煙が出たんですよ、屋根裏は火の海ですよ。午前中の中村議員の質問に対しては、修復を考えていると。このような状況になって修復が可能か、こんなものは。私はあくまでもこれは建てかえや。建てかえが基本、その工事をどうやってすんのやな。

消防長が言われたように原因究明はあれやけど、原因究明はいつ出てくるかわからんし。ここで、中村議員も言われたように、コミュニティ活動もやっておると。だから加太コミュニティの自治会長の人らと寄ったというけれども、加太の市場、向井、神武、板屋、中在家、梶ケ坂、各公民館がありますよ。そこでコミュニティの分散拠点をしてもうたらええんや。そんなことは簡単にできる、コミュニティ活動はここを使わんでも。わしはここへ行ったときに、喉が渇いたでかなわんわなと、ここにおったおばさんがおった、おばちゃんといったら怒られるけれども。こんなところにおれんと。それを修復で、この絵を見て、家主やったらオーケーですと言うのがどこにおる。あくまでもその原因を起こした者に建てかえさせるのが基本や。それができないなら、それこそ調停やがな。２１万円の金を使うて。それこそ調停やと私は思うけれども、市長、どう思いますかな、これ。

情報を得ておったと。やはり緊急時、公の施設、市長さんもお忙しい体だと思うけれども、やっぱり公的な施設が何か被災したときには、現場に赴くという気持ちがあれば、１７日の夜でも夕方でも行けるはずや。その気持ちがなかったんでしょう、違いますか。なぜ行かなかったかということを僕は聞いておるの。何で現場へ足を運ばんかったと。あなたが行けんかったら、副市長でもええやないか。責任のある、相手側に責任ある物が言える者２人の人が見えるんやから、市長が行けんかったら副市長に指示を出して、一遍現場を見てくれと、早急に煙の出た状態で。

私は、森林組合の事務所は職員の人が掃除していましたよ。そういうようなことが起こったときには現場へ行って、きちっとそれを見るのが市長としての仕事やとわしは思う。今後もどんな事案が起きるかもわからんけども、やはり適切に自分の目で確かめて、自分の判断で、相手側ときちっと交渉できるように、やっぱり自分の目を大事にしなあかんと申し上げて、次に移りたいと思います。しっかり頼みますわ。

次、北東分署ですけれども、昨年の総務委員会協議会で提出された資料では、延べ床面積は１，０００平米とし、機能の充実、緊急時の対応などに配慮された構想が総務委員会協議会に提出されました。ご存じのとおり議長をさせていただいておって、前田副議長とともに協議して、これは私ら２人ではあかんと。総務の委員長さんの中﨑さん、それから新副委員長に、何とか総務委員会でこの図面で１，０００平米の図面を出してもらった。今回、この定例会に延べ床面積８３３平米に縮小された。

この北東分署の建設については、旧亀山市の折から歴代旧亀山市議会議員が、それから合併後も新亀山市の議員も、やはり亀山市の人口の４割を占める地域に救急業務が、または火災等に備えられる分署の何とか建設してほしいという形で、もう十何年のあれが、今の櫻井市長になって建設に至ったと。用地買収もされたと。これについては私も評価する。

だけど、やはり去年の総務委員会のときに１，０００平米で機能的な施設を何で１６７平米縮小されたんか。この北東施設は、今も申し上げたように亀山市民４割以上を占める地域です。大規模災害のときに、ヘリポートも備えた重要な拠点としようと。その重要な拠点をなぜ縮小した、そのように選択したんか。選択した判断を一遍教えていただきたい。

○議長（宮崎勝郎君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

北東分署建設基本設計では、建築物の延べ面積を約１，０００平米と示してまいりましたが、その根拠は、関消防署の延べ面積、これは約７８０平米でございますが、これを基準として研修室、消防団女性分団詰所を初め消防団用資機材庫や屋外から出入り可能なトイレの設置、女性分団用車両や大型車両等の駐車スペースの確保を考慮し、積算したものでございます。

なお、議員申されますように、昨年１０月に開催されました総務委員会協議会への中間報告提出時には建築概算額を決定しておりませんでしたが、その後、建築設計の委託会社の報告では、建築概算額が工事予定額を超過することとなりました。したがって、北東分署建設基本計画で示してきた基本方針を遵守するとともに、当初の総事業費を上限として機能を重視したものとして精査を重ね、結果として延べ面積８３３平米が妥当なものと判断したところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

関消防署を規範としたと。それから、ここがちょっと気になったんですけれども、建設予定額を超過したのでと。超過した金額は大体何ぼぐらいかな。１６７平米で平米単価が大体５０万としても、八千五、六百万の差額かな、それを確認したい。

○議長（宮崎勝郎君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

お尋ねの建築概算額の差額でございます。この工事、外構工事を含めて一体の建設工事としておりますことから、その外構工事を含めたこのときの差額といたしましては約７，５００万円でございました。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

関消防署を規範とした建物であると。

関消防署は、職員の事務所、それから宿泊、休憩施設、それから車庫という部分。私も関町時代のときに議論したんですけれども、消防車庫の位置をどうしようと。というのは、帰隊したときに

バックで入れやんならんと。それは面倒くさいといったらおかしいけれども、機能的に不利やから、両シャッターにして、裏から回ってこう入るというような形で両シャッターにしたんですよ。

今回の図面、１６７平米減らした部分というのは、壁づきで常にバックでどん突きで入れやんならんと、今の亀山消防署みたいな機能なわけ。だから、本来、関消防署を規範としてやった施設やったら、ぐるっと回ってまっすぐ出るというような形の車庫にしたら１６７平米はどうしてもふえると思う。

今、次長が言われたように７，５００万と。きのうも宮村和典議員が職員給与の削減８，７５０万の使い道はどこやったんやと、財調へ放り込んだと。それなら、これ７，５００万でまだ８，５００万、８，７５０万からつりが来るわな。財調へ入れた金をそっくり、職員給与削減分をこの７，５００万にそっくり投入したら、この金の足らずまいは、去年、国から言われて、無理くた言うて職員からむしり取った金をこの北東分署に入れましたんやと言うたら、有効利用という形で、十分去年示された機能を果たした。

これ、私が思うには、こういうような公共的な建物というのは４０年から５０年とか、耐用年数５０年ぐらいと思うけど。１０億かかっても、ざっと計算してもわずかな金なんですよ、１日に計算すると。そんなところで１億や２億惜しんで、５０年も使わんならん建物になぜ金を惜しむんやな。単年度事業やったらよろしいよ。これは亀山市の４割の市民を守る一つの大きな拠点、大規模災害のときに一つの大きな機能を果たす重要な拠点、そこに７，５００万をけちって建てさせんという選択を市長はしたんかな、市長からこれ聞きたい。何でこの７，５００万ぐらい、職員からむしり取った、むしり取ったというような言葉はおかしいけれども、無理やくたに承諾させた８，７５０万のお金の一部を財調から出してきて、これに当て込んだら、７，５００万ぐらいすぐ金が出ますよ。そして５０年使うたら１日で割ってくださいよ、何十円ですに。それを市民全体で割ったら何銭や。その金を市長らは何で惜しいんや、答えて。もう５４分やで、わしはもうちょっと言いたいで簡潔にな。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いずれにせよ、この北東分署計画は後期基本計画・実施計画でも、毎年度総事業費も議会の皆さん、市民の皆さんにお示しをさせていただいて、その上限の中で展開をいたしてまいりました。

今回の北東分署は、具体的な事業計画については基本方針に基づいて進めてまいりましたけれども、機能面に対しては十分配慮させていただいて、総枠の予算とのバランスの中で最終的に配慮した構造、あるいは規模であるというふうに認識をいたしておるものでございます。

本年度の職員の給与削減分の七千数百万との絡みを説明をということでございますけれども、全く観点が違う話でございますが、いずれにせよ、その職員が、きのう申し上げたように、協力をしていただいた分については今後の市民生活や行政運営上、あるいは職員の職場環境の改善等々に今後生かしていくということでご理解いただきたいと思います。それぞれにひもがついているわけではございませんので、的確にそれは生かしていくということでございます。

今回の消防の庁舎の建設につきましては、基本計画に基づいて的確に対応していくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

皆さん、これが今ご指摘の計画でありますけれども、私はこの計画は、一昨年から議論をしっかり消防においてさせていただいた。もちろんプロの目線で議論もいただいた。

最終的な約１６７平米でありますけれども、建屋庁舎の面積は少なくなっておりますけれども、機能としては十二分に、基本方針４項目というのは完全にクリアされております。設備そのものもベストのものだと考えております。これは自信を持っております。

それで総予算であります。この北東分署の事業、第２０号議案を可決いただいた暁の話でありますけれども、６５１の総予算について、分署さらには消防防災拠点として本当に位置づけられておりますし、他の１４消防本部から私のところへいろんな形で照会をいただいているところでございます。誇れる分署だと、拠点である、とりでであると、このように確信をしておりますので、ご認識をいただきますようにお願いをいたします。特に櫻井議員、よろしくお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

２２番　櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時５８分　休憩）

（午後　３時０８分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、７番　福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

きょうは、一般質問大きく３点、防災行政無線について、義務教育に係る保護者負担について、母子家庭に対する支援について、お伺いをいたします。

まず１点目です、防災行政無線について。

これについては、昨年の３月の定例会で、この防災行政無線を全市に整備する考え方について、また自治会のほうから自主的に整備をするときの補助をしてほしいというような声もありましたんで、そういうことについても質問をさせていただいたところです。ちょうど同じ３月定例会で、小坂議員や髙島議員も同じ旨の質問をされていたかと思います。そのときの市長の答弁ですとか局長の答弁を議事録でまた読み返してみますと、あのころもそう思いましたが、災害時における本市の情報伝達の仕組み、これを重層化させる必要があるという認識を持たせていただいているという、これは小坂議員に対する市長のご答弁でした。

また、私の聞きましたところで、自治会に対して補助はどうかということに対しては、市民への災害情報の提供にあっては、情報の緊急性や正確性、これらを重視する必要性があるから、これは行政のほうが担うべき業務であるというふうに考えているから、補助制度は考えていないというお答えでした。この亀山市のどのような情報が、この亀山市に合っているのかということを、いろん

なシステムについて検討・研究を重ねているところであるというご答弁だったと思います。

あれから１年がたったわけですけれども、前向きに検討していただいて、研究・検討の経過、内容についてどのように検討してこられたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

７番　福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

西口危機管理局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

防災行政無線に限らず、今、議員もおっしゃいましたけれども、災害時の情報通信手段の重層化につきましては、本市の地域防災計画における防災ビジョンの重要課題の一つとして位置づけております。この情報通信手段の重層化につきましては、現在利用しているさまざまな通信手段が災害時に途絶したり、つながりにくくなった場合に備えて、その立体化を図るものでございます。

この１年間、危機管理局におきまして種々検討を重ねてまいりましたし、具体的な対策も進めてまいりました。具体的な対策といたしましては、市内の主要公共施設、あるいは代表避難所、あるいは土砂災害により孤立するおそれのある集落等に配備しております衛星携帯電話のデジタル化を、新年度早々に実施いたす予定でおります。

また、平成２３年の東日本大震災や、紀伊半島大水害時に活躍したアマチュア無線につきましても、同じく新年度の早い時期にその基地局を市役所庁舎に設置して、アマチュア無線の市民ボランティア組織との連携を図ってまいる予定でございます。そのほかにも、多くの通信手段について、その内容、情報通信手段としてのメリット・デメリット、あるいは概算費用等を検討してきたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

衛星携帯電話のデジタル化や、アマチュア無線の基地局ということも大事なんですけれども、私が聞きたかったのは、その他の多くの方法というところだと思うですけれども、三重県内いろいろお聞きしましても、そんな５も１０も２０も、いろんな方法があるわけでもありませんので、ある一定のこういうタイプがある、こういうタイプがあるというのがあると思うんですね。

最近では、尾鷲のほうがエリアワンセグ放送局を開設、今アンテナを２０基増設したところなのかな。あと個別の受信機を、またこれから２年間かけて配っていくんだというようなことでしたけれども、アナログとデジタルという問題もありましょうし、同報無線を同時にどうやっていくかということもあるんだと思うんですけど、先ほどおっしゃっていただいた多くの、ほかの方法について、どういう検討だったかということをもう一度お伺いしたいと思います。

できたら、いつも検討しています、検討していますで私も帰っていくわけにいきませんもんで、予算のこともありましょうし、例えばこういう方法でしたら大体どれぐらいかかって、いつぐらいと。ほかの市町でも合併特例債を使ったりとか、あったらしいですので、ちょっと見通しを含めた内容をお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

その情報通信手段の重層化の中で検討いたしました新たな方式、幾つか検討したんですが、二、三紹介をさせていただきたいと思います。

まず東日本大震災で、そういう構成が確認されましたＦＭ放送の関係ですが、例えばＦＭ三重を利用した場合でございますが、費用面で割と初期投資が安価という面があるものの、地域と行政側の双方向での情報伝達、逆にいえば地域からの情報収集ができないというちょっと面があるかなというふうに考えております。

また、例えば広域的長距離無線ＬＡＮ網を設置するＩＰ電話通信放送も検討をさせていただきましたが、いろんな方式の弱い点をカバーするという非常に多くの長所を持っているものの、初期投資及び維持管理面での経費が相当かかるというようなことを検討させていただきました。

このように、情報伝達手段としてはさまざまな方式がございまして、その内容も一長一短でございますので、現時点ではなかなか一つに絞り込むというのは難しいと、現段階では考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

去年お聞きして、１年間で一つに絞れとは言うていないんですけれども、今、ＦＭ三重のことと、無線ＬＡＮのＩＰ電話のことを言っていただきましたけれども、先ほど私もちょっと尾鷲のことでエリア放送、ワンセグというようなこともありますけれども、要はいつまでに整備をするという見通しを持っておられるのかということをお聞きしたいわけです。そうでないと、やっぱり自治会の方がいつになるのかわからないのを待っておれないから、自分たちで整備したいから、それについて補助をくれというようなお話があったのは、そういうことだと思うんです。

今、絞り切れないのわかりますけど、それじゃあこれからどういう形で議論を進めて、どんなことをしながら、どれぐらいかけて議論を進めて、決めて、予算を立ててやっていくのか、見通しを示してください。

○議長（宮崎勝郎君）

西口局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

今後につきましては、各種方式が日進月歩進んでおりますことから、先ほど申し上げました危機管理局で検討を行った内容をもとに、来年度、関係部局によりますまち守りプロジェクトでさらに検討を進めたいというふうに考えています。

その検討結果をもとに、後期基本計画の第２次実施計画に位置づけるかどうかを、さらに検討したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

市長にお伺いしたいんですけれども、今の局長のお話ですと、来年度のまち守りプロジェクトで検討するというです。１年間で、一応検討結果を出すというところまでは、一つの方法を絞るとい

うところまでは行っておるということですか。まだ私、今のお話では見通しというものがわからなかったんで、ご答弁を願います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢議員のご質問にお答えをいたします。

いずれにいたしましても、後期基本計画の２６年度が第１次実施計画の最終年度でございます。第２次実施計画の策定の作業として、行政のしっかりした計画に位置づけていきたいという基本的な方針を持っております。したがいまして、そこに至るさまざまな、さっき検討と申し上げましたが、さまざまな段階での検討をして、次期計画へどのように整備をするかという作業を新年度させていただきたいということを申し上げたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

今のおっしゃりようですと、次期計画にのせるように頑張るというふうに聞こえたわけですけれども、そういうことでよろしいですね。次の計画にのせられるように、市民の命を守るために頑張って検討するということでよかったですか、最後に短くお答えください。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

さまざま方式について、一定の選択をしていきたいというふうに考えております。

同時に、これは既に始まっておりますが、消防救急無線のデジタル化、活動波の整備に入ってまいります。そういうこともひっくるめて重層的な体制がいかに、コストとのバランスもありますが、最新の技術も入ってきておりますので、一番どれが亀山にとって最適かというのをしっかり見きわめさせていただくということで、ご理解いただきたいと思います。頑張っていくということでご理解いただきたい。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

次期の計画にのせていただくというふうに、私はもう解釈をいたしました。

次の質問に移りたいと思います。

義務教育に係る保護者負担についてです。

平成２４年子供の学習費調査というのがありまして、その結果について、平成２６年１月１０日付で公表されました。この学校教育費というのは、３つに分けて何か調査をしていただいて、文科省が毎回していただいているようなんですけれども、学習費総額という中に、学校教育費というのと学校給食費というのと学校外活動費という３つに分けて、教育費にどれだけお金がかかっているかという調査をされているそうです。

学校教育費の中には、どうしても学校で勉強するために必要なもの、授業料であるとか、修学旅

行や遠足や見学のお金や、学級費、児童会、生徒会費、ＰＴＡ会費、学校納付金、寄附金、教科書以外の図書費とか学用品、実験・実習材料、教科外活動費、通学費、制服、通学用品、その他といろいろあるわけですけれども、私が今回問題にしたいのは、給食費はもう決まっているので各学校であれなんですけれども、その学校教育費と言われて、保護者負担、保護者のほうから集金をしているお金について、特にお聞きしたいと思っています。

日本国憲法の第２６条では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」と保障されているわけですけれども、実際この調査を伺ってみますと、全国平均で小学校、公立、私立、高校や幼稚園も入っているわけですが、今回、私は公立の小学校と公立の中学校だけ着目していきたいんですけれども、全国平均で小学校の公立は、この学校で集めてもらうお金ですね。学習費３０万５，８０７円のうち、学校教育費が５万５，１９７円。学年によってお金が違いますので、小学生ですと、修学旅行のときにどうしても多いので６年生が多くなったりするようです。それを押しなべて平均すると５万何がし。中学校については、全体で４５万３４０円のうち、集金する分が１３万１，５３４円、集金や制服なんかも入っているということなんですね。前回調査していただいたのと、この負担についてほぼ横ばいだそうです。ただ、前回よりも生活はこれから大変になってくるし、また今度消費税がアップしてくるということもありますので、大変厳しいものになってくるのかなと思います。

また、この調査を見ておりますと、所在市町村の人口規模別というので調べてもらってあるんですけれども、この学校教育費については、小さい市町ほど高額になっているようです。５万人で微妙なんで、小さい市町に入ったり、５万人以上のところに入ったりすると思うんですけれども、ＰＴＡの集まり、子供が３人おりますんで、いろいろ話をすると、この負担が大変という悲鳴は聞こえてくるわけです。

亀山市は、一体どれぐらいの保護者負担なのか、また学校間でも差があるのか、今の現状をお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

義務教育費に係る保護者負担ということで、亀山市内における現状ということで答弁させていただきたいと思います。

義務教育に係る１年間の保護者負担ですが、学校によって若干違いはございますけれども、小・中学校別にお答えさせていただきます。

まず小学校の低学年におきましては、毎年度１万１，０００円程度で、その内訳といたしまして、各教科のテストや問題集、図工や生活科などの教材費などがメーンでございます。高学年におきましては、毎年度１万６，０００円程度で、内訳といたしまして、各教科のテストや調理実習などの教材費、校外活動費などが上げられます。特に６年生につきましては、修学旅行費が２万２，０００円程度、それから卒業アルバム代が１万３，０００円程度、別途かかります。それから、小学校の入学前に体操服代として９，０００円程度、そのほかの学用品代として９，０００円程度、入学前

に要るということでございます。

中学校ですが、中学校では毎年度２万６，０００円程度で、各教科のドリル、調理実習及び技術や美術の制作費などの教材費、宿泊研修などの校外活動費が必要でございます。さらに３年生につきましては、修学旅行費が６万８，０００円程度、それから卒業アルバム代に１万１，０００円程度、別途かかります。それから中学校の入学前に制服代といたしまして、中学校によって若干違いますが３万円から５万円程度、それから体操服代として１万５，０００円程度、そのほかの学用品代として１万円程度かかるという調査をさせていただいております。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

細かく分けて調べていただいてありがとうございます。

この全国平均の費目を見ておりますと、亀山は、例えば中学校の制服なんかは、全国平均ですと１万８，５１１円なんですね。亀山市が３万円から５万円、確かに物はいいんですわ。本当にかけておけばしわにならない。私らの服よりずうっと高いなという感じのいい服なんですけれども、非常にお金かかっていますし、体操服も靴もいいものを使ってもらっているなという実感は、親としても本人たちとしてもあると思います。

ただ、今私こういう質問をするというのが、やっぱり子供の貧困ということが大分言われている、またちらほらとですけれども、やっぱり習字道具やら、絵の具セットやら、いろんなどうしても買わなくちゃいけないものがうまく準備できない子がいるんじゃないかとか、そういう相談であるとか聞いたりもしますもんで、一遍ちょっとどれぐらいお金がかかっていて、どれぐらい大変なのか調べてみたいなと思ってお願いしたところなんです。

日本の貧困率の高さというのは、本当にＯＥＣＤ加盟国の３０カ国中４番目という高さで、やはり後で母子家庭のことも言いますけれども、特にひとり親家庭の貧困率は最も高くて、過半数がもう貧困であると言われていますし、働く人々の３人に１人が非正規雇用というようなことで、だんだん所得格差が広がっていて、教育費が子育て世代を直撃しているわけですよね。

ここでいえば、全国の例えば学校事務職員さんの集まりであるとか、いろんなところで公費負担をして、保護者負担を減らせないだろうかという取り組みがされていると聞きます。改めてこれ調べていただいて、これだったら公費で負担すべきものがあるんじゃないかということがあったのかなかったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

現状、保護者の方々にご負担いただいている費用につきましては、児童・生徒一人一人、個人に還元されるものでございますので、受益者負担が妥当とは考えておるところでございます。

しかし、先ほどご答弁させていただきましたけれども、小・中学校、それぞれ就学時にかかるその保護者負担については、先ほど言われたように制服代とか、いろいろ新しいものをそろえていただくということで、決して安いものではないというふうなことは、私どもも認識しております。

その中で、これまでも何か公費負担ということで、細かい部分で工夫ができないかということで、

例えばずうっと以前ですと、学校で用紙代というのを集めていたんです。私が現職のころですけれども。ですけど、そういったことは今やめておりまして、プリントや便りに使われている用紙については、公費負担に改めておりますし、またそのほかに教育委員会といたしまして、保護者負担軽減という観点から、各学校に対しまして、先ほど申し上げた就学時及び年間に購入する物品の選定等につきましては、校内全体で情報を共有し、保護者に対しても丁寧な説明を行い、理解が得られるようにということで助言をしてまいりたいと思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

教育長、今「受益者」という言葉を使われました。確かに、例えば図工の教材でも、つくったら持って帰る。自分のものになることでありますし、調理実習などの教材も、食べてしまえば自分のものであります。しかし、そういう基準をつくっていくと、どこでもそうなんです。今自治体なんかでよく基準をつくってみえるんですけれども、自分で持ってしまうものが自分持ちやということになりますと、教科書だって何だってみんな自分持ちなんですね。

教育というのは、恩恵をこうむるのは子供たちだけではありません。子供たちは、受益者ではなくて、ひとしく教育を受ける権利の主体者であると私は思います。授業で必要なもの、これがないと授業ができないというものは、公費で予算保障するという考え方もあるのではないか。今後、そういう立場にも一度お立ちいただいて、丁寧に細かいファイル一つ、何一つについてもご検討いただけないだろうかということを、私はここで提案したいと思います。

本当にこれが必要かどうか。先ほどもやってもらった、昔は算数セットがありましたけど、今は公共で使わせてもらっています。そういうことを一つ一つやっていただきたい。

また、将来的に制服や体操服を更新する、変更するようなことがあったら、全国の平均見ていただいて、大分高いものになっていますんで、そこら辺も考えた、視点を入れた中で検討いただくとか、考えていただきたい。

また、副読本であれば、本人が持ってしまえば本人のお金ですけれども、例えば副本配置して、学校の図書館に入れて、その授業で使うだけで済むんであれば公費でできるとか、そういうことを日本全国で少しずつ工夫して、親の負担を減らしていこうという動きがあります。

きのうも服部議員が、高齢者のいろんな情報を一つに集めようという話がありましたけれども、きっと保健の先生ですとか、いろんな方が気づいていることもあるかと思いますんで、そういう情報を集めて、どうやったら子供たちがお金のことでつらい思いしないで、楽しく学校へ行けるかということをぜひ考えていただきたいと思います。それと、また相談しやすい学校づくりであるとか、教育委員会づくりということは、もちろんのことであると思います。

きょう私、朝のドラマ「ごちそうさん」、あれを見た後、「あさイチ」という番組がそのまま続いてあって、就学援助制度の特集をやっていました。ちょうどいい時期にやっていただいたなあと思って見ていたんですけれども、どんどん就学援助受ける方がふえている、今は６人に１人が受けているとわかりやすいグラフを示されて、大体こういうふうな援助が受けられますよという内容の説明、幾らぐらい、こういうことに対してお金を援助できますよという説明と、あと皆さんの所得が、子供さん２人抱えておられたら大体４００万円ぐらいだったら、市町によって基準が違うんで

それは聞いてもらわないとわかりませんけれども、これぐらいだったら受けられるんですよみたいなことも言われていました。

亀山市も、最初は本当にそっけないお知らせの文書だったんですけれども、大分部内で検討していただいて、だんだんと内容のお知らせやら額面も出していただいてわかりやすい資料になってまいりました。私はすごく高く評価していたんですけれども、ことしいただいた資料を見ましたら、今までですごくわかりやすかった。これぐらいの所得ですと、就学援助受けられる可能性があるという目安というか、基準が今まであったんですけど、それがなくなっていたんです。何か必要な情報を入れるのに削られたわけでもなく、そこが白紙になっておりました。

今、生活保護の基準も下がって、そういう意味で、この就学援助が受けにくくなっていくというときに、そういうわかりやすい資料を削るということは、私はするべきでないと思いますので、ぜひ考え直していただいて、できるだけの資料は提供していただきたい。それは個人個人違いますんで、何でも聞きに来てくださいというのはわかるんですけれども、やはり敷居が高いですので、そんなどんどん教育委員会へみんな聞きに行くということもないと思います。これぐらいだったら相談できる範囲かなどうかなということを判断したいと思うんで、ぜひとも資料の丁寧さはもとに戻していただきと思います。そこについて、ちょっとご答弁いただけないでしょうか。ほかの工夫についても、よろしくお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、援助をするという就学援助制度というのがございます。これはもう皆さんご承知のことかと思います。

教育委員会としてやっておりますのは、以前は違ったんですけれども、現在では全保護者にこういう制度がありますよということで、もちろん学校を通じてですけれども、案内文を配付させていただいております。また、広報やホームページでもお知らせをしておりまして、保護者の負担軽減につながるように努めておりますし、実際にお電話等で教育委員会のほうにご相談いただくケースもございますので、それから担任のほうからお声かけというか、そういうふうなこともございますし、さまざまな形で必要等を感じられたら、お声かけもさせていただいているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

聞いたことをはぐらかさないで答えていただきたいんですけれども、ご案内文を今まで丁寧にやっていただいていたので、もとのとおりに丁寧にやってくださいということを申し上げました。すぐに答えられないなら、また持ち帰っていただいて検討していただいて結構ですけれども、私は別に電話していただくとか、全員に配っていただくとか、そういうことを聞いているわけじゃありませんので、それをもとに戻していただきたいということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

母子家庭についてお伺いをします。

母子家庭に対する支援についてですけれども、まず市長にお伺いしたいんですけれども、先ほど

も子供の教育費のところで少し触れましたけども、母子家庭の生活実態について、市長どのようにご認識なのかというのをまずお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

母子家庭の方の生活の実情につきましては、毎年、亀山市母子寡婦福祉会の皆さんとの懇談の場に出席をさせていただいて、意見交換をさせていただいております。その中で、さまざまな状況について直接お伺いをいたす機会がございます。

母子家庭の母親は、子育てと家庭の生計を一人で担われ、育児や家事、そして仕事と、日々休む間もなく過ごされておりまして、中には生活上の問題や子供の教育の問題などを抱えておられる方もいらっしゃると認識をいたしております。

そのような中で、本市におきましては、母子家庭が自立した生活を営めるように、ひとり親家庭高等学校等通学費援護金の支給や医療費助成において、市独自に所得制限の範囲を上乗せ拡大するなどして、経済的支援の拡充や各種相談事業にしっかりと取り組んで、子供を育てやすい環境の整備に力を入れてまいったところでございます。中でも、看護師や介護福祉士等の資格を取得するため、養成機関において修業する期間に給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業がございますが、この事業を活用されて、これまでに５人の方が修了されておりまして、それぞれの資格を生かして新たな道へ進まれているという実態についても、いい傾向ではないのかなというふうに思っております。

現在、国の社会保障審議会におきまして、ひとり親家庭の支援施策のあり方について検討も行われておりまして、そこで示される方向性や論点に沿って、今後、厚労省で具体的な施策の充実に向けた検討が行われるというふうに存じておるところでございますので、この動きをしっかりと注視をさせていただきながら、今後も母子家庭の方々の生活の安定や福祉の向上に向けて努力をいたしてまいりたいと、現時点で考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

懇談もされて、大変な生活だということは認識しておられるということなんですけれども、共産党としても母子家庭だけではなくて、父子家庭についても児童扶養手当をというようなことを進めてきたりとかあるんですけれども、今回は3月８日の国際女性デーということもあるし、やはりこの厚労省の調査を見てみましても、全国母子世帯等調査結果というのをちょっと見ていましたら、ちょっと前ですけど、２３年度ですけれどもね。やはり母子家庭と父子家庭ではかなり差がある。例えば、就業しているかどうかというんでも、母子家庭は８０．６％の方が就業で、そのうち４７．４％がパート、正規が３９．４％。父子家庭ですと９１．３％の人が働いていて、パートはたった８％で、正規が６７．２％ということで、どちらも足らなくて副業しておられる方が６．９％、父子が６．３％おられるわけですけれども、収入についてもそういうことですので、母子家庭ですと母の就労による収入の平均が１８１万円、父子ですと３６０万円と、大きく差が開いているわけです。

また、持ち家に住んでいるかどうかという調査もあるわけなんですけれども、持ち家に住んでい

る母子は２９．８％で、そのうち自分の持ち家に住んでいるというのが１１．２％で、それ以外は自分の親であるとか、実家だと思うんですけれども、そういうところが多いですね。父子家庭ですと、持ち家の方が６６．８％になります。自分の持ち家という方も４０．３％ということで、大分基盤が違うなということをわかっていただけると思うんです。

私たちも、母子の方とお話しをすると、せめて住まいだけでも安く入れたら、あとは頑張れるんやけどということをよく聞きますので、今回は住まいについてと、あと３番として、学童保育の保育料についてお伺いしていきたいと思います。

まず母子及び寡婦福祉法で、母子家庭の公営住宅への入居については、福祉が増進されるように特別な配慮をすることとうたわれているだけですけれども、亀山市の市営住宅の入居状況を、お伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市営住宅の現状でございますが、公営住宅９団地、今３５９戸に加えまして、民間活用市営住宅事業により借り上げた井田川駅前の市営住宅１団地２０戸、それから関地区の住宅３団地２４戸の合計１３団地４０３戸を管理しております。そのうち、耐震性がなく、老朽化をしているなどの理由による空き家を除きました３０８戸に入居していただいておるところでございます。

応募の状況でございますが、空き家募集としまして、昨年の１０月に世帯向け住宅２団地３戸、それから単身向け住宅１団地１戸の募集を行いました。世帯向け住宅については約５倍、それから高齢などの単身者向けの住宅につきましては、３倍ほどの抽せん倍率となってございます。申込者の内訳でございますが、世帯向け住宅につきましては、母子家庭が半数程度となっておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

母子家庭の方が、家賃が安価な市営住宅に入ろうと思っても５倍の競争率であると。母子に対して優遇していると伺いましたけれども、何かお話を聞いていますと、入居の優遇というよりか、くじの優遇という感じで、なかなかそれはくじを１回多く引いたところでも、それが入れるかどうかわからないというような状況だそうなんですね。今、母子家庭が住まう、母子家庭に限りませんけれども、市営住宅は十分でない、足らないという状況であるということはご認識なんでしょうか。また、今後どうされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほどの母子家庭に対する市営住宅の優先入居につきまして、少しお話ししますけれども、市営住宅を公募する際に、母子家庭、高齢者世帯、障がい者世帯、生活保護世帯のみ申し込みができる優先入居住宅というのを設けております。また、この優先入居住宅に複数の応募がありまして、その結果、抽せんに外れた方に対しましては、再度一般募集住宅のほうへ申し込み、また抽せんに参

加できるようにという配慮をしているところでございます。

公営住宅の確保につきましては、既存の市営住宅における入・退去における空き家募集に加えまして、民間賃貸住宅の借り上げによりまして住宅の確保を図っておりますけれども、良好な物件がなかなか見つからないということで、新規に借り上げることができない状況ではございます。

そのため、これまでは民間活用市営住宅事業の対象としまして、既存住宅に限定してその借り上げることとしておりましたんですけど、今後は新たに建てていただいて借り上げる手法も取り入れまして、平成２７年度までには５０戸を市営住宅として借り上げていき、低廉な家賃の住宅を供給していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

母子家庭の方は、一人で家庭も切り盛りして、また仕事もしていかんならんということで、特に便利なところにお住まいになりたいようですので、その２７年度までに５０戸ということですけれども、ぜひ整備を進めていただきたいと思います。

それから、これはちょっと通告していなかったのでご返事いただけないかもしれませんけれども、母子家庭というよりも、やっぱり最近の政治もこういう状況やと、ＤＶの相談が非常にここ最近多いんです。やっぱりいらいらしたり、つらい思いが弱いところへ行くのかなという気がしているんですけれども、例えばＤＶに限りませんけど、離婚をして母子家庭になろうとしている方について、なかなかそのままでは市営住宅に入ることができないわけなんですけれども、ちょっとお伺いしましたら、例えば家裁の調停中だったら、そういうものがわかればいいですよというようなことがありました。ただ、事情をお聞きしていますと、一つ屋根の下で暮らせないから離婚するわけでありまして、家裁の調停に入るまでに、ある程度住まいを分かれておかないと、なかなかその調停も進んでいかないというような状況があるらしいんですね。ですから、調停のそういう証拠がないと入れないということではなくて、実情をよく話を聞いていただいて、今後ぜひ検討していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

また、この市営住宅について伺いましたけれども、ほかに住まいについての施策がありましたらお伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

母子家庭の住まい支援ということにつきましては、その他ではあんしん賃貸支援事業というのも行っております。これは、民間賃貸住宅市場におきまして、高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯などの入居を受け入れる民間賃貸住宅に関する情報提供及び契約の補助や通訳などの居住支援を行う事業でございます。現在、当市におきましては、三重県、鈴鹿市、四日市市とともに三重県居住支援連絡会に参加をしまして、支援を広域的に行っているところでございます。

当市での具体的な支援事業としましては、昨年１１月３０日にあいあいにおきまして、民間賃貸住宅相談会を開催いたしたところです。この相談会では、高齢者、外国人、低額所得者、子育て世帯などの民間賃貸住宅への入居相談に１３件、うち子育ての世帯の方が３件ございました。そのほ

かでは、パンフレットの配布などのＰＲ活動とか、他市での相談会の開催などによりまして、母子家庭の方も含めた住宅に困窮されている皆様へご案内をさせていただいているところございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

どの市もやっていることではなくて、そういう進んだ施策もやっているということであれば、私聞きましたら、そういうことを知っている方が少ないんじゃないかなと思いますんで、周知のほうもしっかりしていただいて、ぜひとも相談に乗っていただきたいですし、例えば市役所にお電話があったときも、きちっとそこへつながるようにしていただきたいなと思います。

もう１つご提案なんですけれども、以前に一遍言ったことがあると思うんですけれども、その市営住宅が建つのを待っていられない方もおられます。かえって市営住宅の一棟という中にいると、あそこに母子家庭がおんのやわということがわかるよりも、普通にアパートを借りた中で、その家賃の補助を母子家庭というところでしていただくという考えはないんだろうかというふうなことを思います。それが、その住宅のほうの部署なのか、福祉のほうなのか、私ちょっとよくわかりませんけれども、そういうことを考える、研究する、検討する可能性があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

住宅は、それぞれ入居していただく世帯のニーズや資力などに応じて選択できるものですので、今のところ母子家庭に限った家賃の補助を行うことは困難であるというふうに認識しております。

市では、児童扶養手当の給付はもちろん、母子家庭の母等の経済的自立を支援する高等職業訓練促進給付金事業を実施するなど、そのほかにも各種支援業務や相談業務も行っておりますので、これらのご利用を検討いただきたいと存じます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

母子家庭に限ったものがないから私はここで申し上げているので、先ほども申し上げましたように、本当に平均でも１８１万という収入の中で、男性とは随分とお給料の差があるわけですし、パートでないと小さな子供が育てられないという女性ならではの問題もありますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

あともう１つ、学童保育所についてなんですけれども、やはり母子家庭の方は目いっぱい仕事をして、放課後に子供たちを預けるには学童保育所というのはなくてはならない施設です。保育料については、全国平均ですと５，０００円ぐらいなんですけれども、亀山市はどうしても民設民営が多いですし、１万円を超えるところもあったりする。大体１万円ぐらいなんですね。兄弟がいたりするとその倍ということで、やはり学童保育所に預けて子供らしい生活もしてもらいたいけど、このお金が高いから預けられないという方もたくさん見えるわけです。学童保育所としても、民設であったり公設であったりしますけれども、その保育所自身が必要だということで、ひとり親家庭の

軽減施策をとっている保育所もあるんです。でも、補助金の関係とかで運営が困難で、やりたくてもやれないという保育所もあります。この補助金を、そういう軽減施策をしている学童保育所に対して、補助金を出すという形で、母子家庭応援をしていただきたいと思うんだけど、そういう考えはありませんか。

○議長（宮崎勝郎君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

亀山市内の学童保育所は、全て民営で行われておりまして、そこでの保育料の設定につきましては、それぞれの事業運営主体であります運営委員会等の判断となっております。その中で、母子家庭に対する保育料の軽減につきましては、全学童保育所１０カ所のうち５カ所が現在実施をしていただいている状況でございます。

市では、母子家庭に対するさまざまな支援をこれ以外にも行っておりまして、現段階ではこれに対する補助は考えておりませんが、母子家庭の数は国立社会保障人口問題研究所の推計からも、今後ふえることが見込まれておりますので、それに対する需要や、各学童保育所の対応状況などを注視しながら、今後必要性について検討してまいりたいと存じます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

学童保育所に対しても、今までさまざま補助金をふやしてきていただきました。障がい者を見るための補助金でありますとか、あと指導員が健康でありますように、健診を受けていただくようにという、応援をしていただくために、健診を受けたらその分の補助金を出していただくということも、今まではなかったんだけどふやしていただきました。そういういいことを少しずつ少しずつふやしてきていただきましたんで、私は母子家庭のこの大変さというのは、いろいろ施策はやっていただいているんですけれども、ちょっこらちょいではなかなかぐっと底上げができないというような大変さがあります。実態を、懇談をしていただいて、聞いていただいているということですけれども、ぜひとも先ほどの家賃補助も一緒ですけれども、母子家庭の方に沿っていただいて、女性が本当に元気に働いて納税していただいて、子供たちも元気にすくすく育っていいただくことが一番だと思いますんで、要望として、これを前向きに検討していただくことをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

７番　福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　３時５８分　休憩）

（午後　４時０９分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、８番　森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

公明党の森　美和子でございます。

本日最後となりました。どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

ソチオリンピック・パラリンピックが、今開催をされておりまして、日本選手団の活躍は、非常に明るい話題となっております。

また、余り知られてはおりませんが、スペシャルオリンピックスという競技大会があります。これは知的障がい者の競技大会で、毎年国内で行われております。ことしは１１月１日から３日まで、福岡県で開催をされることとなっております。

大きく、今回は生きがいを持てる福祉の展開についてお伺いをしたいと思います。

ことしも滋賀県で開催をされました、障がい者のことをさまざまに議論をされるアメニティーフォーラムに参加をさせていただきました。私の家族に障がい者がおりますが、障がいにもいろいろとありますので、もっと障がい者に、またその家族に寄り添うためには、情報把握をしたいとの思いで毎年参加をさせていただいております。ことしは、今注目をされております社会保障改革の動向や、障がい者福祉施策のあり方が、３日間にかけて議論をされました。そこで、亀山市の障がい者施策について、今回１つ目として質問をさせていただきます。

昨年、県が障害者雇用実態調査を公表しました。県内企業の障害者雇用率は、全国でも下位にあることは以前から指摘をされておりました。従業員３人以上の１万４，１２９事業所中６，２０８事業所から回答を得たところ、障がい者を雇用している企業は１７．３％、雇用したことがある企業は２５．３％ということでありました。そして、雇用に結びつかない７０．９％が向いている仕事がないと回答をしております。

まず初めに、障がい者の就労支援についてお伺いをしたいと思います。

亀山市内の障害者事業所は一体幾つあるのか。また、その中で就労を行っている事業所はどれくらいあるのか。名前も含めてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

８番　森　美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

市内にございます障がいのある方の作業の場等としまして受け入れております事業所といたしましては、特定非営利活動法人夢想会が運営する夢想工房、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会が運営するつくしの家となかまの部屋、特定非営利活動法人えんが運営するえん、それから株式会社Sorrentoが運営するつばさ亀山、あんしん介護株式会社が運営するサクラサクラ障がい者デイサービスセンターとさくらさくらホームみずほ台、さらに社会福祉法人伊勢亀鈴会が運営するグループホームきれい、亀山栗の木ヴィレッジの８カ所でございます。その中で、就労に関します事業所につきましては４カ所でございまして、つばさ亀山、それから夢想工房、つくしの家、えんでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

ありがとうございました。

私は、平成１８年１０月に議員にさせていただいて、そのときに多分３カ所しか亀山市内にはなかったかと思います、この障がい者の福祉事業所は。それが今８カ所あるということで、非常にふえていることに喜びを感じております。

２回目になりますが、亀山市職員の障がい者の雇用率は一体幾つなのか。障害者雇用促進法では２．１％、平成２５年４月から２．３％となっていると伺っております。また、法定雇用率に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないとありましたが、市の現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

亀山市が雇用いたしております障がい者の数でございますけど、平成２５年度に２．３％というふうになったところでございます。２５年４月１日現在でございますけれども、本市におきます障がい者の雇用人数は、消防・教育委員会の職員を除きますと４３０人でございますけれども、そのうち１１名が障がい者の方ということで、雇用率につきましては２．６９％ということで、法定雇用率は２．３％を上回っている状況でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

亀山市は、法定雇用率をクリアしているということで、安心をいたしました。

３回目としまして、市として就労支援事業で何か新たな取り組みはあるのか。お伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

市としての新たな取り組みということでございますが、今年度、平成２５年度から始めさせていただいたものとしまして、市独自の取り組みとして障がい者職場実習事業というのがございます。障害者職場実習事業といいますのは、障がい者の就労訓練及び就労の促進に寄与するとともに、市職員の障がい者に対する理解の促進を図ることを目的とし、平成２７年度からの本格的な事業実施を目指しまして検討を進めておりまして、この平成２５年度はその前段として、まずモデル事業として実施したところでございます。具体的には、知的障がいのある方１名、高齢障がい支援室及び人事情報室での勤務を４週間行っていただきました。その結果といたしまして、障がい者ご本人も自信がつき、就労に対する意欲も高まったというふうに聞いております。来年度につきましても、今年度同様このモデル事業を継続し、平成２７年度からの実施につなげたいと思っておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

職場実習事業ということで、きのうちょっと西川議員が障がい者の就労という形で質問されておりましたので、そこでもご答弁いただいていたみたいなんですけど、非常にいいことだなあと思っております。

これは、今、障がい者自身は自信がついて非常によかったというふうにおっしゃっていましたけど、この事業を今回市独自で行っていくということで、部長が先ほどおっしゃった、職員の障がい者に対する理解を深めるという形でおっしゃっていましたけど、今回、高齢障がい支援室と人事情報室のほうにこの方が行かれたということで、職員の反応というか、理解が深まっていったのかということを、１点お伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

従前から、先ほど広森部長のほうから申し上げましたが、障がい者雇用率を達成しておるということから、職場の中で元気に障がい者の方働いていただいておるという環境もございます。さらに、今回こういうことをやりまして、さらに深まったものというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

この事業は、多分新聞に取り上げられて、私もちょっと見せていただいたのを覚えているんですけど、市の事業として何か議会にお示しをされたということはなかったように思うんです。これ非常にいい事業だなあと思うんですけど、これは、もう少し具体的にお聞きしますけど、今後モデル事業で２年間やられるということですけど、２７年から本格実施という形でお聞きしましたけど、雇用契約を結んで障がい者の就労という形にしていくのか、それとこのことによって市職員の障がい者雇用率のさらなるアップを見込もうとされているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

まず平成２７年度からの本格実施というふうに先ほど申し上げましたが、現在は実習ということで、雇用契約もございませんし、賃金もお支払いしておりませんが、２７年度からにつきましては、賃金をお支払いすると。雇用契約も結ぶというふうなことになろうかと思っております。

ただ、この２７年度からの本格実施の先に、その方を市の正規職員として雇用するかどうかということではなしに、一般企業も含めて就労につなげたいと。その中に市も当然入っておりますが、一旦臨時的雇用するから正規雇用につながるということではございません。

○議長（宮崎勝郎君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

わかりました。雇用契約を結んでいくということと、それからこの市役所を利用して障がい者が職場体験をし、それから自立に向けて、一般企業への就労に向けてつながっていくということで理

解をさせていただきました。

次に、社会的事業所についてお伺いをしたいと思います。

この平成２６年度一般会計の予算にこれは計上されておりまして、民生費３００万円が計上されておりますが、この社会的事業所というのは初めて聞く言葉なので、その定義について、どういった事業を展開されようとしているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

今回予算に計上いたしました社会的事業所でございますが、生活指導、あるいは健康管理等に配慮した環境のもとで、より通常の就労に近い形で働くことができる事業所で、地域に根差した障がい者の就労の促進並びに社会的・経済的な自立を図ることを目的とする事業所でございます。

なお、当事業の実施に当たりまして、事業名を「亀山市社会的事業所創業支援事業」というふうに名称をつけておりまして、社会福祉法人、またはＮＰＯ法人等が先ほど申し上げました社会的事業所を創業し、継続性のある事業を実施する場合に補助金を交付する制度と考えております。これは、人件費や備品購入費等を補助の対象経費としておりまして、先ほど議員言われた３００万円を予算として計上しておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

聞くところによると、これは県の行う事業みたいで、知事が先般、議会に来ていただいて研修を受けたときにも、障がい者のことを一生懸命取り組んでいくというふうにおっしゃっていました。そのことかなと思うんですけど、なかなか、作業能力はあっても対人関係や、健康上の理由などで一般企業に就労できないような障がい者を雇用していくというふうに聞いておりますが、２回目として、この雇用契約を結ぶ就労継続支援Ａ型って亀山市にありますよね。そことどういう違いがあるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

まず就労継続支援Ａ型という、簡単にご説明させていただきますと、Ａ型につきましても雇用契約は結びますが、継続的に就労することが可能な方を対象に、生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う就労型がＡ型でございますが、これは実際には短時間雇用ということで、雇用契約は結ぶものの、雇用保険等の対象外というふうな形で働いていただいております。

先ほど申し上げました社会的事業所、これは雇用保険等の対象となる雇用契約を結んでいくというふうなことで、その辺が大きく違うというところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

いずれにしても、新たな障がい者の雇用の場としてふえていくということは本当にありがたいことなので、すごい期待をするところですが、仕事内容というのが、どういった内容をやろうとされているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

予算計上する段階で、現在そういう事業を創業しようという事業所はございますが、まだ具体的に中身についてお聞きしておる状況ではございませんので、またわかり次第、何らかの形でご報告させていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

わかりました。

初めに言いましたように、障がい者の雇用実態調査でも、企業の中で障がい者を雇用するというのは、なかなか進んでいかない中で、こういった福祉的な事業所の中でどんどんやっぱり障がい者を雇用していただく、障がい者が社会参加をしていくというその土台がしっかりとでき上がっていくそのことを、やっぱり広めていくということは大事だと思いますし、社会全体で障がい者の方の理解を深めていけれるような、これは行政としてのさらなる努力をお願いしたいと思います。

次に、障害者優先調達推進法施行後の当市の現状についてお伺いをしたいと思います。

障がい者の自立を促進するために、障害者就労施設等から、施設が提供する物品等を優先的に利用していく努力をしなさいと、そういう法律がこの優先調達法だと思うんですけど、私、この２４年９月の議会で質問をいたしましたが、市は調達方針の策定と公表が義務づけられ、実績も公表しなければならないということでありました。平成２５年４月からこれは施行をされ、ほぼ１年たつわけですが、現在の状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

障害者優先調達推進法施行によります当市の現状でございますが、昨年４月実施ということでございましたが、詳細が入ってきましたのが随分おくれて入ってきましたので、当市の取り組みとしては、８月、９月ぐらいから実際には取り組みが始まった状況でございます。庁内的には、経営会議の場等でこの制度の周知を図ってまいったところでございます。

さらに、その上で調達可能な物品の調査ですね。どのようなものが、こういうことで対応可能かということを調査を行って、その結果を集約して、本年２６年１月でございますが、「亀山市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」、先ほど議員が言われましたものでございますが、方針を策定したところでございます。これにつきましては、実績については現在取りまとめておりますので、取りまとめが終わり次第、ホームページ上で公表してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

方針は策定をされて、ホームページのほうには今公表はされているんだと思いますが、実績についても多分４月には公表しなければならないということで、また教えていただきたいと思います。

今、経営会議のほうで周知を図っていただいたというふうにおっしゃってみえたんですが、それぞれの部局で、本当にその末端の職員までそれが浸透していくということが、私は非常に大事だと思うんですけど、全庁的なその働きかけについてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほど申し上げました経営会議で、まず各部局の部長に周知を図った上で、実際にその方針を作成するに当たりましては、個別に直取引みたいな形で、各部局の部長であったり、担当室長であったり、予算の中身を見ながら話をして、方針を策定したということですので、単に経営会議で周知を図ったということだけではございません。

○議長（宮崎勝郎君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

全庁的な働きかけはしていただいたという形で、理解をさせていただきます。

３回目としまして、公契約についても触れられております。法定障害者雇用率を満たしている事業所に配慮するという形で、この法律には記載をされております。

２４年９月の私の質問のときの答弁では、現時点では具体的な指針が示されていない。それからまた、現行の運用との整合性等も整理する必要がある。県、あるいは他の市町の状況も配慮しながら、本法の趣旨を含めて対処していきたいというふうにご答弁をいただきました。現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

神山財務部参事。

○財務部参事（神山光弘君登壇）

議員からのご質問にお答えさせていただきますが、２４年９月にこの法の趣旨にのっとってということで、ご質問をいただいておるということでございます。

その後、先ほど伊藤部長のほうからもお話しありましたように、具体的な指針等が来ましたのが、ことし４月、５月という結構遅い時期にあったということもありまして、公契約の中でどう生かすかというところをなんですが、現在の市の体制としては、先ほど申されました法定障害者雇用率のところについては、まだ加味をされておりません。ただ、現在としては、他市、近隣市等にもいろいろ情報交換をしながら進めてまいっておりますが、まだそこまで至っていないというのが現実とお聞きしております。今後におきましても他市町の状況を注視しながら、本法の趣旨を含めて研究していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮崎勝郎君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

亀山市はまだ、国のほうからおりてきたのが遅かったということもありましょうけど、まだしっかりとそれは近隣市町の状況も含めて調査していただいて、亀山市でできるようにまたお願いをしたいと思います。

次に移らせていただきます。

代読・代筆支援の充実についてお伺いをしたいと思います。

高齢化の進展に伴って、視覚障がい者のみならず、視力が低下した高齢者など、読み書きに支障がある人への支援の必要性が訴えられております。こういった読み書きに支障がある人への支援は、共生社会の実現に向けても重要な課題となっております。

そこで必要となるのが、目の不自由な人を対象とした代読・代筆などの読み書き支援の充実であります。例えば、金融機関や役所から送られてくる通知など、社会生活を送るために必要な書類などを受け取っても、目が不自由なために確認できないという事態に悩む人は少なくありません。

また、東日本大震災では、多くの被災者が避難生活を送る中で、避難所などに掲示された各種お知らせ等がみずから読めず、周囲に読んでくれる人もいなかったため、必要な救援物資を受け取れなかった高齢者や障がい者がいたとの指摘もあります。

国では、平成２３年７月に成立をした改正障害者基本法に読み書き支援サービスを行う人の養成、派遣を国や自治体に求める規定が盛り込まれ、さらに平成２５年４月に施行された障害者総合支援法の実施要綱に、自治体が行う支援の一つとして代読や代筆が明記をされました。今後、潜在的なニーズを含めて読み書きが困難な人への支援の必要性は一層高まると考えられますが、当市の代読・代筆支援の現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の意思疎通支援事業として位置づけられておりますが、地域生活支援事業とは市町村事業でありまして、障害者の日常生活、または社会生活を支援するために、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、福祉の増進を図るとともに、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

実際に亀山市で実施しておりますのは、代読に特化した事業はございませんが、意思疎通支援事業としまして、障害者コミュニケーション支援事業、これは聴覚障がいの方を対象にしました手話通訳や要約筆記者の派遣事業でございます。さらに、視覚障がい者の方への支援事業といたしましては、亀山市視覚障がい者等生活訓練事業としまして、自宅等に視覚障害生活訓練等指導員を派遣し、日常生活を在宅で行うための歩行訓練、点字訓練、その他視覚障がい者が在宅での生活に必要な技術に係るさまざまな種類の訓練を行うための事業を実施しております。

先ほど申し上げましたように、代読や代筆に関してだけの事業というのはございませんが、こういう事業は余り全国もまだ例がないようでございますが、先進事例などを研究して取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

地域生活支援事業に位置づけられていて、さまざまコミュニケーション事業とか、生活訓練とかというのはやられているというご答弁でありました。

私のもとに相談があったのが、年金の書類が送られてきた。その内容が、高齢者でおひとり暮らしの高齢者の方なんですけど、内容が理解できないという形でお電話をいただいて、私を信用してその書類を見せていただいたんだと、信用してくれたんだと思うんですけど、個人情報ですのでね。読ませていただいて、こういう手続をしたらいいんだよという形で、私もそのかかわりをさせていただいたんですけど、障がい者に限らず、高齢化も進んできております。それは、きのうの高齢者の質問、２名の議員がされたので、高齢化が進んでいるということは実態もしっかりとわかっておりますので、こういった形のきめ細かな支援というのは、私は非常に大事じゃないのかなと思います。

犯罪のない安全で安心なまちづくり条例というのが、今回この議会のほうに上程をされておりますが、振り込め詐欺とか、おれおれ詐欺とかという、高齢者、また障がい者がそういう犠牲になってしまうのを未然に防ぐためにも、そういったやっぱり代読・代筆というものの支援というのは、今後やっぱり亀山市でも取り組んでいく必要性は、私は十分にあるような形で思います。

２番目に移るんですけど、まずその代読・代筆支援にかかるまでの支援員さんの養成ということが私は大事じゃないかなというふうに思います。ただ単なるそのボランティアとかという形ではなくて、やっぱりプライバシーにかかわる問題ですので、きちっとしたこういう支援員さんを養成していくという必要性について、ご答弁を願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほども少し申し上げましたが、現在、亀山市におきましては、さまざまなこういう支援に関しましてボランティアの方々、例えば広報等の朗読ボランティアの方に活躍いただいております。

議員おっしゃられるように、代読・代筆の能力の向上ということだけではなしに、個人のプライバシーの保護についても重要な課題であるということは認識しております。ボランティアの方を養成していく中では、こういうことにも十分配慮した上で取り組みたいと思っておりますが、先般から申し上げております平成２６年度、新年度で策定いたします第４期亀山市障がい福祉計画、こういう中できちっと整理したいと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

障がい者の福祉計画の中に位置づけられるということで、理解をさせていただきました。まず位置づけて、そして先進地をしっかりと勉強していただいて、品川区なんかがやっているみたいなので、しっかりと勉強していっていただいて、本当に必要な人に支援が送られるような形づくりをぜひともお願いをしたいと思います。

それでは、窓口職員の研修については、当市では今この代読・代筆支援をしていないということ

なので、でき上がったときに、お伺いしたいと思います。

ヘルプカードの導入について、３番目に移らせていただきます。

障がいがある人には、みずから困ったと、なかなか伝えられない人がいます。支援が必要なのにコミュニケーションに障がいがあってそのことを伝えられない人、困っていることそのものを自覚していない人もいます。

一方で、地域の人からは、何かあったときどう支援したらいいかわからないとか、障がいのことがわからないとか、困っているのではと気にはなっているけれども、誰にその人のことを聞いたらよいのかわからないという声があります。こうした障がいのある人、障がい者を支援しようとしている人がつながることができるきっかけをつくるものがヘルプカードですが、このヘルプカードの導入についてのご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

ヘルプカードでございますが、これは東京都において独自に取り組みが行われているものと聞いております。緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されており、障がい者等が常に携帯し、いざという災害時や日常生活の中でお困りになったときに、周囲に自己の障がいへの理解や、支援を求めるためのものでございます。

障がい者の方につきましては、身体障害者手帳、あるいは療育手帳等をみずからの障がいを証明するためにお持ちいただいておりますが、特に聴覚障がい者の方、内部障がい者、あるいは知的障がい者の方など、障がい者とわからない方につきましては、ヘルプカードを用いることは、周囲に支援を求める際には、内容もわかりやすく有効であると考えておるところでございます。

ただ、ヘルプカードの実施につきましては、いろんなやり方があると思います。そこら辺のことにつきまして、もっともっと研究しながら、どういう形でできるか勉強したいと思っておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

部長が今東京都のほうでやっているという形で言われましたけど、さまざまな自治体で、東京都だけではなくて、福島でも埼玉でも和歌山でもやっておりますので、いろいろ先進地事例はあろうかと思います。

私、東京のほうから送っていただくつもりだったんですけど、ちょっと間に合わなくて、実物がお見せできないんですけど、少しパソコンから写し出したんですけど、小さなカードに障がいの特性や具体的な支援内容、緊急連絡先などを記入して本人が持ち歩くことで、私、一番の大事だなと思うのは、この災害時にはやっぱりこれは大事かなと思います。そういうところに使えるということで言われておりますので、しっかりと検討・研究していただきたいなと。

ただ、作成して配るだけではなくて、地域の皆さんにしっかりと障がい者のことを理解していただく、このヘルプカードを通して知るきっかけづくり、またこの普及によって子供たちにも理解を促すきっかけになる、私はツールになるんではないかと感じますので、まずはやっぱり勉強してい

ただいて、このヘルプカードの導入が進むことを希望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

８番　森　美和子議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定いたしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次にお諮りいたします。

質問はまだ終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

あす１３日は午前１０時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後　４時４５分　散会）

平成２６年３月１３日

亀山市議会定例会会議録（第５号）

●議事日程（第５号）

平成２６年３月１３日（木）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２１名）

１番	西川憲行君	２番	髙島　真君
３番	新　秀隆君	４番	尾崎邦洋君
５番	中﨑孝彦君	６番	豊田恵理君
７番	福沢美由紀君	８番	森　美和子君
９番	鈴木達夫君	１１番	伊藤彦太郎君
１２番	前田耕一君	１３番	中村嘉孝君
１４番	宮崎勝郎君	１５番	片岡武男君
１６番	宮村和典君	１７番	前田　稔君
１８番	服部孝規君	１９番	小坂直親君
２０番	竹井道男君	２１番	大井捷夫君
２２番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（１名）

１０番	岡本公秀君

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田　正君
企画総務部長	広森　繁君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	梅本公宏君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	稲垣勝也君
建設部長	三谷久夫君	医療センター事務局長	松井元郎君
危機管理局長	西口昌利君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者（兼）出納室長	西口美由紀君
消防長	渥美正行君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君

監　査　委　員	渡　部　　満　君	監査委員事務局長	栗　田　恵　吾　君
選挙管理委員会 事　務　局　長	井　上　友　市　君		

●事務局職員

事　務　局　長	浦　野　光　雄	書　　記	渡　邉　靖　文
書　　記	山　川　美　香	書　　記	髙　野　利　人

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（宮崎勝郎君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第５号により取り進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

４番　尾崎邦洋議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

おはようございます。

緑風会の尾崎です。

では、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、今回の一般質問では、消防力の充実・強化について、そのほかに企業活動の促進・雇用の創出について、新庁舎建設についての３つの質問をやらせていただきます。

順序の変更をさせていただいて、まず新庁舎建設についてから、やらせていただきたいと思います。

新庁舎建設について、現在の庁舎についてと新庁舎建設についての質問、これは関連しておりますので、一括して、順序が前後するかもわかりませんけど、質問させていただきます。

私は、新庁舎建設に賛成ですので、賛成者の立場でまず質問させていただきたいと思います。

市長にまずお聞きしたいのは、今の庁舎に満足しておられるのか、そうでないのか、イエス、ノーでお答えいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

４番　尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

尾崎議員のご質問にお答えをいたします。

現在の庁舎、大分年数がたっておりますので、不便なところ、あるいは機能面でもさまざまな課題はございますけれども、現状でしっかりと市民サービスやさまざまな行政サービスの展開に対応

できる状況であると考えておるところでございます。望むべき水準というのはいろいろありますので、イエスかノーかということをおっしゃられましたが、現状としては、しっかりそれが機能を果たすことができるという意味では満足しておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎邦洋議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

一応満足しておられるという回答ですけれども、私がいつもこの庁舎に出勤してきて、不便だとか非効率だと感じている点をお話しさせていただきたいと思います。

以前にもお話しさせていただいたことがありますが、庁舎前の駐車場、それと幼稚園跡の駐車場にしても、空きの駐車スペースというのが少ない上に、１台当たりの駐車するスペースも狭く、駐車するにも車を出すのにしても、とにかくかなり神経を使うし、また時にはドアを開くのもままならないこともあります。また、最悪のときには、満車状態で駐車する場所もなく、うろうろするようなこともありました。

また、本庁舎１カ所で用が足せないという不便さもあります。健康福祉部に用があれば、あいあいへ行かねばならず、上水道や下水道などに用があれば、関の支所に行くというぐあいに、用件の内容によっては、複数の場所へ移動しなければならないという不便さを抱えています。

また、職場環境といえば、職がわりになった机で山積み状態の書類に囲まれての事務作業、食堂はあるが、全員入り切れるスペースもなく、ほとんどの職員が事務机で食事をとらなくてはならないという非衛生的な食事の環境、古い庁舎を維持するためにかさむ補修の費用、庁舎間を移動するための時間と車の台数の無駄、そういったこと、ちょっと考えただけでも、私が考えるのにはこれだけ不都合な点が見えてきます。

そこでお聞きしたいのですが、市長が凍結されている新庁舎を、例えば建設すると決めてから、実際の完成するまでに要する年月がどれぐらい必要なのか教えていただきたいと思います。まずは建設場所の選定、用地の取得、コンサルタント期間、設計、建設、完成までというように、今までの経験を踏まえた上で具体的な内容別にお聞かせください。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

それでは、私のほうでお答えをさせていただきますけれども、平成２０年３月に亀山市新庁舎建設庁内検討委員会が策定をいたしました亀山市新庁舎建設基本構想（素案）におきましては、建設スケジュールとして基本構想の策定から完成までの間を８年必要といたしております。内容といたしましては、基本構想の素案策定に１年、基本構想及び基本計画の策定に２年、用地取得に２年、基本設計に１年、実施設計に１年、建設に２年、同時進行もできますことから８年となっております。

また、建設期間につきましては、建設場所の選定や用地取得については、計画どおりに進まない場合もあると考えております。

なお、事業手法にＰＦＩなどを取り入れた場合は、建設期間が異なってくると考えておるところ

でもございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎邦洋議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

ちょっと聞き方が悪かったかもわからないですけど、今の数字を足してみると８年でなく９年になるかと思うんですけど、ご答弁お願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほども申し上げましたけれども、同時進行が可能な分もございますので、用地交渉をしがてら基本計画を立てるとか、そういうことも含めて素案の作成では８年と。１年その間でダブる部分があるということで、８年とさせていただいておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、お聞きしたいのは、この庁舎を維持するために、過去３年ぐらいの間にどれぐらい補修費用、工事等がかかったか、お聞かせください。できたら年度別にお願いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

この庁舎の耐震補強工事と、平成２２年から２５年度における各年度別の修繕工事について、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

庁舎の耐震工事につきましては、事業費が９，８１７万７，０００円をかけまして、平成１８年度、１９年度の２カ年で実施をいたしたところでございます。また、庁舎の修繕工事費でございますが、平成２２年度はトイレ改修工事６５１万円ほか、１，７８５万７，０００円でございました。平成２３年度には、非常用発電装置のオーバーホール４３５万７，０００円のほか、合計で１，３３８万円でございます。平成２４年度には、雨漏りを防ぐための屋上改修工事が１，４８７万２，０００円のほか、合計で２，３４４万１，０００円でございます。平成２５年度は現在までのところ、老朽化による空調機、熱源機器更新工事が２，３１０万円のほか、合計で２，６０１万６，０００円でございます。平成２２年度から２５年度までの庁舎の修繕工事費の累計は８，０６９万５，０００円で、毎年約２，０００万円程度修繕にかけておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

このようにして、毎年、平均的にいいますと大体２，０００万円ぐらいの費用がかかっているわけなんですけれども、これを安いと見るのか、高いと見るのかは別ですけれども、私は新しい庁舎ができたときには、こういった費用はかかってこないと思うんですけれども、この先に凍結をやめて新庁舎建設に向かうといえども、決めた後でもまだ８年かかるということで、それだけの時間こ

の庁舎にお金をかけ続けていくのは、私はいいのかどうかというのは疑問に思います。

それでまず、市長はこれまで一貫して、在任中は新庁舎を凍結するということを話されてきておりますが、先ほど言いましたように、新庁舎建設を決めてから約８年かかるということなんですけれども、今現在でも調査・研究すら余りやられてないと思いますが、今後、凍結はされても検討されるご意思があるのかないのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在、新庁舎建設については、従来から考え方をお示しいたしてまいりましたが、凍結としていること、その方針は堅持をいたしてまいりました。したがいまして、この就任以来の５年間の中で調査・研究等々の指示はいたしてまいりませんでした。

今後でございますけれども、先般、私ども公共施設白書を議会並びに市民の皆様にお示しをさせていただきました。これは、庁舎を含め亀山市の公共施設全般にかかわる今後の更新の大体の概略をお示しさせていただいたもので、今後その更新には約６２３億円かかるという試算をいたしておるところでございます。その観点からも、これは大きな課題でございまして、今後におきまして、この庁舎も含め公共施設全体の、特にこの公共施設白書を基礎資料とした将来における本市の公共施設の適正配置につきましては、どのように考えていくのか検討する必要があるというふうに考えておりまして、その視点からも調査・研究はいたしてまいりたいというふうに現時点で考えておるものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

庁舎建設についての調査・研究を行っていくというふうに受けとめさせていただきます。

現在、庁舎建設の基金というのを積み立てておりますけれども、私の家を建てたときの話を述べさせていただきますと、庁舎とは違うとおっしゃられるかもわかりませんが、私の家は小・中と本当に古くて汚くて、何で建てかえないのだろうと思うぐらい恥ずかしかったです。ですから、小学校、中学校、同級生の生徒を家に呼ぶということはまずゼロでした。ですから、私が働き出したときに、この家を建てかえたいというふうに考えて、２７歳のときにローンを組んで建てかえました。新しくなった過ごしやすい環境の中で現在まで来ました。ローンは５０代の半ばぐらいでちょうど支払い終わったんですけど。また、私の友人は、家を建てかえずに貯金をしていました。建設資金ということで、定年前後のときに家を建てております。

私は、今考えてみると、友人のやり方と自分のやり方というのは、それぞれ違いますけれども、私は早くに家のローンを組んで建てて、新しい家に長く入れて便利だったというふうに考えております。ですから、市の庁舎にある程度不自由さとか不便さを持ちながら、このまま維持していくよりは、私は早く建てかえていただいたほうがいいのではないかというふうに思う次第です。

それで、なぜ新庁舎がいいかというと、今懸念されております東南海とかその辺の大地震が来ても、まずこの庁舎より１００％新築した庁舎のほうが強くなると思うし、またそのようにつくらなければならないと思っております。そして、もしかの災害発生時には、市の庁舎というのは、やっ

ぱり市民の命と財産を守る、昔の言葉で言えば本丸だと思います。また、復旧本部としての機能を十二分に発揮する場所にしなければいけないと思っております。また、平常時には、きれいになった明るい庁舎の中で、市民の皆さんから喜ばれるサービスを提供できるということは、私はすばらしいことだと思いますので、ぜひとも検討だけでなく、検討されました後は、できるだけ早い時期に庁舎建設に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

消防力の充実・強化についてということで、お聞きしたいと思います。

ことしの１月２８日の中日新聞に、「鈴鹿の刑法犯、県内最多」という表現で、亀山市と鈴鹿市の２０１３年の事件と事故、火災と救急出動の状況というのが記事になっておりました。その記事を見ますと、２０１３年の火災件数が４０件、これは亀山市内ですね、前年に比べて１６件もふえており、死者は１名で、前年に比べて２名減となっておりました。負傷者は４名と前年に比べて３名ふえておりました。２０１３年の火災件数が前年に比べて１６件もふえて４０件になっていたわけなんですが、その４０件の火災の中で、どのような原因の火災が多かったのか。また、季節ではどの季節に火災が多かったのか、お聞かせください。

○議長（宮崎勝郎君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

おはようございます。

平成２５年中の火災発生件数でございます。今議員にご紹介いただいたとおりでございますが、発生件数は４０件と前年に比較しまして１６件の増加でございました。種別といたしましては、建物火災が７件、林野火災が２件、車両火災が９件、その他の火災が２２件でございました。

一番多く火災が発生した時期につきましては、８月で８件発生しております。通常は春先の空気が乾燥する時期に多く発生いたしますが、昨年は８月に降雨量が極めて少なく、乾燥した日が続いたため、特に集中して火災が発生したものと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

その他の火災が一番多いということなんですけれども、建物火災とか、車両の火災とか、そういうのは除いて、その他の火災というのはどういう火災なのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。件数はいいですから、どのような内容がその他の火災に入っているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

その他の火災はどのようなものかというご質問でございます。

この大半は、農作業等のたき火や、枯れ草の焼却中の不注意から発生した火災が多数占めておるところでございました。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

その他の火災の中は、農作業等が多かったと。農作業中の火災のほうが多ければ、それはそれで件数に入れてもらわないと、なかなかちょっとその他の火災が一番多いということは、その中も示していただきたかったと思います。

また、１６件ふえて４０件になったというのは、当然、対策というのを打たれると思うんですけれども、当然、自分らの努力でなかなか火災の件数を減らすということはできないと思いますので、消防としてどのような対策、それが火災のないような啓蒙運動とかいろんなことがあると思うんですけれども、どういう対策を考えておられるのかと、また２０１４年の数値目標、４０件をさらに減らして２０件にするとか、そのような目標があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

先ほどご答弁をさせていただきましたとおり、農作業中の不注意からの火災が多くあったということを踏まえまして、昨年から広報かめやま、市ホームページを初め、鈴鹿農業協同組合広報紙等を活用した注意喚起とともに、消防本部及び消防団による防火パトロールなどの防火対策を実施してまいりました。ことしも枯れ草の焼却中の不注意を原因とする火災が発生しているため、火災の多い地区に対し、書面による注意喚起を既に行わせていただいたところでございます。そのほか、適時適切な防火パトロールも継続して実施しておるところございます。

お尋ねの目標ということでございますが、目標といたしましては火災ゼロのまちを目指して、今後とも火災の発生状況を的確に把握、分析し、臨機応変な防火対策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

そうですね、数値目標はゼロに、私もそうだと思います。細かにいろんな対策を打っていただいておりますので、ぜひこれが実を結ぶような活動にしていただきたいと思います。

それでは、次に救急についての質問に入らせていただきます。

先ほど言いました新聞の記事によりますと、２０１３年の救急の出動回数は２，１１４件ということで、前年に比べて１９１件ふえております。搬送者数は２，０６５人で、前年に比べて２０４人ふえていると。この原因として、高齢者の増加だと記載されておりました。私もそのとおりだと思います。

当市も今後ますます高齢化が進み、現在よりさらに救急出動回数や搬送者数もふえると思いますが、現在所有する救急車両の台数で対応できるのか、それともももう少し台数をふやさなければならないのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

平成２５年中の救急現状につきましては、議員ご紹介いただきましたとおり、救急の出動件数は２，１１４件、搬送人数は２，０６５人でございました。種別につきましては、急病が１，２７４件、一般的な負傷によるものが３５９件、交通事故によるものが２８９件、それ以外のその他の事案が１９２件ということで、前年に比べて１９１件増加するなど、件数的には右肩上がりの状況でございます。お尋ねの現在の救急車の状況ということでございますが、救急車の運用につきましては、平成２３年度から予備車両１台を含めまして４台を配備して、増加する救急需要に対応しているところであり、今後ともこれらの推移状況を分析しながら、救急体制の確立に向けた包括的な検証を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

現在、４台で対応しておられるというふうにお聞きしましたが、当然私も思いますのが、年寄りの家庭とか、１人の高齢者で住んでおられる家庭というのがどんどんふえております。夜間に病気というか、痛みとかいろんなことがあれば、当然不安になると思いますんで、そういったことをきめ細やかにやっていただきたいのと、消防車も頼んで、きょうのあす入るようなものではないと思いますんで、できれば早目早目に手を打っていただければというふうに思います。

そこで、次の３番目の救急ワークステーション、これについての質問に入らせていただきたいと思いますけれども、２６年度の施政予算編成方針の中で、年々増加傾向にある救急需要に対応するため、救急隊員の資質向上と医療機関との連携強化を目的に、試行中の救急ワークステーションの本格運用に向けた準備を進めるとともに、引き続き救急車の適正利用の啓発などを展開してまいるということに記載されておりましたが、それでは救急ワークステーションはいつから本格運用するのか、また救急ワークステーションとはどういうものなのかというのを簡単にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

まず、救急ワークステーションはどのようなものかということについて、ご答弁をさせていただきます。

救急ワークステーションは、救急隊員の知識、技術の向上を図り、質の高い救急サービスを市民に提供するため、消防本部と市立医療センターが連携し、派遣型救急ワークステーションの試行運用を昨年５月から毎週水曜日の午後１時から５時までの間で実施しております。

派遣型救急ワークステーションは、医療センターに救急隊１隊３名を派遣し、平常時は救急隊員の病院実習を行い、救急出動時には、救急隊員の教育を目的に必要に応じて医師が救急車に同乗し、救急隊の活動に対する指示、助言を行い、救急隊員の知識・技術の向上を図るものでございます。

試行運用から１年を経過する中で、救急隊員の知識・技術の向上及び医療機関との連携強化など、十分な効果が見られますことから、消防力充実強化プランにおける救急業務高度化の推進を図るという意味でも、新年度からの本格運用の準備を現在進めているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

医療センターのほうに３名、隊員を派遣してという話なんですけれども、これは決まった方ばかりなのか、それともももう少し幅を広げて違う班というか、そういう方も参加させているのか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

救急ワークステーションに派遣させていただいております隊員の構成というご質問でございます。

派遣隊員におきましては、救急救命士を中心としておりますが、救急業務は救急救命士１人で成り立つものではございません。よって、亀山消防署、関消防署、両署の救急に従事する職員を順次計画的に派遣をさせていただいて、全体的な教育の向上を図っているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、また次の質問なんですけれども、以前から救急車の適正利用ということを盛んに国や県や市においても以前から広報活動をやられて、行ってきておりますが、なかなか広報活動だけでは徹底されないとかいうようなこともありますし、先ほどお話ししたように、ひとり住まいの方というのは夜間やっぱり不安なことも多いだろうと思います。そういったことで、本当の適正利用をやられるための新たな取り組みというか、従前どおりのことを続けていくのか、その辺のところについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

救急車の適正利用の啓発につきましては、前年の救急出動の内容を分析し、その結果を見きわめつつ、毎年、救急車の適正利用啓発活動計画を作成した上で、啓発の方向を検討して実施しております。今年度におきましても、各公共施設や多数の市民が出入りする場所へののぼり旗の設置や、駅等での街頭広報を行い、応急手当ての方法を記載した冊子の配布等を初め、病気やけがの予防やかかりつけ医を持つ大切さなど、救急講習開催時等に直接訴えたところでございます。今後も救急出動内容を分析して、適切な広報活動を検討し、実施してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

消防救急室というのを新設したということにより、大体普通、新しい室とか部とかつくると当初は余り職員というのはふえないんですけど、組織ができると人がふえるというのが、大体当たり前のようだと思うんですけれども、消防救急室を新設して職員の増員をしていないのか、またどういった事務作業をやっているのか、簡単にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

新室のことについて、少し状況についてご答弁させていただきたいと思います。

消防本部では平成１６年４月に特殊災害・高度救急対策監を消防署組織内に配置し、複雑多様化する災害や高度化する救急業務への対応に努めてまいりました。しかしながら、この両対策監制度を発足して約１０年が経過し、火災件数につきましても、先ほどご答弁をさせていただいたとおり、昨年大幅に増加し、その内容は複雑多様化が進んでおります。また、救急件数につきましても年々増加の傾向にあり、年間出動が平成１６年の約１，５００件に対して昨年は２，０００件を超え、今後も救急需要は増加の一途をたどるものと予測されます。また、救急医療体制の変化に伴い、対応するべき諸制度も年々増加しているところでございます。

このような課題を解決するため、権限と責任を明確にして、消防・救急に関する企画調整及び消防職団員の安全管理等を徹底強化するために対策監制度を廃止し、消防本部内に消防救急室を設置するものでございます。よって、処理する事務につきましては、これらを含んだ内容を新たに規定するものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

続きまして、地域防災力の強化について質問したいと思いますけれども、昨年１２月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というのが施行されましたが、この法律の目的と内容について、簡単にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

申しわけございません。先ほど、ちょっと答弁が足りなかったかと思いますが、新室の要員につきましては、増員を伴うものではございません。現在の幹部等を配置がえする方向でございます。申しわけございませんでした。

ご質問の法律の概要についてでございます。

法律の概要でありますが、東日本大震災を契機として、地域防災力の重要性が増大していることから、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めております。基本的な施策としましては、消防団への加入の促進などの消防団の強化と、地域防災体制の強化の２本柱が示されております。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

ちょっと時間がなくなりそうなので、先に進みますけれども、亀山市における現在の消防団の状況と施策方針にある消防団の充実強化ということをうたわれておりますが、この内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

消防団の現状でございます。本市消防団の状況は、消防団員数は、平成２６年３月１日現在、条例定数４１５人に対して実員は４０６人となっております。定数に対する充足率でございますが、全国平均では９３％となっておりますが、それに比較して当市は９８％ということで高い数値を示しております。

また、消防団の充実強化についてでございますが、昨年策定しました消防力充実強化プランに基づき、入団年齢制限の撤廃、女性消防団員募集説明会の開催、消防団活動に対する事業所等の理解と協力を得る取り組みなどを積極的に推進しております。今後とも、この法律の趣旨を踏まえ、団員の確保、施設、装備の整備など、消防力充実強化プランに基づき、計画的に推進してまいります。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

先ほども話しましたように、昨年の１２月に消防団を中核とした地域防災力云々の法律が公布、施行されましたが、その時期に、消防庁次長から各都道府県知事宛てに消防組織法第３７条の規定に基づく助言として発出された通知を読ませていただいたんですけれども、その中の４項目めに、公務員の消防団員との兼職に関する特例として記載された内容を見ますと、地方公務員が消防団として活動することは、地域防災の推進を図る上で、地域の住民からの理解を得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の一層の理解、促進につながるものであり、新規採用職員の研修の一環として、年限を区切って入団をしている例、職員は基本的に全員が入団し、４０歳前後まで活動していく例など、さまざまな方法で取り組んでいただいているところというような記述がありました。

この記述に基づいての質問ですけれども、現在、他の市町ではこのような取り組みをやられているところもあるというふうなことが記載されているんですけれども、現在、亀山市の職員の方で消防団に入っている方は何名ぐらいおられるのか。また、その中で４０歳までの方は何名いるのか、人数と対象人数に占める割合をお聞かせください。

○議長（宮崎勝郎君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

市職員の入団状況でございますが、職員５８１人に対して、約６％に当たる３２人が入団しており、そのうち４０歳以内の状況につきましては、職員３１０人に対して約６％に当たる１８人となっております。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

これを多いととるのか少ないととるのかは人さまざまですけど、私は非常に低いと思います。また、この消防庁次長からの通知の内容からすると、以前から新規採用職員の研修の一環として、年

限を区切ってやられているような市町があるというふうに記載されておりますが、亀山市は今までにこのような取り組みを検討したり、また、新規の職員等につきまして、消防団に入団するような勧奨というのを行ったことがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

新規採用職員の入団につきましては、さきに申し上げました女性消防団員募集説明会について、関係部署と連携して、新規採用職員も対象としたところでございます。また、各分団においても入団の働きかけを行っていただいておりまして、今年度、新規採用者のうち２名が入団したところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

これは分団が行ったのか、また市として行って、結果として２名入られたのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

先ほどご答弁をさせていただきました新規採用者のうちの２名の入団につきましては、分団の働きかけによるものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、よその市町では４０歳までは全員とか、そういうことをやられている事例がありますけど、亀山市として今後こういったことにどのように取り組んでいくのか。また、そういった方向性についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

地域防災の推進を図る上で、職員みずからが防災意識を高め、今後地域防災力の一翼を担わせるという観点から、防災研修等につきましては非常に重要であるというふうに認識をいたしております。

現在、新規採用職員につきましては、新規採用職員研修の中で救急法の講習会に参加をして、応急手当て等の救急法を身につけているところでございますけれども、この２６年度の新規採用職員の研修から、さらに消防職員によります防災講義や消防訓練等、地域防災意識を高めるための研修メニューを加えることを考えてございます。

なお、新規採用職員の消防団への加入につきましては、従来どおり消防本部のほうで対応させていただく考え方でございまして、その中で一人でも多くの入団希望者がふえればというふうに願っ

ているところでもございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

救急法の勉強とか、また消防操法というんですか、何日ぐらいかけてやられるつもりなのか、例えば、１日のうちで２時間ぐらい講習して終わりなのか、なかなか耳で聞くのと身体が動くというのは、実態は違うと思うんですけれども、その辺のところはどのように考えておられるのか、最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

消防のこういった研修につきましては、一連の研修メニューの中で実施をさせていただいております。消防のほうでは多分１日というふうに考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

どこの会社や亀山市も同じなんですけど、入社して間もないときにいろんなことを詰め込んでも、なかなか入るものではないと思います。ということで、防災という観点から、やっぱりある程度、数カ月たったときに消防のほうへ再研修みたいな形で、少なくとも３日や４日はそういった訓練をやっていいただくことにより、規律性とか、何かあったときのお役に立つというふうに感じますので、ぜひそのようなことも検討していただきたいと思います。

先ほどから、消防力の強化とか、そういったことについて、いろんな問題点についてお話しして、お聞きしてきたんですけれども、消防力の充実や強化に向けて、新年度からスタートするんですけれども、消防長のほうから、まず新年度に向けてのお考えというか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

時間が押しておりますけれども、ご指名でございますので、まずもって、尾崎議員、消防力について深くご理解いただいて、ご提起いただいていることにまず御礼を申し上げます。

私が申し上げるまでもなく、この消防を取り巻く情勢というのは年々大きく変化をしておりますし、本市の消防需要というのも大きく変わっております。右肩上がりで上昇しておると。今後もその情勢というのは変わらないだろうと、このように考えております。

尾崎議員の新年度に向かってどう考えておるかということでありますけれども、消防としての道筋、その方向性というのは明確でございます。喫緊の課題は、２０号議案を可決いただいた後の話でありますけれども、北東分署の建設、そしてデジタル化整備の２大事業を確実になし遂げるということであります。

そして２つ目は、全ての日常的な消防活動をきっちりとなし遂げて、市民の皆さん方に目に見え

る活動としてご評価いただけるような実践をしていくことだと考えております。

その具体的なビジョンについては、先ほど消防次長が申しましたですけれども、昨年度、２４年度に消防士たちが研究して、２年かけてつくり上げた消防力充実強化プラン、これをいかに実践していくか、このことに尽きようかと考えております。

この中身を尾崎議員もごらんいただいたと思いますけれども、至るところに泥がついております。私はあえて泥と表現させていただきますが、これは現場で汗水流して働いている消防士たちが、自分たちの目線で考えた活動の指針であります。どうかその点を皆さん方にもご理解をいただければと、このように思います。

組織としては今後どうしていくか、このビジョンを、プランを着実に実践をしていく。そして必ず検証をし、総括をする。それを市民の皆さん方にもお示しをする。これが究極的に我々が今使命・目標に掲げております市民の期待と信頼に応える消防のあるべき姿だろうと、このように考えております。そうしますと、必ずや近い将来、小さくとも自治体消防の今の形態の中でも、亀山消防が光り輝くときである、このように考えているところでございます。

ちなみに、今春５名の職員が採用されます。過去１０年考えてみますと、３０名ちょうど採用いただくわけであります。３０名といいますと、今の消防の現員数からすると３７.５％でありますが、着実に人はかわっております。芽も出始めております。これは、非常備の消防団であってもしかりであります。この５年間の間に１２４名の団員の皆さん方、交代をいただいております。３０％に及びます。私は、亀山市の消防の各機関は、新たな体制の中でしっかり育まれるものと強く信じております。以上です。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

企業活動の促進・雇用の創出について、過去３年間に企業誘致を進めた件数と、トップセールスをやられた件数だけをお聞かせください。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

企業活動への働きかけということでございますけれども、企業活動の働きかけにつきましては、企業からの問い合わせはもとより、広域的なネットワークである県、産業団地の業者ともども一体となって取り組んでおるものでございます。この３年間の具体的な交渉件数としましては、おおよそ２０社程度の企業に対応させていただいております。

そのうち、トップセールスということでございますけれども、企業側の検討段階を踏まえた中で、数社、市長みずからがトップセールスとして行い、また中には複数回面談させていただいておる件数でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

大分数字が具体的なものでありがたいと思うんですけれども、ありがとうございます、本当に。

○議長（宮崎勝郎君）

４番　尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時５５分　休憩）

（午前１１時０５分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２０番　竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。答弁につきましてもよろしくお願いをします。

最初に、組織の検証について３点質問をさせていただきます。

まず１点目に、２層管理体制についてお尋ねをいたします。

この部・室制については平成１８年度から移行して、２２年度、２５年度に改正がされております。２５年度の改正では、さらなる組織マネジメントの機能の強化、それから事務効率化を図るということで４月に改正をされましたが、その中で組織マネジメント機能の強化というところでは、部内局の増設による２層管理体制の強化をするということで、初めて部長と局長という管理体制が生まれました。ほぼ１年が経過をするわけですが、この２層管理体制、うまくいったのかどうか、どのようにこの管理体制を評価されておるのか、まず確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

２０番　竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

昨年４月に部長、局長によります２層管理体制を構築したことによりまして、組織的にはより横断的かつきめ細やかな運営が可能となったものと認識をしております。

また、総合計画の後期基本計画におけます戦略プロジェクトにおきましても、局長がプロジェクトリーダーを務めていただきまして、部局内の中で十分に議論を深めていただき、ボトムアップ型によります施策立案がなされているものというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、２層管理体制の構築から１年が経過しようとするところでございますので、引き続きしっかりとこの２層管理体制の検証を続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

１年を過ぎたところですので、まだまだ、いい点悪い点あるのかもしれませんが、今の話ですと横断的にきめ細かくやれたというふうなことでございました。

ただ、局長制というところで少し確認をさせてほしいと思いますが、局長というのは等級でいえ

ば７級ということで、部長、局長同じ級に位置づけてあります。部長と局長との関係ということで、直接的な関係ということではなかったんですが、６月定例会で子ども総合センターの管理体制のところで、ここはセンター長ですけれども、部長と局長とどんな関係なんだという質問をさせていただきました。そのときの答弁では、部長は局長業務には通常は介入しないと。特に重要な案件があった場合は、双方で議論をして決定をしていくというふうな答弁だったと思います。ですから、通常はそれぞれが機能しているということですよね。

ただ、そうはいうものの、一番重要な経営会議は部長しか出席できないと。これも改正当時そういうふうになっておりまして、局長はどうするんだということになると、部長会議でそこは意思伝達をしていくんだと。これはたしか私も質問したと思いますけど、部長と局長の伝達方法が異なると、トップからの、そういうことも局長制になって変わってきました。

そうなると、経営会議に参加できないということは、部長と局長の業務は基本的には変わらないといいながらも、やっぱりこれは上下関係というか、部長の支配下にあるんじゃないかという気もするわけです。そうなると、今、横断的というふうにおっしゃいましたけれども、部内での意思決定や議論のあり方は、そういう意味からいけば上下になってしまう、支配下にある。ただ、６月の答弁では独立しているんだとおっしゃる。そういう若干ずれがある中で、本当に、部長と局長の業務の管理というのはうまく機能しているのかどうか。管理というところでもう一度確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

部長、局長の業務管理でございますけれども、議員ご指摘のとおり、基本的にはそれぞれの権限において部局を管理いたしております。部長は局に属さない室のマネジメントを行っておりまして、局長は局に属する室のマネジメントを行っております。

しかしながら、事務分掌規則におきまして、局長の直近上位の職員に当たりますのは部長でございます。したがいまして、当然、重要案件の意思決定については部長マネジメントにより進めているところでございます。少し具体的に申し上げますと、危機管理局につきましては、私の企画総務部の部内局というところでございます。危機管理局におけます通常業務については局長がマネジメントをしておりますので、私は控えておりますけども、施策にかかわる案件につきましては逐一私のほうに報告を受けておりまして、指示もいたしているところでございます。現在のところ、業務管理につきましては支障なく、うまく機能しているというふうに考えております。

いずれにいたしましても、先ほどと同じようにまだ１年ということでございますので、検証についてはもう少し時間をかけて行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

先ほども言いましたけれども、部長と局長は、今答弁にありますように独立しているんですね。一応形上は独立をしているんだと。そういいながら、何かあれば部長のもとなんだとおっしゃる。ところが、部長は部長配下の室長を面倒見ていて、局長は局長配下の室長の面倒を見るんですと。

これも質問しましたけれども、局長配下の室長は直接部長に行けない仕組みだというふうに答弁されているんです。それはもう６月も答弁されましたのでね。だから、局長配下の室長が直接部長に話はできない、局長のところを通さないとだめだと。そうすると、これは２層じゃなくて完全部長制と一緒じゃないかというふうな疑問が出てくる。ところが、経営会議になると局長は除外されて部長だけがそこへ出ている。だから、二重にそこは支配体制なんですね。部長下にあると。でも、部長は自分の管理のところしか見ない。今、くしくも企画総務部長おっしゃいましたように、通常は危機管理に全部任せてある。何かあったときは私が面倒見る。市民部もそうだろうし、福祉部もそうだろうし、そうなると、部長の役割って何なんだろうかと思いたくなってくる。

そういう意味で、２層管理体制をつくられて、局長をつくって、事務をさらに効率化されるとおっしゃいましたけれども、２５年度の改正目的の一つである組織のスリム化というのがあるんです。これ、よく考えると部を減らして局にした、だから部が減っただけというふうに思わざるを得ない。１８年度１０部５７室、２２年度１５部１局５６室、２５年度１０部５局５０室と。ということは、２５年度足せば１５部ですので、単純に。１５部局、何も減っていない。部を減らしたことをスリム化っておっしゃっていますけど、２５年度の目的の一つである組織のスリム化というのはこういうことなのかどうか、本当にスリム化というのはできたのか、確認したいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

平成２６年度の組織体制は、平成２２年度と比較をいたしますと１部局４室の減少となるところでございまして、徐々にではございますが組織はスリム化してきているものという認識でございます。

しかしながら、２６年度から実施をいたします限定特定行政庁の事務など、権限移譲に伴いまして増加する業務も多々ございますことから、急激に組織のスリム化を進めますことは困難であるものというような考え方でもございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

そもそも部・室制をつくるときに、私は前からもっと課を大きくしたらどうだという、随分前から言っています。そうすると、当時、今井市長のときだったと思うんですけど、大課制というふうによく言われました。そんなに大きいものをつくっても回らないんだとおっしゃって。それが、勢い１８年に部というのができ上がって、ちょっとコンパクトになってきたと。要するに課をもうちょっとコンパクトにして部ができてきたと。だから、そこに室もコンパクトにすればいいものが、室の数がどんどんふえれば、結局はやはり、二重に考えていくと縦割りはどんどん広がっていくような気がしてしようがないんですよね。何で室をもっとくっつけないんだろうかという思いもあるので、本当にスリム化の方向性に行っているんだろうか、それだったらもう課・係でも一緒じゃないか、部と室を課と係に変えても何ら変わらない組織形態にどうもなりつつあるんではないかということで、まず聞かせていただきます。

次に２点目に、そうなると、部とか室に配置する人事の関係、それからそこに配置する人材育成

について、２点目に確認をさせていただきます。

現在は１０部５局５０室ですので、単純に言えば部、局、室長ということで６５人の数になってしまいます。現在の職員数は５８１人になっております。条例定数よりちょっと少ないので５８１人で、単純にこの６５人を割り返すと、管理職の数は１１％。これは全体ですので、市長部局で見ますと、市長部局の職員数が、病院は除きます。そうすると３３５人、そのうち部長、局長が１２人、室長３９人の５１人ですので、これ割り返しますと１５％の管理職がいらっしゃることになる。今、この市長部局の中での管理職の職員の割合１５％、これは適正水準なのかどうか。多いのか少ないのか、いや、これぐらいがちょうど適正なんだということなのか、確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

市長部局におけます管理職数の比較でございますが、管理職数が全体の職員数の１５％を占めておりますことにつきましては、一般的には高い水準にあるものという認識でございます。これにつきましては、人口５万人といったことで市の中では比較的小さい市であることだとか、１８年４月にこれまでの課・係制から部・室制へ変更したことによるものでございます。

部・室制が目指した組織は、フラットでスピーディーかつ効率的な組織でございまして、これを実現するため、従来の組織より管理職が増加したものという認識をいたしているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

フラットでスピーディーといいながら、管理職がふえるというのも不思議だなと。僕は要するに組織と人の話をさせてもらおうと思って、今まで組織の話をさせてもらいました。そこに当て込む人の話、通常スリム化ということになれば、組織の数も減ってくる。だから、当然管理職の数も減るというふうな印象なんですが、今のご答弁だと、フラットでスピーディーにするために人をふやしたんだということになると、スリム化にはなっていないような認識を持つんです。

そうなりますと、次に７級というところと、５、６というところで質問をさせてほしいと思います。

７級というのは部長、局長、それからさらに困難な業務を分掌する参事ということで位置づけがされております。予算書の資料にも、部長級の７級職の数が明記されておりまして、１５名というふうに書いてあります。そうなると、単純に見ると部局長数と同じ数字ですので、７級と部長、局長は同じ数字で１５人なのかなというふうに思います。

私が疑問に思いますのは、７級に昇級して、それから部長になるものなのか、部長に昇級したときに７級という位置づけになるのかというふうな考え方です。私たちの民間ですと、７級に上がってから部長につくわけですけれども、これは後で質問させてもらいますけれども、役所のやり方がよくわからなかったんで、多分部長になったときに７級になるのかなと、だから数も合うのかなというふうな印象を持っております。

そうなりますと、ひょっとして年度途中に何かあって部長をかえようか、新たにつけようといっ

たときにですね、もう６級からしか上げられないというふうになるわけですね。７級には幅がないわけですから。そういう人材配置でいいのかなということから、改めて、ちょっとこれ私が勝手に１５で１５かと言ってますので、７級の職員数と部長、局長級の人数について確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

７級の職員数につきましては、医療センターの職員を除きますと１７人でありまして、対しまして参事を除きます部長級職員につきましては１５人でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

ほぼイコールということで。

次もありますので、入らせていただきます。

次に、室長についても同様な質問をさせていただこうと思います。

ただ、室長に関しては少し人事配置が異なっておりまして、６級の方と５級の方で、２階層で構成されている。これも級のところの決め事を読みますと、６級は困難な業務を分掌する室長、５級はただの室長と。若干表現が違うと。ただ、５級のところを見ると、そこには室長だけではなく主幹の方もいらっしゃいますので、５、６という混在であり、さらに５級では室長、主幹が混在をすると、この辺が複雑になっております。

改正時は、先ほども申し上げましたように、室長に一定の決裁権を持たせることによって意思決定のスピードを図る。また、人材の生きる組織にしたいということで、この部・室制がスタートしてきたと。改めて、５が混在しておりますので、６級職の人数と室長の人数について確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

６級の職員数につきましては、保育所、幼稚園の園長、医療センターの職員を除きますと４４人でございまして、対しまして副参事だとか館長、専門監を除きます室長級職員につきましては３９人でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

５人ほどですが、専門監とかほかの方がいらっしゃるので、これもほぼ室長の数と６級、当然こうなるんだろうと思うんですけど、そういうふうなことで確認をさせてもらいます。

１点だけ、今度は人数の問題ではなくて組織の検証ですので、６級の室長と５級の室長では、先ほど言いましたが、６級の方は困難な業務を分掌する、５級はただ室長と書いてある。そうなりますと、６級の室長にはより高い管理能力というものが求められているんではないかなと思うんです。

そうなりますと、室長としてどう評価をしていくんだろうかと。簡単に言えば、この室とこの室は、より困難な業務をする室と普通にこなす室があるのか、そんなことありませんよね。組織的にはないわけです。そうなると、そこに配置された室長がその室で何をするのかということまできちっと部長が管理しているんだろうかと。いや、同じ室長ですよとはならないですね。多分役所のやり方だと。室長でも２つあるわけですので、より困難な業務をする室長と、ただの室長と呼ばれる方と、どう６級、５級、混在する室長の評価を今されているのか、その確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

主幹から昇任をしました室長はまず５級に位置づけられます。ここで２年間室長を務めた後に、職員選考試験委員会の選考をもって６級に昇格いたします。６級に昇格いたしました室長は、困難な業務を分掌する室長として部長のサポートを行い、次期部長としての経験を積み重ねていくものでございます。

しかしながら、５級の室長につきましては、せっかく昇任をいたしましても主幹同様の５級に位置づけられますことから、若干ではございますけれどもモチベーションが上がらないといった課題が見受けられるところでもございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

今、６級のところで部長のサポートを行う、それから次期部長候補というふうな答弁がありました。それが確認ができましたので、次の質問に入りたいと思います。

ただ、今の７級の数と部長の数、６級の数と部長の数を見れば、大体役職がついてその級に位置づけられるような印象のやり方を役所はされております。そうなりますと、さっき部長候補とおっしゃいましたが、部長が定年でやめない限りポストはあかないんですね、部長ポストというのは。それか部長の数をふやすしかない。これはずっと１５部局ですので、例えば２０部にふやせば５人が枠に入ると。そうなるとスリム化には逆行してしまう。でも、部長が定年になった数しか上がらないということは、どれだけ能力があってもその数の室長、６級からしか登用できないというふうになってしまう。さらに、６級登用のところは５級が２年過ぎれば６に上がりますので、今度６に滞留が始まってしまうと。６の人が何年いても、ずっとそれは７級の能力がないんだということになってくるということですね、定年がない限りは。定年ゼロの年が出れば、誰も部長には上がらないということです。

そういうことが気になったんで、今のやり方では本当に、部長候補だとおっしゃいますけれども、３９人、４０人かおるわけですけど。自分が６０歳になる間に本当に部長になるチャンスがどんだけあるんだろうかと思う人もいるわけですね。要するにモチベーションということを言われました。そうなると、私が勤めていた会社なんかでは、逆に能力の査定をして、等級に位置づけてしまって、その中から部長になる人と、ただの、今の役所ですと参事ということになるわけですね、特命を受けるというか。だから、常に入れかえができる、何かあればね。それは多分今の役所のやり方でできないんだろうと思うんですけど。でも、少しそんなふうな考え方を入れないと、本当に能力のあ

る６級の人を７級に登用しようとしても、７級の人の定年の数を数えながらやるという今のやり方で本当にいいんだろうかという疑問があるんです。

そうなりますと、たまたま最近の新聞ニュースで、私も調べたんですけど、よくわからないんですが、地方公務員法の改正が閣議決定されたということで、能力と実績に基づく人事管理をしていくんだと、能力評価、業績評価による人事管理をやると。能力評価というのは、今言いましたようにどの等級に位置づけるかが能力評価だし、業績評価というのは与えた仕事をこなしたかどうかというのが業績評価。だから、２面性で人間を評価していく。そういう制度を今後役所にも入れようというふうになってくると、今のやり方では人事の硬直が起きないのかなというふうに思うんですが、改めて将来の人材の育成を行うためのやり方ですね、人事評価を今入れようとされておりますけれども、将来の部長候補、本当に部長に上がるという、６級の滞留のところから、あり余る能力のある人材が、定年されないことには登用できないという今の仕組み、ある意味資格制度的な、要するに参事か何かに位置づけて、少し人材幅を持たせるような考え方がないのかどうか、確認させていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

部長級に昇任試験によります資格制度を導入して、現在の７級の部長級職員に加えて、部長級の資格を有する職員、例えば参事ということでございますが、部内に配置をして、現在よりも弾力性を持たせた人員配置ができないかとのご主旨かというふうに存じます。確かに議員ご指摘のとおり、部内に部長級の資格を持つ職員を配置することは職員の人材育成につながることはもちろんでございますけれども、組織の幅も広がるというふうに存じます。

しかしながら、職員定数の問題等もございます。こういったことを勘案いたしますと、部長級の資格を有する職員を部長以外に配置いたしますことは、現在のところ困難な状況にございます。引き続き、職員の人材育成と組織の活性化につきましては、さまざまな観点から検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

民間では資格制度ということで、まずは能力をはかり、それから役職に任用していくという。これは今後多分、今の地方公務員制度がどう変わるかわからないですけど、やっぱり業績評価、能力評価が入ってくれば、部長級の人がごろごろいて、要はスリム化という問題は部を減らせばいいわけですよね。そのかわり特命的に室長を束ねる人であったり、さまざまな仕事をさせてスペシャリストとして育てていく。そうでないと、多分部の数が固定されたら、減らそうとしても減らせなくなってしまう。そのかわり、室長をどんどんふやしているという。もう少しスリム化の組織のためには、特命やスポット的にきちっと仕事のできる、そんな人材育成があって初めて部長としての管理能力を問われてくると、その辺は今後ぜひ検討してほしいと思います。

次に、大きな３点目、子ども総合センターの運営について確認をさせていただきます。

子ども総合センターも、１７年に子ども総合支援室がスタートして８年が経過をしました。こう

いう小さいまちでは珍しいわけですが、臨床心理士を配置をして、ゼロ歳から１８歳まで途切れのない相談体制を構築してきました。その結果、子育て支援の亀山モデルというふうな形まで充実をしたものになってまいりました。組織的にも、今年度は部長級のセンター長も配置をしてより充実した組織体制になったところです。６月の定例会でも、専門監の役割を聞いて、専門コーディネーターということで、そういう特殊な業務だという答弁もいただきました。

ただ、残念なことに、この臨床心理士であります専門監がもう退職をされるということで、４月から新しい臨床心理士、今、採用中とは聞いておりますが、採用ができれば、新しい臨床心理士のもとで新しい体制になってしまう。ある意味、これはちょっと私の言い過ぎかもしれませんが、今の専門監を中心に子供相談体制というのはつくられてきたというふうな気もしておりますが、今の専門監である臨床心理士の退職によって今後の事業の推進には影響は出ないのか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子ども総合センターは、前身である平成１７年度設置の子ども総合支援室において、これまで専門監を軸に、多様化するニーズに対応するため、室の枠組みを超えて関係機関と連携し、相談支援体制をつくり上げてまいりました。議員言っていただきましたように、このことは全国でも先駆的な珍しい取り組みとして高く評価され、現在に至っていると認識をしております。

臨床心理士であります専門監の主な業務といたしまして、子供や保護者の特性の把握、活用できる法律や制度の判断、機関との連携の３つがあると考えております。今回、臨床心理士が退職いたしますが、これまで培ってまいりました他の専門職員の知識や技能も最大限生かしまして、組織力で業務を推進してまいりたいと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

一度大分前に教民委員会で専門監に来ていただいて、私も質問したことがあります。専門監を軸に回っていくのかと質問をしたら、いや、そうじゃないんだと、今おっしゃったように組織全体を強化をしていくと。ただし、その中核にある専門監がそれを育てないことには、やっぱりそこを軸に回ってきている。それで質問させてもらいました。

気になるのは、今、採用募集が１２月にホームページでされておりましたので、その辺が確保できたのかどうか。確保できないとこれは大変なことになりますので、４月以降、確保できる体制なのかどうかということと、やはり、今の専門監の考え方によって構築されてきたものも結構あると思うんです。それが急に新しい臨床心理士にかわったときにうまく機能していくものだろうか。臨床心理士によって変わっていくものがあるのかどうかという不安もあるんですが、それは臨床心理士がかわっても何ら影響を及ぼすことなくこの業務が推進されていくのかどうか。ですから、臨床心理士の採用の状況と、臨床心理士の業務がこれまでどおりきちっとやっていかれるのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

まず、採用の状況でございます。

子ども総合センター専門監の臨床心理士から、本年３月末日をもって市を退職したい旨の退職願が提出されましたので、これを受理し、新たに１人の臨床心理士の募集を行ったところでございます。この結果、全国より多数の応募をいただきまして、去る３月２日に２次試験の面接試験を実施をいたしまして、現在、最終の選考を行っている状況にございます。こういったことから、本年４月１日には新たな臨床心理士を任用できるものというふうに考えてございます。

○議長（宮崎勝郎君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

新たな臨床心理士との引き継ぎにつきましては、現在の非常勤の心理相談員とともに相談をしながら実務を行うことで業務は遂行できるものと考えております。また一方で、これまで専門監が軸となって行ってまいりました相談支援の総合的なコーディネートにつきましては、新しい臨床心理士を中心に、大きな問題なく進めていけるものと考えております。ただ、これまでのシステムについては、若干の見直しを図る必要があると考えております。

今回の臨床心理士の新たな採用を契機といたしまして、９年間で蓄積しました個々の職員の力を結集させ、最大限の力を発揮できるよう組織力を高めるとともに、また、新しい発想も取り入れ、さらなる充実を目指してまいりたいと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

子ども総合センター自体が全国でも珍しいということで、ここまで充実をしてきた。その核となった臨床心理士がいなくなることで、若干の、一瞬穴があくのかもしれませんが、組織力でとおっしゃいましたけれども、それが十二分に発揮できる、ただ、専門監は専門ですけど、職員はどんどんかわっていきますので、そこはやっぱりきっちり仕組みとして今後運営できるように、また後でこれは今後確認はさせていただこうと思います。

それから、大きな２点目に入らせていただきます。

健康都市の取り組みについて、３点お尋ねをします。

最初に、健康都市とはどのようなまちを目指すのかについてお尋ねをします。

これは第１次の地域医療再構築プランに健康都市連合への加盟が上げてありました。２２年の７月に、亀山市は三重県の自治体として初めて健康都市連合に加盟をしたということでございます。今、４年余りたつわけですが、余り健康都市連合としての報告はないように思いますが、市民の方が総会に参加したぐらいは聞いておりますけれども、余り具体的に見えておりませんが、改めて健康都市とはどのようなまちを目指すことでこのようなものに加盟をされたのか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

竹井議員のご質問にお答えをいたします。

この健康都市につきましては、ＷＨＯ、世界保健機関が提唱いたしております、健康を個人の責任のみとして捉えるのではなくて、都市の環境そのものを健康にしようとする考え方に賛同をいたしまして、本市は平成２２年７月に健康都市連合及び同日本支部に加盟をいたしたところでございます。

これが目指すものでございますけれども、健康を重視する都市政策を持つということ、その中で健康を支える環境を整える、あるいはコミュニティの活動を強化していく、そして個人の健康づくりの意識や実践が可能な限り高まっていくということが、健康文化と呼んでおりますけれども、そこを熟成させていくというものが大事であるというふうに考えております。５万市民が協調して幸福に暮らせる都市環境とか、コミュニティ環境とか、こういう構築を目指そうとするものでございまして、それはまちの持続可能性や市民のクオリティー・オブ・ライフにつながるものというふうに考えておるものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

健康を重要視した都市政策というふうな、それから個人ではなくて全体的な都市づくりなんだというふうなことだと思うんですが。それで２点目の市民の健康づくり、そういう視点で昨年の１０月に会派で兵庫県の豊岡というところへ視察に行ってきました。ここの首長さんはスマートウエルネス首長会に参加をされて、聞いたお話では、今、市長がおっしゃったように健康政策ではなくて、健康まちづくり政策、要するにまちづくりと健康とをくっつけた政策に転換を図っていきたいという、まさしく健康都市だと思うんですが。その中で聞きなれないポピュレーション・アプローチというふうな手法をおっしゃってました。これは疾病がある方を対象とするんではなくて、市民全体が健康へのリスクを下げる、そういうことに対して科学的な根拠に基づいて都市のあり方も含めた政策を展開するんだと。そういうことから、ここのまちでは歩いて暮らすまちづくり条例というものをつくられた。要は遊歩道というんですかね、散歩道をいろいろ整備をしながら、歩く中で一つの健康づくりを進めようかというふうなことも取り組むこととされておりました。

今回、今、第２次地域医療再構築プランが策定中、４月から実施をされるわけですが、それを読ませていただいても、余りまちづくりを含んだような形での政策の視点がないように感じるんです。健康と、先ほど市長の答弁にあった、都市環境を組み合わせた取り組みが、健康都市という亀山には求められると思いますけれども、その辺の考え方を改めて確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

当市の取り組みといたしまして、平成２４年度から市民の健康を支える体制を充実するため、川崎地区や昼生地区まちづくり協議会において、健康づくり応援隊養成講座の取り組みにより、モデル的な展開を図っておるところでございます。

この健康づくり応援隊養成講座でございますが、健康づくり活動を地域に根づかせるため、市か

ら保健師や健康運動指導士を地域に派遣しまして、地域の健康づくりの活動のキーパーソンを養成する講座でございまして、健康に関する講話、体操、ウオーキング等で個人や地域の自主的な健康づくり活動を支援するものでございます。

今後におきましては、これらの地区において健康づくりの活動の継続性を確保し、取り組みを定着させるとともに、先ほど議員申された地域まちづくり協議会、こういうところ等での連携も行いながら、全市的な取り組みへと展開していくための考え方や方向性をつくって、モデルプランとして進めていきたいと考えておるところでございます。さらには、三重大学の寄附講座でございます亀山地域医療学講座におきましても、こういうことについての取り組み、研究をしてまいることも計画しておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

個別政策は確かにあると思うんですけれども、地域医療再構築プランの中に、例えばばーんとうたったものはないと。今おっしゃったんで、地域医療学講座の問題も、よく考えるとこれも文化会館で講演会があったので聞きに行っていて、そのときにふと思ったんです、まさしく地域医療学講座の中でさっきのポピュレーションでしたか、市民の健康をどう守っていくのかという、たしかお茶の効用と、今おっしゃったある地域で歩いて健康するようになったって、それをぐっと広げたときに初めて健康都市の政策になってくると。でも、それが抜けているんじゃないかと思うんです。

確かに健康文化亀山モデルという模式図があるんです。最初、私よくわからなくて、よく調べてみて、この模式図というのは地域包括ケアシステムを新しく組みかえようと、それのイメージ図にかぶせてあるんですね。ところが、地域包括ケアシステムというのはどちらかというと高齢者型、だから、病気になったら、介護になったらということが横に入ってくると。でも、その前に市民全体の健康を守っていくんだということになれば、あの模式図自体を使ったことすら、やっぱりずれているんじゃないかなという印象を持つんです。

やはり、市民が健康で暮らせることが主目的になってくるんじゃないかというふうに思うんですけど、今のお話だと、モデルプランをつくってキーパーソンつくって、そこから広げてというふうな、そういう緩い話でなくて、それを一遍にかぶせてきちっと方策、方向性をつくる、それが健康都市づくりの大きな政策といったものじゃないかと思うんですが、改めて確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほど申し上げましたのは自治体の取り組みでございますが、委員が申されますとおり、健康で暮らすためには、病気にならないように、また要介護者にならないようにするのはもちろんのこと、今回のプランでは、病気になって退院した後でも住みなれた地域で生涯にわたって安心して暮らせるようにする必要があるという観点から、再構築プランを整えておるところでございます。このような観点から健康都市を捉え、都市の環境そのものを健康にするためには、保健分野だけではなく多分野にわたって総合的に取り組むことで、市民が健康で生きがいのある充実した生活が過ごせるよう、都市環境づくりが必要であるという考えでございます。そういう意味では、議員の申されて

おりますことと全く同様の考えであるというふうに考えておるところでございます。

ただ、模式図におきましては、全体を健康都市、目指すべきところというふうな捉え方はしておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

ちょっとその辺見解がずれると、見に行ったところでは、まずそこからがっと網がかぶって、さまざまな健康づくりや病気にならない、なった後はどうする、ならない施策づくりがあったと。

それで３点目に、そうなりますと一番核となるのは、今策定されております地域医療再構築プラン第２次のことだと思いますが、少しこれについてもお尋ねをしたいと思います。

まず１点目に健康都市と地域医療再構築プランということです。今も同じようなことを質問しておりますが、第１次のプランでは健康都市への加盟ということがありました。第２次のプランでは、しつこく言っておりますけれども、名称は確かに地域医療再構築プランというふうにはなっておりますけれども、あの模式図からいけば、健康都市づくりの大きなプランの一つというふうに見たいわけですけれども、この健康都市という、今亀山が加盟してやろうとすることと、地域医療再構築プラン、どんな関係を持っているのか、少し読み取れないので確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

健康都市と今回策定中の地域医療再構築プランとの関係でございますが、これまでから食育推進・健康増進計画、あるいは第２次地域医療再構築プラン、現在案でございますが、その他関連する計画も含めて、多分野にわたって総合的に取り組むことで、いわゆる健康都市としての都市環境づくりが必要であると考えておるところでございます。

これらのことを踏まえまして、第２次地域医療再構築プラン、現在整えておりますものでは、疾病予防と早期発見や介護予防を初めとし、退院後の支援や地域への受け入れまで地域医療体制を整備し、市の豊かな自然と快適な生活環境の中で市民が健康づくりを日常生活の中で習慣化し、健康で生きがいのある充実した生活を送って、家庭や地域ぐるみで次世代に伝えていくため、大きなテーマであります保健・医療・福祉と市民が一体となって健康文化を築き上げ、亀山モデルを創造すると、このような中で、大きな目標として健康都市を目指しておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

まだまだ見解が分かれておると思うんですけど、余りそういうことがばーんと書いてないんですよね、プランには。やはりそこが大きくあって初めて個別の話が、これだけやっていても先に進みませんで、私としてはやはり、もう少しバックボーンとしての健康都市を支える大きな施策というものがあるべきではないのかなという印象を持ちます。

次に、第１次プランと第２次プランの取り組みについてご質問させていただきます。

健康都市から若干ずれますけれども、第１次プランと第２次プランの違いということで質問させ

ていただきます。

第１次プランでは、まずここが健康都市とはいいながらも、一番急務としていたのは医療センターの経営改善だったと思います。これは第１次プランの初めの項にでもそういうことは書いてあります。ただ、一気に今の状況で病院経営を回復するのは難しいため、保健・医療・福祉のネットワークをまず強化していくんだということが書いてあります。確かに、２２年からの病院の経営状況、いつも言っておりますが、ずっと純損失が発生しておりまして、このことは第２次プランの成果の検証でも同様な評価をされております。要は経営改善がまだ十分にやり切っていないということであります。

ただ、第１次プランで、今言いました病院経営を後押しをするといった保健・医療・福祉のネットワークの強化については、一切成果の検証はない。病院のことだけしか書いてないような気がするんですが、この点の検証の記載は必要なかったのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

第１次プランの検証ということでございますが、平成２２年度から２５年度までの計画期間で設定されておりました個別目標、７６項目ございますが、７５項目まで達成したというご報告をさせていただいたところでございますが、大きな目標としておりますところの医療センターの経営健全化であったり、ネットワーク、ここら辺については目指すところには至っていないものということで、総合的な評価として至っていないと検証しているところでございます。ただ、１次プランと２次プランとの差異ということでございますが、これらの計画を進める中で医療センターというのは核となる自治体病院であると考えておりますことから、経営健全化の位置づけについては何ら変わっていないものと認識しているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

第１次プランは医療センターの再構築というか経営改善をしていくんだ、それがなかなかうまくいかなかった。第２次プランの成果検証でも同様な評価をされている。ただ、第１次プランではネットワークを強化することによって、それが支えになるんじゃないかというふうな書き方だと思うんですよね。これはたしかこの前の定例会でも言いましたが、９月でしたかね、全部やったと書いてあるんですよね。８割、９割全部やれましたと。そのことが、例えば経営改善にどれだけ寄与したかということは書いていない。だから、立てたことはやった、それはあくまでも結果であって、そのことの成果がどこへ結びついたかというのはなかったんで、今同じような答弁だと思いますけど、私は成果として医療センター側へ少し後押しになったのか、全く自分たちがやったことだけで終わったのかという、少しその辺の成果はあるべきではなかったかなというふうに思われます。

とはいうものの、３点目に医療センターの経営健全化、何やかんやいいながらここがしっかりしないと、お金も補助金と損失だけでも３億円、トータル４億近いお金を毎年入れておりますので、やはりここも急務ではないかなと。その中で、今も医療センターの経営健全化は大きなテーマだというふうに答弁ございましたが、今回この後、進行管理で聞きますが、医療センターの進行管理、

医療センター方向性検討委員会が報告し検証するというふうになっております。それから取り組みの内容も医療センター関係７項目掲げてありますが、第１次プランでも検討するとしておりました全部適用の検討とか、医師、看護師の安定確保、これは前からこうなっておるというところから見て、それも含めた７つの取り組みが、今後３年間の中で確実にできるんだろうかというふうな疑問も持ちますが、きっちりと、この取り組み項目は３年間で実現可能性があるのかどうか確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

第２次地域医療再構築プランは、先ほど言われた公立病院改革プランを含めた１次保健医療圏の保険医療計画として、第１次亀山市総合計画の着実な推進に向けて、特定の課題に対応するための個別計画として位置づけております。ただ、今回の再構築プランが３年間でできるかということでございますが、いろいろ中の記載につきましても、かなり踏み込んだ記載とさせていただいた部分もございます。そういうことから言って、この３年間で何とかやると、検討課題については一定の整理までやるというふうな意気込みで取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

やり切る気持ちということでありましたので、確認をさせていただきます。

とはいうものの、これは議案質疑でも確認させていただきましたが、改めてもう一度、これまで医療センターの議論をずっとしてきました。そうすると、医師不足だけなのかなと思っていたら、実は看護師不足が一番大きいんだというふうになってきた。そうなりますと、３年間の中でも一番急務とするものはやはり看護師の確保かなと思いながら、さらに去年からは透析の医師もいなくなってしまった。これもまた、今度はこっちのほうはもっと収益に対して大きな影響を及ぼしてきたと。そうなると、現在のこの状況ですね、人材確保というのがないと、幾ら新たな取り組みを入れても回っていかないような気がする。そういう意味からいくと、この３年間の中で特に急務として取り組む、７項目ありますが、急務として取り組む内容はどのように認識をされているのか確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

第２次地域医療再構築プランにおきまして、医療センターの経営健全化のために取り組むべき内容として７項目を掲げております。これらはいずれも重要不可欠なものでございますが、とりわけ急務と認識しておりますのは、先般の議案質疑でも申しましたが、日々の診療など病院運営に直接影響のあります医師及び看護職員の安定確保でございます。具体的には、医師につきましては医療センターの収益の大きな柱の一つであります人工透析治療を行います専門医の常勤配置でございます。これにつきましては、引き続き三重大学を中心に働きかけを続けてまいります。

また、看護職員につきましては、病棟運営体制を本来の２病棟体制とし、病床利用率の向上を図

るため、看護学校との連携や、看護師等修学資金貸付制度の活用等による人材確保と、ワーク・ライフ・バランスの推進等職場環境の改善による定着化に努めてまいります。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

議案のときにも同じことを聞きましたので、くどいようですが、やはり看護師の確保がないと２病棟体制は回っていかないんで、これは２６年度の経営にも大きく影響を及ぼすんで、ここは緊急に対応していただきたいと思って、時間の関係がありますので、最後に進行管理についてお尋ねをします。

これも少し異なっております。第１次プランでは部長級による亀山市地域医療推進会議、補助機関として室長級で構成する地域医療推進ネットワーク会議を設置しました。これも質問をして、極端に言えば医療推進会議のほうは余り開催をされていなかったというふうに思います。今回はこの余り開催していなかった推進会議のほうと、さらに先ほど言いました医療センター方向性検討委員会と両方が検証するというふうにしております。医療センターの方向性検討委員会の記述というのは、２４年度の決算のときに再構築プラン実績報告で記述がございます。地方公営企業法全部適用の検討ということが記述をされておりました。この委員会は医療センターの改革プランの方向性のあり方を調査・検討をして提言をする委員会でありますので、毎年、その進捗について出ておりますが、改めてこの医療センター方向性検討委員会、これまでの活動内容について確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

亀山市立医療センター方向性検討委員会につきましては、平成１９年１１月に医師不足による病院の危機的状況から、市の実情に応じた医療センターのあり方について総合的に調査・検討し、今後の方向性を示すため設置をいたしました。委員は、現在ハーバード大学医学部在籍の学識経験者、この方に委員長をしていただいておるわけですが、そのほか地区コミュニティ連絡協議会の会員、医師会会員の方などにお願いをしております。

この委員会での検討、報告に基づき、平成２０年１１月に医療センターの今後の方向性を定め、これに沿った病院事業の運営に努めているところでございます。

また、総務省が示しました公立病院改革ガイドラインに対して決定した方向性の内容に基づき、計画期間を平成２１年度から平成２５年度の５年間とする医療センター改革プランを策定し、現在まで病院経営の効率化等に取り組んでいるところでございます。

この改革プランにつきましては、その取り組み実績に対する点検・評価の体制として、毎年の実施状況を方向性検討委員会において評価いただくこととしておりまして、プラン策定後は、実施初年度より、毎年の取り組み実績につきまして、その達成状況、達成できてなかった場合はその理由などを当委員会において評価をまとめ、報告いただいております。こういったことが方向性検討委員会の活動となっております。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

それぞれずっとやっていてきていただいた。ただ、それであれば、それが反映されれば経営改善に結びついているんじゃないかなという疑問も起こりますけれども、実はその委員会が今回加わって、新たな再構築プランの検証をしていくということです。ですから、今までも検証していて、２つの会議を持っていたやつがくっつけるというふうになってしまうと、じゃあ医療センターの検証をそちらが全部やって全てお任せなのか、要するに並列という関係で今後検証されるのか、この推進会議が全体をやりながら、上下のようなことでやっていかれるのか、その辺の確認をしたいと思います。

方向性検討委員会は、これまでの提言も見ますけれども、何か提言だけで終わって、本当に強制力を持ったものなのかなという印象を持つので、どれだけ実効性のあるような提言になってくるのかと思えば、やはり庁内組織の推進会議が全庁を挙げて医療センターの経営に関しては責任を持っていくというのが私は重要だと思いますけど、それは学識者に幾ら言われても、やらなきゃだめなわけですので、一度その辺を、並列で考えておられるのか、上下で考えておられるのか、確認をして最後の質問とさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

実施に関しましては、一旦地域医療再生プロジェクトチームというのは解散いたしまして、別途新たに実施のための連絡会議のようなものを設けたいと考えております。ただ、進行管理であったり評価に関しては、これまでどおり地域医療推進会議、部長級で構成してます、そこでやってまいりたいと考えております。

さらに、再構築プランの中で、今回改革プランの数値も位置づけたというのは総合的に捉える必要があるんではないかと。ですから、方向性検討委員会における改革プランの評価であったり意見も含めて、再構築プラン全体の中でこれも評価してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

２０番　竹井道男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午後１２時０２分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、６番　豊田恵理議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

それでは通告に従い、質問をさせていただきます。

ふるさと納税について、このテーマは、私が平成２２年度からずっと追い続けているテーマでご

ざいますが、まずふるさと納税とは何かということから簡単にご説明をいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

６番　豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

ふるさと納税制度につきましては、ふるさとを応援したい、ふるさとへ貢献したいという気持ちを持った納税者の方が、ふるさとと思う地方公共団体に寄附を行った場合、個人住民税からその１割程度を上限として寄附金額を控除する寄附金税制のことでございまして、平成２０年の制度の導入から、本市におきましてもこの制度によるご寄附をいただいているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

このふるさと納税制度という言葉、ふるさとという言葉は生まれ故郷、住んでいるまちという誤解を招いてしまったり、また納税という言葉が税金、義務があるなど、誤解している方もいらっしゃるようですので、ご説明をしていただきました。

このふるさと納税制度とは、生まれ故郷だけでなく、応援したい自治体を自由に選んで寄附できる制度であって、もともとは都市と地方の税収格差を是正する目的で、平成２０年に地方税法改正によって導入をされました。また、寄附額から一定の限度額まで住民税、また所得税の控除が受けられる、先ほどご説明をいただいたとおりでございます。

私が初めて質問した当初は、一部の自治体が積極的に取り組むだけで余り周知はされておりませんでしたが、最近では多くの自治体が制度に積極的に取り組むようになり、さまざまなメディアで話題となっているため、ご存じの方も多いかと思います。

私は今まで、毎年何らかの形でふるさと納税の可能性について意見を申し上げてまいりました。特に最初の質問では、潜在住民という考え方についてお話をさせていただきました。

潜在住民とは、今は亀山市に住んでいないけれど以前住んでいた、また亀山市と何らかのかかわり、例えば旅行に訪れたり、配偶者が亀山市出身であったりなど、亀山市と何らかのつながりがあることで、亀山市に愛着を持っている潜在的な亀山市民という考え方です。

行政側といたしましては、住民といえば、やはりこの土地に住んでいる、またこの土地に住んでサービスを受けている人、納税者と見がちであるとは思いますが、亀山市に住んでいなくても、全国に散らばる潜在住民の存在、その活性化がもたらす価値ははかり知れません。というのも、彼らは亀山市に愛着を持ち、全国のあちこちで亀山市を話題にし、そして亀山市を売り込んでくれる宣伝媒体となってくれる可能性があるからです。こうした市外に住んで、潜在的な亀山住民、亀山ファンをふやすことは、亀山市にとっても大変有効であり、またその手段としてふるさと納税制度はとても有効であるという意見を申し上げました。

まず最初の質問になりますが、今までに何度かの質問の中で、さまざまな提案や他市のおもしろい取り組みを紹介してまいりましたが、あれから亀山市としてどのようにこの制度に対して取り組んできたか、改良した点があればお伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

豊田議員からは、これまでから制度を活用した取り組みや工夫についてご提案をいただいてきたところでございます。

この間の改善点といたしましては、昨年度からでございますけれども、１万円以上のご寄附をいただいた方に対しまして、お茶やろうそくなど、市の特産品を記念品として贈呈させていただくとともに、市外の方には私どもの広報紙を継続して発送させていただいているところでございます。また、観光ガイドブックに加えまして、本年度においては亀山城多門櫓のペーパークラフトや、関宿重伝建の３０周年のキーホルダーなどをお送りさせていただいております。

一方、ホームページの掲載内容につきましても、寄附実績をごらんいただけるよう、その充実に取り組んだところでございます。ほかにもメニューの再考だとか、ＰＲの方法など、ご意見もいただいておりまして、平成２６年度、来年度でございますけれども、市ホームページのリニューアルも考えておりますことから、より亀山市の魅力が発信できるホームページとして、ふるさと納税にもつながるような内容となるように検討を進めてまいります。

また、メニューにつきましては、現在６つの基金について存続をしていく一方、より寄附者が納めてみたくなるようなメニューについても、さらに検討する必要があるという認識をしているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。質問をしてきた中で、いろいろな個々の改善点を聞かせていただきました。

先ほどもお伝えいたしましたように、以前とは違い、最近では随分このふるさと納税制度に真剣に取り組む自治体がふえてきております。ふるさと納税は、自分が応援したい地方に頑張ってほしいという気持ちで寄附をする制度です。この寄附に対する感謝の気持ちとして、特産品をお礼に送ったりする自治体が最近ふえており、それによって地元の特産品をＰＲする、地域の活性化につなげようとする自治体も多くございます。本当にさまざまな取り組み、工夫をされている自治体がたくさんありますが、他市の状況を亀山市ではどのぐらい把握しているのか、お答えください。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

ふるさと納税につきましては、一層の活用が図られるためには、他市の取り組みを参考にすることも必要でございまして、状況把握に努めているところでございます。

その中で、本年度、総務省によるふるさと納税に関する全国調査が一斉に行われまして、納付手続や申告手続、また寄附金の使途や寄附者との関係づくり、制度自体の評価や課題について公表されたところでございまして、全国的な傾向等については把握しているところでございます。

一方、県内につきましては、返礼品の有無だとか、寄附方法について把握をいたしておりまして、中でも玉城町だとか大紀町では、特に寄附件数の多い状況であります。その背景には、プレゼント

作戦だとか、インターネットを活用したクレジットカード決済での納付を可能にするなど、返礼品と寄附方法により効果があるものと認識をいたしておりまして、最近、津市では返礼品として三重テラスの商品券が本年より加えられまして、都内の寄附者の増加に努められているところでございます。

また、県外におきましては、例えば岐阜県の各務原市の状況を見てみますと、本年度６月より、市内企業等の提供によりまして、豊富な記念品を用意いたしまして、インターネット上で簡易に手続ができるといった制度リニューアルによりまして、大幅な寄附者の増加につながっているところでございまして、各市町におけるさまざまな取り組みは、寄附者の増加を図っていく上で私どもが参考にしていくところがあるものというふうに認識をしているところでございます。ほかにも、各市のホームページや広報紙に限らず、ふるさと納税を応援するインターネットサイトもありまして、目的に沿った情報が得られますことから、このようなサイトを活用した情報収集に努めているところでありまして、市のＰＲの場としても活用が図れるものというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

他市の状況についてお答えをいただきました。

先ほどの例の中にもありますように、さまざまな手法で地元のアピールをされている自治体がたくさんございます。皆、この制度を使って工夫をしております。

この制度のよさは、地元をＰＲできる場があることです。制度自体がふるさと、地方を応援する制度ですから、この制度を利用して、ふるさとを応援しようと考えている多くの人に対して直接アピールすることができます。工夫と気遣い次第でとても大きな効果が得られます。

では、亀山市はどのようなＰＲをしているのか、また自己ＰＲ力をどのように評価をしているのかをお答えください。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

ふるさと納税につきましては、ふるさとを応援したい、貢献したいという気持ちを持った方が寄附をされる制度でございます。この制度の目的からも、亀山市への気持ちや愛着を持っていただくようまちの魅力を高めることが重要でありまして、またより亀山市を身近に感じていただけるよう亀山市の豊かな自然や歴史、各地域に伝承された伝統文化などをＰＲしていくことが必要であるというふうに認識をしているところでございます。

現在、ふるさと納税に限ってのＰＲにつきましては、市ホームページへの掲載や広報紙への掲載、また東京三重県人会でのチラシの配布を行っているほか、既にご寄附をいただいた方に対しましては、継続して広報紙を配付することで、ふるさと亀山をより身近な存在として受けとめていただいているものというふうに存じます。また、今年度よりふるさと納税を応援するインターネットサイトへの掲載も依頼したところでございますが、内容につきましては、さらなる充実を図っていく必要があるというふうに認識をしております。

一方で、全国には学校の卒業を機に本市を離れた方や、都会で生まれた方がみずからを育んでくれた思い出、また豊かな自然や歴史への憧れなど、何らかのご縁から亀山市をふるさととして懐かしみ、大事に思っておられる方々がお見えになりまして、ふるさと納税にもつながっているものと認識をしておりまして、そのような方々とのきずなを持ち、さらに深めることは大切であるものというふうに考えております。

本市におきましては、さまざまな機会を通じて、亀山市出身の方やゆかりのある方などとのつながりを深めているところでございます。また、多彩な魅力をさまざまな媒体を活用して発信するシティプロモーションを推進しているところでもありますので、これまで以上に、亀山市にご縁のある方々が亀山市をより身近で大切に感じていただける機会がふえるものと考えております。そのため、こうした取り組みをさらに充実させながら、さまざまな分野における幅広い交流を促進していくことは今後も大切なことと考えておりまして、ふるさと納税にもつながればというふうに考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

以前の質問の答弁から見ると、大分いろいろ改善していただいているように思いました。

先ほどもお答えいただいたように、亀山市でもあれからさまざまな改良をされてきたんですけれども、その成果についてお聞きをしたいと思います。

実際にどのぐらいの寄附があったのか。ふるさと納税の寄附の受け付け状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

これまでのふるさと納税の実績でございますけれども、平成２０年度が１件でございまして、５万円でございます。２１年度が４件で２，０１２万円、２２年度が２件で１０万円、２３年度が６件で７３万５，０００円、２４年度が６件で９９万５，０００円、２５年度につきましては、現在のところ５件で５６万５，０００円でございまして、導入以来２４件でございますけれども、実人数では１８名の方より２，２５６万５，０００円のご寄附をいただいております。

また、寄附者の方でございますけれども、県外の方が１０名で、市外の方が１名、市内の方が７名ということでございまして、寄附者のご意向に沿って基金に積み立て、活用をさせていただいているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。延べ人数でなく、実質人数が１８名ということで、何度も年間通して寄附をしてくださるコアなファンがいてくださるということは大変ありがたく、うれしく思います。

この寄附をしてくださった方々は、亀山市を選んで寄附してくださったのか、どのように選んでくださったか、そのようなデータというのはございますでしょうか。もしあれば、教えていただき

たいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

寄附をされた方につきましては、先ほど議員申されました潜在住民の方が非常に多くございます。また、たまたま亀山市に立ち寄られて、印象深く思われた方がこういった寄附をいただいているという状況でもございます。

ただ、実例を申し上げますと、例えば本年度ご寄附をいただきました県外の方でございますけれども、伊勢参りの途中で関宿を訪ねられまして、町家に絵手紙が飾られていることから、町の方が率先して関宿の町並みを守っておられるというふうに感じられまして、また資料館のほうも庭を初め手入れが行き届き、お手洗いも清潔で気持ちよかったといったことから、歴史あるものを守るにはご苦労も多いというふうに思いますがということで、頑張ってほしいとの思いからご寄附をいただいたとところでもございます。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

そういった具体的な話、特に客観的な亀山市外に住んでいらっしゃる方の声というはすごく貴重だと思いました。本当に聞いていてうれしいなあと思いながら聞かせていただきました。

このふるさと納税制度の取り組み方において、応援してくれている人を維持するという考え、それから応援してくれる人をこれからももっとふやしていく考え、この２つあると思います。どちらが大切かといえば、どちらも大切だと思います。亀山市を応援してくださる方を大切にすることも、また新規に亀山市を応援してくださる方、今まで亀山市を知らない、かかわりのない人にも知ってもらう、興味を持ってもらうためのアピール力が必要だと私は思っております。

先ほどの答弁の中に、潜在住民の方が多いというコメントをいただきましたけれども、やはりふるさと納税だけでなく、例えば亀山市はことし、文化年について取り組んだり、あとは市制施行１０周年記念に取り組んだり、また昨年、東京日本橋にてオープンした三重テラスでＰＲをこれから行うということも聞いておりますが、亀山市を知らない人であっても、例えば都内の日本橋を歩く人々にとっても亀山市を知っていただく、また亀山市に興味を持っていただく、そういった意味でももっと努力、工夫が必要ではないかと思います。そういう意味で、新規で亀山ファンをふやすためのことを何か取り組んでいるのか、また考えておられるのでしょうか、お答えください。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

ふるさと納税につきましては、やはり特に市外在住者への効果的なＰＲが課題であるというふうに存じております。今後の対応といたしましては、２６年度では三重テラスでのイベントも計画をいたしておりますので、こちらでのＰＲに努めるほか、県人会等を通じての呼びかけを強めますとともに、このリピーターの確保策を含めまして、創意工夫を凝らした地道な対策を継続していくことが必要であるというふうに考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。受納状況などまでお伺いさせていただきました。

５番目に、なぜ抜本的な改革をしないのかということで質問を出させていただきました。

今まで質問の中で答弁をお聞きしていく中で、いろいろな工夫をされているんですけれども、やはり今まで、きょうは大分いろんないい意見をいただいてうれしいなあと思っているんですけれども、何となく正直私には、市のふるさと納税に対する取り組みというのが、何がしたいのかなあというのが、何がしたいといいますか、目的、目標というものが明確にあるのかどうかというのがわかりにくく思っていて、今回改めて質問をさせていただきました。このふるさと納税によって何を目的としているのか、誰を対象にしているのか、そういった明確な目的、目標はあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

これまでから議員からはさまざまなご提案もいただきまして、徐々にではございますが、ふるさと納税に対する市の取り組みの拡大も行ってまいりました。

ふるさと納税制度につきましては、都市に集まる税収を地方に再配分することを目的といたしまして、生まれたふるさとや応援したい自治体に寄附をする制度でございます。

昨今は新聞等で話題となっておりますが、各自治体が寄附のお礼に送る特産品が人気を呼んで、寄附額を押し上げている状況でもございまして、ふるさと納税を税収格差の是正対策ではなく、シティセールスやとか地場産業、観光振興のツールとして捉える自治体が多くなっている現状でございます。このようなことから、特産品等の返礼につきましては、総務省より、寄附者との関係づくりとして、適切に良識を持って対応するよう通知も出されております。本市といたしましては、現在継続してご寄附いただいている方とのご縁を大切にするとともに、適切な対応を図り、良好な寄附者との関係づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

一方で、今後財政状況は厳しくなることが予測されておりますので、こういったふるさと納税による財源確保も必要であることは十分に認識をしているところでございます。このことからも、特にふるさと納税に係るＰＲの強化に努める必要があると認識をいたしておりまして、加えて市の産業や観光振興などにも結びつけていくことができればというふうに考えております。今後、ふるさと納税制度の本来の趣旨を十分踏まえつつ、ＰＲの手法や納付手段、またメニューなど、他市の先駆的な事例も参考としながら、庁内において、関係部署とも連携を図り、本市にとってふさわしいふるさと納税制度のあり方について、さらに調査・研究を重ねて、改善につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

私がこのふるさと納税制度にこだわるのは、この制度にいろいろな活用の可能性があると思って

いるからです。もう一方で、自治体の態度というか、性格が顕著にあらわれているのもこのふるさと納税制度だと思っております。

先ほどもお話にありましたように、一部の報道で、ふるさと納税の取り組みが加熱し過ぎであるという報道などもございますけれども、有識者のコメントやメディアのあおりだけでなく、本質、その趣旨、そういったものを見てほしいと思っております。個々の自治体の取り組みを一つ一つきちんと客観的に見ていくと、本当に実にさまざまな地方の工夫、そして地方の努力が見られます。その工夫は、本当に圧倒されるものもあれば、うなるようなものもございます。

例えば、富岡製糸工場で有名な富岡市、ここでは後継ぎ問題がただいま深刻化しており、世界遺産登録を目指していても、養蚕農家が絶えてしまえば後が続かないと嘆いておりました。しかし、このふるさと納税制度という手段を使って、その現状と思いを全国に訴え、その思いに触れた、そしてまた賛同した多くの方々が富岡に寄附をし、たった１カ月で１０２件およそ８８０万円の寄附があったそうです。寄附額より何より、富岡に関心を持ってもらえたこと、市や養蚕農家の方は感動したということを伺いました。できる範囲で何とか見てもらおう、訴えようという気持ちがよくあらわれていると思います。私は、この工夫、そしてこの努力が大事だと思うのです。工夫や努力から新しいものが生まれると思っているからです。だからこそこういう工夫、努力があらわれやすい、結果につながりやすいふるさと納税制度に亀山市も真剣に取り組んでほしいと思っております。

亀山市を牽引する市長にお尋ねしたいと思います。

先月、私は亀山市の農業を考える会にオブザーバー参加で出席をさせていただきました。市内の農業の現状や課題、問題を聞かせてもらうこと、またふるさと納税にもその打開の可能性がないかと思い、何人かの方にそのことをお伝えしたい、そのために参加をさせていただいておりました。

農業は、亀山市にとって重要な位置づけをしております。その場に市長もいらっしゃいましたが、例えば、昨日中﨑議員が紹介されていました亀山市の棚田米、市長が紹介をされました幻のお茶のべにほまれ、こういったものを広く全国に知っていただくためにも、ふるさと納税という大きな窓口は大きな役割を果たせないでしょうか。また、あの場で深刻な問題として取り上げられていた獣害、これに関しましても亀山の農地を守るための一つのプロジェクトとして、ふるさと納税の一つの基金として上げることはできないでしょうか。ふるさと納税の活用について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

豊田議員のご質問にお答えをいたします。

さまざまな可能性があると、多様なアプローチが必要であると私も考えておるところでございまして、ただ、いろいろ今ネット上で各自治体の特産物が特典として提供されたり、今おっしゃられるような本当にまさに工夫がなされた展開がされております。これは、少し行き過ぎておるではないかと総務省あたりはコメントを出しておりますが、しかし今おっしゃられるようなシティセールスであったり、あるいは地域の課題解消、観光振興、物産振興につながるような工夫は必要であろうというふうに考えておるところでございます。改善を積み重ねてきておるところでございますが、ぜひ、どうあるべきなのか、さらに私どもは創意工夫、創意の年でございますので、しっかりと創

意工夫を組み込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

いろいろ例を挙げたりしながら、ふるさと納税に対して質問をこれまでもしてまいりましたが、ふるさと納税に真剣に取り組むということは、亀山市自身を真剣に考えることと同じだと思っております。ふるさと納税で市をアピールするためには、亀山市の特徴であったり、亀山市のいいところ、そして亀山市の悪いところ、課題なども一緒に考えなければなりません。それを市全体で考えるには、担当部の企画総務部だけでなく、財務や市民部、または農政や商業、観光、もしかしたら教育や環境、福祉、いろんなところにつながっていくと思います。さまざまな部署がかかわってくるはずなんです。そういった庁内の横断的なつながりを持ってもらえればと私は思っております。

また、それだけでなく、私が考えているのは、亀山市の企業さんや今の農家の方、市民団体など、庁内だけでなく多くの方がかかわって、市のふるさと意識、愛郷心を高めていければと思っております。そういった横断的な取り組みをするお考えはあるのかないのか、今後の取り組みの考え方を最後に伺いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

確かに総合的な対応が必要であろうというふうに思っております。なかなか縦割りであったり、あるいは地域の物産なんかにおきましても、まだまだ厚みを増していかなくてはならんというふうに思っておりますが、どうしても全体の魅力というか、亀山市が抱える、これは地域の中や民間の力もそうなんですが、そういうものをしっかり全体としてみんなが情報共有をできて、みんなで応援していくというような雰囲気をやっぱりつくっていくことが大切であろうと思っております。まだまだ眠っておる資源がたくさんあるんだろうと思いますので、ぜひ行政としても総合的な取り組みをしてまいりたいと思いますし、亀山のよさを本当に５万市民の皆さんが広く、さらに深く知っていただくような、そういう環境という意味からも、文化年はその一つなんですけれども、ぜひそういうまちのよさをみんなが盛り上げていくような雰囲気をつくっていかなくてはならん、これは総合的な対応が必要であろうと思っておりますので、今後の課題とさせていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

課題にしていただくということでした。

何をやるにも一番大切なのはやる気ですけれども、そのやる気がなければ、どんないい政策でも、どんな課題でもやっぱりだめになってしまうと思います。そういう意味で、この制度はすごくやりがいがある。というのは、ふるさと納税自身が地方への応援であり、エールであるからです。それがふえたら本当にうれしいというのは皆さん同じだと思います。

最後に、亀山市を応援してくださった皆様に心から感謝を申し上げ、また今後も亀山市を応援してくださる方がたくさんふえますことを祈念いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありが

とうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

６番　豊田恵理議員の質問は終わりました。

次に、１１番　伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、ごみ溶融処理についてということと、国民宿舎関ロッジについてということの２点について通告させていただいております。

まず、ごみ溶融処理についてということで質問させていただきます。項目を２つ上げていますけれども、順番にというよりもちょっといろいろまざって質問になると思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、今回ごみ溶融処理の中で、飛灰の再溶融ということを上げさせていただいております。

今議会にも関連する予算で議案が上がってきておりますけれども、溶融処理施設におきまして、ボイラー設備内の管の腐食によりまして、管の改修を行うということであります。この腐食の原因としては飛灰の再溶融ではないのかということで、再溶融によって通常よりも塩素濃度が上がって、それが腐食を予測以上に進行させることになった、こういうふうなことであったと思います。このあたりについて、幾つか確認をさせていただきたいと思います。

まず、この飛灰の再溶融というのが、以前から聞いてはおったわけですけれども、通常のごみに飛灰をまぜて溶融させるということであると、単純な話ですけれども、思いますけれども、これは一体どれぐらいの割合をまぜられるのか、その点について確認させていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

１１番　伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

飛灰の再溶融処理に当たりまして、１炉当たりごみ処理量１日４０トンのうち２トン程度の飛灰をごみピットに投入し、通常ごみと攪拌して溶融処理をしたもので、４０トン当たり２トンの投入ということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

４０トン当たり２トン、大体５％ということですね。

この５％ぐらいということなんですけれども、ちょっと単純に思ったんですけれども、この５％ぐらいでそこまで塩素濃度が上がるものなのかどうか、ちょっとその点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

この５％の混入率でということでございますけれども、その結果を調査したものでございますけ

れども、濃縮された塩素系のガスがボイラーの過熱器管に付着すると。その付着した塩素系ガスが管表面で４００度Ｃぐらいに冷却されて溶融塩をつくるということで、その溶融塩が管の表面に付着して塩化第一鉄になり、またその管からはさらに酸化が進み、塩化第二鉄になって腐食の原因になる減肉を起こしているという調査結果が出ております。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

塩化鉄になってどうたらとか言いましたけれども、濃度がそこまで上がるのかどうかという話やったもので、その辺の濃度がどうなんやろうということではあるんですけれども、結果的に非常に濃度が上がっているのでということなのかなあというふうにしかちょっと確認できなかったんですけれども、どっちにしても結果的にはその濃度が上がっていたということだと思うんですね、塩化鉄ができる。塩化鉄が多分ついたときに、もう一度再度高温になりますんで、温められるとそれがまた溶けるという。その再溶融のときに溶け出す、またそれできれいになるんやけれども、またそこに後で付着する、その繰り返しやということらしいんですけれども、それはそうなんですけれども、とにかく濃度が高くなって、そういうふうなことが起こっておるということではあるんですけれども、ただちょっとそこで気になるのが、この溶融処理施設、運転管理を業者委託しておるわけです。以前からちょっと随意契約はどうやという話を私もさせてもろうてはおるんですけれども、その都度専門性とか、特殊性とか言われております。そこまで専門性を持った業者さんが、そういうことを見過ごしていたんやろうかというふうに思うわけです。

そこでお聞きしたいんですけれども、この再溶融という行為について、その業者から何の指摘もなかったのか、あるいはその辺、あったけれども市の判断で行ったのか。そもそもこの再溶融というのは一体誰の判断で行ったのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

再溶融の件でございますけれども、溶融施設の稼働にあわせて建設いたしました飛灰の最終処分場の容量が７，０００立米となっているところで、再溶融処理によってその減容化を図ることを目的に、また残余容量を確保するということを目的に再溶融化を進めてまいりました。その中で、この再溶融につきましては、溶融施設、類似、他の市町のほうのことでも関係しますけれども、再溶融をさせていただいておるのは本市以外にはございません。そういうことで、再溶融に関するもので、溶融処理施設にどのような程度の影響があるのかということがまだ明らかにされていなかった部分もございます。そういうところで、その結果として今回お願いをさせていただいておる部分もございますけれども、そのデータの収集とか積み上げなど、またメーカーとも共同作業で現在取り組んでおりまして、今の時点での段階で、こういう処理で、再処理を行わずに飛灰を再資源化するという方向性を出させていただいたものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

他の事例がなくてということであって、その辺のデータの積み上げ云々、結果的に高い金を使って実験をしたのかなあというようなイメージではあるんですけれども、その辺の責任の所在云々という話も出てくるのかもしれませんけれども、やはり今回こういうふうな話が明るみにはなって、再溶融というのがどうなんだろうという話が出てきた。そんな中で山元還元という話が出ております、当面の話で。この山元還元を倍にする、再溶融を行わないということですけれども、私は今回、質疑のほうでともちらっと思ったんですけれども、あえてこちらに回させてもろうたんですけれども、先ほど塩化鉄云々の話がありましたけれども、やはりここでもう１つ考えなあかんのは、腐食対策じゃないのかなあというふうに思ったんですね。その腐食対策というのはどうなんだろうかという部分と、山元還元をふやすということではあるんですけれども、今後の状況によって再溶融を再開するとかいうことはないのかあるのか、その辺の可能性について、何かあればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

溶融炉施設は、長寿命化計画に基づき、今後１６年間稼働させるため、ボイラー設備、機器の腐食減肉をできるだけ抑制する必要がございます。飛灰の再溶融処理が腐食減肉の進行を早めるという事実が解明できましたことで、今後は飛灰の再溶融処理を停止して、発生する飛灰全量を再資源化処理いたすものでございます。

現時点におきましては、再溶融処理の継続は数年後に、また今回と同様の整備を必要とすることになり、整備費が増加することが見込まれるところでございます。このようなことから、技術的な進展により効果的な腐食減肉対策が確立されるまでは再溶融停止を継続して、技術が確立した時点で、費用対効果を十分考慮した上で、再溶融処理の再開について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

まだ可能性は今後も残っておるということであるんですけれども、ただ現時点での話としては、再溶融というのは非常にすべきでないだろうというようなことやとは思います。

ただその中で１つ、今回やはり再溶融できないということでありましたけれども、そうしますと、これまで再溶融を２年間、一応期間としては行ってきた。先ほど判断を聞きましたけれども、市と業者との話の中での判断やと思うんですけれども、それは間違いであったのかどうか、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

一般的にボイラーの過熱器管等の腐食減肉は、高温腐食による経年劣化であることとされております。飛灰の再溶融処理を行っている溶融施設は、本市以外には、先ほども申しましたようにございません。そのようなことから、またごみの処理施設は高温多湿な過酷な環境でもあることから、

ごみの中の多種多様な成分が複雑に関係していることから、科学的にも困難な課題とされております。そのことで、長年のデータの積み重ねと多数の文献確認をメーカーとも共同で現在も行っております。これまで行ってまいりました飛灰の再溶融処理によって最終処分場の延命化が図れたことに加え、飛灰の再資源化処理においても処理経費の軽減も図れたところでもございます。このようなことを踏まえますと、再溶融処理は、エコシティの実現を目指す先駆的な取り組みとして行ったものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

それなりに意味を持ってやっていたという話やったと思うんですけれども、間違いだったのかどうかという話まで私言わせていただきましたけれども、そう言うておいて何かもしれませんけれども、私自身としては、この再溶融ということにつきましては、その話を聞いたとき、決して悪い話ではないというふうに感じたわけですね。今回も再溶融をとめるという話であったんですけれども、逆に再溶融というのはまだ可能性はないんだろうかというふうに感じたわけです。その辺を自分なりにいろいろ考えておりましたけれども、やはり根底にあるのは何やったかといいますと、その再溶融、担当の方、職員の方のとにかく山元還元に出す量を減らしたい、経費削減の思いもあったかもしれませんし、先ほどの最終処分場の問題もあったかもしれませんけれども、やはりごみの量をとにかく減容化という話もありましたけれども、とにかく減らしたいという思いがあった。やはり減らしたいという姿勢に対しましては、私は評価をしたいと思うんですね。

今回、こういう形で一応再溶融を行わない、山元還元に量をふやすということであるんですけれども、これにつきまして、今後また再溶融の可能性も探っていくということであるんですけれども、山元還元に出す量も減らしたいという、この辺の減らしたいという思いを今後にどう引き継いでいくのか、どう生かしていくのか、この点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

ただいまのことで、量を減らすというふうな努力ということだと思いますけれども、排ガス処理施設において、排ガスの塩化水素や酸性ガスを除去するために使用します薬品について、現状のものより少し使用量の少ない、同等の除去能力があり、さらに飛灰の発生を低減させることが可能な薬品の開発が近年進んでまいりました。

先般、本市においてもその薬品を用いて実証試験を実施し、２６年度からその薬品を使用することとしております。それにより、現在の飛灰の発生量を２割程度の低減を目指して取り組んでまいりたいと考えておる次第でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

飛灰そのものの量を減らす工夫をされるということであったんですけれども、今回全般を通して思ったのが、やはりそういうふうな技術的なこともあるとは思うんですけれども、ごみそのものを

減らす努力というのを市全体を挙げて取り組んでいかなあかんのやなあというふうなことでした。

この溶融処理施設、やはり分別の手間が少なくて済むという意味で、非常に市民サービスも高いという意義があるというのは理解しておりますけれども、もう一方でこのゼロエミッションということですね、ある意味完全リサイクルというか、最終処分量ゼロということ。やはりこの点、本来最終処分場に埋め立てをする、それが自然界に循環しないものを埋め立ててしまっている。地球規模で見れば、それほど大したものではない微々たるものなのかもしれませんけれども、やはりそれはやむを得ないで済ませられないというものがあるのではないのかと。それに対してゼロエミッションですね、最終処分量をゼロにするという市の姿勢というのは、やはりこれが一番重要でないのかなと。

先ほど分別の手間と言いましたけれども、基本的には何を燃やしてもらってもいいですよというふうな形のサービスにはなっておるんですけれども、ともすれば、それがどんどんごみを出してくれというふうな誤解にもつながりかねないというのがありまして、やはりその辺、今までの環境の担当者の方、どなたに聞いても共通して言えることは、やはりごみ自体は減らさなあきませんのやわということでした。ごみを減らすという、その姿勢はやはり持っていていただきたいということを非常に感じましたので、あえてこの場で言わせていただきました。

それでは、次に移らせていただきます。

次、国民宿舎関ロッジについてということで通告させていただいております。

まず指定管理の状況についてという項目を上げさせていただいておりますけれども、これにつきましては、昨日櫻井議員からも質問があったところで、その答弁の中で一定の理解はさせていただきました。

それに関して、次の項目とも絡むんですけれども、その中で、指定管理移行後も状況としては苦戦が続いておるという話でした。私もその辺の苦戦の話というのはちょっと耳に挟んでおりましたけれども、その苦戦の原因の一つに、ブルートレインの話があったようなふうにも聞こえたんですね。何かブルートレインの宿舎が一時期使えないことがあったという話だったわけなんですけれども、その話を聞きまして、以前よりこのブルートレインの宿舎というのが非常に老朽化が進んでおるという話は聞いておりまして、その老朽化したもの、では補修すればいいじゃないかということなんですけれども、やはりその補修でも、ブルートレインという特殊なものですので、結構費用がかかる。今でこそ関ロッジの売りになってはおるんですけれども、やはりこの老朽化についてどういうふうに対処していくのかというのは非常に課題であると、こんな話でした。

そんな中で、その辺の指定管理者の話でブルートレインの話が出てきておったわけですけれども、まずこのブルートレインですね、この宿舎、今後どうされていくのか、その点につきましてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

関ロッジに設置されておりますブルートレインにつきましては、昭和６０年の設置後、多くの方々にご利用いただき、鉄道ファンのみならず、ファミリーや昔を懐かしむご年配の利用も多く、現在でもブルートレインを目的に泊まられる方もお見えになります。

しかし、車体は製造後４６年、関ロッジ設置後２８年が経過し、鉄部の腐食や窓枠ゴムの劣化が激しく、全面改修が必要な状況となっております。また、車両を設置しております土台の傾きの修正、あるいは地盤の改良など、課題も多くございまして、改修をして残すか、あるいは撤去するか、費用とその効果、あるいは残す意味合いというのを検討して、今後の方針というのを早急に決定したいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと状況を言っていただきました。どうしていくか、撤去という言葉もありました。その撤去という話も以前より耳にしておったわけですけれども、確かに実際に上がる収入に比べて費用が結構かかってくるとなると、やはり存続させる意味というのはどうなんだろうという話も確かに出てくるんだろうかというふうに、非常に忍びない部分もあるんですけれども、やはり関ロッジ本体に比べると経過年数も割と短いというのもありまして、実を言えば、そこまでの思い入れというのも関町民の間にもない。あることはあるんでしょうけれども、やはり優先度としては関ロッジ本体のほうが強いとか、今回もちょっと話が出ていましたけれども、一休庵とか、あちらのほうが強いとかいうのがありますんで、やはり関の人間としては、余りブルートレインというもの自体は利用はしていないもので、ただ、それでも売りになるんやったら残しておくとええやんかというふうな感じやとは思うんですけれども、ただ、撤去するにしても非常に費用がかかるという話も出ておりました。

このブルートレイン、それこそ担当者の方との雑談の中で、ほんまに撤去するんやったら売却とかできやんのかと。売却やったら、どこかの大金持ちが気まぐれで買ってくれやんのかいなあとか、あと撤去自体が非常に金がかかるというんやったら、その場で解体して、マニアの間では車両の一部というのは結構な値段で取引されるというのもあるから、そういうふうなイベントをするという手もあるかえとか、いろいろ雑談ではありますけれど、話をしておったわけですけれども、ただそんな中で、今議会でも出ていましたけれども、市から観光政策としまして、地域資源を活用したモデルツアーを企画したいと、そんな話が出ていまして、そのモデルツアーの一つとして亀山市の鉄道遺産をめぐるというような感じのツアー、この辺の話が出ておりました。ちょっと別会議でも耳にした話では、そのツアーの出発点を関ロッジからにすると、そんな話でした。その話を聞きまして、私も非常に驚いたわけですけれども、そういう鉄道遺産をめぐる旅、それがしかも関ロッジから出発するとなると、撤去もやむなしというような話であったとしても、そのブルートレインを撤去できないんじゃないのかと思うんですけれども、その辺につきまして、今回亀山市の鉄道遺産とか言われていますけれども、このブルートレイン、その観点からしてどうなのか、もう一度その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

確かに鉄道遺産というか、そういう話で、亀山市というのはかつて鉄道のまちとして栄えまして、今も亀山駅や関西本線沿線には鉄道遺産が数多く残されておりまして、蒸気機関車も市内に２カ所

保存されております。

そのような中、関ロッジのブルートレインというのは昭和５９年まで山陰本線を走っていた車両をＪＲから購入したもので、亀山市とは直接関連性はないものでございます。しかし、全国でも数少ない宿泊できる鉄道施設でありまして、また雑誌やマスコミ等にも数多く取り上げられており、また鉄道ファンにとりましては貴重な国鉄の２０系車両ということでありまして、その価値というのは高まってきているというふうにこちらも認識はしているところでございまして、そういった意味合いも含めまして、今後のあり方というのはそういうことをよく考えてみたいと思っています。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございました。慎重にならなあかん部分も感じられながら、前向きな部分も感じられながらというような感じではあったんですけれども、ちょっとその話の上で一つ確認というか、お聞きしたいんですけれども、このブルートレインは鉄道遺産という話がありますけれども、亀山市にとってこのブルートレインが鉄道遺産の一つなのかどうか、この点について見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

このブルートレイン自体は亀山市を走っていたものではないので、亀山市にとっての鉄道遺産とはちょっと言えないかなと思います。しかし、車両につきましては、広く日本全体として捉えたときには、先ほども言いましたが、旧国鉄の２０系車両ということで、それもかなり原形をとどめた中で残っているということでございますので、鉄道ファンにとっては貴重な鉄道遺産となりつつあるのではないかと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

市にとっては遺産とは言えないかもしれないけれども、ファンにとっては遺産となりつつあるという話で、まだちょっとはっきりしないような話ではあったんですけれども、ちょっと個人的な話をして恐縮ですけれども、私がちょうど学生のとき、当時県から非常に離れたところ、仙台におりまして、ちょっと離れておるとふるさとのことというのが非常に、逆に気になるところもあって、雑誌とか読んでいて、地元の話とかないかなあと、三重県の話とかないかなあと見ておっても、なかなか三重県というのが出てこないというのがありまして、そんな中、非常に印象深い地元の記事が出たことがありまして、鉄道の雑誌だったんですけれども、実はこの地元の、関の加太の話が出ていまして、何やったかといいますと、鉄道のスイッチバックのシステムの話でした。ご存じの方もいっぱいいらっしゃると思いますけれども、スイッチバックというのは、急な鉄道の坂を一気に登れないので、上がって、そこからバックして下がって、もう一回上がっていくというやり方をすると、これがスイッチバックと言われているんですけれども、その加太にあるスイッチバックというのはちょっと特殊でして、上がって、一旦下がるんですけれども、これは上がるんじゃなくて、

ここで待っておると、向こうから車両が来てすれ違う、すれ違いのためのスイッチバックということで、本当のスイッチバックとは違うで張り合いがないかなあとふと思ったら、逆にすれ違いのためのスイッチバックというのは、この加太にあるだけやと、日本で。そんな話を聞いたことがあります。ちょっとほんまかどうかはそこまでは確認しておらんのですけれども、ただそんな話を聞いたり、今回もちょっとほかの会議で、加太駅の駅舎というのは明治建築か、大正建築か、ちょっとはっきりしませんけれども、ちょっと前の駅舎なんやけど、結構これがマニアに非常に受けておるとか、こんな話も聞かれたりしました。駅サイティングまつり云々で亀山駅の回転台云々の話もありましたし、非常にファンにとってはこたえられないような魅力があると。地元の者にとっても、逆に驚きを感じる部分があったりするのもありまして、今回鉄道遺産というところに目を向けられたというのは、以前から声はあったんですけれども、これを市として一つの声にされたというのは非常に大きな話かなあと思います。そのことにつきまして、今後もやはり期待したいということを一言申し上げまして、今回の私の質問にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

１１番　伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時０１分　休憩）

（午後　２時１２分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１７番　前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

緑風会の前田　稔です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず大きな１番目として、関中学校特別棟についてということで質問させていただきます。

この関中学校は、新たに改築をされまして、非常に町並みに合った、本館は改築をされまして、いろんなデザインの賞とかいただいたりとか、テレビなんかにも取り上げられたりと、全国的にも有名になって視察等にも来るようになったということで、非常に誇れる中学校になりました。

当時、改築検討委員会というのがありまして、そのときに本館と、それからこのきょう質問させていただきます特別棟、それから体育館についてもどうするかという、そこで話し合いはされたんですけれども、特別棟、体育館についてはそのときには一緒に改築はしないということで進められて、本館だけを改築するという結果になったというふうに認識をしております。

ところが、その特別棟につきましては、２階と３階の部分が本館とつながっておったということがありまして、それを切り離したという経緯がございます。そういったことをちょっと説明させていただいて、質問に入るわけですけれども、まずちょうど私が監査をしておったときに、水道の監査で関支所の２階へお邪魔することがよくありまして、そこから本館と特別棟がよく見渡せるわけで、非常に本館の建屋というのは町並みにマッチした、バックの山並みにもマッチした感じなんですけれども、重厚感があってすばらしいなあと思うんですけれども、その特別棟の屋根については、赤茶色の屋根だと思うんですけれども、ご存じだと思いますが、どうも本館とマッチをしていない、

調和されていないように思うんですね。そのときの監査をしておったある方が、これ前田君、ちょっと何とかしたほうがええぞということも言われまして、ずうっと気にはなっておったんですが、きょう、そういう形の中で、この調和していないところをどのように感じておられるのか、まずお答えをいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

１７番　前田　稔議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

特別棟の屋根の色ということでご質問いただきました。

管理教室棟の屋根の色につきましては、関宿の街道のイメージをして設計されたものでございますことから、旧東海道沿いの伝統的な町家に倣った色となっております。

既に建築されておりました特別教室棟及び屋内運動場の屋根とは色が異なっておりますが、屋根の形状につきましては、３棟とも町家の特徴である切妻づくりであり、東の屋内運動場と西の特別教室棟をその間にあります管理教室棟の中庭である街道で結ぶことにより、建物全体としては一体感を高めるようなものになっているかと思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

はっきりとした見解の相違ですね。これは直すとか、色を変えるとか、そういうことを聞いてももう無駄だということでございますので、次の質問に行きたいと思います。

東側の特別棟の側面がひび割れをしております。どうもひび割れたところから茶色く色がついておりまして、どうもその上から流れてきたんではなく、内側から雨水が出ておるような、そんな痕跡があるんですけれども、こんな建物は余り今まで見たことがないんですけれども、こういうような状況になった、ひび割れした。これは大丈夫なのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

議員ご指摘のとおり、特別教室棟１階東側壁面の一部にひび割れがあることは確認しております。いろいろ担当者、専門家の方に見ていただいておりまして、このひび割れにつきましては表面の塗装にひびが入っているということで、構造的なものではないということから、直ちに建物に対して影響を及ぼすものではないというふうな認識でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

今は壁の部分だけで中には問題がないということで、専門家に見ていただいたということでしたけれども、どのような専門家、調査をされて、できればその調査内容、どんなふうにしたのか、詳しく教えていただきたいんですけれども。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

今手元に詳しいデータはございませんけれども、市の担当者等で確認をしたというふうに聞いております。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

専門家というのは、市の担当者の中の専門家ということで確認をさせていただきます。

本来ならば、これは、今尋ねても多分答えられないと思いますけれども、目視だけなのか、あるいはちょっとたたいてみたとか、いろんな詳しい調査をされたのかどうかをもう一度確認をしたいと思います。外部の特別な調査ではなく、市の担当者ということですね。その確認をさせていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

建築のほうで確認をしてもらっていると聞いております。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

建築のほうで確認をしていただいたならば、その建築のほうからまた、今答弁できるんだったらしていただきたいですけれども、できますか。後で報告するなり、出していただいても結構ですので、よろしくお願いしたいと思います。

やっぱりこういう安全・安心、子供を守る建物ですので、しっかりと調査はしていただきたいと、万全を期していただきたいなというふうに思います。

続いて、２階、３階にトイレがないのはなぜかということなんですけれども、前は特別棟と本館がつながっていたので、２階から３階でもトイレへ行けたんですけれども、今特別棟には１階にしかないんですよね。今度分離した中で、２階、３階にトイレがありませんけれども、どうしてなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

現在、特別教室棟の２階、３階にはトイレがございませんが、これは管理教室棟の改築に伴い、以前特別教室棟と接続しておりました旧の管理教室棟の各階にあったトイレを解体して、なくなったものと聞いておりまして、管理教室棟の改築時に構造計算を行いまして、建物の軽量化を図っておりますことから、そういった対応をされているというふうに聞いております。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

切り離したということで工事をしているんですね。今その外側に避難階段みたいな形で鉄骨の階段がついています。これが補強をするような形で、耐震を強度化するような形でついているというふうに感じました。そのために、今の構造的なものでトイレがつけられないということでした。

ただ、トイレは１階にありますので、おりていけばいいということなんですけれども、せめて手洗いというか、洗面所ぐらいはつけられないのかどうかを確認したいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほども申し上げましたように、内部の改修につきましてはそういった構造計算が必要というふうに聞いておりますので、そういったことが必要であるということであれば、やはりいろいろ協議をして、検討をさせていただくことが必要かと思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

それじゃあ４番目に行きます。

音楽室にはエアコンがあるんですが、理科実験室ですか、そういった理科教室とか、ほかの教室にはエアコンがついていませんけれども、これはどうしてなのでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

音楽室の空調機でございますけれども、管理教室棟改築中の平成２２年度におきまして、解体対象でございました旧管理教室棟の図書室に設置されていたものを移設したものでございます。そういう移設という経緯がございますので、ほかの特別教室には現時点で設置されておりません。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

音楽室については経緯が今わかりましたけど、ほかの教室にないのはなぜかということを尋ねておるので、そこの部分を答弁していただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

音楽室に設置されていて、ほかの、理科室と美術室が主だと思いますけれども、設置されていないという経緯につきましては、いわゆる旧のところについていたものをどこに利用するかということで、特に音楽室につけることが一番いいのかなというふうな話し合いの中でそういうふうにされたというふうに聞かせてもらっておりますので、ほかの教室についてはちょっと、今の場合はお答えすることはできません。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

他の教室に今後つける意思はないのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

空調機の設置につきましては、ほかの学校も同様でございますけれども、以前にもご答弁させていただきましたが、今後の気象状況とか、その他影響がございます状況を見て考慮させていただきたいというふうに、関中だけじゃなく、全体にそのように考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

ぜひとも関中だけでなしに、亀山市全域の教室にエアコンをつけるように努めていただきたいと思います。

次に入りますけれども、自治会からの要望についてということでございます。

これはどういうことかといいますと、自治会からの要望というのは、自治会長が市役所のほうに、具体的に言うと道路の整備だとか、側溝の整備とか、そういったものを毎年市のほうに要望をされると思います。要望書を持ってくる。議員が言うていってもこれは受け付けていただけませんので、自治会長が自治会のことは要望を持っていくと、要望書を持っていくと。そういった中で、その要望書に対して、できるできないの返事というのがないんですよね。そういう場合、まめな自治会長さんは担当のところへ行って、どうなっておるんやということをいろいろ市の窓口へ来て聞かれると思いますし、行かれない方も見えますね。そうすると、できるものは順にできてくるけれども、できないものはいつまでたってもできてこないんで、毎年毎年確認しなければ、毎年同じ要望書を出しておるというところもあると思います。

私もある自治会長さんから頼まれて、あれどうなっておんのや、１回確認してこいと言われて、確認していくと、いろいろと説明はしていただくことがあります。ほかにも、二、三年前にこの要望についてはやりますと言われて、根っからしてもらえやんだけど、それも確認してこいと言われたんですね。かなり道路の側面が崩れて、非常に危険な状況になっていました。尋ねに行きましたら、調べていただいたら、担当者がかわって放ったらかしやったということで、すぐ部長が飛んできて、何とかしてもらったという経緯があります。

旧関のときは、全て要望書は書面でできるできないということを出しておったと。亀山になってからそういうことが、できるできないの返事も何もないと。そういうことがあるので、１回ちょっと何とかせいと言われたことがありまして、３年ぐらい前ですかね、そういうことを担当の方に、何とか返事ぐらいできやんのかなと言わせていただいたことがあります。そうしたら、それは関のときに比べて、亀山は自治会の数が物すごく多いし、要望も多いので、そんな一々返事できやんという回答やったと思うんですけれども、そういった扱いですけれども、どのように対応されておるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

自治会の関係でございますので、市民文化部が所管でございますので、お答えを申し上げます。

自治会からの要望について、どのように対応されているのかというようなお尋ねでございますけれども、単位自治会、個々の自治会からの要望につきましては、要望内容によりまして、直接関係する部署へ要望を行っていただいておるところでございます。

市民部の地域づくり支援室が受けておる要望というのは、自治会連合会からの要望について受けております。要望の内容によりまして、庁内の各部署や県、それから警察等に要望内容を送致いたしまして、その後、それぞれからの回答を取りまとめいたしまして、自治会連合会のほうへ書面において回答いたしておるところでございます。

なお、要望書の受理から回答までの間には、おおよそ２カ月ぐらいで回答いたしておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

建設部の所管する部分についてお答えをさせていただきます。

亀山市の管理する道路の総延長は約５５０キロでございます。毎年自治会の要望につきましては、側溝の修繕、舗装の修繕、交通安全要望を２００件近くいただいておるところでございます。そんな中で危険箇所を緊急性の高いところから順次継続的に工事を進めさせていただいているところでございます。

自治会への回答につきましては、本来文書回答すべきではございますが、毎年２００件近くもありますことから、今年度よりは要望書をいただきました自治会長様へは、現場を確認し、必要性、危険性、緊急性を判断しながら、現場での面談とか、それから電話などで回答をさせていただいているところでございます。

これまでも文書回答を希望される自治会長様へは、文書で回答させていただいておったというところでございます。今後も生活道路につきましては、住む方々の立場に立った人に優しい道路管理に努めまして、安全・安心なまちづくりに心がけてまいりたいというふうに存じます。ご理解賜りますようお願いをいたします。

それからもう１点、先ほどのひび割れの件だけお話しさせていただきますが、担当者のほうは当然現場で目視と、それから打診と、たたいたりしてみまして、それは表面上のクラックでありまして、雨水が吹き出したというような状態ではなかった。また、さびのような状態がたしか上下にちょっとあったと思うんですが、それについては、そのひび割れとは関係のないところで汚れが出ておったということですので、ひび割れとは直接関係ない、構造的にも問題ないというふうに判断をしたものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

ありがとうございます。今年度からということは、２５年の４月から変わったということですか。なぜ急にこういうふうに一気に変わったのか、ちょっと私は今までそんなふうには思っていなかっ

たんで、この前もちょっとそういう場がありまして、また再三言われたときに、前と同じように、市は回答していませんと、回答しませんと答えたんで、ちょっと今、突然激変しておるんで、今年度のいつから、なぜ変わったのかだけちょっともう１回確認をしたいので、どうしてこう変えたのかということを。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

今年度、今までそういう要望書をいただいてもお返事が行き違いがあったということもございましたので、やはりもう少しフォローをきちっとしなければならないということで職員のほうもその辺気をつけまして、先ほど申し上げましたんですけど、文書でご回答するのが本意ではありますけれども、少し件数も多うございますので、自治会長様にはご理解いただけるようにということで、当然現地も一緒に見させていただく、こちらで先に見せていただいて、確認して、どのようにするかという結論を出したものをまた現地で自治会長様にちょっとご説明をさせていただいて、ある程度ご納得をいただくというようなことが必要だというふうに思いましたもんで、それをさせるようにということで今年度からさせていただきました。以前も文書でご回答はさせていただいたところでございますが、よりきめ細かくということで、ことしからさせていただいたというとこでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

やっぱりいろいろそういう要望もあって、真摯に受けとめて回答をいただくようになったということで、きょう、ちょうどこういう質問をして、きょうテレビをごらんの皆様にはそういうことが、内容が伝わったかなあと、いい報告の時間になったのではないのかなあというふうに思っております。

それでは続きまして、図書館の管理運営についてなんですけれども、この前ちょっと広報を見せていただいたら、リニューアルしたという話が出ていまして、それも含めて、１回、今の現状と課題についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

図書館につきましてでございますが、昨年内部改修工事を行いまして、１２月８日にリニューアルオープンをさせていただきました。

この改装のポイントといたしまして、１点目に、ゆとりのある空間で、ゆったりとくつろぎながら読書をしていただけるように、書架の間隔を広げて、本をとりやすく、探しやすくなるようにさせていただきました。また、開架図書スペース、本を提示しているところでございますけれども、そこを広くして、書架をふやし、より多くの図書を閲覧できるようにさせていただきました。

２点目に、学習室の充実を図りまして、亀山産の杉を使ったつくりつけの学習机をふやし、木のぬくもりを感じながら落ちついて学習をしていただける空間に整えました。平日は、学習室の利用

につきましては２０人程度でございますが、時期によっては４４席ほぼ満席、特に子供たちといいますか、学生さんの長期休業中にはほぼ満席の状態になります。

３点目でございますが、読み聞かせコーナーを新設し、コーナーでは絵本や紙芝居を読んでいただきながら、親子触れ合いのひとときも過ごしていただいております。

それから、読み聞かせコーナーにおきまして、家庭教育支援の一環として、子育て中の皆さんにお薦めの絵本を集めた「パパ・ママよんで！」、これは生涯学習室のほうでリーフレットで配布させていただいておりますけれども、そこに掲載してございますお薦めの絵本を特集いたしまして、そういった特設のコーナーもつくらせていただいております。絵本につきましては、大人の方にも大変喜んでいただいております。

次に、展示コーナーをリニューアルさせていただきました。亀山市の名誉市民、中村晋也さんの常設コーナーは、より多くの方にごらんいただけるように充実をさせていただきました。また、ミニ展示コーナーを設けまして、１カ月程度のスパンで、そのときの話題に合わせた書籍を展示しております。最近ではソチオリンピックにちなんだ書籍を並べております。

５点目は、靴を履いたまま入館できるようなフロアにし、利用者の方に好評いただいております。

図書館のほうは年間約９万人ぐらいの方々にご利用いただいておりまして、今回のリニューアルを機に、配架や蔵書構成、館内表示等の環境整備やカウンター業務等サービスの向上に努めて、皆様により一層利用していただきやすいように今後も努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

リニューアルをして、学習室も満席になるときもあるということで、また靴を履いたまま利用できる。ミニ展示コーナーとか、そういう展示室というのもできたと。

年間９万人ということなんですけれども、このリニューアルをしてからどのぐらい以前よりふえたのかということをひとつ確認したいのと、もう１つは、私が聞きたいのは、今までに指定管理について検討したことはないかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

まず１点目のご質問の、利用者の人数でございますけれども、微増といいますか、季節によって入館者の数が結構影響ございますので、若干ふえたかなあという感じでございます。

リニューアルによってかどうかということについては、検証はしてございません。

それから、指定管理のことでございますが、図書館の運営のあり方につきましては、亀山市立図書館運営委員会で調査・研究をしておりまして、平成２４年１月に、亀山市立図書館に指定管理制度を導入するかどうかということを調査・検討をしていただいております。そして、その結果といたしまして、指定管理制度を導入することなく、市が直営で運営していくほうが人件費、市民ニーズに対応したサービスにおいて有利であるという結論づけをされております。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

リニューアルしたけれども、微増ということ。微増ということであっても、結構学習室は満席になるということですね。もっとふえたら全然足りないということだと思いますけれども、それから２４年の１月に亀山市立図書館について検討をした結果、人件費等いろいろな面で、指定管理には至らなかったという話でございました。

私どもは会派でこの前、この図書館の管理運営について視察に行ってまいりました。本来、佐賀県の武雄市というのが有名なんで、ここへ行きたいなと思っておったんですけれども、政務活動費が足りなかったので東京のほうへ、千代田区にあります日比谷図書文化館というところへ行ってきました。これでも足りなかったので一部自腹で行ってまいりましたけれども、ここは千代田区なんですけど、人口は５万４，０００人で、亀山市とそんなに変わらないんですけれども、特殊なところでして、昼間の人口は８４万人というところでございます。これ、売りが都会のオアシスに知の拠点ということで、日比谷公園の豊かな森の中に三角形のユニークなたたずまい、２０１１年、百余年の歴史を誇る都立日比谷図書館が千代田区立日比谷図書文化館へと生まれ変わりましたということで、本を読み、調べる図書館と歴史や多彩な文化情報を展示するミュージアム、さまざまな講演やイベントを行うカレッジが三位一体となった総合文化施設という形でリニューアルをされたわけですね。今の亀山市は、ちょうど図書館のある場所には博物館もありますし、それから青少年研修センター、福祉センターとか、いろいろ点在しております。公園もあります。豊かな緑もあります。そういう意味では、本来ならば一つの大きな建物を建てるというのも、指定管理にするということも考えられますけれども、それはいろいろ今分散してあるわけなんですけれども、このエリアを一つのアミューズメントエリアといった文化とか、芸術とか、そういったエリアに位置づけて、図書館を基本とした中で図書機能を充実させて、アカデミー機能とかミュージアム機能、文化活動、交流の機能とか、そういうものをつくる。

例えばこの日比谷文化館なんかには、１階にも展示室、特別室があったりとか、それからライブラリーショップ、カフェというのがあるんですね。ここには本がたくさん置いてあって、お茶、コーヒーやケーキを食べながら本を読むことができる。また、地下１階にはレストランもあります。そこにも本を持ち込むこともできます。それから、１階にはコンシェルジュといって、いろんな案内をしてくれる係の方がいて、まちの案内まで全てやってくるというような、そんなところもありますし、特別研修室もあれば、オフィススタジオ、それから研修室、コンベンションホール、多彩ないろんな施設があるわけなんですけれども、亀山は亀山なりにそういった、ちょうど博物館もあって、図書館もあって、あとないのは、そういったカフェだとかレストラン。例えば本を借りて、穏やかな天気のいい日に芝生でテイクアウトしたコーヒーを飲みながら本を読む、そういったこともできるんじゃないかなあ。そういったエリアというのが、市長が考えるクオリティー・ライフというものの一つの位置づけになるのではないかというふうに私は思うのですが、市長の考え、思いがありましたら。今後、私は、第２次総合計画の中にこういったこともひとつ考えていってはどうかなというふうな提案をさせていただいておるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前田議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のエリアというのは、本市の中心的な総合公園、亀山公園を軸に、図書館でありますとか、歴史博物館などのいわゆる生涯学習施設、教育施設が整っておるということで、市民の遊びの場であり、学びの場であり、憩いの場として長年多くの方に愛されてきたというふうに思っております。

実はちょうど１週間ぐらい前に、時間がありましたんで、あの一角から北公園全体を少し散策する時間がありまして、最初北公園のほうから入ってまいりましたが、あの一角の持っておるゾーニングといいますか、一体感というのは、今は施設的な配置とかというお話でございましたが、私は余りなかなか気がつかないけれども、大変すばらしい充実をした、さまざまなことが組み込まれておるというように感じさせていただきました。多くの方も、多分、非常に立体感のある空間であり、あるいは機能でありという意味で、すばらしいなあというのを改めて感じたところであります。

今、千代田区の日比谷のお話もございました。カフェがあったら、これまたすばらしいんでしょうが、基本的には多分そういう市民の学び、あるいは憩い、あるいは遊び、子供の非常に長い滑り台がございますけれども、ああいうものもひっくるめて、非常に総合的に機能するような環境のエリアだというふうに改めて思いました。

今後につきましても、子供から高齢者が健康づくりや憩いの場など、安心して利活用できるよう、環境整備に努めてまいりたいと思いますし、生涯学習施設につきましては、本年度、図書館の改修を実施いたしましたので、引き続き学びの場としての各施設の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、これは少し触れていただきましたように、当エリアは静かな環境に囲まれ、文化創造活動を行うに適していることからも、生涯学習の拠点として、また亀山公園とが一体となったさまざまな効用を発揮できる公共空間として活用していきたいというふうに考えております。幾つかのご提案もいただきましたが、現時点ではそのように認識をさせていただいております。

○議長（宮崎勝郎君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

市長は、余り前向きではないなあというふうに感じましたけれども、もう１つちょっとつけ加えておきますと、そういったノウハウとか、やり方というか、そういうのが、ここは指定管理をどこがやっておるかというと、代表企業は小学館集英社なんですね。その中で大日本印刷だとか、あるいはビル管理会社だとか、図書館流通センターというのが構成企業として入っています。やっぱりこういったところのノウハウを取り入れていくということが非常に大事なことで、やっぱり市長が一生懸命考えておっても、職員が一生懸命考えておっても、専門家のノウハウというのは非常に、こういう図書館とか、そういうのが必要であるというふうに思いますので、お金もはっきり言ってかかります。かかりますけれども、今ある既存のものをうまく利用することもひとつできるんではないかということで、実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに思いまして、この質問を終わりまして、次の蒸気機関車に入りたいと思います。

この蒸気機関車というのは、以前にも観光振興の中で質問をさせていただいたことがありまして、

そのときはやっぱりいいお答えはいただけなかったんですけれども、実はこの通告をしたときに、河村名古屋市長が亀山駅に来られまして、たまたま私、ちょっとＪＲ亀山駅の方と、今度蒸気機関車についてちょっと質問するからと話を聞いておったら、何をしに来られたかというと、河村市長は名古屋から桑名まで蒸気機関車を走らせたいと。なぜ亀山へ来たかというと、亀山に転車台があると。だから、そこまで来て反転させるわけですね。だから、亀山には転車台があるから亀山へ来て、亀山の転車台を貸してくださいということで来たという話なんですね。だから、これが実現すれば、名古屋から桑名まで乗客を乗せて、あとは空で桑名から亀山まで往復するのかなあという話になるんですね。それはそれで、私もこの質問をするに当たって心強いなあというふうに思ったんですね。

私がイメージしておったのは、亀山から柘植の間という。この区間というのは自然も豊かなところで、田園風景もあり、ふるさとを感じさせる。そんな中にＳＬが走ったらという映像を浮かべると、非常に亀山にも１つきらりと光るものができるのかなあと。先ほど午前中には、消防庁舎で、消防長がきらりと光るものをつくるということで熱弁を振るっていただきましたけれども、そういったこのＳＬを走らすという夢ですけれども、こういうことで亀山の魅力を高めていくということも必要ではないかなあというふうに思います。

現に、平成９年ですけれども、伊賀上野にＳＬを持ってきて、それは構内だけを移動させたという経緯がありまして、聞いてみますと、技術的には走らすことが可能であるというふうに聞いています。問題は、その沿線にいろんなマニアの人たちとか、そういうＳＬファンが集まってきて、そういう人たちを整理するのに人が要るだろうとか、あるいは、実は亀山・柘植駅間と書きましたけれども、柘植駅には転車台はないんですね。転車台跡地がありまして、転車台をじゃあつくったらどうやといったら、億単位の金がかかるよみたいなことを言われました。ただ、伊賀上野まで行きますと、入れかえをできるというふうな話を聞いています。そのちょっと話は、多分回転ができるんだろうと思いますけれども、そういう話を聞いております。これは私の思いでございますけれども、市長はそういう思いがないのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど今触れていただきました国鉄の民営化の１０周年を記念して、当時、上野市から亀山間を、国鉄の協力を経てＳＬを走らそうという運動を沿線の自治体がされたというふうに認識をいたしており、旧亀山、旧関町もそのような協議の中で準備をされておられたと、緩やかに。最終的にはいろんな、先ほど触れられたようなことがあって、実現には至りませんでした。伊賀上野駅構内へＳＬを投入した、だんじりのお祭りに合わせてというふうなことで、限定的にやりました。しかし、これは本当に長年の、特に国鉄とご縁の深いこの亀山市、あるいは国鉄のＯＢの皆様、住民の皆さんには、このＳＬを走らせることができないのかという思いというのがしっかり根強くあるというふうに思っております。さまざまな課題がございますけれども、実現の可能性があるのか、ないのか含め、今は少し伊賀上野、それから甲賀市、い・こ・かの連携の中でもこういうことにつきまして、トップ同士も含め、話し合いをさせていただいております。なかなかハードルは高いわけでございますが、これからも沿線自治体や諸団体との連携を図ってまいりたいというふうに思って

おります。名古屋市さんとの関係につきましても、いろんなご縁がございますので、今後も、リニアもそうなんですが、この鉄道をどのように生かすかという連携をしっかりやっていきたいというふうに思います。

○議長（宮崎勝郎君）

前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

やっぱり熱意のある市長というのは、河村さんみたいに現場まで足を運んでおる、何とかしたいと感じられるんで、やっぱり市長もそういう現場へ足を運んで何とかしたいというような、言葉だけじゃなく、対応していただきたいなというふうに思いますし、実は今ＪＲ西日本は、乗降客が非常に少なくなってきています。だから、この亀山から上野、加茂のこの間ですけれども、非常に乗降客も少なくなってきて、経営自体もかなり苦しいというようなことも聞いています。だから、そういう意味では、ＪＲ西日本なんかも少しは協力的には考えてくれるのではないかというふうに思いますし、今言われましたけど、い・こ・かという、伊賀市とか、名古屋市も含めてしっかりと連携をして、これはやろうと思えば実現できると思うんですね。岐阜も今回リニアが誘致されるということで、そこの岐阜県のほうにもＳＬを走らすという話がありました。これは、機関車の釜が生きているかどうかということで、動くか動かないかということが判断できるそうです。ですから、これはわかりませんけれども、関のロッジの下にも機関車がありますし、亀山にも機関車が１台ありますね。これも調べれば、ひょっとしたら釜が生きておれば動く可能性もあります。だから、そういったことも含めて、今後検討をしていただきたいということで、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

１７番　前田　稔議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時５９分　休憩）

（午後　３時０９分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１９番　小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

一般質問最後のラストバッターとして、大変皆さんお疲れだと思うんですけど、聞いておりますと、議員の質問と執行部の答弁に見解の相違とはいえ、かなり隔たりがある。余りにもあり過ぎるのかなあという気がしますので、私の質問に対してはできるだけ隔たりのないように、明快な回答をいただきたいというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして市制１０周年事業についてということでございます。

平成１７年に合併しまして１０年が経過し、節目の年ということで、本年度の予算にも計上されておりますように、市制１０周年記念事業が盛り込まれております。この記念事業について、何をやろうとするのか、その辺について、まずお聞かせを願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

１９番　小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

平成２７年１月１１日に市制施行１０周年を迎えるに当たりまして、市民の皆様方とともに記念すべき節目の年を祝う記念事業を実施いたしまして、市民が市に誇りと愛着を持つことによりまして、本市のまちづくりの基本理念であります市民力で地域力を高めるまちづくりの実現を目指します。

議員お尋ねの記念事業といたしましては、まず記念式典事業といたしまして、２７年の１月１１日でございます。亀山市表彰条例にのっとりまして、功労表彰、特別表彰などを行い、新たに市勢要覧も作成をいたします。また、本市の知名度を向上させ、イメージアップを図るため、市が主催する、また共催する事業で多くの市民に参加願うもの、あるいは市内外に情報発信できるものについて、市制施行１０周年記念事業の冠を付させていただきまして、実施をいたします。このほか、市政情報をわかりやすく伝えるために、亀山市暮らしの便利帳を官・民によります協働事業にて作成するほか、亀山市ホームページをリニューアルするなど、それぞれの部局において取り組むことといたしております。

今後、市民の皆様方とともに、市の将来に夢と希望が持てる１０周年となるよう、記念事業に取り組んでまいります。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

記念事業、今言われたんですけれど、記念事業の式典に８３５万、それは市勢要覧約４００万、ほかに事業は冠事業がある。暮らしの便利帳をつくるというを初め、これをやることに８００万も使うのに、節目の年として市民力や地域力を高めるまちづくりの実現にどう結びつくのか、市制施行１０周年に当たって、市の将来に夢と希望を持てる１０周年となるような事業に取り組むと。記念式典は５周年でもやったと思うんですけど、ただ通り一遍の表彰者と功労者を表彰としたのみでさほどでもないし、冠事業もシティマラソンやとか、生涯学習やとか、薪能、納涼大会。これは平年ベースで観光協会が今までから、１０年の節目やなけやならんという事業ではないと思うんです。これは平年ベースの経常予算の範囲内でやっておったことであって、ただ８３５万だけで、そのうちの市勢要覧をつくると、暮らしの手帳をつくるというだけで、これが市制１０周年の将来の市民に夢と希望を持てる、そういう１０周年記念事業とは結びつかない。平年事業をただ盛り込んだというだけで、この記念事業を１０周年として、やっぱり１０周年たって、５周年なら一つの意義があったと思うんですけど、１０年たったら、やはり合併特例債の件につきましても、何かにつけて、大きな財源でも、市にとって大きく変わる節目であるのに、８３５万立てて要覧をつくるだけで、それで市民が市民力で地域力を高めるんやと、節目としてやるんやと。それで夢と希望が持てるまちが実現するのとは、私はほどほど結びつくものではないと思います。再度この記念事業、あくまでも市を挙げて市民に対してする事業としては、余りにもかけ離れておると思うんですけど、再度その辺についての考えをお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

今回１０周年記念事業、参考で記念事業の内訳をお示しもさせていただいておりますけれども、１０周年記念式典については約４３０万、市勢要覧４００万、ホームページのリニューアルに４７０万、ご当地ナンバー１１０万といった形で、今回市制１０周年記念事業という形にさせていただいております。

これまでには１０周年単位で、例えば旧亀山市では文化会館だとか、歴史博物館といった大きなハード事業での記念事業を実施してきたといった経緯もございますけれども、今回合併１０周年記念事業におきましては、現在の財政状況等も勘案をして、過大な記念と事業とせずに、多くの市民の方が参加できる事業に冠を付し、そういった事業に上乗せをして、市民全体で１０周年を祝えるようなさまざまなソフト事業を中心として考えてきたといったところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

その辺はこれも大きく見解の相違で、それでは、今市長が言うておる１０周年に対するコメントと、現実、本年度やろうとする中身とは大きくかけ離れておる。市民挙げて、隅々まで市民がこの１０周年を喜ぶという事業にはならんと。冠事業としては、それにプラスアルファするんだろうと思う。シティマラソンやとか、薪能、納涼大会、花火大会、また街道まつりに、ただ１０周年記念というロゴを入れるのみであって、改めて１０周年を何としても一つの節度としてやるにしては、余りにもほど遠い話ではなかろうかなあというふうに思っていますし、後ほど申し上げますけど、合併特例債にしても、まちづくり基金にしても、今回１０周年の節目とするのであれば、にぎわいづくり基金だとか、まちづくり基金を大幅に１０年の節目として、合併して特例債をいただいた金について、ソフト事業であろうが、元金を償還した額であればハードにも使えるというんであれば、そこを思い切って一つの節目として予算をつぎ込んで、合併して１０年目に対して、まちづくり基金だとか、またにぎわいづくり基金を大幅につぎ込んで、そして合併としての節度をつけるというのが、私はそうであろうというふうに思っておりますが、また後ほど合併特例債のことについては申し上げますので、これについては私と見解の相違が大いにあるんだろうというふうに思います。

それでは市長にお伺いしますが、合併１０周年、旧亀山市と関町が合併をして１０年、いろんなさまざまなことがあっただろうと思います。この合併して１０年について、市長がどのように一体化した亀山市について、総括としてどのように認識されてみえるのか、お伺いします。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えいたします。

本市は平成１７年１月１１日、旧亀山市と旧関町の合併により誕生いたしまして、新たな歴史を刻み始めました。来年、新市合併１０周年を迎えるに当たり、現時点で振り返ってみますと、合併前の合併協議の大変真摯な議論、それを契機といたしまして第１次総合計画の策定など、一体感の

醸成が図られていく中で、例えば人口につきましては、第１次総合計画の基本構想において、平成１７年度の国勢調査結果を基点として、将来人口推計を平成２８年度には５万２，０００人とする中で、平成２２年度国勢調査結果では５万１，０５８人と将来推計人口をやや上回る結果となりました。名実ともに市の仲間入りをする都市へと成長してきたというふうに感じております。

また、地域社会におきましては、さまざまあっただろうと思いますけれども、亀山商工会議所と関町商工会との合併を初め、自治会連合会、あるいは老人クラブ連合会、婦人会などの各種団体の合併、地域コミュニティにありましては、旧関町地区でも拡大がされるなど、それらの活動に非常に厚みが加わって一層活発になるなど、新市は市民活動や地域活動の元気が生み出されてきたというふうに感じておるものでございます。

そのような中で総括、特に行政効果やサービス向上につながったのは何だというようなご趣旨でございましたが、新市まちづくり計画を進歩・発展された計画となる第１次総合計画の実現に向けまして、市の政策的な取り組みとしてまちづくりの基本となる亀山市まちづくり基本条例の制定、市民と行政の協働の仕組みの確立、市民活動拠点施設の整備等を通じた市民活動の充実を図ることで、さまざまな分野における市民活動が活発化されてきました。

また、旧東海道の３宿を有する本市独自の歴史文化資源を生かした取り組みは、全国で第１次となる歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の認定を受けることができまして、関宿を中心として、計画に基づく事業の展開を現在図っているところでございます。

一方で、子供に関する施策では、子ども総合センターの設置による子供に関する施策の一元化や、全国トップレベルの特別支援教育の実施を初め、子供医療費の無料化、幼稚園、小・中学校の建設や県下トップレベルでの学校ＩＣＴ環境の整備など、積極的な子育て支援施策により、子育てに優しいまちとして評価をいただくようになってまいりました。

また、健康都市連合に加盟し、市民の健康寿命を延ばす取り組みや地域医療再生への取り組みを進める一方で、総合環境センターを拠点とした環境施策を積極的に進めるとともに、産学民間連携による環境学習の推進など、エコシティーの定着も図られてまいりました。ほかにも、合併特例債を活用した和賀白川線の整備、また関中学校の改築、あるいは亀山斎場の建設、さらには北東分署の整備など、公共施設の充実が図られてきておるところでもございます。

一方で、市の財政構造が、平成１７年には液晶関連産業の展開も相まって、地方交付税の不交付団体となりましたけれども、世界同時不況以降の先行き不透明な経済情勢を背景として、企業収益の悪化や個人所得の低下による税収の落ち込みなどにより、平成２３年度には７年ぶりに普通交付税の交付団体となりまして、行政経営の大きな転換点を迎えたところでございます。その環境変化にしっかり適応すべく、現在努力を重ねておるところであります。

また、合併により新たな時代に対応できる自治体に生まれ変わるため、予算、人員など限られた資源を効率的に活用し、適切な行政運営にも取り組む必要もございました。その中で、一般職員数を見てみますと、合併以前の平成１６年４月１日時点で、旧市町合わせて職員数６５１名であったのに対しまして、平成２５年４月１日時点では５８１人と７０人の減、率にいたしまして約１１％の減となっておりまして、合併初期の目的でもございました行政組織の効率化が図られているというふうに評価をいたしておるものであります。

このように、合併後の市の取り組みを少しざくっと振り返ってみましたけれども、行政経営上の

効果を生かして、住環境の整備や市民サービスの向上に努めることで、旧市町の一体感の醸成につながっているものというふうに考えております。今後、社会経済情勢は一層厳しい局面を迎えることも予想されますが、この１０周年を節目といたしまして、新たなステージに向け、また時代にふさわしい自治体経営を行って、５万市民の皆様が真の暮らしの豊かさを実感できるような取り組みを、次の段階へと進めてまいらねばならない局面であるというふうに認識をいたしております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

ええところばかりをようけ並べてもろうただけです。

私が聞いておるのは、合併したことによる行財政効果なり、市民サービスがどのように向上したのか、人口動態と今後この推移をどう見守っていくのかと。また、地域格差も今でき上がりつつある。だから、そこらについて、やっぱり合併したことによって波及効果のあった、いいこともあれば悪いこともあるだろうと思うんです。ただ、今聞いた中には、平成１６年、職員６５１名が平成２５年には５８１名と７０名減といいますけど、しかし実態は、今でいう期間雇用、臨時、嘱託入れれば１，０００人以上おるわけです。これについては、市民からも余りにも臨時職員について、人数が多いと、倍以上おるんじゃないかということに対する、中身はいろいろあると思うんです。しかし、市民の目から見れば、かなりの職員数がふえておるということに対する考え方もあるかと思うんですけど、特に新市まちづくり計画に基づいて合併をしたことによって、新市まちづくり計画の見直しを今回やるとはいうものの、その当時、合併協議でつくった新市まちづくり計画の達成度についてはどのように考えてみえるのか、お伺いします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

先ほど市長から答弁を申し上げましたように、新市のまちづくり計画につきましては、第１次総合計画に移り変わっておるというような形で、現在第１次総合計画の実現に向けまして、市の政策的な取り組みを順次進めておるといったことでございます。

今回の見直しにつきましては、合併特例債の活用期間が５年間延長したといったこともございまして、今回新市まちづくり計画の変更を行いたいというようなことで２６年度を考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

新市まちづくり計画は、あくまでも合併のときに、合併特例債なりをいかにして活用して、お互いの市町の不均衡是正だとか、より一体感を持つための事業を消化するということで財政規律の特例としてやられたもので、だから新市まちづくり計画は、あくまでも変更が今度あるとはいうものの、やはり現時点で、当初つくって計画した中身について、特例債を充当した事業はどの程度達成できたのか。ただ、野村布気線だけは暗礁に乗り上げておるというのはよくわかるんですけど、し

かし、随時北東分署についても、和賀白川線についても当初からどんどん変化はされておる。長期基本計画に絡んでおるとはいえ、やっぱり新市まちづくり計画そのものは合併特例債をある程度優先する事業であるので、達成度はあるべきであっただろうというふうに思うんです。

それとあわせまして、この合併特例債の運用と今後の施策についてでございますけど、合併して１０年、新市まちづくり計画による財源、これの財源として特例債の発行額が９６億という枠で国から枠をいただいておるわけで、市の財源としては、重要性を増す合併特例債については活用期限を延長して、有効活用するため計画を見直すと。平成２７年度から計画を見直すということになっておるわけですけど、それについても、特例債については今現在６８億４，１６０万が使われておりまして、あと２７億７，８１０万、これは質疑でも申し上げたんですけど、一体これはどういうふうに使うんだろうなあということで、これは今後、この後期基本計画の中で盛り込まれるんだろうと思うんですけど、それ以外に基金分、まちづくり基金、それから関宿にぎわいづくり基金が約１０億と、それから３億７，０００万。それで、今年度はコミュニティの関係に７９０万とにぎわいづくりについては１７０万を使うということなんですけど、今既にまちづくり基金については、１０億借りても、原資か元金返したんは、３億５，０００万なんですね、まだ。まだ６億５，０００万残っておるんです。しかし、利子は４，８００万、約５，０００万投入しておる。４億を返還した中に２億８，０００万が交付税の中に算入されておるというだけであって、２２年度までは亀山市は交付税をいただいていないので、この基準財政需要額に算入された約４，０００万ぐらいはほとんど反映されていないにもかかわらず、１０億と３億７，０００万は堅持しておると。わずかな数だけを持って予算化していたと。だから、こういうものをこの１０年の節目にいかにして活用するかと。活用してこそ、やっぱり交付税で算入されて実用していくと。１０億借りても、３億は市税になんですよ、税金で補うわけですやん。実際は７億で、３億は市の税金が投入されるわけですやん、交付税に算入されるとはいえ。だから、こういうふうに算入されたんは２３、２４、２５年の３カ年であって、それ以外は交付税に算入されても交付税としては反映されていない。関宿にぎわいづくりについても３億７，０００万。まだ１億３，０００万ぐらい残っておると。半分以下残っておると。だから、そこらの活用をいかに早くするかによって、原資が残るからいいんやなしに、やっぱりこの基金は合併特例債で交付税に算入されるとはいえ、事業化することによって、その税金を３割投入することによってこの合併の効果が上がるということだと思うんですけれども、その辺について、この市民まちづくり基金、また関宿にぎわいづくり基金についても、やっぱりそこはソフト事業からハード事業にも使えるという、前田議員の質問にありましたように、償還額についてはハードもできるということを踏まえて、やっぱりこれからの特例債、それからまちづくり基金、関宿にぎわいづくりついて、一体どのように今後この財政運用をされていくのか、お伺いします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

まず合併特例債につきましては、これは昨日ご答弁もさせていただきましたけれども、実質まだ約２１億円の発行枠が残っておるということでございまして、こうしたことから今後の新たな活用につきましては、見直しを予定いたしておりますこの新市まちづくり計画、２６年度で見直しを予定いたしておりますけれども、その中で明らかにしてまいりたいというふうに思っています。基本

的には、旧市町の一体感の醸成を図ることができる事業といったことで、合併特例債の発行期限となります３１年度までに完了を見込める事業を中心に検討していきたいというふうに思っております。

それともう１点、市民まちづくり基金の１０億と、関宿にぎわいづくり基金３億７，０００万ということでございます。これにつきましては、我々、これまでソフト事業というようなことのみに使用ができるというような考え方でございましたけれども、今回ハード事業にも使用ができるというようなことも確認ができましたので、この後期の第２次実施計画も２７、２８年と作成をさせていただきます。その先には総合計画もございますので、そういった計画の中で、貴重な財源としてこれら２つの基金については活用していきたいというふうに考えてございます。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

その新市まちづくり計画を本年度中につくるというのであれば、ある程度メニューはあるんですか。今まで総合計画の中でどうしてもなし得なかったこと、実現不可能だったということがあっての話なのか、今から探すんか。そんなことをしておったらなかなかできんと思うし、それから市民のコンセンサスもとれんだろうと思うんですよ、やっぱり。あくまでも口先だけであって、今からつくりますというだけでは計画性が全然ないし、今やりたくてもやれんことをこのまちづくりの中で充当してやるんやというメニューがあって、初めて新市計画も見直しができるだろうと。

その辺が非常に曖昧であって、ことしの予算を見ても今までの計画どおりで、だから達成率を聞いておるんです。本来やるべき仕事をやらなかったのかと。だから、これに見合う事業として、私は再三いろんな意味で、野村布気線が暗礁に乗り上げているんであれば、亀山関線を何とかしてくれと。これは再三私は申し上げているんです。それについても一向に、返事だけであって、これは私が合併直前からこの亀山関線をやかましく言うとるんです。これが一体感を持つ道路やと。そのために、野村布気線が暗礁に乗り上げたんやったら、それにかわる道路をつけたらどうかと言っても、一向に具体化もしない、取りかかろうともしない。それについても、それ以外にもいろんな事業があると思うんです。それら全てなおざりにしておいて、今からつくりますんやといって何をつくるんか知らんけど、これはできるだけ早く提示していただかんならんと思うんですけど。

まだもう１点、普通交付税の基準額の推移の中に、合併算定がえ交付税があると思うんです。１７年に合併をした当時から、旧関町、亀山の算定がえ交付税というのがされております。１７年度については、亀山市については、やっぱり基準財政収入額がかなり有利に、シャープ等含まれて優位にあると。旧関町については、やはり基準財政額が低かったというようなことから、依然として、亀山全体では２２年度までは地方交付税はなかったけど、２３年度から交付税は基準財政需要額が上回ったということで交付されておるんですけど、これはあくまで合併に伴う算定がえ、１７年度から２５年、本年度までの小計をすると、旧亀山市についてはマイナス分が不交付団体のために２２年まではほとんどマイナス、２３年度から１億５，０００万から７，０００万に対して年間、ことしですと７，０００万。旧関町は、関町分の算定がえについては、１７年度から２５年度までの９年間で５４億が交付税として算定がえされておるわけです。毎年９億から１０億が旧関町分としての格差等、国の制度上の問題ですけど、合併することによる平準化を図るための算定がえのために、

５４億円という交付税が今既に交付されてきたわけです。そのことについて、亀山全体の話であろうとはいえ、それで旧亀山市と旧関町と総括されながら今まで来ておるわけですけど、既に積算基礎としては旧亀山市分として上げてありますけど、旧関町分としては５４億という合併算定がえ積算というものは既に地方交付税として積算されておる、そのことについてどのように、この算定がえ地方交付税についてはどのように感じてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森部長。

○企画総務部長（広森　繁君登壇）

普通交付税の特例でございます合併算定がえにつきましては、市町村合併におけるスケールメリット等を生かした行政コストの縮減の効果を得るためには、公共施設の統廃合だとか、職員数の削減などを進めるなどの取り組み期間を必要といたしますことから、一定期間、これは１０年間ですけれども、普通交付税を旧市町村単位で算定をいたしまして、その総額を確保することで合併市町村の行政運営を財政面から後押しする制度となってございます。

それで、先ほどご質問ありました旧関町の合併算定がえに係る地方交付税、おっしゃるとおり、９年間で約５４億円でございました。これの考え方でございますけれども、基本的には旧関町におきまして、全国一律の行政サービスを実施するために必要となる経費に対しまして、税収が不足するためにその財源として交付されたものでございますので、基本的には通常の行政経費に充てる財源というのが私の認識でございます。

また、合併後、旧関町の地域におきましては、合併特例債などを活用いたしまして、関中の改築、天体観測設備の整備、温泉を活用いたしました足湯施設の整備、このほか下水道整備などを年次計画的に実施をしてきておりまして、また我々市職員については、この１０年間で旧市町の垣根は取り払われたというような思いで日々業務に当たっておるところでございます。旧市町の一体感の醸成が確実に図られてきているというような認識をいたしているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

確かに、関町分だから関町で５４億円使えという意味じゃないですよ。一体感を持ってやることについて、その格差が生じないように、旧関町は旧関町、亀山市と一体感が持てるように、標準化できる一つの財源であれば、これはあくまで一般財源であるためですけど、今言われたように、関中を建てました、足湯しました、あれしました。だから、５４億円はそれに見合っただけで十分やというふうにとれるんですけど、やはり道路一つにしても、下水もやっていただいておりますけど、この１０年間で旧関町道は１メートルたりとも道路延長は延びておらんし、十分ではないと思うんです。確かに主要幹線道路は多く走っておって、幹線道路もあるんですけど、いろんな意味で旧関町が抱えておった道路事情については何ら一つも解決しておらん。裏道にしても、それらの道路にしても、何ら１メートルも解決しておらんということがあるがために、この合併特例債についても、確かに関中学校、それからまちづくり計画に基づいて充当して、合併特例債をしておりますけど、あくまでも関宿にぎわいづくり基金なんかは旧関の足湯を中心にした、関宿を中心にしたところに使うというための基金であるはずが、これが１０年放置されておったと。丸々使わずに放置してあ

ったということ自体も、また交付税でも算入されておったとはいえ、旧関町が抱えておった大きな道路の問題、また環境の問題については何ら進展していない。特にこの５年間、進展していないというふうに私は思うので、やはりもう少し合併特例債、それから市民まちづくり基金、また関宿にぎわいづくり基金を有効かつ実現性のある事業に取り組んで、新市まちづくり計画を取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、関宿重伝建３０周年記念事業についてお伺いいたします。

これも同じように、式年事業としてことし実施されるということでございます。昭和６０年とか、平成３年、６年とか、いろいろやっておる中で、ことし予算化されておるんですけど、ことしは４００万、そのうち２５０万はパンフレットをつくるだけと。合併１０周年に約１，４００万、かめやま文化年に２，２８０万、屋根のない博物館創設に１，１７０万ですよ。こういうふうに使途もわからん不明な、不明とは言いませんけど、補助金とか、団体に出す金が予算化されておるのが、ほかの合併１０周年、かめやま文化年、屋根のない、これに４，０００万も５，０００万もかけることに対して、関宿の伝建３０周年に４００万で、ただパンフレットに２３０万使うのみで、何ら中身がない。かめやま文化年２０１４年の３つのリーディング事業の一つとして、シンポジウムの開催、記念誌の発行、各種事業、保存意識の高揚につなげたいと言う割には、４００万で一体何をするのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

関宿の町並みは、昭和５９年１２月１０に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されまして、本年１２月１０日が３０周年となります。このことから、記念日を中心に、関宿重伝建選定３０周年記念事業として各種行事を開催してまいります。

本年は、まず９月に、全国伝統的建造物群保存地区協議会北陸・東海ブロックの研修会を亀山市で開催し、全国の伝建地区で活躍されている技術者等をお迎えする予定でございます。１０月には、平成１７年から開催を続けていただいております関宿スケッチコンクールの第１０回記念イベントを計画しており、関宿を活用した文化的活動の状況をごらんいただきたいと思います。１１月には、第３２回地域づくり団体全国研修交流会が三重県で開催されますことから、関宿だけでなく、亀山宿、坂下宿の関係の皆様にもご参加いただき、亀山市で分科会を開催したいと考えております。１２月には、メーン事業として重伝建選定３０周年記念シンポジウムを開催するとともに、記念誌の発行などを行う予定です。年が明けまして来年１月には、文化財防火デー消防訓練を地域の方々にもご参加いただき、実施したいと考えております。

本年度はそういう形になりますけれども、時期は未定でございますが、平成２７年夏ごろには、東の追分鳥居のかけかえが予定されておりまして、これを記念行事のフィナーレにしたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

それを全部４００万でできるんですか。来年のお木曳きは別としても、何かもひっくるめて、４

００万のうち２３７万1,０００円はパンフレット、記念誌をつくるということですやろ。あと１７０万でこの事業を全てできるのか。

スケッチコンクールなんて前からやっておる、ずうっと毎年やっておるんやで、平年ベースですやんか。研修会も、シンポジウムも。シンポジウムは、昭和６０年にはシンポジウムを開催しております。平成３年にもフォーラム、これは全国大会です。全国総会をやっています。平成６年にはシンポジウム関連、これは国民文化祭みえと併合してやっておると。その時々に、今までやっておるんですよ。だから、３０年事業というのは何をやるんやと今言われたら、研修会やります、スケッチコンクールやります、交流会やります、シンポやります、防火デーやります。これが、この３０年間守り育ててきた住民に対して、また観光客が今どんどんふえておる中、ほかにやるべきことはもっとあると思います、住民が望んでおるのは。あくまでもこれは行政目線ですよ、やろうとするのは。地元から我々に、３０周年をやりたいんやけど、何をさせてもらったらいいやろうという、協力させてほしいという要望はあるけど、全然行政からはそのお誘いがないと。我々は３０周年に、言われたら何でもやりたいんや、参加したいんやと、記念になることをしたいんやということを言われておるんですよ。だから、今言われたこれは全部行政目線、行政が都合のいい範囲内でやるだけであって、住民の熱意、住民の思い、こんなもの何もないんですよ。行政が考えた行政目線で、都合のいい話ばかり、研修会を持ってきたって、そんなこと市民は望んでおらんですよ。市民は市民として望む３０周年記念事業というものを取り上げた上でやろうとしておるのか、あくまでも行政目線でこんなことをしたって、本当に今まで丸投げされてきた市民は喜ばないと思うんですよ。それでは、せっかくする重伝建３０周年事業としては、余りにも地域住民、今日まであれだけの価値のある関宿を育ててきた市民に対して、余りにも事務的で、行政目線で、簡素化し過ぎておると。もっと情熱のこもった、市としてもっと市民に応える行事を組み込んだ形でやるべきだと思う。

その中で、選定３０年の総括と検証ということなんですけど、重伝建まちづくり保存会でこれを３０年したことによってどのように変わった、３０年間でどのように、制定されてから今日にどのように変わったと感じておるのか。そして、それの波及効果はどのようにあって、将来に向かってこの関宿の町並みは、今後どのように守り育てていこうとしておるのか、お伺いします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

関宿の町並み保存事業につきましては、昭和５６年に保存計画を策定し、これに基づいて事業の実施をしてきたところでございます。

保存計画では３つの事業を行うこととなっており、まず最初は、所有者等が実施する伝統的建造物等の修理、修景への支援でございます。昭和６０年度から、国・県の支援を受けながら事業を継続してきており、修理修景事業総件数は６００件を超え、交付した補助金総額は８億円余りとなっております。

次いで、保存地区の保存のために必要な管理施設、設備並びに環境の整備でございます。保存地区では、電話柱の移設、路面舗装の改良、消防器具等の設置、下水道整備等を行ってきたところでございます。

３点目は、地区の特性に合わせた整備であり、重要文化財地蔵院の修理、資料館等の整備などを

実施してまいりました。

こうした事業の継続により、関宿の町並みは歴史まちづくり法による認定に代表されますように、各界から高く評価されているものとなってきております。また、地域におきましては、保存会や見学者の案内などの住民活動、関宿を活用した文化的な活動も定着してきており、このことが生活感のあるまちという関宿の評価にさらに説得力を与えております。

一方で、課題となる点もございます。例えば、議員がおっしゃられましたように、街道の裏道の整備、観光駐車場整備など、観光対策、空き家の増加などでございます。これらにつきましては、これまでも取り組みを進めてきたところでございますが、まだまだ見通しが得られていないところもあり、引き続き取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

今まで取り組んだこと、都合のいい話ばかり言うて、本当は、３つやと言いましたけど、これは５９年に重伝建に選定されて、今日まで住民の協力を得ながら伝統的建造物の保存がまず第一、それから歴史的景観の整備に努めてきた。それから、まずそこに住んでいる方の生活環境の整備、消防署と防災施設の整備、観光客対策、それから保存地区の特性の整備といった非常に入り組んだ、普通の文化財と違って、これは生きた文化財なんですわ。関宿の町並みは生きた文化財ということで、保存場所のテーマとして長く取り組んできたと。こうした生活と一体化した生きた文化財としては、世界遺産登録においても評価の対象となっておるというのも今の現実の流れだと思うんです。そういった掘り下げて今非常に高い評価をされる文化財についても、もう少し形式だけの記念じゃなしに、もっと住民を巻き込んだ、もっと盛り上がった事業に取り組んでいただきたいというのと、あと１点、この今後の、将来のこととしていろいろあったんですけど、やっぱり関宿周辺地域まちづくり基本計画なり、また東海道歴史文化回廊保存整備基本計画、それから亀山市歴史的風致維持向上計画、こうしたものはやっぱり背景にもあった中に盛り込んでいただかねばならないし、文化振興ビジョン、観光振興ビジョン、都市計画マスタープランやとか景観計画、こうしたものとうまく整合を図りながら今後やっていただかないかんと思うんですけど、特に、今後非常に難しい問題もあろうかと思うんですけど、もう少し将来を見据えて、空き家対策の問題もあります。これをどうするかというのは大きな問題だと思うんです。そういうところにもっと目を向けていただいて、そんな事業を消化するだけやなしに、空き家対策をどうするんだ、防火対策はどうするんだということを、もっと具体的にこの特例債を使ってやるべきだと思うんですよ、含めて。基金もあることですで。

それともう１つ、山車会館廃止というのは撤回してもらいたい。関宿にとっては、山車会館は長年の見解です。廃止というのであればゼロですよ。市長が言う凍結でも結構ですよ。凍結やったら溶けても水になるでまだいいけど、廃止はゼロですよ。せめて凍結ぐらい、継続か、凍結にこれは撤回してもらわんと、私はこれは承諾できへん。廃止ということは困る。これは余り好ましくないけど、凍結ぐらいにしておいてもらわんと納得はいかんので、それについては強く申し上げておきます。

それから、時間がありませんので、主要幹線道路の整備についてでございます。

国・県道の整備なんですが、私は再三インフラ整備で国・県道について申し上げておりますが、時間もありませんので、国道１号線亀山バイパスの４車線化、羽若の交差点の上下４００メートルしたのみ、今の市長になってから１メートルもふえておらん。もう川合町まで４車線来て、それが直結して名阪へ行くのに、何らこれがついても、用地が確保されておってもできていない。これについてどんな事業をされておるのか。

それに引き続いて関バイパスの進捗状況を、まず国・県道と、それから進捗状況についてと、それから国道２５号、県の管理道路の整備状況も遅々としてほとんど進んでいない。信号機がついた程度です。

それから、県管理ですけれど、２５号との市道加太のミヤノシタ線、通称イシバシ線を市道から県管理に移管するという中にも、２５号の県管理分の通称イシバシ線についても、県道格上げということで長年やっておっても全然進んでいないところへ、この前災害が起こって、道路が決壊してしもたと。

このことについての件と、それから関四日市線、フラワー道路です。これも再三私も申し上げておるんですが、あと３００メーター住友用地をできれば、あのフラワー道路はシャープから直で抜けるわけです。これなぜかというと、名阪国道は土・日、夕方、ほとんど渋滞するがために、観光バスはここに全部集約しているわけです、夕方。あの曲がりくねったところへ。そのためにも、再三言うておるんですけど、あそこだけ少なくすれば、フラワーはスムーズに行けるし、これについても再三申し上げても何もできていない。そのために、原課は今どのように対応されているのか。

市長はこのことについて国・県へ、そのほかの関連の陳情じゃなしに、やはり市民を巻き込んで、その地域住民の署名を集めてでも、やはり市長は国・県へ陳情していってもらわんと、どうも今聞いておる範囲内では、市長は東京へ行く回数が少ないということも聞いておるので、もう少しどうしてもやらなければならん市では対応できんへんこと、国・県についてはもっと力を入れて、今までから積み上がっておる、特に国・県道のどうしてもやらなければならん仕事ができていないことに対して、もう少し力を入れて取り組んでいただきたいということに対する今日までの現状と今後の取り組みについてお伺いします。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

各道路の進捗状況と、市としての取り組みについてお答えをさせていただきます。

まず国道１号亀山バイパスに関しましては、平成７年に暫定２車線で供用開始をいたしましたが、その後、国の予算が大変厳しいということから、４車線化の時期につきましては現在未定でございます。

そのような中、通常の交通安全事業として、本年度は野村の交差点手前の合流部の車線改良を行っていただきましたが、来年度は野村交差点の部分改良を予定しており、危険箇所の回避に努めていきたいとのことでございます。

これに対する市の取り組みですが、本年度は４車線化はもちろんのことですけれども、１１月の２７日に亀山商工会議所で開催されました道路懇談会で、中部地方整備局の担当課長との意見交換を通して、具体的な危険箇所の改善要望などを行っておるところでございます。

それから、国道１号関バイパスでございますが、総延長７．１キロのうち事業化は、２．５キロの用地取得につきましてはおおむね完了と伺っておりますが、事業費の確保が難しく、事業の進捗が図られていない状況にございます。市としましては、早期完成を国に働きかけるために、一般国道１号関バイパス建設促進期成同盟会を通じて、１月１４日から１６日にかけて、国土交通省の本所、中部地方整備局、北勢国道事務所、地元選出の国会議員や三重県への要望活動を実施いたしております。その際に市長みずから、国土交通省の本所では事務次官や政務官、道路局長などへ、中部地方整備局では局長や道路部長へ関バイパスの必要性を説明し、強く要望いたしたところでございます。

それから、国道２５号の道路改良事業につきましては、現在県で用地測量などを実施いただいております。一部公図が混乱している箇所もありまして、苦慮しているとのことでございますが、今後用地買収が進みましたら、可能な箇所から工事に入っていきたいというふうに伺っております。市としましても、名阪国道及び国道２５号整備促進期成同盟会を通しまして、７月１７日に国や県などの関係者と意見交換会、１月の１４日には県への要望活動を行ったところでございます。

それから、フラワー道路の未整備区間、四日市関線でございますが、テクノヒルズ内の箇所におきまして、事業者側で用地買収、造成を行いまして、県が道路工事を行うこととなってございます。長らく用地買収に時間を要しておりますが、残りの交渉の地権者が数人になったとのことでございますので、今後工事進捗の見通しも立ってくるのではと期待をしておるところでございます。市としましては、１月１４日に、三重県議会議長や県土整備部長などに対して直接要望活動を行っております。

以上のような状態でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、一向に進まんことにもう少し危機感を持ってもらいたいと思うんです。１号線バイパスについても、それから関バイパスについても、国が予算がないからというだけでおさまっておったんではいつまで待っておっても、やはりそれには、いかにして実現するための方法をもっと考えていただいて、あらゆる情報収集をして、今政権もかわって、公共事業にかなり投下されるという中で、やっぱり選択と集中を市長がするんやなしに、国にしてもらって、それでやっぱり事業化してもらいたいなあというのと、四日市関線のフラワーについては、住友商事の用地の絡みですので、これは県に任すんやなしに、住友についてのテクノヒルズの開発については市が大きく関与しておるので、もう少し解決の方法となる場合、市がもっと力を入れれば、あそこの３００メートルのところと、それからもう１つ、セメダインから四日市関線へ出る約２００メーター、これさえできればスムーズに、要するに１号線からフラワーへスムーズに抜ける一つのバイパスができると思うんです。ただ、津関線からフラワーへ抜けるについては、まだ１号線との供用の６００メーターがあるので、これは非常に難しい。そのためのバイパスとしては、セメダインから抜ける２００メートルと、住友商事のこの３００メーターをすれば、スムーズに１号線から抜けるということができるんで、これが一番手っ取り早い方法やと思うんですよ。しかし、何らできていないのと、それから２５号のミヤノシタ線についても、これも市道から県へ移管で２５号に昇格する道路であ

る以上、これはいち早くしていただかないと困るのと、それまでにＪＲから伊賀まではまだ一つの大きな問題があるとはいえ、やはり地域住民が、今回も災害であのように加太が孤立したことに対しては、やはり２５号の確保と、それからもう１点、市場阪東線が、１号線から阪東までの道路改良についても、私は再三言っても、これも一向に進めていただいておらん。ここらを整備することによって、加太、坂下が孤立することなく、主要幹線道路で結ぶという意味からいっても、やはり早急に市で取り組むべきは取り組んで、国・県に対しては我々で、市でできることはできるだけ積極的に取り組んでいただいて、国・県へもう少し市長、足を運んでいただいて、より見える、より具体的に地域の住民に説明できる、そういう陳情を進めていただきたいと思いますが、いま一つ、市長の国・県に対する陳情のお考えをお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

多岐にわたってインフラ整備のご要望をいただきました。

市長は国や県へ要望に行っておるのかと、行っていないんではないかというご趣旨が背景にあるのかなというふうに思いますけれども、決してそういうことではございませんでして、いろいろ課題はございますが、部長が先ほどご答弁させていただいたような課題の解決に向けて、それぞれ相手さんがおられて、あるいは関係機関があるという中で、最善の努力をいたしてまいりたいと。今後もできるだけ早くそれが実現できますよう、努力をいたしてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（宮崎勝郎君）

１９番　小坂直親議員の質問は終わりました。

以上で予定をしておりました通告による質問は終了いたしました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はございませんので、関連質問を終わります。

以上で、日程第１に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

明日１４日から２６日までの１３日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため、休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明日１４日から２６日までの１３日間は、休会することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの２７日は、午後２時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでございました。

（午後　４時０２分　散会）

平成２６年３月２７日

亀山市議会定例会会議録（第６号）

●議事日程（第６号）

平成２６年３月２７日（木）午後２時　開議

第　１　議案第　１号　亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について

第　２　議案第　２号　亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

第　３　議案第　３号　亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第　４　議案第　４号　亀山市手数料条例の一部改正について

第　５　議案第　５号　亀山市基金条例の一部改正について

第　６　議案第　６号　亀山市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

第　７　議案第　７号　亀山市社会教育委員条例の一部改正について

第　８　議案第　８号　亀山市青少年問題協議会条例の一部改正について

第　９　議案第　９号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

第１０　議案第１０号　亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

第１１　議案第１１号　亀山市営住宅条例の一部改正について

第１２　議案第１２号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第１３　議案第１３号　平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について

第１４　議案第１４号　平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

第１５　議案第１５号　平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

第１６　議案第１６号　平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について

第１７　議案第１７号　平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

第１８　議案第１８号　平成２５年度亀山市水道事業会計補正予算（第３号）について

第１９　議案第１９号　平成２５年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第１号）について

第２０　議案第２０号　平成２６年度亀山市一般会計予算について

第２１　議案第２１号　平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

第２２　議案第２２号　平成２６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

第２３　議案第２３号　平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について

第２４　議案第２４号　平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について

第２５　議案第２５号　平成２６年度亀山市水道事業会計予算について

第２６　議案第２６号　平成２６年度亀山市工業用水道事業会計予算について

第２７　議案第２７号　平成２６年度亀山市病院事業会計予算について

第２８　議案第２８号　調停の申立て等について

第２９　請願第　１号　安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める請願書

第３０　請願第　２号　「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別養護老人ホー

ムへの入居を要介護３以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書」採択を求める請願書

第　３１　委員会提出議案第１号　安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める意見書の提出について

第　３２　議員提出議案第１号　「要支援者への介護予防給付の従来通りの継続」「特別養護老人ホームへの入居を要介護３以上に限定せず従来通りとすること」「利用者負担増の中止」を求める意見書の提出について

第　３３　議員提出議案第２号　特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について

第　３４　議案第２９号　亀山市副市長の選任同意について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２２名）

１番	西川憲行君	２番	髙島　真君
３番	新　秀隆君	４番	尾崎邦洋君
５番	中﨑孝彦君	６番	豊田恵理君
７番	福沢美由紀君	８番	森　美和子君
９番	鈴木達夫君	１０番	岡本公秀君
１１番	伊藤彦太郎君	１２番	前田耕一君
１３番	中村嘉孝君	１４番	宮崎勝郎君
１５番	片岡武男君	１６番	宮村和典君
１７番	前田　稔君	１８番	服部孝規君
１９番	小坂直親君	２０番	竹井道男君
２１番	大井捷夫君	２２番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田　正君
企画総務部長	広森　繁君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	梅本公宏君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	稲垣勝也君
建設部長	三谷久夫君	医療センター事務局長	松井元郎君
危機管理局長	西口昌利君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合センター長	若林喜美代君

上下水道局長	高士和也君	会計管理者（兼）出納室長	西口美由紀君
消防長	渥美正行君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	栗田恵吾君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	松村大
書記	髙野利人		

●会議の次第

（午後　２時００分　開議）

○議長（宮崎勝郎君）

皆さん、こんにちは。

これより、本日の会議を開きます。

なお、井上選挙管理委員会事務局長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第６号により取り進めます。

それでは、去る１１日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託いたしました日程第１、議案第１号から日程第２８、議案第２８号までの２８件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第　２号	亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第１２号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決

平成２６年３月１９日

総務委員会副委員長　尾崎邦洋

亀山市議会議長　宮崎勝郎　様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第　１号	亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について	原案可決
議案第　３号	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第　６号	亀山市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について	原案可決
議案第　７号	亀山市社会教育委員条例の一部改正について	原案可決
議案第　８号	亀山市青少年問題協議会条例の一部改正について	原案可決
議案第　９号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
議案第２８号	調停の申立て等について	原案可決

平成２６年３月１８日

教育民生委員会委員長　福　沢　美由紀

亀山市議会議長　宮　崎　勝　郎　様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第　４号	亀山市手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第　５号	亀山市基金条例の一部改正について	原案可決
議案第１０号	亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について	原案可決
議案第１１号	亀山市営住宅条例の一部改正について	原案可決

平成２６年３月１７日

産業建設委員会委員長　服　部　孝　規

亀山市議会議長　宮　崎　勝　郎　様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第１３号	平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について	原案可決
議案第１４号	平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について	原案可決
議案第１５号	平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について	原案可決
議案第１６号	平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について	原案可決
議案第１７号	平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について	原案可決
議案第１８号	平成２５年度亀山市水道事業会計補正予算（第３号）について	原案可決
議案第１９号	平成２５年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第１号）について	原案可決
議案第２０号	平成２６年度亀山市一般会計予算について	原案可決
議案第２１号	平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
議案第２２号	平成２６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	原案可決
議案第２３号	平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について	原案可決
議案第２４号	平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について	原案可決
議案第２５号	平成２６年度亀山市水道事業会計予算について	原案可決
議案第２６号	平成２６年度亀山市工業用水道事業会計予算について	原案可決
議案第２７号	平成２６年度亀山市病院事業会計予算について	原案可決

平成２６年３月２５日

予算決算委員会委員長　櫻　井　清　蔵

亀山市議会議長　宮　崎　勝　郎　様

○議長（宮崎勝郎君）

初めに、尾崎邦洋総務委員会副委員長。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私から報告いたします。

当委員会は、去る１１日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、１９日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を行いました。

審査の結果、議案第２号亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第１２号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、いずれも審査の過程で質疑等はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（宮崎勝郎君）

次に、福沢美由紀教育民生委員会委員長。

○７番（福沢美由紀君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る１１日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、１８日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました。

まず、議案第３号亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、保育所の嘱託医と嘱託歯科医の報酬の改正の根拠について質疑があり、これは、保育所の健康診断は幼稚園と同じく学校保健安全法の規定に準じており、学校、幼稚園と保育所間での健康診断の内容には差異はないが、保育所において嘱託歯科医の報酬が嘱託医の半額であったため、幼保一体化の方向性を見据え、整合を図るものであるという答弁でありました。

また、医師会との調整も定期的に行っているということでありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第２８号調停の申立て等について、立ち退き補償料の根拠と弁護士費用について質疑があり、立ち退き補償料は、中部地区用地対策連絡協議会の補償基準を適用して算出したもので、弁護士費用については行政訴訟費の委託料を用いるとの答弁でありました。

また、討論では、当該施設は長年関ロッジの附属施設として役割を果たし、親しまれてきた施設であり、民事調停により解決を求めるという考えは理解できないという反対討論があり、採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決することに決しました。

議案第１号亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について、議案第６号亀山市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について、議案第７号亀山市社会教育委員条例の一部改正につい

て、議案第８号亀山市青少年問題協議会条例の一部改正について、議案第９号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、いずれも審査の過程では質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（宮崎勝郎君）

次に、服部孝規産業建設委員会委員長。

○１８番（服部孝規君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る１１日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、１７日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました。

議案第４号亀山市手数料条例の一部改正について、審査の過程では、ガソリン、灯油等の危険物の危険度に応じて定められている指定数量について質疑があり、これは、危険物第４類第１石油類のガソリンは２００リットル、第２石油類の灯油は１，０００リットル等、消防法で指定された数量であるとの答弁であり、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第５号亀山市基金条例の一部改正について、みえ森と緑の県民税市町交付金を基金に積み立てずに、喫緊の課題に使うべきではないかとの質疑があり、これは、この交付金は既存事業へ充当ができないため、ある程度積み立てをし、年次計画を立てて事業を実施していくとの答弁でありました。

また、県からの交付金額、基金の活用方法等について質疑があり、これは５年間で６，０００万円程度の予定であり、平成２７年度以降基金を取り崩して、県からの交付金のみで事業を実施していくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

議案第１０号亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について及び議案第１１号亀山市営住宅条例の一部改正については、いずれも審査の過程で質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（宮崎勝郎君）

次に、櫻井清蔵予算決算委員会委員長。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

去る１１日の本会議で付託のありました議案第１３号から議案第１９号までの平成２５年度各会計補正予算７議案及び議案第２０号から議案第２７号までの平成２６年度各会計予算８議案の審査に当たるため、２４日、２５日の２日間にわたり委員会を開催いたしました。

まず、議案第２０号から議案第２７号までの平成２６年度各会計予算について審査を行いました。

その結果、議案第２０号から議案第２５号までの６議案については、反対の討論があり、採決の結果、それぞれ賛成多数により、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第２６号及び議案第２７号の２議案については、いずれも原案のとおり全会一致で可

決することに決しました。

なお、委員会で出された意見として、１つ、委員会の審査経過において、出された意見を十分尊重するとともに、今後市税収入の減少や消費税増税による影響も懸念される中で、従来以上に適切な予算執行に努められたい。また、市民生活への影響が大きい場合、年度途中であっても市として的確な対応をされたい。２つ、新規事業の執行に当たっては、事業目的の趣旨を明確にするとともに、事業効果についても目標を持って取り組まれたい。３つ、各種基金については、その効果を十分検証し、特に基金の取り崩しは十分な議論を行い、適切な運用が図られるよう努め、予算の執行に当たっては、基金の活用とともに、繰越金や余剰金を十分見込んだ上で取り組まれたい。特に、みえ森と緑の県民税市町交付金基金については、本会議や委員会で出された意見を真摯に受けとめ、本来の税の目的に沿った事業が早期に実現されるよう努められたい。４つ、行財政改革大綱に定めた各実施計画を確実に取り組むとともに、さらなる事務事業の見直しや、効率的な行政運営、受益者負担の適正化等により、歳入の確保と徹底した歳出の削減に努め、早期に成果を上げられたい。５つ、企業会計においては、貸倒引当金の計上に伴い、さらにより適切な未収金の管理、回収に努められたい。以上の５点を申し添えたところであります。

続いて、議案第１３号から議案第１９号までの平成２５年度各会計補正予算７議案については、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を付託したことから、審査の経過内容については各分科会長から報告を受け、その結果、議案第１３号から議案第１９号までの７議案については、いずれもやむを得ない補正と認め、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（宮崎勝郎君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第１号から議案第２８号までの２８件について、討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

１９番　小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

議案第５号亀山市基金条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

この議案については、本年度より県民税均等割超過課税として、４,０００円に１,０００円を上乗せして納めていただく、みえ森と緑の県民税から、市町交付金として６３３万１,０００円が交付され、６００万円をみえ森と緑の県民税市町交付金基金積立金として積み立てる条例であります。新しく導入されたこの税金の交付金は、森林の土砂災害防止、水源涵養など市民生活に欠かせない効果を、山村地域の過疎化等、手入れ不足の荒廃森林、ゲリラ豪雨等の異常気象など自然災害の発生リスクが高まる中、生命と財産を守る災害に強い森林づくりのために導入され、急を要する防災

事業に投入すべき市町交付金であります。

この基金条例については、本会議の質疑においても基金としての積み立てる目的、運用等について明快な答弁もなく、産業建設委員会においても傍聴しておりましたが、重ねて曖昧な答弁ばかりで理解できません。産業建設委員会といたしましては、可決されましたが、私といたしましては、林業家として、また長年にわたり山を守り育ててきた立場として、余りある対応の悪さに納得できず反対せざるを得ません。

反対の理由として、基金積立金とする意義や必要性、またその対策が全くない。本来の税の趣旨、背景については理解が不十分である。県の意向に左右され、亀山市としての主体性がない。亀山市の自然災害、とりわけ山林崩壊に対する現状認識と未然防止に対する施策が全くない。このような理由と、この交付金は時限立法の目的税の交付金であり、積み立てて、棚上げして、今後考えて対処するものではなく、一日も早く災害に強い森林づくりに取り組むべきものであります。

以上のようなことから、問題のあるこの議案につきましては反対させていただきます。

以上、討論といたします。

○議長（宮崎勝郎君）

１９番　小坂直親議員の討論は終わりました。

次に、７番　福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して、議案第２０号平成２６年度亀山市一般会計予算、議案第２１号平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算、議案第２２号平成２６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第２３号平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算、議案第２４号平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計予算及び議案第２５号平成２６年度亀山市水道事業会計予算についての６議案に反対の立場で討論します。

まず、この６議案に共通するのは、４月からの消費税の増税が含まれ、市民の負担増となることです。これが反対する第１の理由です。

次に、各会計について反対の理由を述べます。

まず、一般会計です。

先日、２０１４年度の政府予算が成立しましたが、消費税の増税で８兆円近い増収があるのに、福祉の充実に当てられるのは、わずか５，０００億円でしかありません。福祉の充実どころか、年金、介護、生活保護など社会保障の改悪がめじろ押しです。消費税は、所得の少ない人ほど負担の重い最も不公平な税制です。こうした中、市民生活は消費税増税とあわせ、次々と負担増や給付の削減が押し寄せてきます。

また、物価が上がる中で収入はふえず、年金は引き下げが続きます。亀山市の来年度予算案で最も重視すべきは、国の進める悪政から市民生活を守る防波堤の役割を果たすことであり、地方自治法第１条の２でうたう、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とするという精神を発揮すべきです。この点を議案質疑でただしましたが、櫻井市長は国がやるべきことだと答弁され、従来どおりの予算編成であることが明らかになりました。

また、来年度からの負担増や給付の引き下げに対し、特に所得の少ない人たちへの市独自の負担の軽減などを求めましたが、新たな施策はありませんでした。こうした予算では、市民の暮らしや

なりわいを守ることができません。これが反対の第２の理由です。

次に、個別の予算についてです。

消防の北東分署建設や木造住宅補強事業など、防災力を高める事業などは評価できる予算です。また一方で、事業自体に沿線住民などから危惧や批判が出ているリニア新幹線計画の亀山駅誘致のための基金を５，０００万円積み増すことや、問題点を認めながら見直しもしないで引き続き予算計上された総合環境センター事業、地域予算制度など制度設計ができていない地域コミュニティのしくみづくり支援事業、検討が全く不十分で効果が期待できない地球温暖化防止対策推進事業、また給食として問題のあるデリバリーによる中学校給食、非正規の職員数が５割を占める職員体制、さらに老朽化が進む保育園の建てかえ計画はないことや、猛暑の夏の子供たちの学習環境の整備のために必要なエアコンの設置など、強い市民要求があるのに予算化されていない事業もあります。こうしたことが反対する第３の理由です。

以上のとおり、市民の暮らしとなりわいを守り、切実な要求に十分に応えていない予算には反対するものです。

次に、国民健康保険です。

来年度予算は、保険税の値上げこそありませんでしたが、加入者の保険税の負担は限界を超えています。議案質疑で、１世帯平均で１万円の引き下げには６，４００万円あればできることが明らかになりました。４４億円も財政調整基金を持つ亀山市が、こうした財源を使って引き下げができないわけがありません。

また、予算の中に保険財政共同安定化事業がありますが、これは平成２７年度に全ての医療費に拡大し、政府が進める都道府県単位の国保の広域化への財政面での施策です。こうした保険税の引き下げが行われず、国保の広域化を推進する予算には反対するものです。

次に、後期高齢者医療です。

来年度から２年間、保険料が３，０００円ほど値上げされます。私たちは、年齢で区分するというこの医療制度の廃止を求める立場であるため、この予算には反対するものです。

最後に、農業集落排水と公共下水道及び水道については、消費税の増税による料金値上げが含まれ、市民生活に影響を与えることから反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論とします。

○議長（宮崎勝郎君）

７番　福沢美由紀議員の討論は終わりました。

次に、１番　西川憲行議員。

○１番（西川憲行君登壇）

ぽぷらの西川憲行でございます。

議案第２８号調停の申立て等について、反対の立場で討論をさせていただきます。

本議案は、調停にかけてもよいのかという賛否を問うものだと思います。一休庵の賃貸借に関する議論が、今までに市議会の中ではほとんどなされてこなかった。

そして、今回調停にかける議案が出てまいりました。調停に至る経過は、教育民生委員会の中で詳しく説明され、質疑も行われました。その意見には、事務的でまだ早計ではないか、そういうような意見もなされておりました。本会議においては、我が会派の櫻井議員が質疑をされ、その中で

市は、公共事業における移転補償基準の範囲内で補償額を決定し、移転に対して貸借人に明け渡しを要求したが、金額の折り合いがつかず話し合いが進まない。だから、調停に進むんだという説明がなされました。公共事業の収用に伴う建物の移転補償の考え方の法的根拠となっている法律について、また補償額の参照をされ、その適用が今回打倒なのかどうか、その法的根拠の正当性が、実際に正当性があるのかというところに整理すべき問題は多いと考えます。

また、当該施設が関ロッジの宿泊客や地域住民の憩いの場として、果たしてきた役割を考えたとき、この市の説明だけで地域住民や利用者の意向、また今関ロッジを管理している指定管理者の意見などの今後の存続も含めた議論がなされていない中では、ただ耐震基準を満たしていないから取り壊し、そう安易に考えてよいものなのでしょうか。観音山機関車広場では、桜まつりなどの市のイベントも行われ、市民憩いの場所であり、一休庵の存在価値を金銭的な説明だけで、我々が正当に今判断できるのでしょうか。

法的な手段に頼らず、話し合いによって解決を図るべきではないでしょうか。余りにも事務的で、非人間的な手段は早計だと考えます。市は、本来市民のために政治を行っていくべきです。その市民に対し、対話をないがしろにして、話し合いの解決の場を裁判所に求めるのは、いかに権利や法律のもととはいえ、ほかに解決策がなかったとは思えません。行政が市民を訴える、そのような必要のある問題なのでしょうか。

この調停申し立てを議会の意思として議決されたならば、市民との対話を重視して、二元代表制のもと市民の声に耳を傾けるべき議員の資質が問われるのではないかと考えます。

この議案に対して、議論すべき問題点や課題は多く残っており、調停申し立てをしなければならない要件を全て満たしていると思えません。我々議員の使命として、行政にもう少し考える時間が必要だという意思表示をするべきだと考え、この議案には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（宮崎勝郎君）

１番　西川憲行議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案について、起立により採決をいたします。

採決に先立って、この際お諮りいたします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、起立採決により、着席している場合は反対とみなすことといたします。

それでは、討論のありました議案第５号亀山市基金条例の一部改正について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第５号亀山市基金条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第２０号平成２６年度亀山市一般会計予算について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２０号平成２６年度亀山市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第２１号平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２１号平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第２２号平成２６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２２号平成２６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第２３号平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２３号平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第２４号平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２４号平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第２５号平成２６年度亀山市水道事業会計予算について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２５号平成２６年度亀山市水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第２８号調停の申立て等について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２８号調停の申立て等については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第１号から議案第４号及び議案第６号から議案第１９号並びに議案第２６号から議案第２７号までの２０件について、一括して起立採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、

議案第　１号　亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について

議案第　２号　亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議案第　３号　亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第　４号　亀山市手数料条例の一部改正について

議案第　６号　亀山市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

議案第　７号　亀山市社会教育委員条例の一部改正について

議案第　８号　亀山市青少年問題協議会条例の一部改正について

議案第　９号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第１０号　亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第１１号　亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第１２号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第１３号　平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について

議案第１４号　平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第１５号　平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第１６号　平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について

議案第１７号　平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

議案第１８号　平成２５年度亀山市水道事業会計補正予算（第３号）について

議案第１９号　平成２５年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第２６号　平成２６年度亀山市工業用水道事業会計予算について

議案第２７号　平成２６年度亀山市病院事業会計予算について

は、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第２９、請願第１号及び日程第３０、請願第２号を一括議題といたします。

請願２件についての各常任委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１３５

条の規定により報告します。

平成２６年３月１７日

産業建設委員会委員長　服　部　孝　規

亀山市議会議長　宮　崎　勝　郎　様

別表

受　理　番　号	請　　１
受　理　年　月　日	平成２６年３月４日
件　　名	安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市和田町１４８８－１１５ 連合三重亀山地域協議会 議長　沢井　禎浩
紹介議員氏名	竹井道男、大井捷夫
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採　択
措　　置	関係機関に対し意見書を送付する

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１３５条の規定により報告します。

平成２６年３月１８日

教育民生委員会委員長　福　沢　美由紀

亀山市議会議長　宮　崎　勝　郎　様

別表

受　理　番　号	請　　２
受　理　年　月　日	平成２６年３月１０日
件　　名	「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別養護老人ホームへの入居を要介護３以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書」採択を求める請願書
請願者の住所・氏名	津市柳山津興１５３５－２３ 三重県社会保障推進協議会 会長　林　　友信
紹介議員氏名	片岡武男、大井捷夫、西川憲行、服部孝規
委員会の意見	願意妥当
審　査　の　結　果	採　択
措　　置	関係機関に対し意見書を送付する

○議長（宮崎勝郎君）

これより、請願の審査報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、請願２件に対する討論を行いますが、通告はございませんので、討論を終結し、請願第１号及び請願第２号について、起立により採決を行います。

まず、請願第１号安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める請願書について、起立により採決いたします。

本請願についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第１号安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める請願書については、採択することに決しました。

次に、請願第２号「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別養護老人ホームへの入居を要介護３以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書」採択を求める請願書について、起立により採決いたします。

本請願についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第２号「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別養護老人ホームへの入居を要介護３以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書」採択を求める請願書は、採択することに決しました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時４３分　休憩）

（午後　２時５３分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第３１、委員会提出議案第１号から日程第３３、議員提出議案第２号までの３議案を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、服部孝規産業建設委員会委員長。

○１８番（服部孝規君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第１号安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める意見書の提出について、産業建設委員会の委員会提出議案でございますので、私のほうから、意見書の朗読をもって、提案理由の説明といたします。

安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める意見書。

働くことは、生活の糧を得るだけでなく、生きがいであり、自己実現を図るための重要な手段で

す。日本は、約５，３５０万人が雇用関係のもとで働いていますが、そのうち不安定な雇用にある非正規労働者は毎年大幅に増加し、現在は２，０００万人を超え、また年収２００万円以下の、いわゆるワーキングプアが１，１００万人に迫っています。

１０年以上に及ぶデフレ傾向から脱却し、所得向上を起点とした経済の好循環の実現によって、日本経済を持続的な成長とするためには、安定的な雇用と均等・均衡な処遇のもとで働きたい人が、安心して働き続けることができる環境を整備することが必要不可欠です。

２００８年秋のリーマンショックによる派遣切り、雇いどめなどによって、多くの非正規労働者が職を失ったことを受けて、政府や国会では、２０００年前後から続いた雇用ルールの緩和の転換が進みつつありました。派遣労働者を初めとする多くの非正規労働者の人々が正規雇用で働きたいと思っているとの調査結果もあります。しかし、政府内に設置された規制改革会議や産業競争力会議では、再び雇用を含む労働規制の緩和を検討しており、その中には、安定雇用を減少させ、不安定雇用を大幅に拡大・定着させることが危惧される解雇の金銭解決制度や、限定正社員制度、労働者派遣法の見直しなどが含まれています。

また、労働政策に係る基本方針の策定のあり方について、労使の利害調整の枠を超えた仕組みを創設することが提言されていますが、雇用・労働政策は国際労働機関（ＩＬＯ）の三者構成原則に基づいて議論することが国際標準となっています。

よって、政府におかれては、下記の事項を強く要望します。

記１．所得向上を起点とした経済の好循環の実現による日本経済・社会の持続的な成長を実現するため、安定的な雇用と均等・均衡な処遇のもとで、安心して働き続けることができる雇用・労働環境を整備するための法改正を行うこと。

２．特に、労働者派遣法については、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと。

３．雇用・労働政策に係る議論は、国際標準であるＩＬＯの三者構成主義にのっとって、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、公益を代表する委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

次に、２２番　櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

ただいま上程いただきました議員提出議案第１号「要支援者への介護予防給付の従来通りの継続」「特別養護老人ホームへの入居を要介護３以上に限定せず従来通りとすること」「利用者負担増の中止」を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって、提案理由の説明といたします。

「要支援者への介護予防給付の従来通りの継続」「特別養護老人ホームへの入居を要介護３以上に限定せず従来通りとすること」「利用者負担増の中止」を求める意見書。

社会保障・税一体改革の一環として、介護保険見直しを検討してきた厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会で１２月２０日に、介護保険制度見直しに関する意見（以下、見直し意見）をまとめました。その内容は、介護保険制度の掲げた介護の社会化を縮小させ、利用者、ご家族、介護

事業所、労働者、自治体等に大きな負担を負わすものです。

給付の抑制を図ることを口実に、要支援者を介護保険の給付対象から外して市町村が裁量で行う地域支援事業に移行、施設入所を要介護３以上に限定、一定以上の所得がある利用者の負担引き上げが盛り込まれています。

地域支援事業の財源は、一定の範囲内で介護保険財政から支出されるものの、事業内容は市町村の裁量とされ、介護に当たる人員や運営の基準もなく、ボランティアやＮＰＯなどの地域力を活用することになります。しかし、地域の受け皿は十分ではなく、市町村との懇談会でも、同じようなサービスは実施できないと行政も認めています。

さらに、多くの利用者が訪問介護・通所介護のサービスから外され、報酬が下がることになれば、多くの介護事業所の経営は大変困難になることも予想され、事業所の縮小・閉鎖、職員の非正規化や賃金の切り下げなどによる介護職員の離職がさらに進むことも危惧されます。

また、特別養護老人ホームの入居を原則要介護３以上の高齢者に限定するとしていますが、既に入所している人が要介護１及び２に改善した場合、経過措置が過ぎてからは追い出す方針も打ち出されています。介護施設の入居待機者は、全国で４２万人、そのうち要介護１、２の人は３１％にも上がっています。これでは、要介護１、２の高齢者の行き場所がなく、介護難民という事態にもなってしまいます。現場の実態とかけ離れた制度改定案はきっぱり撤回すべきです。

制度開始以来、介護保険料は改定のたびに上がっており、その上、利用料負担を上乗せすることは、必要な介護を奪うことにつながるのではないかと懸念が広がっています。国の責任で制度の持続可能性と公平性を確保すべきと考えます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記１．要支援者に対する介護予防給付を従来どおり継続すること。

２．特別養護老人ホームへの入居を要介護３以上に限定せず、従来どおりとすること。

３．利用者負担をふやさないこと。

４．介護保険財政に国が責任を持つこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

次に、１８番　服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

ただいま上程をいただきました議員提出議案第２号特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって、提案理由の説明といたします。

特定秘密保護法の廃止を求める意見書。

さきの臨時国会で特定秘密保護法が強行可決された。しかし、この法案は政府が持つ膨大な情報のうち、政府が勝手に特定秘密を指定して、それを漏らしたり、それを知ろうとする国民に対して最長１０年の懲役にするというものである。

特定秘密保護法の問題点は、第１に、特定秘密を決めるのが行政機関の長であり、行政機関の都合で隠したい情報を何でも国民から隠すことのできる特定秘密を、無制限に広げられる可能性があることであり、第２に、何が秘密かそれも秘密になっている問題である。なぜ逮捕されたかもわか

らず、裁判では弁護士にすら特定秘密の内容が明らかにされない。第３に、国会議員までも対象とし、国会の国政調査権をも制限するものである。まさに国民の目と耳、口を塞ぐものと言わなければならない。

こうした法案の内容が明らかになるにつれて、日本弁護士連合会、日本ペンクラブ、ジャーナリストや、テレビキャスターの方々など多くの方から反対の声が上がっています。

共同通信社が、昨年１２月８日、９日に実施した全国緊急電話世論調査によると、法律に不安を感じるとの回答が７０．８％もあり、法律への賛否では反対が６０．３％に上った。また、法律を今後どうすればよいかについては、修正する、または廃止するとの回答が合わせて８２．３％に上っている。成立後も、これだけの国民が危惧している法律を施行すべきではない。

よって、亀山市議会は政府に対し、特定秘密保護法を廃止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本各案についての質疑を行います。

通告に従い、発言を許します。

１９番　小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

先ほど提案されました、提出議案第２号特定秘密保護法の廃止を求める意見書について、提案者に対しまして、少し質疑をさせていただきたいと思います。

この特定秘密の保護に関する法律は、国と国民の安全を確保するという大前提のもとに、昨年の１２月６日に法律が成立し、１３日に公布され、そして公布から１年以内に施行されるという法律であります。

この法律については、十分国会等におきまして、またいろんな修正案も出された後、異見な意見を集約されたものであり、我が国にとっては大変重要な法律でなかろうかというふうに思っております。

しかし、この意見書を見ますと、確かに意見書にはいろいろな方法があろうかと思いますけど、この意見書の中に、なぜ今この時期に出さなければならないのか。法が、成立する１２月６日までには国会等で十分審議される中で、これから成立する前の意見書であれば、かなり有効であろうかと思いますが、既に成立された後、廃案に持っていけという、今この時期に出さなければならなかった理由、それからこの秘密法が強行採決されたという表現を使われておりますけど、いずれにしましても強行採決で本法律だけに限らず、いかなる場合、政権がかわったときにも、いかなる方法であろうが強行採決は過去にもようけあって、この法律だけが強行されたとは、私は思っておりませんので、この表現についても不十分であるというふうに思います。

それから、政府が勝手に特定秘密を指定しておると言われておりますけど、何をもって政府が今既に特定秘密を確定しておるのかという部分について、それから第一に特定秘密についての行政機関の都合で隠したい情報を何でも国民から隠すと、この表現についても、何をもって指しておるのかということも今すぐわからないし、これからその特定秘密が無制限に広がる可能性があると、あ

くまでもこの中には、問題１、問題２、問題３も、まだ法が施行されていない中で、あらゆる可能性だけが、まだ実施もされていない、どんな問題も起こっていないのに可能性だけをもって、この法を廃案するというのには、余りにも安易過ぎじゃなかろうかと。

たとえ、この問題についてのいろいろな問題が起きてこようと思うんですけど、それはまた司法のほうで十分判断されるものであって、明らかにこの可能性だけをもって、またマスコミの数字だけをもって意見書とすることについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

１９番　小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

それでは、小坂議員の質問に対してお答えをいたします。

まず１番目に、今なぜ提出なのかという問題であります。

昨年１２月６日に、この法律は強行採決をされたと。この時期に出すということも考えたわけですけれども、もう議会が始まって間もない時期で、１２月議会ではタイミング的に出せなかったということがあります。その法律が成立して、一番近いこの３月議会で今回出させていただいた。施行がまだされていないという段階で、こういう問題はぜひ廃止するようにという意見書を出したかったということであります。

それから２つ目、強行採決の問題を言われましたけれども、あくまでもこの意見書については、秘密保護法についての問題だけを取り上げていますので、それ以外の国会でのいろんなやり方ですね、それについては、この意見書では対象外であるということであります。

それから、無制限に広げられる可能性、可能性だけで物を言っているんじゃないかという質問でありますけれども、やっぱり一番法律で問題なのは、何が秘密なのかが秘密にされるということ、このことが、やはり国民に対しても、いろんな方にとっても、いろんな疑義が生まれる。こういうことがあるんではないか、こういうことが起こるんではないかという疑惑を招いているということです。こういうような法律自体が、やっぱり問題になるんであろうというふうに思っています。

そういうことで、マスコミも、一応共同通信のものを出しましたけれども、そのほかの各新聞のものも大体見ましたけれども、大体同じような数字が上がっておるんで、特に共同通信の数字が高かったから出したということではない。

それからもう１つは、廃止に関して４１の議会で意見書が可決されているということも申し添えておきたいと思います。以上です。

○議長（宮崎勝郎君）

１９番　小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

この法律そのものに異論を申し上げるのは、国民の権利であろうかと思うんですけど、いろいろ修正案もかけられて、議論がそれなりに十分されたというふうに認識は、私はいたします。ただ、可能性だけで物を言われることの中身は多いんですけど、その中には知る権利の保障ということも、マスコミの言う知る権利の保障はされておると、それから秘密についても、今の秘密保護法よりは大きく拡大するという意思はないんだと、ある程度限られた防衛、外交に関する、特に国家公務員

の罰則規定が１年だったのが１０年にするということについても、今より、より厳格に、国家の秘密を守るべきものは守るということだっただろうと思うんで、いずれにしましても見解の相違であろうかと思いますので、私としては、今この中でこの意見書の中身について、余り今文面一つ一つ取るには足らないので、賛成できないということで質疑を終わります。

○議長（宮崎勝郎君）

１９番　小坂直親議員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑を終結いたします。

なお、委員会提出議案第１号については、会議規則第３６条第２項の規定により、常任委員会への付託はしないこととといたします。

続いて、お諮りいたします。

議員提出議案第１号及び議員提出議案第２号については、会議規則第３６条第３項の規定により、常任委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第１号及び議員提出議案第２号は、常任委員会への付託を省略することに決しました。

会議の途中ですが、５分間休憩いたします。

（午後　３時１４分　休憩）

（午後　３時１９分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、委員会提出議案第１号、議員提出議案第１号及び議員提出議案第２号について、討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

８番　森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

公明党を代表して、議員提出議案第２号特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について、反対の立場で討論します。

昨年１２月、国の安全と国民の生命、身体、財産を守るために必要な情報だけを特定秘密として指定し、それを政府内で保護、活用する特定秘密保護法が可決、成立いたしました。

国には安全保障上、どうしても守られなければならない秘密があります。それと同時に、国民の知る権利を確保しなければいけません。特定秘密というのは、それが仮に漏れてしまうと国の安全保障上極めて重大な支障があるものですが、例えば個人でもキャッシュカードの暗証番号、あるいはインターネットのパスワード、これは外に漏れたら困ると思います。国も同じように、安全保障上外に漏れたら困る情報がたくさんあります。例えば、自衛隊の装備の性能、あるいは自衛隊や外

務省で使っている暗号、それが外に漏れると非常に重大な問題になります。

日本だけでなく、世界各国にも安全保障上守られなければならない情報があります。欧米各国、あるいはアジアで言えば、お隣の韓国も国の安全保障上の重要な情報を守るために同様の法律をつくっています。残念ながら、日本ではそういった法律がなかったために、海外各国から見ると、日本に情報を提供するとそれが漏れるかもしれないという懸念があって、本当に機敏な情報が入手できていたのかという課題があったのです。

この法律が成立すると、戦前の治安維持法のように、国民の思想、信条が侵害されるのではないかという批判もありましたが、条文のどこをとってみてもそういったことに全くなりません。そもそも戦後の日本は、現行憲法上、思想、信条の自由がきちんと守られているわけですから、この法律でそういったことが損なわれることは全くありません。

また、特定秘密は４つの項目に限定されています。１つ目は防衛、２つ目には外交、３つ目にはスパイ防止、４つ目にはテロ防止です。原発の事故情報が隠されるのではないかという指摘がありますが、原発の事故情報は今回の特定秘密の対象ではありません。あくまでも今回は、対象を国の安全保障上どうしても外に漏らすと重大な影響があるというものに限定していますから、国民生活一般にどんどん秘密の指定範囲が広がるということにはなりません。

また、各大臣が恣意的な特定秘密の指定を行わないように、あらかじめ政府が有識者の意見を聞いた上で、特定秘密の指定や解除に関する統一的な基準を策定するということも法律に盛り込まれております。

以上のことから、この意見書に対しては反対をいたします。

議員各位の賛同を求め、討論といたします。

○議長（宮崎勝郎君）

８番　森　美和子議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議員提出議案第２号特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席ください。

起立多数であります。

したがって、議員提出議案第２号特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、委員会提出議案第１号安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める意見書の提出について、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、委員会提出議案第１号安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議員提出議案第１号「要支援者への介護予防給付の従来通りの継続」「特別養護老人ホームへの入居を要介護３以上に限定せず従来通りとすること」「利用者負担増の中止」を求める意見書の提出について、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議員提出議案第１号「要支援者への介護予防給付の従来通りの継続」「特別養護老人ホームへの入居を要介護３以上に限定せず従来通りとすること」「利用者負担増の中止」を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第３４、議案第２９号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第２９号亀山市副市長の選任同意についてでございますが、本市副市長の安田　正氏は、平成２６年３月３１日をもって任期満了となりますので、後任者の選任について地方地自法第１６２条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任者といたしましては、現在、本市の企画総務部長であります広森　繁氏が適任であると存じますので、その選任同意についてお願いするものでございます。

なお、任期は平成２６年４月１日から４年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

通告に従い、発言を許します。

２２番　櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、今定例会に追加提案されました議案第２９号亀山市副市長の選任同意についてでございますけれども、市長にお伺いしたいと思います。

今回、提出されております現広森　繁企画総務部長は、今日まで市民のために全力を尽くされたことは私も十分理解をしておりますが、そこで現副市長、在任期間１期４年で、任期満了という提案理由でございましたけれども、この任期満了というのはどういう意味合いでされたのか。

基本的に、私は議員生活もう２８年になるんですけれども、首長である人と、それを補佐する特別職の副市長は、強いて言えば女房役という形で選任を前回されたと思います。しかるに、安田副市長の前任者である前副市長でありました小坂氏を、今の櫻井市長が市長になられたときに、前任市長の次の副市長を再度選任されたと。恐らくこの４年間やられると思っていたんですけれども、何か健康上の理由ということで１年間で退任をされました。その後任として、県で生活文化部長をやられて見識もあるし、それから県の、または国とのパイプの一つとして、安田副市長を選任したと。やはり、その成果によって私思うに、長年私が思っておりました亀山市人権条例の制定とか、安田副市長の経験からそういうものの制定もしていただきました。確かに前任者、言葉少な目で勝ち気なお人であろうかと思いますけれども、やはり女房役をわずか１期４年で任期満了という形で再任をしないということが、本当に私としては理解できない。そのことについて、なぜその再任ができなかったか、ただ任期満了だけでは私は理解できませんもので、質疑を申し出させていただきまして、市長さんになぜ再任できなかったのか、ただ任期満了だけだったのか、そこだけをちょっと明らかにしていただきたいのでよろしくお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井議員のご質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

安田副市長、本当に２２年の４月就任以来、大変激動の中で奮闘いただいてきました。市政、中枢でしっかりと市政の進展のためにご尽力をいただいたと、本当にそのキャリアを生かしていただいたというふうに私は敬意を表したいと思っております。

さて、今、副市長の選任同意につきましては、そもそもあくまで４年間の任期というのが、これはもう限定を定められておりますので、その４年間の任期満了に伴いまして、これはその都度、その局面におきまして、適任者を候補者として選任をしていただいておるものでございます。この点につきましては、安田副市長の任期満了に伴いまして、新たに総合的な熟慮の上で判断をさせていただいて、今回議案としてお願いしておるものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

先ほど、４年間の安田副市長の功績を認めた上で、総合的に熟慮したというお言葉がございました。総合的な熟慮をした結果、４年間で安田副市長にご退任いただくと。総合的な熟慮したと、キャリアとかいう言葉も出てきました。思い起こせば、櫻井市長が市長選挙に出られて、そして前任者の市長の副市長を選任したときに、今日まで亀山市政合併を挟んで、旧亀山市、旧関町のときの旧亀山市の助役及び副市長を務められて、合併を挟んだ中で、いろいろ、国・県、それから行政マンのキャリアとして再任をしたいということで、前任者を選任をされたと。それも、いろいろ総合的に熟慮されたと。ちょっと私、先ほど聞かせていただいた答弁の中で、わずか４年で女房役の副市長を切るという総合的な熟慮というのは、これは理解できませんよ、そんなもの。

できましたら、一、二点具体的な、こういうような点を熟慮した結果、庁内登用に至ったという

ご答弁をいただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本市は、もうご案内のように、新年度市制施行１０周年の節目に当たるという局面でございます。次なる、また新たなステージを切り開いていかなくてはなりません。その意味から、市政の一層の進展を図るという意味からも、内部登用を図るべきであると、そのような判断をいたしたものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

人のつながりというのは、私は非常に大事にし、もうじき６５ですけれども、人のつながり、これを非常に大事にしてやってきたつもりです。

いみじくも、私の長年の友人がきのう亡くなりまして、きょうも枕元で済まんだのうという話をしてきました。この方とは、いろんな形で地域のためにいろいろ尽くしてきた。

やはり、まだ今さっき市長が言われた庁内登用、それも結構やと思うんです。私が今危惧しているのは、庁内登用でいろいろなご経験もあろうお方やと思いますけれども、やはり人の人脈、そこら辺を、仮に亀山市が副市長２人制やったら、庁内登用を１名は副市長さんをされる、１名は市外の方からお願いするということはよくわかります。過去にも、庁内登用の例は私もよく知っておりますけれども、関町時代に２名の方が庁内登用で助役になられた。亀山市でも２０年ばかり前と思うんですけれども、１名の方が庁内登用されたと。

やはりそういう中で、これから今亀山市も財政難で、やはり外部から、国・県から、いろんな形で補助金とか、交付金とか、そういうようなことで運営していかんならんと。どうしても私は、県とつながりが見える方が亀山市には必要やと私は思っています。

それで、さきの委員会でもいろいろ傍聴させていただいたり、私の教育民生委員会でも議論がありました中で、やはり継続的ないろんな考え方というものがやはり、副市長の中で予算決算委員会でも、私は委員長として議事運営で諮らせていただきましたけれども、やはり行政というのは５年、１０年と長いスパンでやっていかんならんと。そのためには、今回の庁内登用も結構ですけれども、まだ十分理解できませんので、改めてこの議案については、私はやっぱり一つの人の道、人の流れ、人脈、それからその方の能力を見るのには、やはり８年から１０年要ると思っておりますので、私がこういうふうに理解させてもらってもよろしいかな、市長が安田副市長をよく使わなかったで、よく使い切らなかったで、だからわしは安田氏を切るというふうに判断をされたんだと思いますけれども、そういうふうに認識させてもろてもよろしいかな。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

非常に不適切なご指摘でございますけれども、任期満了に伴って副市長の任期が満了されるという中であって、副市長を切るとか、切らないとか、安田さんだからいいとか悪いとか、こういう話

ではないということを、まずご理解いただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、副市長の選任同意については４年間の期限の中で、その都度さまざまな判断をして、あるべき姿を判断して組織づくりをしていくということが基本でございますので、その点は誤解のないようにお願いをいたしたいと思います。

また、先ほど冒頭で申し上げましたように、この４年間というのは、リーマンショックの後、それから亀山市の財政的にも大変厳しい局面でございました。安田副市長が、本当にその力を遺憾なく発揮をいただいて、この局面を乗り切ってくれたというふうに私は敬意と感謝を申し上げたいと思いますし、少しご懸念が、内部登用と外部登用の話の中で、県とのパイプが切れてしまうんではないかとか、そういうご懸念もあるんだろうというふうに思っておりますけれども、現在の亀山市におきまして、県との人事交流も含めまして、かなり厚みのある信頼関係が構築をされてきておるというふうに考えておりますので、その点はご心配は要らないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、４年間の任期満了という中での今回新たな選任同意をお願いしておるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

私から申し述べます。議案から外れないようによろしくお願いしたいと思います。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

やっぱり女房役である副市長を１期４年で切るということは、わしの考えですよ、世の中の仁・義・礼・智・信、義を忘れたものは失政をする。

一言加えて終わります。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

２２番　櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で予定をしておりました通告による質疑を終結いたします。

続いて、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第２９号については、会議規則第３６条第３項の規定により、常任委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号については、常任委員会への付託を省略することに決しました。

会議の途中ですが、５分間休憩いたします。

（午後　３時４３分　休憩）

（午後　３時４８分　再開）

○議長（宮崎勝郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第２９号について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

２２番　櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

櫻井清蔵でございます。

このたび、最終日に追加提案されました副市長の選任同意の件について、反対の意味で討論をさせていただきたいと思いますので、お時間を頂戴しましたことを感謝申し上げます。

先ほども質問等で、市長に今回の新しく副市長を選任されることについてお聞きしました。そこで私は、こういうふうにお尋ねしたと思います。なぜ１期４年で、県から迎えた安田副市長を解任されるのかと、そのとき市長は総合的な熟慮と言われました。やはり市長と副市長は、私はこの亀山市の両輪やと思っております。そこをチェックするのが議会の仕事やというふうに思っております。

やはり安田副市長は、この４年間、いろいろ亀山市民のために精いっぱいご努力いただいて、私自身も感謝しております。けれど、その方をわずか４年で解任するということは、任期満了といえども、やはり総合的な熟慮としては再任するのが妥当なことだと私は思っております。亀山市政も、これから財政難という形で、いろいろこの市民５万人の一つの行政機関として、市民の皆さん方に安心して安全なまちづくりのためには、やはりより一層の安田副市長のお知恵を拝借して、亀山市のために邁進していただきたいと思っておりましたけれども、市長がこういうような形で提案をされました。決して、今回選任される広森企画総務部長、広森　繁君を私は誹謗しているわけではございませんので、その点は、誤解がないようによろしくお願いします。

今回の選任同意については、やはり新任を選任するということについては、市長の心を疑いたい。人の道が外れておる。

やはりもう一度、議員各位にお願いしたい。果たしてこういうようなことがまた繰り返されるようなことがないように、何とか、この議案については賛同していただかないようにお願いしたいと思います。まだまだ使える男ですのでと思っています、私は。どうかよろしく頼みますわ。終わり。

○議長（宮崎勝郎君）

２２番　櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、議案第２９号について起立により採決を行います。

議案第２９号亀山市副市長の選任同意について、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２９号亀山市副市長の選任同意については、同意することに決しました。

次に、お諮りいたします。

以上で今期定例会の議事を全て議了いたしました。

議事を閉じ、閉会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成２６年３月亀山市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

（午後　３時５４分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

平成２６年３月２７日

議　　長　　宮　崎　勝　郎

１　　番　　西　川　憲　行

１３　番　　中　村　嘉　孝